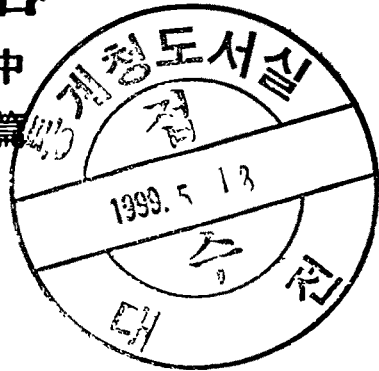


調査資料
第三十九輯
生活状態調査(其六)

朝鮮の聚落

中篇

朝鮮總督府



序

本書は囑託書、生永助の調査研究に係る「朝鮮の聚落」の中篇にして、朝鮮に於ける部落中、比較的特色ある移民部落、模範部落、特殊部落、新興部落、温泉部落、及び鉱山部落に就いて記述せるもので、これ等諸部落の現狀に關する事項は略ぼ網羅されて居るから、これを繙くに於ては、村落及び小市街地の行政及び施設竝に人文地理の研究上多少の参考となることゝ信ずる。

昭和八年二月

朝鮮總督官房文書課長 萩原彦三

「朝鮮の聚落」前篇に於ては、朝鮮の聚落に就いて總括的の調査研究を試みたが、本篇に於ては、朝鮮の聚落とその性質より考察し、同族部落以外のものにして比較的特色ありと認めらるゝ、移民部落、模範部落、特殊部落、新興部落、温泉部落、鞍山部落に就いて、専らその現状を記述するに努め、併せてこれに關係ある寫眞をも蒐集して説明を補足したつもりである。同族部落に關しては後篇に於て説明することにして居るが、右の二部落を本書中に採録したに就いては、一應その理由を明かにして置く必要があらう。

一、朝鮮に於ける移民部落には、内地人、支那人、西洋人、又は朝鮮人の集團等あり、その職業も色々あるが、就中、内地移民の成績如何及びその朝鮮部落に及ぼしたる感化影響は、我國に於ける移民問題の解決上最も重要な關心事であると同時に、移民を通じて見たる内鮮融和の實情を把握することは、朝鮮統治上極めて緊要なる問題に屬する。

二、今や朝鮮全土にわたりて自力更生の發端が鳴りひびき、二千萬民衆は甲斐がひしく奮ひ立つて居るが、最近數年來、農村のこゝかしこに、幾多の優秀なる模範部落があつて、地方の開発と民力の増進に寄與し

て居たのである。さればその事蹟を究め、これが中心人物及び一般部落民の活動状態を明かにすることは、今後の農村経営上大切な教訓と信ずる。

三、善悪は別として、舊慣に囚はれ階級思想の強いことは、朝鮮の社會に於ける一特徴であるが、この環境に在りて、特殊の階級又は特殊の職業に屬する人達の集團生活が、果して如何になり行きつゝあるかは、社會問題としても經濟問題としても、決して忽かせにし難い事實である。

四、交化、交通、産業等の發達の過渡期に在る朝鮮には、幾多の新しき聚落が興りつゝあるが、その發生の由來を探り、發達の趨勢を究め、これが對策を講ずることは、行政上竝に經濟上緊要なることであるばかりでなく、人文地理の研究上大切なことである。

五、寒暑の烈しい上に赭土と禿山に圍まれて乾き切つた半島の生活には、高尚なる趣味娛樂の機關がない。この間に在りて温泉が民衆に如何に利用されて居るであらうか。温泉部落の消長は、獨り保健衛生上のみならず、民度の消長をも測定することが出來、併せて避暑避寒等の季節聚落、及び觀光事業などの施設經營にも、亦大に參考となると思はれる。

六、製造工業の發達が未だ幼稚なる朝鮮に於ては、純然たる工業聚落として擧ぐべきものは尠いが、規模の大小は兎も角として、現在各種の鑛山部落が存在し、殊に金關係の諸鑛山は近來異常なる活況を呈して居る。さればこれ等諸鑛山の採鑛狀況と鑛山部落の實情に就いては、時節柄世人の注目を惹くことが尠くあるまい。

以上の見地によりて、本書には移民部落、模範部落、特殊部落、新興部落、温泉部落、及び鑛山部落の六部門を選定して、夫れぞれ調査した次第であるが、今日に於てこれ等の部落の有する特相を明にすることは、人文、經濟、社會等の調査研究上極めて意義深いことであり、施政上何等かの參考となること、惜する。本篇記述の方針としては、成るべく歴史的研究を簡略し、主として現状の紹介に重きを置いたのであるが、努めて多數の部落を網羅せんとした爲め、個々の部落の記述としては、未だ盡さざる點が尠くあるまい。而して實地の調査及び資料・寫眞の蒐集に當りては、本府の各局課を始め、道・府郡島・邑面、並に警察官署等を煩はしたることが頗る多く、また温泉部落に就いては警務局衛生課、鑛山部落に就いては殖産局鑛務課の調査に負ふ所が、甚だ多いことを斷つて置く。

調査資料
第三十九輯
朝鮮の聚落 中篇

目次

第一章 移民部落	一
第一節 移民の沿革	一
第二節 最近の移民消長	八
第三節 移民部落の現状	一六
第二章 模範部落	二九
第一節 模範部落の分布	二九
第二節 模範部落の目標	一六七
第三節 模範部落の現状	一七四

第四節 模範部落の選奨……………二八七

第五節 模範部落と卒業生指導……………二九四

第三章 特殊部落……………二九九

第一節 特殊部落……………二九九

史族部……………三〇〇

驛吏部……………三〇一

僧侶部……………三〇二

在家僧部……………三〇三

舊白丁部……………三〇六

匠人・巫女・官奴部落……………三〇八

第二節 土幕部落……………三〇九

第四章 新興部落……………三一一

第五章 温泉部 落……………三九一

目次	水安堡温泉……………三九三
	温陽温泉……………三九七
	儲城温泉……………四〇一
	德山温泉……………四〇四
	東萊温泉……………四〇六
	海雲寮温泉……………四一一
	北面温泉……………四一五
	馬山温泉……………四一六
	天福温泉……………四一九
	平山温泉……………四二一
	信川温泉……………四二三
	達泉温泉……………四二七
	三泉温泉……………四二九
	松禾温泉……………四三〇

第六章 鑛山部落

著名なる鑛山部落

白岩 温泉……………四六六

金剛山 温泉……………四六八

朱乙 温泉……………四七一

カネタ 温泉……………四七四

温泉水 坪……………四七七

松興里 温泉……………四七九

業億 温泉……………四八一

門内 温泉……………四八四

城町 温泉……………四八四

天坪 温泉……………四八五

冷泉 薬水……………四八六

鑛山部落……………四八七

著名なる鑛山部落……………四八七

中央 敏山……………四八九

稷山 金敏……………四九二

目次……………五

大成炭礦	江東炭礦	三神炭礦	大寶炭礦	江西炭礦	价川鐵山	鳳山炭礦	象二浦製鐵所	股架鐵山	象二浦鐵山	三菱下聖鐵山	暖亭鐵山	笏洞金礦	送安金礦	光陽鐵山	金堤砂金礦
.....
五三三	五三一	五二九	五二八	五二六	五二五	五二二	五一九	五一六	五一四	五一三	五一〇	五〇七	五〇三	四九九	四九五

目次	生氣嶺炭	遊仙炭	鳳儀炭	咸北炭	利原鐵	義州鐵	吉祥鐵	三井三成金	橋洞鐵	新延金	大榆洞鐵	雲山金	安州炭	平雙炭	大文山炭	貞栢炭
	礦	礦	礦	礦	山	山	山	山	山	山	山	山	礦	礦	礦	礦

	五八三	五八二	五八一	五七九	五七七	五七三	五七〇	五六四	五六三	五五九	五五三	五四四	五四二	五三七	五三六	五三四

昭和炭畝……………五八五

青岩金山……………五八七

其の他鑛山部落……………五八九

寫眞

移民部落

全羅北道沃溝郡米面不二農村産業組合部落 京畿道水原附近の東拓移民部落 全羅南道海南郡松旨面於蘭里西方の防波堤合衆 松旨面於蘭里に於ける内地人移民の凶犯 慶尙北道遂城郡解顔面芳村面、檢沙洞の移民部落 慶尙北道遂城郡解顔面立石洞移民部落、黄海道鳳山郡廣泉面朔谷里の移民部落 朔谷里に於ける移民の鶴卵共同販賣 朔谷里に於ける移民の發賣 朔谷里に於ける移民の發賣 京畿道廣州郡孝州面驛三里の移民部落 驛三里に於ける移民の水稻除草 春川邑別坪里に於ける支那移民の住家 前坪里に於ける支那移民の農耕 咸鏡南道三水郡自西面小岩里紫芝徳の移民部落 自西面小岩里紫芝徳移民部落に於ける部落民の生活

模範部落

慶尙北道慶山郡仲梁面益米洞模範部落 逸米洞模範部落の収歸持會 京畿道長湍郡内面亭子里新村部落 亭子里新村共助會員の共同作業 全羅北道長水郡長水洞松川里 松川里に於ける施設 咸鏡南道咸州郡下賊川面粟井甲模範部落の米肥製造 慶尙南道咸陽郡成陽面新泉里模範部落に於ける備業組合の作業 全羅北道茂朱郡茂朱面大車里模範部落 大車里模範部落に於ける収歸状況 江原道春川郡新南面松岩里松鏡模範部落 慶尙北道高靈郡木山面茂溪洞模範部落に於ける消費組合 平安南道安州郡大尼面龍湖里清溪模範部落 清溪模範部落公會等及び龍湖里模範會定期總會々集の状況 忠清南道天安郡木川面燒長里地模範部落 統長明模範部落に於ける發賣 慶尙北道星州郡京

田面風亭洞模範部落 風亭洞模範部落に於ける部落民の共同作業 忠清北道報恩郡俗羅面中板里模範部落 中板里模範部落に於ける婦人の節米貯蓄状況 慶尙北道豐陵島北面天府洞模範部落に於ける婦人會員の奉煩除草 天府洞模範部落の桑苗圃共同作業 慶尙南道陝川郡草溪面官坪里模範部落 官坪里模範部落に於ける婦人の共同奉煩除草 咸鏡南道利原郡南面壽巷里模範部落 壽巷里模範部落に於ける振興青年團の作業 全羅南道咸津郡城田面桃林里模範部落に於ける桑摘み 桃林里模範部落に於ける婦人の奉除草 京畿道富川郡文鶴面官校里模範部落に於ける共同桑圃の肥培管理 官校里模範部落に於ける婦人會の養卵共同販賣 忠清南道唐津郡松山面柳谷里模範部落に於ける振興會事務所々在地附近 柳谷里模範部落に於ける振興會の砂防工事

特殊部落・新興部落

豐梁津巫女村 京畿道高陽郡延禧面孝元里信侶部落 咸鏡北道會寧郡龍興面魚雲洞在家僧部落（其の一及其の二） 京城近郊の往十里の新市街地 京畿道高陽郡延禧面新村里西洋人部落 京城府三坡邊住宅地 京城府東洞軒町住宅地 麻浦淺船場梁落 麻浦土幕部落 咸鏡南道文川郡草面川内里の新興部落 川内里に於ける小野セメント株式会社駐川内支社 釜山府大新町久住住宅地上部の土幕部落 久住住宅地附近土幕民の獨式的住宅 金湖邑内及歸浦開拓會社農場附近の梁落 仁川府松峴里支那人部落 京仁線寒砂果樹園附近の部落 黃海道延白郡松島面清溪里石隔洞新興部落

温泉部落

溫陽温泉 東萊温泉 朱乙温泉 下朱乙(カネタ)温泉 備城温泉 義俊(細川)温泉 葛山温泉 水安堡温泉 松禾温泉 鎭山温泉 馬山温泉 龍河温泉 平安北道雲山郡委延面奮下洞温泉井

鎭山部落

平安北道昌城郡大穆洞鎭山 咸鏡北道富寧郡青岩金山北大切沓 平安北道龜城郡吉辟鎭山 平安北道龜城郡三成金山 稷山金鎭 黃海道遼安郡遼安金鎭 黃海道遼安郡勃勿金鎭 平安北道朔州郡帶洞鎭山 咸鏡南道新興郡明太洞

目次

金山 平安南道江東郡元滯面高狝里江東岩積 黃海道載寧郡下現鐵山 黃海道股栗郡股栗鐵山探掘現場の一部 黃海道黃州郡象二浦鐵山 象二浦鐵山蛇坑北部探掘場 咸鏡南道利原郡利原鐵山 平安南道大同郡大賣岩礦 咸鏡北道會寧郡威北炭礦 全羅南道海南郡玉理山明鑿鐵採取場附近 忠清北道沃川郡山計月明鑿山 山野月明鑿山に於ける燐石選搬の状況 平安北道雲山郡雲山金鑛大岩洞事業區全景 黃海道載寧郡下聖面下聖鐵山探掘場 黃海道載寧郡載寧鐵山探掘場所探掘場

朝鮮の聚落 中篇

朝鮮總督府囑託

善生永助

第一章 移民部落

第一節 移民の沿革

古史を繙くと朝鮮半島に於ては、その先住民族の外に、大陸方面より諸民族が移動し來り、また海を渡りて大和民族の移住した事實も乏しからず、近世に入りても、或は戦時に於て、或は平時に於て、屢々外來民族の移植が行はれた例は枚舉に遑がない。これと同時に、朝鮮人同士の間にも、或は政府の政策によりて強制的に、又は人民の自由意志によりて隨意に、住民の移動が頻々として行はれ、殊に旱害、水害等の絶えず襲來し、凶作饑饉の頻發したる結果、その度毎に多數の住民が生活の必要によりて他の地方に移住したことは拙著「朝鮮の災害」を見ても明かである。更に近年に至りては滿洲・西伯利亞方面及び内地への移住出稼者も増加して居り、在滿朝鮮人數は約百五十萬人、在内地朝鮮人數は約三十萬人と稱せられて居る。移民の歴史を詳述することは他の機會に譲り、「文獻備考」に掲ぐる所の戸口移動の記述のみを拾つても、左の如き多數に及んで居る。

周史曰昔箕子率中國五千人入朝鮮其詩書禮樂醫巫陰陽卜筮之百工技藝皆從而往焉後人詩所云半萬殷人渡遼水是也

秦二世時天下亂燕齊趙民數萬口亡歸朝鮮

濫君南閔等率二十八萬口詣遼東內屬于漢即漢武帝元朔元年也

右渠未亡時其相歷谿卿以諫不用東之辰國民之隨居者二千餘戶

箕準爲衛滿所攻奪走入海居韓地金馬郡是爲馬韓統五十餘國大國萬餘家小國數千家總十萬餘戶

辰韓在馬韓之東自言秦之亡人避役入韓韓勅東界以與之

新羅儒理王十四年樂浪人五千與帶方人來投分置六部

炤知王十三年百濟民飢亡入新羅者六百餘家

文武王六年高句麗貴臣淵淨土率從官二十四人以城十二七百六十三口三千五百四十三投新羅新羅分置中外

高句麗文武王二年百濟大旱民飢東北部落亡入高句麗者千餘戶

閔中王四年南邊露支部落大加菟升等萬餘家詣樂浪投漢

故國川王元年其兄拔奇怨爲兄而不得立將下戶三萬餘口奔于公孫度

山上王二十一年漢平川人夏瑤以千餘家投高句麗置柵城

西川王十一年遺達賈代肅慎遷六百餘家於扶餘南烏川

美川王三年上濠玄菟郡虜八千人移于平城

美川王十四年侵樂浪郡虜男女二千餘口

美川王二十年慕容廆遣其將張統擊虜高勾麗將如雲于河城俘其衆千餘家于棘城

故國壤王十二年燕王慕容皝伐高勾麗虜男女五萬餘口而去

故國壤王二年遣將擊陷遼東玄菟郡虜男女一萬口而歸

故國壤王九年伐契丹虜男女五百口又招諭本國陷沒民口一萬而歸

廣開土王元年伐契丹虜男女五百招諭本國俘一萬而歸

廣開土王九年燕王慕容盛來侵拔新城南蘇二城徙五千餘戶而去

長壽王六十三年伐百濟漢城虜男女八千而還

文咨王九年百濟大旱民飢人相食羣臣請發倉王不聽漢山民亡入高勾麗者二百人

文咨王二十二年侵百濟陷加弗圓山二城虜獲男女一千餘口

陽原王九年契丹爲突厥所逼萬餘家投高勾麗

嬰陽王十八年襲百濟石頭城虜男女二千而歸

寶祿王四年唐太宗親征徙遼蓋巖三州戶口入中國者七萬人

寶祿王二十七年唐遣李勣等平高勾麗置安東都護府於平壤以薛仁貴爲都護分五部百七十六城六十八萬餘戶徙其

民三萬八千三百戶江淮之南

百濟溫祚王三十七年國內春雨雹夏大旱漢水東部落亡入高勾麗者千餘戶沮帶之間空無人居

溫祚王四十三年鴻雁集王宮日者以雁民之象將有遠人來投者乎南沃沮仇頗解等二十餘家至斧壤納款置之漢山

東城王二十一年大旱民飢相食群臣請發倉賑救不許漢山饑民亡入高句麗者二千餘家置以大疫戶口蕭然

武寧王二十一年五月大水八月蝗民飢亡入新羅者九百餘家

武王二十八年侵新羅西鄙虜男女三百餘口而去

義慈王二年將軍允忠陷新羅大耶城獲一千餘人分居國西州縣

義慈王二十年唐將蘇定方滅百濟以將士八百人百姓一萬二千八百七人歸

高麗太祖元年詔曰平壤古都荒廢已久蕃人遊獵於其間宜徒民實之遂分黃風海白鹽諸州人口居之

太祖三年渤海爲契丹所侵世子大光顯將軍申德等率數萬戶來投高麗

太祖四年春黑水酋高子羅率一百七十人來投是夏又黑水阿於間率二百人來歸

太祖九年渤海將軍申德開國男朴漁等率衆來附者前後數萬戶

太祖十二年渤海正近等三百餘人來投

太祖十七年渤海世子大光顯率衆數萬來奔使處曰州又渤海陳林等一百六十人來附

太祖二十一年渤海人朴昇以三千餘戶來投

景宗四年渤海人數萬來投

穆宗二年日本人道要彌刀等二十戶來投處之利川郡

顯宗七年五月契丹馬保良王保等十三戶來投

顯宗七年六月契丹張烈公現申豆猷兒三忠等三十戶來投

顯宗九年西女真木史開等二百戶來投

顯宗十九年東女真骨夫部落五百餘戶噶拔部落五百餘戶並來附

顯宗二十一年契丹奚哥渤海民五百餘人來投處之江南京郡

德宗即位初制曰「女真將軍阿豆間等三百四十戶來投勸留嘉鐵二州之地然阿豆間本東蕃子頂史之族宜遣置東蕃

文宗元年晉州牧使崔復圭招安迪民一萬三千餘戶復其業王嘉獎之

東女真蒙羅古材仰果只材等三十部落蕃長率衆內附東女真蒙羅等材古無諸等三百二十二戶來附

文宗九年契丹康慶遠等十五人來投歸我沒蕃人五十三口

文宗二十七年西北面兵馬使奏西女真會長漫豆弗等願附籍永爲藩屏檢得戶三十五口二百五十二請敕版圖從○東

北面兵馬使奏三尖蘭支櫛等蕃長一千二百三十八戶來請附籍令有司奏稟州號從之

東路兵馬使奏東蕃大齊者古河合等十二村蕃長昆豆魁等一千九百七十戶請依籍昆例內附又豆龍骨伊餘波漢等部

落蕃長阿老漢等亦願爲州縣此輩所處遼遠在古未嘗朝覲今皆歸服若定封疆設關防則餘波漢嶺外齊遼古太史伊務

見昆俊丹俺無乙比化豆等壞地無際蕃戶連居不可窮窮設險隨待嶺外諸蕃盡爲州縣然後漸至遠蕃從之

文宗九年東女真一千七百人來投

睿宗二年東女眞曷乙乃等三千二百三十人來附

明宗二十四年南路兵馬使收賊妻孥三百五十餘人黥配西海道充諸城奴婢

高宗六年哈真以婦女童男七百口及吾民爲賊虜掠者二百口歸于我趙冲以契丹俘虜分送各道州縣擇閑曠之地俾之
聚居畧給土田業農爲民俗呼謂契丹場

元宗元年蒙古歸我逃虜民四百四十餘戶講和故也

忠烈王七年林千戶押歸附一萬五千來

忠烈王二十三年元遣使遼陽路推刷己未年以後被虜及流民歸之凡三百五十戶

恭愍王七年海陽人完者不火等一千八百人來投

恭愍王八年遼蕃流民二千三百餘戶來投分處西北郡縣官給資糧（洪武二十年因市馬帝令就索之遂以三百餘口歸
之）

恭愍王十九年我太祖征東寧府吾魯帖木兒乘甲再拜曰吾先本高麗人願爲臣僕率三百餘戶來降是戰凡得降戶萬
餘歸者如市東至皇城北至東寧府西至于海南至鴨綠爲之一空○女眞萬戶弓大以部落一百戶請隸正陵

女眞千戶李豆蘭以一百戶來投

辛禰時鄭夢周奉使日本還刷還俘尹明安遇世等數百人夢周又憫倭賊奴我良家子弟力勸諸將各出私貲以謀贖歸爲
書投尹明以遣賊魁見書懇惻還俘百餘人自是每明之往必得俘歸

辛禰八年楊水尺作亂西海道按廉使李茂獲三十餘人以獻諸道按廉守令各獻所獲水尺斬其首謀者餘皆釋之分置于諸州比平民差役不從令者斬之

龍飛御天歌我穆祖自完山避地移于三陟民之從徙者百七十餘家

李朝太祖二年都評議使司奏言民無恒產者彼此相移戶口日減自今成籍之後如有流離者罪其家長許接者同律里正之不卽告官者及守令之許接而不遺本者移去而不推覈者各宜杖責上從之

世宗十六年設慶源寧北二鎮移本道民二千二百戶以實之

丙辰教曰北邊新設四郡旣移龍城人戶以實之今將徙慶尙道一百四十戶忠清全羅道各一百二十戶江原道五十二戶而江原道觀察使啓道內款待豐年徙之爲便予意以爲成大事者不計小弊若待豐年則必致緩弛且江原成吉壤地相連徙最易江原道其令依數徙之○辛酉金宗瑞等始盡復北疆置六鎮益徙南民以實之。

尙はこの外、城砦・鎮・燧燧・驛站等の設置により、又は屯田の制を設けなどして、移住の行はれた事實もあり、當時の有力者にして自ら富裕の地に一族をまとめて移住、又は閑靜の地に遷移したもの、或は政府の跡に觸れて流竄されたり、黨争の難を避けて潛かに遷遁したるもの、子孫が、繁昌したやうな例も尠くないのである。異民族の場合に於ても時代を経るに従ひ最初の集團移民が屢々他に移動したり、外部の勢力に同化され、或る一地域に定着してその特色を保存して居る例は甚だしく、僅に濟州島に於ける蒙古民族の子孫、北鮮の一地方に集團せる在家僧部落、及び各地に散在せる特殊部落の一部等に於て、多少言語・風俗・習慣・信仰

などに異彩を認め得るに過ぎない。

第二節 最近の移民消長

朝鮮内に於ける内地人、外國人の移住、並に朝鮮人の内地、外國への移住に就いては、拙著「朝鮮の人口現象」に叙述してあるから、茲には繰り返して説明しないが、昭和五年末の朝鮮在住者は、内地人十一萬五千九百三十五戸、五十萬一千八百六十七人、中華民國人一萬二千五百九十六戸、六萬七千七百九十四人、其他の外國人四百六十五戸、一千三百十五人て、その職業別戸數は左の如くなつて居る。

朝鮮在住者職業別調

種別	内地		外國	
	戸數	人口	戸數	人口
農林業及牧畜業	九、〇五五	四二、〇九三	三、一八〇	一六、五九六
漁業及製鹽業	二、七四〇	一、二、六〇三	一四	二八二
工業	一六、二四八	七二、四三四	一、三〇五	九、八六七
商業及交通業	三二、五四九	一四七、四三八	六、五七五	三一、〇二六
公務及自由業	四五、一一二	一七六、七九五	五二五	一、七二三
其他の有業者	六六、八八五	三一、八九二	一、二九六	八、〇九九
無職及職業を申告せざるもの	三、五四六	一八、六一二	一六六	六九、一〇九

即ち内地人は公務及び自由業が最も多く、商業及び交通業・工業・農業・漁業等の順序になつて居り、移住

人口の大部分は市街地に住居して居るが、政府を始め、東洋拓殖株式會社、及び其他の營農業者に於て、最も招致に力を注いだものは産業移民である。日露戰爭以後、朝鮮に於ける内地人の農業經營熱が勃興するに伴ひて、内地人小農の朝鮮に移住したる者は少くないのである。これ等移住者の數は明確なる調査を缺くも、昭和五年末に於ける内地人農業者一萬五百五戸の内、一小部分は朝鮮在住者にして、或は他業より轉業し、または在住者の子弟が農家として一家を創立したるものであるが、これを除き殆んど大部分は内地よりの農業移住者である。内地人の農業移住者には二種あり、一は東洋拓殖株式會社、不二農村産業組合、及び平康産業組合等の募集斡旋に係る所謂保護移民にして、他はこれに屬しない所謂自由移民である。

自由移民 自由移民の現在數は約五千戸に達し、主として南鮮地方に分布して居り、彼等は自ら資金を携へて渡鮮し、土地を購入して自作をなすもの、及び自作の傍ら若干の所有地を小作に付する自作農階級に屬するものと、内地人大地主の募集又は誘導によりて渡來し、その地主の所有地を耕作する小作農階級に屬するものと二種がある。而して移住者の成績は、この兩者の區別に従ひ一様でないが、移住當初にありては、風土、地味、その他の事情が内地と差異を存するに拘はらず、直ちに内地式農法を行つた結果、一時失敗を來したものが尠くなかつたけれども、漸次地方の事情に通じ、風土に適應する農法を施すに至り、數年の内にこの損失を挽回して、相當の成功を収めて居るものが多いやうである。殊に大正五年以降數年間連續したる財界の好況は、農産物價格の昇騰を誘致した爲め、彼等移住農民の既往の經驗による收量の増加と相俟ちて著しく收益を

増大し、その經濟を良好ならしめたことが尠くない。また移住當初に於ては、風俗、習慣が著しく異り、特に言語不通の爲め、隣保の交際厚からざるのみならず、時に土着民との調和を缺きたる例も見受られたが、年の経過と共に互に習俗を理解し、言語相通するに従ひて漸次相親しくなり、附近の朝鮮人にして移民の小作人又は雇傭人となり、或は金穀、種苗の融通、農具の貸付を受ける等、直接間接に密接なる關係を生じ、意思もよく疏通し、各地に隣保相助的の美風を作すに至つたのである。斯くの如くして内鮮人が日常の接觸を行ふ結果、土着の鮮農は移住内地人に倣ひて營農を勵み、農事改良を爲すもの多く、就中優良品種の普及、肥培及び管理法の改善、養蠶、養鶏、その他副業の勃興等、附近朝鮮人を利したることが顯著である。

保護移民 東洋拓殖株式會社は朝鮮に於ける移民事業を一使命として創立せられたる會社にして、明治四十二年第一回の移民を内地より募集し、爾來年々數百戸の移住民を取扱ひ、昭和五年末現在に於ては其の數三千九百四十四戸に達して居る。而して會社に於ては從來移民を二種に區別し、その第一種移民は、一戸に付耕地二町歩以内の割當を受け、この土地代金に年六分の利子を附し、五箇年間据置、二十五箇年以内に年賦償還を爲したる後、該土地を所有するに至るものであり、その第二種移民は、割當地十町歩以内とし、土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂込み、殘金に年七分の利子を附し、三十五箇年以内に年賦償還に依り土地所有權を譲渡せられ、割當地の一部は之を自作し、他は小作に付するものである。會社は移民に提供する土地の價格を比較的低價に見積り、又第一種移民に對しては移住費を貸付くる等、諸般の便宜を興へたのであるが、

更に移住後も農事講習會を開催し、又は農事に關する印刷物を配付する等、各種の方法に依り移民の指導を圖り、農事經營上遺憾なきを期すると共に、適當なる副業を奨勵し、或は種子・肥料・耕牛・農具等を低利又は無利子にて貸付を爲し、尙ほ移住者の子弟にして就學兒童十名以上に達するときは、その設備費及び維持費を寄附して學校の開設を助成し、また移住地中醫療に困難なる地方には、特に醫師を招致して囑託醫を設置し、之に相當の手當を支給して移民の無料診察に従はしむる等、教育上並に衛生上の不便不安を除くに努めて居る。

保護移民の成績は大體自由移民と大差なく、唯第一種移民は、小作人階級に屬し、その素質往々良好でないものがあり、中には懶惰放逸に流れ、或は事を構へて會社に反抗する等、好ましからざる事態を生ずることが無いでもなかつたが、第二種移民は概して相當の資産と教育又は素養とを有するので、自作農者としてもまた小地主としても、その經營見るべきものあり、その成績は特に優良である。されば第一種、第二種移民を問はず、農事改良の模範を示し、附近鮮農に好感化を與へたるは自由移民と同一である。附近鮮農との關係は、移住當初は多少の反感を免れなかつたけれども、間もなく親密な交際を結ぶに至り、格別調和を缺く如きことのないのは、往年の騷擾事件の際、東拓移民にして災害を受けたものなき事實に徴しても明かである。

上述の如く保護移民の成績は相當良好であるけれども、これ等の移民は主として既墾地に收容するものであるから、動もすれば朝鮮人小作人の生活を脅威するとの非難を惹起したるに鑑み、大正十年以降第一種移民の募集はこれを廢し、第二種移民に限り招致することに改め、一戸に付五町歩内外の土地を讓渡し、自作農兼小

地主たるべき農業者を造成し、移民の素質を改良すると共に、現在朝鮮人小作人に對する供用地の移動を少からしむることを期したのであるが、近時第二種移民に對しても朝鮮人農家の生活を脅威するとの非難あり、且つ譲渡すべき社有地僅少なるを以て、昭和二年以降第二種移民の募集をも廢止したのである。

また京城不二興業株式會社に於ては、全羅北道沃溝郡米面所在の同社社有干拓地一千八百町歩の内、既成地一千町歩を劃して新しく内地より三百戸の移民を入れ、不二模範農村を造るべく計畫し、昭和二年までに二百二十二戸の營農者を招致し、昭和三年四月組織を變更して不二農村産業組合を設立した。同産業組合は不二興業株式會社の事業を繼承し、收容戸數を三百三十三戸となし、昭和六年八月末現在戸數二百八十一戸に達し、更に平康産業組合に於ては、江原道平康邑を距る一里以内に位する高原地帯約五百町歩の地に、移民百戸を招致し、模範的自作農村を建設せんとするものにして、昭和六年五月末現在の收容戸數八十戸に達して居る。これ等兩産業組合の移民に對しては、拓務省より一戸當三百圓の移住奨勵補助金の下付を受け、尙ほ朝鮮總督府よりはこれが事業に要する低利資金の融通に付斡旋して居る。

不二農村産業組合

位置及沿革 全羅北道群山府外に隣接し、農村の中央まで群山より一里半、もと潮汐出入する干潟地なりしを、大正九年以來不二興業株式會社が、延長三里半の防潮堤を築き、大正十二年完成せる總面積二千五百町歩の中央に、三百二十町歩の貯水池と、水路・道路等の漬地、合計約五百町歩を

除き、耕地面積二千町歩の中、詳山に近き北半部一千町歩を實費にて不二興業株式會社より分割し、茲に全國各府縣より十戸宛の優良農民を迎へ、一戸當り三町歩の水田と、宅地及び畑一反歩に、瓦葺白壁塗の家屋を分配し、教育、衛生、其他の完備せる理想的新日本村を建設せるものにして、後ち其組織を産業組合としたものである。

收容戸數 收容戸數は當初三百三十三戸の豫定なりしも、現在二百八十五戸にして、出身地は山形縣の四十戸を最多とし、宮城・熊本・廣島・岡山・佐賀・福島・岩手・長崎・高知・奈良・岐阜・大分・山口・香川・徳島・石川・愛媛・新潟の順位である。

集資金 水田一千町歩、畑宅地及び家屋等の建築資金、除鹽期間中の經費、移住者補助金、竝に其借入金一切に要せる利息等を合し、組合儼たる低利資金三百萬圓にして、一戸當り償還金年額七百五十一圓八十三錢宛を二十箇年賦償還として居る。

組合員の經濟 除鹽完成せる水田は、將來一反歩玄米三石五斗(粃七石)の收穫確實なるも、現在熟田の平均收穫量は反當五石、即ち一戸當り三町歩に付百五十石にして、今日の時價一石九圓に換算するときは一千三百五十圓となり、この外糞代及び副業收入百五十圓、合計一千五百圓に對し、前記年賦償還金及び水利組合費百六十五圓、肥料代、營農費三百五十六圓を支拂ふ時は、生計費として僅かに二百十七圓十七錢を剩すに過ぎざる爲め、目下償還期限の延長、低利資金利率の低

下等に關し、當局に於て考慮しつゝあり、米價が少しく回復せば敢て悲觀するに及ばぬであらう。

平康産業組合

位置及沿革 江原道平康(京元線)停車場に隣接し、農村の中央まで約半里、茨城縣友部國民高等學校長加藤寛治氏が藤井寛太郎氏に對し、その訓練せる青年の移住地を求められたるを以て、關係者協議の上、鐵道附近にして北方に虎岩山連亘し、南方に緩傾斜せる此地を絶好の候補地として選定し、昭和三年以來、平康郡守李起遠氏その他市民の盡力に依り、熔岩累々たりし荒蕪地及び畑と僅少の水田合計五百町歩を買收し、貯水池を築造して灌溉の便を計り、内二百五十町歩を水田とし、他の二百五十町歩を畑とし、茲に加藤氏訓育の青年百戸を移住せしむる事とし、組織を産業組合とし、昭和五年水利工事を完成し、移住者を收容して開墾せしめ、六年度より米作を開始し、初年度反當平均粗三石の收穫を見た、住宅は事業地内に散在せし熔岩を削りて積上げたる石造家屋にして、夏は涼しく冬暖かに、眞に禍を變じて福とせる特色ある家屋である。

牧畜戸數 百戸あり、悉く國民高等學校卒業又は講習生にして、出身地は全國各地に亙つて居る。

土地購入費 住宅建築費、開墾費、及び收穫相當に増加するまでの事業費、並に借入金一切の利息等、合計三十萬圓を朝鮮殖産銀行經由にて預金部より借入れ、二十箇年賦償還とするものにして、一戸

當り償還年額約三百圓である。

組合員の經營 將來畑作に依り肥料を自給する外、自家食料及び牛・豚・鶏等家畜の飼料に依る收入多きも、現在は尙ほ米作を主とし、反當籾三石、即ち一戸當り七十五石、籾質良好なるも群山不二農村の如き上極品に及ばざる爲め、現今時價一石八圓として、この代金六百圓なるが、將來土地の熟するに隨ひ、反當籾五、六石に達せしめ得るであらう。今假に之を四石とすれば、一戸當百石の收穫あるを以て、その收入八百圓と、畑作收入二百圓、合計九百圓中、年賦償還金三百圓、水利組合費二百二十七圓五十錢、合計五百二十七圓五十錢を差引き、殘金三百七十二圓五十錢を以て、肥料代、營農費、生計費に充つる計畫なるも、將來畑作收入及び家畜收入の増加確實にして、肥料は殆んど自給し得らるゝもの故、群山不二農村に比し負擔少きだけ、組合員の經濟は良好の見込である。

尙ほ右の外にも、各種營農業者によりて内地より移民を募集した例もあり、殊に朝鮮人の移住者を新開地に入れた例は頗る多いが、營農事業の發達に伴つてその傾向は益々著大になつて居る。今試みに三十町歩以上の内地人農事經營者の各道分布狀況を左に示して見やう。

三十町歩以上の内地人農業經營者調（昭和四年七月現在）。

道別	有地面積			計	管理地			經營者數
	田	其他	計		田	面積	計	
京畿道	1,100,000	11,100,000	10,000,000	3,300,000	11,200,000	1,000,000	1,000,000	
忠清北道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
忠清南道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
全羅北道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
全羅南道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
慶尙北道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
慶尙南道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
黃海道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
平安南道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
平安北道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
江原道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
咸鏡南道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	
咸鏡北道	1,300,000	1,300,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	1,000,000	1,000,000	

第三節 移民部落の現状

朝鮮内に於ける内地人及び外國人の大部分は市街に住居し、村落に移住せる數は極めて少いが、試みに市街地以外の移民部落に就いて、比較的特色あるものを調査した所に據ると、その部落數は、京畿一〇、忠北三、忠南二、全北三、全南二六、慶北六、慶南一六、黃海四、平南一、平北二、江原二、咸南二、合計七七にして、そ

の移民の種類別は、内地人農業移民六二、内地人漁業移民一〇、内地人工場従業員一、朝鮮人農業移民一、支那人農業移民一、外國宣教師二部落である。而してこの調査は、昭和五年中各道に照會して蒐集した資料を整理したものであるから、今日に於ては戸口數の如きに多少變化を來して居るものもあると思はれるし、また移民部落と認めらるゝものでこれに洩れたるものもないとは云へないであらう。

◎京畿道高陽郡延禧面延禧里 (内地人農業部落) 戸數 三四七
人口

地勢及地形 新村より約五丁の北方山麓の大野にして、地勢南方に向ひ良上の開拓地なり

移民の沿革 大正三年春、東拓會社より移住地として指定せられたり

原 籍 地佐 賀 縣

農業者種別 自作兼小作七戸

◎京畿道高陽郡延禧面新村里山 (米國人宣教師部落) 戸數 一九五
人口

地勢及地形 李王職墓所按慶園南方の丘陵地一帯を占め、鬱々たる松林中に在る洋式家屋の部落なり

移民の沿革 大正八年の頃、私立延禧專門學校開設當時の建設に係る

◎京畿道高陽郡神道面龍頭里 (内地人農業部落) 戸數 三七八
人口

地勢及地形 面事務所を距る西一里十五町、北は元堂面に隣接し、南は京義線鐵道に接し、水色驛へ約一里にして交通極めて便利なり、地形平潤地味肥沃にして、營農には最も適當せり

移民の沿革 大正五年三月頃、東拓會社の移民に應募して來鮮し、集團部落を建設せり

區 區 地 香川縣六戶、佐賀・福岡縣各一戶

集落者種類 自作兼小作二戶、小作六戶

◎京畿道廣州郡廣州面驛三里 (内地人農業部落) 戶數 六一五
人口 六〇五

地勢及地形 漢江の南一里に位し、三等道路に沿ひ山脈の起伏緩にして耕地多し

移民の沿革 大正二年に移住せる者のみにて現今に至れり

區 區 地 山形縣・高知縣・三重縣・和歌山縣

集落者種類 自作十五戶

共同團體 共同團結心に強くして、別項規約に依り營農組合を組織し居れり

彦州面營農組合規約

第一條 本組合を彦州面營農組合と稱す

第二條 本組合は廣州郡彦州面に居住する東拓會社移民を以て組織し事務所を彦州面驛三里内に置く

昭和三年一月十日定期總會の決議に依り「東拓移民の外の附近内地人にして入會希望者は特別會員として入會することを得」を挿入す

第三條 本組合の目的及事業左の如し

一、組合員は共同一致すること

二、農事改良及附屬を勵行すること

三、勸懲貯蓄を旨とし移住民の本分を盡さんが爲益々努力すること

四、附近鮮人の農事を指導し副業獎勵及地方の開発を圖ること

五、其の他必要なることを處理す

第四條 本組合に左の役員を置き組合事務を處理す

組合長一名、副組合長一名、評議員四名

組合長は組合を統理し本組合を代表す

副組合長は組合長を補佐し組合長事故ある時は副組合長之を代理す

尙組合長の指導を受け組合に關する庶務、會計事務を處理す

評議員は組合の目的遂行上に對する協議々決を爲すと共に會計を監督す

第五條 役員は總て名譽職とし組合員中より互選し任期は滿二箇年とし再選を妨げず但し補缺就任者の任期は前任者の職任期間とす

役員改選其他により更迭したるときは其の旨直に京城東拓支店長に報告すべきものとす

役員は事由なくして辭任することを得ず

第六條 本組合總會は定期と臨時とに分ち、定期總會は毎年一月十日に開き臨時總會は必要に應じ開催するものとす

第七條 本組合の總會は組合長之を招集し、組合長を議長とし左の事項を附議す

一、預算決算の討論

二、規約の改定

三、内規の制定

四、役員の選舉

五、組合重要事項

第八條 總會は組合員半數以上出席するに至らざれば會議を開催することを得ず

議事は出席員の過半數を以て決す若し可否同員數なるときは議長之を決す、重要決議事項は議事録に記載し之を保存す

第九條 組合員は相互の進歩發展を圖らんが爲に左の事項を行ふ

- イ、約束を重んじ時間を空費せざること
- ロ、東拓會社に對する職務金の期間内納入を奨励すること
- ハ、本組合は産米増産を圖る爲毎年苗代田及本田を調査し組合員一般の苗代田並に多收穫品評會を行ふものとす、但し品評會審査當日は組合員全部出席し各組合員の經營地を巡回すること
- ニ、組合員中より選抜して農事及副業の調査をせしむること
- ホ、講師を招聘して農事及精神修養講習會を開催すること
- ヘ、優良種子を輸入し又は交換分配を圖ること
- ト、堆肥を作り土質の改良を圖ること
- 第十條、本組合は目的及事業を達せんが爲に毎年一月當り五圓以上基本金を蓄積す但し右蓄積金は毎年十二月十日限り繰出す
- 第十一條、前條の蓄積金は郵便局所又は銀行、金融組合に預入れ通帳は組合長之を保管す
- 第十二條、前條の外役員會の決議に係り必要と認めたる場合は左記に依り組合員に貸付くことあるべし
- イ、蓄積現金ある範圍
- ロ、一月に對し二百圓未満
- ハ、利子月二分五厘
- ニ、期間は貸付年度の十二月限り
- ホ、連帯保人二名以上
- ヘ、債務責任は一口に限る
- 第十三條、本組合は肥料並に其他必要品の共同購入又は販賣を爲すことあるべし
- 第十四條、本組合は火災盜難の預防に努め、若し罹災者ありたる時、又は特別疾病等の場合は協定援助すること
- 右の場合に於ては組合長は速に東拓京城支店長に報告す
- 第十五條、組合員と官廳及東拓支店間に於ける往復文書は便宜上組合長を經て受發すべきものとす
- 第十六條、本組合に要する費用は組合員の負擔とす但し必要に應じて徴收す

第十七條 組合費及組合基本財産の出納簿は副組合長之を保管し請求に應じて何時にても組合員閲覧に供すべきものとす

第十八條 本組合創立の後に於て加入せんとするものは蓄積金品の等分類を負担せしむるものとす

第十九條 組合員にして本組合理約に違反し若くは組合の利益を害せる者ありたる場合は一應組合長より脱退し併は改換の見込なしと

認めたるときは決議の上之を除名す、除名されし者には蓄積金品は拂戻す更に組合に對する損害は全部辨償せしむるものとす

第二十條 己むを得ざる場合に於て退會せんとする者は組合長の承認を受くるものとす

組合長は評議會に計り蓄積金の等分を拂戻す

第二十一條 本組合は歳入歳出決算を調製するものとす

會計年度は毎年一月十日に終る

第二十二條 本組合は合併又は解散を爲さんとするときは總會決議に依るものとす

第二十三條 本組合解散の場合に其の同時の役員全部清算人となる

第二十四條 本組合に加入する者は左に記名調印するものとす

第二十五條 本規約は必要に應じ組合理約の決議に依り削除加入することを得

右の通り規約堅く遵守すべきものなり

昭和二年二月 日

◎京畿道楊州郡九里面葛梅里塙基里 (内地人農墾部落) 戸數 一〇
人口 五八

地勢及地形 東は李朝東九陵の森林と其の他の山野を背にし、北は蘆海面を界とし、真乾面に通する等外道

路と小川に接し、部落は稍高地帯を占め、附近は田畑の耕地多し

移民の沿革 大正五年東拓會社の幹旋に依り移住したるものなり

區 籍 地九州地方

第一章 移民部落

農業者種別地主自作一戸

◎京畿道楊州郡九里面仁倉里東倉村 (内地人農業部落) 戸数 二五七

地勢及地形 漢江沿岸に位し、漢江を距る約一里の地にして、南方に京春街道を控へ、京城へ約二里、交通極めて便利なり、附近は山林少く耕地に富み、地味肥沃にして農業に適す

移民の沿革 大正五年東拓會社の幹旋に依り移住したるものなり

原籍 地廣島縣

農業者種別地主自作七戸

◎京畿道楊州郡蘆海面上溪里稱院基 (内地人農業部落) 戸数 六一一

地勢及地形 部落は北より東に互りたる水落山脈の山麓に位し、倉洞及び議政府驛に通ずる等外道路に接近したる平坦地にして、東南に面せる水田多し

移民の沿革 大正二年東拓會社の幹旋に依り移住せるものなり

原籍 地和歌山縣

農業者種別 小作一一戸

◎京畿道利川郡邑内面松亭里 (内地人農業部落) 戸数 一一一

地勢及地形 面の北部に位し、四方山を以て囲まれ、地形緩傾斜を成せるも、土地肥沃にして水利の便よし

移民の沿革 大正七年東洋拓殖會社の移民獎勵により來住したるものなり

原籍 地高 知縣

農業者種別 自作一一戸

◎京畿道龍仁郡水餘面驛北里驛洞 (内地人農務部落) 戸數 七一八
人口 七四

地勢及地形 當部落は一等道路沿線に分布し、交通頗る便利なる平坦地帯、畚田肥沃にして農業に適す

移民の沿革 大正四年より東拓會社移民として移住せり

原籍 地高 知縣

農業者種別 小作一八戸

◎京畿道開豐郡東面白田里新村洞 (内地人農務部落) 戸數 一四〇
人口 四六

地勢及地形 本面の南部に位し、東北は鉢松里、西は大鳥足里、南は馬尾川を隔て、遺風面に接し、地形平

坦にして水田多く、地味肥沃なり

移民の沿革 大正二年四月十五日、當時の移民團長鶴尾富吉引率の下に渡韓し、直ちに此の地に居住を開始

して、東洋拓殖株式會社所有土地を小作せり

原籍 地福 岡縣

農業者種別自作兼小作一戸、小作九戸

特殊施設 公立尋常小學校を設立しあり

共同圓結

イ、白田里青年會 大正六年中部落青年等相謀り相議し、教育勸誘及び戊申詔書の御聖旨を遵奉し、政黨政派に關與せず、専ら智徳を修養し、善良なる國民たらんことを期する目的を以て本會を設立し、爾來諸般事項の實行に努め、所期の効果を擧揚しつゝ、あり、會員數一〇人、會の所有財産はなし

ロ、東面産米改良組合 産米調製の改良を圖る目的を以て、昭和二年二月中に本組合を設立し、石油發動機（四馬力半）一臺を購入し、組合員たると否とを問はず、一定の使用料金を徴し、玄米又は白米調製の改良に努めつゝ、あり、其の組合員十二人にして九百圓の資産を有す

ハ、信用講 部落内に於ける金融の調和を圖る目的を以て、昭和二年より同八年迄七年間の計畫にて毎年二回會合し、最低額入札者に落札す、講會員數一五人、所有財産三〇〇圓なり

白田青年會々則

第一章 名稱及位置

第一條 本會は白田里青年會と稱す

第二條 本會の事務所は夜間實業補習學校内に置く

第二章 目的及事業

第三條 本會は教育勸励及戊申詔書の御趣旨を遵奉し政黨政派に關係せず専ら智識を修養し善良なる國民たらんことを期するを以て目的とす

第四條 前條の目的を達する爲め本會にて行ふべき事業如左

- 一、矯 風
- 二、講習會及游話會
- 三、夜 學
- 四、公共慈善事業
- 五、結集會其他

第三章 會 員

第五條 本會は白田屋區の青年を以て會員とす

第六條 本會々員を分ちて左の三種となす

- 一、通常會員 滿拾五年以上三十五年以下のもの
- 二、贊助會員 本會を贊助するもの及一席通常會員たりしもの
- 三、名譽會員 本會に對し特別の功勞ありたるもの

第四章 役 員

第七條 本會に左の役員を設く

- 一、會 長 壹 名 一、副會長 壹 名
- 一、幹 事 壹 名 一、評議員 壹 名
- 一、顧問 貳 名

第八條 役員の職掌如左

一、會長は本會一切の事務を總理し會議の節は議長たるものとす

一、副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

二、幹事は會長の指杯を受け庶務及會計に従事す

一、評議員は本會に關する會務を協賛し且擔任區の事務を總事す

一、顧問は本會に關する事項及細則設定上に關し協賛に應ずるものとす

第九條 會長、副會長及幹事は總ての會員中より選舉し、評議員は通常會員中より互選するものとす

第十條 顧問は區の名譽職を推薦するものとす

第十一條 役員任期

役員は任期は貳箇年とす

但し滿期再選する事を得

第五章 會 業

第十二條 本會々議を分ちて左の二種とす

一、總 集 會

二、役 員 會

第十三條 總集會は毎年（春秋）二回に之を開く

但し必要と認むる事項起りたるときは役員會議を経て臨時開會することあるべし凡て會議は出席員の過半数に依り之を決議し、賛否同數なるときは會長之を定む

第十四條 總集會に於て行ふべき事項如左

一、會務報告

二、業 務

一、演 説

一、役員改選

第十五條 役員會は總集會前及臨時必要なる事項起りたるとき之を開く

第十六條 會議に缺席又は遅刻早引する者は其の事由を會長に申立つべし

第六章 會 計

第十七條 本會通常會員は毎月一金拾錢を拠出するものとす

第十八條 本會に要する費用は會員豫出及特志者寄附を以て之を支辨す

第十九條 會員豫出及寄附金等にして支出の殘餘あるときは幹事之を管理す

第七章 入會及退會

第二十條 本會に入會せんとするものは其旨會長に申出其の承諾を受くべし

第二十一條 本會を退會せんとする者は亦前條に同じ

第九章 賞 罰

第二十二條 本會々員にして其行爲、他の模範とするに足るべき者ある時は總集會の決議に依り表彰することあるべし

第二十三條 本會々員にして本會規則に反し本會の名譽を毀損する行爲ある者は役員に於て忠告を與へ、尙ほ改悛の見込なき時は總集會の決議により除名する事あるべし

第九章 改 證

第二十四條 本規則を改正若は訂正せんとするときは總集會の決議によるべし

第二十五條 本規則の施行細則は役員に於て之を定む

東面産米改良組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合は東面産米調製の改良を圖り組合員相互の利益を増進するを以て目的とす

第二條 本組合は東面産米改良組合と稱す

第三條 本組合は東拓移住民にして東面内に居住し本組合の趣旨に賛同する者を以て組織す

第四條 本組合は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

第一章 移 民 部 落

一、玄米調製並に精白米

二、組合員の生産玄米に對する正規の穀物受檢並に販賣に關する幹定

三、玄米調製並に精白米に必要な動力及農具の貸貸

第五條 本組合員より生産したる玄米及び白米の共同販賣をなす場合は本組合を経て爲すものとす

第二章 組合員と義務並に權利

第六條 組合員は組合所有の動力農具の使用に付き平等の權利を有するものとす

第七條 組合員は玄米又は白米に調製し初にて販賣せざるものとす

但し特別の事情あるものは此の限りにあらず

第八條 組合員は本組合に要する資金は平等に繰出する義務を有するものとす

資金の繰出又は借入に就きては總會決議に依るものとす

第九條 組合員は本組合の資金の増額、借入金に對する債務缺損等に對しては總て平等の負擔の義務あるものとす

第十條 本組合の規約に違背し又は本組合の體面を汚す行爲ありたる者は總會の決議を経て除名處分を爲すことを得、脱會除名者に對

しては組合は出資金の返還を爲さず

組合缺損のときに於て脱會除名者ありし場合は組合缺損額の十分の一を徵收する權利あるものとす

第三章 組合動力農具使用方法

第十一條 組合員にして組合動力農具使用の場合は所定の實費を前納し使用期間及び使用目的豫定數量を組合に口頭又は書面を以て申

込むべし

第十二條 組合に於ては組合員中より使用申込を受けたる場合は左記方法に依り使用承認を爲すものとす

一、申込順により期日を定むるものとす

一、期間内に多數の申込ありたる場合は組合に於て査定し適宜の期間及び期日を定むること

三、一定の使用期日の許可を受け自己の都合に依り使用をなさざる場合と雖も納入したる實費料金は返還せず

但し組合長に於て認めたる場合は此の限りにあらず

第十三條 非組合員にして使用方の申出ある場合は組合の事務に差支へ無き限り許可するを得

但し非組合員の使用方に付ては別に定むる使用料金を徴収するものとす

第十四條 非組合員にして組合の動力農具を使用せんとする者に對しては第十一條及び第十二條を準用し、使用許可を受けたるものに

對しては第十六條を準用す

第十五條 動力農具使用料金は組合員非組合員の者共内規に定めたる料金を徴収するものとす

第十六條 組合に於ては發動機、犁、播種機、精米機の運轉をなすも其の勞力及必要品は使用者の負擔とす

第四章 組合の經營

第十七條 本組合の經營は左の方法に依る

一、收入 動力農具使用料費及料金

運轉賃金

出費其の他

二、支出 義務金

事業費

維持費

役員員費

其の他

第十八條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末日を以て終る

第十九條 本組合は左の割合を以て一定の積立金を爲すものとす剰餘金は百分の五十を積立て殘金は出資金の償却に充當す

第二十條 本組合に於て缺損を生したる場合には積立金を以て充當し不足ある場合は組合總會の決議により組合員平等の負擔と爲すも

のとす

第五章 役員員並に任期

第二十一條 本組合に左の役員員を置く

第一章 移民部落

朝鮮の米穀 (中篇)

職員は有給とし、役員は總會の決議により相當の報酬を支給することを得

一、組合長 一名 一、専任職員 一名

一、監査役 一名 一、同助手 一名

第二十二條 役員の任期は滿二箇年とす

但し後任役員に事務引継ぎ迄は前任役員の責任とす

職員は無期限とし總會の決議に依り適宜に行ふものとす

第二十三條 本組合の細則は内規に依り之を施行するものとす

右各條項確く遵守誓約する爲左に署名捺印するものなり

東面産米改良組合内規

第一條 専任職員並に助手は一日金一圓也の日給と定め(作業の日を云ふ)夜勤は午後十時迄勤務せし場合は半日分の日給を特給す

第二條 獎勵機貸貸は非組合員一日五圓とし、組合員は金四圓として運轉職員一名隨行作業するものとす

第三條 穀類精米料金は本組合借入金金價和の爲當分組合員非組合員共に料金は平等額を徴収するものとす

第四條 機械修理並に組合業務の爲出資の場金は金三十圓の辦當代を支給す、其の他他方面に出資の場金は實費を支給するものとす

第五條 機械器具附屬品紛失の場合はその當時保管せし者より之を代償する責任あるものとす

第六條 本組合に入會せんとするものば入會申込書を提出せしめ、組合長は當人の品行如何を確かめたる後可とする時は總會の決議を経て決濟するものとす

但し入會當時迄に既組合員の出資せし金額を一時に納入するものとす

第七條 組合長は毎年三月二十日に總會を開催し決算報告を爲すこと

信用講々則

本講の成立と目的

本講は昭和二年二月二十五日東拓會社移住農民(永住者)間に於て成立し、肥料及び農具の購入費、其の他金融の調和を計るを以て目

的とす

第一條 本講は白田信用講と稱し本講一般に關する事務所は開墾郡東面白田里七百十三番地に置き之を取扱ふ

第二條 本講一口の掛金百圓とし、十五口を以て組織し、毎年二月二十日迄に十二月二十日を開會日と定め、七箇年を以て滿期とす但し起滿初年度昭和二年は開會日を三回とし、二月二十五日に開會し滿七箇年を以て滿了す

第三條 本講に左の役員を置く

但し役員は講會員の互選に依り之を定む

一、講 長 一 名 一、幹 事 二 名

一、監 査 役 二 名

第四條 本講役員中講長は本講一切の事務を監督し、幹事は庶務と會計を處理し、監査役は講長幹事を輔佐して萬事に於て嚴重なる調査をなす

第五條 本講役員の任期は滿期迄とす

但し滿期以前に於て缺員を生じたるときは講員の互選により之を定む

第六條 本講は毎回競争入札とし最下額を落札と定む但し七割以下は禁止す

第七條 本講掛金は總て開會當日に持參するものとす

掛金還附の時は還附金百圓に對する日歩三錢の延錢を徴す、十日以上還附の者は講員たる資格を失ふ

實掛金は滿期の時にあらざれば受取ることを得ず

第八條 落札者は本講滿了迄次回より毎回金百圓宛掛込むものとす

第九條 未落札者は落札金額の割合にて掛金を定む

第十條 落札者は落札當日より十日以内に移住地割當耕作物を以て抵當物件とし、講員中より一名の保證人を得、連帶借附證書を講長宛提出すべきものとす

宛提出すべきものとす

第十一條 保證人は落札者と連帶責任とす

第十二條 落札者にして規定の期間内に前二條の手續を履行せざる場合は第二次落札者を以て落札者と定む

但し第一次、第二次の落札に對する差額金は第一次落札者の負擔とす

第十三條 本購財に關したる事務は役員の決議に於て定む

第十四條 本購財加入者は購買たる名義を明にする爲、且海關關守の證として本購財の末尾に署名捺印するものとす

◎忠清北道舒川郡舒川面郡司里 (内地人農墾部落)

地勢及地形 面事務所の所在地にして東部に位し、北は小山を負ひ、東・西・南部は部落と平野に面す、南向きの傾斜地なり

移民の沿革 東拓の移民にして大正八年に移住す

原籍 地山口縣

農業者種別 自作九戸

◎忠清北道舒川郡鍾川面花山里 (内地人農墾部落) 戸數 三五 人口 三五六

地勢及地形 面事務所の所在地にして、北面稍遠く山を繞らし平野に位し、地味肥沃にして水利の便よし
移民の沿革 大正七年四月、五人の男子單身この地に移住し、農藝業に従事し、以後顯著なる成績を擧げ、

郡内有數の農墾模範部落となれり、爾來十二年間に男子十二人、女子二十三人となり、完全に一部落を構

成す

原籍 地香川縣

農業者種別 自作六戸

◎忠清北道唐津郡松嶽面機池市 (内地人農業部落)

戸数 一七
人口

地勢及地形 東南は本面盤村里及び佳橋里を界とし、西は唐津面、北は松山面に接し、東方に鬮秀峰と稱する小山ありて、部落を要塞せるが如し、山野は南向の傾斜にして、土地肥沃なるも耕地は多からず

移民の沿革 以前より機池市里の一隅に於て市場開設せるに依り、約三十年前より商業を營むが爲め移來し、今日に及ぶ

原籍 地 岩手縣・岐阜縣・山口縣

部落民の職業 商業及農業

特殊施設 部落の内鮮人によりて消防組を組織し、一般の生命財産の保護に盡力しつゝ、あり

◎忠清南道論山郡上月面新忠里通山 (内地人農業部落)

戸数 七四
人口

地勢及地形 本部落は論山郡上月面々事務所々在地にして、公州論山間一等道路に接す

移民の沿革 大正七年三月頃、福岡縣浮羽郡江南村山下光太郎が、初めて來住し農業を經營せり

原籍 地 福岡縣三、廣島縣一

◎忠清南道論山郡光石面梨寺里 (内地人農業部落)

戸数 一七
人口 八五

地勢及地形 梨寺里は光石面南部に位し、論山(郡廳所在地)より西北約三十丁の平坦なる利論街道は同里

の東端を貫き、東南は光石平野を隔て、論山に面し、西北は稍小高き畑地山林相違なり、部落の後方は小岳を以て圍まれたる東西に長き密集部落にして、部落前は幾程もなき畑地を隔て光石平野をなす。水田廣く水利交通共に便なり。

移民の沿革 本部落は古くより朝鮮人家屋の密集したる部落なりしが、大正三年東洋拓殖株式會社移民として、福島會平外二戸住居を構へたるを初めとし、翌大正五年には同移民田中源治外三戸の内地人移住し、後數年間にして十數戸に及び、東洋拓殖株式會社移民の集團部落となれ

原 籍 地 熊本縣五、佐賀縣二、福井縣二、鹿兒島縣一、香川縣一、徳島縣一、長野縣一、岡山縣一、岐阜縣一

部落民の職業 全戸農業に従事し、副業として養蠶養豚を爲す
農業者種別 自作三戸、自作兼小作一三戸

特殊施設

- 一、飲料井戸の改修 部落は飲料井戸乏しく、水質また不良なりしを以て、里民出役各戸出金に依り大正六年以來、四個の完全なる飲料井戸を構築し、毎年之が改修維持に努めつゝあり
- 二、道路の改修 同里内の道路は狹小泥濘なりしを以て、大正十三年度に於て部落中央を貫く道路を兩二間とし、以來年々之よりの分岐道路の改修延長に努め、目下車馬自由な交通するに到れり
- 三、夜警の實施 大正十五年以來毎年秋收、年末年始並に桑葉繁茂の期には、部落民は里内附近の夜警を爲し、盜賊火災賭博の防止等に努め、其の効揚り居れり

四、消防器具の備付 住宅の改装、竝に空の増築等に依り、消防器具の必要を感じ、昭和三年四月手押ポンプ一臺と、之に附屬する消防器具を約二百圓を投じて備付けたリ

五、部落基本財産の増成 昭和五年度より部落基本財産増成の目的を以て、肥料を共同購入とし、其の代金一圓に對し五錢以内を基本金として積立をなす

共同 團 結 同里の部落民は共同團結心に富み、左記の如き組合團體あり

一 光石面梨寺里養鶏組合 大正十三年郡指導の下に種豚の増産、採肥利用を主たる目的として本組合を組織し、以來組合員は各其の目的達成に努め、種豚の改良、飼育方法の研究、採肥の利用等何れも其の効顯はれ、金肥の購入減少し、耕地肥沃となり、農作物の收穫を増し、主たる種豚の生産は年々百頭乃至二百頭に及び、各戸三四頭の親豚を飼育し、養豚部落の名は道外に迄及ぶに至れり

二、光石面梨寺里青年會 大正十二年一月設立以來會員共同一致克く其の目的の達成に努め、地方の弊風を一掃し、學術の研究、公益事業等に率先して範を示し、試作地を設け、農事の實地研究を爲す爲め、畝田五反歩を共同耕作し、其の純益(年收四、五十圓位)を以て本會の維持經費とし、殘餘を會の基本金に編入し(現在四二圓)、會員八名の小團體なるも、本部落の代表的團體にして相當の効果を擧げつゝあり

光石面梨寺里養豚組合規約

第一條 本組合は豚の改良發達並に採肥利用を圖り、其他斯業に關係ある各種團體と連絡し組合員共同の利益を增進するを以て目的とする

第二條 本組合は論山郡光石面梨寺面養豚組合と稱す

第三條 本組合は論山郡光石面梨寺里を區域とす

第四條 本組合事務所は論山郡光石面梨寺里に置く

第五條 本組合は第二條の地域内に於て豚を飼養し本組合に加入せんとするものを以て組織す

第六條 本組合は第一條の目的を達せんが爲左の事柄を行ふ

一、種豚の供給及種付

二、豚の保護及獎勵

三、豚肥採取利用

四、講習講義品評會の開設

五、畜産に關する調査、調査、研究

六、種豚及飼料の購入配布

七、豚の衛生防疫畜産同業組合管理指定獎勵

八、豚飼養の調査並に整理

九、共済事業

一〇、養行者の表彰

一一、豚の共同販賣

一二、養豚上必要なる資金の貸付

一三、其他本組合の目的を達するに必要な事項

第七條 組合員は本組合又は郡畜産組合飼養の種豚以外の種付けを受けることを得ず

但し別に定むる規定に依り種豚の貸付を行ふ

第八條 缺

第九條 組合員飼養の豚死亡し又は疾病其他の事故ありたるときは役員會の決議に依り金五圓以内の共済金を交付す

第十條 組合員は左の場合に於て十日以内に組合長に届出づべし

一、豚の預付を爲し又は生産したるとき

二、豚を購入又は管理したるとき

三、豚を賣却移動し又は斃死したるとき

四、其他豚に異状を來したる場合

第十一條 組合員豚を賣却又は購入せんとするときは豫め組合に届出で其の指導を請ふべし

第十二條 組合員の飼養する豚にして優良と認むるものある場合は獎勵金を交付することあるべし

第十三條 組合員にして豚舎を改造し又は經濟的飼料を利用する等、模範的畜養を行ひたる場合は補助金を交付することあり

前二條の獎勵金又は補助金の交付を請はんとするものは組合長に願出検査を受くべし

第十四條 本組合員にして他の模範となるべき業績又は行爲を爲したるものは之を表彰するものとす

第十五條 本組合の業務規定は役員會に於て之を定む

第十六條 組合員は本規定を遵守し又必要なる費用を負担するの義務を有す

第十七條 組合員は平等の權利義務を有し、會議に列席し又は役員の選舉權を有す

第十八條 本組合に左の役員を置き總會に於て組合員中より之を選出す

組合長 一 名 理事 一 名

幹事 一 名

組合長は組合を代表し一般の義務を總轄す

理事は組合長を輔佐し組合長事故あるときば之を代理す

但し役員會に於ては評議員と同一の資格を有す

評議員は組合長の諮問に應じ又は業務の執行及財産の狀態を監査す

第十九條 役員任期は一箇年とし再選を行ふ、補缺の爲選任せられたるものは前任者の殘任期間とす

第二十條 本組合の業務の經營に應じ左の職員を置く

一、技術員 若干名

二、書記 若干名

技術員は組合長の命を受け技術に従事す

書記は組合長の指揮を受け庶務會計に従ふ

第二十一條 本組合に總會及役員會あり

總會は組合員の出席を以て開會し左記事項を議決す

一、經費豫算に關する件

二、役員の選舉

三、規約の変更

四、財産の處分

五、其他重要なる事項

役員會は正副組合長及評議員を以て開き左の事項を議決す

一、事務報告及收支決算

二、紛議の仲裁及判斷

三、違反者の處分

四、其他臨時に生じたる重からざる事項

第二十二條 總會は毎年三月之を開き役員會は組合長の必要と認めたる時、又は他の役員より請求ありたる時之を開會す

第二十三條 役員は名譽職とす、但し總會の決議に依り報酬又は賞費を支給することを得

第二十四條 本組合は總會の決議に依り顧問を推薦することを得

第二十五條 本組合の會計は組合長、其の責に任じ總會に報告するものとす

第二十六條 組合員にして分賦金、其他組合に納付すべき金額を怠納したるものに組合に對する一切の保護及權利を剥奪せらるゝことあり

第二十七條 組合員にして本規約に違反し其他組合員たるの體面を汚し各義務を履行せざる場合は左の制限に依り之を處分し總會に報告す

一 罰金、二 組合に對する權利を剥奪、三 除名、此の場合には本組合員は除名者と實際上の交際をなすことを得ず

梨寺里青年會々則

第一章 總 則

第一條 本會は論山郡光石面梨寺里青年會と稱す

第二條 本會は青年をして健全なる國民勇良なる公民たるの素質を得しむるを以て目的とす

第二章 事 業

第三條 第二條の目的を達せんがため左の事業を行ふものとす

一、名士を聘し講演會を開催し智徳修養に資すること

二、學藝會農談會を催し、或は團體旅行、角力、力競争等を爲し身心の鍛鍊發達を圖ること

三、地方の弊風を卒先矯正し社會の模範者たることを期すること

四、試作地を設け、農事の實地研究を爲し之が發達を圖ること

五、公益慈善事業を爲すこと

六、農家副業生産物を共同作製販賣を爲すこと

七、其他適當と認むる事業

第三章 會員及會費

第四條 本會は光石面梨寺里在住の内地人にして十五歳以上三十歳迄の青年を以て組織す

第五條 本會員を分ちて正會員、贊助會員、名譽會員の三種とす

一、第四條に該当する者と正會員とし月額 宛出金するものとす

但し在會中は會費を徴收せざるものとす

二、贊助會員にして本會に功勞ありたる人士を名譽會員とす

第六條 本會の入退會は本會長に届出づべきものとす

第四章 役 員

第七條 本會に左の役員を置く

第一章 移 民 部 落

一、會 長 一 名 二、副會長 一 名

三、顧問 若干名 四、贊助會員 若干名

第八條 會長副會長は正會員中より選舉又は推薦し、顧問は本里内徳望ある人士を選舉又は推薦するものとす

第九條 會長は本會一切の會務を總裁す

副會長は會長を補佐し、會長事故あるときは之を代理す

顧問は會長の諮問に應じて意見を陳述す

第十條 本會役員の任期は一箇年とす但し再選することを得

第五章 集 會

第十一條 集會は總會、臨時總會、役員會の三種とし會長之を召集す

第十二條 總會は毎年春秋二回開催し左記事項を行ふものとす

一、講演 二、議事 三、庶務會計の報告 四、會員の演説位に運動 五、其他必要事項

第十三條 役員會は會長に於て必要と認めたる時に開催し左の事項を審議す

一、本會の經費豫算及決算

二、本會の事業に關する事項

三、其他必要事項

第六章 賞 罰

第十四條 會員中模範者は社會に公表し又之を表彰するものとす

第十五條 會員にして會則に違反し又は會員の體面を汚す等の行爲ありたる者は除名することあるべし

第七章 經 費

第十六條 本會の經費は會費及基本金の利子其の他の收入を以て支拂す

第十七條 本會の剩餘金は基本金として銀行又は郵便貯金に預入するものとす

但し必要に應じ役員會の決議に依り一時借入することを得

附 則

第一條 本會に備付くべき簿冊は左の如し

一、會則級 二、會員名簿 三、役員名簿 四、金繰出納簿 五、庶務日誌(本會の決議事項其の他の必要事項を明記)

第二條 本會會則にして改正すべき必要あるときは總會の決議を経べきものとす

◎全羅北道全州郡助村面(聖德里) (内地人良業部落) 戸數 一六六
人口 一六六

地勢及地形 面の西端部に位し、其の中龍亭里の中央部には、南北に互りて丘陵あり、東西の山麓に移住民散住し、部落の東西には各々平野あり、聖德里は東西に一等道路全州群山線あり、北々平野にして一面美田あり、全州群山間道路に沿ひて民家散在す

移民の沿革 大正三年三月、熊本縣農會の援助により、同縣農會團體として二十戸渡鮮し、前記の場處に移住し來り、東拓會社の移民となり、土地の割當を受けて農業に従事し、大正五年四月に至り二十戸の中四戸は歸國し、更に二戸加入し、稻作の外、養蠶・養鶏・養豚・殖林等致々として營み來り、大正十一年十一月に至り、助村面西部米穀改良組合を組織し、其の事業として米穀乾燥方法を改良し、尙ほ玄米に調製せんが爲め、石油發動機、脱穀機、舂摺機、精米機等を備へ、組合員の精米は勿論、組合員外の米穀調製をも爲し、一般の模範となり居れり、尙ほ設備に對しては都農會より五百圓、地方費より二百五十圓の補助と、組合出資二千圓を以て經營し現今に至れり

圖 續 地 熊本一三、高知一、靜岡一、長野一

農業者種別 自作一六戸

特殊施設

イ、助村面西部米穀改良組合

ロ、助村面種鶏生産組合

共同團體

イ、助村面西部米穀改良組合、第二項沿革に書せり

ロ、助村面種鶏生産組合 大正十一年に創立し、組合員數十七名、南原・任實・淳昌・全州四箇郡に種鶏を養生配布せり、鶏舎及び種鶏孵化用器具を具ふ

昭和四年末現況

組合員七名、販賣總數 雌 一、七一三羽 雄 一〇〇〇羽

代 金 雌 三、〇八三圓四〇錢 雄 一二〇圓

産鶏一箇年 六〇〇羽 六〇〇圓

卵の販賣 五〇〇頁 一、二〇〇圓

販賣合計 五、〇〇三圓四〇錢

(規則省略)

◎全羅北道沃濟郡米而山北里山形村 (内地人農業者落) 戸數 二〇 人口 六七〇

地勢及地形 不二干拓地の内に形成せる移民部落

移民の沿革 大正十二年不二産業組合に於て、第一回移住管農者募集に依り移民として來住す

原籍 地山形縣

農業者種別 小作一七戸

特殊施設 當部落二十戸は一家の如く經濟を共にし、生産收入及び支出等を計りつゝあり

共同團體 昭和三年五月産米改良組合を設立し、何れも實行中にして良好なる成績を擧げつゝあり

◎全羅北道沃津郡米面山北里新山形村 (内地人農業者部落) 戸數 二〇
人口 六七

地勢及地形 不二干拓地内に形成せる移民部落

移民の沿革 大正十三年不二産業組合に於て、第二回移住管農者募集に依り移民となり來住す

原籍 地山形縣

農業者種別 小作二〇戸

共同團體 昭和三年五月に産米改良組合を設立し、實行中にして、良好なる成績を擧げつゝあり

米面山北里の不二干拓地の移民戸數は二〇七戸あるも集團せず、十戸乃至五戸を以て一區劃として散在し

居れり、以上二箇所の部落は特に二十戸の集團部落なるを以て掲記せり

◎全羅南道光州郡本村面大村里 (内地人農業者部落) 戸數 一七
人口 四一

地勢及地形 四面平野にして農耕に最も適す

移民の沿革 東拓會社移住民として大正五年に來鮮せり

原籍 地愛知縣・岡山縣

農業者種別 地主二戸、自作五戸、計七戸

共同團體 大正十四年養蠶組合を設け 成績漸次良好なり

◎全羅南道光州郡大村面大支里 (内地人農業部落) 戸數 一一
人口 五五

地勢及地形 北に山を負ひ、南は平野に接す

移民の沿革 東拓會社移民として大正三年より渡鮮せり

原籍 地 佐賀縣杵島郡東川登村大字永野

農業者種別 地主四戸、自作七戸、計一一戸

◎全羅南道光州郡極樂面沿平里喜雄里 (内地人農業部落) 戸數 一四
人口 六一

地勢及地形 光州、松江里間の二等道路に沿ひ、北部は光州平野、南東部は羅州平野に接し、交通便利なり

移民の沿革 大正十四年東拓會社移民として來住し、續いて渡來したるものなり

原籍 地 愛知縣三、佐賀縣三、兵庫縣三、鳥取縣三、廣島縣二

農業者種別 地主一戸、自作二戸、自作兼小作一〇戸、小作一戸、計一四戸

◎全羅南道潭陽郡武面盤龍里 (内地人農業部落)

戸数 二四
人口

地勢及地形 潭陽光州間道路に沿ひ、潭陽より約一里の平野に在り

移民の沿革 大正九年東拓會社の移住民として來鮮せり

原籍 地 廣島縣・佐賀縣・高知縣

農業者種別 自作兼小作四戸

◎全羅南道麗水郡三山面巨文里 (内地人漁業部落)

戸数 一〇六
人口 三五〇

地勢及地形 麗水、濟州島間の巨文島に在り、東南北は山に圍まれ、西は巨文港なり、地形は傾斜地なるも

港内は水深と自然防波に恵まれたる古來の良港なり

移民の沿革 明治三十七年鳥取縣人小山某本里に移住し、續いて各地より多數移住するに至れり

原籍 地 東京・大阪・神奈川・兵庫・長崎・愛知・香川・愛媛・福岡・大分・佐賀・熊本・鹿兒島・北

海島・鳥取・島根・岡山・廣島・山口各道府縣

農業者種別 農業自作三戸、漁業商業一〇三戸、計一〇六戸

共同團體 巨文島青年團ありて團員二十二名を有す

◎全羅南道寶城郡熊峙面江上里江山里 (内地人農業部落)

戸数 三六
人口

地勢及地形 寶城、長興間道路に沿ひ、熊峙平野の中央に在り

移民の沿革 大正三年東拓會社移住民として五戸、昭和三年に一戸來鮮せり

原籍 地山 口 縣

職業者種別 自作大戸

特殊施設 共同栗園、共同試驗田あり、成績良好なり

共同團體 移住當時より相互援助の目的を以て富士團を組織し、基本財産を積立て、現在約千圓に達せり

◎全羅南道長興郡古邑(面南松里中沙里 (内地人農業部落) 戸數 四七
人口 四六

地勢及地形 北に芙蓉山を負ひ、南は竹川に接し、東西には肥沃なる平野を控ふ

移民の沿革 大正二年東拓會社移住民として來鮮せり

原籍 地 島根・山口・廣島各縣

職業者種別 地主一戸、自作二戸、自作兼小作四戸、計七戸

共同團體 産業研究を目的とする移民組合あり

◎全羅南道長興郡長東面盃山里 (内地人農業部落) 戸數 一四
人口 五二

地勢及地形 北は鷹峯山を負ひ、南に小川あり、東南西は平野なり

移民の沿革 大正二年東拓移住民として來鮮せり

原籍 地 高知・山梨・佐賀各縣

農業者種別自作四戸、自作兼小作五戸、小作五戸、計一四戸

共同團體 甲子組合を組織し、盃山里、朝陽里移住民間の金融を圖る

甲子融通組合定款 (長興郡長東面)

第一章 總 則

第一條 本組合は甲子融通組合と稱し事務所を長東面北橋里に置く

第二條 本組合は組合員相互の親善を計り貯蓄心を涵養し産業資金の融通を計り將來地方的金融機關たるを期するを以て目的とする

第三條 本組合の區域は且下長東面一圓なれども更に他より加入者あるときは擴張するを自由とす

第四條 本組合の出資金は毫口金拾圓と定め、之が拂込を爲す者を以て組織す

但し一人にて多數口加入することを得

第五條 出資の方法は毎年壹月 日に毫口に付金壹圓宛創立の年より滿拾箇年間に全部の拂込を爲すものとす

第六條 出資金の拂込期日迄に納入し得ざる者は期日の翌日より若五日間猶豫するも、其場合日歩七錢の利子を附加し拂込むものとす

尙其期限を超過するも拂込を爲さざる者は既拂込出資金の割合を拂戻し除名すべし但し他に贖渡することを得

第七條 本組合の設立期限は創立の日より滿拾箇年とす

第二章 業 務

第八條 本組合は左の業務を行ふ

組合員に對する産業資金の融通並に組合員たる有資格者に於て經營せる産業團體に對し、資金の融通並に組合員外に對する産業資金の貸金

第三章 役員及権限並に義務

第九條 本組合は左の役員を置く

組合長壹名、理事壹名、評議員 名、組合長は本組合を代表し業務一切を總理す、理事は組合長を輔佐し組合長事故あるときは之

を代理し、尙ほ組合の業務を處理し、新組合員の加盟勸誘出資金の實贈を爲す、評議員は職務の監査並に決算及組合事務執行上の件を評議決定す

第十條 役員は任期は組合長を參照年とし、理事を貳箇年とし、評議員を參箇年とし再選を妨げず

第十一條 役員は選挙及業務上の意志表示は定時總會又は臨時總會に於て之を行ふ

第十二條 役員に缺員を生じ業務執行上支障あるときは補缺選挙を行ふ但し補缺員は前任者の殘任期間とす

第十三條 組合長及理事は本組合に對し業務上の過失又は故意に基く損害を與へたる時は無限の責任を負ふものとす

第四章 職員

第十四條 本組合の職務多端と爲したるときは之が執行の爲め有給の事務員を置く、之が任免は組合長之を行ふ

第十五條 事務員は組合長の指揮に基き組合の事務に従事す

第五章 會 議

第十六條 會議は定時總會及臨時總會並に役員會の三種とす

第十七條 定時總會は毎年壹月 日に之を招集し左の事項を決議す

一、業務上の方針決定

二、組合定款に關する件

三、決算承認の件

四、役員選挙に關する件

第十八條 臨時總會は役員に於て必要と認めたるるとき、又は組合員參名以上の要求あるときは組合長之を招集すべき事、役員會は組合長及理事の何れかに於て必要と認めたるときは組合長の名を以て之を招集す

第十九條 總會並に臨時總會は出席者の出資口數凡組合員數の半數以上、役員會は七割以上の出席者あるとき之を開催す

但し招集二回に及ぶも定款に足らざるときは組合長の權限に依り之が開催することを得

第二十條 組合員支障ありて會議に出席し得ざるときは他の組合員に委任して決議權を行使することを得、代理者は委任狀を會に提示するを要す

但し貳名以上の代理權になし

第二十一條 議事は出席者の過半数を以て議決す可否同数なるときは議長之を決す

第二十二條 會議に組合長を以て議長とす

第二十三條 會議の議は議事録を作り議長及出席員 名以上連名捺印するものとす

第六章 會 計

第二十四條 本組合の決算は毎年拾貳月貳拾五日之を行ひ其席に第拾九條所定の役員の出席を要す

第二十五條 組合は毎年一月、日迄に決算書を作り總會に附議し承認を受くることとす

第七章 附 則

第二十六條 本組合の資金運用上の利益あるとも決算報告のみを爲し相當の配當を爲さず

第二十七條 組合員は本組合設立期間内に中途脱退を爲すを得ず

但し總會に於て認めたるときは此限りに非ず併既拂込出資金に前年度決算期に於ける割合を以て拂戻すも次回總會迄現金支拂を爲さず、不得已事情の上脱退するときは上程して決す

第二十八條 組合員が他人に出資權を賣渡、又は讓渡せむとするときは組合長の承認を得るを要す

第二十九條 貸付金の利息並に期限は當分の内左の通り定む

一、利息は信用貸に在りては壹箇月壹分四厘以上、有擔保貸付に壹箇月壹分以上とす

但し貸付金に限りありては信用貸付と相對抗するときは役員に於て確實と認めたる方に採否を決す

二、組合員並に多数組合員より成る産業團體外に於ては壹箇月貳分以上とす

三、期間は諸受簡年を以て原則とし擔保貸付に在りては元金を貳割以上を拂込み延期せむとする時は其確實なる者に限り組合長之を許容することを得

四、期間内と擔借主は隨時支拂ふ事を得

第三十條 貸付金の方法は當分左の通り定む

一、組合員の擔保貸付は金高貳百圓を限度とし保證人一名を要す

二、出資票を擔保とするときは拂込金額の七割を限度とす

三、信用貸付は確實なる保證人二名を要し金高壹百圓を限度とす

但し鑛数の金あるときは之を添貸することを得

第三十一條 組合長及理事は本組合の無限責任者なるを以て保證人たる資格なし

第三十二條 株主に於て既拂込金拾圓に滿つる毎に株券一枚宛交付す

第三十三條 右は全部組合員に於て承認したるに付左に各自署名捺印す

昭和叁年壹月 日

長興郡長東面北橋里

組合長 竹 林 長 廣

長興郡長東面歪山里

理 事 西 森 義 兄

長興郡長東面歪山里

評 議 員 氏 原 勝 滋

◎全羅南道長興郡長平面青龍里（内地人農業部落） 戸數 二七七

地勢及地形 北は天馬山を負ひ、東西南は平野なり、地形は稍傾斜地なり

移民の沿革 大正二年東拓會社の移住民として來鮮せり

區 轄 地 廣 島 縣

農業者類別 自作兼小作七

◎全羅南道長興郡府東面巾山里五里亭（内地人農業部落） 戸數 六一一
人口 六〇

地勢及地形 長興邑を距る東方約十町、四面平野なり

移民の沿革 大正二年東拓會社移住民として來鮮し、その後續いて移住者加はり、現在の數を見るに至れり

區 轄 地 京 都 府 ・ 奈 良 ・ 愛 知 ・ 高 知 ・ 福 岡 ・ 福 島 ・ 山 口 ・ 和 歌 山 各 縣

農業者類別 農業地主三戸、自作兼小作五戸、商業三戸、計一一戸

共同園結 農事改良組合を設け共同耕作を爲しつゝあり、組合員一四名なり

◎全羅南道康津郡々東面虎溪里五山里 (内地人農業部落) 戸數 一七五
人口 七八

地勢及地形 康津長興郡間二等道路に沿ひ、四方平野なり

移民の沿革 大正二年東拓會社移住民として來鮮せり

原籍 地 高知縣一三戸、熊本縣二戸

農業者種別 地主三戸、自作一二戸、計一五戸

◎全羅南道康津郡東面三新里新坪里 (内地人農業部落) 戸數 三八
人口 三七

地勢及地形 康津郡を距る東方約半里に位し、四方平野なり

移民の沿革 大正二年東拓會社の移住民として來鮮せり

原籍 地 愛媛・香川・岡山・高知の各縣

農業者種別 地主二戸、自作六戸、計八戸

◎全羅南道康津郡鵠川面坪里 (内地人農業部落) 戸數 一八
人口 一〇五

地勢及地形 鵠川平野の一角に位し營農上最も良し

移民の沿革 大正四年以降前後三回に亙り、東拓移住民として來鮮せり

原籍 地 福岡・佐賀・長崎・廣島・鳥取の各縣

農業者種別 自作兼小作一八戸

共同團體

一、産米改良組合を設け、精米場を經營す

二、婦人會を組織し、家政家事の改良竝に相互親睦を圖る 會員二二名

◎全羅南道海南郡松巨面於蘭鎮 (内地人漁業部落)

戸數 一七
人口 七〇

地勢及地志 於蘭鎮は郡内唯一の漁港にして、東は莞島、西は珍島、南は濟州島を望み、北方のみ陸地に接

き、前面は於佛島防波堤を爲し、漁港として良好なり

移民の源 大正二年高知縣人一戸の移住を始め、大正八年岡山縣漁民移住民として來鮮し、引續き各地よ

り移住者ありたり

原 籍 地 高知・岡山・佐賀・長崎・宮崎の各縣

經營民の職業 漁業・商業・造船業・農業

職業別戸數 農業自作一戸 農業小作一戸、其他一五戸、計一七戸

特殊施設

一、敬神思想を鼓吹せしむる爲め、海岸に接せる老松の下に一小堂を建立して蛭子宮を祭り、春秋二回例

祭を行ふ

二、昭和三年御大典記念事業として梅實山南端に燈臺を建設し、昭和燈と名付け、毎夜點燈し、近海を航行する船舶の安全を計る

共同團體

一、大正六年學校組合を組織し、尋常小學校を經營す

二、昭和四年二月親愛講を組織せり

三、昭和五年五月、於蘭鎮西防波堤期成會を組織し、目下活動中

於蘭鎮學校組合規約

第一條 本組合は於蘭鎮學校組合と稱す

第二條 本組合の區域は奈羅南道海部郡松岡面於蘭里、右近里、山亭里、美也里、小竹里とす

第三條 本組合の公告は組合の揭示板に掲示す

第四條 獨立の生計を営む年齡二十五年以上の男子にして三月以上引續き組合費を納むる者は組合會議員の選舉權を有す但し禁治産者、禁治産者及六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたるものは此の限に在らず

第五條 家督相続人の組合費負擔期間に付ては被相続人の組合費負擔期間を推算す

第六條 選舉權を有する者組合費納付成分中は選舉權を行使することを得ず

第七條 家費分散若は破産の宣告を受け其の確定したるときより復權の決定確定するに至る迄、又は禁錮以上の刑の宣告を受けたるときより其執行を終り、若は其の執行を受くることなきに至る迄亦同じ、陸海軍の現役に服する者は選舉に參與することを得ず、其の他兵役に在る者にして戦時又は事變に際し召集せられたるとき亦同じ

第八條 選舉權を有する者は被選舉權を有す但し左に掲ぐる者及前條第三項又は第四項の場合に當る者は此の限に在らず

一、所屬道郡の官吏

二、本組合員の管理者及吏員

三、檢事及警察官吏

四、神職僧侶其他諸宗教師

五、小學校普通學校の教員

第六條 組合に書記一人を置く

書記は名譽職とす

第七條 有給の吏員在職一年以上にして退職したるときは退職當時の給料半月分を以て在職年數の一年に充て其の年數に應ずる金額を一時に支給す但し年齡六十歳未満にして自己の便宜に依り解職せられたるときは此の限に在らず

前項に依り支給を受けたるもの再び就職したるときは前項に掲ぐる在職年數は再任の日より起算す、有給吏員在職中死亡したるときは其の遺族に對し給料三箇月分を一時に支給す

第八條 組合費は戸別割とす

戸別割は獨立の生計を營む組合員に對し其の資産所得及生計の程度に依り之を賦課す

第九條 戸別割の賦課額は毎年組合會議の決議を以て之を定む但し議決後組合費負擔の義務發生したるときは管理者之を定む

第十條 戸別割は左の四期に分ち毎月初日の現在に依り之を賦課す

第一期 四月一日より六月三十日

第二期 七月一日より九月三十日

第三期 十一月一日より十二月三十一日

第四期 一月一日より三月三十一日

第十一條 賦課期日後組合費負擔額の義務發生したるときは臨時之を賦課す此の場合にありては戸別割は其期の分に取り負擔義務發生の日より日割を以て賦課す

第十二條 戸別割の納期に賦課期日後十日以内、臨時賦課に係る組合費及使用料の納期は管理者之を定む

第十三條 管理者は特別の事情ある者に對し組合費及使用料の納入延期を許すことを得、其の年度を越ゆる場合は組合會の議決を經べし、組合は特別の事情ある者に限り組合費及使用料を減免することを得

第十四條 夫役現品は戸別割を準備とし且之を金額に算出して賦課す

學藝美術及手工に關する勞役は夫役として賦課せず

夫役を賦課せられたる者は本人自ら之に當り、又は適當の代人を出すことを得、夫役現品は金額を以て之に代ふることを得、第一期及前項の規程は急迫の場合に賦課せる夫役現品に付ては之を適用せず、急迫の場合に賦課したる夫役現品の履行を爲さざるときは更に之を金額に算出し期限を指定して納付を命ずべし

第十五條 組合費及使用料の徴収に關しては國稅徵收法第四條の一、第四條の三乃至第四條の五、第四條の七及第四條の八を準用す

第十六條 新に組合區域内に住所を定めたるものは二十日以内に之を管理者に届出づべし、住所に移轉ありたるとき亦同じ

獨立の生計を營む者前項の届出を怠りたるときは五圓以下の料料に處す

前項の處分は管理者之を行ふ

附 則

組合費賦課前及賦課後三箇月内に行ふ選舉に付ては、第四條の組合費負擔に關する規程を適用せず

親 愛 講 定 款

第一條 本講は親愛講と稱す、山本里、於隣里、右近里の左留内地人相互の親愛を計り、共存共榮の趣旨を徹底せしめ、貯蓄思想の普及及び資金の潤澤を計るを以て目的とす

第二條 講金總額は參百圓とし一口出資額拾五圓二十口とし加入者二十名を以て組織す

第三條 本講に左の役員を置く

幹 事	一 名
理 事	一 名

幹事は講員中より互選し理事の職務を監督し講務一切の責任を負ふものとす

但し幹事は講員の保身人たることを得ず

理事は幹事の命を受け會務を掌理す

第四條 本總會は毎月二十五日午後八時開會す

存続期間は昭和四年二月より昭和五年九月迄とす

第五條 本會は初回振替を遂す次同より正味手取の入札を行ひ最低額入札時期は當日午後八時三十分とす、開札時期は即時とす

前項入札時刻迄入札せざるものは入札を爲すを得ず

第七條 同額の入札者多くある場合は抽籤を以て落札者を定む

第八條 落札者は別紙第一號様式の借用證書を作成し二名以上の保證人を選定し本會幹事の承認を給へ本會理事に提出し落札金を受領するものとす但し前項保證人は債務に對し連帶無限の責任を負ふものとす

第九條 落札者にして次同定會日迄に前條の手續を履行せざるときは棄權と見做し、第二番落札を以て落札者とし、第一番落札との差額は第一番落札者の負擔とす、若し第二番落札者も棄權なしたる場合は以下順を違ひ落札者を決定す

第十條 本會に花袋の割戻金を設け、本會當日入札時刻迄に掛金持参せしものに對し七割を左記割合に依り交付す、花袋は一口一環とす

(イ)三割 (ロ)二割 (ハ)五十錢

但し掛金持参者小數の爲め割戻金に剩餘を生じたる場合は持参者に對し平等分配す

第十一條 現落札者及び未落札者にして開會當日掛金を怠りたるときは其の翌日より一口に對し何れも各金拾五錢宛の違息金を落札者に支拂ふものとす

第十二條 未落札者にして掛金を一箇月以上遅延したる場合は幹事より會員總會に計り除名し本會満了後實際掛込金額のみを返還するものとす

第十三條 現落札者にして他に轉居せんとする場合は掛込未済金額を保證人中より代理人を選定し幹事の承認を給へ(毎月開會日迄に掛込を爲さしむるものとす)

但し債務を幹事の承認したるものに譲渡したる場合は此の限りにあらず

第十四條 本會は落札金の内より金拾圓を控除し花袋及び役員手當として左記の通り支給す

一、金七圓 花 袋

一、金壹圓五拾錢 幹事手當

一、金壹圓五拾錢

理事手當

第十五條 議員より掛金を受取りたるに理事は別紙第二號様式會員受領欄に捺印し之が受領を證するものとす

第二號様式帳簿へ會員各自之を所持す

松旨小學校組合規約

第一條 本組合に松旨小學校組合と稱す

第二條 本組合區域に今羅南道海南郡松旨面今江里、月江里、新消里、萬水里、新丁里、項里、新里、夫平里、松岩里、新平里、加次里、芳隆里、安谷里、三島里、雄新里、迄板里、會山里、月松里、松村里、水坪里、號岩里、長禮里とす

第三條 本組合の公費に組合の揭示場に揭示す

第四條 獨立の生計を営む年齢二十五歳以上の男子にして三箇月以上引續き組合費を納めたる者は組合會議員の選舉權を有す但し兼治産者、準兼治産者及び六年の服役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は此限にあらず、家督相続人の組合費負擔期間は被相続人の組合費負擔期間を延長す

選舉權を有する者組合費滯納處分中は選舉權を行使することを得ず、家致分致若くは破産の宣告を受けたる者は其の確定したるときより其執行を終り若くは其執行を受くることなきに至る迄亦同じ「陸海軍の現役に服する者は選舉に參與することを得ず、其他兵役に在るものにして戦時又は事變に際し召集せられたるとき亦同じ」

第五條 選舉權を有する者は被選舉權を有す但し左に掲ぐる者及前條第三項又は第四項の場合に當る者は此限にあらず

一、所屬道郡の官吏

二、本組合の管理者又は吏員

三、檢事及幹務官吏

四、神職僧侶其他諸宗教師

五、小學校又は普通小學校教師

第六條 本組合に書記一人を置き書記は名譽職とす

第七條 組合費は戸別割とす

戸別割は獨立の生計を営む組合員に對して其資産所得生計の程度に依り之れを賦課す

第八條 戸別割の等級賦課率は毎年組合會の議員決議を以て之を定む

第九條 戸別割は毎月一日現在に依り之れを賦課す

第十條 賦課期日後組合費負擔義務發生したるときは隨時之れを賦課す、此場合に在りては戸別割は其の期の方に限り負擔の義務發生の日より日割を以て賦課す

第十一條 戸別割の納期は賦課期日後十日以内とす、隨時賦課に係る組合費及び使用料の納期は管理者之れを定む

第十二條 管理者は特別の事情ある者に對し組合費及使用料の納期の延期を許すことを得、其の年度を越ゆる場合は組合會の議決を経べし、組合は特別の事情ある者に限り組合費及使用料を減免することを得

第十三條 夫役現品は戸別割に準據し且つ之れを金額にて算出して賦課す

學藝美術及手工に關する努力は夫役として賦課せず、夫役を賦課せられたる者は本人自ら之れに當り、又は適當の代人を出すことを得

第一項及前項の規定は急迫の場合に賦課する夫役現品に付ては之を適用せず

急迫の場合に賦課したる夫役現品の履行を爲さざるときは更に之を金額に算出し期限を指定して納付を命ずべし

第十四條 組合費及使用料徴収に關しては國稅徵收法第四條の一、第四條の三乃至第四條の五、第四條の七及第八條の八を準用す

第十五條 新に組合區域内に住所を定めたるものは三十日以内に之を管理者に届出つべし、住所に異動ありたるとき亦同じ

獨立の生計を営む者前項の届出を怠りたる者は五圓以下の科料に處す

前項の處分は管理者之を行ふ

附 則

組合費賦課前及後三箇月内に行ふ選舉に付ては第四條組合費負擔に關する規定を適用せず

◎全羅南道海南郡松旨面今江里

(内地人農業部落) 戶數 一二
人口 七七

地勢及地形 北に加空山なる小丘を負ひ、西は海に面し、東南は平野に接す

移民の沿革 大正三年東拓會社の移住民として來鮮せり

原籍 地佐賀縣

農業者種別 小作一戸、其他一戸、計一二戸

特殊施設 昭和三年より、毎年冬期を利用して武道會を開催す

共同團體 大正四年學校組合を設置して尋常小學校を經營す

◎全羅南道靈岩郡北一終面水山里大岩里 (内地人農業部落) 戸數 一四
人口 一三

地勢及地形 東北部に小丘あり、西南部には沃野展開し、地形は稍傾斜地なり

移民の沿革 大正八年東拓會社移住民として來鮮せり

原籍 地 愛知縣東春日井郡高藏寺村大字出川

農業者種別 自作兼小作三戸、小作一戸、計四戸

◎全羅南道羅州郡細枝面東谷里内亭里 (内地人農業部落) 戸數 一一九
人口 一一九

地勢及地形 北部に小丘を負ひ、南は細枝平野に接す

移民の沿革 明治四十四年東拓會社の移住民として來住したるもの四戸、續いて大正元年八戸、同二年七戸

移住し來れり

原籍 地 福岡・岐阜・愛知・廣島・佐賀・新潟の各縣

農業者種別 自作一〇戸、自作兼小作九戸、計一九戸

特殊施設 農事改良研究會を設け、毎月十五日に例會を開く

共同團體 大正九年東拓應募移住十週年記念として枝竹會を組織し、貯蓄を爲し、現在總額二、五〇〇圓に達せり

◎全羅南道羅州郡細枝面松堤里

（内地人農業部落）

戸數 五九
人口 五八

地勢及地形 西方に山を負ひ、東南に平野を控へ、地形平坦なり

移民の沿革 明治四十五年より東拓會社移住民として二戸、大正七年に四戸、大正八年に二戸、大正十三年一戸の移住に依り同部落を成したり

原籍 地廣島・兵庫・山口・福岡の各縣

農業者種別 自作三戸、自作兼小作六戸、計九戸

特殊施設 農事研究會を設け、年三回若くは四回の研究會を開く

◎全羅南道羅州郡旺谷面玉谷里

（内地人農業部落）
戸數 二七
人口 二四

地勢及地形 榮山而の西南約一里の地點に位し、西は榮山江に、東南北は榮山平野に接し地形は平坦なり

移民の沿革 明治四十五年東拓會社の移住民として來鮮せり

原籍 地德島縣阿波郡八幡町

當業者種別 自作七戸

共同園結 殖利契を組織し一人當三〇圓を醸出し、三箇月一回抽籤を行ひ、當業者に二百十圓を支拂ふものにして別に規約なし

◎全羅南道羅州郡旺谷面良山里 (内地人農業部落) 戸數 一〇
人口 三四

地勢及地形 榮山浦靈岩間二等道路に沿ひ、西北に泰山を背負ひ、東南は沃野に接す

移民の沿革 大正二年より東拓會社の移住民として來鮮せり

原籍 地宮城・岡山・京都・岐阜の各府縣

當業者種別 一〇戸

特殊施設 部落の中央に旺谷神祠を建立

共同園結 殖利契 組織し、各人の資力に應じ一回拂込額十圓、二十圓、三十圓、四十圓、五十圓と定め 必要の場合之が支拂を爲すものなり、規約なし

◎全羅南道羅州郡南平面南平里 (内地人農業部落) 戸數 四六
人口 三三二

地勢及地形 京城・木浦間一等道路に沿ひ、南平々野の中央に位す、地形は平坦にして土地は肥沃なり

移民の沿革 明治三十九年十一月、竹田仙三郎外二名商業の目的にて移住せるに始まり、漸次移民増加せり

原籍 地岡山六・佐賀五・福岡・石川・長崎各四、香川三、愛知・廣島・熊本・長野・鹿児島各二、岐

阜・滋賀・愛媛・徳島・京都・北海道・千葉・高知各一

職業別戸数 農業地主五戸、農業自作七戸、農業自作兼小作四戸、農業小作二戸、商業二五戸、其他三戸、

計四六戸

特種施設 昭和四年十二月婦人會を組織し、近隣部落内地人婦人を併せ會員五十名に達す

共同團體

- 一、南平蠶業組合 大正十年設立 會員 八十八名
 - 二、南平柔道クラブ 昭和四年設立 青年 四十二名
 - 三、繁榮會 大正十年設立 會員 百 名(附近各里參加)
 - 四、昭和貯金組合 昭和四年設立 組合員 四十五名(會員一口五圓)
 - 五、産米改良組合 大正十一年設立 組合員 四十名
- 南平蠶業組合規約 昭和三年十二月五日改正

第一章 總 則

第一條 本組合は組合員の完全なる約束により蠶業の改良進歩を圖り相互の利益を増進するを以て目的とす

第二條 本組合員は南平蠶業組合と稱し南平面を中心とし近郊に在住する養蠶家を以て組織す

第三條 本組合事務所は南平面南平里十六番地に置く

第四條 本組合は第一條の目的を達せむが爲め左の義務を行ふ

- 一、組合員の飼育する蜜種の統一を計ること
- 二、蜜種の共同他産を圖ること
- 三、産産の處理を一致し共同販賣を爲すこと
- 四、蠶業に必要な物品及蠶種の共同購入を爲すこと
- 五、蠶等器具の消毒及び桑樹の病虫害の豫防驅除を勵行すること
- 六、技術の向上に關する施設を爲すこと
- 七、蠶繭及桑園の品評會を開他すること
- 八、低利資金の融通を斡旋すること
- 九、前項の外必要と認めたる事項

第二章 出資及積立金

第五條 本組合出資一口の金額は拾圓とす、其の拂込期日及方法は評議員會之を定む

第六條 本組合は毎年事業年度剩餘金の幾分を積立るものとす

第三章 組合の機關

第七條 本組合に左の役員及職員を置く

役員	組合長	副組合長	一
	理事	監事	若干名
	評議員	顧問	若干名
職員	技術員	書記	若干名

第八條 役員は左の順序によりて之を定む

評議員は總會に於て選舉す

理事及職員は組合長之を推薦し評議員の承認を得るべし

顧問は組合長之を推薦聘任す

其他の役員は評議員會に於て選舉す

第九條 役員任期は二箇年とし補缺就任したる者は前任者の残任期間とす但し再選するも妨なし

第十條 組合長は組合を代表し組合全般の事務を總理す

副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるときは其職務を代理す

理事は組合長の指揮を受け庶務會計事務に従事す

監事は職務及會計事務を監査す

評議員は本組合の活動範圍として其控當區域内の組合員を代表し組合事業に關する諸般施設の提助及爲議に參與するものとす

第十一條 役員は總て名譽職とす但し總會の決議に依り相當の報酬又は手當を給することを得

第十二條 本組合に左の印鑑及帳簿を備ふ

組合印 組合長印

組合員及役員名簿、財産臺帳、備品臺帳、貯金臺帳、組合員乘函臺帳、組合員黨兒簿立及收訖簿、會計に關する簿冊

第四章 會 議

第十三條 會議は總會及評議員會の二種とし、定期總會は毎年一回之を開會す臨時總會は組合長必要と認めたる時又は組合員三分の

二以上の請求ありたる時之を開會す

評議員會は組合長に於て必要と認めたる時之を招集す

第十四條 會議は定期に出席したる組合員によりて開き其決議は出席員の過半数を以て之を決す可否同数の場合は組合長之を決す

第十五條 左の事項は總會の決議を経べし

一、組合規約に關する事項

二、事業及決算承認並に豫算の編成

三、評議員の選舉

四、其他重要事項

第十六條 左の事項は評議員會の決議を経べし

一、役員の選舉 但理事を除く

二、總會に附議すべき議案審議

三、職員の任免及給與に關する事項

四、組合員の除名脱退並に賞罰に關する事項

五、其他必要と認めたる事項

第五章 組合員の權利義務

第十七條 組合員は組合財産を共有する權利を有す

第十八條 組合員は何時たりと雖も組合に關する簿冊を閲覧するを得

但し機密に關する簿冊は此限りにあらず

第十九條 組合員は總て本規約及評議員會に於て決定したる事項を遵守する義務あるものとす

第二十條 組合員は其産物を組合の共同販賣に附する義務あるものとす

第二十一條 組合員は其生産したる物を他に販賣することを得ず但し止むを得ざる事情あるものは組合長の承認を得るを要す此場合に於ては組合の定めたる販賣手数料を納入する義務あるものとす

第六章 加入脱退

第二十二條 組合に加入せむとするものは規定の申込書に出資金を添へ組合長の承認を得べし

出資の買戻價を爲さむとするもの亦同じ

第二十三條 相続により權利を取得したるときは被相続人の權利義務を承継す

第二十四條 組合員は同一目的を有する他の組合に加入することを得ず

第二十五條 組合員は止むを得ず脱退せむとするときは會計年度終了三箇月前に豫告し組合長の承認を得るを要す

此場合に於ける出資金の拂戻しは其拂戻済出資額以内を限度とす

但し脱退當時に於ける組合資産が拂戻済出資の額に達せざるときは其缺損額を出資數に應じ分擔するものとす

第七章 會計

第二十六條 本組合の會計年度は十二月一日に起り翌年十一月三十日に終るものとす

第二十七條 本組合の經費は組合収入を以て充當し剩餘を生じたるときは左の通り配當處理す但し缺損を生じたるときは積立金を以て補填し尙不足を生じたるときは出資金に應じ分擔す出資の總額を超過したる缺員額は組合員の平等負擔とす

一、積立金

二、出資償還積立金

三、出資獎勵金

四、役員賞與金

第二十八條 組合の積立金は評議員會の決議により事業資金に融通することを得

第八章 賞 罰

第二十九條 組合員にして一般組合員の義務たるべきもの又は組合に功勞ありたるものに對し總會の決議により表彰す

第三十條 組合員左の一に該当するときは之を除名す

一、組合員の名譽を毀損し職務の執行發展を阻害したるもの

二、出資金の拂込其他組合に對する義務の履行を怠り又は組合員たるに違せずと認めたるもの

三、組合規約又は評議員會の決議事項に違背したる行爲ありたるもの

前三項に依り除名せられたる組合員に對する出資金に之を沒收す

第九章 解 散

第三十一條 本組合は組合員三分の二以上の同意を以て決議したるときに解散することを得

第三十二條 前條により組合を解散したるときは組合總會に於て左の事項を決議し清算人を選定す

一、清算規定

二、清算人の権限及人員

第十章 附 則

第三十三條 本規約は決議の日より之を施行す

第三十四條 舊規約及從來の申合規定にして本規約に抵觸する分は本規約實施の日より廢止す

◎全羅南道羅州郡南平面光利里（内地人農業部落）

戸數 一五
人口 八五

地勢及地形 南平里の西北部に位し、平野なり

移民の沿革 明治四十五年三月、藤木喜一の移住に始まり、其後漸次移住者増加せり

原籍 地 高知四・廣島三・石川二・岐阜二・岡山・兵庫・山梨・愛知各一

農業者種別 地主一戸、自作一戸、自作兼小作一〇戸、小作三戸、計一五戸

共同團體 南平里各種共同團體に加入し、特に設けたるものなし

◎全羅南道咸平郡咸平面大德里 (内地人農業者落) 戸數 二二

地勢及地形 咸平邑より西北約十町、咸平豐光間道路に沿ひ四方に小丘あり、地形は平坦なり

移民の沿革 大正三年東拓會社移住民として來鮮せり

原籍 地 愛知縣寶飯郡御津村

農業者種別 自作七戸

◎全羅南道咸平郡月也面亭山里 (内地人農業者落) 戸數 二九

地勢及地形 西北部は佛甲山を負ひ、東南部は平野を控へ、地形平坦なり、

移民の沿革 大正三年三月、東洋拓殖會社移住民として來鮮せり

原籍 地 岡山縣、徳島縣

農業者種別 自作六戸、自作兼小作二戸、計八戸

◎全羅南道咸平郡平陵面三椏里 (内地人農業者) 戸數 二六
人口 一〇四

地勢及地形 咸平邑より東方二里餘、羅山川に沿ひ羅山平野の中央に在り

移民の沿革 大正五年東拓會社移民として來鮮せり

原 籍 地 岡山・山口・佐賀・奈良・岐阜の各縣

農業者種別 地主二戸、自作一戸、自作兼小作一〇戸、小作一三戸、計二六戸

共同團體 結羅山青年團を組織し燻風事業を行ふ、規約別項の通り

羅山青年團々則 (咸平郡平陵面羅山)

第一章 總 則

第一條 本團は羅山青年團と稱し教育勸誘の御趣旨を奉戴し之を實行するを目的とす

第二條 本團は事務所を平陵面羅山市場に置く

第二章 組織及び團員

第三條 本團は羅山學校組合區域内に在住する義務教育を卒へたる滿二十五歳以下の男子を以て組織す

第四條 本團は入團式、退團式を行ふ

第五條 入團者は過んで發育を爲すこと

第六條 團員にして本團の目的に反し又は團員の體面を汚損する行爲あるときは役員會の決議に依り除名さるる

ことあるべし

第七條 團員は別に定むる規定により本團の費用を分擔することあるべし

第三章 事 業

第八條 本團は第一條の目的を達せんが爲左の事業を行ふものとす

イ、適當なる目的方法を以て補習教育、土地に適切なる實業の研究を行ふこと

ロ、通俗講演會、討論會、品評會を開催すること

ハ、心身の發育鍛練を圖る爲め運動會、學藝會、劍、角力其他體技を行ふこと

ニ、風紀の改善、勤儉貯蓄獎勵、其他當地の發達に資する爲めに施設を爲すこと

ホ、當地方の事業振興に協力し、殊に勞力を要するものには遣んで其の施設に任ずること

ヘ、防火防水交通の便を興するふと

ト、現役入替者、解隊歸郷者の送迎を爲すこと

チ、現役入替者の家族罹死病者の遺族等には適當の扶助を爲すこと

リ、團員にして操行優良なる者、其他感稱す可き行爲者は之を表彰すること

ヌ、其他本團に必要と認むる事業

第四章 機 關

第九條 本團に左の役員を置く

團 長	一 名	副 團 長	一 名
幹 事	一 名	顧問	若干名

第十條 團長は本團を代表し團一切の事務を統轄す、副團長は團長を輔佐し團長事故ある時は之に代る

幹事は團長及副團長の命に依り職務を處理す

顧問は團長の重要事項の協賛に參與するものとす

第十一條 團長副團長幹事は團員中より互選す但し選舉投票の同點數なる時は年長者を立つるものとす

顧問は總會の協賛を経て團長之を組合員中より推薦す

第十二條 役員任期は滿一箇年とし滿期再選を防げず

但し次期役員の就任する迄は前任者の職務を繼續するものとす

補缺者は前任者の殘任期間とす

第十三條 役員は自由辭職することを得ず

但し團長事故を生じたる場合は副團長顧問の指揮を仰ぎ之を處理す、他の役員に於て事故を生じたる場合は團長總會を開き其の決議に依り之を處理す

第十四條 役員は全部名譽職とす

但し特殊の用務を帯び之を處分したる場合其の實費を支給するものとす

第五章 集會

第十五條 集會を別ちて例會役員會總會と

第十六條 例會は毎月一日、十五日とす

但し農繁期は之を廢することあるべし

第十七條 役員會は團長必要と認めたるよき之を開き左の事項を決議す

イ、事業及び別の統一を維持するに關する件

ロ、團長に於て臨時急務を要すると認むる事項

ハ、紛議調定に關する件

ニ、團員の入團、退團、除名、表彰に關する件

ホ、總會の決議に附する事項

ト、團費の分賦收入に關する件

チ、財産管理に關する件

リ、團員の權利義務に關する規定の制定變更及び廢止に關する事項

ヌ、役員解任に關する件

ル、本團の意見として世間に發表す可き事項

第十八條 總會は毎年一月適當なる日之を開き必要に應じ團長臨時總會を開くことあるべし

總會に附すべき事項左の如し

イ、團規約變更加則に關する件

ロ、團事業報告、決算の報告及び其承認

ハ、役員の選舉

ニ、職員團員の表彰

第十九條 會議は團長之

第二十條 會議の議長は召集者となす

第二十一條 會議は應召集者の三分の一以上の缺席ありたるときは之を開くことを得ず

尙決議は出席者の三分二以上の賛成者あらざれば解散するものとす

第六章 會計

第二十二條 本團の經費は基本財政預金より生ずる利息並に篤志者の寄附金等を以て充當し、剩餘金を生じたる場合は翌年度の繰越金となす

必要によりては役員の協賛を経て團員より徴収することあるべし

第二十三條 本團の財産は團長之を保管し其責任を負ふ但し特別の天災により損失を來したる場合は此の限りに

第二十四條 本團の財産は總會の決定により事業の資金に融通することを得るものとす

第二十五條 團員は退團に際し團財産の分譲を受くることを得ず

第二十六條 本團の會計は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第七章 補助則

第十七條 本團は左記の帳簿を備附す

一、團員名簿

二、事業日記

三、會計簿

四、財産簿帳

五、備品簿帳

第二十八條 附則は總會に於て團員の三分の二以上の賛成あらざれば變更することを得ず

第二十九條 本團則施行細則は役員會に於て定む

但し次の總會に於て否決されたる場合は將來に於て其の効力を失ふものとす

◎全羅南道咸平郡海保面文場里 (内地人農業部落)

戸數 一〇
人口 三四

地勢及地形 西に佛甲山の支脈なる小丘あり、東南北は平坦なり

移民の沿革 大正二年東拓會社の移住民として來鮮せり

原 籍 地 山口・岡山・福岡・和歌山の各縣

農業者種別 地主三戸、自小作七戸、計一〇戸

共同團體 養蠶組合、産米改良組合、共進組合、青年團あり

海月産米改良組合規約

第一條 本組合に組合員相互の産米改良増殖及利益の増進を圖り併せて一般農業者の發達に資するを以て目的とす

第二條 本組合は海月産米改良組合と稱し事務所を咸平郡海保面文場里に置く

第三條 本組合は咸平郡月也面、海保面に於て農業者を管み本組合の趣旨に賛成したる者を以て組織す

第四條 本組合は第一條の目的を達せんが爲め左の業務を行ふ

一、 玄米調製用具其の他農用器具機械の貸付

二、 玄米の共同販賣

三、 種苗、農具、施肥料の共同購入

四、 採種苗の經營及種子の配給

五、 模範組合員及組合功勞者の表彰

六、其の他必要な事項

第五條 本組合の經費は組合員出資金、其他一切の收入を以て之れを支辨するものとす

一、本組合は年度開始前組合事業計畫を定め收支豫算を編成するものとす

二、本浦農業倉庫委任共同販賣に對する道農會の出荷補助金は組合の收入とす

三、止むを得ず他に賣却する場合は組合長の承認を得て他に販賣することを得

此の場合は手数料百分の一に組合に納入するものとす

第六條 組合員は一口以上出資するものとす

出資一口の金額は拾圓とし一時に拂込むものとす

第七條 本組合に左の役員を置き總會に於て選舉す

組合長一名、理事一名、相談役四名

一、役員は任期は二箇年とす但し次期役員就任する迄は前任者其の職務を行ふ

二、役員は名譽職とす、但し時期に依り報酬を給すことを得

第八條 組合長は組合を代表し組合事務を總理し總會の議長となる、理事は組合長の命を受け組合事務を處理し組合長事故あるときは之を代理す

相談役は組合の事務に關し組合長の協議に答ふるものとす

第九條 本組合に有給職員を置くことを得

第十條 通常總會は毎年春期一回、臨時總會は組合長に於て必要と認めたる時之を開く

第十一條 總會は組合員の二分の一以上出席するにあらざれば開會することを得ず但し同一事件に付招集齊同に至るも尙過半数に達たざる時は此の限にあらざ

總會の決議は出席組合員の過半数を以て決す可否同数なるときは議長の決する所に依る

第十二條 左に掲ぐる事項は總會の決議を経るを要す

一、組合規約の変更

二、組合の解散

朝鮮の茶落

三、組合事業計畫

四、組合の起債但し一時借入金を除く

五、收支豫算

六、使用料及手数料額の決定

七、其他重要事項

第十三條 組合員は和衷協同義務を重んじ左の事項を忠實に實行するものとす

一、稻の栽培品種は穀良郷、多摩郷、多賀郷の品種に統一すること

二、種子更新を行ふこと

三、肥料の増施を行ふこと

四、乾燥調製を改良すること

五、玄米を調製すること

六、玄米は米穀検査を受け組合に委任し本潤農産倉庫に於て共同販賣を爲すこと

七、共同販賣に附する米の包装には組合の定むる肥紙及票箋を附すること

八、其の他組合に於て定めたる事項

第十四條 本組合は左の使用料及手数料を徴収す

一、使用料、役員會の決定に據る

二、手数料

共同販賣玄米四斗入一駄百分の一

但し農産倉庫出荷による交付金ある場合は之を徴收せず

第五條第三項の場合 百分の一

三、共同購入

肥料

大豆粕 一枚に付二錢

硯 安 一駄に付 五錢

過 燐 酸 一駄に付 一錢

石灰質素 一籠に付 三錢

其の他は役員會の決定に據る

第十五條 故意又は怠慢に依り組合貸付の農具損傷したるときは借受人に於て之を辨償すべきものとす

第十六條 組合長は毎年度の終りに於て收支の決算を行ひ組合の財産目録貸借對照表及事業報告書を作成し總會の承認を受くべし

第十七條 本組合は事業發給損の補填設備費の償却に充當する爲出資金同額に達する迄準備金として毎年度剩餘金の三分の一以上

を積立つるものとす準備金を使用せんとするときは總會の決議を經るを要す

第十八條 組合員をして生産物販賣代金の千分の五を規約貯金に爲さしむること

第十九條 組合員の常氣に依り生産資金の貸出又は一時假渡金の實施を行ふものとす

一、生産資金利息は日歩貳錢貳厘

二、一時假渡金利息は日歩四錢

第二十條 組合員外に對しては極力産業改良の獎勵を爲し組合加入を勧誘すること

但し組合員二名以上の紹介により更に組合長の承認を得直に出資金を拂込みたるものに限り加入を許すものとす

第二十一條 組合員外の生産物をも組合員のものと同致し販賣の手續をなすこと但し手数料は組合員手数料と同額とす

第二十二條 組合員外の生産物販賣代金の百分の一を貯金せしめ其の貯金額が出資金額に達したるとき組合員に加入せしむること

第二十三條 組合員は組合區域外に移住したる場合其他止むを得ざる事由あるときは組合長の承認を経て本組合を脱退することを得

第二十四條 組合員死亡したるときは其の相続人に於て本組合に對する權利義務を繼承するものとす

第二十五條 組合員左の各號の一に該当する時は總會の決議に依り之を除名することを得

一、本規約又は組合にて定めたる事項に違反したるとき

二、組合の體面を汚し又は組合事業を妨げたる行爲あるとき

三、犯罪其の他の所爲に依り信用を失ひたるとき

前項に依り除名したるときは總會に於て決定を爲し其の旨本人に通知するものとす

第二十六條 本組合解散したるときは總會に於て選舉したる清算人は清算事務に従事するものとす

第二十七條 組合解散の場合組合員の資金を以て組合の債務を完済し尙殘餘財産あるときは拂込出資額に應じ之を分配するものとす
前項の場合に於て債務を完済し得ざる場合は組合員は其の出資額に應じ缺損補填の責に任ずるものとす

第二十八條 本組合の會計年度は四月一日を始めとし翌年三月三十一日終るものとす

第二十九條 組合に左の帳簿を備付く

- 一、組合員名簿 二、役員名簿 三、現金出納簿 四、現金出納原簿 五、收支内訳簿 六、財産臺帳 七、積立金臺帳 八、起債臺帳 九、農具貸付簿 十、備品臺帳 十一、消費品臺帳 十二、農具臺帳 十三、共同販賣原簿 十四、共同購入整理簿 十五、共同販賣原簿 十六、共同購入原簿

第三十條 第十四條第七號の記號及現簿左の通り定む

一、田 號



(一尺平方
青色刷込)

二、票 號

○	海月産米改良組合
生産者	年 月 日
品 類	重 目

第三十一條 組合員は本規程を遵守し之が實行を誓約する爲め各自署名捺印す

文場正義青年團々則

第一章 總 則

第一條 本團は文場正義青年團と稱し本部を團長宅に置く

第二條 本團は文場正義青年團關係者の智徳體育の涵養に努め、且つ相互の親睦を計るを以て目的とす

第二章 組織團員

第三條 本團は左の團員を以て組織す

一、普通團員及び特別團員

二、普通團員は尋常小學校卒業以上三十歳未満の男女

三、特別團員は三十歳以上の男女にて本團の趣旨に賛同する者

第三章 役 員

第四條 本團に左の役員を置く

一、團長一名 副團長一名 幹事四名

二、團長は本團を代表し團務を總理す

三、副團長は團長事故あるときは其の職務を代理す

四、幹事は團務を掌理す

五、役員は任期は一箇年とし毎年度の始めに改選す

但し再選を妨げず、補缺により就任したる役員は前任者の任期を繼承す

第四章 規 則

第七條 第二條目的を達せんが爲本團に左の機關を設く

一、學藝部 講演及機關雜誌の發行等學藝に關することを掌る

二、運動部 團員の運動に關することを掌る

三、會計部 庶務會計に關することを掌る

第一章 移 民 部 落

第八條 副團長幹事は各部を分擔して其の事業を遂行す

第五章 高 森

第九條 本團に於て行ふ事業左の如し

- 一、講演會相互修養會
- 二、機關雜誌發明乃普及行
- 三、運動會遠足會
- 四、其他本團に必要なる一切の施設

第六章 經費及會計

第十條 即費は普通團員より徴収するものとす

第十一條 本團の會計年度は毎年一月一日に始り十二月三十一日閉鎖す

第十二條 本團の費用は團費及寄附金其他の收入を以てこれに充つ

第十三條 毎年度の剩餘金は本團の基本金としこれを積立つるものとす

第十四條 年度末に於ける收支決算は機關雜誌上に報告す

第七章 會 議

第十五條 本團に於て行ふ會議左の如

一、幹部會 幹部會は臨時之を開き團長副團長幹事を以て構成す

二、評議員會 評議員會に於て審議したる事項は幹部會にて決定の上各團員に通知するものとす

三、總會 總會の開催の場合には二週間以前に其の旨を通知し、其の決議に之を機關雜誌上に掲載するものとす

第十六條 決議の方法は各員半数以上、出席者の過半数の同意を要するものとす可否同数なるときは團長之を決す

第十七條 總會及評議員會は幹部會に於て必要と認めたる場合、並に團員過半数請求ありたる場合に於て開催す

第八章 附 則

第十八條 團員執行に關する細則は幹部會に於て臨時之を定む

第十九條 本團則の變更は幹部會にて協定し總會の決議を要す

第二十條 本團則は昭和五年一月一日より之を實施す

青年團綱領

- 一、團員は實業を旨とすべし
- 一、團員は禮義を重んずべし
- 一、團員は他人を助け他人に對しては有用なるべし
- 一、團員は犧牲的社會奉仕の精神を養ふべし
- 一、毎日必ず他人の爲め一つの善事を爲さざるべからず
- 一、團員は他人に對して良友たるべし、團員各自は同胞たるべし

◎慶尙北道達成郡解顔面芳村・立石・檢沙洞一團・東村（内地人農業部落）
戸數 八二
人口 四一三

地勢及地形 東・西・北三方面は平野に圍まれ、南方は琴湖江を控へ、中央には慶州街道貫通し、地形は帶狀を成せり

移民の沿革 距今二十六年前、田中辰三郎檢沙洞に移居したるに始まり、土地を購入し、果樹園を經營せり。其後數年ならずして、西に山門太七郎、東に坂本與十郎、中部に渡邊徹の如き、續々内地より移住する者増加し、今日に及べり

原籍 地 北海道一、宮城縣二、茨城縣一、群馬縣二、東京府二、徳島縣二、香川縣一、愛媛縣四、高知縣一、山梨縣一、長野縣九、岐阜縣一、靜岡縣一、愛知縣一、三重縣一三、京都府三、大阪府一、奈良縣一、和歌山縣三、島根縣一、岡山縣六、廣島縣一、山口縣一、福岡縣一三、佐賀縣

一、長崎縣一、熊本縣三、鹿児島縣一

農業者種別地主三戸、自作三〇戸、自作兼小作一八戸、小作一七戸 計 六八戸

特殊區 火災警鐘、洪水警報柱、洪水用船を設備し、非常用に供す

共同團體

東村自治會 大正十一年二月十一日坂本與十郎の發起により創立され、東村學校組合を後援し、部落の團結と親睦を圖り來れり。事業としては 聖上陛下御成婚記念として面・郡・道の諒解の下に、慶州街道の兩側に櫻樹を植栽せり

大邱蔬菜組合 部落民中新業者を以て組織せられ、共同購入、共同販賣、栽培技術の研鑽視察に盡力す
東村家畜組合 大正十三年二月養鶏・養豚の改良増殖飼養、共同購入、生産品共同販賣の目的を以て創立したるものにして其効果甚大なり

東村養蠶組合 大正十一年十月養蠶の技術改良向上、及び桑園の改善、蠶種共同購入の目的を以て創立せられ今日に及べり

◎慶尙北道達城郡壽城面泛魚洞（内地人農業部落）

戸數 二二三
人口 七三三

地勢及地形 東方には山岳ありて西・南・北は平野を控へ、地形平坦なり

移民の沿革 明治四十五年東拓移民として此地に移居し、以來漸次増加して今日に及べり

取 籍 地 山口縣一、福岡縣四、長崎縣五、岐阜二、廣島縣一

農業者種類 自作二戸、小作二一戸、計二三戸

特殊施設 毎月一日及び十五日を定期會日と定め、農事改良、養鶏、養豚に關する智識を研究すると同時に部落民の親睦を圖れり

共同團體 部落民一人毎に穀一石宛出資し、東拓會社の若干の補助を得て地方改良組合を設立し、地方改良に努めつゝ、あり

◎慶尙北道達城郡花園舌化洞舌化

(内地人農業部落) 戸數 一二
人口 七九

地勢及地形 東・南は山に接し、西・北は平野に連り、大邱統營間二等道路に偏し、交通便利にして地形平坦なり

移民の沿革 今より二十年前東拓會社の幹旋に依る移民此地に移住し今日に及べり

原 籍 地 佐賀縣七、福岡縣五

農業者種類 小作十二戸

◎慶尙北道永川郡永川面金老洞

(内地人農業部落) 戸數 二〇
人口 一〇〇

地勢及地形 永川面南方約十町の地點に位し、地形平坦にして地味肥沃なり

移民の沿革 本部落は明治四十五年に移民として鳥取・山口・島根縣より約十戸の來住を嚆矢とし、爾來移

住者漸次増加し、現今は内地人移住民二十戸を有するに至れり

原 籍 地鳥取・山口・島根各縣

農業者種別 地主三戸、自作一七戸、計二〇戸

共同團體

共済組合概況 本組合は大正十一年の創立にして、其後二、三年間は施行しありしが、其後組合員の解散、脱出又は反組合員を生じ、暫く中止の形となり居たるも、昭和四年四月之を再興し、爾來毎年四月三日の祭日を記念し、午前十時より一堂に集り午餐を共にし、農談會式農事講話會等を聽聞することとなり、二箇年繼續し居れり

共 済 組 合 規 約 準 則

第一條 本組合は永川共済組合と稱し本面及び清鏡面に居住する東拓移民を以て組織す

第二條 本組合は組合員の道徳を振作し地位を高め共同福利を維持増進し、組合員中災殃を受けたるとき之を救済するを以て目的とす

第三條 前條の目的を達する爲左の事項を行ふ

- 一、會員の修養に關する件
- 二、農事及産米改良に關する件
- 三、共済基金積立に關する件
- 四、罹災者救済に關する件

第四條 前條第一號乃至第三號事項は毎年三月總會に於て其實行方法を決定し、第四條の事項は組合長に於て評議員の意見を聞き之

を行ふ組合長たる職にある者災害を被りたる場合は其事件の執行に關しては幹事長又は幹事の内に於て組合長の職務を行ふ、評議員自己の救済事件に關しては評議に與かることを得ず、此場合に於て組合長は組合員中より臨時に評議員を指名すべし

組合長評議員の種族又は姻族に當る者の救済事件に付ては本條第二項及第三項の例に依る

第五條 本組合の經費は寄附又は組合員の負擔に依るものとす

第六條 毎年三月定期總會を開き業務の狀況財産の報告を爲し併せて次年度業務の計畫を爲すものとす

臨時總會は組合長に於て必要ありと認めたる時、又は組合員三分の二以上の請求ありたる時臨時之を開く

總會の開設は總て組合長の招集に依るものとす

第七條 總會は組合員二分一以上出席あるにあらざれば議決する事を得ず、總會に於ける表決採決の方法は普通議事の例に依る

第八條 本組合に左の役員を置く

一、組合長は組合員中より選舉す

一、幹事長 一名 幹事 六名

一、評議員 六名 組合員中より選舉す

第九條 組合長、評議員の任期は二箇年とす但し再選することを得

第十條 役員は總て無報酬とす

第十一條 組合長は本組合事務の進行に努め本組合を代表す、幹事長は組合長を輔佐し組合長事故あるときは其職務を代理す

評議員は組合長の諮詢に應じ協議に與る

第十二條 組合員は總會に於て決定したる事項を遵守するの義務を負ふ

第十三條 組合規約の変更は同組合員三分の二以上の議決に依る

第十四條 組合員左の各號の一に該当するときは除名するものとす

一、軍需取扱株式會社より移住契約を解除せられたるとき

二、評議員會に於て本會の職務を守らず、又は組合員たるの面目を汚損する行爲ありと認めたる時

三、本組合區域外に轉住したるとき、但し評議員會に於て除名の必要なしと認めたるときに於ては此限にあらざ

前各條に依り除名せられたるときは本組合の財産に對し總て權利を失ふものとす

組合に對し債務を有する者にして除名せられたる場合は除名後と雖も之を履行するの義務を負ふ

第十五條 總會に報告したる事業狀況並に財産目錄及び其年實行計畫を東洋拓殖株式會社大邱支店長に報告するものとす

◎慶尙北道永川郡清鏡面丹浦洞 (内地人農業部落) 戸數 三三

地勢及地形 面の西端に位し、平原の稍中央にして、農事經營上最も適當なり

移民の沿革 明治四十五年東拓移民として來住を始め、其後漸次繁昌し來れり

原 籍 地 新潟・石川・愛媛・長崎縣

農業者種別 自作兼小作七戸

共同團體 結本部落民は永川面金老洞内地人移民共濟組合に加入し居りて、他に團體、講校等無し

◎慶北道慶山郡押梁面賢興洞 (内地人農業部落) 戸數 七二

地勢及地形 押梁平野の中央に位し、錦湖江上流其の背後に流れ、慶山河陽間三等道路は部落の中央を貫通

し、灌溉交通共便にして、地味肥沃農業に適せり

移民の沿革 明治四十五年香川縣六郷村より團體移民として移住せる十七戸の内、二戸は他に轉出し、其の

後大正二、三年に六戸移住し來り、現在十四戸あり

原 籍 地 香川縣六戸、福岡縣五戸、山口縣一戸、佐賀縣一戸、廣島縣一戸

農業者種別 自作七戸、自作兼小作六戸、公務及自由業一戸、計一四戸
特殊施設

イ、部落講を設け病氣其他の災害に遭遇する場合に金品を醸出救済す。尙ほ飲酒を廢し葬儀の度に應分の貯蓄を爲したる金額二十五圓に達しあり

ロ、押梁面東拓移民より組織せる共同積立貯金は、大正十一年秋より一戸毎に玄米一俵づゝを貯蓄し、現在一戸割當額九十五圓に達せり

ハ、救済組合を設け、天災地變、又は一家不幸に陥り、救済を要するものあるときは、一戸毎に金三十圓づゝ、貸付(無利息)す

尙ほ本組合は毎年組合總會の際若干の貯蓄を爲し之に充つること、せり

共同團體 部落共同閉結各種團體組合講義等の概況及規約

イ、檢査會 六郷學校組合員は當然本會々員となり、毎年一戸當一圓五十錢乃至五十錢づゝ、積蓄を爲し本會事業の經費に充つ

ロ、學校組合基本財産番の共同耕作を爲し、面採種番を經營し、各自其の業務の優良を期する爲め、各種の組合稼等にも加入し居れり

◎慶尙南道昌寧郡大池面九紙里 (内地人農業部落)

地勢及地形 本部落は本郡の西方約一里餘の地點にありて、西・北は山岳を背後に擁し、部落の前面（東・南）に小野ありて栽桑蔬菜栽培に適す

移民の沿革 大正三年三月、二戸移住して東拓の土地を耕作し、漸次生活安定し、其後五戸の移住者ありて農業を營み、何れも相當の資産を有す

戸數及人口 内地人七戸、二八人、朝鮮人五四戸、二五四人

原 籍 地 廣島縣甲奴郡田德村、山口縣都濃郡富岡村

農業者種別 地主三戸、自作三戸、自作兼小作八戸、小作四十七戸

特殊施設 同部落の特殊施設としては別段なきも、内地人に於て桑田三町二反歩を有し、年に蠶種四十枚以上を飼育し、其の收繭高二十石餘に達し成績頗る良好なり

◎慶尙南道昌原郡上南面沙巴丁里（内地人農業部落）

戸數 一〇
人口 五九

地勢及地形 面の稍中央に位し、東は飛音山と稱する高山を以て金海郡と境するも、西・南・北の三方は何れも南面平野に連り、地形平坦にして農業に適す

移民の沿革 明治四十四年十月、東拓會社の移民に募集せられて移住す

原 籍 地 德島縣那賀郡

農業者種別 地主一戸、自作兼小作九戸、計一〇戸

共同團體 南面青年團及び南面婦人會等の團體等もあるも、右兩團體は何れも上南面及び熊南面の兩面、即ち通稱南面地方一圓に於ける團體にして、該部落のみに關するものなし

◎慶尚南道河東郡辰橋面松隱里元松部落 (内地人農業部落) 戸數 一五
人口 七〇

地勢及地形 松隱里の北部に位し、東は栗院川に面し、南部は海面埋立地に接し、昆陽辰橋間三等道路に沿ふ

移民の沿革 大正元年二月頃より、東拓移民として此地に移住し、農業に従事す

原籍 地佐賀縣一二、山口縣三

農業者種別 自作四戸、自作兼小作六戸、小作五戸、計一五戸

共同團體 東拓移民組合ありて、移民相互間の親睦を圖り、産米改良組合を設置して、耕地整理及び土質の改良、竝に耕地の深耕勵行に努む

移住民組合規約

第一章 總則

第一條 本組合を辰橋面東拓移住民組合と稱す

第二條 本組合は馬山東拓出張所長の承認を經、河東郡辰橋、金陽兩面内に居住せる東拓殖産株式會社移住民を以て組織す但交通及

恩賜の關係並に其他の事由により他の移住組合に附屬するを便宜とする箇所移住民は之に屬せしむることを得

第三條 本組合は移住民相互の利益を増進し完全なる自治團體の基礎構成を以て目的とす

第四條 本組合の事務所は組合長方に置き必要に應じ各要所に支部を置くことを得

第一章 移民部落

第五條 本組合は馬山東拓出張所長の監督を受くるものとす

第二章 業務

第六條 組合の目的を達せんが爲め別段の定あるもの外左の業務を處理すべきものとす

但官廳の獎勵に背馳することを得ず、尙會社との承認を得べき業務は其の實行以前承認を求むることを要す

一、移住民部落關係地内に於ける道路、河川、堤防、灌溉、排水に關すること

二、造林、農事、養蠶、畜産其他産業の改良普及青島島嶼除穢防疫に副業の獎勵を關すること

但農事改良として爲すべきこと概要左の如し

(一) 作物の選種を行ひ改良種苗を植栽すること

(二) 耕地整理土費の改良

(三) 苗代は之を短冊形に整地し可成的集合苗代或は共同苗代を設置し本田は正條植と爲すこと

(四) 稗の乾燥調製の改良

(五) 年一回適當の時期に於て農産物及副業製作品の品質會を開き種苗製品の改良交換分配を關すること

三、本組合の基本財産を作る爲め固有地又は山野の貸下を受け協力之が利用を關すること

四、上水、下水、傳染病豫防、汚物の處置を關する等相當衛生保健に注意すること

五、消防、水防に努め若し罹災者ありたる場合は協力援助すること

六、兒童教育に關し學校組合の組織其他適當の措置を執ること

七、現在割當地を基本として耕地の擴張を關すること

八、公私の義務履行を贊助すること

九、其他移住民組合に必要と認めたる業務は總て本組合に於て處理すること

第七條 本組合員は前條の職務を遂成する爲め平素勤儉を奉んじ協同和睦以て各自の品質を練磨し若し組合員間に争議を生じたる場合に於ては組合員相互斡旋して之を和解協定するに勉むること

第三章 組合員の權利義務

第八條 組合員は組合長に對し意見を述べ必要あるときは懷疑審判の設置を請求することを得

第九條 本組合に要する經費は組合費及寄付金を以て之に充つ但し組合費は第一種移住民は役當年金壹圓、第二種移住民は同金貳圓を出金するものとす

第四章 役員

第十條 本組合に左の役員を置く

- | | | | |
|-------|----|--------|----|
| 一、組合長 | 一名 | 二、副組合長 | 一名 |
| 三、監事 | 一名 | 四、理事 | 一名 |

五、評議員 四名 |

第十一條 組合長、副組合長、監事、評議員は名譽職とし理事は本組合の經費より相當の報酬を受くることを得
組合長、副組合長、監事、評議員は正當の理由なくして辭任することを得ず

第十二條 組合長は組合を代表し組合事務を總理す

副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるときは其職務を代理す

監事は組合長の命を承け必要の都度事務を監査す

理事は組合長の命を承け庶務に従事す

評議員は組合長の諮問に應じ、又は重要事項を審議す

第十三條 役員は任期は一箇年とす但再選を妨げず

役員は凡て總會の上選舉す

第五章 會 議

第十四條 會議は定時總會及臨時總會の二種とす

定時總會は毎年二期に之を開く

第一期は通常總會として毎年一月とす

第二期は農事研究會として毎年四月とす

臨時總會は左の場合に於て之を開く

一、評議員會に於て必要と認めたるとき

二、組合員の二分の一以上が總會の招集を請求したるとき

三、馬山東拓出張所長の要求ありたるとき

第十五條 總會は組合員、評議員會は評議員半數以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず

第十六條 總會の決議事録を作製し組合長及び組合員二名以上署名捺印すること

第六章 會計及庶務

第十七條 組合の會計年度は一月に始まり十二月に終る

第十八條 本組合費は第九條により毎年二月之を徴收す

前項の組合員は組合長の名を以て之を郵便貯金と爲したる後、評議員會の決議により其の一部を本組合の事務費に充つるものとす

第十九條 事務所には左の帳簿を備ふ

一、組合員名簿（家族名を附記すること）

二、役員名簿

三、組合費收納簿

四、組合費支出簿

五、現金出納簿

六、會誌

七、右の外必要なる帳簿

第二十條 組合長は當該年度の收支決算、前年度の決算及事務の成程並に組合員の加入、死亡、除名、脱退、移住、契約、解除等に關する異動並に旅行（發着）罹災等の事項は定時總會及馬山東拓出張所長に報告すること

第二十一條 組合員の家族中左記該當事項ありたるときは其都度組合長を經て馬山東拓出張所長に報告すること

一、死亡

二、出産

三、兒童就學

四、移住(又は退去)

第七章 組合員及び加入脱退

第二十二條 本組合員は面内に居住する移住民にして移住規則第二條に該当するものなることを要す

組合長は面内に居住する前項居住民以外の借用名宛ある者を賛助員に推薦することを得

第二十三條 本組合の加入者は會社の移住民募集に應じ承認せられたる者にして移住契約の締結を了したるものとす

第二十四條 組合員は左の事項に依り其資格を失ふ

一、移住規則に依り移住契約解除せられたるもの

二、第二十五條又は犯罪行為により信用を失し除名せられたるもの

第二十五條 組合員にして本組合の體面を汚損し若くは組合費を滞納し又は組合設立の趣旨に反する行爲あるものは是を戒告し尙改

心の狀なく組合員たる義務を果さざるものある時は組合長は役員會の決議を経て本團以内の通告金を課し若くは移住契約解除場所

轉出強所に申請することあるべし

第八章 雜 則

第二十六條、本組合の存續期間は無期限とす

第二十七條 本組合員は本規約を遵守し各其本分を盡す事を誓約する爲左に記名刷印するものとす

第二十八條 本組合設立當時の役員及組合員は左の如し

大正八年九月一日

産米改良組合同規約

第一條 本組合は辰橋面産米改良組合と稱す

第二條 本組合の事務所は辰橋面辰橋里百九拾六番地に置く

第三條 本組合員は協力一致し産米の乾燥調製の改良並増収を期するを目的とす

第一章 移民部落

第四條 前條の目的を達成する爲本組合の施設する事業並組合員の實行すべき事項は左の如し

一、組合の施設する事業

- (一) 調製用改良組合農具の備付
 - (二) 生産物共同販賣の幹旋
 - (三) 肥料共同購入の幹旋
 - (四) 共同採種畜の設置
 - (五) 懇談會又は品評會の開催
 - (六) 其の他必要なる事項
- 二、組合の實行すべき事項

- (一) 獎勵品種の作付
- (二) 改良苗代の設置
- (三) 精汰の勵行
- (四) 自給肥料の改良増産
- (五) 雑穀の實行
- (六) 稻拔器其の他改良調製用具の使用
- (七) 其の他必要なる事項

第五條 本組合は辰陽面及金陽面域内に於て水稻栽培に従事するものを以て組織す

第六條 本組合に左の役員を置く

組合長	一	人	副組合長	一	人
相談役	一	人	賛助員	一	人

第七條 組合長、副組合長、相談役並に賛助員は組合總會に於て組合員中より選舉す

第八條 組合長は組合内諸般の事務を處理し、副組合長は組合長を補佐し事務の澁滞なきを期し、相談役は組合事業計畫に参加し、

賞勳員は其分擔本務を賞勳するものとす

第九條 役員の任期は二年とし再選を妨げず但補缺者の任期は前任者の残任期間とす

第十條 役員は總て名譽職とす

第十一條 組合總會は春秋二回開催す但し必要ある場合は臨時總會を招集することを得

第十二條 本組合は郡及農會の指導を受くるものとす

第十三條 本組合の經費は組合員の負擔とす但し篤志者の寄附を受くることを得

第十四條 本組合の事業及會計年度は曆年による

第十五條 本組合員は本組合同規約を遵守し誓約する爲署名捺印するものとす

大正拾四年五月二十八日

◎慶尚南道固城郡固城面松鶴洞松道 (内地人農墾部落)

戸數 二二三
人口 一一二一

地勢及地形 固城邑内の一部にして、大邱・統營線二等道路部落の中心を貫通し、等外道路固城・東海線の起點地にして、西に小丘あるも東・南・北・三面は平野に圍まれ、農耕に適す

移民の沿革 明治四十四年三月十一日、東洋拓殖株式會社第一回の移民として渡鮮したるものなり

原 籍 地 大分・福岡縣

農墾者種別 地主一〇戸、自作一〇戸、自作兼小作三戸、計二三戸

特殊施設 移住當初より敬神と謝恩の思想を涵養すべく宮田講なるものを設け、基本金を積み立て、毎年十二月十日團員集合、神前に禮拜を爲し、質素なる酒宴を催し、團樂の樂みとするを例とす。

その資産は昭和五年一月現在壹千七百五拾圓九拾八錢あり、また共有俱樂部の設けありて、若

干の娛樂設備を爲し、慰安に備ふる外、集合講演等の場所に充當しつゝあり

共同團體部落を上下二組に別ち、各組長を設け、組内に於ける冠婚喪祭、其の他の世話を爲し、互助機關とす。無蓋講一口あるも近く講講に至るを以て規約等は省略す

◎慶尙南道統營郡長木面松眞浦里（内地人漁業部落）
戸數 二〇
人口 九六

地勢及地形 巨濟島東北端にして鎮海灣に面し、松眞浦灣内に在り、西方灣口に位し、北・東・南の三方山を以て圍まれたる傾斜地にして平地少く、灣内は干潮時數町の干瀉地となる

移民の沿革 明治四十五年元鎮海灣防備隊が現鎮海へ引揚ぐると同時に、當時の朝鮮水産組合が防備跡の土地及び建築物を借受け、内地各縣より移住民を募り移住せしめたるを初めとし、大正四年末には三十二戸、百五十四人の移住漁民あり。大正六年九月松眞浦漁業組合を組織し、漁民の近海の漁業に従事せるが、漁獲不振にて生活の安定を得ずして衰微し、現在僅かに二十戸残存するのみなるも、残住者二七戸の者は孰れも生活の安定を得、所期の目的達成に努力奮闘しつゝあり

原籍 地 廣島縣十二戸、山口縣二戸、兵庫縣四戸、新潟縣一戸、宮崎縣一戸

職業者種別 半農半漁にして部落民は全部多少の土地を有し自作す

特殊施設事務所・小學校あり、其他特殊施設なし

共同團體 松眞漁業組合あるも地の利を得ず、未だ組合として專業の旺盛を見ず

◎慶尙南道統營郡二運面長承浦里入佐村 (内地人漁業部落) 戸數 一六五
人口 六七五

地勢及地形 巨濟島東南端長承浦灣内沿岸にして・西・南・北は山に繞らされ、東方に灣口を有し、灣内水深く自然の良港なり

移民の沿革 明治三十七年十二月、内地人漁業根據地として移住、爾來漸増して今日に至る

原籍 地福岡縣を第一とし、長崎縣之に次ぎ、内地人の雜居とす

農業者種別 地主七戸

特殊施設 簡易水道一、神祠一、布教所三

共同團體 入佐學校組合高等科を併置せり、長承浦漁業組合・入佐村消防組・入佐村青年會・在郷軍人會

巨濟分會等あり

入佐村青年會規則

第一條 本會は入佐村青年會と稱す

第二條 本會は會員相互の知能を涵養し衆て地方青年の風紀を維持し地方發展に盡瘁するを以て目的とす

第三條 本會員を別ちて左の二種とす

正會員 入佐村學校組合地域内に籍を有し滿十五歳以上三十歳未満の男子にして本會に入會したるもの

特別會員 本會に特別に贊助を與へ又は德望ありて本會の推薦したるもの

第四條 本會役員は普通選舉とし、左の役員を設け各下記の事に任ず

會長 會務の一切を總理す

副會長 會長を補佐し會長不在の時は代理を爲す

幹事 二名 會計及庶務に任ず

評議員 六名 臨時又は總會の決議に附せざる以前本會大小の事務に付き評議を爲す

第五條 役員任期は一箇年とす、但し再選を妨げず

第六條 本會に顧問を置き本會進行上の顧問とす

第七條 本會に基本金を備ふ、基本金は賞分費消することを得ず

第八條 基本金獨立は寄附金又は正會員の支出とす

第九條 正會員は賞分毎月拾五日限り基本金獨立金として金五錢宛幹事に納付すべし

第十條 基本金管理方法につきては總會の決議に依るべし

第十一條 本會は毎年十一月二日舊七月十六日に總會を開く其他臨時に閉會することあるべし

第十二條 本會は第二條の目的を達する爲適當の事業を經營す

第十三條 本會の會計及庶務の報告は總會に於て爲すべし

第十四條 近海に於て遭難船あるときは本會より救助船を出すべし

第十五條 前條の事項生じたるときは會員全部出場すべし

第十六條 本會員にして本會の體面を汚損したるものあるときは本會之に罰金を加へ、又は除名することあるべし

第十七條 本會に入退會せんとするときは其旨會長に届出づべし

右大正四年一月一日改正し總會に於て決議す

追加

第十八條 本會員は毎月一日及十五日の二回集合し談話を爲す、會場は賞分泉三郎次宅とす

本會正會員は火災及盜賊等豫防の爲め夜廻りを爲す

組割左の如し但し夜廻りは自十一月一日間とす
至翌年二月末日

- 一 番組 刀根 丸野 二 番組 泉 見陸 三 番組 道城樓一 唐紫 四 番組 依々木 上真
 - 五 番組 福田 石垣 六 番組 川上 田口 榎田
- 道 則 及 改 則

大正六年一月六日總會の決議を以て左記の通り改正

一、會員は滿三十歳以下とあるを滿三十五歳まで延歳すること

大正七年一月二日總會決議に依り左記事項改則す

一、役員任期を従來滿一箇年とあるを滿二箇年に改定す

◎慶尚南道統營郡河清面蓮龜里峰谷村 (内地人漁業部落) 戸数 四一 人口 二二二

地勢及地形 巨濟本島の北側部、鎮海灣内に在る七川島西南海岸に位し、部落中央に高山あり、水田はな

く、畑地・山林等のみなり

移民の沿革 同地移民はもと内地に於て漁業を經營し居たるものなるが、鎮海灣内の漁業に着眼し、明治四

十五年に二十戸移住し、其後漁業有望なる爲め漸次移住者の増加を來し、現在に於ては四十一

戸の多數に達したり

原 籍 地 廣島縣・愛媛縣・山口縣

共 同 團 結 眞宗布教所・學校組合及び青年團あり

七 川 島 青 年 團 則

第一節 則

第一章 移民部落

第一條 本團を七川島青年團と稱す

第二條 本團は綠谷村公立尋常小學校内に設置す

第三條 本團は七川島内に居住する滿十五歳以上三十歳迄の男子内地人、朝鮮人其他有志者を以て組織す

第四條 本團員は團費を分擔する義務を負ふ

第五條 本團の公布の事業は掲示場に掲ぐるものとす

第六條 本團には團長及副團長、會計各一名、幹事五名、顧問若干名を置く但し各役員の任期は一箇年とす且つ再任意支なし

第七條 團長は本團を統轄し副團長、幹事は團長の職務を補佐す

第八條 本團には會計役は團長、幹事中心より之を任命す

會計は本團の財務一切を管掌するものとす

第二章 青年團總會

第九條 本團は青年團總會を開催す

總會の時日は年一回にして舊正月二日午後一時とす

以上定期總會にして緊急事項あるときは團長臨時總會を開催する事あるべし

第十條 本團員は本團の規定せる範圍内に於て選舉權を有すると共に被選舉權を有す

第十一條 選舉は投票に依り之を行ふを本旨とす

第十二條 選舉は有効投票最多數を得たる者を以て當選者とす

當票の數相等しきときは年長者を採り同年日なるときは團長抽籤に依り其當選を定む

第十三條 團長は當選の旨を當選者に告知すべし(三日以内に團長に申請すべし)

當選者當選を辭したる時は補充當選者を定む

第十四條 團長は役員選舉録を調製すべし

第十五條 團長は總會の閉會及不時の出來事を團員に通報すべし

若し團員にして本團の處置に異議ある時は隨時之を團長に申請することを得

第十六條 役員に缺員を生じ其數役員の定數三分の一以上に至りたるときは補充選舉を行ふ

第十七條 本團の議決すべき事件の概目

一、團則の変更

二、團費を以て支辨すべき事項

五團以内は團長の任意に依り支出する事を得、五團以上は總會の決議を要す

三、歳出豫算の件

四、決算報告を認定する事

五、歳出入を以て定むるものの外新に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲すとき

第十八條 本團に組織する總會は團長を以て會長とす

團長事故あるときは副團長を以て會長とす

第十九條 會長は會幹を統轄す

第二十條 總會は團長之を招集及び開催す

輕易の事件は文書を以て各員の意見を聞き賛成を表示するもの過半数に達したるときは可決と爲すことを得但し同一事件にして再

三招集するも尙半数以上に滿たざるときは此の限りにあらず

總會議事は過半数を以て決すべし但し可否同數なるときは會長の決するに依る

第二十一條 緊急の事件にして總會を開催する餘暇なきときは團長專決處分することを得但し前項の處分に大會に之を報告すべし

第三章 青年團の財務

第二十二條 本團の財務は團費を以て之を充當す

年額團費負擔左の如し

青 人 一金 壹 圓

貳 人 一金 壹圓五拾錢

參人以上 一金 貳 圓

第一章 移民部落

開墾納付期日は毎年舊正月二日とす但し特別事故あるものは此限りにあらず

第二十三條 團長は毎年開墾費出入細成し總會に提出すべし

第二十四條 已に納付したる團費は如何なる事情あるも之を返付せず

第二十五條 本團には圖書發賣所を設置す

◎慶尙南道統營郡山陽面美修里廣島村（内地人漁業部落） 戸數 一九
人口 一二九

地勢及地形 統營面より山陽面に通ずる太閤堀の南數丁の處に在り、もと一小島と對岸彌勒島との間を埋築して、敷地を造地したる個所にして、東は彌勒島に、三面は海によりて圍まれ、北は太閤堀水道に面す

移民の沿革 從來廣島縣下より朝鮮海に通漁しつゝ、ありたる漁民を、一定場所に定住せしむる目的を以て、廣島縣水産會に於ては、大正八年敷地の建設に着手し、家屋を建て、大正九年以來通漁民を定住せしめ、以て今日に至れるものなり

原籍 地廣 島 縣

◎慶尙南道統營郡一運面知世浦里（内地人漁業部落） 戸數 三五
人口 三五六

地勢及地形 巨濟島南沿岸知世浦灣内に在り、東方は灣口にして北・西・南の三方は山を以て圍まれ、稍平地を存す

移民の沿革 明治四十年秋、香川縣は漁村經營の目的を以て、縣水産組合をして二十戸の移民家屋を建設せ

しめ、小學校を設け、移民を奨励せり、而して移民一戸當り奮一反歩を割當て、半漁半農の生活を営ましめんとして年々相當の補助金を與へ、鰯網漁業及び鯖網漁業を經營せしめ、根據地の發展を期したれども、漁業振はず次第に衰微を來し、現在は移民たるの名稱あるのみにて、各自漁業に従事し居れり

厚 籍 地 香 川 縣

農業者種別地主四戸

◎慶尚南道統營郡山陽面道南里岡山村 (内地人漁業部落)

地勢及地形 北は海に面し、南・東・西部は山を負ひ、平地少く海岸地に部落を形成す

部落民の職業 半漁半農を以て主とす

戸數及人口 戸數六八戸、人口 男一五二
女一三四 計二八六人

部落の中心人物 代表者 波田兼晏 漁業組合理事 原田長次郎

區 長 河井常雄 副區長 伊藤傳十郎

青年會長 二宮健一 婦人會長 立石松代

農業者種別 自作兼小作者四六戸

施設事項 明治四十一年岡山縣費補助の下に移住漁村建設に着手せり、同四十一年に於て二三戸、同四十

二年に一二戸、四十三年に一〇戸、四十四年に十八戸を移住せしめて漁村を形成し、移住民の増加に伴ひ、子弟教育の必要あるを以て、四十三年九月公立岡山村尋常小學校を設置す。四十三年度には東洋拓殖會社より田地の貸付を受け、半農半漁の組織とせり。而して東洋拓殖會社より貸付を受けたる田地に對しては、昭和三年中全額の拂込を終了したり。漁村施設の一として部落前方の海面埋立を爲し、防波堤を築造し、また背面林野十四町歩に松樹八萬千本の植林をなし、成林の上之が下付を受けたり。村民の堅實なる思想の涵養に資せんが爲め、埋立地の東端に天照皇大神を奉祀せる神祠を設置し、村背面の山麓に弘法大師堂と、林野中に八十八箇所の豊場を設置し、敬神愛國の氣風を鼓吹しつゝあり。大正三年四月内鮮人漁業組合を設立、南浦漁業組合と命名し、漁業者の指導監督を爲し、これが統一を圖り、大正九年資金の借入をなし、鮮魚輸送及び共同販賣を開始し、以て今日に及べり。而して昭和四年度の共同輸送販賣高四十四萬圓に上り、農業収入は八千圓に達す

共同團體

一、岡山村青年團 村居住の男子を以て組織す、毎月二回例會を開催し修養を爲す、また消防團を組織し、盜火雜豫防の爲め夜警を爲す

二、岡山村婦人會 村在住の婦人を以て組織し、毎月一回例會を開催し、修養その他家事に就て講話等を

なし、且つ毎日一回井戸、下水溝の掃除を行ふ

三、岡山村報徳會 昭和四年七月一日の設立に係り、村内在住者は全部これを會員とし、毎月一四(一日)例會を開催し、國體觀念及び敬神愛國の氣風涵養に努む

岡山・村青年團々則

第一條 本團は岡山村青年團と稱す

第二條 本團は岡山村に居住する年齢十五歳以上(小學生を除く)三十歳以下の男子を通常團員とし三十歳以上三十五歳迄を特別團員とす但し本村に在住する在郷軍人は軍籍にある間は特別團員とす

第三條 本團は本村に在住する者にして年齢十五歳に達する者は入團する義務あるものとす

第四條 本團は専ら勸善懲惡を主とし公共的事業を圖るを以て目的とす

第五條 本團事務所は岡山村俱樂部に置く

第六條 本團に左の役員を置く

總 裁	一 名	團 長	一 名
副團長	一 名	幹 事	四 名
消防長	二 名	團 員	若干名
相談役	若干名		

總裁は岡山村監理者を推戴す、團長、副團長、幹事は團員の互選とす
消防長は青年團員及其の他より之を選挙す

顧問は岡山村及岡山村青年團に功勞あるものに之を委嘱す
相談役は青年團に於て適當と認めたるものに之を委嘱す

第七條 總裁は本團を總攬し團長は團務一般を掌理す、副團長は團長を補佐し團長事故あるときは之を代理す、幹事は團長と聯り會計

記録及備品管理の事務を掌るものとす。各役員の仕事は任期に二箇年とす但再選を妨げず

第九條 役員の仕事は任期中死亡又は不都合の所爲に依り役員の仕事を喪失したる場合は總會の決議に依り改選するものとす

第十條 本團員にして罰則を侵し又は風紀を擾亂し本團名譽を毀損する等の所爲あるものは本團の決議を以て退團せしむるものとす

第十一條 本團の會議は之を通常總會臨時總會及役員會の三種とす、通常總會は毎年一月臨時總會及役員會は必要と認めたる場合に之を開く

第十二條 本團員は團費として毎月金拾錢を提出するものとす

但し一月より二名以上會員を出すときは一名毎に金五錢を徴す

特別團員に對しては團費を徴せざるものとす

第十三條 本團に於て行はんとする事業に關しては總會に於て別に細則を定む

岡山村青年團事業細則

第一條 本團に於ては左の事業を爲すものとす

一、精神修養に關する事項

一、公共的の事業に關する事項

一、社會奉仕に關する事項

一、體育練習に關する事項

一、智徳向上に關する事項

一、其他必要と認めたる事項

第二條 第一條各項に關する事業を行はんとするに當り經費を要する等のことある場合は、其他實行に關する事項は總會に於て之を決定するものとす

岡山村婦人會々則

第一條 本會は岡山村婦人會と稱し所在を本村俱樂部に設置す

第二條 本會は本村居住の年齢十五歳以上六十歳以下の女子を以て組織す當該年齢に達したるものに入會の義務あるものとす

第三條 本會は婦徳涵養・風俗改良及矯正・節約・社會奉仕、以て婦人愛を助長せしめ良妻賢母主義を以て目的とす

第四條 本會に左の役員を置く

顧問 一 人 會長 一 人

副會長 一 人 幹事 七 人

相談役 若干名

顧問は岡山村管理者を推薦す、會長以下幹事は會員の互選とす、相談役は會に於て適當と認むる者に之を囑託す

第五條 會長は本會を統括し會を代表す、副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは之を代理す、幹事は會長と諮り會計、記録其他の

事務を掌るものとす、各役員は任期は二年とす但し再選を妨げず

第六條 役員任期中死亡其他の事故に依り失格したる場合は總會の決議に依り改選するものとす

第七條 本條の會議は之を通常總會、臨時總會、役員會の三種とす、通常總會は毎年一月七日、其他は必要と認めたる時も又は會員

三分の二以上の賛成を得て開會の請求ありたるとき

第八條 本會は會費として毎月一人金五錢を徴收し會費に充當す

本會に於て行はんとする事業に關しては總會に於て之を定め別に細則を定む

本會事務事項左の如し

一、社會的慈善及救恤に關する事項

一、節約及無駄排除に關する事項

一、育兒、衛生及公衆衛生に關する事項

一、精神修養及智徳向上に關する事項

一、料理、裁縫、編物等に關する事項

一、其他必要と認めたる事項

岡山村報徳會規約

- 一、岡山村に居住する十五歳以上の男女相聚り本會の主義綱領に同意の者を以て設立
- 二、本會は岡山村報徳會と稱す
- 三、本會に入會を望むものは役員に申込むべし
- 四、本會に會長を置かず臨時座長を推戴することあるべし
- 五、本會に左の役員を置く

評議員若干名、幹事若干名

役員は任期は二箇年とす但し再選を妨げず、幹事は會務の處理に任じ、評議員は重要事項に付意見を提出し又は幹事の諮詢に應ずるものとす

- 六、本會は毎月一日會集し先づ教育勸諭を奉讀し次に實行問題を攻究決議し後先覺名士に講話を請ひ各自の修養を責け又會員は各自の研究の所見を述べて相互修養を圖るものとす

七、會員は時、學術、經濟、衛生其他諸般の講話を聞き知見の増進に努め社會の進歩に後れざらんことを期すべし

八、本會は善行者を表彰する方法を採ることあるべし

九、本會は會費を徴收せず但し特志の寄附は之を受納することあるべし

一〇、本會は議決せる實行問題及有益なる講話の類を印刷に付し會員に配布することあるべし

一一、會場は當分岡山村會々家を借用す

◎慶尙南道統營郡光道面竹林里 (内地人農墾部落)

戶數 一六
人口 一八

地勢及地形 後に山、前に海を臨み、東・西は約十町、南・北は約三十町にして、部落は小平野の中に在り、部落内を統營固城に通ずる二等道路貫通す

移居の沿革 大正八年より東拓移民として移住し來れるものなり

原籍 地長 崎 縣

農業者種別 自作兼小作戸數六戸

◎慶尙南道金海郡金海面南驛里 (内地人農業者部落) 戸數 一三二
人口 一三一

地勢及地形 北は魚城山を負ひ、南は活川平野を控へて地形緩傾斜せり

移民の沿革 東拓の移民として、明治四十五年より移住せしものなり

原籍 地高 知縣

農業者種別 自作二一戸、自作兼小作一一戸、計三二戸

共同團體 養蠶組合・精農組合・移民青年團等ありて範を示しつゝあり

◎慶尙南道金海郡進禮面松亭里忠勳部落 (内地人農業者部落) 戸數 一八
人口 八六

移民の沿革 明治四十五年春、東洋拓殖會社の移民として移住したるものなり

農業者種別 自作四戸、自作兼小作一二戸、純小作二戸

共同團體 團體としては學校組合・青年會・養蠶組合を設置し、成績稍良好なり

◎慶尙南道蔚山郡東面方魚里方魚津 (内地人漁業者部落) 戸數 四一一
人口 一、四五六

地勢及地形 方魚津は日本海岸の大漁港にして、釜山を距る海路三十六浬、慶北浦項を距ること五十二浬の

地點に位し、西方蔚山邑内を隔つる陸路六里なり。當灣は灣口南西に向ひ、三方山に圍まれ、

地形甚しく不便を感ずるに非ざるも、少しく傾斜せり

移民の沿革 明治三十六年岡山縣人の出漁者に依り、附近が鯖・鱈の漁場として有望なるを認められ、當港は其の根據地となりたるが、當時内地各府縣に於ける朝鮮沿岸漁業の獎勵と共に、岡山・香川・福井・島根の各縣より、相前後して出漁團の移住來集を見、加ふるに通漁者は漸次増加し、大正八年の如き二百餘統の出漁船來集したることあり、年々の漁獲高三百五十萬圓乃至六百萬圓に上るの盛況を呈し、爲めに戸口は逐年増加を見るに至れり

原籍地 北海道一・宮城縣三・福井縣五・群馬縣一・東京府一・神奈川縣一・富山縣一・石川縣一・佐

賀縣一）・長崎縣三〇・香川縣五三・愛媛縣二三・徳島縣五・大阪府四・兵庫縣一六・高知縣一・山梨縣一・静岡縣三・愛知縣一・三重縣八・京都府二・熊本縣一六・大分縣一五・奈良縣一・秋田縣一・福島縣三・茨城縣一・和歌山縣二・鳥取縣一・島根縣一〇・岡山縣七三・廣島縣五一・山口縣四〇・福岡縣二六

部落長の職業 漁業一八二戸、商業七五戸、工業五七戸、公務及自由業三五戸、農業一二戸、其他五〇戸、計四一一戸

◎慶尙南道蔚山郡大靛面長生浦里（内地人漁業部落）

戸數 四〇
人口 二二三

地勢及地形 本部落は蔚山邑内より東南二里半の海岸に在り、東・南は海に面し、西・北は陸に連り、北方は小山に圍まれ、平地狭少にして人口集團し、海陸の交通至極便利なり

移民の沿革 本部落は往古朝鮮人の一小漁村なりしが、灣形自然の漁港をなせるを以て、明治三十七、八年頃より數人の内地通漁者往來せしを始めとし、同四十年より移民續々増加して、東洋捕鯨會社事業場の事業進捗に伴ひ、逐年人口増加し來れり

原籍 地山口縣・兵庫縣・長崎縣

農業者種別 自作三戸、自作兼小作四五戸、小作四〇戸

◎慶尚南道密陽郡上南面禮林里湯淺村 (内地人農業部落) 戸數 七三
人口 三五八

地勢及地形 東・北は水利組合の堤防を以て圍まれ、西には密陽郡上南面禮林里平山申氏の居住する同姓部落あり、南は平野なり

移民の沿革 上南面は廣袤約三里に渉る平野にして、洛東江の支流密陽江の右岸に位し、地味肥沃にして最も好適なる農業地なるも、古來より水利の便なき爲め、未墾地多く、僅かに其半部を田と爲して耕作するに過ぎざりしが、明治三十八年廣島縣人湯淺凡平この地に來りて視察の結果、此の平野の地味肥沃なるを認めて土地買入に着手し、密陽江に沿ひたる土地一區域三十餘町歩の熟田を購入し、既に此の地方に入り込み居たる熊本縣人堀本堀松外三十四名を小作人とし、耕作に従事せしめたり

此の上南面の地に内地人の入り込みたるは、是を以て嚆矢とするが、元來湯淺凡平は明治三十

六年に渡鮮し、爾來三浪津に居たるも、此の地を購入するや當地に居宅を構ふる事となり、明治三十九年に至りて從來使用せし自家備人高知縣人・奈良縣人を同伴移住し來りて、此の地に湯淺村なる名稱を附したり。尙ほ購入耕地の安全を圖る爲め、密陽江に沿ひて延長六百町、高さ三尺五寸の堤防を築き以て水害防備となし、更に同年福岡縣人野瀬廣吉渡鮮して此の地を視察し、半町歩の土地を買入れ、妻子同伴の目的を以て一度歸國せり。其隣郷里に於て視察の状況を演べたるを以て、農事經營の將來有望なるを傳へ聞き、爾來年と共に知己より知己を頼りて同縣人の移住する者多く、遂に今日の如く殆んど全戸數の約八割以上は同縣人を以て占むる盛況を呈するに至りたるなり。斯く同縣人多數相集りたる部落は、恐らく全道を通じて他に其の比を見ざる所なり。また湯淺村をして今日の發展を來さしめたるには、岡山縣人松下定次郎の水利施設は大に與つて力あり。同人は明治三十七年渡鮮し、一たび此の地を視察するや、切に水利の必要を感じ、此の平野をして沃野良田に變せしむる目的を以て水利工事に着手し、萬難を排し、多額の費用を投じて、遂に明治三十九年末に於て工事の終了を告げ、六百餘町歩の田面に灌溉せしむるに至らしめたり。その結果、明治四十年に至りて福岡縣・山口縣・鳥取縣・島根縣等の諸縣人移住し來れり。

千葉縣・福岡縣・大分縣・山口縣・鳥取縣・島根縣

農業者種別 地主自作七戸、自作兼小作五三戸、小作一三戸、計七三戸

共同 團結 密陽上南青年團あり、本團はもと密陽青年團第一班として存在の所、種々の事情に依り、別項

團則の如く分立發團せしものなり

團 則

第一條 本團を上南青年團と稱す

第二條 本團は上南在住の内地人に依り組織す

第三條 本部を密陽公立尋常小學校内に設置す

第四條 目的

公益事業に貢獻し社會の向上發展に資するものとす

第五條 團長は密陽公立尋常小學校長を以て推選す

第六條 團員を左の二種に分ち外に顧問若干名を置く

贊助團員、正團員

第七條 贊助團員は團期滿了後の者を以て任じ滿三十五歳迄とす

第八條 本團は左の役員を任命す

團長、副團長、幹事

第九條 團長、副團長各一各、幹事三名

第十條 正團員は滿十五歳より三十歳迄とす

第十一條 副團長及幹事は正團員中より任命す

第十二條 副團長及幹事は選舉に依り多數決を以て決定す

但し地理を考察し適宜公平人を選舉すること

第十三條 總會は毎年舊一月一日に開催し臨時會及幹事會に必要に應じ開催すること

第十四條 入團は隨時入團、退團の式は舊一月一日の總會に於て舉行す

第十五條 團費は毎月徴收し月一名に付拾錢とす

第十六條 團則に明文なき事項は團長及幹事會に於て適宜處理施行すること

◎黃海道鳳山郡靈泉面峴谷里（内地人農業部落）
戸數 五二
人口 二九三

地勢及地形 沙里院海州線二等道路側に位し、沙里院市を距ること三十二町、東方には廣き沃番を有する平野横はれり

移民の沿革 大正四年東拓移民として十二戸移住せるを始とし、現在五十二戸を算する部落となりたり

原籍 地山形縣・山口縣・高知縣

農業者類別 自作兼小作戸數五十二戸（戸數全部自作兼小作となりたるは、東拓會社より年賦にて買受けたる土地代金の約半分を辨済したるに因る）

特殊施設 主に農事改良を目的とする施設以外に特殊施設なし

共同團體 移民組合・種豚契・青年會・養鶏組合・無蓋講等あり、各々名實相適なる事業を營み、其の成績顯著にして、共存共榮の精神に富む

◎黃海道信川郡南部面婦貞里上坪洞（内地人農業部落）
戸數 一八
人口 七九
外に朝鮮人 戸數 三二
人口 一六〇

地勢及地形 南部面の北端に位し、極めて肥沃なる一望無障の信川平野（一名南部平野）中に形成せられたる

部落なり

移民の沿革 大正元年東洋拓殖株式会社に於て、同社の第一種移住民として一時に移住せしめ、田舎を合し一戸當二町歩を最高限度とし、二十五箇年間(五年据置地代の利息のみ支拂)に土地の代價竝に利息均等年賦償還のこととして、會社對移住民間に契約を締結し、現今に至りたるものとす

原 籍 地 福岡縣・佐賀縣・北海道

農業者種別 自作一八戸 移住民は二十五箇年間に土地代價、竝に同利息を年賦にて年々均等償還中にし、會社對小作人間はまた土地賣買契約しあり、仍つて何れも自作農と看做す

特殊施設 産米改良組合の設けあり、同部落民の生産米は乾燥調製を完全ならしむるは勿論、販賣用に供するものは悉く玄米に調製し、郡又は郡農會幹旋の下に毎年共同販賣に附しつゝあり、其の他堆肥指導部落に定め、農事改良上特に濃厚なる指導獎勵を加へつゝあり

共同團結 特に農事改良竝に果樹園藝業に對する團結力に富み、其の他自治的團結氣分多し、産米改良組合の設けありて、相當成績を擧揚しつゝあり、其の他特記すべき組合契等なし

◎黃海道黃州郡九聖面西井里西井村 (内地人農業部落)

戸數 一八
人口 八五

地勢及地形 黃州・兼二浦支線長川里驛より約十五町を離れたる北隅に在り、地勢平坦なり

移民の沿革 大正十三年二月、東拓株式會社第一種移民として移住せり

原籍 地 香川縣一二・福岡縣二・宮城縣二・岐阜縣一・岩手縣一
墾業者種別 自作兼小作十八戸

◎黃海道載寧郡北粟面内宗・石浦・長河・進礎・南芝・北芝・雙橋・武尙・屈海の各里(内地人墾業者)戸數一、〇五一

地勢及地形 載寧郡の北部に位置し、東は鳳山、西北は安岳郡に接し、東西一里南北三里にして、載寧江は北流して大同江に注ぐ。一面に廣漠たる畚開け、所謂載寧平野の一部分をなし、地味は極めて肥沃なり

移民の沿革 大正三年東洋拓殖株式會社移住民にして、内地人五十戸を收容し、爾來大正十四年にて毎年數戸宛收容し、現在二百二十七戸を算せり

原籍 地 内地各縣より集團せるものにして、其の主なるものは佐賀縣一〇六・香川縣三〇・高知縣二二・山口縣一七・福岡縣一〇・其他廣島・岡山・和歌山の各縣若干戸あり

部落民の職業 全部農業にして、水稻を耕作する外、副業として繩吠を製産す

農業者種別 地主「乙」に屬するもの六戸、自作二八戸、自作兼小作一四戸(小作と稱するも土地代金は二、十箇年賦償還中のものとす)、小作

一七九戸、計二二七戸

共同團結 從來何等施設なかりしも、本年二月産米改良組合を組織し、専ら生産米の共同販賣、農事資金の融通を爲すべく努めつゝあり

北栗産米改良組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合は左の事業を行ふを以て目的とす

一、組合員に農業に必要な資金の貸付及貯金の便宜を得しむること

二、組合員の委託を受け其の生産したる農産物に加工し又は加工せずして之を販賣すること

三、組合員の農事又は經濟に必要な物を買入れ組合員に賣却すること

四、農産倉庫法に依り農産倉庫業を営むこと

第二條 本組合は北栗産米改良組合と稱す

第三條 本組合の區域は北栗面一團とす

第四條 本組合の事務所は北栗面内奈里に置く

第五條 組合員たる者は本組合の區域内に居住し勸勉にして徳義を守り且つ獨立の生計を営む農業者に限る

第六條 組合員は本組合と同一の目的を有する他の組合に加入することを得ず

第七條 組合員の持分は拂込資金に應じ算定す

第二章 出資及積立金

第八條 出資一口の金額は金貳拾圓とす

組合員は二口以上を所有することを得ず

第九條 出資第一回拂込金額は一口に金拾圓とす

第十條 第一回後の拂込は剩餘金より拂込に充つるものゝ外必要に應じ拂込むものとす

第十一條 出資金の拂込を怠りたる後は期日後一日に付日歩 錢の過怠金を徴收す

第十二條 準備金の額は出資金總額と同額とし其の額に達する迄毎年の剩餘金の 分の一以上を積み立つるものとす

特別準備積立金は損失補償又は組合事業に必要な設備費の償却に充つるの外總會の決議により臨時に支出することを得

第三章 組合の機關

第一章 移民部落

第十三條 本組合に理事 名監事 名を置く

理事及監事の選任は總會に於て組合員中より選任す

理事は組合長一名、事務理事一名を互選す

組合長は事務を總理し組合を代表し、組合長も並あるとき事務理事之を代表す、組合長事務理事共に事故あるときは理事の互選に依り其代理者を定む、事務理事は組合長を補佐し事務を處理す

第十四條 理事の任期は四年とし監事の任期は二箇年とす

組合長、事務理事の任期は理事の任期に従ふ、理事及監事は任期満了と雖も後任者の就職するまで其の職務を行ふものとす

第十五條 辭任其の他の事由に依り理事又は監事に缺員を生じたる時は、通常總會を依つこと能はざる場合に限り臨時總會を召集して補缺選舉を爲す

第十六條 總會は通常總會、臨時總會の二種とす

通常總會は毎年四月、十二月に之を開く

臨時總會は組合長理事が必要と認めたる時、又は組合員の五分の一以上より會議の目的及其招集の事由を記載したる書面を提出して請求したるとき之を開く

第十七條 總會は組合員の半数以上出席するに非ざれば議事を開き決議を爲すことを得ず

第十八條 總會の議長は組合長之に當る、組合長事故あるときは事務理事之に當る

第十九條 本組合に區委員十六名を置き總會に於て各區員中より一名互選す、區委員の任期は三箇年とす

第二十條 區委員は組合長の諮問に應ずるの外四月及九月に定會を開き各組合員の信用を調査し信用程度表を作成す

信用程度表は組合長之を保管し組合長、理事、監事、顧問、信用調査委員の外閲覧することを得ざるものとす

第二十一條 本組合長は沙里院重拓支店支配人及北栗出盛所首席、又は特に學識經驗ある者を顧問とすることあるべし

第二十二條 組合長、理事、監事、區委員、顧問は名譽職とす

俱總會の決議に依り報酬を與ふことを得

第四章 事業の執行

第一節 通 則

第二十三條 本組合の事業年度は毎年一月一日より始まり十二月三十一日に終る。

第二十四條 組合の餘裕金に組合員總會の承認を経たる銀行金融組合の外之を預入ることを得ず

第二節 信用事業

第二十五條 組合員より貸付の請求ありたるときは組合長に信用程度表及貸付金の用途を調査し其金額貸付方法を定む

第二十六條 貸付に際しては必要と認むるときは組合員をして保證人を定めしめ又は擔保を併せしむることを得

第二十七條 貸付金の拂濟期間は一箇年以内にて之を定む

第二十八條 倉庫に保管せる生産物に對する貸付は時價の八割以内とし倉庫證券に對し之を行ふ

第二十九條 借入金は一圓壹百圓以上とす

借入金利息は毎年六月及十二月の末に之を元金に繰入るゝものとす

第三十條 貸付金及借入金の利率に左の制限内に於て理事之を定む

一、貸付金に付ては 以下

二、借入金に付ては 以下

第三十一條 第三節 販賣事業
本組合にて取扱ふ物品左の如し

一、米 二、蕪細工品 三、其他總會の決議を経たる生産物

第三十二條 本組合に於て爲す加工左の如し

一、米の精支、精白

第三十三條 組合員は組合長の承認を経るに非ざれば本組合にて取扱ふ物を賣却することを得ず

第三十四條 組合が組合員より物品を受取たるときは其品等數量を査定し之を組合員に通知するものとす組合に於て加工をなしたる場合は加工後のものにつき亦同じ品等査定の方法及標準は總會の決議を以て定む

第三十五條 組合員は其買取せんとする物品に付代價又は買取時期を指定することを得ず

第三十六條 組合員は組合に物品を引渡したるときは何時にても代金の假渡しを請求することを得其の額は時價の八割以内とす

前項の假渡金に對しては百圓に付日歩 錢以内の利息を支拂ふことを要す

第三十七條 本組合は組合員に拂渡すべき物品の代金又は取扱ひたる數量に應じ總會の定めたる歩合金を徴し代金配分のとき之を差引くものとす

第三十八條 組合員に配分すべき販賣代金の計算期は毎年總會に於て之を定む

第三十九條 受託物は組合に於て手数料を徴す

精支精白調製俵袋其他勞費を加へたるものにつきては所要費を加へ徴するものとす

前項の手數料は總會の承認を経て之を定む

第四節 購買事業

第四十條 本組合に於て買取する物左の如し

一、肥料 種穀 病蟲害驅除藥劑

二、農具及機械

三、味噌 醬油 砂糖

第四十一條 組合長は組合員の需用を調査し又は註文に應じ取扱物の買入れを爲すものとす

第四十二條 組合員は組合の承認を経てに非ざれば本組合に於て取扱ふ物を組合外より購入することを不得す

第四十三條 組合員に買取する物品の代價は市價を標準として理事之を定む

第四十四條 組合は組合員より購買物品引渡の通知を受けたるときに滞滞なく之を引取することを要す

前項の通知を受けたる日より一週内に引取をなまざるときは物品購買代價の十分の一に相當する過怠金を徴收す此の場合に於て

本組合は其の買賣契約の解除を爲すことを妨げず

第四十五條 組合員は購買物品取引と同時に其代金を支拂ふことを要す

第四十六條 組合長に代金支拂の延期を承諾する場合に於て必要と認むるときは組合員をして保證人を立てしめ又は擔保をせしむ

るものとす

第五節 農業倉庫

第四十七條 本組合に於て經營する農業倉庫は總會の決議により建設又は借受特約を爲すものとす

第四十八條 農業倉庫經營は別に定むる所の職務規定に依り之を行ふ

前項の規定は總會に於て之を定む

第五章 剩餘金處分並に損失補填分擔

第四十九條 剩餘金は準備金に積立つべき金額を控除し尙殘金あるときは配當金、特別積立金、役員賞與金又は繰越金となすものとす

剩餘金の配當は其年度の終に於ける各組合員の拂込出資額に應じ其率は千五分以下とす

第五十條 損失補填は特別準備金を以てし尙足らざるとき準備金を以てす

第五十一條 本組合の財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て各組合員間に於ける損失分擔の割合は其の出資額に應

ずるものとす脱退したる組合員の損失分擔の割合亦同じ

第六章 加入増口脱退

第五十二條 新に組合員たらんとするもの又は出資口數を増加せんとする者は申込書に加入金を添へ組合長に提出することを要す

組合長前項の申込を受けたるときは役員會の決議に附し承認したるときは其の旨加入者に通知し第一四の拂込をなましむ

加入金の額は毎年總會の決議により定む

第五十三條 組合員の出資の増口を爲さんとするときは前條の規約を準用す

第五十四條 持分を譲渡せんとするときは組合長の承認を要す

持分を譲受けんとする者が組合員に非ざるときは加入金及出資の拂込をなましめざるの外第五十二條規約を準用す

第五十五條 組合員脱退せんとするときは其の事業年度末六箇月前に其の旨組合長に報告することを要す

第五十六條 死亡に依り脱退したる組合員の相続人が遲滞なく加入の手續をなしたるときは組合は被相続人に對する持分の拂戻計算

をなさずして被相続人と同一の權利を有し義務を負ふものと看做す但しこの場合は加入金を徴せず

第五十七條 組合員が左の事由の一に當るときは總會の決議により之を除名す

一、出資の拂込、過怠金の納付、貸付金の辨済、利息の支拂を怠り其の義務を履行する見込あらざるとき

二、組合の事業を妨ぐる行爲ありたるとき

三、犯罪其他の行爲に依り信用を失ひたるとき

四、自己の生産物に非ざる物の販賣を委任したるとき

五、第三十三條又は第四十二條の規定に違背して物を販賣又は購買したるとき

第五十八條 組合員脱退の場合に於ける持分の拂込出資額を越ゆることを得ず

第七章 組合の解散

第五十九條 本組合解散したるときは理事其清算人となる

◎平安南道江東郡晚達面勝湖里東部

（内地人工場従業員部落）

戸數 一九六
人口 七五二

地勢及地形 東は巴陵里、西は中部、南は大同江、北は晚達山なり。土地は平坦地にして土質は粘土なり

移民の沿革 大正六年小野田セメント會社平壤支社創立當時より移住し今日に至れり

部落民の職業 社員及職工

◎平安北道定州郡伊彦面沉香洞西鉢山

（内地人農業部落）

戸數
人口 二六五

地勢及地形 本部落は定州邑内を距る約四十町の南方、即ち京義線定州古邑間の鐵道線の南側に位し、伊彦

面事務所より約十町の處に在り、部落の北方は小山麓にして東・西・南は平野に面し、西方一

帯には遼川江あり、周圍には朝鮮人部落及び畑點在せる所なり

移民の沿革 現住民等は概ね本籍地に於て殷勤業に従事せしものにして、大正三年東拓會社移民に應募し、

義州郡光城面敏浦洞(現新義州府管内)へ移住し、遂に大正四年現住所へ轉居、爾來農蠶業に従

事し今日に至れり

原籍 地岐阜縣三・山口縣二

農業者種別 自作兼小作五戸

特種施設 大正十二年三月、本部落民相圖り、毎戸當十圓宛醸出して、土地に於ける神祀を建設せり

共同團結 大正十五年二月、本部落民相圖り、共同團結の目的を以て別項の如き規約を設け、同條文に依

り實行しつゝあり

團 體 規 約 書

第一條 本團體は共榮團體と稱す

第二條 本團體は東洋拓殖株式會社の移住規則に基き移住承諾を受けたる左の七戸を以て組織す

第四回移住民 岐阜縣 林 助 三 郎

同 同 加藤嘉十郎

同 同 村瀬常藏

同 同 神原安太郎

第五回移住民 山口縣 島邊福次郎

第六回移住民 同 島邊三吉

第六回移住民 新潟縣 小林嘉太郎

第三條 本團體員は東洋拓殖株式會社第一種移民として、定州郡伊彦面に於て農蠶に従事するを以て目的とす

第一章 移民部落

第四條 本團體員は土地並に移住費の借受より生ずる債務の履行に就ては東洋殖産株式會社に對し連帶の責に任ずるものとす但し團體組織以前に於ける債務は此限りにあらず

第五條 本團體員相互間に於て有する債務分擔其の他損益享受の割合は團體員の借用する土地及移住費の金額を標準とす但し債務の履行を怠りたる團體員の債務を他の團體員に於て負擔する場合は其負擔額は平等とす

第六條 本團體員の有する總ての動産、不動産は第四條の債務履行に對する擔保とし他の債務の目的に供することを不得す

但團體員三分の二以上の同意を得たるときは此の限りにあらず、前項に反する團體員の所爲は之を以て他の團體に對抗することを不得す

第七條 本團體員は毎年必ず割當地の收穫より第四條債務を控除するに非ざれば之を他の目的に供する事を得ず但し總收穫が食料品及履行すべき債務額の全部を償却するに足らざる場合は團體員三分の二以上の同意を経て之を總收穫の三分の一までに減額することを得、但割當地外の收穫ある場合は其の純益を總收穫に加算す

第八條 前條債務履行の爲に提供する穀物其の他の生産品は總代人に於て取纏め團體員三分の二以上の同意を経て之を賣却し其の代金を以て債務の償却に充つるものとす

第九條 總代人は前四條の權利關係を明かにする爲關係員の所有する資産目録、團體員の債務分擔額及之が償却索引表及保管物處分清算書を作成し毎年一回必ず團體員の閲覧に供するものとす

第十條 本團體員中疾病其の他不時災厄に罹りたる者あるときは本團體員は協力して救護を爲すの義務あるものとす

第十一條 本團體員は勤儉を旨とし毎年必ず應分の食品を貯蓄し凶荒に備へ又、團體員共同の費用に供するものとす

第十二條 本團體員總代一名を互選すべし總代人の任期は二箇年とす但し再選することを得、總代人は本團體に關する一切の事務を處理し本團體を代表するものとす

第十三條 左の場合に於ては總代理人は速かに其の状況を東洋殖産株式會社に報告するものとす

- 一、團體員中に秩序又は風俗を紊す者ありたるとき
- 二、天災又は水饑に因り生命財産の危險又は損失ありたるとき
- 三、流行病發生したるとき

四、其の他必要と認めたる事項

第十四條 本團體員に教育衛生の爲必要な施設を要する場合に於ては團體員共同して之が維持經營を爲す義務あるものとす

第十五條 本團體に要する費用は團體員共同の負擔とす

第十六條 新に本團體に加入せんとする者又は本團體より脱退せんとする者ありるときは團體員三分の二以上の同意を以て之を定

め東洋拓殖株式會社の承認を受くるものとす

第十七條 本團體員中本契約に違反したものとときは總代人より一應除名を加へ尙改めざるときは團體員三分の二以上の同意を以て團體員に對する移住契約の解除を東洋拓殖株式會社に申出づるものとす

第十八條 本團體員中東洋拓殖株式會社より移住契約を解除せられたるものとときは本團體より之を除名すべし

第十九條 本契約の改正は團體員三分の二以上の同意を要するものとす

第二十條 本契約の改正及總代人の變更は東洋拓殖株式會社の承認を受くるにあらざれば其効なきものとす

右の通規約堅く遵守すべきものなり

大正五年二月

平安北道蘓州郡光城面敏浦洞

林 助 三 郎

平安北道蘓州郡光城面敏浦洞

明治十六年三月十八日生

平安北道蘓州郡光城面敏浦洞

加 藤 嘉 十 郎

平安北道蘓州郡光城面敏浦洞

嘉永五年十月三日生

平安北道蘓州郡光城面敏浦洞

村 瀬 常 藏

平安北道蘓州郡光城面敏浦洞

文久三年十一月二十八日生

平安北道蘓州郡伊彦面三里

榑 原 安 太 郎

平安北道蘓州郡伊彦面三里

明治十六年五月二十日生

平安北道蘓州郡伊彦面三里

鳥 邊 福 次 郎

平安北道定州郡伊彦面三里

明治十九年十月十五日生

平安北道定州郡伊彦面三里

鳥 邊 三 吉

平安北道毛州郡伊彦町三里

小 林 喜 太 郎

明治十八年四月十三日生

◎平安北道宣川郡宣川面川北洞 (外國人宣教師村落)

戸數 三〇六
人口

地勢及地形 宣川邑内の西、北郡の山麓に位し、南・北・西三方は大陸山脈に圍繞せられ、北面中央を貫流する桧橋川を以て朝鮮人部落と境す

移民の沿革 今より三十一年前、宣教師魏大模 (Norman C. White mou) は耶蘇教布教の爲め來宜し、次いで明治三十五年醫師サーラックス (謝樂秀 M. A. Shattocks) 來宜し、翌年米國ミッション會 (Mission Meeting) の内命に依り現在の美東病院を創設し、次いで盧世永 (Cecil Ross) 來宜、同三十九年前記魏大模及びサーラックス同ミッション會の内命に依り現在の信聖學校を創立、同四十五年 (尹山溫 Gebрге S. Mc Cune) 來宜して同校長に就任以來、右美東病院並に信聖學校關係者續々來宜し、遂に該部落を構成せり、大正八年頃には其の數五十人を突破の殷盛を極めたり

原 籍 地 北米合衆國ロース州ニューヨーク市 (盧世永 Cyril Ross) 同ネブラスカ州オーマン市 (南行里 Nexxy Lawke) 同ワシントン州シムツァン市 (甘茂悦 E. H. Campbell) 同カリフォルニア州イクシハロー市 (崔義遜 W. H. Chishoem) 同ペンシルベニア州ハーツムズッタ市 (成嘉倫 C. H. Hoffmaier) (同居人) 同アイオワ州シムンチター市 (徐愛溫 Bluncke I Stevens) 同ミンガ

ン洲ワレンドラビッス市 (印居善 V. F. Ingison) 同サウスカルナイス州マルリアン市 (高
聘教 H. Covington)

◎江原道春川郡春川面前坪里 (支那人農業部落) 戸数 一一一
人口 一一一

地勢及地形 本部落は前坪里の南部に在り、地勢平坦、廣濶にして耕地相違れり

移民の沿革 十数年前より移住しありて、その沿革は特筆すべき點なし

原籍 地 山東省

農業者種別 全部小作にして蔬菜を栽培す

◎江原道平康郡平康面鴨川里平康産業組合共同經營部落 (内地人農業部落)

地勢及地形 平康邑の東南約一里平康金城間三等道路あり、中央水利組合灌溉地區約五百町歩の集團地に直

面す

移民の沿革 昭和三年五月、茨城縣友部に在る日本高等國民學校長加藤寛治の斡旋の下に、自作農創定の目
的を以て渡鮮して、産業組合を組織し、低利資金により水利組合地區五百町歩を買収し、これ
を五町歩づゝに分割し、同時に必要なる住宅を建設したるものにして、前記耕地と合せて年賦
償還の方法により、百名の組合員に賣却せむとするにあり

戸數及人口 現在四十三戸 百四人なるが、近く百戸となす豫定なり

原 籍 地 山形縣人最も多く愛知・佐賀縣人之に次ぐ

部落民の職業 農業にして全部地主及び自作農なり

特 殊 施 設 組合員たる部落民は何れも日本高等國民學校、又は山形縣立自治講習所の修了者にして、勤儉

力行、自給自足を信條とし、營農は勿論日常食用品に至る迄、凡て共同經營を爲しつゝあり

◎成鏡南道三水郡自西面小岩里紫芝徳（朝鮮人農業部落）

戸數 四二
人口 二三二

地勢及地形 山上の原野で南は館興面の開墾城、東は生陽里、西は石坪里の東沙洞、北は自西面上院洞なり
移民の沿革 山上の原野で土質肥沃なるを以て、北齊方面より移住し來り、國有未墾地を開墾して、農業を

爲し居れり

匹 籍 地 成鏡南道北齊郡

農業者種別 自作三四戸、自作兼小作八戸、計四二戸

◎成鏡南道文川郡都草面龍川里（内地人農業部落）

戸數 三五
人口 三五

地勢及地形 西、南は山を以て圍まれ、北は約十八町にして箭灘江流域の廣き平野をなす、地味肥沃にして
農作に適す、約二十町を離れ箭灘驛あり、元山・會寧間の一等道路南北を貫通し交通至便なり

移民の沿革 全部内地人にして、大正四年四月二戸、同十年四月一戸、同十二年三月一戸、同十三年九月一

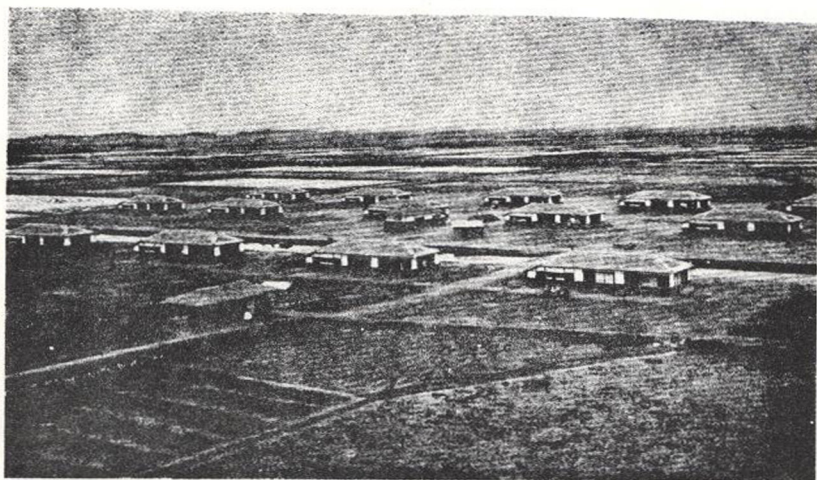
戸轉入せり、何れも東拓會社の移民にして農業に従事す

厚 籍 地 北海道天鹽國上川郡上士別村より三戸、新潟縣古志郡米藏金村より一戸、福岡縣企救郡會根村

より一戸

農業者種別 自作兼小作五戸

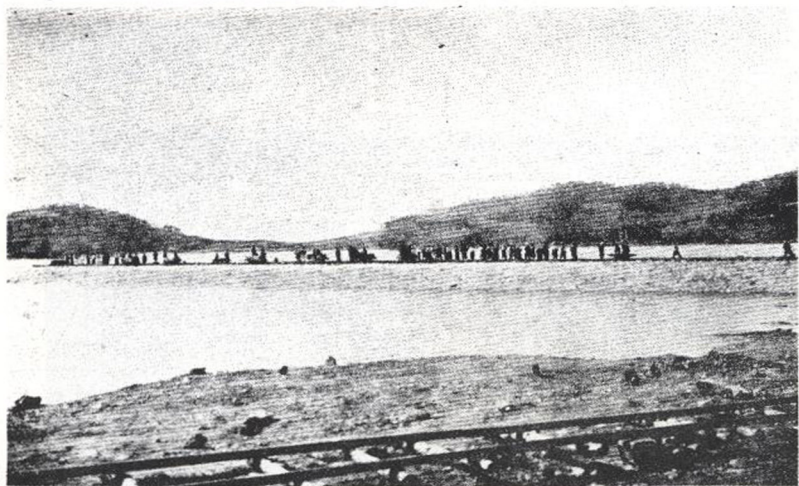
共同 團 結 本部落に於ける朝鮮人戸數は四十五戸なるが、内地人の移住を機とし、郡に於てはこゝを模範農里に定め、農事改良の實地指導に努めつゝあり、農事改良契を組織し、現に契員四十三人を有す 毎月十五日には例會を催し、郡よりは産業技手臨席の上、農事改良に關して必要なる講話を爲し居れり



全羅北道沃溝郡米面二農村產業組合部落



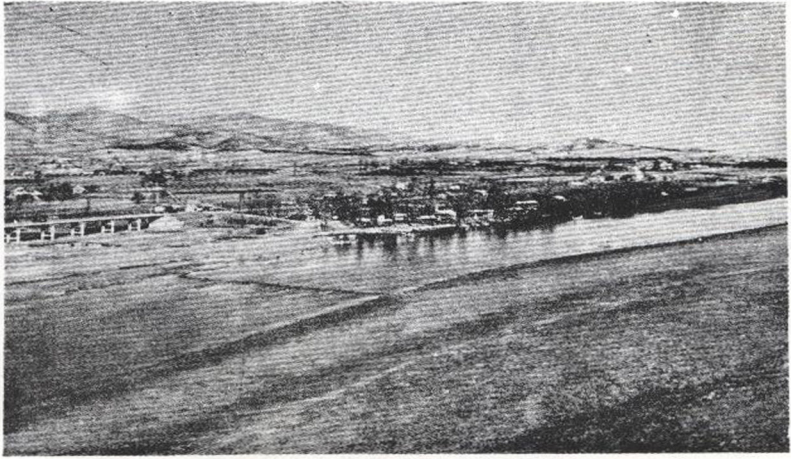
水原華山東拓移民村



全羅南道南海松面於里西の方防波堤全景



松面於里に於ける内地人移民の漁業



奥向非彭塞疑神階面表林岡・嶺心師の嶺另落著



落部民移の洞石立面顔解郡城達道北尙慶



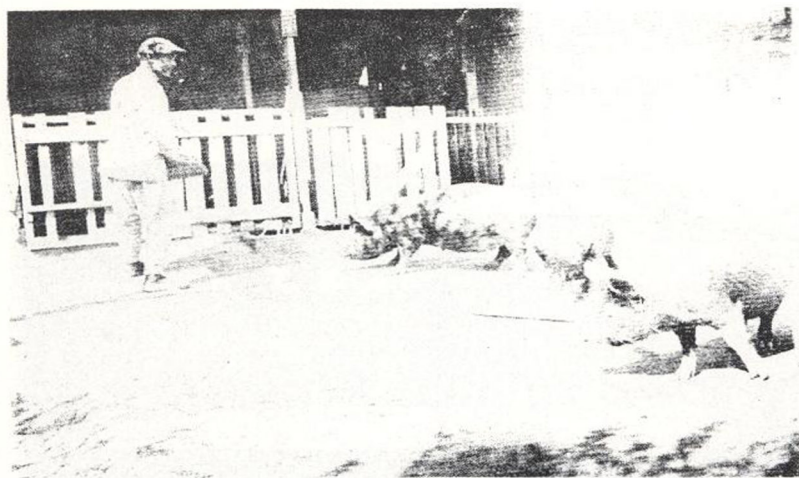
落部民移の里谷嶋面泉靈郡山鳳道海黃



賣販同共卵鶏の民移るけ於に里谷嶋



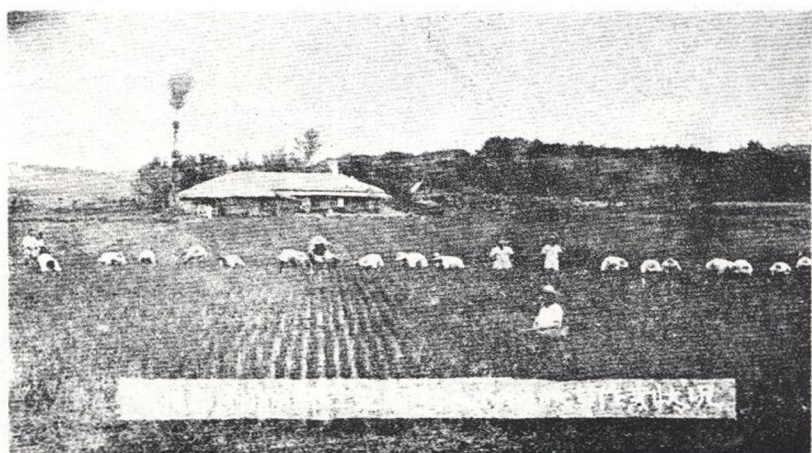
蠶養の民移るけ於に里谷船



豚養の民移るけ於に里谷船



京畿道廣州郡彦州西驛三里の移住部落



京畿道廣州郡彦州西驛三里の移住部落



家住の民移人那支るけ於に里坪前邑川春



耕農の民移人那支るけ於に里坪前邑川春



成鏡南道三水自西小岩里紫芝徳の移部部落



自西小岩里紫芝徳の移部部落に於ける部落生活

第二章 模範部落

第一節 模範部落の分布

併合以來朝鮮の地方行政は、大に面目を改めて居るが、内地に倣ひて獎勵助長しつゝ、ある模範部落、優良部落及び指導部落等の如きも、その設定の歴史の新しきに拘らず、當局の懇篤なる指導獎勵と部落民の一致せる自覺勉勵に依りて、その成績の見るべきものが尠くない。昭和五年中、各道知事に照會して調査したる模範部落數は、京畿道二五、忠清北道二二、忠清南道一二、全羅北道二八、全羅南道三三、慶尙北道四三、慶尙南道二八、黃海道一八、平安南道一二、平安北道一〇、江原道一〇、咸鏡南道一六、咸鏡北道七、合計二五七に達して居る。今これ等の模範部落につき、その部落名、戸數、人口、中心人物、施設、目的、補助又は賞與等を示せば、即ち左の如くなつて居る。

模範部落一覽表

京 畿 道	部 落 名	戸	數	人 口	中 心 人 物	施 設	目 的	補 助 又 は 賞 與
	高陽郡知道面 花井里二區 (冷井洞)	自 小 作 二 九 一	三 七	一 九 二	李 源 翽 李 昌 和 李 龍 和	昭和三年共助會設 外に勸農共濟 組合、巡山契あり	納稅期間殿守、副藏貯金履行、 産菜改良、堆肥製造、酒突改 造、農繁期間食廢止、製糶	昭和五年地方發 より百圓補助

廣州郡草月面 其小自小 自作自作 二〇〇五 五六 三二四 李乘完

堆肥獎勵、改良苗代床獎勵、畜産獎勵、正檢植實行

堆肥指導里として、昭和四年より六月道農會より表彰せらる

廣州郡東部面 小自自小 自作自作 二二六二 三一 一五二 趙鍾欣

勸勞獎勵、養蠶獎勵

楊州郡榮屯面 小自地主自作 三五四 四四 二四六 尹元世

大正十三年青年會及婦人會設立する

農事改良、貯金

抱川郡蘇屹面 小自地主自作 二七一 三一 一五七 李李庚 均鈺

昭和三年共助會、治水、小作組合を組織す、真明學術講習會、小作人契の設置

冠婚葬祭費節約、二十歳未満者禁酒禁煙實行、一日二食主義實行、勤儉貯蓄、會員の共助、定期園遊會及共同作業實行、道の普及、養蠶改良、兒童の救濟、苗代及植栽改良、良の農具使用、堆肥製造の奨励、生産租の品販向上、肥料液の投給、貯穀旅行、農糧貸付

利川郡麻長面 其小自小 自作自作 二二七 四二 二四六 李麟采

共助會設置

間食及顯草給與廢止、農事改良、棉作改良、堆肥製造、養蠶貯金、畜牛の生飼

優良部落として表彰されたることあり

利川郡梨面月 小自自小 自作自作 五三三三 六三 三四九 趙柳柳 炳在泗 張炳奎

大正十四年農事小組合組織、昭和三年之を共助會と改名し、又同年婦人會設立

農事改良、改良農具の使用、正檢植實行、堆肥製造、以織、間食の廢止、畜産改良、購保和助、元費節約、共同耕作資及共同系團の成立

昭和三年三月道農會として優良部落として表彰さる

利川郡新屯面 小自自小 自作自作 四一四 六六 三五五 金慈命 延根 里契

道路修理、納稅期日嚴守

昭和四年道より土木事業功績者表彰隊を受け、同年更に郡より納稅表彰を受く

永向郡揚江 滝木里新基洞	額川郡額川 三徳里覺岩里	額川郡文白洞 長月里魚龍洞	除城郡除城 平谷里藏鏡	除城郡遠南 南川里關村	松州郡山尺 松江里舊廣洞	忠州郡利柳 本里老溪里	忠州郡新尼 馬水里馬跡	忠州郡可金 長川里元舞川
小自地 小作主	小自地 小作主	小自地 小作主	小自地 小作主	小自地 小作主	小自地 小作主	小自地 小作主	小自地 小作主	小自地 小作主
一 四	二 三	三 三	二 二	二 二	三 一	三 二	八 三	三 一
二 二	二 三	三 三	二 二	二 二	四 一	二 〇	四 一	二 四
三 二	二 六	三 四	四 三	六 〇	四 五	二 〇	九 八	五 六
二 三三	一 二三	一 六三	二 二七	三 〇〇	二 三〇	一 〇五	四 七九	二 八〇
金在錫	金弘	林相玉	原植 炳異 和摩	潘來 鐘瑛	金炳亮	趙蘭植	朴泰元、朴 泰浩、朴 泰來、朴 泰來	鄭榮薰
納稅契、懇談會、 焚置組合設立	勸農共濟組合	地肥置場設置、昭 和三年勸農共濟組 合設立	昭和三年汗愛會組 織、可四年衛生組 合組織	焚置組合設立	昭和四年貯蓄契組 織、振興會組織	昭和三年棉作改良 契組合組織		幼年團組織
獎勵、獎勵、等置 行、納稅期限遵守、相互 獎勵、等置設置、時間 獎勵、等置設置、時間 獎勵、等置設置、時間	產業改善、副業獎勵	地肥製造、副業獎勵、早起 行、池化作、夜實施、產業 獎勵	産業振興、元節節約、勤 苦、生活改善、副業獎勵、禁 煙、清潔觀念の養成	勤儉貯蓄、生活改善、副業 獎勵、并置獎勵	貯蓄、納稅、節食、節 行、間食、節食、節食、 興、節約、生活改善、道 理、民風改善、智徳啓蒙、 産業	棉作獎勵	生業輔導、民風作興	獎勵、等置設置、時間 獎勵、等置設置、時間 獎勵、等置設置、時間

堤川郡堤川面
下所里

地自作主
自作主

三一七八二

六五

三一五

李李
昌勉
應應

農雨期夜學會開
備、昭和三年九月
勤農共濟組合設置

教育普及、勤儉貯蓄、染色衣
着用、其の他生活改善、道路
修繕、副業獎勵、農事改良、
畜牛獎勵

堤川郡德山面
仙古里

自作主
自作主

一一二二

一一二

六六二

朴在
洙洙

勤農共濟組合設立

民風作興、風俗改善、產雜獎
勵、勤儉貯蓄、納稅觀念養成

堤川郡白雲面
花箭里

自作主
自作主

八〇五

八五

四九〇

李起
煥煥

昭和五年二月禁酒
會組織

農事改良、不就學兒童救濟

丹陽郡丹陽面
北下里

自作主
自作主

四三二

七六

三六三

宋申
淳潤
德浚

大正十二年青年修
養團を組織す又戸
主會あり、大正十
五年十一月より毎
年農閑期間夜學會
の開催あり

流汗線同位相愛、時間奉
重、染色衣着用、相互親睦、
勤儉貯蓄、温災改善、衛生普
及、勞作獎勵

昭和四年朝鮮總
督より助成金四
百圓を下附せら
る

丹陽郡大胸面
長林里

自作主
自作主

五二七

九二

四八二

李李
洪亨
泰乙

昭和三年八月勸農
共濟組合設立又修
養團あり

貯蓄獎勵、染色衣着用勵行、
冠婚喪祭の節約、民風作
興、公益事業の獎勵、風俗改
善、農事改良、堆肥製造

丹陽郡梅浦面
安東里

自作主
自作主

二二二

四九

二七〇

池水
煥煥

昭和二年戸主會組
織

染色衣着用、村落改善、衛生
觀念普及、農
勤儉貯
蓄

忠清南道

嶺山郡上月面
地境里

自作主
自作主

五三三

八七

四五六

洪朴楊
承勝敬
幸岳式

大正十一年振興
會、昭和二年婦人
勞働組合組織

組以製作、異衣獎勵、千齒稻
振器購入

嶺山郡代谷面
道山里

自作主
自作主

一四一

一一八

六八二

尹徐
寬丙
植璽

大正十五年振興會
組織せらる。尙此
組の外私設學府、講
所の山林保護費、
納稅貯金組合あり

納稅觀念養成、産草開發、教
育普及、山林愛護、貯金

全羅北道

全州郡伊東面 洪山里西谷里	全州郡上院面 新里新興里	全州郡所陽面 新橋里	全州郡助村面 新願里	全州郡鳳東面 洛平里	鎮安郡馬靈面 延寧里	錦山郡南一面 泉風里	茂朱郡茂朱面 大草里
其小自 他作小	其小自 他作小	其小自 他作小	其小自 他作小	其小自 他作小	其小自 他作小	其小自 他作小	其小自 他作小
一四二 七二五	一二三 五二二	三一三 八〇〇	一七八 三七八	四六三 六五三	六三九 二七九	七二七 九七四	二七〇 一四八
六四	四〇	五一	二八	五四	一一四	一一七	一五九
三四四	一六〇	二六〇	一四〇	二三五	四七二	七〇七	九一五
李 映 國	金 順 基	柳 明 善	李 幸 烈	金 晶 植	李 永 安 李 德 性 李 均 和	朴 賢 爽	申 永 均
大正十五年一月以 組合組織			大正十五年七月改 良組合組織せらる	昭和三年十一月興 村會の組織	大正十五年五月選 榮會組織せられ、 昭和三年部將改良 組合と改稱	大正十五年五月部 將改良組合組織せ られたる外、労働 契、同寅契あり	昭和三年勸農共済 組合設立せらる。 此の外、労働改良組 り
副耕獎勵、共同貯金	畜牛改良、堆肥貯産、温 突改良、衛生思想普及	畜牛の改良増殖、豚鶏の改良 増殖、堆肥貯産獎勵	村落美化、産婆開發、惡習根 の打破、改良普及	消費節約、貯蓄獎勵	産業開發、副業獎勵	生活改善、時間尊重、農事改 良、納稅義務觀念養成、山林 愛護、衛生思想普及、勸儉貯 蓄	焚燒茶産獎勵、納稅明日格中、 貯令勵行、神技勵行、堆肥の 貯産、集會に出席勵行、基本 財産造成、部落の淨化、冠婚 葬祭の冗費節約、労働者の休 業日改正、學堂の奉仕
	堆肥品評會、乾 草共進會に出品 し、道畜産聯合會 及郡畜産同業組 合より受賞				昭和四年六月道 畜産聯合會より 畜産事業の優良 部落として表彰 せらる		總督府より部落 改良助成金三百 圓下附せらる

第二章 篇 範 部 落

扶安郡下西面 長備里窪用里	扶安郡山内面 窪西里	扶安郡龍光面 卯山里	扶安郡保安面 上林里	扶安郡舟山面 白石里	扶安郡白山面 栢谷里林湧里	扶安郡米面 龍里龍屯里
小自地 作作主	小自地 作作主	小自地 作作主	小自地 作作主	小自地 作作主	小自地 作作主	小自地 作作主
一 二八	一 六五〇	一 三〇	二 五九二	二 五四	二 八八一	二 五九四
二 二	二 四三	二 二〇	三 七	三 一	三 七	六 八
一 二二	二 八三	一 〇六〇	一 七五	一 二四	一 八五	三 二六
金榮培	金益汝	李會判	林耐植	崔在洪	李基英	李相弼
獎	獎	元治	勸農共濟組合	勸農共濟組合	勸農共濟組合	勸農共濟組合
昭和三年十月改良	昭和三年十月改良			昭和二年六月保安組合設立	昭和四年十二月大正五年大正	昭和四年十二月大正五年大正
短册苗代の獎勵、神祇助行、衛生思想普及、大豆の品種改良、麥稈田用、試驗、期其	短册苗代の獎勵、神祇助行、衛生思想普及、大豆の品種改良、麥稈田用、試驗、期其		衛生獎勵、生活改善	副業獎勵	堆肥増産、衛生思想普及、傳染病及獸疫預防	惡習改革、相互親睦、納稅義務の養成、勸進貯蓄、消費節約、産婆訓練、普及、副業獎勵、植桑獎勵、堆肥増産

沃濟郡大野面
增進里萬子里

地自作
自作
自作
小作
六一
六一
六八〇

九八

五一八

權名辰
周廷鈺

部浴改良組合、夜
學會あり。又共阿
作地の設置とな
す(昭和四年度)

善急驅除、宴會及飲酒の廢止、
道路改修、納税期の嚴守、祝
祭口に因旗掲揚、衛生思想の
普及徹底、作業時間の統一、
改良、冠婚葬祭の節約、副
業奨励、貯蓄奨励、共同耕作、
婦人の屋外労働奨励、正統植
養奨励、素行不良者懲戒、生涯

沃濟郡瀛山面
屯德里

自作
自作
自作
小作
三
七〇
五一

四三

二二五

吳錫錫
斗元

副業奨励

益山郡朗山面
三潭里五美里

自作
自作
自作
小作
四一
一〇

五二

二九〇

金振燁

昭和二年生産組
合、同年勸農共濟
組設置

叭製造奨励

昭和二年十一月
昭知事より檇鏡
部知事として表
金二十四を受く

益山郡龍安面
中新里

地主自作
自作
自作
小作
一
〇
三五〇
八

二二六

六六四

徐承業、林承
林、林承業、林
承業、洪自鳴、
朴順圭

良風會、部落改良
組合、衛生組合も
り

共同作業、早起勵行、婦人の
屋外作業奨励、勤儉貯蓄、風
俗改善、衛生思想普及

大正十二年檇鏡
部知事として表
せらる

益山郡泉華面
安心里沙川里

自作
自作
自作
小作
三
八
二
一

四四

二〇五

俞慎南
金京漢
金泰錫

勸農共濟組合設
置、又昭和二年農
助會設立せらる

叭織奨励、遊隊奨励、焚草等
の副業奨励、井戸改良、共
購買、共同販賣、元氣節約、
納税期恪守、堆肥奨励

益山郡王宮面
鉢山里

自作
自作
小作
四一
七一

五八

二八三

宋淳意

大正十四年農組
合、昭和三年勸農
共濟組合設立せら
る

貯蓄奨励、生活改善、道路改
修

全羅南道

光州郡本村面 小自 作 三〇六 六六 三二〇 斐龍基 昭和二年振興會お 農事改良、民風改革、勤儉貯蓄

光州郡粂泉面 老大大里 小自 地小 作主 一三六九二 一二三 六二二 尹宗林 卅肥獎勵、農事改良 昭和四年増田指 導として成績優 良につき那農會 より表彰せらる

光州郡嶺樂面 靈岩里大内里 其小 自小 他作 二一四八七 五五 二四八 朴夏鉦 民風振興會組織、 昭和三年には勸農 共済組合の設置あ り 民風振興、勤儉貯蓄、美鶏獎

光州郡嶺樂面 李司里 其小 自小 他作 二一四八七 五〇 二二五 鄭海相 大正十四年民風振 興會、昭和三年勸 農共済組合設置 民風作興、農事改良、副業獎 勵、榮爲獎勵

光州郡嶺坊面 斗岩里 其小 自小 他作 三三四 七五 四六五 李亨雨 大正十五年實業振 興會組織 民風作興、農事改良、勤儉貯 蓄、教育普及

潭陽郡武面五 峰里 小自 小作 二六三 九〇 四三八 昭和三年勸農共済 組合設立、尙組合 内に勸農共済契あ り 共同耕作、勤儉節約、相互扶 助

谷城郡三岐面 金盤里 小自 小作 一七二一 三六 一七〇 曹惠承 昭和二年農事改良 實行組合設立 麥作改良、卅肥改良、水稻耕 作改良 昭和四年三月迄 農會長より農事 成績優良につき 表彰せらる

谷城郡石谷面 堂月里 小自 小作 二八八六 四二 二四三 丁時沃 大正九年民風振興 會組織 民風振興、教育普及、卅肥獎 勵、勤儉貯蓄

谷城郡木寺洞 面拱北里龜龍 小自 小作 一七五 四一 一六四 李環炙 大正九年振興會組 織 副業獎勵、共同貯蓄

第二章 模範部落

光陽郡光陽面
道月里

地 自作
自 自作
小 自作

一五三
一八〇
一五八
三五九

張元錫

大正十年に民風振興會、昭和三年に勸農共済組合、農事改良小組合、昭和四年に禁酒會組織せらる

民風振興、教育普及、農事改良、禁酒勵行

麗水郡雙鳳面
鳳溪里

自作
自作
自作

二二二
一七八
三七八

朴化實

大正十四年振興會組織

民風振興、獎勵獎勵、堆肥製造

順天郡別良面
德本里

自作
自作
自作

二九三
二九九

朴文洙

昭和三年民風振興會、勸農共済組合設置せらる

農事改良、堆肥製造、道路修繕、貯蓄の勵行

順天郡外西面
錦城里

自作
自作
自作

四三三
四四三
四六三

姜蕤園

昭和三年振興會組織、又禁酒會あり

農事改良、獎勵獎勵、生活改善、禁酒

高興郡南陽面
南陽里

自作
自作
自作

六八六
六八六
三六六

金鳳浩

大正十三年十月振興會組織、尙農科改良小組合、勸農共済組合、親睦會、貯蓄、一心切あり

風俗改善、婦人の勞働獎勵、貯蓄勵行

昭和三年度に總督府より模範部落助成金として三萬圓交付せらる

和順郡西福面
蓮月里

自作
自作
自作

一八三
一七三
一七三

吳効相

大正十年振興會組織

陋習打破、教育普及、共同耕作、貯蓄勵行

求禮郡良文面
金卒里

自作
自作
自作

二二二
二二二
二二二

金澄浩

大正十五年振興會組織

文盲退治、農事改良、風俗改善、勤儉貯蓄

求禮郡土旨面
把道里

自作
自作
自作

一七〇
一四〇
一八〇

林周鉉

大正十二年一月振興會組織

勤儉貯蓄、堆肥製造の改良、共同耕作

雲光郡大馬面
南山里

地小主
三三五三

七六

三八〇 李彰登

副産獎勵、弔慰金支給、民風改善、農事改良、勸儉貯蓄、不就學兒童救済、孝子節婦褒賞、教育普及

咸平郡慶多面
高亭里

小自作
五〇五

五五

一六八 丁奇登

大正十二年振興會、昭和三年勸農共済組合設置

民風改善、勸儉貯蓄

長城郡森西面
小龍里 小都里

小自作
一七五三

三五

一七五 曹秉烈

大正八年より毎年巨費千圓を投じ私立學校の經營、尙振興會あり

民風改善、農事改良、禁酒禁烟勵行

參島郡古郡面
芝草里

其自作
一四六四
三六七

二〇三

九七三 曹秉教

大正十三年振興會、昭和四年勸農共済組合設置

民風改善、禁酒、勸儉貯蓄、教育普及

濟州島右面西
好里

小自作
一三六〇
一六

一八二

一〇七 金益奎

大正十三年振興會、同十五年貯蓄契組織、昭和二年簡易水道敷設

植桑獎勵の普及改良、勸儉貯蓄

濟州島新右面
錦城里

小自作
一三三三
二二九

一七二

七二五 金道允

大正十三年民風振興會、昭和三年勸農共済組合設置

民風改善、農事改良

濟州島中面倉
川里

小自作
二七二四
二九一

二二四

六九四 吳萬弘

大正十五年振興會組織、牧畜場設置

民風改善、農事改良、養鶏普及

慶尙北道

遂城郡解旗面
泗鮮洞第二區
泗南

小自作
一三二二
一五〇

六四

三三四 李敬熙

養鶏組合設置

貯蓄獎勵、副産獎勵、納税額念の養成

遠城郡求智町 鷹岩洞徳谷	軍威郡宇合面 内城外城	東威郡古老面 槐山河	青松郡縣西面 福河	青松郡縣東面 剛日洞	英陽郡立岩面 屏玉洞	英陽郡青托面 上青洞
小自自 小作作 作作	小自自 小作作 作作	小自自 小作作 作作	其小自 小作作 作作	其小自 小作作 作作	小自自 小作作 作作	小自自 小作作 作作
二二 六三	二四三 六一五	二五三 九八〇	二四二 四〇〇	一一五 一〇八	二二二 二六五	二二三 二六三
五三	一〇七	二二一	二二六	一〇七	七八	一〇五
二七〇	六一九	六一七	六七九	五八二	五〇四	六九二
志斗根	都司桂栢	張申 絃 久	申 興 漢	南 宗 銜 洛	李 文 浩	金水鍋、安 元載、趙基 金永祥
昭和四年 實行組合 設立	大正十年 十月納稅 組合設立	大正十年 自治會組 織	大正十四年 農村振 興會組織せらる	農村振興會の設置	昭和二年 度農事改 良實行組合設置、 尙禁酒會あり	
農事改良、効儉貯蓄	納稅觀念の養成、青刈大豆の 奨励、堆肥の改良、品種改良、 貯蓄	悪習打破、高齢者慰安、極貧 者救助、神拔女行、篤農者褒 賞、害虫駆除	苗代改良、優良種子更新及普 及、自給肥料改良増産、正條 神拔、神拔取願行、米穀乾燥 調整改良、養蠶の振興、共同 貯蓄、教育普及、婦人共同作 業奨励、生活改善、不就學兒 童救済	集團苗代、優良種子更新、自 給肥料改良増産、正條神拔、 神拔取願行、米穀乾燥調整、 養蠶の振興、共同貯蓄、教育 普及、婦人共同作業、高齢者慰 安、冠婚葬祭其他儀典の簡素 陋習打破、節酒節煙の勵行	結酒、貯蓄奨励、農事改良、 種子選擇、堆肥奨励、畦幅改 良、短冊形苗代、水稻正株植	美質奨励、農事改良、副業奨 励
	昭和三年 道農會 より模範 部落とし て金八十 圓を賞 く				昭和二年 道より 表彰を受 く	

盈徳郡 盈徳面
 烏浦洞 區
 地主自作
 小自作
 三〇〇〇
 二〇〇〇
 七〇
 三五〇
 韓 鍾 吳
 昭和三年に勸農共
 済組合設置、尙榮
 鶏組合あり
 農事改良、榮鶏獎勵、納稅額
 念の養成、兒童の受養料補充

盈徳郡 知品面
 納介洞
 地主自作
 小自作
 一一三二
 一六八
 六六
 四一八
 金 柄 津
 農政改良、神技勵行、納稅額
 念の養成

盈徳郡 精谷面
 遠實洞
 地主自作
 小自作
 三五六三
 〇〇五〇二
 一七七
 八九三
 都 權 裴
 遠 朝 源
 資 森 圭
 青川大豆、大小麥
 携輸作兩、設置、農
 村振興會、農事改
 良組合、消役組合
 の設置
 農事改良

盈徳郡 神光面
 虎里洞
 地主自作
 小自作
 三〇〇八
 五八
 三〇一
 朴 權 祚
 大昭十四年勸儉貯
 蓄設置
 勸儉貯蓄、副産獎勵、農産物
 の改良増産、風俗改善

盈徳郡 杞溪面
 鳳溪洞
 地主自作
 小自作
 五二二二
 九〇二
 一八一
 八九四
 金 金 仁 性
 濟 儀
 大正十二年農事改
 良實行組合、昭和
 三年勸農共済組合
 設置せらる
 蠶製製造、陸也梅栽培獎勵、
 農事改良

盈徳郡 迎日面
 紐珠洞
 地主自作
 小自作
 三五五四
 四四
 二三四
 崔 炳 祐
 農事改良實行組合
 設置
 自給肥料の改良及増産、米穀
 調製、生産品の共同販賣、農
 業用品の共同購入

盈徳郡 大松面
 槐東洞
 地主自作
 小自作
 三四四二
 三三二一三
 一四二
 七二九
 辻 村 榮 三 郎
 昭和三年農事改良
 組合設置
 肥料共同購入、稲作改良、農
 事改良、養蠶改良、蠶二毛作
 實行、麥作改良、蠶製製造

昭和三年度棉作
 指導員として成
 績優良に付、道
 知事より表彰せら
 れる。又同五年道
 知事より勸奨共
 済組合の成績優
 良に付金百圓を
 以て表彰せらる

昭和元年面長よ
 り納稅成續優良
 につき、昭和四
 年守より稗状
 を受良に付表彰
 を受良に付表彰

昭和三年度棉作
 指導員として成
 績優良に付、道
 知事より表彰せら
 れる。又同五年道
 知事より勸奨共
 済組合の成績優
 良に付金百圓を
 以て表彰せらる

第二章 模範部落

鳳州郡草田 鳳亭洞小亭洞	小自 小自 作作	一四七 一七一	三二	一七七	權中	董	式以組合、消役組合、農事改良實行組合あり	農事改良、副業奨励、共同耕作、獎勵奨励
慶山郡押梁面 造永河	小自 小自 作作	一一三 一四一	三三	一七四	朴炳	永	同政良契を設け、大正十四年二月農事改良實行組合と改稱、昭和四年勸農共済組合設置	農事改良、勸農貯蓄
慶山郡慶山面 林堂河	小自 小自 作作	五四三 一〇八	一四五	八〇八	朴昌	基	大正十五年農事改良契を設け、昭和三年農事改良實行組合と改稱	農事改良、共同耕作
慶山郡慈仁面 元堂河	小自 小自 作作	二二一 一〇五	六一	三七〇			大正十四年農事改良契、昭和二年農事改良組合と改稱す、又昭和四年農事改良組合設立	農事改良、獎勵奨励、風俗改善
慶山郡安心面 角山河	其小 小自 作作	一八七 一四三	一〇五	五四一	宋洪	在	勤儉貯蓄契、耕作契設置	勤儉貯蓄、耕作奨励
永川郡琴湖面 新月洞新湖面	小自 小自 作作	六二〇 二〇〇	八〇	四〇〇	朴永	煥	農事改良、相互親睦、共同貯蓄、生活改善	農事改良、副業奨励、共同貯蓄、生活改善
永川郡知谷面 三昌洞漢川	小自 小自 作作	一一五 一六五	三六	二四三	金經	燾	洞約あり	民風改善、詐差振興、勤儉貯蓄、副業奨励、獎勵奨励
迎日郡滄洲面 孔堂里			一五七	七八四	李亦	演	人正十五年農事改良實行組合組織、又模範系園の設置あり	農事改良、優良品種採用、共同耕作

勸農共済組合の
成績優良に付、
道知事より表彰
せらる

星州郡草田面
高山洞

其小自自
他作作作

五二一
五〇二

九二

四七五 宋 奎 善

農事改良

昭和四年道知事
より優待部事務
成り優待に付落
百圓下附せらる

漆谷郡仁岡面
金田洞金田

其小自自
他作作作

四三九
一六四

九〇

五三七 朱 載 勳

大正十三年農事改
良組合組織

農事改良

金泉郡淨項面
斗山洞

小自自地
小作作主

一五二
五四二

七三

三八八 李 起 亨

納稅義務觀念の養成、獎勵
畜獎勵、共同貯金

大正十一年、昭和二年、
和元四年、同二年、
三年度の間に互
りり納稅或組合
に付表彰され、
又昭和二年六月
郡守より農事の
熱心に表彰され
らる

寧山郡山東面
鳳山洞

其小自自地
他作作主

一七一
二八四
一一二

二五

七一五 小田島 暮右衛門

大正十一年農事改
良實行組合、昭和
四年婦人會及び育
年會の設立を見る

風俗改善、水稻優良品種の普及、
及組合苗代改良、
の普及、黄剛豆、
用獎勵、大豆、
良稻拔機の使用、
獎勵、風俗改良、
獎勵、思想の涵養、
衛生、教育普及

昭和四年三月農
事改良實行組合
助成金として、
庫より金四百圓
圓、道下方に於
り金百圓下附せ
らる

義山郡乙面
價谷洞

其小自自
他作作作

一三三
三四九
三二二

八八

五五四 梁 壽 蒙

農事改良組合に大
正十五年の組織、
正十五年の組織、
保置、昭和二年
改組、昭和二年
洞架、昭和二年
會設立、昭和二年

改良前代の獎勵、
及前代の獎勵、
増産、金肥の使用、
農具の使用、
智徳の奨励、
同耕作

農事改良實行組
合成績優良に於
き道會より褒
賞金百八十圓を

府島北面天 府河本村	小自地 小自作	三一七	三八	朴李李 呼録大 顯洪緒	設立三年 勤農共濟組合	民生思想普及	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
駿島北面天 府河本村	地主自作	一七	三八	李李	昭和三年 勤農共濟組合	民生思想普及	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
屏山	小自作	四一七	三六七	黃潤合	昭和二年 二月農事 懇談會創立	農事改良、副業奨励、民風改善、忠義相效	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
榮州郡丹山	地主自作	二七	三六七	黃潤合	昭和二年 二月農事 懇談會創立	農事改良、副業奨励、民風改善、忠義相效	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
石瀧屋反瀧	小自作	五二一	三二五	金準	恒心組合、納稅組合あり	農事改良、納稅義務觀念の養成	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
榮州郡伊山	地主自作	一〇三	三二五	金準	恒心組合、納稅組合あり	農事改良、納稅義務觀念の養成	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
榮州郡文殊	小自作	一一二	三五	禹壽性	品種改良、農事改良	品種改良、農事改良	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
通門里裏	地主自作	二二五	三五	禹壽性	品種改良、農事改良	品種改良、農事改良	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
開慶郡水原	〇二	〇二	七〇二	高甲竹 敬汝	昭和三年 部落向上 會設置	風俗改善、教育普及、衛生思想普及	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
開慶郡戸西	其小自作	四三二	五三	高甲正 勳	昭和三 年勤農共 濟組合、同 四年農事 改良組合 組織あり	農事改良、相互扶助	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
開慶郡戸西	其小自作	四三二	五三	高甲正 勳	昭和三 年勤農共 濟組合、同 四年農事 改良組合 組織あり	農事改良、相互扶助	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
開慶郡虎溪	小自作	一三二	四六〇	朴正植	昭和十 五年勤農 共濟組合 設置せら る	共同勤勞、農事改良	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
開慶郡虎溪	小自作	一三二	四六〇	朴正植	昭和十 五年勤農 共濟組合 設置せら る	共同勤勞、農事改良	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
開慶郡麻城	其小自作	一一二	四八三	南河九	勤農組合 設置	民風改善、農事改良、勤儉貯蓄、時間勵行	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
開慶郡麻城	其小自作	一一二	四八三	南河九	勤農組合 設置	民風改善、農事改良、勤儉貯蓄、時間勵行	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
宥州郡青里	小自作	五八三	一一六	林淳泰	榮鷄組合、 良契、農務 振興會あり	榮鷄奨励、産米改良、農事改良	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる
宥州郡青里	小自作	五八三	一一六	林淳泰	榮鷄組合、 良契、農務 振興會あり	榮鷄奨励、産米改良、農事改良	昭和二年 鳥養會より 村代表者 計一和に 對し賞與 せらる

慶尚南道

濟州郡大城面
九尾洞

小自自
自作作主

二二六一
五六六二

六九

三七三

金文文李
汝章有錫
一達鳳期

昭和三年農事改良
組合組織、俾共
同桑園の設置あり
學會の設置あり

施行、改良農具の普及、副業
奨励、法價の打破、早稲禁止、
時勸、行色、服浴用、早起、
行、共同貯蓄、婦人の城食貯
金、納税期限の恪守、不就學
兒童救済

清道郡壽陽面
所羅洞

小自自
自作作

一三一
九五

六五

三六一

朴李李丙李朴
炳在在鎮萬景
浩俊宥函千女

農本改良實行組
會、貯蓄あり

祭費の節約、勤儉貯蓄、冠婚葬
儀の節制、税金の共同納付、
コム靴履、手製草鞋の奨励、
注進の打破、忠義相互扶助、新
子、水運の共同、舟艇奨励、
桑苗の共同、育、正條和賞
行、被賞、行、樹の乾燥、
改良、教育普及

昭和四年三月
四行組合に對し
より百圓の地方
金交付せらる

晉州郡蓬洞面
草田里

其小自自
他作作主

二三四一
三三〇一

一九六

九〇五

姜
鎔
瑛

大正十年青年團組
織せらる、夜學會
設置

共同耕作、正條植實行、教育
普及、道路修繕

晉州郡翠山面
鳥田里精洞

其小自自
他作作主

三三四四
八七〇五

二二一

九六六

李朴高許
洞桂在舜
明鎮日錫

振興會、興産契、
協同商會の設置、
向大正五年農民組
合設立せられ昭和
四年二月實業青年
會と改稱せらる

民風改善、愛林、教育、掃作、
榮、奨励、副業奨励、貯蓄奨
励、購保互助、消費節約

定寧郡正谷面
中橋里

其小自自
他作作主

一五三一
三三二九

二二〇

六〇四

李
鎮
雨

昭和三年五月振興
會設置、昭和二年
十月夜學會別設

養蠶奨励、以製造、桑苗
の無償配付、改良種卵の購入
辦法

山清郡 丹城面 默谷里	咸陽郡 西上面 道川里	咸陽郡 咸陽面 新泉里	陝川郡 草溪面 宮坪里	河東郡 岳陽面 立石里	昌寧郡 桂城面 新堂里
小自自地 小作作主	小自自地 小作作主	小自自地 小作作主	其小自自地 他作作主	小自自 小作作	其小自自 他作作
五五一 〇一九二	四三二 九八九三	六一 〇七三二	三六二 三五八一	二一 七三四	三八三 一七八四
一一 二二	一一 一九	八 二	二 二八	四 四	一 六九
七 一五	七 〇九	四 〇五	六 三二	二 一八	九 一五
李李李沈 尙儀儀在 彦箕輔萬	李 炳 文	盧金趙 楨書翰 洙慕奎	許卞金鄭 榮炳昌 範甲斗庸	秋 鳳 鍾	李李李 秀香百 鍾奉來
大正七年學女進興 會開設、昭和二年	昭和二年獎、 組同三年織物組 合組織	大正十三年貯蓄契 組織せらる、昭和 二年一月より學 習會開催	大正六年夜學會 設立、大正十五年 榮鷄組合組織、 昭和四年勸農共濟 組合設立せらる、 昭和四年陸地棉 同作園設置	昭和二年私設講習 會開設、尙共同榮 園設置せらる、 昭和三年勸農共濟 組合設立	昭和二年私設講習 會開設、尙共同榮 園設置せらる、 昭和三年勸農共濟 組合設立
生活改善、副業獎勵、勤儉貯蓄、農具改良、法律開發、優良品種の栽培、排水法改良、堆肥	禁煙の改良、織物の改良及増産	水稲作の改良、副業獎勵、山林改良防止、教育普及、納税義務觀念の養成、衛生思想の普及、商売、勤儉貯蓄	道路の改修及維持修繕、納税觀念の普及、勤儉貯蓄、衛生思想の普及、農具改良、山林保護、炭田改良、綿花獎勵、弊風打破、禁煙改良	教育普及、副業獎勵、勸業獎勵、農具改良、堆肥改良、短冊苗代及正條植實行、衛生思想の普及、酒類、時間怠重、風俗改善、禁煙獎勵	教育普及、副業獎勵、時間節約、水稲種子更新及統一、正條植の實行、堆肥の改良、増産の改良、獎勵、農具改良、通商の維持、衛生思想の普及、納税の維持、嚴守、衛生思想の普及、酒類

南海郡南海面
東山里

一六九

九三九

金 竹 俊

五月労働組合設立、同三年九月勸業共済組合設立

肥後製、道路橋梁其他交通機關の維持、教育普及、納税期日の嚴守、衛生思想の普及、風俗改善、共済感の

酒川郡南面
竹林原林内

小自自
小作作主

八三

二五七

大正十年夜學會開設、尙共同育養所の設置あり

教育普及、農具設備、民風改善、消役節約、早婚禁止、未成年者の飲酒喫煙禁止、棋、花札其他賭博類の發行爲、前也衣の獎勵、納税時金の獎勵、産米改良、自給肥料の獎勵、麥收穫獎勵、糞糞の獎勵

金海郡金海面
南原里

其小自
他作作作

二二五

二二三

岡垣岩 彦

合置組合、精農組合、移民育々團あり

農事改良、養蠶獎勵

金海郡金山面
葦山原

小自自
小作作作

八〇

四二〇

尹 奎 石

大正十二年夜學會開設、昭和三年納税組合設立

不就學兒童救済、副業獎勵、製糖器の共同購入、納税義務觀念の養成、敬老、民風改善

金海郡長有面
釜谷里

其小自
他作作作

八二

四五七

徐 度 元
徐 坤 錫

大正十二年三月棉組改良、昭和三年共済組合、阿三共成、農林組合、勸業共済組合設置さる

土地改良、農事改良、棉作改良、産葉獎勵、畜産獎勵、副業獎勵、山林愛護

梁山郡梁山面
多芳里

其自自
他作作作

七五

三九五

金 李 義
金 永 義
達 高

大正十四年四月親睦契、昭和四年五月勸業共済組合設立

植桑獎勵、蠶獎勵、埤肥獎勵、産米改良、相互規勸

密陽郡上南面
岐山原

其小自
他作作主

一七二

九一七

崔 赫 致

昭和三年十二月生活改善會設立

副業獎勵、山林愛護、勤儉貯蓄、教育普及

第二章 模範部落

成安郡北面東
村里

地自小
主作作
一八九六
六一八

一五一

八四六 趙錦釜

大正十四年東友會
組設、昭和三年夜
學會設立

民風改善、勞働獎勵、講習改
良、農事改良、教育普及、產
業開發

唇邑郡南上面
屯洞

地自小
主作作
一三一九
一八五

七三

三二二 金基鉉

植桑及蠶業獎勵

唇邑郡南上面
茂村甲池洞

地自小
主作作
二四一七
一四七

六二

三一五 李珉性

改良以製造

唇邑郡加祚面
堤基甲源泉

地自小
主作作
四二一三
八五三

八〇

四五〇 金榮器

消費節約、勸貯貯蓄

唇邑郡加北面
龍山里

地自小
主作作
一五二二
二六五
二五七

一五八

七七一 鄭金鄭
載經在亭
祇篤明壁

洞約組合あり

公課の納期厳守、敬老、消費
節約、副業獎勵、不就學兒童
救済

黄 海 道

延白郡丹城面
草陽甲長枝洞

地自小
主作作
二四九三

三六

一七八 趙鍾泰

大正十五年興風會
組設、昭和三年農
事改良實行架成
組合、尙此の外各
種組合、町民共同
功勞獎勵會あり

副業獎勵、蠶業獎勵、農事改
良

平山郡寶山面
斗武甲蓮芝洞

地自小
主作作
六三五〇
三三五

七一

三三八 石炳哲

勸業共済組合あり

畜産獎勵

安岳郡 上紅里 上紅洞

自自作

二二〇

六二

三一八 金龍柱

昭和三年九月勸業共済組合組織せらる、此の外早起會あり、又共同堆肥會設置せらる

堆肥獎勵、基本財産造成、副業獎勵

信川郡 信川洞

自自作

三五五

四二

二〇七 蔡柄律

昭和三年勸業共済組合設置

畜産獎勵、堆肥獎勵、副業獎勵

昭和三年郡主催増産共進會に於て二等賞を受く

龍潭郡 東洛里

自作

三一八

五八

三三三 金元鎮

棉作獎勵

瑞興郡 五明里

自作

四六五

一五

七三 李希萬

森林保護契あり

堆肥獎勵、森林愛護

瑞興郡 陽州里

自作

五七二

六四

三三〇 吳權炳 叔守

興風會、堆肥組合、共済組合、納稅組合、勸業會、早起會あり

早起勸行、短冊形苗代貸施、正欖植、改良犁購入、剪儉貯蓄

瑞興郡 占城里

自作

二四六

三一

一三四 金文秀

昭和四年興風會組織

副業獎勵、節儉節約、禁酒斷行、賭博禁止、迷信打破、勸貯蓄獎勵

安岳郡 秀村

自作

二一九

五四

二六二 趙成元

昭和三年九月初農共済組合設置

勤儉貯蓄、民風改善、堆肥の増産、節儉の改良増産、其他副業の改良増産

鳳山郡 破津里

自作

一九〇

二一〇

六一八 金成宜

大正十三年興風會を組織し、其の事業として、同創設所、夜學會あり

副業獎勵、教育普及、道路の修繕

統山郡下泉
新石里白川

小自作
小自作

一〇一
四五〇

五六一

張炳
龍夏

昭和三年勸農共濟
組合組織

冠婚葬祭費の節約、堆肥獎勵

江東郡元森面
西興里國瀨浦

小自作
小自作

一〇一
二一七

三三〇

李明
郁盛

青年團、勸農共濟
組合あり

消費節約

平原郡永末面
松石里西坪

小自作
小自作

一〇一
九四六

二二五

金金
潤奎
穆善

矯風會あり

民風改善、迷信打破、消費節約、勸儉貯蓄、學藝相勸、患難相助、債保親睦

下原郡鶯池面
文明里内四河

小自作
小自作

一〇一
一七三

四三

金金
基仁
昌諱

安州郡大尼面
施湖里濟溪

地自作
小自作

一〇一
四〇四

六〇

三七〇

大正十五年矯風會
組織

賭博嚴禁、冠婚葬祭の費用節約

昭和五年四月
本會の地方改良
事業の健全と
府下附成せる
百圓より

徳川郡徳川面
濟南里下濟南

小自作
小自作

一一一
一九一

三五

一九二

姜學奎

相互親睦

寧遠郡寧遠面
文谷里松嶺塔

小自作
小自作

二二二
三七八

九八

四八五

崔炳尊
昭和三年勸農共濟
組合設立

副業獎勵

寧遠郡溫和面
回陽里山鑿站

小自作
小自作

一一一
七〇〇

三七

二〇五

李仕潤

平安北道

義州郡古城面
下洞古城

其小自自地
他作作作主

二二八一一
〇一三四九

二四七

七三五 安東傳之助

養鷄獎勵

龜城郡五峰面
仙輦洞

小自自地
作作作主

四三五
〇六七二

一三五

七九三 許贊湖 許濟福

種牡契あり

畜牛改良増殖、畜牛衛生の向上、愛畜思想の向上、厩肥の利用増製、糞料の節約

昭和四年地方費補助金千圓を費よく又畜牛成續を鮮好にして、朝晩金博覽會に於て

墨山郡東新面
墨旨洞

小自自地
作作作主

六二三一
六二〇九

一三七

八〇三 羅職董

大正十二年洞約組

農事改良、副業獎勵、愛林思想の涵養、交通の設備、貯蓄の勵行、納税期日の恪守、市場出入の制限、冠婚葬祭費の節約、時間的浪費の防止、共有財産の達成、婦人の就業改良、關係相助、便所の改良

品種の改良、種子の精選、農具の改良、肥料の増産、農具の改良、肥料の精選、農具の改良、肥料の精選、農具の改良、肥料の精選

熙川郡東面葛
靚洞

小自自地
作作作主

二二五
二五七

八五

六〇二 韓基島

大正九年洞約組

山林の保護、道路の維持修繕、法令の周知、冠婚葬祭費の節約、植桑獎勵、禁酒勵行の恪守、貯蓄獎勵、租税納期の周知、貯蓄獎勵、租税納期の周知

昭和二年三月道同より金壹百圓、同三年三月朝鮮總督より助成金を下附せらる

寧遠郡延山面
新泉洞

小自自地
作作作主

二二五
二五七

八五

六〇二 韓基島

大正九年洞約組

山林の保護、道路の維持修繕、法令の周知、冠婚葬祭費の節約、植桑獎勵、禁酒勵行の恪守、貯蓄獎勵、租税納期の周知、貯蓄獎勵、租税納期の周知

昭和二年三月道同より金壹百圓、同三年三月朝鮮總督より助成金を下附せらる

博川郡南面東
二洞

小自自地
作作作主

二二五
二五七

八五

六〇二 韓基島

大正七年洞約組

農事改良、副業獎勵、法令の周知、冠婚葬祭費の節約、貯蓄獎勵、租税納期の周知、貯蓄獎勵、租税納期の周知

昭和二年三月道同より金壹百圓、同三年三月朝鮮總督より助成金を下附せらる

昌城郡昌州面
松倉洞

地自作主
自自作
小自作
其小他

一
二〇
二〇
三七八

五九

二三八

楊弼周

大正十五年貯蓄組合を組織

勤儉貯蓄、禁酒勵行

渭原郡西泰面
新川洞

地自作主

八五

八五

洞約員數
八五

李興範

大正七年洞約設置
昭和三年九月勸農共済組合設置

法令の周知、道路修繕、山林保育、副業奨励、畜牛奨励、教育普及

昭和二年道知事と里長洞約と金百圓授けられる

江界郡高山面
春山洞、錢山站

地自作主
自自作
自自作
小自作

一
二〇
二〇
八二二

二〇〇

一、二四二

李德弼

大正七年洞約設置

法令周知、租税公課の期限内納付普及、青年道路橋梁の維持修繕

江原道

春川郡東内面
舉頭里

地自作主
自自作
小自作

二
六
三七八

九八

五二二

朴明完
朴應燮
李鳳翼
李煥燮

昭和三年青年會組織

農村改良、副業奨励

春川郡新南面
松岩里松峴

地自作主
自自作
小自作

二
一
八八五

五一

二九一

池奎滋

大正十二年青年團組織、向共同井戸、共同浴場共同作業室あり大正十三年末より勞働夜學會開かる

准肥奨励、副業奨励、植桑奨励、大豆種子の改良、養蠶普及、牛奨励、養豚奨励、養蠶奨励、時間勵行、共同井戸、風俗改良、教育普及

楊口郡楊口面
高袋里

地自作主
自自作
自自作
其小他

一
四
四七五三

七五

四五六

金世鎭
金鎭鎭

大正十年納税組合組織

納税義務觀念の養成

蔚珍郡平海面
栢谷面

地自作主
自自作
小自作

二
二
〇六二

五八

二一六

黃尙壁
孫永植
孫植壁

大正十二年興風會組織

納税期日恪守、副業奨励

利原郡南面壽
巷里撰腕角里
其小自地
他作作主
二二三四一
七四九三八
一五一
八七四
姜鎮健、姜
泰求、姜秀
環、姜國奇、
姜純洪、姜
錦俊、姜發
農事改良契、養蠶
組合、青年團あり

端川郡何多面
運埜里坪村
小自地
小自作
二〇七
三〇七
四〇
二四〇
許炳、許
亨、許益
大正十五年一月農
事改良組合組織せ
らる

端川郡福貧面
龍岩里沙富津
(漁業部落)
地主自作
二二五
二四二
一六七
一、二六五
張昌逸
大正十二年三月青
年會組織せらる

新興郡水高面
新興里
其小自地
他作作主
一一四三
九四七一
一一二
六一九
李澤象
大正五年牛契、衣
學會組織、昭和
三年金恩施用契、產
業獎勵會組織せら
る

新興郡下元川
面盤石里
小自自
小自作
四三九
三七七
五九
三一三
林炳若
昭和四年勸農共濟
組合、納稅貯金組
合設置、尙獎勵擬
契あり

豐山郡鳳仁面
豐山里
自自自
自作作
一四二〇
一四二〇
五二
三七二
金明白
昭和四年勸農共濟
組合設立

三水郡色館面
中尾
其自自
小自作
一一四〇
一三〇
六三
三八〇
禹植植
堆肥獎勵

三水郡江鏡面
環端里
小自自
小自作主
一一四〇
一〇五四
七〇
四四九
趙禹李李
光鑑直柱
貞活演錫
農事改良契、畜牛
組合あり
副業獎勵、相互觀護、農事改
良

第二章 撰腕部落

咸鏡北道

鏡城郡朱北面
南洞祥鶴谷

小自地
小作主

二二七
三二七
三二

二四〇

殷東一

堆肥獎勵、獎勵獎勵、便所改良

明川郡西面明南洞

小自地
小作主

一七八
一〇五
三二二
一八八

一三三

任事任事金
錫鳳周錫厚
預淳慶瑞詰

道路橋梁の維持修繕、廟議獎勵、獎勵獎勵、納稅觀念の奨励

昭和三年朝鮮總督より地方改良に補助金として四百圓の附あり

吉州郡德山面南洞

小自地
小作主

三七八
三三三
二七四
二四二

二二五

金朴金崔
鳴萬尙南
烈徳城蕭

産米改良、堆肥獎勵、便所の改良獎勵、農事改良

咸鏡道中村

小自地
小作主

二二二
二二二
二二二
二二二

四二五

金致鏡

産米増産、民風改良、勸檢貯蓄

富寧郡富居面西洞

小自地
小作主

一三六
一三六
一五六
二五八

九〇〇

方明、玄、委、信、昌、翁、錫、全、昌、漢、斗、邦、金、興、洙、南

農事改良實行組合、堆肥獎勵、農事改良

富寧郡海面新興洞

小自地
小作主

三六
一一六
三九

三五〇

俞采熙、俞延鏡、俞池鏡

青年會、勸農共濟組合あり、納稅義務觀念の奨励、教育普及、風俗改良

豊城郡柔浦町 自 自 自
 小 小 小
 作 作 作
 二〇 七二 四二
 } 一三三

九九五
 金李張

仁奇文
 野俊輝

昭和四年三月
 會組織、昭和四年
 十一月より夜學會
 開盤

教育普及、民風改善、産殖開
 發、衛生思想の涵養、勤儉貯
 蓄の奨励、納税期限の恪守、
 河津物産の輸送、道路の維持
 修繕、副業奨励

模範部落の指定は、成績優良なるものを選ぶ場合と、豫め或る部落を指導して模範部落たらしむる場合とがある、私の各地を實地調査した所に據ると、中には部落民の未だ自覺足らず、自發的活動不十分なるに拘はらず、郡當局などより模範部落として指定されて居るものもあり、また模範部落なるが故に、他の部落に比して經費勞力の負擔多く、その質積の未だ顯著でないものもあつたようであるが、これ等の部落も指導その宜しきを得れば、漸を逐ふて名實共に模範部落として恥かしからぬものとなるであらう。

第二節 模範部落の目標

模範部落に於ける獎勵事項は、産業・教育・自治・貯蓄・民風改善等、あらゆる方面に及んで居るが、二五七部落の獎勵事項を分類して見ると、勤儉貯蓄一二二、副業獎勵八三、堆肥製造七九、夜學六四、産米増殖又は改良六二、納税期間厳守五八等は、その最も多きものであるが、左の一覽表を見るときは、模範部落の目標とするところが自ら明瞭となるであらう。

模範部落に於ける獎勵事項 (其二)

道	京畿道	忠清道	忠清南道	全羅南道	全羅北道	慶尙南道	慶尙北道	黃海道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道	總計
改米増	10	8	5	7	7	7	10	11	11	11	11	11	11	11
獎勵	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製糖	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
設肥料	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
禽畜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
蠶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
植桑	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
植花	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
改麥	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
改作	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
子種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
優良種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
改良具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
充實	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
又	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

模範部落に於ける獎勵事項 (其二)

共同作業
 其他
 夜學
 不成就
 兒童救濟
 衛生思想普及
 道路修繕
 勸助
 貯蓄
 納稅
 守期
 扶助
 改良
 突
 時
 行間

公羅南道	公羅北道	忠清南道	忠清北道	京畿道	
		三			法令の達
				五	股間止食
四	二	一			婦人労働奨励
		四	五	五	染色衣類
一	四		三	五	冠婚葬祭節約
	二	一	二		その他節約
					早婚止
				二	断髮及改良
三	三	五	六	四	其他善風改
四	四	二	一	四	節煙酒
	二	一	一		早行

模範部落に於ける奨励事項 (其三)

總計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	忠清北道
元			三	二	一	一	四	七	五	二	一	二
百		五	一	二	一	五	五	六	〇	九		
萬	二	五	二	二	五	五	二	七	一	四	四	六
七	一			一		一	一		一	一	一	五
百	一		二			五	六	一	一	八	一	五
萬	二	二	一	四	二	一	四	一	一	二	二	三
三	三	九	五	五	四	四	七	三	三	二	六	三
十	五	五	四	八	一	五	六	七	一	七	四	五
八	二	二	二	四				二	一	一	一	二
二						一				五	一	二
九			四	一		二	五	二		二		五

黄 海 道	10	=			-	-	=		-	=		-	-	-	-	-
平 安 南 道	8	-														
平 安 北 道	8	-														
江 原 道	8	≡														
咸 鏡 南 道	8	≡														
咸 鏡 北 道	8	≡														
總 計	60	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡

模範部落に於ける組合・會・購・契 (其二)

京 畿 道	≡	組合	稅	組	生	産	消	費	河	約	又	勢	備	契	青	年	會	幼	年	團	婦	人	會	共	助	會	矯	風	會	振	興	會	夜	學	會	興	學	契
忠 清 北 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
忠 清 南 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
全 羅 北 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
全 羅 南 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
慶 尙 南 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
慶 尙 北 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
平 安 南 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
平 安 北 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡
江 原 道	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡	≡

總計	成鏡北道	成鏡南道
六	一	一
一	五	一
五	九	一
六	六	一
一〇	二	五
一	一	一
二	七	一
七	一	一
一〇	一	一
二	一	二
三	一	一

模範部落に於ける組合・會・講・契 (其三)

總計	成鏡北道	成鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	忠清北道	京畿道
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第二章 模範部落

調査したる部落

第三節 模範部落の現状

朝鮮に於ける模範部落の数は右の調査のみにても二百六十七の多きに達して居る。而して模範部落の分布、及び事業の概要は、前掲の通りであるが、これ等の模範部落中、最も特色ありと認めらるゝ、三十七部落に就いて、部落の戸數、竝に人口、地勢及び地形、中心人物、農業者種別、施設事項の沿革及び其成績、各種團體・組合・講・契等を示すと左の如くにして、相當成績の見るべきものが尠くない。

◎京畿道高陽郡知道面花井里二區(冷井洞)

戸數 三七一
人口 一九二

地勢及地形 本面事務所々在地より二十七町を去る距離に在り、東西北の三方は低き丘陵に囲まれたる溪谷なり

中心人物 李源弼、李昌和、李龍和

農業者種別 自作兼小作八戸、小作二十九戸

施設事項 昭和三年七月三十一日本部落民三十七名を以て、矯風教化、勸儉貯蓄を目的とする共助會を組織し、農村振興に力を盡し、尙ほ官の指導の下に勸農共濟組合を設け、副産物の繩を相當に産し、面内の模範部落たり、本組合及び共助會の實行成績左の如し

イ、新稅期同嚴守 公課金は本會員相互に納期を注意せしめ、期間迄に納付不能のものあるときは、互に立替納付するを以て、本會

設立以來滞納處分を受けたる者なし

ロ、副産貯金実行 共助會設立以來、草鞋作り、其他の窩細工を爲し、副産貯金として共同貯蓄を行ひ、其額は現在二百一十一圓二十錢に達せり

ハ、産米改良 官の指導に従ひ播種稲法、種の乾燥等を改良し面目を一新せり

ニ、地肥製造 昭和元年より地肥製造を奨励し、指導部落に指定せられたるが、本會設立と共に益々奨励したる結果、一箇年七萬五千二百四十貫を生産し、郡農會より一割の補助を得、コンクリート肥料槽を二十九箇所設置しつゝあり

ホ、漁業改良 樹木保育には先づ燃料節約を策し、愛林思想を鼓吹し、昭和三年中巡山契を設立し、契員相互に輪番を以て林野を巡視しつゝあり、尙ほ昭和四年中、會員全部に於て改良焚口の共同購入を爲し、風突に取付を了したり

ヘ、農業期間食廢止 從來農業期中、一日に五回の食事を爲すの慣習ありしも、本會設立と共に其の間食を廢し、一日三食主義を實行し、飽學増進・經費節約を圖れり

ト、製繩 昭和三年七月より副産として繩繩を奨励し、會員全部機臺を購入し、男女老幼に至る迄辦練に従事したる結果、一週間に七、八千貫を生産し、其の收入に依り圓滑なる生活を嘗むに至れり、隣接部落に於ても新穎の有利なるを認知し、これが一般に普及奨励せられ、目下区内一週間生産高一萬五千貫以上に達したり、これ本會の功績なりと云ふを得べし

チ、本部落の施設事項著々成功の域に達つゝあるを以て、昭和五年三月三十一日、地方長より事業資金に充當の目的を以て金壹百圓の補助を仰ぎ、生産資金に充用しつゝあり

ケ、各種團體組合講究・共助會・巡山契・勸農共済組合の三團體を設立せり

花井里二區巡山契規約

第一條 本契は森林の危害を防止し林相の回復を目的とす

第二條 本契は高陽郡知道面花井里二區巡山契と稱す

第三條 本契の地域は花井里二區一團とす

第四條 本契は本里内に居住する私有林野の所有者、占有者、管理者を以て組織す

第五條 本契の事務所は當分間區長宅に置く

第六條 本契の規約を變更するときは總會の決議を経て高陽郡守の認可を受けたる後實行す
第七條 本契は左の役員を置く但し名譽職とす

一、契 長 一 名

二、副契長 一 名

契長は本契を代表し契に關する一切事項を統理す、副契長は契長を輔佐し契長事故あるときは代理す
第八條 契員の本契の目的を達する爲左の事業を行ふ

一、各自が常に林野の異狀被害等に對し注重し契員の交代當番を定め毎日一回以上地域内林野を巡す

但し農繁期中は契長は一時巡山を中止することを得

二、地域内林野に山火又は害蟲等の被害が発生するときは契員共同にて之が消防又は驅除に従事す

第九條 地域内林野に被害が発生するときは即時森林保護組合に通報し適當なる處置を行ふ

第十條 契員は本契を維持する爲毎月金拾錢の契費を負擔す但し本契員となる義務を有する者が他里に居住する者に對しては一時又は

臨時契費を徴收す

第十一條 契員は地域内林野にて人爲的行動を以つて被害することは勿論契則違反者に對しては左記の如く違約金を徴收す其半額は發

見人に、其餘金は契の經費に充當す

一、無顧伐採者 八拾錢

一、生枝盜伐者 七拾錢

一、契則違反者 六拾錢

一、落葉下草盜取者 五拾錢

契 員 二十六名

◎京畿道富川郡文鶴面官校里、文鶴里

戶數 一四四
人口 六七〇

地勢及地形 四方には高山連亙し、特に文鶴山は屏風を立てたるが如く、部落はこれ等諸山に圍まれたる盆地中に在り、土地肥沃にして、京仁線朱安驛を距ること一里、交通極めて便利なり

中心人物 元富川學校校長宮下政興、文鶴面長金昌鎮、文鶴里元面長金斗鉞

農業者種別 地主五戸、自作三戸、自作兼小作四一戸、小作三九戸、その他五六戸

施設事項

イ、大正十三年一月兩部落百二十戸より成る戸主會(富民會)を組織して、風俗改良・副業奨励・農産改良・畜産増殖等の諸施設を行

ハ、風俗改良 迷信打破及び農業者の間食廢止を實行せり

ヘ、副業 種以製造を奨励して貯々勵行す

ニ、農事改良 地開墾り、正株植、秋耕等を申合せて實行せり

ホ、畜産増殖 豚は改良種に、鶏は一種類に改めたり

共同團體 部落の各種團體組合講契の名稱概況

イ、昭和三年四月百二十戸の主婦會を組織して、毎月一戸當爲那十個錢を貯蓄り、之を共同販賣して貯蓄し、滿二箇年間の貯金額千五百圓に達す

ロ、昭和四年十一月、勸業共済組合を設立し、小農生産資金三百圓にて種以を奨励し、其生産量以三、八三五枚、種六、三〇九五に上れり

富民會實行事業

1 婦風教化

イ、月例會 精神修養及び實行事項打合の爲め、創會以來毎月一回十五日の夜間を利用し、普通學校を會場として例會を開き、幹部及び官公署員より教化方面の講話を聴くと共に、實行事業及び農業進行の打合を爲しつゝあり、但し農繁期間四箇月のみは休會することとせり

ロ、元費節約 冠婚喪祭に於ける虚禮廢止、元費節約を實行すべく堅く決議を爲し、創始以來之が實行を爲しつゝあり、其の方法として、其の都度幹部等は婚喪家に臨み、儀式に關する豫算作成其他適當なる指圖を爲すと共に、名を互慶相問に審り、里民の婚喪家に會食する弊習を禁止せり、燃料節約として温突を改良し、大正十五年會員一同に鐵製餐口一箇以上を取付けしむ

ハ、農期間食廢止 農繁期中は從來一日五食を爲し、且つ人夫、小供等は雇主宅に集合して食事の提供を乞ふ等、農村の經濟節上矯正すべき弊習ありたるに依り、本會創始と共に矯正を申合せ實行を贊助せり、即ち幹部は隨時に家庭及び田舎を巡回して規則者を戒めて、懲約處分を随行せしに、近年に至りては一日三食を嚴格に守り、如上の弊習を一掃するに至れり

ニ、迷信打破 迷信行爲には其の愚昧甚しきものあり、懶惰者にして一家の幸福、子孫の繁榮を祖先の墓地に乞ひ、災殃を巫女に託して斥けんとし、病者に醫藥を用ひず、巫女の祈禱に安心する等、これが爲に人命財產並に文化の上に及ぼす悪影響大なれば、創會と共に所管警察官と協力して、これ等愚昧なる迷信行爲の廢止に努め、親近に至りては巫女に關する迷信行爲は、其の影を没するに至れり

ホ、貯蓄 創會以來一人一箇月草鞋一足、又は之に相當する代金を出會して、貯金を行ひつゝあり

基本財産を貯蓄せんが爲め、昭和二年三月より一人一箇月十錢つづ十箇年總額の貯金を行ふこととせり、而して一箇年分前納者は一圓、十箇年分前納者は十圓と定めたり、其の會員は利殖しつゝあり

昭和二年六月、本會の基本財産として畑三千四十六坪(時價七百六十一圓五十錢)を購入し、尙ほ外に現金百五十五圓ありて其の収益を蓄積しつゝあり

また昭和三年四月婦人會の組織以來、本會と協力して毎月三回爲弊の共同販賣を開始し、加入口數に準じて婦人會の共同貯金を獎勵しつゝあり

2 副 業

イ、製繩製臥 創會以來製繩機十臺を購入し、會員をして農閑期の副業として製繩を爲さしめつゝあり、一冬期に於ける産額一萬五千五、價額三千圓に達せしことあり

昭和三年度早害救済として、以繰被四十畝を郡社会より借り受け、製繩者以外の會員に以を繰らしめたり、赤飯三千二百枚、價額六百圓に達す、毎年冬期に穀穀實行見込なり

尙ほ昭和四年より貧家に一人二十圓を限度とする低利貸金を道より借受け、製繩以外の職業を授くる計画中なり

カ、養蠶 養蠶を盛ならしむるは創會以来の計畫にて、會員中概を選抜して大正十三年春には百歳道養蠶講習所へ、大正十四年春には龍湖蠶業講習所へ、昭和四年春には龍仁蠶業講習所へ入所せしめ、各講習を了せし後、本部落の蠶業指導に従事せしむることとせしが、折角修了せし女は直ちに嫁し、本邑に居るもの少き等の爲め、多くを期待し難し

大正十三年四月富川郡主催養蠶講習會に會員二十五名を選抜派遣し講習を了せり

大正十三年民有畑を賃借して共同桑園を設く、共同桑園二、四五〇坪、植桑本數六、二五〇本なり

大正十五年より右桑園の桑を以て、會員中希望者に養蠶を爲さしめ、牧益の半分を會の所得とす、而して昭和四年には七十圓の牧入あるに至れり

ヘ、奨 鵜 大正十四年郡より名古屋種三十番(三羽番)の交付を受く、また大正十五年名古屋種千八百箇の無償交付を受けたるにより、會員各月に二十五箇宛を配付して孵化せしめたり、以來幹部の努力に依り一種鵜模範部落として、優良なる成績を挙げつゝあり

大正十五年十一月郡主催の豚鵠品評會に於て、會員の出品數十五點の中、入賞數十一點の多きに至れり
飼養種鵠數多きは四、五十羽、少きも五羽以上あり、昭和二年中の販賣得數八百四十羽、昭和三年中は六百五十羽、昭和四年十月までには三百五十羽を種禽として販賣せり、尙ほ種卵の販賣數毎年一千箇を下らず

昭和三年四月設立の文藝婦人會と協力提携して、毎月三回鵠卵共同販賣を開始し、賣上代金は婦人會名義にて貯金しつゝあり
本會にて取扱ひたる卵數及び賣上代金左の如し

年 度	卵 數	重 量	價 額
昭和三年 度	二六、七九一箇	三、八六〇貫二七匁	一、〇三五圓三二錢

ニ、奨 豚 創會以来改良豚の飼養を奨励し、目下飼養取數約百頭あり、仔豚は種豚として郡及び小松花松園の幹旋に依り、他へ販賣しつゝあり

イ、稻作改良 創會以來郡と協力して秋耕の奨励、採種畜の設置及び根種子の共同鹽水選、短冊苗代及び薄播、正條植除草及び神拔等稻作の改良進歩を贊助したるに、會員は自覺實行の境に進みつゝあり

ロ、堆肥製造及肥料澆 大正十五年郡より本會區域内文鶴里一團を、堆肥指導部落に指定せられたるに因り、文鶴里は勿論官被屋會員にも堆肥製造及び肥料澆の設備を爲さしめつゝあり、多き年には堆肥五萬餘貫に達したり

ハ、野菜栽培 仁川を控へて販路を有する部落なれども、優良有利の野菜販賣の勢力は殆んど支那人に奪はれ居る有様なる爲め、昭和四年七月、郡農會より支那白菜種子及び肥料代として金四十圓の補助を受け、種子を會員全部に配付し、栽培法を教へて奨励せり、また六月には早稲救済の一として、甘藷苗二萬六千本を購入し、各會員に分配植付を爲さしむ

四 林業 當部落附近に在る両有林及び海校林に無報酬にて左記植樹を爲したり

大正十三年	赤松	及	檜	七、〇〇〇本
大正十四年	赤松	及	檜	六、〇〇〇本
大正十五年	赤松		松	一、〇〇〇本

公益事業

イ、公園設置 大正十三年會員總出役にて、部落中央に在る小丘を利用して公園を設け、櫻・藤・楓・慈鯛・牡丹其の他の樹木草花を植栽し、部落民及び一般の遊樂地と爲せり、名づけて郡城公園と稱す、郡城とは當邑往昔の地名なり

ロ、石橋築設 仁川及び南洞隈田間の道路中、本部落を横貫せる二箇所の土橋が、時々破損して交通頗る困難なりしを以て、大正十四年會員總出役にて二箇所の石橋を完成せり、石材四十圓其の他費用及び労力は會員の寄附とせり

ハ、共同浴場 昭和二年春地方復補助金、及び會員の出働にて共同浴場を設置せり、浴場利用者少からず、現時農村の衛生設備として有効なるを認む

ニ、蓮池 部落中央に在る官有池沼四百餘坪を借受け、蓮を栽培して蓮池とせり、池の中に島あり存あり、橋を架けて連絡し、池の周圍には櫻樹茂りて花時の賞観、盛夏の納涼には池畔に歩を運ぶもの多し、尙ほ蓮根よりの收入年額二十圓内外あり

ホ、労働者教育 文盲者を教育する爲め、普通學校を敷場とし、夜間を利用して修身・國語・朝鮮語・算術を教授す、教師は普通學校教員が無報酬にて勤め、夜間期に之を開く、夜學生男子二十四名、女子二十一名に達せしことあり

表 彰

- イ、大正十五年三月十一日、本道經由朝鮮總督府より本會の事業費として令四百圓の補助を受く
- ロ、大正十五年三月三十日、京畿府知事より本會の事業費として令百圓の補助を受く
- ハ、昭和三年三月五日、朝鮮總督より表彰状及び本會助成金(三百五十圓)を下附せらる
- ニ、昭和四年三月二十六日、京畿道知事より本會の事業費として令百圓の補助を受く

内地視察及講習會

- イ、大正十三年五月六日より六月五日まで三十日間 本道社會係主催内地視察團員として、當時の副會長林喜俊及び幹事李九範は内地優良部落を視察せり
- ロ、大正十四年四月二十三日より五月十九日まで二十七日間、當時の幹事金昌煥は、本道主催の教員内地視察團員として内地教育状況を視察せり
- ハ、大正十五年五月十二日より同二十九日まで十八日間、本道社會係主催の内地視察團員として、幹事黃光秀は内地社會教化事業・優良村落を視察せり
- ニ、昭和二年七月二十二日より八月二十日まで三十日間、會長金昌煥は京城公立農業學校に於ける本道主催の農事講習を修了せり
- ホ、昭和三年一月二十八日より二月十八日まで二十日間、本道主催卒業生指導學校長内地農村教育視察團員として、顧問宮下政興は内地優良農村を視察せり
- ヘ、昭和三年五月七日より二十六日まで二十日間、本道主催の教化團體幹部の内地視察團員として、會長金昌煥は内地教化事業状況を視察せり

◎京畿道金浦郡陽東面加陽里(舊陽川)

戶數 一四〇
人口 五八四

地勢及地形 一面事務所々在地にして漢江沿岸に在り、北方は小山にして、南には平野開け交通便利なり

中心人物李大泳、丁大鉉、金慶熙、金貞植、劉東憲

農業者種別地主九戸、自作二戸、自作兼小作一五戸、小作九戸

施設事項 大正八年六月、加陽里竝に麻谷里東部住民戸主百三十六名を會員として、加陽里正風會を組織

し、有志の寄附を得、また會員より不動産其の他生産物賣却の際、代金の千分の一を公費とし

て徴收す

- 1 時間勵行 號鐘を以て労働時間を劃一的に勵行す
- 2 労働賞金 労働賞金は總會の決議に依り毎年一定す
- 3 自衛團 必要の場合に組織實行す、實行二、三處あり
- 4 生活改良
 - イ、衣服は色物を使用すること
 - ロ、洗濯の腐敗性ソーダの使用を廢止すること
- 5 風俗改良
 - イ、賭博嚴禁 賭博は一切嚴禁せる結果、多少の犠牲者を生じたるは遺憾なるも、近來は賭博を爲す者なし
 - ロ、葬式 葬式の腐樂器を使用することは當地方の習慣なりしが、青年團の建議に依り、これを廢止することを可決して實行す
- 6 獎學 里内の不就學兒童を集めて夜學會を開き、學校卒業生をして教育せしめつゝありしも、陽川青年團設立と同時に陽川公立普通學校に一任せり
- 7 俱樂部 大正十三年八月、面有建物を買入れ、俱樂部を設けて新聞雜誌其の他娛樂設備を爲せり
- 8 温泉改良 大正十二年當地は郡より温泉改良の指定地としてこれが實行を示達し來たる爲め、これを機會として併に於ては材料を共同購入し、全村に亙りこれが實施を完了したり
- 9 記念事業 イ、皇太子殿下（今上陛下）御成婚記念事業

一、大正十三年三月一日、第一回御成婚記念陽川生産物品評會を開く

出品點數 八四三點 賞 與 一九五點

二、記念植樹、大正十三年春、里の入口等外道路兩側に槻實並に防風用として樺二〇〇本を植栽す

三、奉祝運動會開催(大正十三年六月一日舉行)、参加人員七三名

四、大正十四年二月二十一日、第二回御成婚記念物産品評會を開催す

出品點數 七二七點、 授賞 二〇〇點

五、昭和二年十一月十九日、第三回御成婚記念物産品評會を開催す

六、昭和三年十一月二十三日、第一回御大典記念陽川農林産物品評會を開催す

10 産業奨励

一、大正十四年二月十二日より三日間農本講習會を開催す

二、陽川水利組合堤防敷地を借入れ、青年團と共に共阿桑岡を設営(植付面積一町三畝二二歩、植付苗數一四、〇〇〇本)せしが、

大正十四年の大洪水に遭ひて全滅せり

三、昭和五年三月桑園一反歩を設営す

11 受 賞

一、大正十二年三月、一畝貳百圓を道より補助せらる

二、大正十三年二月十一日、一金五拾圓の賞金を道より受く

三、大正十三年四月、一金壹百圓を道より補助せらる

四、昭和四年三月、一金壹百圓を道より補助せらる

五、昭和五年三月、一金貳百五拾圓を國庫より助成金として下附せらる

共同 陽川部落の各種團體組合契講の名稱概況 陽川婦人貯蓄會

一、大正十一年二月當地方貯蓄機關として本會を設立す

二、事業概要

1 貯蓄金額及會員數（但し昭和四年五月末日現在）

貯蓄金額 二、〇〇七、五八九錢也 會員延人數三七八名

内 部 第一部 九二五、三八九圓 （但し大正十五年一月元利配當済）

第二部 八六二、二〇〇圓 （但し昭和三年十二月元利配當済）

第三部 二二〇、〇〇〇圓 （現在出資金拂込中）

三、優良品移配付

優良品種配付の目的を以て一〇坪餘の養鶏舎を建て、内地より優良なる母鶏二〇羽を購入し、種卵種鶏を一般會員中の若輩者に貸與

を以て配付す

四、少女部設置

本會に昭和四年二月十五日 少女部を設置し、特に少女の爲め鴉卵を以て貯蓄を取扱ふ

五、本會が當地方に及ぼしたる影響

1 本會は取入したる資金を低利を以て一般會員に農事資金として貸付するが故に、當地方には不當なる高利を食ふ高利貸行はれざるに至れり

2 本會は鴉卵を以て貯蓄を奨励するが故に當地方一般には養鶏盛んに行はる

3 一般會員は貯蓄心強くなると同時に少資本を得るに至れり

◎京畿道長湍郡々内面亭子里（新村）

戸數 二二三
人口 一三三三

地勢及地形 長湍郡廳を隔ること南三十町にして、交通稍便利なる部落なり

中心人物 閔載卿、崔翼相

農業者種別 自作兼小作一七戸、小作六戸

施設事項 大正十四年三月、本部落民二十三戸を以て共助會(亭子里共助會)を組織し、諸般の施設を爲したるが、其の成績概要左の如し

一、修築講話 創會以外毎月一回會員を祖願問宅に集合せしめ、祖願問又は地方官公職者に於て、精神修養の講話並に會務進展に關する打合を爲しつゝあり

二、産業開發

1 農事改良 農事改良に付實行すべき諸事項は、悉く當局の指導を遵守しつゝあるが、左記事項は特に好成績を挙げつゝあり

イ、昭和二年より三合播種代薄播を實行せり、其の實行面積二年度五反、三年度一町五反

ロ、會設立以後大豆の種子を長嶺白目に限定し嚴重に實行しつゝあり、この實行面積一町五反

ハ、牧草並に綠肥に利用すべく、昭和三年ルーサンの栽培を始む、此の面積二反

ニ、堆肥製造を奨励し、其の成績良好となるや、大正十五年堆肥指導部落に選定せられたり、昭和二年の成績左の如し

製造戸數 二十三人(全會員)

製造貫數 三萬二千五百貫

堆肥品群會に於て一等賞一人 二等賞二人 三等賞二人あり

2 共同耕作 共同貯蓄及び其他の收入に依り購入せし田一町九反の土地を共同にて耕作し、其の共同作業に依り團結心を鞏固ならしむると共に、農事の方法を改良し、以て他に範を示しつゝあり、此の收入は漸次土地を購入すべき計畫なり

イ、昭和二年度生産額金一三、七四七・一錢

ロ、昭和三年度生産額金一、二六圓三・六錢

3 養蠶 共同所有に係る田三反を利用し、昭和三年春共同桑園を設け、桑百二千三百本を植付せり、此共同桑園を會員二三人に平等分配し、各自栽培を爲しつゝありて、昭和五年以後一月一枚の裕立を爲し、第三級迄は共同にて種蠶飼育の豫定なり、右の外、尙ほ會員各家に於て植桑を爲したる成績左の如し

大正十四年 桑 四七五本

大正十五年 同 一、五〇〇本

昭和二年 同 一、一〇〇本

昭和三年 同 一、一〇〇本

計 同 四、一七五本

4 麥 糶 大正十四年春より在來糶を一掃し、毎月三羽以上の名古糶種を飼養するに廻れり

5 畜牛 昭和三年一月會員連帯にて、東洋畜産株式会社より金一千一百圓を利息年二割五分、四箇年の年賦償還にて借入れ、畜牛十四頭を購入の上飼養しつゝあり、外預託牛二頭、會員所有五頭、合計二十一頭にして、農糶を以て本糶とせる會員は何れも一頭の畜牛を飼養することゝなれり

6 糶 販 昭和三年の春初年の試としてパークシヤ種六頭を飼養す

7 糶 収 本部落に於ける冬期の貯糶として製収の最も適當なるを認め、昭和三年十月、製収機二十臺を購入して會員に配付し、其の作梁を奨励せり、本年三月までの成績左の如し

製 収 枚 數一等品四百五十五枚

價 格九五圓五〇錢

貯 金 額九圓一〇錢

三、矯風及貯蓄

1 大正十五年より農期の間食を廢し、一日三食を實行せり

2 共同貯蓄 會設立と共に會員一人に付、一日一錢の貯金を實行せり、昭和四年三月現在額三百三十八圓十錢（利子加算）にして、土地購入費に充てたり

四 附屬團體

1 農貸節約貯蓄部 農期に至り農安なき爲め困窮に陥るもの多し、これ等貧困なる小農家に對し低利資金を貸付け、以て彼等を救濟する目的にて、大正十四年十一月本貯蓄部を設けたり、其の貯蓄方法は會員全員一月一月に付十錢乃至一圓の出資を爲し、これを月一分五厘の利息にて貸付殖利するものなり、昭和四年三月現在高二百七十七圓二十錢に達せり

2 納税組合 公課金の納期に至り納入し難はざる者に對し、低利資金を爲して滞納なきに至らしめんが爲め、大正十五年秋、本組合を設けたり、其の出資方法は毎年收穫殖利を爲すものなり、此出資高一二二圓三六錢あり、昭和二年以來公課の納期を超過したるものなし

3 婦人貯蓄部 婦人貯蓄の奨励せんが爲め、昭和二年二月婦人二十名を以て本貯蓄部を組織し、一名一月爲第二圓以上の共同貯蓄を爲しつゝあり、昭和四年二月現在高五二圓八〇錢ありて月一分五厘にて貸付中なり

イ、基本財産

田	八 俣	七、六九〇坪	坪	價	一、〇九九圓
桑	木(共同桑園)	二、三〇〇本	同		五〇圓
枳	牛	一頭	同		三〇圓
計			同		一、一七九圓

ロ、其他参考となるべき事項

1 本團體の最も主なる綱領は、勤儉治産並に土地購入なり、元來本部落民は自作農殆んどなく、極めて疲勞なる部落なりしが、本團體の中心人物たる、折原問曾て内地に於ける優良町村を視察せる際、該地の農村發展の原因が主として自作農の多き所に在るを見、爾來部落民督勵して勤儉貯蓄以て部落内所在の土地を購入して、會員を悉く自作農たらしめむとすつゝあり、而して其の購入せし土地は當分部落民共有に爲し置き、共同耕作に依り勤勞的精神を規律的に培養すると共に、農事の改良を徹底的に實行して其の成績漸次良好に向ひつゝあり

2 官より補助を受けたる事項

- 一、昭和二年三月、京畿道地方費より補助金壹百圓を受く
- 二、昭和三年三月、京畿道地方費より補助金壹百圓を受く
- 三、昭和二年九月、長湍郡郷有財産より補助金二十圓を受く
- 四、昭和三年九月、長湍郡郷有財産より補助金二十圓を受く
- 五、昭和四年三月、朝鮮總督府より補助金三百五十圓を受く

◎志清北道報恩郡俗離面中板里

戸數 七〇
人口 三六五

地勢及地形 本部落は報恩邑内より法住寺に至る等外道路に接し、錦江上流俗離川の流れあり、西・北は高山峻嶺にして森林鬱密し、東・南には平野開け、地味肥沃にして農耕に適す

中心人物金 星 嶺

農業者種別 自作兼小作一二戸、小作別戸數五八戸

施設事項

蠶桑實行會 本會は蠶桑の奨励振興を目的として一般に模範を示すべく、大正十三年一月、本里蠶桑家全部を以て組織したるものにして、會員より毎年會費として年命一圓を納め、會の資金とし、植桑・養蠶・器具の改良普及等新蠶發展に盡したる結果、其の成績良好にして、現在發蠶戸數六五戸、植桑本數四三、〇〇本、飼育枚數六六枚、産繭高三五石に達し、實行會基金四三七圓にして相當見るべきものあり

林業實行會 林業奨励の爲め大正十五年一月より、本里元山祭契を改めて林業實行會とし、各會員より年十錢宛會費として疎出積立し、目下其の積立額一四二圓に達し、將來其の基金より生ずる利子を以て會員共同苗圃を經營し、以て私有林又は部落林の林相改善に併せんとするものなり

納税實行會 滞納者なきを期する爲め、納税の時に一時金の融通を計り、兼ねて勤儉貯蓄の念を鼓吹する爲め組織したるものにして、各會員は毎月自家製の草鞋六足及び燃料二匁宛會に納め、之を以て大正十一年一月基金として設立し、漸次成積を擧げつゝあり、現在基金四三〇圓に達す

婦人製 婦女子の生活改善勤儉貯蓄の美風を養成すべく、大正十四年一月設立したるものにして、各製員より毎食米中約五勺の米を貯蓄し、之に依りて毎月末日契に納む、該基金五四〇圓に達す

部落道路新設 従來の田圃路を改修して漸く通行し得たるも、橋梁岩石ありて積弊の餘地なき爲め、昨年の農閑期に新に九尺幅の部落道路を築造して、牛馬車の通行に便ならしめたり

便所改良 従来の粗雑なる露天便所を瓦葺の石垣便所に改善し、衛生思想を涵養せしめ、また鼓吹と共に外観の面目を一新せり
焚口改良 燃料節約・火災預防・保温等・農家経済上影響甚大なる焚口の改良を各部落共に實行せしめ、種々書には郡森林組合の全額補助の下に各部落の焚口を改良せしめたり
警備装置 簡易消防器具を備付け、また警鐘を設置して水火災の警備に供せしむると共に、時間の觀念を強からしむべく部落民の集會其の他に利用す

報恩郡俗離面中板里婦人契規約

第一條 本契は報恩郡俗離面中板里婦人契と稱し事務所を中板里二三四番地ノ二に置く

第二條 本契は中板里内に居住する婦女子之れを組織す

第三條 本契は生活狀態の改善及婦女子の社會教化其他一般模範事業を爲すが爲め之を組織す

第四條 本契は左の事業を實行するを目的とす

一、女子教育普及

二、女子の社會教化を計る事

三、家庭上必要事項

第五條 本契の出資は各契員自家より符食米中約五勺の米を預り毎月末に其の米を契中に納めたるを以て契の資金とす

第六條 本會存立期間は設立の日より滿五箇年とす

但し都合に依り短縮若くは延長することを得

第七條 前項の出資金は基本命として積立て借受希望ある場合は信用又は抵當にて貸付す

第八條 貸付金の利子は年三割とす

第九條 本契に左の任員を置く任員は無報酬とす

一、契 長 一人(男子)

一、副契 長 一人(男子)

一、會計特書記

一人(男子)

一、評議員

五人(女子)

第十條 契長は契を監督し、副契長は契長を輔佐し、會計兼書記は契務を處理し金銭を出納す

契長契の重要事務を處理せむとするときは評議員會を開き評議員決議を受くべし

第十一條 任員の任期は滿二箇年とし任員は契員より推薦するものとす

第十二條 契員中本規約に違背し又は無故脱退申込を爲すときは契長は契員の同意を得て名簿に除名し元出資のみを支給し利子は付給せず

第十三條 本契は毎年陰四月一日、十二月一日に契員總會を開き契務状況及收支計算を檢閲するものとす

第十四條 本契に左の帳簿を備置し毎年收支其の他參考に併し契員の請求に依り何時にても閱覽に供するものとす

一、契規約

一、契員名簿

一、契員出資金務收原簿

一、現金收支簿

一、貸付金簿

一、役員名簿

第十五條 本契は大正十四年一月十五日より施行す

中心人物 金時煉 當六十一歳

農業者種別 自作二〇戸、自作兼小作二二戸、小作二一戸、計五二戸

施設事項

起 該 會(昭和二年八月十三日)

集令 毎月陰十五日の晩

討論 生活改善・産業開發・智識交換等に付討論を行ふ
講話 和衷協同・相互扶助の精神作興・農事及び地方改良・一般常識普及等に付講話を行ふ

少年 指導(昭和三年四月八日)

目的 自立・共助・協同觀念の振作相互の人格向上を図ると共に 共存共榮の實を擧ぐるを以て目的とす
状況 イ、毎日曉に鐘を鳴らし早起を勵行す
ロ、道路の掃除を爲す

ハ、納稅告知書配付及び納稅督促を補助し、以て納稅成績は面内の一位を占む

蠶桑 指導(大正五年三月十五日)

目標 里内總戸數に對し蠶繭締立平均三枚迄を目標とし、現在進行中にして現在二枚七分平均に達せり
行事 蠶桑共同講習、毎年農閑期に蠶桑講習會開催、共同桑園管理蠶繭販賣高中より一部貯金勵行す

夜學 會(昭和三年五月十五日)

目的 農村に於ける實地應用の智識及び一般常識普及、品性向上、共同觀念の涵養

状況 女性部男子部の二班に分ち、十一月より翌年四月迄開催す(農閑期は臨時開催す)、現在夜學生男七、女二三、計二〇名

學年兒童就學獎勵(昭和三年四月)

目的 無産兒童に就學獎勵

行事 貧困なる家庭の子弟に對し、毎年三名以上の學費の一部を

御大典記念文庫(昭和三年七月)

目的 讀書熱鼓吹

小學生全第六十部共の他の書籍を備付て隨意輪讀す

揭示 教育(昭和三年四月八日)

目的 時事報知

朝鮮の衰落（中篇）

行事 時事中一般に参考となるべき事項を集會所に揭示、又は時報臺に上り、メガフォンにて廣報周知せしむ

勤儉貯蓄奨励（昭和二年八月十日）

目的 勤儉貯蓄

行事 イ、日用品の一部を節約し、又は禁酒節煙に依り得たるものを以て貯蓄す

ロ、勤儉週間に於ける共同作業に依り得る収益一部を貯蓄す

現在貯蓄高 一〇七圓九五錢

婦人節約會産（昭和三年四月二十二日）

目的 生活改善

行事 イ、毎食事の四家族數に應じ、一人當一握宛の糧米を節約して之を貯蓄す

現在貯蓄高 一〇二圓三六錢

ロ、一日三口炊事を二回に改む

ハ、染色衣美飾

ニ、逆信打破

敬 老 會（昭和三年一月一日）

目的 高齢者慰安

行事 毎年一月中六十歳以上の高齢者に對し、牛肉其の他贈品又は遊戯を以て慰安す

土地の無料配給（昭和三年五月二十日）

目的 補貸者扶助

行事 イ、林野二町歩を四十圓にて購入開墾し、六戸をして無料耕作せしむ

ロ、鐵道廢線路二町歩を借受し、十三戸に無料耕作せしむ

農 事 改 良

目的 イ、自給肥料増産する爲め、本春改良堆肥舎二十軒建築の豫定

□、本奉共同耕作番を經營する爲め、資二反三畝歩を借受けたり

一、勸業共済組合

1 輔導委員 金 時 煉

2 設立 昭和三年八月二十三日

3 資金貸付状況

資金額 組合員數

八〇〇人 三九人

4 資金使途状況

馬 牛

人 員 金 額
二一人 六五六

即ち馬牛資金に八割二分迄運用され、其の他は僅か三分七厘に過ぎざる状態なり

5 利子収入状況 利子は勤勞により得たる収入を以て、毎月末に納入することゝ爲し其の成績佳良なり

6 貯蓄 貯金は一年一圓以上を爲すことゝしあるも、之は意の如く貯行せられざる爲め、現在僅かに三三圓六三錢に過ぎず

◎ 志清北道丹陽郡北下里 戸數 七六
人口 三六三

地勢及地形 北は丹陽邑内に接し、東は大崗面に連り、南西は稜々たる山岳地帯にして、部落前數百町歩の

耕地は地味肥沃なり

中心人物 申潤湜、宋淳徳

第二章 模範 部 部

貸付状況

貸付 未貸付
金 額 人 員 金 額 人 員
六八六 二四 二四 一五

製 隊 計
人 員 金 額 人 員 金 額
三 三〇 二四 六八六

農業者個別地主自作一戸、自作兼小作三二戸、小作四三戸

施設事項

大正十二年部落青年中数人は青年修養園を組織し、以來部落青年の多数は、熱誠以て修養園の目的を貫徹に努め、昭和二年優良部落として指定されたる爲め、益々部落民は修養園と相俟つて各施設を爲しつゝあり

共同團體部落の各種團體組合講契の名稱概況規約

修養園月主會あり、戸主會は別設の規約なきも、從來よりの慣習に依り階級の爲難實行に努めつゝあり

施設及實行狀況

修養園(大正十二年十二月)

毎月十五日例會を開き、修養實行事項並に改良事項の協定を爲しつゝ、團員三十四名は通んで實踐躬行を爲し、以て一般に模範を示しつゝあり

夜學會(大正十五年十一月)

毎年十一月より翌年三月迄は雨を利用し、労働者約三十名を教授し來りたる處、今は無學の労働者も亦簡易なる文字を解するに至れり

時間會(昭和二年一月)

修養園には毎早起會を設け、毎日時鐘を以て定期を報じつゝあり、春夏は午前五時、秋冬は午前六時に時刻を定めて引續き勵行す、現在には部落民全部早起を勵行するに至れり

染色衣服用(昭和二年十月)

部落約百名は染色を試み居せるに、昨年十二月より(夏期を除くの外)大部分染色衣を濫用するに至れり

戸主會(同)

懇談會を毎月十五日に開き、部落改良事項の協定を爲すと共に、相互の親睦を保ち意思の疎通を図るに努む

勤儉貯蓄(昭和三年十二月)

勤勞收得、飯米節約、貯金を勵行せるもの五十戸にして、貯金總額は五十餘圓に達せり、引続き勵行しつゝあり

區 突 改 良(昭和四年八月)

生活改善の第一歩として部落民全部は改良禁口を備付け燃料の節約に努む

畜 生 普 及(昭和二年四月)

衛生部落として指定され、善畜場より急凍凍品數十種の配給を受け、毎週部落の大掃除を爲すと共に、平素各自の衛生に注意しつゝあり

模 範 焚 竈(昭和二年三月)

元來焚竈地なりしに近來益々之に勵み、大正十五年には、郡農會より模範焚竈里として奨励會五十圓を補助し、桑園を設置せしめたり、現在各戸平均收額高六斗四升にして、價格二十八圓八十錢を收得し、其の成績郡内屈指の地位に在り

共同作圃の施設(昭和四年六月)

昭和四年より東洋拓殖會交會社の所有土地一反六畝歩の小作を爲し、修養園員を中心として各戸主の助力に依り、第七二號を作付したる處、大旱魃に逢ひたるにも拘はらず、相當良好の成績を挙げ、收額高八石五斗にして反當五石五斗餘を得たり、また右會社小作租品評會に出品したる處、見事にも一等賞に入選し牛一頭を獲けり

助成會の下附(昭和四年四月)

昭和四年四月一日朝鮮總督より助成會四百圓を下附せられたるを以て、番二反五畝歩を購入し、共同作圃に充つることとせり

◎忠清南道論山郡光石面葛山里

戸數 一一六
人口 六二五

地勢及地形 葛山里は郡廳所在地(湖南線論山驛)より扶餘道路を西へ約三十丁を距る、光石面の西部に位し、東南に光石平野を控へ、西北は小丘相連なる起伏地にして、部落は光石平野に接する小高き丘陵に圍まれたる傾斜地に密集して農業地に適す、扶餘道路よりは自動車自由に入出入し交通至便なり

中心人物方 鍾 九

農業者種別 自作二戸、自作兼小作三三戸、小作八一戸

施設事項

イ、酒飲節制

風俗の改善農發節約の目的を以て、大正六年四月より矯風組合規約に、普通農事に従事する際は酒飲を爲さざることを約し、以來益々之が實行を堅守し來り成績最も良好なり

ロ、選種の勵行

農事改良の目的を以て大正五年より阿里に最も適したる水稻多磨種、早生種力を里内毎月五十本宛の種拾選種法を繼續し、之を採種水田に植付け、里内に種子の分配を爲す、尙ほ大豆種子も毎年一月十五日を選種日と定め、農産物種子の更新を圖りつゝありて成績良好なり

ハ、勸儉貯蓄の勵行

大正四年十二月里民相約し、焚蕪・焚豚に努め、農閑期に蒸細工又は共同作業等を勵行し、之より得たる収入を月々貯蓄することとし、里民は爾來年々勸儉貯蓄の趣味加はりて良好の成績を収め、目下里内民の貯金高一千七百餘圓に達せり

ニ、副業奨励

農家に最も適したる冬期の副業として縫綴り獎勵を目的とし、大正六年一月十五日、里内に製縫機五十臺を備付して共同使用に充て、以來年々以生産高一萬枚に達し、製縫機も目下八十臺あり、之が賣上高年約二千圓に及べり

ホ、焚蕪の改良

大正十二年里内の在來朝鮮蕪を廢し、全部白色「レグカン」を飼育することを約し、最初郡畜産組合より白色レグカン三十羽の配付を受けて以來年々更新し、目下種鶏として賣出すもの年四百羽に上り、牧卵日々二百箇に達し成績良好なり

ヘ、普通學の普及

大正十五年十一月郡済民に普通學普及の目的を以て勞働夜學會を組織し、冬期夜學を爲し、少青年並に女子の爲めに普通學校下級

生に準ずる敬愛を爲し、年々五十名餘の講修生を得て良好なる成績を収めつゝあり
ト、道路の改修

昭和三年十一月、部落より枝條道路に通ずる道路を始めとして里内道路の改修を爲し、年々各戸十數日宛出役實行して大に道路の面目を一新せり

チ、防火壁の構築

昭和三年七月以來、里内各戸に温突釜口と新設協同の防火壁を設置することを約し、各戸共之を實行し火災豫防上效果ありたり
リ、生活改善の勵行

昭和四年十二月、里民は色服着用、朝鮮靴使用勵行を約し、其後實行しつゝあり

共同 團結部落の各種團體組合講契の名稱概況規約

イ、論山郡光石面葛山里振興會

概況 大正五年十二月十五日創立以來、會長方鍾九は極力會員の指導に努め、前記施設事項の實行、其他風俗の改善、産殖發達、生活改善の實績々と擧り、模範部落として道及び總總府より認めらるゝに至れり

ロ、論山郡光石面葛山里榮盛組合

概況 大正十五年五月一日の組織に係り、會員五十一名にして奉獻樹立枚數六十枚、秋蠶五十枚に達し、年々桑樹の増植飼育の改良に努め、婦女は熱心に養蠶に従事し成績を挙げつゝあり

ハ、論山光石面葛山里婦人振興會

本會は大正八年八月の設立に係る、振興會の目的を達し、其の成績を擧ぐるには、婦人の力預つて大なるを感じ、時の振興會長吳怡壽夫人を會長とし、里内有職夫人を役員として組織せられ、男子四人を顧問とし、役員自ら會員の指導に當り、毎月十六日夜例會を開きて講話を爲し、之が指導に努めたるに、男子振興會と相俟つて大に其の成績揚り、名高き婦人労働部落となり、目下婦人各自の勤儉貯金高九百圓を越え、家屋内外の清潔整頓、交誼・畜産・棉花の栽培等主として女子の手に依りて爲さるゝ事業は、国内第一位を占むるに至れり

ニ、論山郡光石面葛山里養蠶規程

本規程は大正七年十二月方鍾九樓長として設立せられ、部落民全部以て會員とす、會員は能く規約を遵守履行し、目下積立金三百四十圓を有し、能く其の目的を達成しつつあり

ホ、論山郡光石面葛山里夜學院

本會は大正十三年設立以來冬期夜間を利用し、毎年繼續して里内子弟に初歩の普通學を授け、子弟は殆んど漢文を知らざる者なく、普通學校二年位の教科を修めたと同等程度の學力を有する者多し、近年生徒五、六十名と下らず

論山郡光石面葛山里部落養蠶組合規約

第二條 本組合は忠清南道論山郡光石面葛山里部落養蠶組合と稱す

第三條 本組合は忠清南道論山郡光石面葛山里に居住する養蠶者を以て組織す

第四條 本組合を指導督勵する爲三箇年間教師を繼續聘置して蠶兒飼育方、上簇繭收法等の養蠶上の智識技能を修得するを以て目的とす

第五條 本組合事務所を本里振興會事務所内に附設す

第六條 本組合役員は組合長一人、理事一人、評議員若干名を配置し組合事務を處理す

第七條 組合長評議員は組合員の推選とし、理事は組合長之を囑託す

第八條 組合長は組合を代表し會務を統理し、理事は組合長の囑託を受け庶務事務を執行し、評議員は重要事項有時會議を決す

第九條 役員任期は各三箇年とす

第十條 本組合事業は左記の如く施設經營す

一、蠶種は春秋二回に共同購入し必ず共同催青を爲すこと

二、蠶籠は共同飼育を爲し一般組合員の飼育法を瞭解するに至り之を止むること

三、育蠶植桑に必要な器具は必ず共同準備すること

四、器具及肥料等は共同購入して備は必ず共同販賣に爲すこと

五、講習傳習講話を開催して一般組合員を覺醒すること

六、組合基金を共同貯蓄して青稞植桑の改良普及上必要なる處に補用し桑園二反歩を買入共同植桑を爲すこと

七、一般組合員轉育量の百枚に達する迄年々蠶室を増築すること

八、一般組合桑園の五町歩に達するとき迄年々共同増植を爲すこと

第十條 本組合經費は組合員一般に共同負擔とし、春秋二回蠶繭販賣時に組合費を收取して、蠶種一枚に對して二十八錢乃至五十六錢式約定す

第十一條 本組合總會は通常臨時の二種と定め通常總會は春秋二回と定め、臨時總會は規約變更又は要用なる事項あるとき、組合長に於て之を開催す

第十二條 本組合名簿及役員名簿は名簿の末尾に附置す

第十三條 本組合規約は大正十五年五月一日より遵守實行す

大正十五年五月二日

組合員 五十四名（氏名を略す）

◎忠清南道唐津郡松山面柳谷里

戸數 一二三
人口 七一〇

地勢及地形 西南二面は山岳、東北二面は海洋に接す

中心人物 李 種 商

農業者種別 自作五戸、自作兼小作四六戸、小作五〇戸

施設事項 大正六年二月道郡の方針に依り振興會を設立し、諸般事項を改善の結果、其の成績左の如く、

相當見るべきものあり

イ、節儉貯蓄及共同財産造成 頗るなる草鞋、蒲籠代一部及び夏麥秋租外五升宛繰出して貯蓄したる結果、現在田一町二反、畝五反、山林四町五反、笠一反歩、家屋三棟の外、現金一千七百餘圓以上を有するものあり

ロ、千禧の無償 同里東側海岸一部九千七百三十五坪を、同里振興會の名義を以て許可を受け、共同出役を爲したる結果、高さ十二尺、長さ百二十九間の石堤を築造したり

ハ、短冊形苗代及正條植實行 短冊形苗代は薄播（坪三合）又は施肥除草等優良なる成績を挙げたる處、更に該部落を五區に分ちて順次正條植を施行し、現在九月以上の實行を見たり

ニ、堆肥築造の奨励 農作物の増收と肥料消費をなす爲め、自給肥料即ち堆肥製造施用を徹底奨励の結果、里内堆肥舎二十四箇所五十二棟準備せり四十二萬五千貫に達したり

ホ、造林 本里は風情の秀山なれば造林の必要を認め、里内有望なる人士を以て林野監視員を選定し、盜伐暴採を嚴禁に努む、尙ほ私營苗圃を設置したる外、苗木多數を購入植栽し、且つ害虫發生のときは共同協力駆除を爲したる結果、現今成林地百五十町歩、種樹地七十町歩に達したり

ヘ、奨励 道郡獎勵方針に依り一戸最少五〇本、最多五千本の植桑を實行し、且つ園地管理其他約定手入を充分勵行したる處、桑田面積五十町歩、養蠶戸數四十五戸、楮立枚數計六千六百四枚、繭收額二百四十貫、代金一千三百餘圓の收入を見るに至る

ト、養蠶奨励 蠶は全部改良種（レダカン）とし、毎戸最多三十首、最少七八首を飼育す、また改良豚十五頭、無種豚約百頭ありて、一戸最多五頭、最少一頭を飼育す

チ、中堅青年の養成 農民夜學の講習色衣獎勵等一般に對し模範とすべき事項多し

共同團體部落の各種團體組合契の名稱概況規約

イ、團體名 模範振興會 組合名振興會貯蓄組合概況上述と同じ

◎忠清南道天安郡木川面桃長里

戸數 八三
人口 五一八

地勢及地形 地勢は北より南に傾斜し、部落は山の麓に位置して五部落より成り、附近の耕地は頗る肥沃な

農業者種別自作七戸、自作兼小作二五戸、小作五一戸、計八三戸

施設事項

イ、沿革 元來阿里は里民遊怠に流れ、賭博の惡習ありて村風頹廢し、漸次貧窮に陥らむとする傾向に在りたるを以て、中心人物たる趙新これを深察し、里内の有志と相圖り、大正十年振興會を組織して自ら會長となり、親愛を以て會員を導き、風雨霖霖を嘗めて實踐躬行の實を擧げ漸次改善の曉に至り、始めて會員の自覺を得て勤勉力行の氣風起り、農事改良・勤儉貯蓄・徳義相助・愚癡相助・美風良俗の發揮等、其の成績顯著なるを以て、大正十四年本道知事より金三十圓の表彰を受け、また大正十二年十一月及び大正十三年十月の二回に亘り、郡聯合振興會より金五十五圓の表彰を受くると共に、優良旗一號宛を受け、次いで昭和四年五月郡聯合振興會より金二十圓及び優良旗一號、昭和五年三月朝鮮總督より模範部落助成金として金二百五十圓を受け、其の實踐の見るべきもの多く、尙ほ將來の發展を豫測し得るなり

ロ、成績

1 會合 毎月陰十五日及び三十日の二日を例會デーとし、春秋二回に定期總會を開催し、徳目の實行方法等に付、相互の意見交換を爲し、又は講話講演會を催し、會員の總親和・總努力を以て、會の發展を期しつゝあり

2 法令の傳達 法令の發布又は改正ありたるときは、臨時總會を開き、會長又は其の他の役人より、會員一般に對し法令の趣旨及び其の内容を徹底的に説明し、苟も法令に違反することなく、積極的に率先遵守すべきことを會員一同誓約しつゝあり

3 錦南月報の活用 本道發刊に係る錦南月報の配付ありたるときは、直に之を輪讀に附し、尙ほ例會の際ば會長之を朗讀して道内事情を一般會員に紹介しつゝあり

4 勤儉貯蓄

イ、大正十年十月より毎月五升宛を公表して年々之を貯蓄すると共に、一面之を殖利し、總高五十餘石に達したる處、大正十五年前古未曾有の凶害を蒙り、會員の生活狀態一時困窮に陥りしを以て、茲に已むなく總會の決議を経て右蓄積額全部を配給し、一般會員の生活狀態を復活せしめ其の安定を期したり

ロ、貯蓄機の設立 大正十三年十二月の設立に係り、出賣口數八八口、一口扱五斗五回拂にして、一斗宛出賣し、春季播種期に至り會員は勿論隣接里迄も、種扱に困り居る者の爲めに、年三割利付にて貸付し、秋季收穫期に至り全部回収の上、又其の翌年春に貸付し、かくして昭和三年を以て全部拂込を了し、昭和四年二月三日總決議の上解散となりたる處、當時の總扱六十五石六斗(一五・七五二斤)、換算高金一、〇七一圓一三錢六厘に達し(一斤當六錢八厘)、配當高一口當り一七九斤宛分配せり

尙ほ昭和四年春季に新規畜業として貯蓄機二箇所を設立す、即ち左の如し

其の一 (三部落合同)

- 一、出賣口數 一七口、一口一石、五回拂込、年一回扱二斗宛
- 二、殖利法 前例に依る
- 三、利率 年三割

本年を以て既に二回拂込を了し、現在高扱七石八斗二升に達す

其の二 (一部落)

- 一、出賣口數 八口、一口一石二斗五升、五回拂、年一回扱込高二斗五升
 - 二、殖利方法及利息 (前項其の一の如し)
- 本年を以て既に二回拂を了し、現在尙四石六斗に達せり

5 農事改良

イ、種子の改良 凡て農産物の改良を図るには、先づ其の根本たる種子の改良を必要とするを以て、一般會員は總へて面探種畜生産種扱たる本道獎勵品種改良部・早神力・多摩錦の三種を用ひ、在來種は全く其の跡を絶ち、改良種中改良部三割、早神力三割、多摩錦四割に達し、種子の改良は實に面内第一位を占む

ロ、肥料の改良 本里は堆肥の有利なるを従前より監視し居たるが、近來到る處令肥等の使用盛にして、漸次农家經濟の窮乏に入るを憂ひ、可成會員一同は令肥等を廢し、堆肥を以て之れに代へ、且つ近頃會員中糞肥の栽培を爲すもの漸次増加しつゝ、ちり

ハ、種抜獎勵 種抜に付ては郡面の特別を特たずして、会長より一般會員に對し種抜の必要を説示して各自の自覺を促し、尙ほ之が實行に當りては會長其の現場に就きて悉く検査を行ひ、相互の競争心を喚起せしめつゝありて其の成績見るべきもの多し

ニ、産米組合の設立 産米改良の副業を唱へ、昭和四年度に於ては産米改良組合の設置を企て、資金拂込を完了し、三橋産米期改良組合と名付け事業實行中なり

ホ、農具の充實 産米改良の實を擧げんとするにば、改良農具の充實を最も緊要とするを以て、改良農具の購入を獎勵し、現在左の如き會員所持農具あり

石油發動機	一臺及び附屬品一切	干齒稻搥機	四〇臺
同轉稻搥機	六臺	磨	六臺
萬石箕	四臺	糶摺	八箇

ヘ、玄米の調製 近來製玄熱の膨脹に伴ひ、會員は早くより製玄の有利なるを覺悟し、販賣米は殆んど玄米を以てすることゝし、春年中に於ける玄米調製萬約一千五畝内外に達したり

ト、陸地棉の獎勵 近來陸地棉價格暴落の不況に拘はらず、棉花栽培の必要を唱へ、年々引續き之を耕作することゝし、春年收穫高一萬六千斤に達せり

チ、その他 右各項の外に毛作の實行・苗代改良・赤米除去・正條植實行の勵行等、其の實踐の見るべきもの頗る多し

6 副業獎勵

イ、臥の製造 會員の製臥盛んにして、製臥機五十餘臺を有し、年々産高三萬枚近くあり

ロ、養蠶組合の設置 大正十五年四月十五日養蠶組合を設立し、種蠶共同飼育所を設けて種蠶の共同飼育を爲し、尙ほ共同桑園三反歩を有し、副産中養蠶最も盛にして、昭和四年種立枚數六十枚、收繭高二六〇貫に達したり

本里は養蠶部落として郡農會より指定され、且つ本年度に在りては金三十圓の補助と、組合經費とを以て養蠶教師一人を招聘し、養蠶行儀の涵養向上を期したる結果、其の成績兩年に比し遙かに良好なり

ハ、養蠶機に次いで養豚亦盛んなり、昭和四年は特に郡畜産同業組合より養豚部落に指定され、改良豚十八頭、在來種二十頭の飼育を爲しつゝあり

7 衛生施設

イ、飲料水の改良 飲料水に付ては在來井戸の不潔を感じて殆んど之を廢止し、改良井戸五箇を設置せり
 ロ、住所の改善 會長趙嗣は改良便所の獎勵策として、自ら改良便所を建築し一般會員に範を示したり

イ 教育

イ、國語の普及 勞働夜學會を開催し、普通學校入學不能者及び勞働者等を集合せしめて、國語の教授を興へ、尙ほ一面現在普通學校在學生等をして相互復習を爲さしめつゝあり

ロ、藝文講習會の實施 昭和二年十一月二十日より藝文普及講習會を開催し、里内藝文未解者は昭和三年迄に二回に亘りて受講せしめ、輕易なる文書の如き詭く解得の域に達したり

9 納税額の組織 會員を以て納税金を組織し、納税觀念の向上を圖ると共に、一面産業の發達を期しつゝありて、其の成績見るべきもの多く、現在貯蓄金基金約三百餘圓に達したり

10 隣保相助の英風 會員中婚喪事あるときは、毎戸二十錢宛の義捐を爲し、また勞力を提供する等隣保相助の英風あり

11 共同作業場の設置 もと阿里の中央に酒屋一家ありて、里内意志薄弱の青年輩は自然接近の券を脱し難かりしを以て、同會愛慮する所となり、之れが導後策として大正十三年、右酒屋たりし建物一棟を買収して其の營業を廢止せしめ、阿里の奔走を模範せしむると共に、右家庭を以て會員の共同作業場とし、共同作業を爲し來たりたるころ、更に昭和四年中養蠶組合事業として蠶室を新築(總額六六百圓)して共同作業場にも使ひ、會館其他一般集會の臨利用することゝなれり

12 婦人の勞働 昭和二年郡聯合振興會總會に於て、婦人勞働を實行徳目として決定するや、同會は直に婦人の勞働を獎勵し、細作其の他の作業場に副業等婦人も之を行ふこととなり、忽ち勞力の増加を見、農家經濟の向上容易に期し得べしと謂ふ實に喜ぶべき現象に在り

13 勸農共済組合設立 阿里は昭和三年九月十日勸農共済組合を設け、事業開始以來其の實効頗る良好にして、生業方面の大助となり、將來益々喜ばしき現象に在り

14 基本財産の種類及詳細

(1) 現 金 一八〇圓

(2) 共同桑園 三反歩 價格一〇〇圓(土地を除く)

◎全羅北道茂朱郡茂朱面大車里

戸数 一五九
人口 九一五

地勢及地形 茂朱邑内より錦山街道を西方へ一里、樹木茂れる丘陵に一集團の村落あり、茂朱・長水・鎮安三郡より流る、小流の合流する所、白砂清江を前に控へ、里の左右に沃野連り、農村としての天分豊かなり

中心人物 現里區長 申 永 均

農業者種別 地主二戸、自作二〇戸、自作兼小作七七戸、小作四八戸

施設事項

住民は極めて淳朴實實にして皆恒業を有し、遊惰徒食の輩なく、夫々勤儉を以て唯一の資本とし、官公署の指導に克く順應し、舉村一致して農事の改良發達に努め、殊に養蠶・畜産は新政以來勃興し、納稅成績は常に一頭地を抜き良好なり、大正十五年並の方針に基きて部落改良組合を設置し、毎月例会を開き改良施設を要する事項は、其の席上組合員協議の上實行することとしたるが、現在迄に於ける實行事項左の如し、尙ほ之が爲め村風大に擧り、政業其の他各般に互り新機運を劃し、畜産模範部落、堆肥増産指定部落、衛生模範部落、金融組合指導部落、納稅模範部落等として關係當局より推稱せられ、昭和三年には勸農共済組合の設置あり、同年三月本府より部落改良事業助成の趣旨を以て、金三百圓下附せられたるを以て、部落民益々感奮し、理想郷の建設に努力を拂ひつゝあり、貯金勵行 大正十五年十月二十三日決議

毎年春秋二回に各戸一名以上新取り又は賞稼を爲し、其の收入を以て各自の名義にて貯金す、現在總額五五二圓六〇錢に達し、勸農共済組合員の規約貯金三一四圓八四錢を合すれば、八百六十七圓四十四錢に達す

、種拔勵行 大正十五年五月二十四日決議
十五年部落改良組合設置せらるゝや、直ちに稻作の大敵たる稗の絶滅を策謀に種々申合せを爲し、組合幹部指揮の下に之を極力實行し、同年に於ける種拔千二百七十五貫に達し、郡内各部落を遍じ白眉の成績を擧げ、昭和二年四月、本道農會長より金十圓を受

貸し、以来年中行事の一として毎年之を勵行し神の絶無を期しつゝあり

ハ、増肥の増産 昭和二年四月一日決議

郡の増肥増産指定部落として積極的指導を加ふると共に、部落民も亦之に呼應して努力したる結果、昭和二年中製造量二十六萬二千五百六十九貫に達し、同部落農家の戸數百五十五戸に對し、一戸平均千六百九十三貫となり、前年に比して甚だ増増し、其の製造方法の改善せられたるは勿論、衛生上の見地よりするも、其の積置場所を適當の場所に定め、汚水の流散を防ぎたるが如き、其の面目を一新し、他部落の追隨を許さず、昭和三年三月五日、本道農會長より金三十圓を賞せられ、同四年六月吉濱同業組合聯合會長より天幕一張の賞を受けたり

ニ、納税狀態改善 大正十五年十一月二十三日決議

當部落と東西二村に分ち、競争的に租税公課金の期限内直納を策勵し、其の成績劣れる組に對しては、優良組の負擔せる道路の修繕夫役一日分を轉讓することとし、組合の幹部之が獎勵宜しきを得たる爲め、納税觀念著しく向上し、納税告知書配布前、豫め納税資金の準備を爲し、告知書受領と同時に持参納入し、納税督促の爲め吏員の出張を煩すことなし

ホ、集會に出席勵行 昭和二年四月三十日決議

改良計畫實施以來連々の集會多く、昭和二年四月より毎月例會を開くこととなりたる爲め、特別の事由無くして出席せざる者あり、漸くは切角集會を催し、種々打合せ若くは講話等を爲すも、趣旨の徹底を期し難く、且つ里風の振興上支障あるを以て、二年四月例會の際、集會の出席勵行を決議し、爾後督促を加へたるは、出席狀態漸次良好となり、家事其の他の事故を繰合せ過みて出席するに至れり

ヘ、基本財産造成 昭和三年四月五日決議

昭和三年三月本府より地方改良助成命として下附せられたる金三百圓の中、百圓を當部落の改良組合基本財産とし、之を借用ある個人に貸付し、毎年一回部落民共同作業を爲し、其の收入を基本財産中に繰入れ、尙ほ部落民の冠婚葬祭等に於ける冗費を節約し、其の幾分を基本財産中に寄附したる爲め、現在基本財産積立總額百七十八圓六十錢に達し、組合の幹部は鋭意之が蓄積に努め、將來の大成を期しつゝあり

ト、集會所建設 昭和三年四月五日決議

前述の如く集會多かりたるも、其の集會場所適當なるものなく、露天集會を爲し來りたるが、天候不順の際は不便尠からざるに鑑み、昭和三年四月五日、總會の席上に於て集會所一棟新築することを決議したるに、同年未嘗有の大旱害の爲め、延期するの已む無きに至り、翌四年また旱害打続きたるも萬難を押し、既定計畫の實現に遇進し、三年三月本府の下附金三百圓の中二百圓、及び部落篤志家の寄附金四百圓を以て、部落前風光絶佳なる近世卒の丘上に、集會所(木造建トタン葺三十二坪)を新築し、之を中心として部落自治の精華を發揚せんとす

ナ、部落の淨化 昭和三年七月三十一日決議

平澤各自住宅の内外を清潔にし、小兒を立て、街路に尿尿を爲すを禁じ、毎月陰曆十五日を期し、一戸一名以上の出役にて道路の掃除、溝渠の浚渫等部落淨化作業を爲すこととし、爾來之を勵行しつゝあり、こは住民の衛生保健上重要なるのみならず、公益觀念を養成し、環境の自然美と相俟つて、田園生活の情調を和かならしむる上に効果尠からず

リ、冠婚葬祭の冗亙節約 三年十一月二十六日決議

元は冠婚葬祭其の他祝祭等禮儀上缺くべからざる場合に限り、其の必要の限度に於て之を用ひ、奢其の他に酒の賜應を爲すが如きを廢止し、男女老幼を問はず、たとひ招待を受くるも、組合幹部の承認を得るに非ざれば賜應を受くべからず、尙ほ娯樂・遊學・葬式、大小の祝祭等の場合は金品を以て、組合に應分の寄附を爲すこととし、當初は行はれざる向ありしも、幹部の監督の下に悉く實行せしめ、他部落に對し弊習打破の活模範を示せり

ハ、勞働者の休業日改正 四年四月二十四日決議

従來春秋二回に降神祭と稱する勞働者の公休日有り、一回に五日間休業を爲し、之に加えて毎月六日の公休日あり、其の公休日多きに失するを以て、この惡風を改良せんが爲め、春秋二季の降神祭には各一回二日間宛休業を爲し、毎月五日、十五日、二十五日(舊曆)を公休日と定め、年期限備人に對しては其の賃金年額一割を加給することを決議し、現に之を實行しつゝあり

ル、學童奉仕團の組織

昭和三年七月三十一日、學童奉仕團を組織し、普通學校通學兒童及び卒業兒童を以て團員とし、道路の掃除・害鳥蟲の驅除・幼年兒童及び動物の愛護等に努むることとしたる處、爾來毎月定期の道路掃除を實行するは勿論、昭和三年の大旱並に遭ひたる際、部落内の飲料水枯渴を來したるに當り、團員の共力により河邊に井戸を掘り、一村の飲料水難を助けたるが如き美しき奉仕ありたり

共同團 結 部落の各種團體及組合講契の名稱概況規約

部落改良組合及學童奉仕團

第一 勸業共済組合 昭和三年の設立に係り、小額生業資金第一組合は九二〇圓、第二組合は七八〇圓、第一回の貸付金は昭和四年十二月豫期の通り回収済にして、本年一月迄に第二回の貸付を了せり、資金の使途は耕牛購入を主とし、其の他豚・農産等の購入にして、現在組合員の規約貯金總額三一四圓に達す

茂朱郡茂朱面大車里學童奉仕團則

第一條 本團目的左の如し

本團は本部落の使命に鑑み學童同志の社會奉仕的訓練を積み將來善良なる公民の素地を養はんとす

第二條 組織及名稱左の如し

本團は部落内に於ける普通學校通學者及卒業生（十八歳迄のもの）を以て組織し大車里學童奉仕團と稱す

第三條 本團の役員左の如し

一、團 長 本部落組合長を以てす

一、幹 事 若干名 學童最上學年者及卒業生中より

一、顧問 若干名 學校長及本部落有志

第四條 役員の職務を定むること左の如し

一、團長は本團の一切の事務を統理す

一、幹事は團長の命を受け職務に従事す

一、顧問は團長の諮問に應じ本團を指導するものとす

第五條 本所に行ふ集會左の如し

一、役員會 團長は必要に應じ本團に関する事務評議等に付協議す

一、定期例會 團長は毎月一回總團員を召集し團務の協議をなす

第六條 本團事務方の如し

一、實行事項

- 1 購置會
- 2 團員中興行者表彰
- 3 勸檢貯蓄
- 4 道路の保護修繕
- 5 洞内危険箇所の整理
- 6 河川修理等の手傳ひ
- 7 幼年學堂の保護
- 8 害蟲驅除等

第七條 本團の維持法左の如し

一、部落費より補助

一、有志者の寄附

本團は昭和三年七月三十一日より之を實行ス

◎全羅北道長水郡長水面松川里

戸數 六三
人口 三二六

地勢及地形 東西長く南北狭く、八公山の餘脈は里の西方まで延び來り、東・南・北の三方は田野にして、部落の中央に一小流有り、また東南は風致林をなす

中心人物 柳在雲、金漢錫

職業者種別 自作四戸、自作兼小作三五戸、小作一六戸

施設事項

部落民は古來農業を營めるも、耕地の大部分は地味瘠薄、其の生産微々たる有様にして、毎年他より若干の雜穀を購入し、非うじて生計を立つる程度なりしが、大正十年頃數名の非行者ありたるに依り、部落民は之に感染し、自暴自棄賭博に耽り、酒色に迷ひ、日を逐うて遊惰に流れ、民刀益々疲弊し、遂に脚先の遺棄たる土地を他人に賣却したる者尠からず、憐愍たる状態なりしを見て、有志柳在雲は深く之を憂ひ、其の復興を期すべく勸勞思想の養成に努め、尙ほ不意の災害に備ふる爲め、大正十三年勞働共済會を組織し、文盲労働者に初歩教育を與へんとして勞働夜學會を組織し、婦人の覺醒を促進し、教育及び經濟の觀念を普及せんが爲めに、婦人親睦會を組織し、大正十三年四月結婚契を組織し、昭和三年七月納稅組合を設けて里民の納稅觀念を養成し、其の準備を容易ならしめ、里の安寧秩序を維持し、衛生の改善を期するが爲めに保安組合を、また愛林思想演義並運伐の惡弊を打破せんが爲めに森林保護契を組織し、小産の生業輔導を爲し、農村の振興を圖らんが爲めに、三年十二月勸農共済組合を組織せり、尙ほ其の他農産貯蓄・規約貯蓄・畜産改良増殖・堆肥改良増産・温突改良・農事改良・生活改善等、階級に互り全力を注ぎ實施したる爲め、何れも其の成績佳良なり、昭和五年三月十九日勸農共済組合に對しては、道知事より金百圓を受賞し、同年三月二十九日部落改良組合に對しては、總督より事業助成金三百圓を下附せられ、斯くして今日に於ては模範部落の名を博し、従前に比し雲泥の差あるに至れり

長水郡長水面元松川里貯穀組合規約

- 第一條 本組合は貯穀組合と稱す
- 第二條 本組合に長水郡長水面元松川里居住者を以て組織す
- 第三條 本組合は食糧及穀類の雜費を節約貯蓄し積貯者に種子貸付を目的とす
- 第四條 本組合員は年二回 臨時議出し之を無種子人に貸付す
- 第五條 本組合に對する會計年度は曆年とす
- 第六條 本組合は左の役員を置き無報酬とす

組合長 一人
書記 一人

組合長は組合事務を統理し、書記は組合長の指揮に依り執務す
第七條 總會は定期に恆々舊二月三日、十月三日の二回に分ちて開催し、臨時總會は事故の有るとき組合長之を召集開催す

◎全羅北道沃溝郡米面米龍里、龍屯里

戸数 六八
人口 三二六

地勢及地形 前面は平野、後方は沃溝西部水利組合貯水池にして、米舊線道路部落を縦貫す

中心人物 金相弼、金相徳、金泰燮、李化善、李弘悅

農業者種別 自作四戸、自作兼小作二九戸、小作三五戸

施設事項

本部落は従來三十戸に不足する一貧村にして、住民は懶惰にして勤勞を厭惡し、風紀頹廢せる所なりしが、金相徳大に之を憂慮し、身を以て範を示し、熱心に指導に當り、本村有志十三人の賛意を求めて十三人契を設け、風紀の取締を急務として四箇所の酒基を他に移轉又は廢棄せしめ、浮浪輩の集合を嚴禁して賭博飲酒行博等を禁止し、三年間継続したる結果、叙上の講習漸次改善され、勤勞を喜ぶ等風紀振興されたるを以て、十三人契を解散して大洞契を設立し、また其の後五厘貯金契、産産契其の他産業及び生活上有利なる施設を設くるに至り、其の成績刮目すべきものあり

共同團體 結部落の各種團體及組合講契

イ、大洞契 明治四十二年十二月十日、大洞の親善と納稅義務の觀念を馴致涵養する爲め、居住者全部を網羅して大洞契を設立し、各自費用を節約し、應分の出資金を以て基本金を造成し、一、二期戸税及び附隨公課金に付、この契金にて最下等級の租を充納し、以上等級別差額は各義務者をして負擔納付せしめ、且つ冠婚葬祭等の必需品たる帽子・冠帯・靈衫・遮日・屏風・木器等を購入し、契員には共同使用の便を圖り、他人には貸貸せしめ、其の資金を以て基本金著積を計りつゝあり、現在基本金一千百餘圓に達せり
ロ、五厘貯金契 明治四十五年七月十日、勤儉貯蓄を奨励し、産産興業を目的として費用を節約し、毎日五厘宛又は食糧を節約し、穀物一部を却代金を貯蓄すべく發議され、本里居住者全部を以て組織せんとしたるに、賛成者僅かに十三人に止りたるを以て、止むを

得ず此の十三人を以て本契を組織し實行したる處、大正八年蓄積金千餘圓に達したるを以て、之を貸付利殖を計りたるに、大正十年より土地を買受け、小作科年收七十石の收益あり、現金二千五百餘圓を有す

（、興學契 大正十年十一月、農村教育機關の基礎樹立の必要を感じて契員を募集したるに、賛成者二十人となりたるを以て本契を設立し、各契員出資正租大一斗宛合計二十斗を賣却し、此の代金二十餘圓を基本金として貸付利殖中の處、此の基本金が千餘圓に達するときは契員の子弟等の學資金を支辨し、以て教育發興を圖ることとし、基本金の蓄積に努力中にして現在七百餘圓に達す

ニ、部落改良組合 大正十五年五月に組織され、各組合員每週一枚を共同蓄積して共同蓄積せるに、現在貯金萬千九百五十餘圓に達し、組合員七十四人、一人當平均二十五圓に達す

勸業共済組合 昭和三年十一月二十八日設立に係り、組合員三十二人一人當り平均二十圓を備用し、以餘に努力しつゝあり

改良組合の概況 兼置は農家副業として利益多大なるを以て、之が普及に努め、植桑面積及び兼置戸數は年々増加の傾向に在り

經濟不振の今日金肥使用の多額を防止し、農家の經濟を緩和せしむる爲め、一方兼置業者を獎勵したる結果、栽培面積五町歩、栽培戸數二〇戸に達するも、尙ほ不足するを以て堆肥増産を講究中、昭和三年堆肥増産部落に指定され、牛豚舎を廻り下ぐる等、其の増産を圖りつゝあり

其の他温突の改良、苗代改良、種子の選擇、家畜飼養等に努力中なり

◎全羅北道沃漉郡大野面地域里萬子里

戸數 九八
人口 五一八

地勢及地形 西・北は山岳起伏し、東・南は殆んど平野なり

中心人物 椎名辰次郎、崔周玆

農業者種別 地主四戸、自作一〇戸、自作兼小作一八戸、小作六六戸

施設事項

イ、赤糸蠶糸 二化蠶糸は稲作に大害あることを組合員に宣傳し、其の捕獲を實行しつゝあり

ロ、宴會及飲酒の廢止 禁酒は組合の規約として之を定め、本組合の大眼目とし、組合員相互に相戒しめ、其の美風を發揚伸展すると

共に、農實も農家の經濟上不必要なるを以て之を全廢したり

ハ、部落の道路を全部牛馬車の通路に改修 部落内の道路は其の狹少にして、降雨の際は泥濘の爲め通行人の不便尠からざるを以て、之を概九尺にして牛馬車の通行に差支へ無きやう改修せり

ニ、納税の期厳守 元來一般に此の觀念に乏しく、田當局をして手数を煩はすこと多かりしが、組合長は役員會に歸り、之が嚴守すべきことを全員に周知せしめ、班長を指名して之に其の取立を命じ、而事務所に持参納入せしむることとせしに、其の成績良好にして一人の滞納者を見ざるに至れり

ホ、祝祭日に國旗を掲揚すること 組合長は國旗を購入して無料にて組合員に配布し、祝祭日には必ず之を掲揚し、國民たるの誠意を表しつゝあり

ヘ、井戸を飲料用洗濯用に區別設置 本村には從來共四井戸四箇所ありしが、之を修繕して清潔にし、更に洗濯用井戸二箇所を新設せりト、作務時間の整一 從來作務時間は各人の任意に放置したりしが、作業能率を向上し、日常の起居を共にするに有益なることとし、季節に應じて時間ば役員會に於て決定し、鐘を以て時間を報じつゝあり

チ、御大典事業として衛生模範部落設置 衛生に關しては諸般の設備を爲し、一般組合員は衛生に注意しつゝあり
リ、夜學會設置 組合規定に依り組合員の子弟中、生活關係上不幸にして就學不能者二十九人の夜學生を集め、毎夜二時間づゝ教育しつゝあり

ヌ、夜會の實施 舊年末失火及び盜難を防止する爲め實施して其の成績良好ならざりしも、組合設立後は自發的に實行し、一夜に役員一名、組合員三名宛を以て夜會劇を組織したるが、各員共精勵實行の結果平穩裡に年末を過せり

ル、養蠶種の改良 從來養蠶多かりしが、沃津郡奇産阿梨組合より前後三回に亘り名古屋種の交換を行ひ、目下組合員に普及せり
ヲ、冠婚葬祭の改良 之に關しては古來より多額の費用を要し、生活上困難を來す事往々ありたるを以て、本組合に於て之を根本的に改善せんと努力したる結果、物質的効果の偉大なるを感得し、過去の惡習を打破しつゝあり

リ、副業獎勵 農家に於て年中を通じて農事に従事するは係少にして、他は徒食の日多く、従つて收益少き農村は年々破綻するのみなれば、生活の向上を期すること至難なるを以て、部落民に對し蠶吐の製産を獎勵し居れり

カ、貯金獎勵 組合設立以前、大正十四年十二月十六日より、一圓乃至十圓位の範圍に於て隨意貯金を爲すべく獎勵せしが、昭和四年

十二月末日現在二千圓の多額に達せり

、共同耕作地設置 組合員の共同作業を共存共栄を図る爲め、昭和四年度より大倉農場より番四、五六七坪、及び二、二一六坪の固有財産、番一、五四四坪の小作地を借受け、一般の仕事は全部共同にて作業し、収益は一部は組合の基財産とし、他は組合員に分配するものとす

、婦人屋外労働奨励 従来朝鮮婦人は屋外労働を嫌むる習ありしを以て、組合幹部は労働の神聖なるを理解せしめ、昨年より稻作の植付より除草に至る迄、婦人總出にて共同作業を爲したり

、正統植奨励 正統植は當局よりも植力奨励しつゝありしが、従来は形式に過ぎざりしを以て、組合長より勧誘の結果、本年より全組合一致團結して自發的に之を實施せり

、素行不良者調戒 組合員は概ね各々生業に精勵し居るも、中には私に飲酒する者あり、組合長は各役員出席の下に、彼等に対し組合の名譽上又は一身の保健上、經濟上より其の不利なるを説諭し、被諭者も其の不心得を自覺するもの多し

、生垣奨励 生垣は當局も植力奨励しつゝあるも、従来朝鮮の風俗は農家に取付不經濟なるを以て生垣にすべく、組合長等は一般組合員に勧誘奨励の結果、昭和四年よりコノアカシワ一一、一七三本を共同購入して各戸に植付けたり

◎全羅南道谷城郡石谷面堂月里 戸數 四二
人口 二四三

地勢及地形 石谷面事務所より約一里を離れ平坦地なり

中心人物 丁 時 沃

農業者種別 自作六戸、自作兼小作八戸、小作二八戸、計四二戸

施設事項

大正九年より民風振興を組織し、以來労働夜學堂を設けし、世肥製造・尺引貯蓄等實行し成績は好なり、尙ほ本里は本郡の地肥指導能里なり

石谷面堂月里振興會規約

第一章 總 則

第一條 本會は良風美俗を助長し陋習惡弊を矯正するを目的とす

第二條 本會は石谷面堂月里振興會と稱し里内に一戸を構ふる者を以て之を組織す

第三條 本會は事務所を石谷面堂月里二五七番地に置く

第四條 本會に左の帳簿を備ふ

・ 役員名簿（第一號様式）

一 寄附者名簿（第二號様式）

三 収支支簿（第三號様式）

四、表彰者名簿（第四號様式）

五、懲戒者名簿（第五號様式）

第二章 會の機關

第五條 本會には左の役員を置く役員は無報酬とす

一、會 長

二、副 會 長 一 名

三、顧問 若干名

會長副會長及顧問は總會に於て之を推薦す

四、委 員 若干名

委員は會員中より之を囑託す

第六條 會長は本會を代表し會務を統理し總會及委員會の座長となる

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは之を代理す

顧問は重要な會務に參與するの外會長に對し意思を闡明することを得

委員は會長の諮詢に應ずるの外會長の指揮を受け會務を輔佐執行す

第七條 本會役員の任期は三年とす任期満了前退任したるときは引繼書を作り退任の日より七日内に其の事務を後任者に引繼ぐものとする

前項の場合に於て後任者に引繼ぐことを得ざる事情あるときは其の職務を代理するものに引繼ぐべし若し其職務を代理するものなきときは郡守の指揮を受くるものとす

前項に依り引繼を受けたる者は後任者に引繼ぐことを得るに至りたるときは直に引繼を爲すべし

第八條 委員會は會長必要と認めたるるとき之を開く

第九條 總會は通常總會及臨時總會の二種とし會長之を召集す

第十條 通常總會は每年一回之を開き臨時總會は會長必要と認めたるるとき之を開く

第十一條 總會の決事は出席員の過半数を以て之を定む但し可否同數なるときは座長の定むる所に依る

第十二條 委員會に諮詢すべき事項左の如し

- 一、榮老及救済に關すること
- 二、必要なる細則制定に關すること
- 三、其他會長に於て必要と認むる事項

第十三條 總會に附屬又は報告すべき事項左の如し

- 一、附屬すべき事項
 - (一) 収支の認定に關すること
 - (二) 會員の貧困に關すること
 - (三) 規約の變更に關すること
 - (四) 其他會長に於て必要と認むる事項
- 二、報告すべき事項
 - (一) 會の計畫及成績

、(二) 其の他會員に於て必要と認むる事項

第三章 事 業

第一節 民風振興

第十四條 會員は左の事項を實行する義務あるものとす

一、智徳増進

イ、忠孝を重んじ友愛を旨とすること

ロ、公徳を重んずること

ハ、長上を尊敬し幼者を愛撫すること

ニ、隣保糾弾し吉凶慶吊すること

ホ、患難相救ひ不具癡疾其他頗るべきものなき者を救済すること

ヘ、子弟の教育を怠にせざること

ト、夜學會を設け普通智識の向上に努むること

二、法令遵守

イ、租税其の他公課の納期を恪守すること

ロ、戸籍其の他申請申告を遅延せざること

ハ、公の義務履行に就ては隣保相戒め違背せざること

三、勤儉治産

イ、勤勞を尊ぶこと

ロ、儉素以て身を持すること

ハ、賭博博戲を禁ずること

ニ、女子をして屋外の作業に従事するの風習を馴致すること

ホ、副業に勉勵すること

（一）、貯蓄を勵行すること

四、衛生保健

イ、衛生思想を醸成すること

ロ、種痘を勵行すること

ハ、清潔保持に努むること

五、冠婚葬祭

イ、冠婚は可成婚禮と同時に之を行ふこと

ロ、兒名を廢し出生の際本名を附すること

ハ、早婚を行はざること

ニ、結婚金婚細論財を可成廢止すること

ホ、納幣は贅澤品を廢し實用品を選定すること

ヘ、婚禮は特別の事情なき限り可成三日以内に埋葬すること

ト、儀式及祭祀は適美を避け實業を旨とし酒食を併するは其の當日に限ること

チ、喪具は共同に之を設置し賤くこと

第二節 養老及救済

第十五条 本會は祖先を重んじ孝道を奨め耆老を慰養する爲左の年齢に達したる里内高齢者に対し養老を贈與することあるものとす

九 十 歳

九 十 五 歳

百 歳

第十六條 本會は高齢者を敬愛する爲通が總會の際七十歳以上の高齢者を招待し茶菓をすることあるものとす

第十七條 本會は天災地變に遭遇し生活困難なる會員あるときは其の状況に依り扶養料として金品を贈與することあるものとす

第十八條 大災地變あるときは最寄が員は速に避難者を慰問し之を救助するものとす

第十九條 會員並其の家族にして本會所定の事項を實踐不行し成設顯著にして他の模範たるべき者に對しては之を總會に附屬し表彰狀
(第六號様式)門牌(第七號様式)を授與し其の名譽を表彰するものとす

第二十條 本會に、金品を寄附したる者は寄附者名簿に登録して永遠に其の篤志を表彰するの外感謝狀(第八號様式)を贈呈するものとす

第二十一條 前條の寄附者が會員にして其の額三十圓以上なるときは本會の特別會員とし總會の臨時設の席に列せしむるものとす

第二十二條 表彰を受けたる者、又は特別會員にして不都合の品爲ありたるときは之を總會に附屬し表彰者に在りては表彰狀及門牌を返納せしめ其の表彰を取消し特別會員に在りては其の特選を停止するものとす

第二十三條 第十九條に依り表彰せられたる者にして爾後引續き所行卓越なる者は會長より之を具し官に報告するものとす

第二十四條 本會の役員にして其の功勞顯著なる者には特に金品を贈呈し又は官に報告するものとす

第二十五條 會員にして本會規約に違反したる者あるときは受持區域の委員其の不心得を注意し反省を促すものとす

前項の違反者にして再三注意するも尙改悛せざるときは委員より其の旨會長に報告するものとす

第二十六條 會長前條第二項の報告を受けたるとき違反者に對し其の不心得を懸諭し尙改悛せざるときは之を總會に附屬し一定の期間會員の交際を絶たしめ其の旨を郡守に報告するものとす

第二十七條 前條に依り絶交せられたる者は其の願末を懲戒者名簿に登録するものとす

前項懲戒者名簿に登録せられたる者にして爾後改悛の情明かなる者は其の絶交を取消し其の旨會員に通知し且つ郡守に報告するものとす

第五章 財 務

第二十八條 本會の會計年度は曆年に依る

第二十九條 事業遂行上必要なる經費は有志者の寄附金品を以て之を充て別に會費を徴收せざるものとす

第三十條 會員は會長名義を以て郵便貯金若くは銀行預金と爲し會長之を管理するものとす

第三十一條 本會解散の場合に於て剩餘財産あるときは總會決議に依り之を處理するものとす

第六章 加入 脱退

第二卒 模範 部落

第三十二條 本里内に新に一戸を構えたる者は本會に加入するの義務あるものとす
第三十三條 會員は里外に轉出する場合に非ざれば脱退することを得ざるものとす

七章 監 督

第三十四條 本會は郡守の監督を受くるものとす
第三十五條 本規約を變更せむとするときは郡守の承認を受くるものとす

第八章 附 則

第三十六條 本規約は大正十四年一月一日より之を施行す

◎全羅南道康津郡城田面桃林里 戸數 一〇九
人口 六一六

地勢及地形 靈岩・康津間道路に沿ひ、西北は山を背し、東南は平野を望む、稍傾斜地にして、地味肥沃なり

中心人物尹 相 浩

農業者種別 自作一一戸、自作兼小作六五戸、小作二七戸、其他六戸、計一〇九戸

施設事項

本郡府は尹相浩の熱心なる努力に依り、大正二年七月郡農範桑里として設定せられ、爾來里民一衆協力し、規約を遵守して民風の振興・農産の改良・副業の奨励・教育の普及等に盡瘁し、其の成績最も優良にして、道内模範部落たるに足る、因に昭和二年度に於て國庫より助成金を交付せられたり

就中顯著なる實績を擧ぐれば左の如し

- 一、毎月陰十五日の夜を男子、十六日の夜を女子の月例会と定め、地方改良及び里民の重要事項を討論決定又は報告す
- 二、農産の改良 作物は總て改良研究し内地の農村に匹敵するに至れり
- 三、副業奨励 特に蚕蠶並歩し年收繭百石を算す
- 四、貯蓄勵行 貯蓄人員四〇八人を算し貯蓄高八、〇〇〇圓餘に達す

五、教育普及、普通學校卒業生並同程度以上の者一〇〇人を超ゆ

六、女子の勞働、婦女と雖も總て農業勞働に従事す

振興會員 一〇九名

主婦會員 一〇九名

青年會員 六六名

◎慶尚北道青松郡西面福洞 戶數 一二六
人口 六七九

地勢及地形 西方に三山岳起伏し、部落は東面し、安徳界面となる、普賢山より出でたる河流は、洞の前方を貫流して安東郡吉安面に向ふ、地質は殆んど粘質砂土にして水利比較的便利なり、永川通三等道路を距ること約二町の處に在り

中心人物 申 經 漢 五〇歳 曾て漢學を修め、大正九年七月三十日同洞區長に任命され、引續き今日に至る、現本洞振興會會長

申 興 漢 四一歳 大正八年三月三十一日、安徳面(隣面)書記に任命され、引續き今日に至る、現本洞振興會總務

農業者種別 地主二戸、自作二〇戸、自作兼小作四〇戸、小作二〇戸

施設事項

もと本洞民の多くは農工商等の業務を厭忌して徒に詩文の末藝に走り、淫蕩遊惰の弊風(逐年土地を賣却するもの増加の傾向)ありたるも、前記中心人物等は、部落民の覺醒奮起を促し、同洞を疲弊より振興に導かんが爲め、大正十四年農村振興會を組織せり、嘗て

本洞は郡面より模範部落として指定せられたること無きも、前記中心人物の自發的奮起に依り設立したる振興會の活動は著々功を奏し、漸次古來の陋習を改め、實業勵勞主義を尙び、今や洞民殆んど農業に従事して遊惰安逸をこととするものなきに至り、農事改良獎勵事項の何たるを問はず、苟く郡面の指導に順應し相當成績を挙げつゝあり、今凡の事項の主要を擧ぐれば左の如し

1 苗代改良 短册形苗代の播床を設け、三合以内の薄播、腐熟肥料施用、灌水等に注意し、優良苗の生産に努む
2 優良種子更新及普及 米・小麥・大豆は圃採種地生産種子即ち米は早、穀具都、小麥はカヲルコヤ、大豆は英陽種を各戸とも栽培す

3 自給肥料改良増産 自家に於て何時にても製造し得る堆肥製造の改良増産を行ひ、厩舎の改造、堆肥舎の築造を爲さしめて合理的の肥料増産を期しつゝあり、本洞は昭和四年年度堆肥模範指導里例として指定せられたり、昭和四年度に於ける一戸當堆肥製造量六、七一一貫にして郡農會堆肥品質評會に於て一等一點、二等四點、三等一點、四等六點の好成绩を得たり

4 正條溝決 毎戸舉つて正條溝を爲し、除草機を使用し人夫賃の節約及び増収を期しつゝあり(現在除草機二〇臺、深耕犁三臺)
5 轉接取廻行 苗代に於て採取するは勿論、水路・堤防の分まで刈取り、一定場所を集めて洞民をして手減を期しつゝあり

6 米飯乾燥調製改良 七日以上の羽重干を爲し、調製は毎戸稻播器及び唐箕を以て調製し、更に二日間乾干を爲し生産米費改善に努力しつゝあり、現在農具設備數稻播器七臺、唐箕四臺なり

7 養蠶の振興 養蠶は多少に拘はらず毎戸行ひ、殊に桑樹に對する肥培管理を周到にし、漸次種立枚數の増加を期しつゝあり、現在種立枚數三二枚、生繭額一八石に達す

8 共同貯蓄 年収麥・粟各一斗宛を蓄積費却の上農耕資金に貸出す、現在貯金高六四八圓なり

9 夜學會設立 普通學校に入學する事能はず、勞働に従事する青年及び學齡に達したるも貧賤の爲め入學不能の兒童に對しては、夜學會を開設(農繁期間自六月至十一月六箇月間を除く)して作學せしむ

10 婦人共同作業 田五百坪を購入して基本財産と爲し、大麻・蔬菜類・棉等を婦女子に共同作業せしめつゝあり

11 生活改善 生活改善の第一歩として相互の自給を共助し、禮式を失せざる程度に於て飲食其の他諸費を簡素にし、節煙節酒を勵行し、人心を懦弱に誘導するが如き陋習は絶對に廢止しつゝあり

◎慶尙北道善山郡舞乙而熊州洞

戶數 八八
人口 五五四

地勢及地形舞乙面の東端に位し、東北方には山脈連なり、西方は武夷洞と界し、南方は栢子洞及び玉城面

浦上洞に接す、地形南北に長く東西に短し

中心人物梁 壽 慶

農業者種別 自作三十二戸、自作兼小作三十九戸、小作十四戸

施設事項

イ、農事改良實行組合の設立 大正十五年の設立に係り、農事改良を計り、以て組合員相互の福利を増進する爲め、改良苗代の獎勵・正條植の普及・命肥使用の節約・堆肥の増産・牛舎の改良普及・改良農具の使用奨励等を實施しつゝあり、而して組合基本財産造成の爲め、昭和二年秋收穫期に組合員一人當額一斗宛の寄附を募り、之を基本財産に編入し、尙ほ又東拓會社より舊二反歩を借入れて共同耕作を爲し、之より生ずる利益、及び遊農會よりの褒賞金百八十圓を基本財産に編入して左の事業を爲したり

組合事務所買入 土造草葺 一棟 價格三百五十圓

土地購入 畝 一反七畝 價格三百五十圓

ロ、洞約の實施 昭和二年實施に係り、洞約員の相互規隨・智徳の増進・法令の周知・官の勸業事項の勵行・風紀の刷新・其他必要なる各般事項の發達勵行を圖り地方の改良を期しつゝあり

ハ、貯蓄機の設立 昭和三年設立に係り、一般役員毎に毎時の炊飯定量中より一匙宛貯蓄し來りしが、此の成績良好にして現在貯蓄額二百九十圓に達せり

ニ、夜學會の設立 昭和二年設立に係り、普通學校に未就學者を網羅して教授しつゝあり、其の成績優良にして現在の就學兒童數三十名に達せり

慶尙北道善山郡舞乙面熊谷洞約

第一章 總 則

第二章 模範部落

第一條 本規約の總的相互の規程、智徳の増進、法令の周知、官の勲獎事項の勵行、風紀の刷新、其他必要なる各般事項の誠意勵行を期り地方を改良するを以て目的とす

第二條 本規約は慶尙北道善山郡舞乙面嶺谷洞約と稱す

第三條 本規約の地區は慶尙北道善山郡舞乙面嶺谷洞の區域に依る

第四條 本規約は本規約の地區内に居住し獨立の生計を営む者を以て組織す

第五條 本規約員は之を組に分つ

第二章 事 業

第六條 本規約は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一、官の勲獎事務又は命令事項にして洞約員各自又は共同して行ふべきものを洞約員に徹底せしめ之を實行せしむること

二、新稅竝に其の他公課を期間内に納めしむること

三、法令の周知を期すること

四、青年子弟を指導發達すること

五、講習會講義會品評會等を開催すること

六、篤行奇效稱すること

七、前各條以外の必要なる事項

前項の事業を遂行するが爲本規約に於て行ふべき具體的事項竝に本規約員にして行はしむべき具體的事項は協議員會議に於て詳密に之を議定す

第七條 本規約員にして第二十条の事項を勵行し又は其の他の善行を爲し郷黨模範と爲るべき者は協議員會議の決議に依り之を表彰す

表彰せられたる者には州紙様式の表彰狀及門札を交付す
表彰せられたる者著しく不良の行爲ありて他の模範たるに適せざるに至りたるときは協議員會議の決議に依り其表彰を取消す

第三章 洞約長幹事並協議員

第八條 本洞約洞約長一人、幹事二人、協議員十人を置く其の任期は一年とす

洞約長及幹事は協議會に於て之を選擇す

協議員は各組一人とし組内の本洞約員中より互選す

第九條 洞約長は本洞約を代表し本洞約の事務一切を統括す

幹事は洞約長を輔佐し本洞約事務の遂行を司る洞約長に故あるときは年齢の順次に依り幹事其職務を代理す

協議員は當該組内の本洞約員を代表し協議員會議に對し職務を爲す

洞約長幹事又は協議員は任期満了後と雖後任者決定するまで其の職務を行ふ

第十條 洞約長幹事及協議員は無報酬とす

第四章 會 議

第十一條 本洞約は本洞約事業を實行するが爲毎月五日(但差支あるときは順延す)協議員會議を開く、尙本會々間の際前月中協定事項實行状況を報告するものとす

第十二條 協議員會議は洞約長幹事及協議員を以て組織す

協議員會議の議事は洞約長之を整理す

協議員會議の場所は洞約長之を定む

第十三條 協議員會議に於て決議したる事項は其の組内の洞約員に之を通知す

第十四條 協議員會議に於て決議したる事項は協議員會議の決議を越るに非ざれば之を廢止變更することを得ず

第十五條 協議員會議の決議は出席者半数以上の賛成を以て之を爲す可否同數なるときは洞約長之を決す

第十六條 協議員會議に於ては洞約幹事各協議員隨意に議案を提出することを得

第十七條 協議員會議は洞約長必要と認めたるるとき又は協議員より請求ありたるときは洞約長臨時に之を開くことを得

此場合に於ては開會の前日まで洞約長より各協議員に其の旨を通知す

第十八條 本洞約は毎年一回洞約員の總集會を開く

總集會に於て洞約の親睦を厚くし協議員會議の状況を報告し篤行者の表彰を爲す

總集會の期日場所其の他開會に必要な事項は協議員會議に於て之を定む

第十九條 總集會の會場には官又は本洞約に依り表彰せられたる洞約員の爲に特別の座席を設く

第五章 本洞約員の義務

第二十條 本洞約員左の各紙を履行する義務を負ふ

一、協議員會議の決議したる事項

二、官の禁制事項

第六章 會計

第二十一條 本洞約の費用は有志者の出捐を以て之に充て一般洞約員よりは經費を徴收せず

第二十二條 違約金及用途の指定無き寄附は協議員會議に於て其の用途を定む

第二十三條 用途の指定ある寄附金は其の用途に従ひ洞約長之を處分したる場合に於ては次回協議員會議に於て之を報告す

第七章 違約者處分

第二十四條 本洞約員第二十條に違反したるときは洞約長之を戒發戒告を受けたる者尙且つ履行を爲さざるときは五十錢以下の違約金を徴收す

を徴收す

違約金徴收の處分は協議員會議に於て之を決す

◎慶尙北道蔚陵島北面天府洞本部落

戶數 二二二
人口 一三三八

地勢及地形 本島の北面に位し、南方に山を負ひ、東に急阪ありて僅少の平坦地に住宅營まる、北方約三町

にして洋々たる日本海に面し、風光明媚の一僻村なり、部落民は農蠶牧畜に従事し、傍ら漁業

を營む

中心人物 李大和、李錫洪、朴時顯

農業者種別地主兼自作一戸、自作兼小作一戸、自作一七戸、小作三戸

施設事項

從來本部落は山間僻村にして文化の程度頗る低く、民風安逸を貪り、飲酒嗜博に耽り、爲めに生活は常に窮乏を告げ、悲慘の状態なりしが、前記有志等深く之を憂慮し、大正十三年一月農民なる矯風團體を創設し、當局の勸奨と相俟つて、大に民風の作興・勤勞精神の振作に努め、今や昔日の惰風を一掃し、島内隨一の模範部落たるの名を博するに至れり、即ち其の成績左の如し

イ、弊風矯正 弊風矯正の目的を以て役員中より富番を定め、毎夜部落内各戸を巡視し、飲酒其の他惰風排除に努め、若し違反者あるときは懇々と説諭に努む

ロ、貯蓄 新炭を節約して毎月一戸當一疋宛取極め、買却代金を以て貯蓄しつゝあり、現在貯金高二百餘圓に達す

ハ、農具整理 毎年冬期に農具作籍及び製造を奨励し、翌年二月一日を以て農具検査日と定めて一定の場所に集合せしめ、審査の上、優良者には輕賞の授與を爲す

ニ、共同作業 畑三反を借受けて川苧(藥草)蔘等を栽培し、利益は會の經費に充當しつゝあるが、昨年は旱魃の爲め利益なかりしも、會員は熱心に協力し將來の好成績を企圖しつゝあり

ホ、文盲退治 同部落は甚しく邊陲の地にして、今尙ほ異學文盲者多きを嘆じ、之れが打解の一端として毎年冬期盛開期を利用して、部落内の青少年を集合し、毎夜一時間漢文・露文・國語・算術等を講習しつゝあるが、何れも熱心に受講しつゝあり

ヘ、冗費節約 冠婚葬祭其の他元旦・秋夕・節日等の諸宴は成るべく質素簡單を旨とし、冗費節約に努めつゝあり

ト、衛生 毎年夏期に於て蛆取器を設備して蠅の驅除に勵行し、尙ほ清潔の勵行に努めつゝありて、衛生状態極めて良好なり

共同團體 部落内の團體の名稱概況規約の概況

イ、大正十三年農民會組織す、その目的とする處は、農事改良・畜産の奨励・勤儉の奨励・貯蓄の奨励・風俗の改良等なり

ロ、昭和三年九月勸農共済組合に加入す

備考 昭和二年二月、釧路島繁榮會より本部落代表者李大和に對し、優良部落の故を以て時計一個を賞與表彰せらる

◎慶尙北道高靈郡星山面茂溪洞

戸數 九五
人口 五〇七

地勢及地形 西北は山を背ひ東南には平野開け、耕地肥沃にして、理想的農村を形成せり

中心人物 吳 時 煥

農業者種別 自作一六戸、自営兼小作四〇戸、小作三四戸

施設事項

一、風俗の改善

本洞は元來茂嶽縣と稱し、舊慣上特殊部落として一般社會より蔑視せられ、貧産家なく下級民が集合し、殊に住民は頑陋無識にして、飲酒賭博に耽り、民心は漸次解怠放蕩に墮したりしが、始政以來民權平等なるを自覺し、且つ時勢の推移、文物の發達に鑑み、先覺たる區長吳時煥の熱心なる努力に依り、部落民の共同心を一層鼓舞せしめ、共同的福利を増進し、李朝五百年以來の恥辱と陋風とを除かんとして、正俗會なる矯風團體を組織し、一室同心風俗の改善・勸儉貯蓄・其他諸般の施設に竭したるを以て、漸く改善の道程を辿り、昭和二年一月郡の方針に従ひ、汎く産業の開發を含む向上會を設立し、洞民一致協力して目的の達成に勵み、今や洞内酒造者、飲食店等の營業を爲す者漸次絶へて、洞内の風紀一變し、飲酒賭博を常とせし遊惰放縱の惡習を根絶し、勸勉儉蓄の習俗を現示するに至れり

二、勸儉貯蓄

大正九年大水害に於ける廢弊を恢復する目的を以て、本府の施設方針に則り、大正十一年十二月より義務貯蓄の實行に努力したる結果、現在其の寶却代金六百九十五圓三十三錢にして、一戸當最高十五圓八十二錢、最低八十九錢、平均八圓五十八錢に達し、洞内に於ける最高の率を示す

三、消費組合の設置

大正十三年三月、生活改善・教育普及を圖る爲め、區長吳時煥の發議にて洞内有志五、六人が發起者となり、別紙定款の通り誓約を爲して同組合を組織し、資本金として吳時煥個人名義にて高靈金融組合より金百圓を借入れ、尙ほ組合員より出資金六圓一組合員と雖も貧乏者には免除し、生活程度に依り差を釀出せしめ、此の寶上代金にて尙ほ不足の分は、洞内有志より無利息にて金六十圓を借用し、計二百二十圓を資本金）として洞内農家の日用必需品・農具・肥料の購入販賣、及び洞内生産穀物の買戻斡旋等を經

大塚より直接仕入を爲し、極く薄利にて洞民に販賣し、洞内生産穀物の販賣に付ては、生産者の有利なる様賣買貯蓄に盡力し、賣買物品一石に對し、舊價に依り買主より金二十錢宛を仲介料として受領し、組合の收入とする等に依り生じたる純利益金にて、普通學校不就學兒童を募合せしめ、勞働夜學會を經營すると共に、洞民中の罹災者及び窮民救助事業に使用する目的を以て設立し、大正十三年三月より閉業し來れり、而して組織當時の精神に基き、物品販賣の利益の歩合は物品に依り異なるも、一般を逃じ普通營利的個人商人に比し、約半分に於て、仕入元償（運賃を含む）に對し一割乃至最高一割五分位とし、之れに依りて得たる毎年の純利益金は平均百圓餘にして、處分方法としては、主として教化事業並に救恤事業に使用しつゝあり

四、農業上の施設

郡面當局の指導獎勵を確守實行しつゝあり、即ち農業に於ては、先づ稻作及び麥作の改良に努め、短冊形苗代・正條植・種拔・穀肥栽培、麥畦間播・異種採取等を鋭意實行し、蠶業は農家副業として最も有益なるを自覺し、今や種戸數の半は之を爲し、桑園面積二町五反歩餘を有し、毎年の面積補助及び有志寄附に依り、種蠶共同飼育所一箇所を洞事務所構内に設置經營し、棉作は作付面積十町歩に達し、毎年九千餘斤生産しつゝあり

五、蠶業改良

本洞は郡内に於ける有数の蠶業部落にして、之れが改良の要あるを認め、大正十四年に於ける水害救済金の一部を以て地下室蠶業共同作業所を竣功し、毎年麻布綿布を合し約三百四餘を生産しつゝあり

六、農業共同作業實施

農事共同作業として田六百六十一坪を買入れ、以て洞民一致協力して郡面當局の指導に順應し、改良農方法を實施し、一般に氣を示しつゝあり

七、鹿子絞の實施

昭和三年四月洞内婦女の餘剩勞力を利用し、工資收入を目的として鹿子絞講習會を開催したるが、受講者三五名あり、十日間の講習を爲したるに、現在は一箇月の工資收入一人平均二圓六十錢を得るに至り、漸次従業者増加しつゝあり

八、婦人會の組織

婦人の指導機關及び集會の機會なきを遺憾とし、昭和四年十一月婦人會を組織し、規約を作製して、實行事項の勵行に努めつゝあり

- リ
- 1 例月會開催 毎月陰十五日を例月會として洞内の婦人洞事務所に集合し、家庭に於ける日常の用務、其の他の改善を要する事項等を相互打合せ實行しつゝあり
 - 2 貯蓄の奨励 婦人會創立と共に貯蓄を勵行し、貯蓄袋を作製して厨飲場の見易き處に置き、毎朝夕二食の飯米(麥粟を合じ)に就き、往同一匙宛を引き取りて之を貯蓄袋に貯蓄し、毎月末に之を返却し、右代金を會員より會長之を取纏めて共同貯金を爲し、洞内生業資金として低利を以て個人に貸付しつゝあり、實施以來日淺き爲め、未だ左記の通り其の額僅少な事も、將來好成績を期待する

婦人會貯金額一覽表

實施會員	貯金額	最高	最低	平均
五六	四五・五〇	一一・一〇	〇・二〇	〇・五六

茂溪洞消費組合定款

- 第一條 本組合は高靈郡星山面茂溪洞消費組合と稱す
- 第二條 本組合區域は茂溪洞一洞とす
- 第三條 本組合員は本洞居住者に限る
- 第四條 本組合は組合員日用品必需品の購買並に生産品の販賣斡旋をなし以て組合員の利益を圖るを目的とす
- 第五條 本組合に左の役員を置く但無報酬とす
 - 一、組合長 組合長は組合事務を統理し且つ組合を代表す
 - 二、理事 理事は組合長の命を受け會計に従事す
 - 三、監事 監事は組合會計及財政を監査す
 - 四、評議員 評議員は組合員の提案に係る會務を評議し、且つ評議員三名以上賛成を得て議案を提出することを得會議は年一回

之を開催する外必要の経費之を閉く議事決定は會議の規則に依る

第六條 本組合の資金は組合員中有力者にして金一圓宛繰出し尙不足の場合は有力者の名義を以て高利金融組合より借入れるもの
す

第七條 組合員は本組合の取扱ふ物品購入及販賣總て本組合より爲すものとす

第八條 本組合員第七條に違反したる場合は其の賣買價格の十分之三を違約金として本組合員に納付すべし

第九條 本組合員の賣買すべき物品を本組合に於て賣買不能の場合組合長の承認を経て該賣物品の取引所に付賣買するものとす

第十條 本組合の收入たる利益金は本洞労働夜學會經費に補助を爲し尙組合員中罹災者及疾病に依り生活困難なる者ある時は其の救恤
を爲し、又一部は貯蓄し蓄有財産の造成を爲すものとす

第十一條 本組合の出納會計は毎年末に之を行ひ總會を開催し一般組合員に其の結果を報告す

附 則

本定款は大正十三年三月五日より之を施行す

大正十三年三月一日

◎慶尙南道昌寧郡桂城面新堂里

戸數 一六九
人口 九一五

地勢及地形 部落は本郡の南部、大邱統營線二等道路沿線に在りて、東南北の三面は山を以て圍まれ、西方

一面僅かに開く、桂城川は其の源を火旺山に發し、幾多の支流を合して部落前を流下し、流れ

に沿ひて耕地をつくる、一般に土地肥沃、水利の便なること郡内屈指の處にして、大に改良發

展の素地あり

中心人物 李吉來、李香來、李秀鏞

農業者種別 自作一四戸、自作兼小作三七戸、小作八八戸

施設事項

昭和二年に本部指導部落に設定せられ、爾來各級の事項に付他部落よりも鋭意指導を爲し來り、昭和三、四兩年に亙り、遂より助成金の交付を受け、事業の成績見るべきものあり、即ち左の如し

イ、私設講習會 部落の振興と民風改善を圖るには、普通教育の幾分なりとも授くるの必要あれば、部落有志数人の發願に依り、昭和三年十二月一日本會を開く、洞舎に於て一般労働者其他就學兒童三十餘名を收容し教授したるも、場所狭隘の爲め、部落の中央に校舎を新築し、昭和四年四月より新校舎に於て開學したる處、控間部男子四十四名、女子十名、夜間部男子三十五名（労働者）にして其の成績頗る良好なり

ロ、共同桑園 部落民の労働精神を作興せしむると共に、農家副業を奨励し、經濟上の地位を向上せしむる目を以て、共同桑園一反五畝歩を設置し、昭和三年三月より桑苗を植栽し、其の肥養管理は部落民一般之れに當るものにして、將來有望なる桑園とす

ハ、女子共同作園 女子共同作園として田一反歩を設け、春年秋期より蔬菜を栽培したる處、其收穫高白菜一、五〇〇貫、代金四五圓となり、其の成績頗る良好なりとす

ニ、時間勵行 生活改善の一端として部落の中央に時鐘を設置し、午前七時・正午・午後七時と日に三回打鐘し、起床・食食・集合等の時を勵行せしめつゝあり

ホ、糞肥採種園 農事改良に付ては、務めて郡圃指導獎勵に依り之れを爲し居るも、水稻に於ける施肥は近時漸次金肥を使用するもの多くなり、部落有志は之れを遺憾とし、自給肥料の増産を圖ると共に、金肥使用の防禦策として糞肥採種田一反歩を設け、ヘアリベツナを栽培し、之れより生ずる種子を部落農家に配給し糞肥を普及奨励せんとす

共同 團 結 部落の各種團體組合契講の名稱概況規約

1 新電鐘農共済組合 本組合は昭和三年に設置せらる、各組合員の計費事業は、郡内に於て最も確實性を有するものにして、その成績顯著なりとす

2 部落振興會

本會も勸業共済組合と共に設置し、實に阻ざましき活動を爲し、その成績を舉揚しつゝあり

新堂勸業共済組合規約

第一條 本組合は新堂勸業共済組合と稱す

第二條 本組合の事務所は昌寧郡桂城面新堂里四六五番地に置く

第三條 本組合は組合員の互相救済を目的とし其生業に必要な資金を利用し生活の安定を図ると共に勸儉貯蓄を勵行し良風美俗を醸成するを以て目的とす

第四條 本組合の組合員の前條の目的を達する爲左の事項を遵守實行するものとす

一、生業を勵み農耕に努め借入金金の利用を分りすると共に之が期限内の返済を期すること

二、勸業に依り生ずる収入の内より借入金金返済に充當するものゝ外毎年三圓以上を貯蓄すること

三、冠婚喪祭費を節約し其の他生活改善に努むること

四、其の他組合員總會に於て協議したる事項を勵行すること

第五條 本組合に左の名譽職を置く

組合長 顧問 總代

組合長は面長の職に在る者、又は其の指命したるものとす

顧問は勸業輔導委員に之を委嘱す

總代は各組合員中より組合長之を定む

第六條 組合長は組合を代表す

顧問は組合の重要事項に參與し組合員の指導に當る、總代は組合長を輔するものとす

第七條 本組合の組合員は昌寧郡桂城面新堂里に居住する小作農又は自作兼小作農にして金融組合員にあらざるものなるを要す

第八條 本組合は毎月一回組合員總會を開き組合員の實行すべき事項に付き協議を爲す

第九條 組合員にして左の各號の一に該当するものあるときは組合長は組合員總會に諮り除名脱退せしむ

但し面より融通を受けたる小親生業資金の返済を了るまでその責に任ずるものとす

一、賭博を爲したる者

二、モルヒネ、コカインを使用し處罰を受けたる者

三、不正行爲を爲し本組合の體面を汚したる者

四、本規約第四條に掲げる事項を實行せざる者

第十條 本組合に加入せんとするものは組合長に申込むべし

組合長前項の申込を受けたるときは其の家計状態並に平素の性行を調査し顧問の意見を懸し加入せしむることを得

第十一條 組合員組合を脱退せんとするときは事由を具し組合長に申出て其の承認を受くべし但し面より融通を受けたる小親生業資金

返済を了する迄その責に任ずること

下名は勸業生業輔導の趣旨を體し本組合を設立し之が規約を遵守實行することに誓約する爲各自署名捺印す(略)

昭和 年 月 日

◎慶尙南道陝川郡草溪面官坪里 戶數 一二八
人口 六三二

地對及地形 草溪、赤中の二箇面を圍める山脈に依り盆地を成し、其の面積約一方里ありて殆んど畚なり、

本部落は此の盆地中央の集團部落にして、本面の東南部に位す

中心人物 鄭昌庸、金炳斗、卞榮甲、許範

農業者種別 地主一戸、自作八戸、自作兼小作二十一戸、小作六十五戸

施設事項

イ、教育普及

沿革 本部落は往昔より漢文書堂一箇所ありたるが、近時新教育の必要を感じ、普通學校に入學することを得ざる貧困者の爲め

に、大正六年十月夜學校を設立し、部落内の子弟を收容して初等教育の普及を計りつゝあるものにして、開會以來の狀況左の如く成績優良なり、而して右教師としては本部落の中心人物之を担任し、普通學校用教科書に依りて國語・算術・英文を修得せしむるものなり

開會以來の狀況

一、授業時間 自午後八時至同十時

二、修了者 二三〇名

三、現在々學者 九八名(男五〇名) 最少年齡八歳 最高年齢十八歳

▲、養 蠶

本部落には從來養蠶に従事せる婦女子多きを以て、これ等の者を以て婦人會を組織して共同養蠶を計畫し、部落民の賺出及び道

地方發より下附せられたる助成金を以て、左の通り共同養蠶を以て設置せり

本事業は將來最も有望なるに付き、郡に於ても之が指導發展の爲め、鋭意努力しつゝあり

年	次	所在	別	品	種	仕立	法
昭和三年		官井里	一	亦	市	根	刈
同 四年		同	三	亦	市	根	刈
同 五年		同	三	亦	市	根	刈
同		同	三	亦	市	高	刈

備考 一、昭和三年及四年は既に既定計畫の通り遂行せり

二、昭和四年に於ける蠶業成績次の如し

I 桑 田	
栽植戸數	三十六戸
栽植面積	一町二反三畝
栽植本數	一萬本

第二章 模範部落

2. 焚 置

飼育戸數	九戸
樺立枚數	二十七枚
計	六枚
秋	六枚
春	三十三枚
計	九石四斗五升
秋	二石二斗
春	十一石六斗五升
計	

備考 植付戸數に比し飼育戸數著しく少きは、昭和四年秋勸農共濟組合員に新に栽植せしめたるに因る

ハ、製綢織以表廷

農家の副業として養蠶期を利用し、新蠶に従事する者漸次多きを見たりしが、近時其の價格暴落し、以の如き一等十二錢、二等九錢、三等六錢となりて到底利益なく、且つ旱水害に依り材料不足の爲め奨励するも實行困難に立ち至りたり、將來今少しく價格騰れば副業として有望なるに付、蠶を見て復活を計らんとす

ニ、農事改良

中心人物下登甲は永年面勸業事業方面に従事したる經驗を有するを以て、農事改良に極力意を致し、農事改良實行組合なるものを組織し、共同一致實行に努めつゝあり

ホ、堆肥改良

堆肥指導員二人を以て部落民の堆肥製造方法及び之が増産を指導し、其の成績良好にして、大正十五年堆肥指導員洞に選定せられ、現在全農家に亙りて最も盛んに行はれつゝあり

ヘ、短冊苗代及正條植

當局の指導に依り近年部落民全部に亙り、短冊苗代及び正條植を自發的に實行することとなり、其の成績良好にして現在に於ては面内全般に亙り傳播發達せり

ト、衛生

本部住民の衛生思想は一般に普及せられ、毎年春秋二回の定期清潔は勿論、常時にも毎月二回以上の各自清潔法を實行す
テ、陸地棉共同作園設置

婦人の事業として、昭和四年四月より陸地棉共同作園を設け經營し來り、大いに好成績を収めつゝあり

リ、時間整理

時間整理の必要は時勢の然らしむる所なるが故に、本部活に於ても時鐘を設備し、毎日中早朝、正午其外集合急報等の際利用しつ
ゝあり

共同團體結部活各種團體組合諸契の名稱概況規約

イ、昭和三年に組織せられたる農村振興會なるものありて、良風美俗の涵養其の他部落の振興の爲め努力しつゝあるが、其の一例を
示せば、婦人の副業たる機業を改良せんとし、組合の基本財産及び郡農會補助金を以て改良機十二臺を購入し、製品向上、籠擧の
増進を計りつゝあり

ロ、養鶏組合 郡畜産同業組合の獎勵に依り、農家の副業として養鶏の有利なるを解し、大正十五年五月、部落内有志相圖りて官坪
里養鶏組合を組織し、爾來之が發達に力めたる結果、今や組合員となりて之を實行する者總戸數の八割に達し、最も好成績を収め
つゝあり

◎慶尚南道咸陽郡咸陽面新泉里 戸數 八二 人口 四〇五

地勢及地形 地勢南北に長く東西に短し、里内に三部落あり、地勢概ね平坦にして南北より西北に稍傾斜せ

り

中心人物 趙翰奎 五一歳、金善泰 四六歳、盧楨洙 五一歳

農業者種別地主二戸、自作三戸、自作兼小作一七戸、小作六〇戸

施設事項

一、道路の改修並維持修繕

本里は新基洞、三泉洞、後洞の三部落を以て成り、各部落共山谷に介在せる關係上、人馬の通行は勿論、農産物の運搬等にも其の勞力に於て不利尠からざるを以て、振興會趙翰奎氏は第一回の總會に於て、部落の振興上道路改修の最も急務なることを力説するや、部落民全部之に賛成たるを以て、自らは率先して道路敷地の寄附承諾を爲すと共に、他管内の地主に對しても道路敷地寄附方を勸誘し、皆その承諾を得、部落民總動員にて昭和三年陰六月十五日(滅頭日)、七月十五日(百中日)、八月十五日(秋夕)三日間の休日をを利用して、安光線二等道路を中心とし、各部落の入口に至る延福員一岡半、鍾延長七町二〇間の管外道路を改修したる結果、今や牛車、自動車等通行に便なり、尙ほ二、三等道路の維持修繕に付ては、郡面協議の結果定めたる擔當區域を、戶口の多寡、距離の遠近等を斟酌して、各組別に細分擔當せしめあるを以て、恰も自家の門前を通過する道路の如く、道路に對する愛着心を起して、春秋二期の定期修繕は勿論、常に路面の維持修繕に努め、若し將來破損する虞ある場合は、官命に依らず、臨時に率先修繕し、未だ管て交通上危険を生じたる事例なく、且つ道路並木に付ても官命に依るものゝ外、各自植栽に努め、枯死損傷せざる様これが保護に當りつゝあり

二、納税

本部落民は納税が國民の義務なることを自覺し、各種の租税公賦金に付ても、郡面議員の出入徴收費給を俟たず、先づ中心人物が面事務所より納入告知書を受取り、之を各部落民に配付すれば、部落の實行委員は各受持區域の者を取纏めて面へ納入するを以て、本里に於ては未だ管て滞納者を出したることなく、常に面納期日に完納する状況にして、納税成績は面内は勿論郡内首位を占むるに至り、殊に昨年は未曾有の大旱害の爲め、草根木皮を以て殫命を拵ぎつゝも、本年度第一、二期地稅及び草稅金に至るまで面納期開始日に完納せり

三、勸修貯蓄

イ、農事資金貯蓄 本部落人にして肥料、優良種苗、改良農具等の共同購入に當り、令融組合其他より此種低利資金の融通を受ける能はざる者に對し、農事低利資金を融通する爲め、昭和三年六月二日之が基本令として一八バリエ、租各五升宛繰出することと決定し、四年八月二日六麥三石、昭和四年八月二日六麥三石を收納せしも、前後未曾有の旱占に依り收獲皆無の爲め、租五升宛を收納すること能はざりしを以て、此の代償として昭和四年、五年二箇年には、陰二月一日の休日を利用して、川草を採集して

之を共同買却したる處、其の代金二十八圓を得たり、而して今や其の貯蓄額九十七圓、契員六〇人に達せり

ロ、會員の規約貯金 恒産なければ恒心なしとは千古不易の格言にして、生活安定を得るにあらざれば、社会上の地位信用を保つこと能はざるのみならず、社會の安寧秩序を紊す行爲を敢てするものあるは、争ふべからざる事實なり、故に本會々員の勤儉貯蓄を奨励し、生活に餘裕を生ぜしめ、各自の運命を自ら開拓して、本里をして理想郷化せしむる計畫を以て、昭和三年六月一日以來、毎月勤勞に依り得たる收入中より、一人に付三〇錢宛毎月二十七日を貯命日と定め、成陽金融組合規約貯金を勵行したるところ、昭和五年三月末日現在二七一圓四〇錢、人員八二人に達せり

四、衛生思想の普及

イ、共同井戸設置 飲料水改良の爲め、昭和三年八月二十日有志の義捐金四八圓を以て、本里後洞及び三泉洞二箇所共同井戸を設置し、新泉洞は本年中に完成せむとす

ロ、蠅發生の豫防及清潔 蠅の發生を豫防し、傳染病の流行を防ぎ、一面肥料の改良増産を爲る爲め、昭和三年六月以來、各戸の便所を改良し、終始清潔を保つと共に、毎朝全部落一齊に自家の庭園は勿論、附近道路等を掃除し、常に塵芥の飛散を見ざる様不斷の注意を拂ひ、尙ほ警察官署より施行せる春秋二期の定期清潔の如きは眞に徹底し、他の模範とするに足る

五、産業奨励

イ、堆肥舎の建築奨励 堆肥の改良増産は産米増産の根本計畫なるを以て、本部落は部落民中耕作面積一町歩以上を有するものに、一戸當り五坪の堆肥舎一棟、其の他のは数人合力して便宜共同堆肥舎を設置することに決定し、本年中既に建築したるもの二十六棟に達し、堆肥生産量一二〇、四〇五貫に達せり

ロ、森林保護 森林の盜伐防止に付ては、在來の習慣中洞禁松契なるものを利用して、各實行委員より部落民の集合せる機會ある毎に之を力説し、若し之に應ぜざるものある場合は、郡當局と連絡を取り、違約金を徴収する等嚴重に處罰するを以て、今や盜伐者殆んどなく、從來本里の如き荒廢せる山野も今は面目を一刷新するに至れり

ハ、養蠶及蠶業奨励 養蠶は農家の副業として最も適當なることを感じ、之が奨励に努めたるも、昭和三年中に於ける播立枚數僅かに七枚、産繭額四石五斗にして、尙ほ幼稚の域に在り、將來本里をして養蠶部落たらしめむとし、先づ技術者を養成せむが爲め、本部落より女子二人を安藝養蠶傳習所に派遣し、養蠶に關する智識を習得せしむることとせり、尙ほ蠶業も婦人の生業とし

て最も適宜なることを感じ、在來式機業を廢止して改良式機械を使用せしめ、生産數量を大ならしむる爲め、本部落内に於ける婦女子三人を成協機業組合に派遣し目下條案中なり

六、弊風惡習の矯正

會員の申合に依つて娼婦賃用の節約、早婚禁止、青少年の禁酒禁煙に努め、また舊盆時日を短縮して公共的事業に當らしむる等、各段に五りて銳意努力したるを以て、早婚者の如きは絶無となり、漸次遊惰の弊改まりつゝあり、殊に本部落に於ては賭博乞食の弊甚しき爲め、之が根絶を期せんとし、不具者を除きたる乞食に對しては、有資産家と協働の上、一定の勞役に服せしめ、之が代償として相當なる賃金を支持ふと共に、賭博者に付ては警察官と連絡を取り、再三説諭を加ふるも尙ほ犯罪を犯すものあらば、一定の期間内部落民間の交際を絶つ等の制裁を加ふるを以て、今は殆んど賭博を爲す者なし

共同團體部 各種團體組合講契の名稱概要規約

(一) 婦人勸勞團 從來朝鮮の婦人は内母に引籠り外出を嫌ふ習慣ありて、生産業に従事することなく、單に男子の力に依り、生涯を送りつゝあるを慨歎し、婦人の勸勞を獎勵すべく、昭和三年六月一日、新泉里一團に於ける各戸主婦五二人を以て、婦人勸勞團なるものを組織せり、面に於て婦人勸勞共同作田四反八畝歩を設置して陸地棉、陸稻等の播種より除草・施肥・中耕・收穫に亘る迄、全部婦人をして之に當らしめたる處、本年陸地棉賣却代一一二圓、陸稻賣却代二〇圓、大豆賣却代一圓六四錢、計一三二圓六四錢の收入ありたるを以て、内二八圓八〇錢は小作料に充當し、残り一〇四圓八四錢を以て田七九五坪を婦人勸勞團五二人の名義にて購入し、引續き共同作業を爲しつゝあり

(二) 棉作改良契 陸地棉の改良發達を圖る目的を以て、新泉里内に住所を有し、現に陸地棉を栽培するもの六〇人をして、陸地棉改良契なるものを組織せり、而して約二反歩の陸地棉模範作園を設置し、契員六〇人が共同作業を爲したるところ、本年度陸地棉買却五〇圓、陸地棉多收穫品計表衫金八〇圓、計一三〇圓中小作料一二圓を交拂ひ、残り一一八圓にて田五五坪を買入れ引續き共同作業を爲さむとす、規約左の如し

新泉里棉作改良契規約

第一條 本契は成陽面新泉里中棉作改良契と稱す

第二條 本契は事務所を新泉里改良契長宅に置く

第三條 本契員の親善融和、棉作改良發達を圖り福を増進し親睦を旨とす

第四條 本契は前條の目的を達するが爲左の事務を行ふ

一、陸地棉栽培の擴張

二、陸地棉栽培方法の改善

三、陸地棉種子の採取

四、陸地棉種子更新

五、肥料農具共同購入

六、肥料購入資金貯蓄

七、品評會講習會講話會開催

八、棉作功勞者成績優良者の表彰

九、小作權移動の融和協調

一〇、融會會報の發刊

一一、前項の外本契目的を達するに必要な事項

第五條 本契の區域は威陽面新泉里を區域とす

第一實行班

第二實行班

第三實行班

第六條 本契の地域内に於て棉孔生産に従事する者又は棉花の小作料を收受する者を以て組織す

第七條 契員の自家採用種子を採收することを得

第八條 契員は陸地棉以外棉花を耕作することを得ず

第九條 本契に契長一人、指導員一人、班長一人を置く、契長は區域内にて農事に功勞ある者又は學識経験を有する者を推薦す

指導員に特に棉作に熱心なる者又は信用者を以つて推薦す

班長は多少學識を有し棉作に熱心なる者を推薦す

第十條 契長は本契の事務を處理す

指導員は契長の指揮を受け契員の指導に従事す

班長は契長の指揮を受け班内事務に従事す

第十一條 契長及指導員は郡守に申請し其選任を受く

契長の任期は二箇年なり但し再選を許す補缺者の任期は前任者の殘期に充つ

第十二條 契の收入金は郵便局所、金融組合に預金す

前項の貯金は班長半數以上の同意を得、棉作改良に必要な経費に充當す

第十三條 契長は毎年三月總會を招集し業務及契の收支状況を報告す

但必要な場合には臨時總會を招集す

第十四條 本契の契員にて居住移轉するとき、脱契するとき又は新しく本契に加入する者は契長の承認を受く

第十五條 本契區域内にて小作權移動するとき契長の申出に依り地主と協調を圖る

第十六條 第八條の規定に違反するものは該地棉以外の農作は本契にて採取し其經費は該契員にて徵收す

第十七條 本契事務執行するが爲に経費支出を要する時は契員の負擔とす但篤志者の寄附を受く

第十八條 本契の事業及會計年度は曆年に依る

◎黃海道延白郡海城面草陽里長絃洞

戶數 三六
人口 一七八

地勢及地形 本面の西方に位し、東は九龍里に臨み、北は延海水利組合奉陽支線あり、西南は前記組合驛陽

支線を以て圍繞され、本面の中央部に在る一小部落なり

中心人物 趙 鍾 泰

農業者種別 地主及自作三戸、自作兼小作九戸、小作二十四戸

施設事項

大正十五年一月本部落の有志集りて長絃洞興風會を組織し、専ら民風の改善・智徳の増進・殖産興業の奨励・其の他一般地方改良の實踐を擧げつゝあり、其の成績を概記せば

イ、機業 昭和二年春より興風會員十三戸は、各自改良手織機を備へ、温突作業として婦女子に之を普及せしめたるに、家庭副業として最適當にして、相當の産額を得るに至る、然れども原料絲供給安全乏しき爲め、稍々苦痛を感じつゝありたる折柄、昭和四年四月、本道地方發の補助の下に延白郡機業組合を組織し、從來の興風會事業としての擔當は獨立經營となり、目下同組合は益々擴張の運びに至りたり

ロ、蠶業 昭和二年以降會員の共同事業として、總面積一町七反歩、桑苗一萬八百本を植栽し、昭和四年より養蠶を試みたるに相當の收益あり、目下共同蠶室一棟を同部落の中央に建て、昭和五年より益々新業奨励に努むる見込なり

ハ、農事改良 昭和三年五月農事改良實行契を組織し、以來水稻改良・正條植實施・自給糞肥の増製等に益々成績を擧げつゝあり、尙ほヘアリベツチを三町歩に耕作し、綠肥一萬貫、糠子三石五斗を得、其の効果顯著なることを知り、目下各自競争的に植栽中なり

共同團體部落の各種團體組合講契

- 一、海城面草陽里長絃洞興風會
- 二、海城面草陽里長絃農事改良實行契
- 三、養蠶組合
- 四、長絃洞貯蓄共済契
- 五、海城面長絃洞勸勞獎勵會

長絃洞貯蓄共済稷規約

第一條 本契の名稱は長絃洞貯蓄共濟契と稱す

第二條 本契の目的は勸儉貯蓄の美風を養成し患難相救ひ相互間親睦を圖るを以て目的とす

第三條 本契の位置は海城國草陽里長絃洞に置く

第四條 本契は草陽里居住者にして本契の趣旨を賛成するものを以て組織す

第五條 本契に左の役員を置き無報酬とす

契長一人、副契長一人、會計及幹事各一人

第六條 契長は契員中年長者を以て、副契長は契長の次年長者を以て之に任す

會計及幹事は契員中より契長此を指定す

第七條 契長は契の一切事務を總括代表し副契長は契長を輔佐し契長事故あるときは契長を代理し會計は契の金穀出納を掌り幹事は契の庶務に従事す

但し會計及幹事の任期は滿一年とす

第八條ノ一 本契は規約第二條の目的を達せむが爲副立と同時に契員一金一圓宛繰出積立つ

第八條ノ二 九年度より春秋秋のとき麥一斗、秋に大豆或は糧一斗宛、各契員繰出積立するも大豆或は糧は臨時決定す但し繰出期限は

滿五箇年とす

第九條 前條の積立金穀は増殖を圖る爲毎年四割以下二割以上の利子を付し信用確實なる一人以上の保證を有する人に限り貸付す

第十條 本契は定期總會、臨時總會の二種とし、定期總會は毎年陰十月末日とし、臨時總會は特別の事故あるとき契長之を召集す

第十一條 本契の權利義務は家督相続人之を繼承し又は譲渡することを得但し止むを得ざる事情に依り脱退する契員にても配當を受くることを得ず

第十二條 本契には左の事務を執行するものとす

契員中父母自己妻子等の死亡のときは積立金穀又は契員の臨時繰出を以て左記物品を併給するものとす

記

- 一、漢布 二疋
- 一、石灰 五斗
- 一、朝鮮白紙 五束
- 一、香燭 一箱

- 第十三條 本契の積立金被用裕るときは冠婚喪祭に必要な器具を購入備置するものとす
- 第十四條 前條の用途に充用し尙豊裕なるときは農具を購入し契員の共同利用に供すること
- 第十五條 本契の設置期限は滿三十箇年とし契員の決議に依り延長することを得
- 第十六條 本契規約の変更は總會の決議に依る
- 第十七條 本契約を確實遵守の爲め左に署名捺印す

海城面長紋洞勸勞獎勵會規約

- 第一條 本會は時局に鑑み勤儉力行の美風を養成し奉公の實を擧げ地方改良を以て目的とす
- 第二條 本會に海城面長紋洞を以て地區として地區内に現住する年齢二十歳以上の男女、又は二十歳未満の入會希望者を以て組織し、海城面長紋洞勸勞獎勵會と稱し事務所を海南農場内に置く
- 第三條 會員は本會の目的を達する爲め左記事項を遵守するものとす
- 一、部落の中央に香爐の號器具を設置し毎朝日出一時間前に整頓を合圖に一齊起床し住家及其の附近は勿論下水渠及道路等の清潔掃除を勵行すると共に堆肥材料の蒐集を爲し尙ほ夜は號燈を合圖に一齊就寝すること、號燈は集會又は非常事變に會に於て必要と認むるとき之を使用すること
 - 二、家業に精勵し餘暇を以て手工、飼育、栽培其の他の副業に従事すること
 - 三、日常生活は奢侈を去り質素を旨とすること
 - 四、冠婚喪祭交際贈答のことは禮儀を失はざる程度に止め勉めて無用費途を節約すること
 - 五、賭博博戲を嚴禁し從來の惡慣を打破し婦女子の勞働を獎勵すること
 - 六、時間を尊重し就業及集合等の時刻を嚴守すること
 - 七、本會に於ける必要の事業に對しては應分の出資を爲すこと
 - 八、會員の風體交誼を重んじ災厄に罹りたるものあるときは互に救済すること
 - 九、會員相互間に抗争を生じたるときは當事者は可及的之を會に諮り會員は極力之を仲裁し以て 仲を會内に於て解決すること

十、會員中戸主は勿論家族に於ても可及的副業に依る収入を以て一人前一日一錢以上宛規約貯金を爲すこと、但し出金は毎月例會々計の限必ず持参すること

イ、貯蓄金は月一分以内にて會員に貸付す

ロ、貸付は生産事業資金に限る

ハ、現金貸付希望者なきときは會長の名義にて最寄の郵便局所又は金融組合へ貯金すること

十一、娛樂を改善し庭球蹴球共相宜運動具を備置し以て會員の健康を保つこと

十二、其の他何に於て必要と認めたる事項

第四條 本會に於て役員を置き無報酬とす

會長一人 顧問一人 幹事一人 書記一人

第五條 役員は會員の互選を以て之を定む

會長は本會の事務を總括し規約施行の責に任じ會議の議長となり、顧問は重要なる會務に參與す

幹事は會長を輔佐し會長事故あるときは之を代理し事務を掌る

書記は會長の命に依り會計及文書を處理す

第六條 會員は左の場合を除くの外本會を脱退することを得ず

一、本會地區外へ轉居したるとき

二、月例會に於て脱退理由を相當と認めたるとき

第七條 本會は毎月例會(夜間)を開き勸懲に關する諸般の事項を議定するものとす但し月例會は毎月一日とす

第八條 本規約に違反の行爲あることを認知したるときは互に會長に申告するものとす

第九條 本規約に違反し會長より注意戒飭を加ふるも尙ほ遵守せざる者は五十錢の違反金を課し又は本會より除名し會員との交渉を絶つことあるべし其の違反金は會の所得とす

第十條 勸懲力行能く本規約を守り他に勉勵となるべき者は會長より表彰するものとす

附 則

第十一條 本會には左の帳簿を備置すること

十二月 朔 六 時 阿 十 時

◎黃海道薺津郡興嶺面月溪里槽川洞 戶數 一三七
入口 一八八

地勢及地形 本部落は九峰を背負ひ、前は原野に面し、東南は黃海、北は同面石浦里、西は安樂里と境を接し、交通頗る便なり

中心人物元 億 萬

農業者種別地主兼自作三戸、自作兼小作一八戸、小作一六戸

施設事項

本部落は從來より賭博其の他惡習に陥り、村俗は日々頹廢に流れ、所有財産は悉く蕩盡する危險に陥りたり、元億萬これを憂慮し、大正十三年より洞里有志者池升鉉、池秉鉉等と同心協力して、これが救済改善に努力し現在に至れり、然るに洞民はよくその愚旨を體得し、舊慣を打破し、勤勉に農桑を勵みつゝあり、今其の實績を述ぶれば、
イ、農事改良 郡面當局の指導に依り當部落内幹部等は部落民を指導し、定期に毎月十日夜一定の場所に集合せしめ、農事改良に關する諸般の協議を爲し、協議に決定したる事項は直に實施しつゝあり
ロ、民風改善・風俗改良・迷信打破・冠婚葬祭費の節約等又は婦女子の活動をなましむ

共同團體 諸部落の各種團體組合講契等の名稱概況規約

1 勸農獎勵會 2 納稅組合

勸農獎勵會規約

一、勤儉貯蓄の勵行

イ、早起會組織

ロ、遊衣徒食、弊習打破 へ、奢侈を去り質素を旨とす

ニ、賭博技巧の嚴禁　ホ、飲酒喫煙の禁止勵行　ヘ、基本財産の積立

二、冗費の節約

イ、冠婚葬祭費の節約

三、生活改善

イ、婦女子の活動を促す

ロ、早婚廢止

ヘ、時間尊重

ニ、ゴム靴除止

ホ、温突改造・燃料節約

ヘ、清潔勵行

四、農事改良

イ、優良品種の普及更新

ロ、肥料増産奨励

ヘ、短期苗代・正條植實行

ニ、秋耕及深耕勵行

ホ、副業の實行

納税組合規約

昭和四年より本組合を設置し、納税義務を涵養せしめ、指定期限内に完納を盡力しつゝあり

◎平安南道大同郡斧山面諱山里鮮于村

戸數 六三
人口 三六四

地勢及地形 部落の周圍山岳連りて盆地を形成し、東北方に一原野ありて合掌江に接し、土地肥沃なり

中心人物 鮮于梧、鮮于楡

農業者種別 自作十戸、自作兼小作四十戸、小作十三戸

施設事項

本部落は従來兩班部落として徒らに名譽を重んじ、産業を脱外視して遊衣徒食する者多く、爲めに部落は漸次疲弊しつゝありしに、鮮于梧・鮮于楡外有志數名は奮然と起ち、大正十四年青年會を組織し、爾來弊風矯正、産業の奨励、副業の奨励、共同事業に盡力したる結果、今や部落の面目を一新し、遂に優良部落として本部より褒賞されたることあり、其の施設事項左の如し

イ、夜學 冬季農閑期に於て、部落内の無學青年を教養しつゝあり

ロ、雜黨共同飼育所設置 共同桑園を以て經營しつゝあり

ハ、敬老會 毎年里内七十歳以上の老齢者を招待し慰勞を爲しつゝあり

ニ、雇傭改良 草葺所有者のみを以て組合を組織し、年三回抽籤を以て定め、瓦葺又はトタン葺に改良を圖りつゝあり、現在改良戸數十三戸なり

ホ、道路の修繕 共同作業に依り修理の完竣を期しつゝあり

ヘ、講演會 年二回地方改良に関する講演會を開催す

ト、青草採取地肥増産を目的とし、救急を指示採取せしめつゝあり

チ、貯蓄 貯蓄組合を設け貯金を奨励しつゝあり、現在之が貯蓄者三十人、貯蓄高九百圓に達す

◎平安南道安州郡大尼面泥湖里清溪

戸數 六〇
人口 三七〇

地勢及地形 東北部には山岳連なり、西南部は平野に接し、部落西南部は緩傾斜をなす

中心人物金 榮 瑞

農業者種別 地主二戸、自作四戸、自作兼小作十戸、小作四十四戸

施設事項

共同團 結 部落の各種團體並びに講習の概況規約

娯樂會・勤勞共濟組合あり、本部落にはもと四、五軒の飲酒店ありて、毎日會飲又は賭博を爲すもの多からざりしに鑑み、大正十五年四月、同盟中心人物たる金榮瑞なるもの覺醒會を組織し自諭むや、住民七十一名皆之に共鳴して娯樂會を組織し、里民は自覺自勵し、今や賭博は根絶し、飲酒場の全廢を見るに至り、會員中一人として申合せ事項に違背するものなく、進んで家業を勵むに至れり
娯樂會員中特に小使者三十三人を出せし、昭和三年七月勤勞共濟組合を組織し、大尼面より金六百圓を借入れ、組合員一人に付二十四

宛を貸付たる處、其の内仔半購入せるもの十二名、萩細工を爲すもの十八名あり、飼養中の牛は順調に成育し、現在一頭四、五十兩の價格に上り、萩細工を爲すもの亦一戸五十兩内外の純益ありて、此の總純益金實に千五百兩に上り、共済組合に比し異常の成績を擧げ得たり

福風會の地方改良事業成績優良と認めらるゝや、本所より去年四月特に該事業の助成金として二百兩の下附ありたるを以て、該會に於ては直に之が助成金を最有利に活用しつゝあり

福風會 申合事項

一、賭博

イ、賭博を閉張するもの又は博奕を爲す者は懲罰之を惡み交際せざること

ロ、前項の事實を通知したるときは會員出勤禁止之に處せざるものは直に警察官廳に内報すべく、違約金として一回に付金三圓を轉導員に納付すること

ハ、賭博に類似する青年兒童の遊戯を禁ずること

二、冠婚

イ、貧富を問はず金品贈答を廢止すること

ロ、酒は一斗以上を用ゐざること、若し超過したるときは其の超過したる酒の二倍に相當する金額を違約金として轉導員に納付すること

三、葬儀

イ、遠來親戚故舊の外は一般會葬者に酒食を饗せざること

ロ、若し之を用ゐたるときは違約金として其の使用量の二倍に相當する金額を轉導員に納付すること

四、祭禮

大小群其の他無免の祭日には親戚以外の者を招待せず總べて饗宴は質素を旨とすること

五、其の場合

イ、冠婚時の外に一切飲酒せざること、若し飲酒したるときは違約金として一回に付金一圓五十錢を輔導員に納付すること
ロ、可及的喫煙を爲さざること

◎平安北道龜城郡五峰面仙帽洞

戸數 一三五
人口 七九三

地勢及地形 五峰面の東南部に位し、周圍は山を以て繞らし、山野多くして耕地少く、東部は泰川郡泰川面、

院面、西面及び博川郡に接し、南部は定州郡高峴面及び龜城郡方峴面に對し、西北は同面南陽

洞及び内陽洞に界す

中心人物 許贊福、許極濟、金湖澤

農業者種別 地主二戸、自作五七戸、自作兼小作三六戸、小作四〇戸

施設事項

龜城郡畜産同業組、非體となり、大正十五年十二月以來、本部落が畜牛改良増殖に邁するを認め、昭和三年四月より組合の經費を投じて産牛模範部落を設置し、左記事業を實施しつゝありたる處、昭和四年度より道地方費補助金一千圓を受け、一層事業の充実を図りつゝあり

その事業としては、優良種牝牛の配置、優良牝牛及生産個の保留・劣等牛の更新・無畜牛農家及受託者に對し個の貸付・三箇年々賦償還法に依る牝牛の貸付・畜下飼料の増製及改良・糞肥の利用増製・燃料の節約・畜牛衛生の向上・愛畜思想の向上・技術員の設置等にして、又此れ等事項を實施せる結果、部落民の生活状態向上し、數年前同部落より他郡及び支那方面へ移居せし者も、漸次戻郷し、農家戸數増加し、從つて畜牛數は非官の増加を示すと共に改良せられ、遂に朝鮮博覽會に於て名譽金牌を獲得したる牝牛も本部落に屬す、組合設設前と設設後に於ける比較左表の如り

種別	設設前(昭和二年末)	設設後(昭和四年末)	増加
農家	一一二	一三四	一二二
戸數			

畜	十	數	八九	九五
畜	十	數	一四一	二〇六
種	十	數	一	二
				六五
				一

共同團體部落の各種團體組合講契の名稱概況及其の規約

五峰面仙帽洞種牡牛契

契 員四七名

畜牛所有數二頭

現在金八三圓

五峰面仙帽洞種牡牛契規約

五峰面仙帽洞種牡牛契規約

- 第一條 本契は洞内畜牛改良増産を期する爲優良種牡牛の配設並に種付勵行に依り契員相互の利益を増進するを以て目的とす
- 第二條 本契は五峰面仙帽洞種牡牛契と稱し洞内居住の畜牛飼養者全部を以て組織す
- 第三條 本契事務所は契長宅に置く
- 第四條 本契は第一條記載の目的を遂行する爲左の事項を行ふものとす
 - 一、優良種牡牛を購入所有し契員相互種付に供用す但し種牡牛の購入及所有該養は本郡指示に基き之を定むること
 - 二、契有種牡牛飼養管理は契員の決議せる預託法に依り契員の指定せる契員に預託すること
 - 三、契有種牡牛は受託者をして契員の請求に依り隨時種付を勵行せしむ
 - 四、契有種牡牛の受託者にして其の飼養管理善長にして且つ種付成績特に優秀なるものは毎年末に於て契長其の成績を調査し本郡畜産同業組合長に表彰方を具申すること
 - 五、契員出産額中血統明確にして體格優秀將來種牛たる資格あるものは毎年四月中契長より其の實際を調査し本郡畜産同業組合長に保護方を具申すること

一、受託者には契員協議の上、相當なる飼養費を支給することを得

第五條 本契員たるものは左の權利及義務を有す

一、契務遂行に要する經費は一月一度の割合を以て契員均等に負擔し出すこと

二、契員は自己の所有又は管理に屬する牝牛は絕對に種牝牛以外自由交尾を爲さしめざること

三、契員は契有種牝牛管理者に對し隨時添付を請求することを得るものとす但し種付料は一回に付金二十錢とす

四、本契は契員外管理又は所有に屬する牝牛に種付を爲したるときは一回に付金四十錢を徴収すべし

第六條 本洞居住者にして新に畜牛を飼養するもの及び新に本契地區内に轉居（畜牛飼育者に限り）せるものは直ちに其の住所氏名を本契事務所に届出で契に加入の手續を爲すと同時に一般契員既納額と同一の契費を提出せしむるものとす

第七條 契員洞内居住の場合には如何なる理由あるも脱退を許さず但し洞外に轉出せるものは脱退者と看做し既納契費の半額を返還す

第八條 契有種牝牛の受託者は善良なる飼養管理を行ふの外正當の理由なくして契員の種付請求を拒むことを得ず

第九條 契有種牝牛受託者自己の怠慢若くは過失により種牝牛に疫病、腐爛又は蹄死に至らしめたるときは検査員の立會認定により之が賠償の責を負はしむ

第十條 契種牝牛に對する保護料、種付、補助料及種付料は總て本契に積立て契有種牝牛更新費に充當するものとす

第十一條 本契に左の役員を置く但し名譽職とす

契 長 許 贊 福

副契長 許 健 承

評議員 許 極 濟 洪 贊 淳 洪 明 善 崔 鳳 頌 洪 應 順

検査員 高 橋 六 郎 水 島 作 次 福 田 孟

第十二條 前條契役員の職務は左の如し

一、契長は契務を統裁し會議の長となり、副契長は契長を輔佐し契務を處理するの外契長が故あるときは之を代理す

第十三條 本契は毎年一月總會を開くの外必要に應じ臨時總會又は役員會を開催し契務中重要なる事項を協議す

第十四條 契務遂行状況及契會決議事項は毎年六月及十二月末の二期に分ち書類を以て面長を經て郡守に報告すべし

但し種牝牛に異常を生じたるときは其の旨直に面長を經て郡守に報告すること

第十五條 本契員は第五條第一項乃至第三項、第六條、第七條、第八條、第九條に違反したるときは五圓以下の違約金を徴収す

第十六條 本契は郡面の指導監督を受けるものとす

第十七條 本契に左の帳簿を備へ契務遂行に従ひ整理するものとす

- 一、契員名簿(第一號様式)
- 二、契貸出表(第二號様式)
- 三、金銭出納簿(第三號様式)
- 四、種牡牛種付表(第四號様式) 毎月五日迄に前月分種付状況を面長に提出し確認を受くべし
- 五、雜書類

第一號式 契員名簿

加入年月日	摘	要	所有又は管理牛頭数	契員名
				住 所 氏 名

第二號式 契員出表(表帳)

契員名	第一回		第二回		第三回		第四回		第五回		摘 要
	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	

年月日	摘要	収入額	支出額	現在額

第四新式 種牛牛種付臺帳

種付番號	月日	種付請求牛籍		分 帳 狀 況	種付請求者	
		毛色	年齢		住 所	氏 名

◎平安北道雲山郡東新面聖旨洞 戸數 五三
洞約員數 五三

中心人物 聖旨洞約長 金泳彬 當三十二歳
 多年道巡查の經歷を有し、現雲山金融組合評議員、雲山學校評議會員、東新面協議會員、雲山郡畜産獎勵委員、雲山郡農會堆肥獎勵委員、同植桑獎勵委員、聖旨洞區長、聖旨洞勸農共濟組合長の職に在り

施設事項

本洞は主として平山令氏の部落にして、殆んど整齊に從事し、民風淳朴にして洞民は相愛隣保相助の良風ありたるも、時勢の推移と人

口の増加に伴ひ、其の美風稍弛緩の傾向あるのみならず、洞民の經濟は益々墮に陥りつゝありしが、偶々有識者に於ては、部落の將來を憂慮し、これが革新を圖らむとして調査中、大正七年本道より洞約振興の訓令發布せらるゝと共に、瀛冒洞約を組織し、洞内に居住して洞立の生計を督む者は全部洞約員たらしめ、之が運用機關として、洞約長一人、協議員四人、幹事三人を置き、總員數を四組に分ち、協議員各組長を兼ね、郡守及び警察署長を顧問に推請す、維持費は洞約員の賦出金・補助金及び生産品賣却代等を以て充當す、かくの如き團結の下に一室専心地方教化・産業改良・納稅獎勵・美風民俗の涵養に努めつゝ今日に至れり、其の成績の概要左の如し

1 農事改良 本洞は農業を以て生業とす、然るに従來の農耕法は粗笨を極め、洞内一般農家の生活狀態は漸次衰退し來り、就中食糧の不足に因り、毎年多量の滿洲粟を購入しつゝあり、前途全く樂觀を許さざる趨勢なるを深く憂慮し、本洞約は約員協働の結果、先づ農事の改良を圖り、此の危き前途を救ふ外に途なしと考へ、常に郡當局と連絡を保ち、農事改良を圖るは勿論、現洞約長金泳彬は自ら沿續の改良農法を觀察し、且つ自ら農具を手にして洞約員の先導者となりて、熱狂的に農事改良を叫びたる結果、洞約員何れも阿氏の熱誠に感動し、官の農事改良に對する體裁の施設獎勵事項は、一として他洞に率先せざるはなく、確實に之を勵行しつゝあり、就中昭和三年度より實施中の堆肥増製に關しては、洞約員擧げて堆肥舎の建築、堆肥場の築造、牛舎及び便所の改良等を實施すると共に、堆肥用の野草刈取の如きは、各組毎に作業團を組織して、殆んど晝夜兼行採取に努めたる結果、堆肥の製造量は、各農家何れも郡獎勵標準量たる耕地一反歩當百貫以上に達せり

2 副業 本洞は大正十一年頃迄は、養蠶を爲すもの僅か六月に過ぎざりしが、官の新築獎勵を遵守し來りたる結果、本洞の蠶繭は漸次發達し、今や桑田段別三町二反歩、飼育戸數四十五戸、繭枚枚數六十枚、平均一月當一枚以上の飼育を爲すに至り、蠶室・蠶具の設備、桑田の肥培管理等、實に優良の成績を擧げつゝあり

3 愛林思想の涵養 從來山林を濫伐したる結果、山野は全く克服に歸したるが、之が復活を圖ることとし、洞約に於て申合せの上、無立木地には郡森林組合の幹旋に依り、落葉松苗木を購入植栽し、一方天然稚樹の保育に意を用ひ、成林地の濫伐を嚴禁し、山林の手入に對しては春秋二回日割を定め、洞約長幹事立會の下に適當の間伐保育を爲さしめ、約定日割以外は各組に保護員を配置し、之が濫伐を禁じたる結果、今や相當の林相を形成するに至れり

4 交通の設備 從來本洞内の各部落に通ずる道路は、甚だ不完全の爲め、交通上極めて不便なりしが、洞約員は之が改修を勵行し、

路肩を擴張し、小川溝渠に至る迄橋梁噴水を架設し、外は間の交通上尠も不便を感ずることなきに廻れり

5 勸業貯蓄の勵行 冬季農閑期を利用して各戸に製糖・製糖を勸奨し、其の生産品は洞約長に於て共同販賣を爲し、洞約員各自の名義にて共同貯金を爲しつゝあり、現在貯蓄人員四十五名にして、其の額三五〇圓に達せり

6 納税 本洞に於ては、従來諸神公課に付滞納者を出したることなく、必ず納期内に完納しつゝあり

7 市場出入の制限 洞民が毎市日に出揚するには毎月五、六日を安し、市場出揚中に於ける飲食其の他の冗費尠からざるを以て、之が制限を期する爲め、特殊の用務を以て出揚する者の外、洞約員の賣買品の一切は洞約長之を引受けて幹旋し、努めて洞約員の勸勉節約を期しつゝあり

9 作業團の組織 本洞には昭和三年度より作業團を四組に組織し、洞約の協議員團長を兼ね、一切の仕事を共同作業とす、而して團員は毎朝六時（季節に依り變更す）起床、午後十時就床を實行し、以て作業工程の増進、遊惰性の打破に努めつゝあり、尙ほ各組毎に番二段歩乃至三段歩を借入れて共同耕作を爲し、其の収益を共有財産に編入しつゝあるが、現在費立額二五二圓に達し、其の成績顯著なり

9 冠婚喪祭の節約 朝鮮古來の習習たる冠婚喪祭に於ける冗費に付ては、洞約員申合の上、賓客に對する酒菓の饗應を全廢せしめ、尙ほ其の他の諸費に付ては、洞民の資産程度に依り適當の等級を定め、其の範圍を限定して勵行しつゝあるが、成績頗る良好なり

10 時間勵行 従來は起床就床等各自の自由なりしが、昭和四年六月十日時の記念日を機とし、部落の中央に高さ二十尺の塔を設け、其の上に午鐘を吊し、起床・就床・集合の時刻を報知し、或は夜間作業の報報を爲す等、洞約員一様に勸奨せしむる計畫の下に打鐘合圖を決定實施中なり

11 青年夜學會の開催 昭和二年度より毎年農閑期中三箇月間には、部落の青少年を募集し、洞約長自ら教鞭を執り、國語・算術・英文等を教授しつゝあり

12 共有財産の造成 本洞内の農家戸數四九戸の内、小作兼自作は二十戸、純小作農十九戸ありて、自作と稱するものは僅か十月に過ぎざる状態に在り、本團體の中心人物たる金泳彬は、會て内地に於ける優良町村を觀察せる際、該地方の農村發展は主として自作農の多きに因るものなるを知り、現在小作中の土地番十五町一反、田三十七町六反を漸次別項記載の作業團をして借受けしめ、

共同耕作を爲し、其の収益及び助成金を以て借入の土地を順次購入し、各自資力の程度に依り河約員の所有として分譲せしめ、河民全部を自作農たらしむることとし、また勸農の精神を倍發し、農事の改良を徹底的に實施する爲め、昭和三年より共同作圃地を七反歩を借受けて耕作したる處、其の成績良好なりしを以て、本年更に畜四反歩を借受けて擴張し、共同精神の養成と勤勞とを一層獎勵しつゝあり

13 共同模範桑圃の設置 春秋蠶の共同飼育を爲し、十年間に自作畜購入資金一、五〇〇圓を達成する計畫にて、模範桑圃地を本府の助成金を仰ぎたる後代金を支拂ふ條件の下に、昭和五年の春以田二、〇〇〇坪を七五〇圓にて購入（代金支拂ふ迄は年小作料として金五〇圓を支給することとす）し、既に桑苗四、〇〇〇本を植栽したり
其の年次收支豫算左の如し

第一一年（昭和五年）

収 入			支 出			收支差引額
種 目	摘 要	金 額	種 目	摘 要	金 額	
大豆代	三石、一斗に付一・二〇 ^円	三六・〇〇 ^円	桑苗代	桑田一一反に付六〇〇〇本 一本に付三錢	三三〇〇 ^円	
肥料代	大 豆 糞	三六〇	肥料代	堆肥一貫三、〇〇〇 ^円 二錢	六〇〇〇	
計		三九六〇	人夫賃	穴堀、植付、除草	六九〇〇	
			間作費	大豆糞子、人夫賃、肥料代	三六〇〇	
			計		一〇〇〇〇	
					二九、四〇〇	一、三五四〇 ^円
桑葉代	二七、一貫一貫、目三〇錢 (秋蠶五齡期より)	八一〇〇	肥料代	二、五〇〇 ^円 貫、一貫 に付二錢	五〇〇〇	

朝鮮の桑柞（中篇）

二六〇

大豆	代	三石	三六〇〇	人夫賃	耕	柞、施	四	二〇〇〇
薪	代	桑枝	五〇	間作	同	前	三六〇〇	
肥料	代	大豆	三六〇	雜費	補植	費	二五〇〇	
計			三二一〇	計			二二〇〇	九九〇

第三年（昭和七年）

春	蠶	繭	上繭四石、一斗に付一圓 玉繭九斗、一斗に付一圓	二〇九〇〇	肥料代		五〇〇〇	
秋	蠶	繭	玉上繭 三石 三斗	二二三〇〇	人夫賃	桑田及飼育人夫賃	一五〇〇〇	
薪	代	桑枝		五〇	蠶種代	同 種（春七枚） 同（秋五枚）	二二六〇	
肥料	代	蠶	沙	二〇〇〇	雜費	儉家器具其他	二〇〇〇	
計				三五二五〇	計		二四一六〇	一一〇九〇

第四年（昭和八年）

春	蠶	繭	上繭九石、一斗に付一圓 玉繭五斗、一斗に付一圓	四五五〇〇	肥料代		五〇〇〇	
秋	蠶	繭	上繭四石、一斗に付一圓 玉繭三斗、一斗に付一圓	二四三〇〇	人夫賃		二五〇〇〇	
薪	代	桑枝		五〇	蠶種代	秋春 一八枚	四八〇〇	
肥料	代	蠶	沙	二〇〇〇	雜費		二〇〇〇	
計				六二八五〇	計		三六八六〇	二四九・九〇

備考

本表には桑園の管理及び飼育に要する人夫賃を全部見込みたうも、洞約員各自より努力の出资に依る場合は、別に人夫賃を要せざるに付、更に有利となし、第一年の收支不足額は洞約の基本金及び共有財産積立金より繰替拂を爲すものとす

14 集會堂の新築 従来洞約員集會の場合、臨時洞約長の自宅を材料にて借用し來りたるも、事業の進展に伴ひ、漸次洞約員の集會多くなり、而も室内狹隘にして不便を感ずること多きを以て、洞約員の共同作業場及び樂座の共同飼育を兼ね、洞民の集會場に充つる爲め、共同集會所一棟十八坪(朝鮮式平家造・木造・瓦葺)を建築せんとす。総額費は六〇〇圓を要するも、内木材及び夫役は洞約員より提供することとし、大工賃、金物及び敷地代等は國交の助成金を仰がんとし、昭和五年の奉獻地二〇〇坪を六〇圓にて購入し地均を了せり

15 婦人の結髪改良 現今の朝鮮婦人の結髪は甚だ不潔にして、極めて非現代的なるのみならず、勞働に不適當なること甚大なるを以て、之が改良を痛切に感じ、洞約員の申合に依り、昭和五年五月一日より婦女全部一切に改良結髪(後髮)を實行し、他に範を示しつゝあり

16 勸業共済組合との關係 本洞内には昭和四年度に於て勸業共済組合を設置したる處、一般洞約員は本事業の趣旨を理解し、洞約と相俟ち事業の進展を図るべき意氣込を以て之に當る、尙ほ洞約長は勸業共済組合長に推薦せられたり
本年度の豫算前年度決算左記の如し

昭和五年度雲山郡東新面聖旨洞約收支豫算

科	目	收入	豫算	概	備	考
財產	收入	三六				
共同作業	團收入	二二〇			元金一五〇圓に對する月二分利子	
前年度繰越	金	一四一			番一町一反歩よりの收入	
基本財産	繰入	四四〇				
助成	金	五〇〇			國庫の助成金を仰がんとす	
雜	收入	五〇				
計		一、三八七				

科	支	目	算	出	備	考
表	彰	費	一〇	額	篤行者表彰費	
高	務	費	三〇		備品費、消耗品費	
共	同	作	一〇		經營費	
土	地	購	八〇		英國土地購入費	二、〇〇〇坪
集	合	所	二〇		集會堂敷地	七五〇坪
集	合	所	二五〇		第一年處經營費	六〇〇坪
集	合	所	二五〇		建築費補助	
基	本	財	一〇			
新	開	雜	二〇		毎日申報及雜誌	
雜	支	出	七			
計	備	費	二〇			
計			一、三八七			

昭和四年度雲山郡東新面聖旨洞約收支決算

科	目	收	入	決	算	額	備	考
賦	出	金	三、八六二			五三、〇〇〇		
補	助	金	二五〇、〇〇〇			一七〇、〇〇〇		本府よりの助成金
共	同	小	二〇〇、〇〇〇			一一〇、〇〇〇		
共	同	小	一一〇、〇〇〇			三五、〇〇〇		
計	收	入	六〇八、六二二			三六八、〇〇〇		

科 目	決 算 額	豫 算 額
表 彰 費	五〇〇	一〇〇〇
事 務 費	七〇〇〇	五〇〇〇
共同小作費及貯蓄費	二一〇〇〇	一一〇〇〇
基本財産造成	一七〇〇〇	一七〇〇〇
新聞紙誌購入費	一一〇〇	一一〇〇
豫 備 費	一六〇〇	一六〇〇
計	四六七〇〇	三六八〇〇

基本財産の種類及價格 現金五百九十圓
 助成を要する事項及其の收支豫算 本洞の地勢は自然的理想地なるを以て、既設事業完成の時には、實に全般的優良部落の地位を占むるものと認めらるべきに付、地方改良事業に關し從來盡力する所ゆからず、依つて昨年度地方費より助成金として百圓を受け、尙ほ本府より二五〇圓を受け、一層新築に補助し、其の効果を収めんとして管内なるも、更に積極的に事業を完せんが爲めには、前記豫算の通り不足を生じ、全般的に頓挫を來すべきを以て、是非とも五百圓の補助金を下附せられたし

◎平安北道博川郡南面東二洞 戸員數 一一三三
 洞約員數 一一三三

中心人物 東二洞約長、羅仁偈 當五十三歲

昭和三年三月二十二日洞約長に就任し、爾來洞約の施設事項に付盡瘁す

施設事項

本洞民は殆んど總べて農業に従事し、民風淳朴にして隣保相助の良風美俗ありたるも、時勢の推移と人口の増加に伴ひ、其の美風精弛緩の傾向あるのみならず、洞民の經濟は益々窮に陥り、漸次支離の状態を呈しつゝありしが、偶々大正七年本道より洞約擬案に關する訓令發せらるゝと共に、東二洞約を組織し、洞内各戸主をして洞約員たらしめ、之が運用機關として洞約長一人、幹事三人、協

職員八人を置き、爾又一意専心地方教化、産業改良、租税公課金直納等、美風良俗の涵養に努めつゝあり、其の成績の概要を列記すれば左の如し

1 農事改良 本洞民は悉く在來の農耕法に依り、且つ其の作業たるや、極めて粗放なりし爲め、洞内一般農家の生活状態は漸次疲弊し來りて、大部分は食糧の不足に迫られ、毎年多量の滿洲粟を購入し、前途誠に憂ふべきものありしが、大正十二年博川水利組合の設立に依り、洞内水田の大部分墾利區域に含まるゝや、洞民克く郡面當局の指導獎勵事項に順從し、産米の改良増收を期り、堆肥の増製を計らむが爲に、洞民擧つて堆肥舎の建築・堆肥場の築造・便所の改良・牛厩舎の廻下等を實施すると共に、堆肥の原料たる野草刈取の如きは、各戸共給んど昼夜兼行採取に努めたる結果、本郡農會主催の堆肥品評會開催に當り、昭和三年には一等、昭和四年には二等に入選したり、尙ほ昭和四年七月勸農共濟組合を設立し、採肥發酵事業を開始したる處、極めて順調に行はれつゝあり

2 副業 本洞には副業として見るべきものなかりしが、博川水利組合設立以來、農事改良に伴ひ高賃改良せられ、昭和二年より本郡指郷の下に以穀を始めたるに、年を重ねる毎に製造戸數、生産枚數共に増加し、今や製造戸數一〇一戸に達したり、昭和二年以來の生産高左の如し

昭和二年度 四、八〇〇枚 昭和三年度 七、一三五枚

昭和四年度 二二、〇八六枚 計 三四、〇二一枚

3 法令の周知 官公署の發したる公文にして一般に周知を要するものは、洞約長に於て區長と合議の上、其の觀念を齎し、愈なるものに在りては即時各協議員と謀り、各約員に周知せしめ、其の他は洞約の定例会並に勤農共濟組合員總會等の集會の機を利用して、自ら出席して口演を爲し其の周知に努めつゝあり

4 冠婚葬祭費の費用節約 從來一般の冠婚葬祭は、徒に多額の費用を投じ、身分不相應の虚飾を爲し、家産を蕩盡する弊害あるを以て、此の弊習を改善せんが爲め、本洞約會に於ては、各戸の生活程度に從ひてその消費額を定め、極力勵行中にして其の成績顯著なるものあり

5 租税公課の納付 洞約長は洞約會の際、常に納税義務の重大なることを一般に周知徹底せしめつゝあるに依り、洞民の納税思想は漸次向上し、過去數年來皆て租税公課の滞納者なきに至れり

勸業共済組合との關係 本村には昭和四年六月勸業共済組合を設立し、洞内員中より過當なるもの三十名を加入せしめ、探肥兼隊事業を開始したる處、一般洞内員は本事業の趣旨を克く理解し、組合に加入せざりしものも自ら本事業に倣ひ、組合員と同一行動を収るものすらありて、將來洞約と相俟つて進展の希望に輝く

基 金

一〇二圓

助成を要する事項及び其の收支豫算 本洞は博川水利組合蒙利區域なるを以て、農民の大部分は水田を耕作し居る關係上、水田を購入し、共同探肥作圃を爲し、農事改良に致せんとするも之が經費に窮し、今何ほ實現に至らず、國庫助成金の下附を切望する次第なり初年度の收支豫算左の如し

科 目	入 部	豫 算 額	備 考
國庫補助金	三〇〇		共同作圃土地購入費補助三〇〇圓
財産繰入金	九五		
共同作圃収入	一五〇		共同作圃生産租賃却代
雑 収	五		
計	五五〇		
支 出 部		豫 算 額	
土地購入費	五〇〇		畜産具代 一、〇〇〇坪、一坪に付五〇圓
共同作圃諸費	五〇		肥料代 三〇〇圓
計	五五〇		肥料代 二〇〇圓

◎江原道春川郡新南面松岩里小字松峴

戸數 五一
人口 二九一

地勢及地形 東南には香爐山脈羅列して自然の屏をなし、山の後方には京春間の新道路を控へ、西北には北

漢江を帯びたる約十五町歩の畑と、約二町歩の水田の平野ありて、農村部落としては實に適地なり

中心人物 池奎汶、池奎燦

農業者 別地主自作五戸、自作兼小作一八戸、小作二八戸

施設事項

沿革 該部落が模範部落となりたるは、大正十二年三月、現青年團長池奎燦氏が、本府社會課主備内地優良農村視察員募集に推薦せられ、目的地視察を終へて歸郷後、平素抱持し居たる新思想を起して、遊惰放蕩に陥りたる部落民を集合せしめ、内地視察感想談を熱辯すると同時に青年團を組織し、農村振興に獻身的活動を爲したる結果、今日に至つて誇るべき模範部落となりたり

農産部堆肥獎勵 大正十五年より部落民一致協力して堆肥舎又は堆肥場を造り、堆肥増製に努めたる結果、昭和三年開墾されたる江原道農會、春川郡農會主備の堆肥増製品評會に於て表彰を受けたり

副産獎勵 部落民は農閑期に於ては減細工を勵行し、草履繩等を賣却し、義務的貯金を勵行し、現に青年團員の貯金高百餘圓に達す

便所の改良 大正十五年より便所改良に着手し、今や糞尿の貯蔵箇所及び内地式便所の改築等を見るに至れり

桑苗圃の經營 部落民は大正十二年より共同努力を以て桑苗育成に努め、昭和四年には其の收入六十圓に達す

大豆種子の改良 大正十三年より部落民一致協力して、大豆種子改良に獎勵したる結果、今や松岩産として隣接地迄大豆の好評を得つゝあり

養蠶 大正十四年より奨励に努めたる結果、今や該部落より年産卵代約五百圓に達す

畜半獎勵 昭和三年松岩産牛組合を組織し、毎月二回抽籤を行ひ、金二十圓内外の犂牛を購入しつゝあり、今や概ね一戸當犂牛と雖も一頭づゝ飼畜する状態なり

美豚の獎勵 本部落民は豚舎を何れも改造し、改良種豚を一戸當二三頭宛飼畜す

養蠶と植桑 毎年養蠶に努め、昨年春蠶種籜立枚数三十八枚に上り、尙ほ獎勵品種錦桑二萬を購入して植栽せり（桑園に對する詳細は省略す）

時間勵行 大正十三年より部落の中央に鐘を設け、鐘の合図に依り部落民をして、起床食事及び作業を一定せしめたり

共同井戸 大正十三年に里内に於ける共同井戸三箇所を改修し、今や洪水の季節と雖も飲料水に不便を感じず

共同浴場 昭和二年に部落中央に共同浴場を建築し、入浴者一箇年間延人員一千二百名以上に達す

共同作業室 昭和三年末本府の助成金を受け、共同作業室十二間餘りを部落中央に建築し、農閑期に於ては部落民共同一致して副業を勵行しつゝあり

風俗改良 奢侈遊惰の惡習を矯正し、勤儉貯蓄の美風を涵養し、且つ風紀を肅すべき歌曲等を禁止したる爲め、今や風紀を肅するものなし

教育 大正十三年末より冬農閑期に於ては労働小學會を開き、讀本・國語・算術等を教授せしめたる結果、里内に謠文を知らざるものなし、右は該部落の主入たる池田次、青年團長たる池田清雨氏の努力に由る所多し、今や純樸たる小作農と雖も生活困難を感じざるものなきに至れり

◎江原道金化郡近東面下所里

戸数 一二〇
人口 五五〇

地勢及地形 金化邑を距ること約一里二十町にして、金剛山電氣鐵道の沿線に位し、稍廣き平野を有し農耕地に適す

中心人物 沈必之 本人は曾て區長、學務委員、學校評議員及び農會通常議員を歴任し、相當信望あり
農業者種別 地主自作一七戸、自作兼小作五五戸、小作四八戸

施設事項

部落民は隣保相親み和睦協力の氣分益盛して、他の模範とするに足るべきを以て、昭和四年度に於て勸業共濟組合を設立し、引續き本年四月より之を特に優良部落に選定し、左記各項の施設に對し指導鞭撻を加へつゝあるが、何れも成績良好にして相當見るべきも

のあり

一、実行委員の選定 各種種及び會の趣旨並に法令等の周知徹底を圖り、各種実行事項の勵行を期する爲め、五戸毎に一人の實行委員を選定し、以て諸般の傳達及び協定事項の督勵に當らしめつゝあり、其人員都合二十四人にして、必要に應じ臨時委員の會同を爲しつゝあり

二、婦人會の設立 生活の改良及び美德の修養、其の他各種弊風惡習の矯正を圖る目的を以て、同部落に於ける婦女子を組織し、婦人會を組織せり

三、喪葬禮設置 消費節約・弊風除去の目的を以て、本部落住民全部を網羅せる保喪契を組織して勵行中なり

四、貯穀貯金 貯金貯穀の實施以來、日尙ほ淺きも現在一三六圓に達す

五、部落民共同樂園 郡農會より接木一千本の無償配付を受け、部落中央に共同樂園を設置し、以て一般に其の福を示すべく、田二反歩に桑苗六百本を植栽したり

六、共同耕作の經營 部落民は共同耕作を爲すべく舊三反五畝、田二日辨の小作地を借り、田には平壤粟、畚には日出を植付すべく苗代を設置したる處、何れも成績良好なり

七、救恤の設置 時間勵行の精神を涵養し、併せて非常の時部落民の召集に必要を感じ、同部落代表沈沈之は自費を以て價格三十二圓の救恤を購入設置せり

八、農資の節約 從來農繁期に於て一日五回肉食を提供し來りしが、之が弊風を矯正すべく、總べて一日三食主義を採ることとし實行中なり

護 契 稷 規 約

第一章 總 則

第一條 本契は金化郡 面 里に於ける民風改善及罪儀我節約を圖らむが爲初契及埋喪時金品を補助に慰護相吊するを以て目的とす

第二條 本契は金化郡 面 里隱喪禮と稱し、本契事務所は勸農共濟組合内に附置す

第三條 本契は 里に居住し一家を構ふる者を以て組織す

第四條 本契員は葬日は三日以内に定め葬費は契員資産程度に適應して其所要額を決定し葬儀舉行二日前に勸農共濟組合長の承認を受け

添付すべし

第五條 喪葬は八人用以上のものは使用することを得ず

第二章 出資及運用

第六條 出資額は本親員の資産と生活程度とに應じ之を四等に區分し特等戸は白米一斗五升、一等戸一斗、二等戸五升、三等戸三升に定め之を徴收す

第七條 出資の用途は親員中喪事あるときに一等戸以上該當者に對しては麻布一疋白米五斗、二等戸以下該當者に對しては麻布二疋白米十斗を補助す

但し補助率は本契の都合に依り輕減する事を得、補助は出資二箇年後より實施す

第八條 補助の範圍は親員又は親員の父母妻子の葬儀に限る

但し親員の子女にして葬儀を行はざるものに對しては此限に在らず

第九條 補助は一箇年中契員全部を通じ三人以内とす

但し當該年内に三人以上に達したるときは其殘餘者は翌年に補助す

第十條 本契出資金は親長之れを保管し殖利す

第三章 役員及會議

第十一條 本契に左の役員を置き名譽職とす

契 長 一名 任期 三箇年

副契長 一名 同

理事 三名 同

第十二條 契長は本契を代表し職務を統理し、副契長は契長を輔佐し親長事故あるときは之を代理し、理事は親長の指揮に従ひ契務を執行す

第十三條 通常總會は毎年三月九月二回とし、臨時役員會は其必要の都度親長之を招集す

第十四條 總會に於ては契長は會費の收支決算を報告し其他事項を評決す

第四款 積員と課税方法

第十五條 積員中喪事あるときは積員一同即時參集慰問し出葬時は「夜慰問」押葬を行ふときは積員一同喪典に隨從し葬地に至りては悉く供養す

第十六條 本積員中喪事あるときは葬儀を善了する時まで日夜喪喪し喪家に於ては一切飲食を不喫す

第十七條 本積員は出葬當日には各其白米五合づゝを（形勢に依り粟にても妨げなし）持参し當日晝食に供すべし

第五款 加入と脱退

第十八條 本積員に加入せんとする者は契長に許可を受くべし第六條に依り入會と同時に相當な出資額に利子を付け出資し名簿に署名捺印す

第十九條 積員にして他處に移去するときは不得已な場合に限り出資額を還付し名簿を削除す

第六款 違約者處分

第二十條 本積員にして第四條規定に違反したる者は違約金五圓を徴收す

第二十一條 本積員にして第五條、第十五條及第十六條規定に違反したる者は違約金五十錢を徴收す

但し第十五條違約者に對しては一週間五十錢一夜間三十錢とす

第二十二條 違約者にして違約金の納入を拒絶し又は還背の行爲に對して契長其他役員の忠告善導に不應するときは總會の決議に依り除名し既納したる出資は還付せず

第二十三條 除名處分を受けたる者にして其後改心の見込無き者に對しては總會の決議に依り本人と一切交誼を斷絶し吉凶慶吊を拒絶す

第二十四條 本積員に左の帳簿を置く

一、環員名簿（第一號様式）

二、出資額徴收簿（第二號様式）

三、出資賦存簿（第三號様式）

四、出資額還付簿（第四號様式）

五、鹽害稠藪概(第五號様式)

◎成鏡南道成州郡下岐川面東井里東井 戶數 一一九
人口 七三五

地勢及地形 面の南に位し、東は松堂里、南は西上里、西は下朝陽面、北は上通里に境し、里の西北には山岳重疊す、耕地は平坦にして畚約三十六町、田約二百十七町あり、農耕に便なり

中心人物 魏 昌 赫

農業者種別 地主一戸、自作兼小作一〇七戸、小作一一戸

施設事項

- 郡落民の相互親睦、智徳の増進、風紀の刷新、生活安定を計る爲め、また農蠶業の改良其の他産業發展、勤儉力行を計るが爲め、大正十五年九月農友會と稱する團體を組織せり、成鏡としては
- イ、道郡方針に依る木工業の年産額二、五〇〇圓
 - ロ、堆肥製造 高一五〇、〇〇〇貫(年産)
 - ハ、水稻正條植 十五町
 - ニ、農閑期を利用し夜學を實施するし、其の受講人員四〇人
 - ホ、貯 金 額 五〇圓(禁煙に依る貯金)
- (、患難相互救済等なり)

東井納稅貯金組合規約

第一條 本組合は貯蓄の方法に依り組合員の納稅義務を納期内に完了するを目的とす

第二條 本組合は東井納稅貯金組合と稱し事務所を下岐川面東井里農友會に置く

第三條 本組合は下岐川面東千里内の納稅者務者をして組織す

第四條 前條の納稅者に本組合に加入するの義務あるものとす但し一箇以上の納稅額五十圓以上のものは組合長の同意を得て組合員たることを得

第五條 組合は組合員の會計年度内に於ける納稅額を豫定し年俛相當配分員を毎月算出するものとす但し組合員の希望に依り豫定額以上の貯金を爲すを妨げず

第六條 前條の貯金は豫め組合員に通知し置き毎月 日迄に幹事之を取返む
前條の貯金は豫め組合員に通知し置き毎月 日迄に評議員之を取返め直に幹事に送附するものとす

第七條 本組合に組合長一人、幹事一人、評議員 人を置き組合長は組合員之を選挙し、幹事及評議員は組合長之を指令す
組合役員之任期は共に三年とす但し事故の爲め任期中退職したる場合に於ける後任者は任期は前任者之殘任期間とす

評議員の集金區域は組合員數其の他の便宜に依り之を區域に分ち各分するものとす
第八條 組合長は組合事務を總轄す

幹事は組合長の命を受け組合の出納事務を處理す
評議員は組合長の命を受け組合員の加入脱退並組合員の納稅に關する事務に従ふし重大事務評議員に參與す

(第八條の第三項評議員は組合長の命を受け組合員の加入脱退、集金事務に従事する外組合員に納稅に關する事務に従事し重要事項の評議員に參與す)

第九條 貯金は組合の名を以て「郵便貯金」「金融組合」の預金と爲す
貯金は各組合員別に各組合員の名を以て「郵便貯金」「金融組合」に預金するものとす

第十條 預金より生ずる利子は本組合の利益に充て仍殘餘あるときは役員會に於て其の用途を決定す
組合の經費不足するときは組合員之を分擔す

(本組合の利益として組合員は毎月一錢(何錢)宛納稅貯金と同時に組合に納付するものとす組合の利益に殘餘あるときは分擔方法を決定するものとす)

第十一條 組合員に對する納稅告知書は本組合に於て受け幹事に之を各納稅者に配付し其の納稅額を了知せしめたる後組合に取戻むるも

のとす

第十二條 組合は組合員の貯金を以て納期内に指定の場所に相付し領收證を保有するものとす

組合員中其の金預税金額に不足し即時資金の調達不能にして事情已むを得ずと認むるときは幹事は組合長と協議の上組合基金を以て立替へ相付し其の不足は直に辨償せしむるものとす

第十三條 組合の貯金は左の場合の外之か拂戻を爲さず

一、組合員たる資格を喪失したるとき

二、年末に於て其の年度の納税豫定額を控除して剩餘ありと認めたるとき

三、組合長に於て事情已むを得ずと認めたるとき

第十四條 組合は毎會計年度末に於て一年度間の各組合員の貯金用、明税項及現在も金預け組合基金の出納を報告する爲め組合總會を請き其の際納税の領收證を交付するものとす

第十五條 組合は左記様式の帳簿を備付け金繰出納を明瞭ならしむべし

一、納税豫定簿

二、一人別貯金簿

三、組合基金簿

第十六條 本規約は組合總會に於て三分の二以上の同意あるに非ざれば之を改訂せず

第十七條 組合員は組合長又は幹事に預金通帳の閲覧を求むることを得

第十八條 組合員は組合長、幹事及評議員の處置に對し異議の申立を爲すことを得

第十九條 組合員中規約に違背し又は組合の目的に反する行爲あるときは組合員の協議に依り組合を退会す

附 則

一、本規約は昭和 年 月 日より之を實施す

一、本組合の會計年度は四月一日より翌年三月末日を以て終了す

一、組合員は本規約を履行する爲本規約書に署名捺印す

◎咸鏡南道定平郡宣德面新南里

戸数 一〇二
人口 六三二

地勢及地形 地勢平坦にして宣德面の南端に位し、南は春柳面に接す、同面事務所を距ること約一里、郡より約三里、富坪驛を距ること約十八町にして等外道路に依りて通す

中心人物 李 鍾 麟

舊通信司電話課主事、定平金融組合評議員等を経て、現在道産業委員並に勸業共済組合輔導委員の職に在り、同部落民に對する信望高し

農業者種別 自作六四戸、自作兼小作三六戸、小作二戸、計一〇二戸

施設事項

本部落は尙姓が其の大部分を占め、從來剛給刀強く、勤儉保守の氣風に富み、青年の思想亦穩健にして、比較的凶作の痛手に克く順應し、専ら初勞に依り生計を營み來れるも、小農に屬する小作兼自作及び小作人の年収入平均百五十五圓十三錢、支出百六十一圓七十三錢、差引六圓六十錢の不足を生じ、悲惨なる生活を體驗し來れり、昭和三年小額生業資金貸付の途開かるゝや、本部落は他に先立ちて本資金の貸付を要求し、昭和三年八月小農三十名より成る月農共済組合を組織し、本資金を利用し、以來一致剛給して以織に精勵して、冗費の節約・糶肥増製に努めたる結果、僅二年を以て既に幾分生計を緩和することを得たり、本貸付金の利子納入成績良好にして收益金中より毎月二十錢宛の利息を勵行す

1 組合員資金運用の狀況及元利金回収成績 貸付金は本郡以織糸及び原料高代に之を使用し、他の消滅的方面に消滅することなく、元利金の回収は毎月部落に於て取認め、之を所定の期日迄に面に納付し、未だ一回と雖も定期を超過せしことなし

2 以織 部落民は農閑期又は農業の傍ら、婦女老幼はらず以織に従事し、一戸一日製造高最多八枚、最少三枚を例とす、一枚に對し合格品約十一枚、不合格品五枚乃至二種の純益ありて、昭和四年中生産高一三、五九〇枚、代金千六百六圓八十錢の多き

に達し、其の成績郡内に冠たり

3 堆肥 本部落は昭和三年より堆肥指導部落に選定せられ、以來優良なる成績を挙げつゝあり

4 民風振興及貯蓄 本部落は昭和三年以來左の各項を必行事項として申合せ、違反者に對しては違約金を徴する制裁の規定を設け、直割に實行しつゝあり、殊に農家唯一の冗費たる葬祭費の節約、高利を背負はされたる滿洲粟の掛買廢止等に依り、貯金の勵行に努めつゝあり(一月毎月二十錢式貯金するものとす)

イ、以織其他副業を力行し、滿洲粟其の他食糧の掛買を爲さざること

ロ、冠婚其の他慶事ある場合の外絶對酒を用ひざること

ハ、冠婚葬祭費を節約し判減以外の者はなるべく集合せざること

ニ、朝鮮全服は色物を着用すること

5 納税 本部落民は納税が國民の義務なるを自覺し、小産に至る迄勤勞に依り各稅期前に夫々準備し、定期前に直納するを例とす

共同團體 部落の各種團體組合名稱概況規約

宜徳面新南里勸業共済組合 組合員三十名にして、部落中の小産を以て組織す、昭和三年八月の設立に際り、組合員は小産生業資金の貸付を受け専ら以織産及び同原料資材に使用し、生業に勵み、農耕に努め貯蓄を實行して成績良好なり

◎威鏡南道利原郡南面壽巷里模範農里

戸數 一五一
人口 八七四

地勢及地形 利原邑より南に距ること一里十町の地點に位し、西南は山岳重疊せる關係上丘陵多く、東北は

利原平野に接し、水田多く地味肥沃なり、威鏡線松端驛迄一里にして交通便利なり

中心人物 姜鎮壁 元農事改良契長 現民風振興會長

姜泰末 元民風振興會長 現農事改良契長

姜秀珉 元私立協成學校長 現養蠶組合長

姜顯奇 現區長 利原郡農會通常議員

姜範洪 元利原郡農會通常議員 現農事改良契書記

姜錫俊 現振興青年團長

農業者團體地主一八戸、自作四三戸、自作兼小作三九戸、小作二四戸、計一五一戸

施設事項

本里はもと利原に於ける所謂兩班部落に屬し、日韓併合當時は、時代の激變に拘はらず依然舊思想を嚴守し、物質文明を呪ひて隱遁自活し、官廳の施設は一も二もなく非難嘲笑し來りたるが、模範農里設置以來郡面に於て毎月缺かさず懇切叮嚀に指導誘掖したる結果、今や其の效驗しからず、同部落民の氣分は大に一新し、漸次緊張味を帯びつゝありて、一度阿里を視察したる者の等しく感むる所なり、而して諸般獎勵事項に就ては、郡内に於て他に模範とするに足る、左にその主なる獎勵事項の成績を列記せば

甲 稻作改良 稻作改良に付ては、大正十四年模範農里設立後、特に注重を注ぎて銳意獎勵したる結果、今や里民の自覺する所と爲り、別に指導費脚を俟たず、自發的勵行を見るに至れり、其の成績の概要を示せば

1 優良品種の栽培 大正十四年早生大野種を獎勵するや、數年ならずして全部普及され、今や糯種の外在來種は見受けられざるに至る、水稻作付戸數九十二戸、其面積六九町七反なり

2 鹽水澆 昭和二年以來食鹽の補助、澆灌無償配付等、相當獎勵したる結果、今は之れを實施せざるものなし

3 苗代 從來殆んど在來式にて一般肥沃地を選び別に基肥を施すことなく、整地肥料作業の拙劣なるは勿論、坪當七合一升時を過例とし、種拔其他手入れ管理に付ては殆んど自然に放置しあるが如き感ありしも、昭和二年以來著しく改良進歩され、在來苗代は其影を没すると共に、全部左記事項に依りて實施す、特に勢力の經濟・手入れ管理の周密完全を期すべく、三、九〇〇坪の集

合苗代を設けし、一般に範を示すと共に、將來共同苗代を實施せしめんとす

イ、苗代は床幅四尺、通路一尺の床床短冊とす

ロ、堆肥は坪當硫酸^{堆肥}八畝、^肥一、〇〇〇匁
草木灰 一五〇匁を標準として施用す

ハ、糞子は澆水選種子反當四升以内とす

ニ、播種量は坪當淺し根二―三合とす

ホ、馬糞苗除草等は隨時勵行を期す

4 本 苗 従來は施肥・挿秧・手入管理等全く粗疎にして、殆んど原始的耕種法を踏襲し來りしも、續戦農里設定後、採種苗、農具等を設けして一般に範を示すと共に、里民の自覺を促し、今や反當平均三石五斗以上の收穫を得、逐年改良進歩の跡歴然たるものあり、今其の實行成績の大要を擧ぐれば左の如し

イ、肥料増施 近昨施肥の觀念著しく鼻上し、特殊の事情あるものゝ外は、反當大豆粕^{堆肥}二〇〇匁、^{堆肥}一枚を標準とし、其他入糞尿、硫酸、

鹽^{堆肥}粉等を使用するに至り、従來の反當肥料堆肥三、四十匁に比するときは實に雲泥の差あり

ロ、挿秧改良 全部正秧植及び片正秧植に改良され^{畦幅}一尺、九寸、株間の中何れかを選び、一株三、四本植を實行す

昭和二年實施の當初は、之が非を唱へ隨行を忌避するものありしも、正秧植と亂秧植の試験を行ひ、以て直接其の利害關係を親知せしめ、又早植の勵行、婦女子挿秧、除草、除草補助購入等を爲さしめ、以て里民の自覺を促したる結果、今や月例會の申合せのみにて全部實行するに至れり

ハ、手入管理 挿秧・除草等の手入管理は隨時勵行を期し、更に除草・中耕に付ては、米作農家二戸に平均一擔の除草機を有し
三四以上之を行ふ

乙 堆肥製造 従來田苗に使用したる肥料は殆んど堆肥にして、僅か反當三、四十匁に過ぎず、しかも其の製造方法すら解せざる状態に在りしが、大正十五年堆肥指導里の指定と共に、機械的獎勵を爲したる結果、農家は一戸と雖も製造せざるもの無く、昭和四年に於ては製造總量二一九、〇一九匁、一戸當平均一、八三二匁に達す、今狀況の概略を示せば左の如し

1 堆肥は反當畝二〇〇匁、田一〇〇〇匁以上施用するを標準として製造す

2 高養禱、其の他農作物の根柢・混土・堆草・田畠の除草・時草・落葉・塵芥・家畜糞尿・畜舎の草等凡べて堆肥の材料となるものは、不斷之れが蒐集に努むる外、厩舎の棚下を爲し有機肥料の増産を期りつゝあり

3 八、九月一・二・十五・十六日八日間を特に野草一斉採取日に定め、同日は里民總出動にて野草採取並に堆肥の積込を爲す

丙 田作改良

1 大豆改良 大正十年本道の獎勵方針に則り、品種ノイアルコン及び瑞川次青に統一され、種子は冬季中嚴重粒選を勵行す

2 陸稻栽培普及 從來比較的收穫の少かりし種及び蜀黍の代として、昭和四年より同八年迄に三十町歩の栽培普及を圖るべく、採種田を設置して一般に栽培を奨励せり、昭和四年の作付面積十一町にして反當概二石以上の收穫あり

丁 副業 農事の副業として叭簾織・製繩の必要は勿論、殊に本郡は近年蠶漁業の勃興に依り、蠶糸箱包装用の繩簾の需要激増し、年々數萬圓の數量を他より仰ぐ状態に在るを、郡内に於て生産供給すべく積極獎勵中にして、特に本里には集中的獎勵を爲し、その所要數量の大半を生産せんとす、現在に於ける生産状況を述べれば

1 叭 筵 従業戸數三十二戸、機織數三十三臺般用叭、蠶絲箱包装用干筵を合し四千餘枚を生産し、此液四千餘圓に達す

2 繩 従業戸數三十七戸、製繩機三十七臺、蠶絲箱包装用・澱物検査用を合し其數量實に一萬八千貫、賣却價格三千餘圓に達す

戊 金田施用 將來番は反當大豆粕一枚、過燐酸五貫、田は粟作反當硫酸四貫、過燐酸三貫、陸稻反當大豆粕一枚を標準として施用せしむべく計畫獎勵せり、昭和四年に於ける施用量大豆粕二百十三枚、硫酸三十五叭、硫酸八號六十四叭、過燐酸十一叭ありたり

己 養 蠶 當初は一般にこれが利を解せず、棉立枚數僅か十數枚に過ぎず、飼育法も悉つて拙劣にして何等見るべきものなかりしが、大正十四年本道の獎勵方針に則り、一戸當平均蠶額二枚、夏秋蠶一枚の飼育をなす積極的獎勵を爲したる結果、年々計畫の通り順調に進み、特に本年は今後五箇年間に植栽普及すべきものを、本年中に今地線上植栽することとし、目下府々進行中にして

1 桑田増殖 現に桑田十二町歩を有し、春蠶七十三枚、夏秋蠶六十一枚を飼育す、産繭五百二十貫は主として郡立會の共同販賣に付し、其價格二千五百餘圓なり

2 養蠶傳習所 嚙代なる養蠶家を養成すべく養蠶傳習所を設置し、以て養蠶期中四箇月間これに關する技術及び知識を習得せしめ、年々十五名以上の傳習生を出す

3 種蠶共同飼育 種蠶期に於ける飼育の完全を期すべく、共同飼育を爲すものにして、特殊の事情あるものゝ外之を實施す

庚 畜 産

1 畜半増産 將來各農家に下均一頭宛飼養せしむべく、種牡牛の配置・低資幹牛の貸與等、専ら之が増産に努めたる結果、現在飼養戸數六十八戸、十六十八頭に達し、毎年の産額十五頭を下らず

2 養 豚 將來一戸平均二頭以上飼養せしむべく、年々改良種豚を配付して種付を奨励する外、自給肥料奨励と共に、豚舎の漏下げを爲し、探肥養豚を奨励しつゝあり、目下飼養戸數六十七戸、豚數九十七頭なり、全部パークシヤ種及び同雜種にして、在來種は殆んど影を認めず

3 養 鶏 飼養容易・産卵率多き白色レグホン種を、一戸平均五羽以上飼養せしめんとし、種卵を購入配付する外、命綱等を補助購入せしめ、鶏舎を改良せしむ、毎年の産卵數五千餘顆にして、自家用を除き之を賣却せる價格二百餘圓に達す、尙ほ本里は本郡畜産同業組合に於て養鶏種里に指定し、今後一層積極的奨励を爲さんとす

申 婦女貯蓄 婦女に勸奨節約の美風を涵養せしむる外、將來有爲なる事業の資金に充用すべく、模範農里設定後之れが實施の端起るや、里民の大に歡迎する所となり、直ちに實施方法を申合せたる結果、朝夕家族一人一匙宛の米を貯へ、月末之れを取返めて個人別に命綱組合に預金することとせり、實施後五箇年にして實行戸數八十九戸、貯蓄數三十五石餘、命綱九百二圓に達す、一戸平均十圓餘、最高二十四圓餘、最低八圓弱にして、今後大に繼續勵行すべき意氣込なり

壬 禁 酒 風紀肅正・消費節約の美風を涵養せしむべく、模範農里設定後直に之れを實施し、平素里内に酒類を搬入し、又は飲用を嚴禁するは勿論、冠婚葬祭の如き特別の場合と雖も絶対に之を禁ず

癸 月例會 其月の行事・獎勵事項の周知實行の申合を爲す外、實行成績其の他必要なる調査を爲すべく、毎月陰十五日(夜間)之れを開催す、同日は郡面又は農會職員臨席して申合の確實を期すると共に、獎勵事項・農事又は其の他通俗講話を爲し、里民の自覺を促すこととせり、模範農里設置後未だ一回として缺會なく、特殊事情あるものゝ外、出席せざるものなし

子 總 會 毎年一回定期に開催し、其年に於ける事業其の他必要事項を協定する外、役員の改選、前年事業成績報告等を爲す、同日は郡守・庶務主任・面農會保員の外、命綱組合・警察署長・普通學校校長等の出席を精ひて必要なる通俗講話を爲し、以て里民の自覺を促す

共同團體組合講契の名稱概況規約

イ、農事改良契 一般普通農事の獎勵機關にして、苟も農事を經營するものは全部契員となる、契に契長、總務一人、書記一人、幹事七人を置き、獎勵事項其の他を處理するものにして、本里の主なる獎勵機關とす

ロ、契員組合 専ら契員に関する獎勵を爲すべきものにして、全部契員を以て組織し、組合長、理事一人、書記一人、幹事七人（幹事は本里改良契幹事兼任す）を置き、契員講習所を經營する外、契員一切に関する獎勵事項を實行するものとす

ハ、振興青年團 本里に住居を有する十二歳以上三十五歳未満の農家小青年によりて組織せられ、從來外來思想に偏せる青年團體とは全く趣を異にし、専ら健全なる農村建設を目録とするものにして、作樂、産環、地方改良の三部を置き、青年團自體の實力培養に努むる外、總覽農里各種獎勵事項の勵行に努力しつゝあり、農事改良契、契員組合と共に本團に期待する所多し、理事者は團長、理事一人、書記一人、幹事二人にして其活動は一般的目的と爲れり

◎咸鏡北道明川郡西面明南洞

戶數 一、一八八
人口 一、二三二

地勢及地形 面の稍東北に位し、南は虎山洞、北は山城洞・立石洞、東は三清洞、西は白鹿洞に隣接せり、

地形南北に稍長く東西に狭し、明南川は洞の中央を貫通北流し、森林鬱蒼、地味肥沃にして農

耕に適す

中心人物 現洞契長全以詰、現面長車鍾瓊、現區長任周燮、現會計員車風淳、任錫顯

農業者種別 地主乙七八戸、自作兼小作一〇五戸、小作二戸

施設事項

明治四十四年本道令第八號洞契規則に依り洞契を設立し、所定の事項を實行し來りたる處、大正十四年右道令廢止と共に、一時解散の狀態に在りたるも、既往の實績に鑑み存立の必要を認め、大正十五年一月一般洞民の中合せに依りて従前の洞契を復活せしめ、産環・土木・教育・納税・風俗の改良を以て目的と爲し、其の實施事項として選種・選種・施肥製造・秋耕實施・契員及副業の獎勵・樹苗の無償配付・橋梁の架設・夜學舎の開設・新聞雜誌の輸送・副業共同作業所設置・田畠畦畔の整理・荒地内の石礫除去・

鹽岸奉養・納税の宣傳・惡習の矯正・朝檢貯蓄の獎勵・衛生觀念の助長等、凡ゆる方面に亙りて敬神的に勵行したる結果、今日に於ては、富力及び文化の程度他洞に其類例なき部落と爲り、昭和三年三月五日、朝鮮總督府より地方改良奉勸助成金四百圓を下附せられたり、目下洞契基本財産として現金二、〇四七圓、山林七八町六反(時價三、五〇〇圓)を有す、今洞契の大正十五年以降昭和三年迄の間に於ける主たる施設概要を示せば左の如し

施設種類	所要經費	實 績	概 要
橋 梁 架 設	三八〇	總延長四八間(經費二尺四寸)、別に夫役四四人出役せり	
副業作業所設置費	二〇〇	木造瓦葺 一棟 畦坪十坪	
畜 車 購 入	三五〇	押草車四輛、レール三九〇間(田畠の畦畔整理・石礫除去・鹽岸作業用)	
共同養蠶所	二八六	一箇所戸數五六戸、棉立枚數六五枚、産繭量三八石	
冠婚喪祭節約費	二〇	宣傳ビラ 印刷及旗作製費	
納 税 宣 傳	五	宣傳旗三一枚作成	
契 影 費	三五	田畠畦畔整理者四名、優良養蠶家二名、納税優良者五〇名、水稻苗代優良者八名、乾草製造者一名、堆肥製造者一名、大豆粒選者二名	
計	一、二七六		

丙 午 番 契 規 約

威鏡北道明川郡西面明南洞

- 第一條 名稱 丙午番契と稱す
- 第二條 目的 用水を充分に供給するを以て目的とす
- 第三條 位置 明川郡西面明南洞に置く
- 第四條 契員 明南洞に通過する引水路を使用する番主を以て組織す但し地目が既に當となりたるものに限る
- 第五條 權利 契員は議決又は任員選舉、本契所有に係る水路を使用する權利を有す
- 第六條 義務 契員は總會に出席し契中の赴役に出席、契費負擔、規約及決議條項に服従する義務を有す
- 第七條 役員 契長、契監、會計、令掌各一人

第八條 職務 契長は契員を代表し契監は契務を總理し契長有故のときは其の事務を代理し、會計は金繰出納又は一切の文案に従事し、

令掌は契長及契監の命を承け用水供給の調節及其他事務に従事す

第九條 任員選舉 總會に於て口選又は投票にて選舉す

第十條 任期 一箇年とし満期再選することを得

但し補缺員は前任者の残任期間とす

第十一條 總會 定期及臨時に分ち、定期は毎年陰十二月十六日、臨時は緊急なるときに契長此を召集す

第十二條 成數 總會は契員三分の一以上、決議は出席員の二分の一以上を要す

第十三條 經費 入契金五十錢、朝増金所有畜百坪に付五錢の例を以て入契當時に納入し、年捐金は畜千坪に付十錢の割合にて毎年定期總會に納入し尙不足を生ずるときは總會の決議に依り臨時徴收すること

但し退契の時は入契金、朝増金、年捐金を還付せず

第十四條 事業 第二條の目的を達するが爲時々用水路の修繕を行ひ又は必要に應じ貯水池及淤を新築することを得

第十五條 契員の入退 總會の決議に依り決定す

第十六條 附則 本規約は契員三分の二以上の同意あるにあらざれば改正増削することを得ず又現在畜主三分の二以上左記誓約書に捺印の當日より之を施行す

誓 約 書

本人等が丙午番契設立を同意し又は同規約前十六條の各項を遵守可致換開茲に記者捺印す

大正十二年三月四日

契 現 在 概 況

一、契 員 七十八名

一、用水路は上、中、下三箇所に分ち延長約一里二十町あり

一、灌漑面積五十四町歩餘にして大旱魃の外には用水の不足を感ずることなし

一、契基金六百五十七兩、當分間は利加元にて基金金を殖す計畫なり

郷 徒 郷 約 成規北道明川郡西面明南洞

第一條 目的 郷員は一致協同し徳義相勸・過失相戒・謬俗相交・愚蒙相救するを以て目的とす

第二條 區域 明川郡西面明南洞山東

第三條 名稱 山東郷徒とす

第四條 位置 事務所は郷監宅に置く

第五條 役員 明南洞居住者中志願者とす

第六條 職員 郷監、郷有司各一人、執事若干人

第七條 職務 郷監は郷員を代表し職務を總理す

郷有司は郷監を輔佐し郷監亦故あるときは其の事務を代理す

執事は洞内の上級職員の命令を承け職務に従事す

第八條 選舉 郷監、郷有司は總會に於て口選又は投票を以て選舉し執事は郷監任免す

第九條 任期 役員は任期は一箇年とし滿期再選することを得但し補缺職員は前任者の殘任期間とす

第十條 權利 郷員は意見を提議し又は會黨に當り議決する權利を有す

第十一條 義務 郷員は總會に出席し夫役に出役し會費を納入する義務を有す

第十二條 總會 定期總會は毎年十二月中、臨時總會は必要に應じ之を召集す

第十三條 附則 本則は郷員の三分の二以上の同意あるにあらざれば之を改正増削することを得ず

第一章 徳業及禮俗

第一條 郷員及其家族は父母に對し孝道し長幼の序を守り誠意を以て相互敬愛し信義と親睦を旨とすること

第二條 尊長には敬意を以て禮を爲し言語は恭遜にし牛馬に乘り知人及尊長に遇ひたるときは必ず下りること但し已む得ざる事由あるものは牛馬上にて俯伏すること

第二章 博施 郷落

第三條 郷員及其の他家族は相互毆打することを得ず

第四條 酔色ある者は喪祭家に慰弔することを得ず

第五條 喪祭家は獻酒の外には絕對禁酒すること

第六條 十五歳以下の少年には飲酒及吸烟を絕對禁すること

第七條 不徳の行爲ある者又は失過の者は總會に於て呼寄の上面責又は忠告し其の惡意を改悛せしむること

但し簡易なる事件は都監自決す

第八條 郷員相互紛争ある事件は都監又は總會に於て和解の仲裁を行ふこと

第二章 相互救助

第九條 郷員及其の家族中十歳以上の者死亡し埋葬の要求あるときは郷員共同を以て埋葬する義務を有す

第十條 左記各項中の一に該当するときは郷員より埋葬の拒絶を爲すことを得

一、死亡のときより五日以上を経過したる死體、但郷員の無隙に因るときは此の限にあらす

二、傳染病にて死亡したる者、又は家内に傳染病にて死亡したる者、又は家内に傳染病者あるとき但し官公署に於て消毒したるものは

此の限りにあらす

三、凶案又は暴雨あるとき

四、喪家より葬處二十里(内地里數二里)以上なるとき

第十一條 一日に埋葬の請求二件以上あるときは先亡者より順次行ふ

但し同時に死亡したるときは抽籤に依る

第十二條 一件葬役に郷員三十名以内を以て出役せしめ夫役の節約と均等を圖ること、但し若干の殘員あるときは郷内他の夫役に出役せしむること

第十三條 郷員中左記の者を除く外は悉く出役舉すること

一、課め臥衾金五十圓以上を納入したるもの

二、死亡者の小功以内の服親の者

三、總會の決議を以て出役を免除したる者

第十四條 郷員は葬式に當り喪家より飲食物の要求あるを棄應することを得ず

第十五條 郷員中水火の難に罹り住宅及財産に對し被害を受けたるときは之を共同を以て應急の救濟を行ふこと

第十六條 郷員中重大なる事件及疾病に罹り農事其他事業を放棄するに至りたるときは郷員を出役せしめ適當に耕耘又は救助すること

第十七條 郷員中已む得ざる事故に因り生途無路のときは總會の決議を以て相當賑恤すること

第十八條 郷徒は洞約事業を發掘すること

第三章 郷員の入退

第十九條 入郷せんとする者は洞契に加入したる證明書に入郷金三十錢を添附し總會當日に志願すること

第二十條 入郷の志願を受けたるときは總會に於て其の許否を決すること

但し洞契に未加入の郷員あるときは直ちに頸海を命ずること

第二十一條 脱退せんとする者あるときは總會の決議に依り施許す他洞移住に依り脱退せんとするものに限り都監自決することを得
但し脱退する者には入郷金を還付せず

第四章 罰 則

第二十二條 細則第一條乃至第六條に違反する者は都監又は總會に於て召喚し忠告面責す

但し第六條を違反したる者には一圓以内の違約金を徴收することを得

第二十三條 左記各項の一に該當する者には違約金五十錢を徴收すること

一、細則第十三條の舉墜を不應するもの

二、細則第九條の夫役に無故出役せざる者

三、細則第十五條乃至第十七條の救助配當に不服の者

第二十四條 總會の召喚に不應する者又は總會に於て三回まで忠告面責したるも改悛せざる者は戸主家族を問はず其の戸を除名懸絶すること

第五章 附 則

第二章 模範 部落

第二十五條 細則は海員の半数以上出席し出席員の半数以上の同意あらざれば改正増削することを得ず

第二十六條 本細則に背きものは總會の決議を以て得ること

第二十七條 本細則施行前に都監の職たる地位及聖旨は本則施行日より之を廢止し都監を最高首席とすること

第二十八條 海約及細則は西曆千九百二十三年癸亥陰四月十五日より之を施行す

海約現在概況

一、海員總數八十二名

二、基本令三百十二圓也

○咸鏡北道穩城郡柔浦面豐西洞 戶數 一三三
人口 九九五

地勢及地形 本部落の舊地名は柔遠鎮にして朝鮮の最北端に位し、往昔鎮を置かれ、城壁圍繞せし集團部落なり、東西北三方は豆滿江に面し、南方は同面世仙洞に接したる半島形にして、相當廣面積の平野遶り、これを豐西平野と稱す、地味瘠薄にして濕氣多し

中心人物 張文燁、李奇俊、金仁弼

農業者種別 自作四一戸、自作兼小作七二戸、小作二〇戸

施設事項

明治四十四年洞民協力して育英書堂を設置し、無學子弟の教養に努つたる結果、洞内に青年の久下殆んどなく其の成績良好なり、昭和四年三月民風改善、産業開發、教育普及、衛生思想の普及、勤儉貯蓄の奨励等の目的遂行の爲め、豐西振興會なる地方改良團體を組織し、福英官公署の指導と相俟ち、英風民俗の普及・勸業貯蓄の奨励・納税期滿の恪守・國旗掲揚の勵行・衛生觀念の鼓吹等の育英奨勵を爲すと共に、左記事項を實施し、其の成績良好なり

一、柔遠嶺より世仙洞に至る等外道路(約三十町)は、もと甚だ不良なりしが、昭和四年秋季二回に亘りて會員一同出勤し、路面の改善を爲したる結果、現在に於ては交通上強の不便をも感ぜざるに至れり

二、自作自給の趣旨に依り、昭和四年冬季中會に於て草履の材料を購入し、之を會員に分與して其の製造方の傳習を行ひ、會員一月平均草履三足以上を製造せしめたるに、部落民事つて之を使用し、其の後も各自製造使用するに至れり、また從來購入使用しつゝありたる靴子(アンペラ)も、會員一月平均一枚以上を製造し、各自家用に供しつゝあり

三、昭和四年秋衛生思想鼓吹の爲め、豊西衛生展覽會を開催し、各戸に清潔を實行せしめ、其の成績優秀なるもの五月を選びて行賞せり、爾來部落民は競争的に清潔を勵行し、現在其の面目一新せり

四、昭和四年十一月より昭和五年四月迄六箇月間、豊西衛生官駐在所指導の下に夜學會を開催し、會員及び洞内成年者の文盲四十餘名に對し、日常生活上必須の朝鮮語・算術・修身等を教授せり、講師は會員中の有識者に之を委託し、無報酬にて教授に當らしめたり

五、會の基金を作る爲め、衆て薪の採取販賣を計畫し、昭和五年三月會員總出勤して薪三、四〇〇束を採取せり

共同 團體 部落の各種團圓組合講契の名稱概況規約

昭和四年二月十日設立に係る豊西洞地方會ありたるも、其の目的等四振興會と同一にして、其の會員が月主たる老年者多き爲め、有名無實の状態なれば之を廢止せり

第四節 模範部落の選奨

以上は朝鮮に於ける多數の模範部落中、最も特色ありと認めたるものを擧げたのであるが、勿論右の外にも色々成績の見るべきものが尠くないであらう。殊に昭和七年以來、朝鮮總督府及び地方當局は、農村の自力更生運動に大努力を爲し、銳意農山漁村の振興を計つて居るので、模範部落及び優良部落を始め、一般部落の活動

は一段と眼覚ましきものがある。而して農村の疲弊を匡救し、これが振興を圖る手段の一端として、各地方に於ける優良部落又は團體中、地方の教化に貢獻し、その成績顯著にして一般農村の模範とするに足るもの、又は將來地方改良の實績を擧げる見込あるものに對し、昭和二年度より總督府は、選奨の趣旨を以て補助金を與へ、部落又は團體の發達を助成すると共に一般農村の改良指導に資しつゝ、あり、昭和六年度までに、その補助金を與へたるものは左の百六十六團體に及んで居る。

地方改良事業補助金交付狀況調

京 畿 道

昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	補助金計
所在地 部 落又 體 名	所在地 部 落又 體 名	所在地 部 落又 體 名	所在地 部 落又 體 名	所在地 部 落又 體 名	補助 金額
補助 金額	補助 金額	補助 金額	補助 金額	補助 金額	
振成郡 橋城面 婦人会	坡州郡 周南洞 醇厚會	坡州郡 長山里 醇厚會	高陽郡 花井里 共助會	陽智郡 臨義面 聯合會	1,260
富川郡 系民會	長湍郡 亭子里 共助會	金剛郡 加陽里 正風會	梅川郡 龍翔面 共助會	龜川郡 屯田洞 共助會	1,200
文德面 系民會	楊州郡 金楮 青年會	陽東郡 龍仁郡 共助會	長湍郡 長湍共助聯合會	富川郡 文鶴人會	1,200
計	計	計	計	計	3,660

忠 清 北 道

全羅南道

海南郡	錦湖風里	光陽郡	七星會里	谷城郡	龜龜會里	羅州郡	玉洞會里	順天郡	錦興會城
二〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇

城津郡	桃林風里	高興郡	南陽會里	一務安郡	上基會里	咸平郡	笑山會里	長文郡	月興會坪
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇

城津郡	秀陽風里	求禮郡	土皆會里	羅安郡	桂安會里	咸平郡	青年會里	石津郡	社倉風里
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇

計	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

慶尙北道

慶山郡	益永洞	清道郡	所羅洞	靑松郡	開日洞	星州郡	鳳亭洞	慶山郡	自林會堂
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇

萬善郡	茂溪洞	善山郡	鳳山洞	慶山郡	益永洞	神光郡	虎里洞	永川郡	漢落川
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇

計	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

慶尙南道

成陽郡	産桂樓	成陽郡	寶午會里	陝川郡	官井落里	南海郡	伊於落里	昌原郡	改興會村
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇

柳林郡	産桂樓	水東郡	寶午會里	草溪郡	官井落里	古縣郡	伊於落里	昌原郡	改興會村
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、七〇〇

第五節 模範部落と卒業生指導

朝鮮に於ては近時模範部落・優良部落・其他勸業上各種の指導部落を設置して、農村の振興、産業の發達、地方の改良、民力の増進を企圖して居るが、一方教育上に於ても、主として朝鮮人教育を目的とせる普通學校の卒業生指導に就いて、總督府及び道郡當局は熱心に奨勵を加へ、今やその指導校數九百四十七の多きに達し、成績の見るべきものが極めて多いのである。この卒業生指導教育の目的は、普通學校卒業生に對して、主として生業を輔導し、勤勞好愛の念を培ひ、齊家治産の美風を馴致し、進んで地方開發の中堅たらしむるにあり、教育の實際化は茲に愈々實現されんとして居るが、將來の朝鮮農村はこの指導教育を受けた中堅青年によりて經營されて行くことが尠くあるまい。この事業の創始は昭和二年度にして、初め京畿道に於て卒業生指導校なる名稱の下に、適當なる普通學校若干校を指定し、各種産業團體と聯絡協力して、前記にその目的の達成に努めたところが、成績頗る良好なるものがあつたので、道當局は一段とその施設に力を注ぎ、この機運は各道にも亦勃興し、總督府に於ても大に奨勵を加へ、これら施設は常に教育上の一ならず、農村開發の一大原動力となつて居る。指導學校の種類には、道指定のものと、郡指定のものとあり、一定の補助金を交付して事業

平安北道雲山郡雲山面化鶴洞約	昭和二、三年度
同 道雲山郡東新面海官洞約	昭和四、五年度
同 道孝義郡砥山面新興洞約	昭和二、三年度

の完成に便ならしめて居る。指導の方法は、大體個人指導、共同指導、記録指導、修養に關する指導、他の指導機關との連絡等に分れ、一定の指導期間を設け、指導生を一團として組合を作らしめ、相互共勵の實を擧げしむると共に團體精神を涵養し、地方改良に資せしめて居るが、就中この施設の實行により、各種農産物の收穫の増加、改良農法の普及徹底、家畜家禽飼養の増加、堆肥製造の改良増産、副業生産の増加等著しく、民風の刷新、部落の改善に貢献する所が特に多いのである。惟ふに、普通學校卒業生の指導教育は朝鮮獨特の試みで、農村の振興上極めて有意義なことであるが、今後の模範部落の經營は、必ずやこれ等有爲の中堅青年によりて合理的に行はるゝに至るであらう。現に京畿道内の實績に徴するも、自作農創定農家の約三分の一は、この卒業生指導學校の卒業生を以て占めて居る。さればこの指導教育を受けたる青年の増加と共に、疲弊困難の朝鮮農村にも、徐々に活氣と光明がさして來ること、信ずる。

公立普通學校卒業生指導施設 (其一) (昭和八年三月末現在)

道名	卒業生指導施設數			男女別に依る區分		指導科目に依る區分					
	道指定	郡指定	其他	男子	女子	農業	商業	工業	水産	農業 商業	農業 工業
京畿道	11	11	11	101	101	100	1	1	1	1	1
忠清北道	11	2	11	40	40	28	1	1	1	1	1
忠清南道	11	1	11	40	40	28	1	1	1	1	1
全羅北道	11	1	11	21	21	18	1	1	1	1	1

公立普通學校卒業生指導施設 (其二)

道名	農林 商業 水産	公民	家事 裁縫 手藝	指導員數			男子 學生數	女子 學生數	指導終了者數		一年間 の經費 算定額	實費の 供する 數
				主任 指導員	補助 指導員	兼務 指導員			男	女		
全羅南道	—	—	—	100	300	300	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	—	—	—	—	300	300	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	—	—	—	—	300	300	—	—	—	—	—	—
黃海道	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—	—	—
平安南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平安北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江原道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	100	100	100	—	—	—	—	—	—
京畿道	—	—	—	100	100	100	—	—	—	—	—	—
忠清北道	—	—	—	100	100	100	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	100	100	100	—	—	—	—	—	—
全羅北道	—	—	—	100	100	100	—	—	—	—	—	—
全羅南道	—	—	—	100	100	100	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	—	—	—	100	100	100	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	—	—	—	100	100	100	—	—	—	—	—	—



慶尚北道慶山郡押梁面造水模範部落



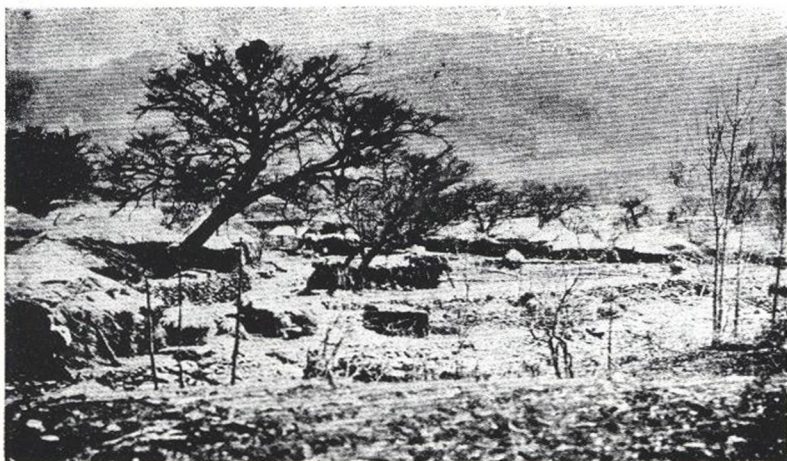
造水模範部落の吠鏡技會



落部竊模村新里子亭内郡郡端長道畿京



(肥施び及拔稗中期代苗の地作耕同共) 業作同共の員會助共村新里子亭



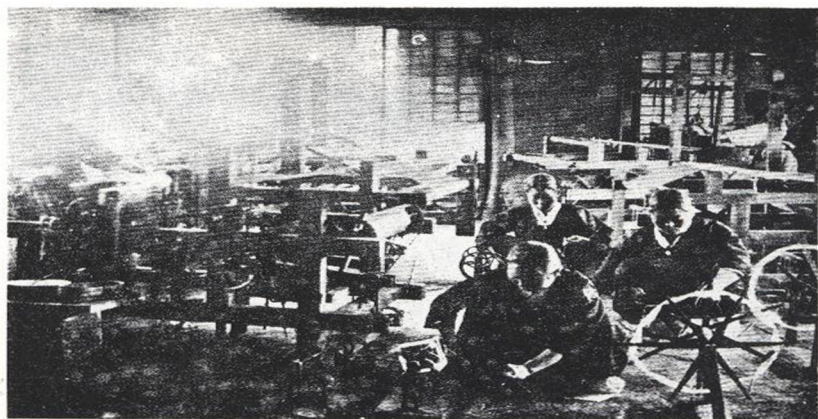
全羅北道長水郡水長面松川里模範部落



松川里に於ける施設
 右側より 振興會貯穀倉・事務所・部落共同浴場・共同便所



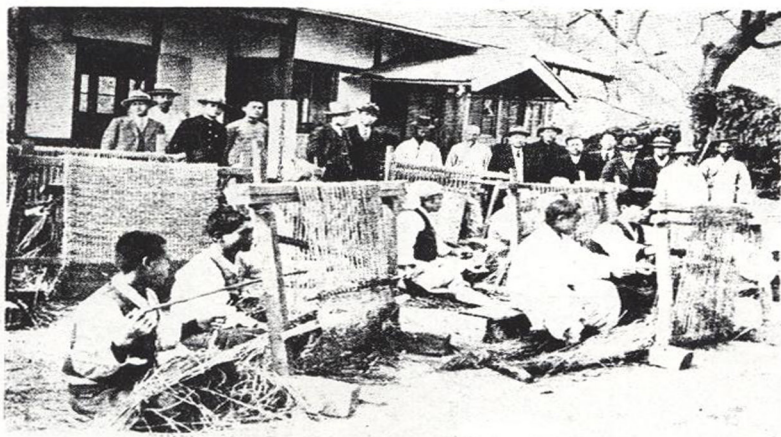
沈狀製造肥堆の落部範模里井東面川岐下郡州成道南鏡成



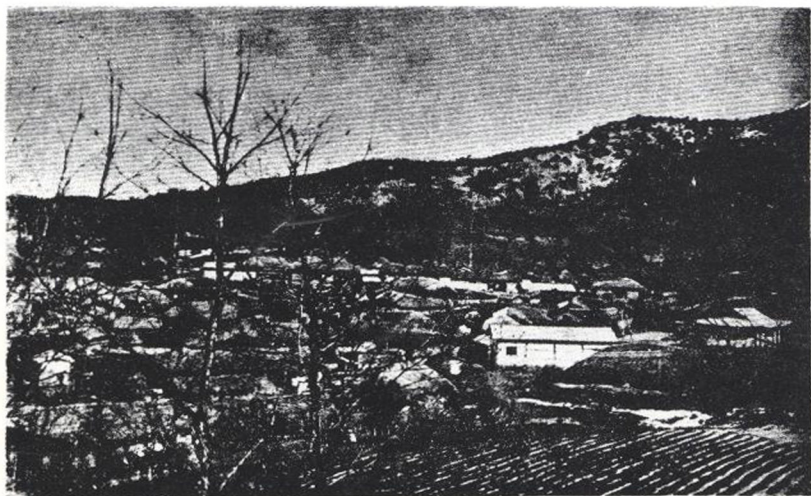
慶尙南道成陽郡成陽面新泉里模範部落に於ける機業組合の作業



落部範模里車大面朱茂郡朱茂道北羅全



況狀織呷るけ於に落部範模里車大



江原道春川郡新南面松岩里峴模範部落



慶尙北道高靈郡星山面溪洞模範部落に於ける消費組合



落部範模溪清里湖龍面尼大郡州安道南安平



況狀の集々會總期定會風橋湖龍び及堂會公るけ於に落部範模溪清



落部範模里長桃面川木郡安天道南清忠



鶏養るけ於に落部範模里長桃



慶尙北道星州郡草田面鳳亭模範部落



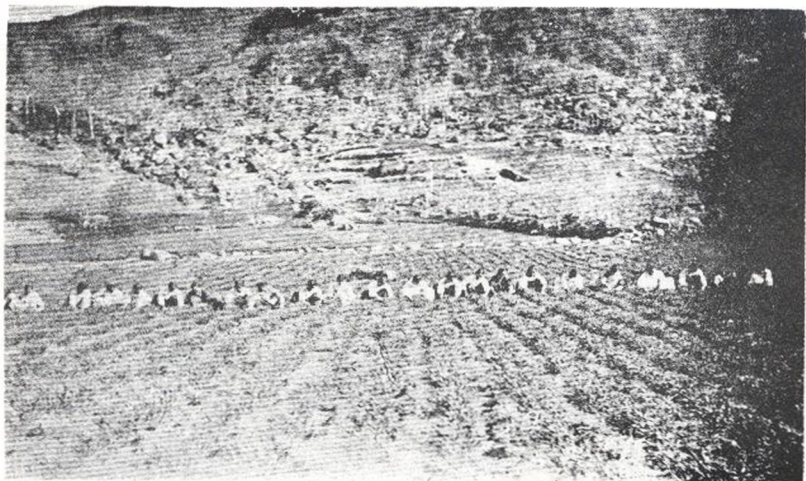
鳳亭模範部落に於ける部落民の共同作業



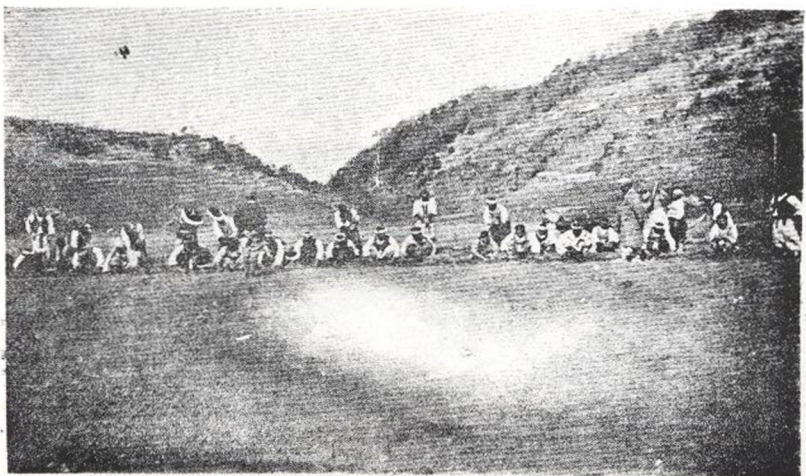
忠清北道報恩郡俗離中板模範部落



中板模範部落に於ける米貯蓄状況



草除畑麥の員會人歸るけに落部範模洞府天面北鳥陵嶺道北尙慶



業作同共圃苗桑の落部範模洞府天



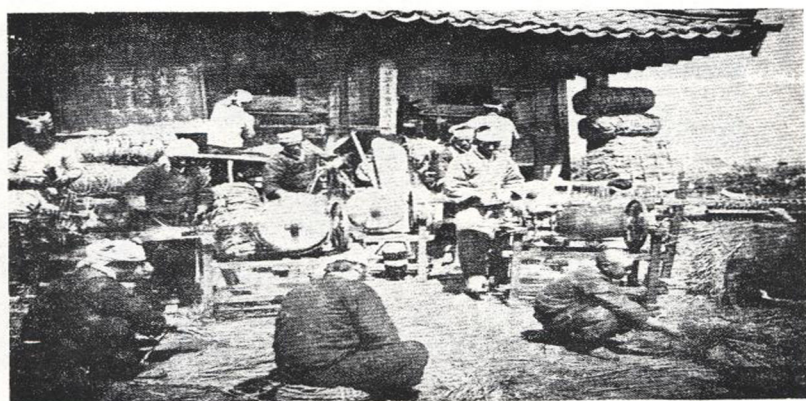
慶尙南道陝川郡草溪面官坪里模範部落



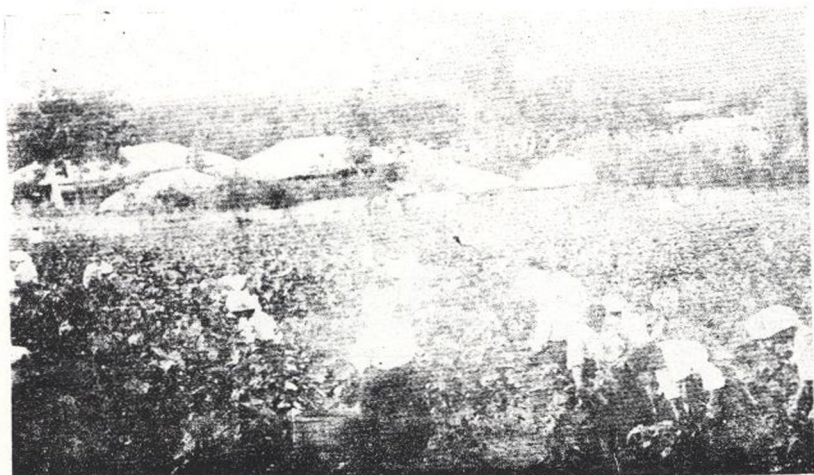
官坪里模範部落に於ける共同畑除草



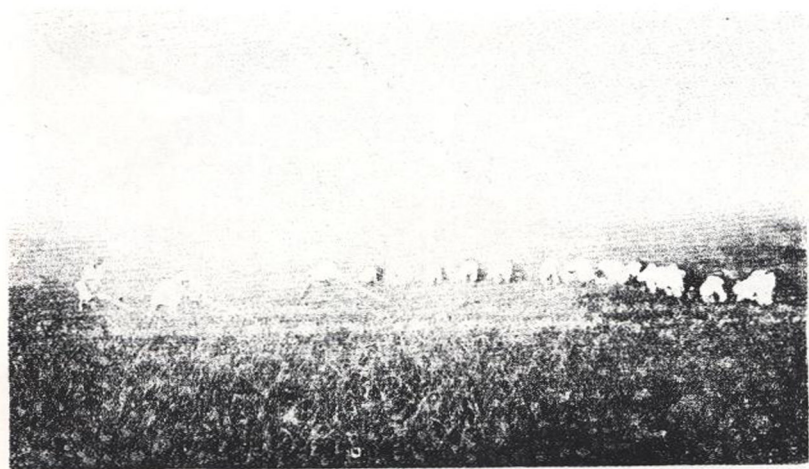
成鏡南道利原郡南面壽巷里模範部落



壽巷里模範部落に於ける青年興作の業



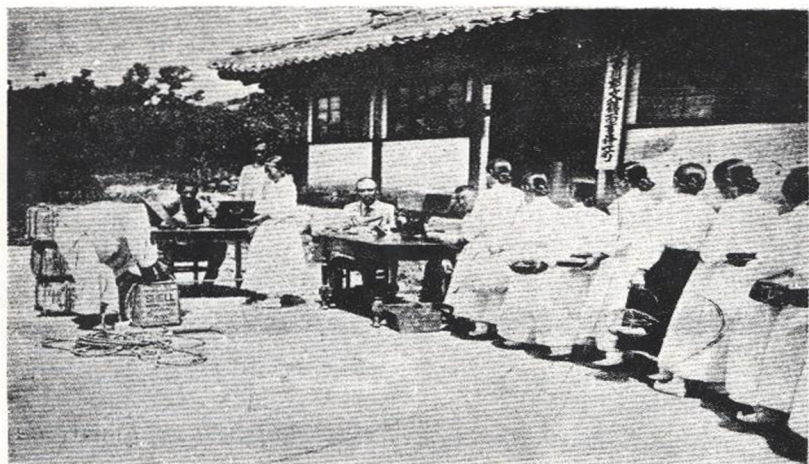
み摘桑の人婦るけ於に落部範模里林桃面田城郡津康道南羅全



草除畚の人婦るけ於に落部範模里林桃



理管培肥の園桑同共るけ於に落部範模里校官面鶴文郡川富道畿京



賣販同共卵鶏の舎人婦るけ於に落部範模里校官

唐津郡松山面柳谷里振興會事務所所在地全景



忠清道唐津郡松山面柳谷里振興會事務所所在地附近



唐津郡松山面柳谷里振興會防砂工事状況

柳谷里振興會防砂工事に於ける振興會防砂工事

第三章 特殊部落

第一節 特殊部落

朝鮮の階級制度に關しては、別に社會組織に就いて調査を行ふことになつて居るから、その際に詳説したいが、茲に特殊部落といふのは、朝鮮に於ける部落中、普通の農村部落や漁村部落又は山村部落と異なり、特殊の階級、若くは特殊の職業に従事せる人達の集團せる部落を指し、決して賤稱の意味は含んでは居らぬことを斷つて置く。朝鮮の部落の中で最も特色あるものは、云ふ迄もなく、兩班儒林などの一門のみが繁榮して集團せる同族部落であるが、(同族部落に就いては後篇に於て詳説してある)これはその數が餘りに多く、私の調査したものの、みでも約二千に及び、各地方に普く分布して居るから、聚落の研究に於ては勿論珍らしい存在であるが、朝鮮ではこれを特殊部落とは稱し難いのである。従つて現在特殊部落として擧ぐべきものは、一、吏族・營吏・驛吏部落、即ち李朝時代まで地方廳や屯營・驛院の所在地に、それ等の官職に従事して居た階級のものが集團生活せる部落、二、僧侶部落、即ち寺院の所在地に僧侶の集團せる部落、及び北鮮地方の一部に集團生活せる在家僧の部落、三、舊白丁部落、即ち舊時代に白丁と稱せられたる階級の集團せる部落、四、其他の特殊部落、即ち舊時代に於て洋人、韓匠、官奴、寺奴、匠人などの集團し、今尙はその名残を留めて居る部

落、又は妓生、巫女などの集團生活せる部落の如きは、その重なるものである。

併合後に於ける朝鮮は、階級制度の撤廢、社會狀態の變化、交通機關の發達、經濟事情の推移の結果、これ等特殊部落の集團は漸次破壊され、特に市街地に於ては各種のものが雜居して生活するに至り、特殊部落としての形態及び特色を存して居るものは甚だ稀れであるが、今試みに昭和五年各府郡の調査報告に係る資料を左に披萃して見る。勿論この調査は全部の特殊部落を網羅したとは斷言出來ず、この外にも尙ほ幾多の特殊部落と認むべきものがあらう。また昔ては特殊部落を形成して居つたが、今は普通部落に近きものを求めるならば、京城附近に就いて見ても、府内崇一洞附近の舊洋人部落、郊外鷲梁津の巫女部落、京畿道楊州郡蘆海面壘洞里の官官部落の如き、又は各市街地の一區劃に集團せる妓生部落の如きはそれに該當する。

吏 族 部 落

◎全羅南道長城郡長城面聖山里福山里・南堂里（吏族部落）八一戸 三七八人

既往に於ける生活狀態は邑吏のみを主とし、他に農商工等の業を営むもの皆無の爲め、一般に於ける貧富の差甚だしく、公職に就かざるものは生活困難を極むるの狀にありたるが、時勢を悟り、農業に努力し、副業として養蠶に勵む等、昔と今とは大なる努力の差あり、將來漸次生計に餘裕を生ずるに至るべし

◎慶尙北道義城郡義城邑内一圓（舊吏・吏族部落）一、一一七戸 六、五七一人

大部分農業にして、中流以上の生活者多し

從來當部落は大部分管吏・吏族が住居し、海州吳、慶州李、義城金、金海金四姓の根據地にして、既往數百年間に於て地方行政執行の任に當り、一郡を支配し來れる關係上、利權爭奪及び個人間の軋轢甚だしく、相互の圓滿を缺きたる傾向ありしも、地方制度改正以來漸次其の態度を改め、今や兩班・儒生の階級に列せられ、言論行動共に從來の儒班に比し何等遜色なく、人心の融和を圖り、新教育の修養に邁進したる爲め、智識程度に於ては遙かに他部落以上の地位を占め、官界に進出せる者數十名を算し、夫々相當の名望識見を有す。然れども從來動もすれば官の施設計畫に就き、兎角の非難を試みるが如き嫌ひ無きにあらず

驛 吏 部 落

◎慶尙北道安東郡安東邑安奇洞（驛吏部落）一九八戸 一、〇〇二人

本部落は咸安趙氏の集團部落にして、住民は主として農業を營み、副業として養蠶・養鶏等を行ふ。部落民は一般に勤勉にして、自立自營の念に強く、専心其の職に努むるに依り、生活は比較的裕かにして、益々勤勉力行しつゝあり

◎慶尙北道安東郡北後面瓮泉洞（驛吏部落）三三二戸 二、〇〇一人

本部落は晋州姜氏の集團部落にて、住民は農業を營み、副業として養蠶・養鶏等を爲す。部落民は勤勉にして自給自足の念強く、専心各自の業に努むるに依り、他の部落に比し生活は裕かにして、益々勤勉力行しつゝあり

◎咸鏡北道安東郡臨河面琴韻洞（驛吏部落）二三五戸 一、三七三人

本部落は平澤林氏の集團部落にして、住民は農耕に努め、副業としては養蠶・養鶏に力を注ぎつゝありて、郡内産業模範部落の評あり

本部落民は古來勤勞に依り、自作自給を爲し來りたる美習ありしを以て、他部落に比し生活程度裕かなるは勿論、益々勤儉力行し生活安定を期し居れり

◎咸鏡北道明川郡下等面下坪洞驛屯里（驛吏部落）二二二戸 一三三人

部落名の示す如く、もと本部落は部落民の殆んど全部が驛吏を以て職業となしたる關係上、驛制の廢止されたる現在に於ては、其の多くが小作農にして、別に資産家と見るべきものなし

住民は他の部落に比し、稍排他的團結心に富むの傾向あり、是れ或は既往に於て他に賤しめられたる結果ならむか

◎咸鏡南道文川郡々内面營老里（驛吏部落）三五戸 二一〇人

昔は驛吏の部落なりしも、現在は純農村にして、自作十戸、自作兼小作十五戸、小作十戸を有し、其の經濟狀態他に比し割合に健全なり

僧侶部落

◎京畿道高陽郡延禧面奉元里（僧侶部落）四二戸 一七一人

本部落は京城郊外の閑寂なる山中に集團し、不農不商にして佛前供享を主とし、祈禱のみを崇尚し、これによりて多少の手數料を得、比較的圓満なる經濟的生活を營む

◎京畿道長湍郡津西面大院里華藏寺(僧侶部落) 三〇戸 七八人

右の人口七十八人中約三十五人は田畑を所有し、各自農業を營みつゝあるも、其他は生活裕かならず、從來の慣習に依り各所を托鉢して糧食等を求め、其れに依り生活しつゝあり

◎慶尙北道開慶郡山北面全龍里(僧侶部落) 二五戸 三七人

◎慶尙北道開慶郡山北面田頭里(僧侶部落) 一七戸 三三人

金龍里は金龍寺の、田頭里は大乗寺の僧侶部落なるが、部落民は全部地主にして生活は富裕なり

在 家 僧 部 落

◎咸鏡北道富寧郡富寧面虛通洞烟台洞(在家僧部落) 一九戸 一一二人

本部落は二十有餘年前より在家僧の集團せる部落にして、部落民は農業を主とするも、山嶽重疊たる僻谷にして、土地狭小、地味瘠薄の爲め本業振はず、生活困難の状態にて一般の經濟も甚だ不振なり

◎咸鏡北道富寧郡石幕面金降洞(元金採洞)(在家僧部落) 二四戸 一七五人

本部落は三十有餘年前より在家僧の集團せる部落にして、職業は農業なるも、生活極めて貧弱なり

◎咸鏡北道會寧郡八乙面發泉洞(俗稱立石内)(在家僧部落) 四七戸 二八五人

◎咸鏡北道會寧郡昌斗面茂山洞（在家僧部落）七〇戸 四二一人

◎咸鏡北道會寧郡昌斗面豊山洞（俗稱鳳儀洞、孟軻洞、甫下洞）（在家僧部落）一八戸 一二六人

◎咸鏡北道會寧郡昌斗面靈山洞（俗稱青草洞）（在家僧部落）一〇戸 七三名

◎咸鏡北道會寧郡昌斗面蒼苔洞（俗稱明堂洞、馬兩坪、延願寺、蒼苔洞）（在家僧部落）五五戸 三八五人

◎咸鏡北道會寧郡昌斗面鍾岩洞（在家僧部落）九二戸 六八四人

◎咸鏡北道會寧郡龍興面魚雲洞（在家僧部落）六八戸 二九八人

◎咸鏡北道會寧郡碧城面大德洞（俗稱梨春洞）（在家僧部落）三〇戸 一〇八人

右在家僧は其の由來詳かならざるも、傳説に依れば女眞族にして、高麗尹瓊が女眞驅逐の際踏化せし民族なりと謂ふ。從來在家僧の社會的地位は最下階級に屬し、差別待遇を受けて一般人と日常交際少きは勿論、嘗て婚姻したる例なく、今日と雖も此の遺風依然現存するの状態なり。斯く數百年來一般より賤視せられたるに依り、努ひ男は學ばず、女は織らすして、たゞ農耕に従事するのみなれば、無學者多く、其の言語動作は野卑と認むべき點多し。然れども男女共に農業に従事し、孜々營々として怠らざるに依り、一般農家よりも比較的生計餘裕あるが如し

◎咸鏡北道鍾城郡豊谷面豊溪洞寺洞（在家僧部落）二八戸 一五四人

全部農業に依る所得を以て生活を營み居る状態にして、比較的醇朴勤勉なり、經濟は富裕ならず

普通部落に比し文盲者多く、言語動作に不活潑の點あり。尙ほ該部落に於ては朝鮮の慣習に依る、所謂内外法なく、男女老少を問はず、同一親族の如く相互挨拶を爲す

飲食物及び衣服等は質素を主とするも、婦女子の裝身具、衣服の模様等、三十年前の普通部落の婦女子に似たるものあり

◎咸鏡北道穩城郡柔浦面豐利洞 烏啼岩（在家僧部落）八戸 五二人

◎咸鏡北道穩城郡美浦面月坡洞 暎月寺（在家僧部落）五三戸 三〇九人

◎咸鏡北道穩城郡美浦面豐梧洞 諸 峯（在家僧部落）一〇戸 六五人

◎咸鏡北道穩城郡穩城面周原洞 鳩 岩（在家僧部落）三戸 一三人

在家僧は全部農業に従事し、質素儉朴にして勤勉、産を治むるを以て、凶年以外には生計に苦しむことなく、麻布紡織を副業として替む。團結力最も鞏固にして相互の間睦まじく、一旦事變あるときは全部落暴つて之に當り、また部落民中に凶事あるときは一致して扶助するの美風あり、在家僧以外の者には不動産の買渡及び結婚を爲さざるを通例とす。言語動作に於ても普通人に比し多少の差異あるも、一見判別し難し

◎咸鏡北道慶興郡上下面松上洞 普賢谷（在家僧部落）一〇戸 六三人

全部農業に従事し、一般に勤儉にして、經濟觀念に富む

本在家僧は普賢谷と約二十町を距る普賢寺に居りたる僧侶にして、早くより退俗したるを以て、今や生活職

業等大第に俗化され、一般の風俗と別段異なる所なきも、尙ほ左の數點の特色を有す

イ、祭事は晚に入れば直ちに(午後七、八時頃)行ふの風あり

ロ、竈間にて客を應接するの慣習あり

ハ、冠婚葬祭ある家には全家族を同伴して集合するの風あり

蒼白丁部落

◎全羅北道南原郡南原邑錦里(城底)(蒼白丁部落) 一一戸 九一人

生業は獸肉販賣業に従事し、生活状態概ね裕福にして、從來他の部落と社交關係なく、社會に於ける特殊階級として一部落に集附せり

◎全羅北道淳昌郡淳昌面校星里平地里(蒼白丁部落) 七戸 四五人

◎全羅北道淳昌郡淳昌面校星里烏山里(蒼白丁部落) 九戸 四八人

◎全羅北道淳昌郡淳昌面校星里橋項里(蒼白丁部落) 一七戸 九七人

上記の三部落は部落間に田地狹まれる爲め、部落名を異にするも、相互の距離二、三十間に過ぎず屠殺又は獸肉販賣は其の主たる業にして、農を副業とす。經濟状態は他部落に比し概して裕かなり

◎全羅南道務安郡外邑面城南里の一部(城底里)(蒼白丁部落) 一一戸 六八人

從來肉商、皮革商を營み、生計比較的餘裕あり

◎慶尙北道聞慶郡麻城面南湖里（舊白丁部落）二八戸 一一一人

本部落は戸數の約四割は獸肉販賣を主業として、副業は杞柳器製造なり

◎慶尙北道金泉郡知家面上部里の一部元南山洞（舊白丁部落）三〇戸 一五〇人

舊韓國時代は白丁に對する職業は特に制定したるものにして、例へば獸肉販賣、革靴製造、柳枝細具製造等なりしが、今日は部落民の職業は農業が本務となり、經濟状態は他に比し劣等なり

◎慶尙南道居昌郡居昌面（舊白丁部落）中洞三〇戸 一三〇人 東洞一五戸 一〇〇人

舊慣習に従ひ尙ほ壓迫を免れざる舊白丁は、東面東洞の下端に集團住居し、専心農業に勵み、牛肉販賣商を營みて利を得るの外、杞柳細工を副業として生活費に充つるものなり

◎黃海道安岳郡銀紅面清川里清溪洞（舊白丁部落）一六戸 八一人

生業は柳枝を以て各種物入器を製造し、又は朝鮮在來の皮製鞋を製造し、これ等を販賣して生活す

◎黃海道瑞興郡栗里面徐達里白村（舊白丁部落）二二戸 一一〇人

部落民は杞柳器製造を職業とし、一般に杞柳製造業に従事し、相互扶助の精神に富む

◎黃海道殷栗郡一道面農林里車隅洞（舊白丁部落）二二戸 一三二人

本部落民は篩及び箄（機械の附屬品）の製造業が主なる職業にして、其の他歌舞藝者等二三人あり
石の製造品は別に輪移出する所もなく、販路極めて狹隘にして、單に田舎廻りの行商を爲すに止まり、一般

の生活状態至つて潤澤ならず

◎江原道三陟郡三陟面元堂里（舊百丁部落）

今より三百年前に各地より白丁多數移住し、専ら屠殺業に従事したるものにして、現在二十三戸中十三戸の舊白丁あり、農業の傍ら牛肉販賣等に従事し、生活裕かなるも、普通民とは婚姻を爲し得ず、悟る所ありて大正十二年朝鮮衡平社創立以後同社に参加し、三陟支社を組織し、民族平等主義を唱導しつゝあり

匠人・巫女・官奴部落

◎黃海道瑞興郡禾回面梨槐里越栢洞（匠人部落）一三戸 五九人

職業は農業を本業とし、大工業を副業とす。従來は朝鮮の慣習上一般常民より賤待され居たるも、經濟状態は普通なり

◎全羅南道珍島郡珍島面城内里一部（巫女・官奴部落）二〇戸 六二人

巫女、官奴等のもの掌樂廳を中心に蝸集し、一定の生業なく、男子は歌樂役者に、女子は巫卜に従事し、生計困難の状態なり

言語、儀禮共に下賤にして一般のものとの社交なく、加ふるに近來モルヒネ中毒者多き爲め、一層差別排斥を受くるが如し

以上の外にも尙ほ特殊部落と認むべきものがあると思ふが、大體に於て、階級制度の打破と、經濟組織の變

化の影響を受け、殊に交通機關の發達に伴ひ、從來の特殊部落は、轉業又は移散等によりて、漸次その集團が崩壞の過程を辿り、また階級的差別觀念も次第に薄らぎつゝある。従つて一時熾んであつた舊白丁階級の衡平運動の如きも、今は下火となつて居る。概して特殊部落と普通部落との間に於ける特異なる點も、年と共に減少して行くやうに思はれる。

第二節 土幕部落

細民、窮民、乞食の多い朝鮮に於ては、これ等の貧困者が市街地の一部に集團し、所謂土幕又は土窟(獨立小亂群)、又は上窟(土窟よりも一層粗末な穴居)生活を營むものが尠くない。當局に於ては、衛生上、風致上より、鐵道沿線や交通類繁な大道路に沿ふた地域には、その集團を避けさせる方針を執つて居るが、近年人口の都市集中が甚だしく、一方生活難の激しき結果、土幕及び土窟生活者は一層増加する傾向がある。細民地區の設定や一般不良住居の改良は極めて必要なことであるが、特にこの土幕・土窟を改良し、これ等の不良家屋に住まねばならぬやうなものに、適當な仕事を授けて正業に就かすことは最も大切なことである。左記の資料は昭和五年中、各道警察部警察署長に紹介を發して蒐集したる調査であるから、その後これ等の土幕・土窟中、或は移轉したり、多少の増減を見たものもあらうが、市街地及びその附近に於ける、土幕・土窟發生の事情と、その集團生活者の一斑は略ぼ窺ひ知ることが出來よう。

◎京畿道京城府古市町十番地

位置及地勢 古市町十番地にて南山寄りの高臺に位置す、部落名なく、私有地なり

集團の沿革 大正十四年頃朝鮮神宮裏參道筋に散在し居たりしを、神城なるの故を以て、彼等に退去を命じたる處、現在地に轉住し、最初は約十五六戸に過ぎざりしが、年々増加して現在數に達せり

土著居住世帯及人口 世帯數五八戸 人口二六五人

住民の主なる生業 日稼人夫が過半數を占め、其他は雜貨及び植木等の行商を爲す

◎京畿道高陽郡漢芝面新堂里

位置及地勢 高陽郡漢芝面新堂里一圓の舊墓地竝に堤防等にして、俗に東正洞、琴山洞、蛇取洞、大峴と稱し、何れも官有地なり

集團の沿革 大正七年頃傳染病等に罹りたるものが、家主又は雇主より追出され、前記場所に土幕を建てたるを初めとし、其の後各方面より生活難に追はれたるもの等、看守の手簿を奇貨とし、土幕・土窟を築造するもの増加するに至れり

土幕居住世帯及人口 世帯數一一二戸 人口三〇三人

住民の主なる生業 日稼業、其他雜業若干あるも、主として屑拾ひ及び乞食とす

◎京畿道高陽郡延禧而阿峴北里

位置及地勢 高陽郡延禧面阿峴北里の北側山の中腹に在りて、京城學校組合の所有地なり、京城府蓬萊町四丁

目山二番地(俗稱^{고리우름})附近一帯の高地にして、緩傾斜を爲し官有地なり

集團の沿革 詳細判明せざれども、各地方より京城府内に就職口を求むべく來城したる勞働者が、遂に職を求

むること能はざる爲め、一時假住所として土幕を設けたると、龍山其他各學管内の土幕生活者が追放せられたる爲め、漸次増加せしものと認めらる

土幕居住世帯及人口 蓬萊町四丁目目山一番地 世帯數三一戸 人口一五四人 阿峴北里世帯數二八戸 人口九

三人

住民の主なる生業 擔軍及び乞食とす

◎京城府桃花洞山一、二番地

位置及地勢 京城府桃花洞山一、二番地にして、彌生町遊廓北方の山上に在り、北方に急傾斜し府有地なり

集團の沿革 部落民の大部分は地方農村より移住し來りたるものにして、官廳の管理不行因に乗じて該地に集

團し、土幕・土窟を建設したるものなり

土幕土窟居住世帯及人口 土幕世帯數七二戸 人口三一三人 土窟世帯數五戸 人口二〇人

住民の主なる生業 主として日稼勞働者なるも、中には雜業者竝に小商人あり

◎京畿道京城府桃花洞山八、九番地

位置及地勢 部落は桃花洞山八、九番地にして、西は山手町を隔て、美江に面する府有地なり

集團の沿革 部落民は昭和四年七月迄、京城府二村洞(東、西)に土幕・土窟を建設し生活し居たるものなるが、

該所は京城府の玄關口にして市街の美觀を損すること甚だしきを以て、五年七月の大洪水を期とし、京城府に於て移轉せしめたるものにして府有地なり

土幕土窟居住世帯及人口 土幕世帯數三〇七戸 人口一、一三三人 土窟世帯數三戸 人口九人

住民の主なる生業 住民の大部分は日稼労働者にして、中には船夫・漁夫・小商人等あり

◎京畿道仁川府松林里

位置及地勢 部落は仁川府松林里一八五、一八六、二四〇、二四三の各番地及び松峴里八三番地にして、仁川

府の最東北端に位し、地勢何れも山手の高地に位置し私有地なり

集團の沿革 生活困難にして家屋を建設する資力なき爲め、土幕及び土窟に適する山手の高地を選びて、自然

的に集團したるものなり

土幕土窟居住世帯及人口 土幕世帯數二七四戸 人口一、二二七人 土窟世帯數二四一戸 人口九七二人

住民の主なる生業 日稼労働者なり

◎忠清南道論山郡論山面本町

位置及地勢 土幕所在地は論山郡論山面本町にして論山市街を距る西五町、市場の西端牛市場附近なり。北は

論山川、西は沓、南は沼に面し、其の面積約千五百坪あり

集團の沿革 五、六年前より窮民の土幕を作りて居住するものありたるが、殊に最近の不景氣に伴ひ、失業者が漸次この地に來集して土幕を作り、集團居住するに至りたるものなり

土幕居住世帯及人口 世帯數七戸 人口二一人

住民の主なる生業 日稼、蛇取

◎全羅南道求禮郡内山面佐沙里（舊名深元里）

位置及地勢 該地は求禮郡の北端、全羅北道南原郡に界し、智異山西北麓の山間傾斜地にして、東京帝國大學

演習林内なり

集團の沿革 本部落は地勢の關係上、交通最も不便にして、社會と殆んど沒交渉の觀あり、年次等不明なるも

往時より敗殘廢家したる、所謂世捨人とも稱すべき輩が人目を避けて此處に集團し、土幕生活を始めたるもの、如し。而して最近數年來はその消長に變化なく、現在六十五世帯居住せり

土幕居住世帯及人口 世帯數六五戸 人口三〇〇人（男一六二人）（女一三八人）何れも朝鮮人なり

住民の主なる生業 部落は擧げて農業者にして、林間の空地を利用し、馬鈴薯・粟・豆類を耕作す

◎慶尙南道釜山府凡一町城内

位置及地勢 釜山府凡一町の一部にして、釜山府東部なる子城臺（一名小西城址）の山麓、俗に城内と稱する私

有地なり

萬國の沿革 氣候風土の關係上、朝鮮各地より釜山府内に集合せる癩患者が、警察官憲の取締を避けむとして

自然的に集合せしに因る

土著居住世帯及人口 世帯數朝鮮人八戸 人口二八人

住民の主なる生業 一定の生業なく、釜山府内に於て乞食を爲す

◎慶尙南道釜山府凡一町朝鮮紡績工場後方

位置及地勢 釜山府凡一町の一部にして、釜山府の東北部、朝鮮紡績株式會社後方の川筋に位す、部落名、俗

稱なく、私有地なり

萬國の沿革 氣候風土の關係上、朝鮮各地より釜山府内に集合せる癩患者が、警察官憲の取締を避けむとして

自然的に集合せしに因る

土著居住世帯及人口 世帯數朝鮮人九戸 人口二二人

住民の主なる生業 一定の生業なく 釜山府内に於て乞食を爲す

◎慶尙南道東萊郡西面茂窟里

位置及地勢 東萊郡西面茂窟里の一部にして、赤崎半島中癩病院裏手の山麓にして部落名なく、私有地なり

萬國の沿革 鮮内各地の癩患者が治療の爲め癩病院に入院の希望にて、釜山府及び同病院に集合するも、病室

の關係其の他に入院を拒まれ、歸郷費に窮し、自然的に同所に集合せしに因る

土著居住世帯及人口 世帯數朝鮮人一戸 人口三四人

住民の主なる生業 一定の生業なく 同所附近及び釜山府内外に於て乞食を爲す

備考 釜山府及び東萊郡の癩患者集團地の住居は土幕の如く、半永久性のものにあらず。單に地上に竹又は木片を以て柱とし、岡

岡及び屋根は葦の類を以て覆へるのみなり

◎黃海道海州郡錦山而蒼洞及栢田洞

位置及地勢 新昌里雲留峯北端に當る溪谷に位置する蒼洞及び栢田洞にして、私有地なり

集團の沿革 昭和三年秋より三井會社に於て製炭事業を開始せし爲め、附近貧困者はこの地に集り、土幕・土窟を盛んに設けたりしが、事業終結の爲め現在は僅に數戸存在するに過ぎず

土幕土窟居住世帯及人口 土幕世帯數三戸 人口一〇人 土窟世帯數三戸 人口六人

住民の主なる生業 炭焼

◎黃海道海州郡高山面十峴里隅坪洞

位置及地勢 十峴里隅坪洞翠野水利組合石潭堤工事場附近沿岸官有地及び水利組合貯水用地なり

集團の沿革 翠野水利組合工事の爲め入込みたるものなり

土幕居住世帯及人口 朝鮮人四七戸 一三〇人 支那人八戸 一六〇人

住民の主なる生業 土工

◎黃海道延白郡海城面梅井里

位置及地勢 延白郡海城面梅井里地域水來浦と稱し、滿潮時を利用して漁船の出入あり、同地の海に突出せる丘を利用し土幕を設けたるが、後方の地形稍低き爲め大滿潮時には孤島の狀態となる。目下鮮滿開拓株式會社の所有地なり

蕪圃の沿革 昭和二年延白郡湖南面劉某なる者該地に土幕を營み、これに居住して僅に魚貝の捕獲を爲し、生活を樹てつゝありしが、其の後逐年増加しつゝあり

土幕居住世帯及人口 世帯數一戸 人口四一人

住民の主なる生業 漁業、春解氷の頃より晩秋迄居住し、結氷期中は殆んど他に移居し、越年する者二、三戸に過ぎず

◎平安南道鎮南浦府碑石里

位置及地勢 鎮南浦府碑石里なるも、俗に福山部落又は新南浦と稱する官有地にして、府に屬す

鎮南浦府碑石里の中に在り、府の東北端龍岡郡大代面との境高さ百米の山腹より山麓に位す

蕪圃の沿革 現在の部民はもと鎮南浦府廳裏山現後浦里に土幕生活を爲し居たる者なるが、府に於ては大正十年、同十二年の二回に亙りて、該地區の整理を實行し、貧困者は何れも現住地に退去を命ぜられ、

餘儀なく移居するに至り、當時僅少の戸口なりしも、其後府内の一般貧困者も漸次集合するもの續出し、現在の一集團部落を形成するに至る

土幕居住世帯及人口 世帯數朝鮮人一三戸 人口五一一人 外に土幕生活に近き貧民一二戸 五二名あり

住民の主なる生業 擔軍一三・雜役勞働一二 乞食五 其他は無職、土幕生活に近き貧困者の生業は、擔軍三二

雜役勞働九 巫女一 古物行商一 賣藥行商一 其他は無職

◎平安南道鎮南浦府漢頭里

鎮南浦府漢頭里にして別に俗稱なし、鎮南浦府漢頭里の中に在り、府の東端大同江に面す。大潮時は部落入口迄侵水するも比較的日向の地なり、私有地にして府内大藏組に屬す

集團の沿革 昭和三年無煙炭貯藏所埋立の際、人夫の休憩所たりし鮮式家屋三棟ありたるが、工事終了後同所に黄海道方面より來住する者ありてより、昭和五年六月頃迄には貧困者續々來住して土幕生活を營むに至り、遂に現在の集團部落を形成せり

土幕居住世帯及人口 世帯數鮮人一三戸 人口六二人

住民の主なる生業 擔軍六 無煙炭積込人夫九 其他は無職

◎江原道高城郡西面百川橋里梨木洞

位置及地勢 高城郡西面百川橋里に在り、高城郡所在楡帖寺より、淮陽郡長安寺に通ずる外霧在嶺側にして、

楡岾寺より一里半の山間なり。平地なく四圍山にして、交通極めて不便なり、楡岾寺有山なり

黨園の沿革

五年前失田民一家族移來し居たるが、附近の森林密生せる爲め、約三年前より木器の製造を爲さむとして人夫を使役するや、家族同伴移來する者四、五名ありたるも、家屋建築の資金なき爲め、逐年土幕の數を増し現在に至る。住民は大部分木器製造を爲しつゝあり

土幕居住世帯及人口 世帯數二三戸 人口九二人

主なる生業 木器製造竝に行商

◎咸鏡北道鏡城郡漁郎面松興洞

位置及地勢 地勢周圍芝生の平坦地にして、部落名は松興洞中氷庫と呼稱し、國有地なり

黨園の沿革 土幕の建設を見るに至りたるは、昭和四年十二月以後に屬し、居住者の大半は各地を轉々とする

朝鮮人行商者其他赤貧なる勞働者なり。當時三十餘戸に過ぎざりしが、其の後財界の不況深刻となり、其日の糊口にも窮する貧民なれば、借家等の資力なき爲め、昭和五年四月初旬の盛漁期以來、漸次その數を増加し、七十戸を上下することありたるが、警察の取締と昨今の不漁により、大部分は他に家屋を建設移轉したり

土幕居住世帯及人口 世帯數五九戸 人口(男一六九七)二二三人

住民の主なる生業 大部分は漁肥製造の勞働者なり

近時生活の困難に伴ひ、市街地附近に於ける貧民又は乞食の土幕・土窟生活者數は著しく増加して居るが、都市の體裁、衛生、風紀等の點より見て、これが整理は刻下の急務に屬し、既に細民地區の設定が問題になつて居る。從來南鮮地方の市街地中には、癩患者の土幕生活を營むものもあつたが、癩病豫防協會の設立により、全鮮の癩患者をまとめて小鹿島の癩病療養所に收容することになつたので、將來はその憂ひを除き得るであらう。豚小舎にも等しき土幕・土窟住居の一掃と共に、一般不良住宅の改築整理も、亦朝鮮の都市社會施設としては、極めて緊要なる問題であるが、特に市街地に於ける、飲用水、下水、便所等の衛生設備に就いて、その缺陷を除くことは最も急務に屬する。

第四章 新興部落

朝鮮に於ては都市及び村落を通じ、いづれも發達の途上に在り、殊に産業の振興、交通の開發に伴ひ、最近數年間に遽かに發展したる聚落が尠くない。茲に新興部落としたのは、最近數年間に著しく發達せる聚落に對し、私の假りに名けたものである。昭和五年中、各道警察部長に照會を發し、土木・鐵道等の工事、又は遊覽等の如き、一時的原因を除き、最近數年間に於て戸數及び人口の増加著しく、急激に發展せる部落に就いて、その名稱、位置及び地勢、戸口増加の理由、戸數及び人口數を調査した所に據ると、回答に接したる新興部落は左の八十三地方に及んで居る。

- 一、市街地附近に貧民の集團し又は勞働者・小商人等の住居を構へたるもの多きに依り 二七
- 一、市街地附近の住宅地に適し文化住宅の建築多きに依り 四
- 一、鐵道の開通に依り 一〇
- 一、道路・自動車等交通の便利に依り 五
- 一、製造工業の發展に依り 七
- 一、農場の經營及び干拓・開墾等に基く移民の増加に依り 一一
- 一、水利組合の設置に依り 四

一、鑛山族に金鑛の開掘に依り

八

一、漁業の發展又は漁港の竣功に依り

四

一、火田民・水害罹災民の收容に依り

一

一、特殊の信仰又は迷信に依り

二

近來各地方共、人口の都市集中の傾向著しきを以て、市街地附近に於ては部落の急激なる發達を見つゝあり、殊に京城府の如きは、三坂・鶴ヶ岡・昭和園・金華莊・櫻ヶ丘・青葉町等に新しい建築様式の文化住宅地が形成されて居るが、一方郊外各地に、土幕部落、又はその稍進化したる貧民住宅の増加せることも看過してはならぬ。鐵道の開通又は交通の便利となりたる爲め、その影響を受けて市街地及び村落の戸口を激増せしめ殷盛ならしめた例は極めて多く、鐵道・港灣・自動車等交通網の擴張は、地方に於ける聚落の發達に一大革命を齎らして居る。製造工業の發展、及び鑛業就中金鑛熱の勃興に伴ふ部落の發達は近來著しきものあり、工業都市及び鑛山町の出現も期待されて居る。農場の經營・干拓・開墾・水利組合の設置等に基づき、農業移民の増加に依りて部落の發達せるもの、多いのは、農業地としての朝鮮に在りては當然のことに屬する。漁業の發展又は漁港の竣功に依りて發達したる部落は併合以來その數極めて多く、既にその中には市街地を形成せるものも尠くない。火田民及び水害罹災民の收容によりて發達せる部落は、右の調査に現はれたるもの、外にも相當あり、殊に北鮮開拓に伴ひ森林鐵道の開通及び火田整理の進捗するに於ては、山地に新興部落の出現を期待され

て居る。特殊の信仰又は迷信によりて夙に發達したるものには、忠清南道菊龍山の新都内の如きは著名なるものである。この外に季節的の聚落としては、金剛山・元山松諺園・仁川月尾島・黃海道の沙金浦等の避暑地・海水浴場を擧げることが出来る。

◎京畿道高陽郡漢芝面新馬場里

位置及地勢 高陽郡漢芝面の龍頭橋下流河川敷地に在り

南は清溪川に接し、北は京春街道に沿ひ、地勢平坦にして府内との交通便なり

戸口増加の理由 府内に於ける貧民の郊外に流出したるものと、郡部より生活難に追はれて出京し來りたるものとが、一時的土暮を營み、漸次増加して部落をなすに至る

戸數及人口	一三〇戸	男三七一人	女二三四人	計六〇五人
區別	商	農	勞働者	其の他
朝鮮人	二四人	一〇六人	四七五人	計六〇五人

◎京畿道高陽郡崇仁面新設里

位置及地勢 高陽郡崇仁面の安岩川下流左右河川敷地に在り

南は清溪川に接し、北は京春街道に沿ひ、地勢平坦にして府内との交通便なり

戸口増加の理由 府内に於ける貧民の流出したるものと、郡部より生活難に追はれ、出京し來りたるものとが、一時的土暮を營み、漸次増加して部落をなすに至る

戸数及人口 三四八戸 男七二一人 女六〇九人 計一、三二〇人

區別 官公吏 會社員 商 業 労働者 其他 計

朝鮮人 一二一人 一人 五四人 二八一人 九七二人 一、三二〇人

◎京畿道高陽郡崇仁面城北里

位置及地勢 高陽郡崇仁面城北里南側の私有地に在り

城北里山丘中腹に在りて傾斜地なり

戸口増加の理由 府内に於ける貧民の流出したるものと、郡部より生活難に追はれて出京し來りたるものが、

一時的土暮を營み、漸次増加して部落をなすに至る

戸数及人口 五〇戸 男二二一人 女九九人 計三二〇人

區別 官公吏 商 業 労働者 其他 計

朝鮮人 一人 六人 四人 一六九人 三二〇人

◎京畿道高陽郡崇仁面北正洞

位置及地勢 高陽郡崇仁面城北里南側の私有地に在り

城北里山丘中腹に在りて傾斜地なり

戸口増加の理由 カトリック教信者平山政十、同教信者貧民を集團せしめたるに因る

戸数及人口 四九戸 男一三二人 女一一四人 計二四六人

區別	官公吏	商	業	労働者	其の他	計
朝鮮人	一人		一人	三人	一人	二人
						四六人
						二四六人

◎京畿道高陽郡漢芝面新唐峴洞

位置及地勢 高陽郡漢芝面下往十里二八六番地私有地に在り

北は清溪川に添ひ、南は山にして多少傾斜地なるも、住宅地に適せり

戸口増加の理由 地主高橋豊太郎なるもの、一箇年坪三十錢にて貸付を爲し開放したるに因る

戸數及人口	七九戸	男一九三人	女一六四人	計三五七人	
區別	商	業	労働者	其の他	計
朝鮮人	一人		六三人	二人	三五七人

◎京畿道高陽郡漢芝面墓山洞

位置及地勢 高陽郡漢芝面新堂里一六二番地に在り、舊共同墓地なり

南は京陵道路に面し、稍高所なるも住宅地に適す

戸口増加の理由 京城府所管土地にして管理宜しからざりしを以て、この隙に乘じ各所より集合して土幕部落を

建設せり

戸數及人口	七四四戸	男一、六八〇人	女一、四九七人	計三、一七七人		
區別	官公吏	商	業	労働者	其の他	計
朝鮮人	五人		六三人	六七六人	二人	二、四三三人
						三、一七七人

第四章 新興部落

◎京畿道高陽郡漢芝面下東正洞

位置及地勢 清溪川下流の堤防に在り

北は清溪川に接し、南に京城商業學校あり

戸口増加の理由 大正八年頃土幕を築造したるもの二、三ありたるが、其後各地より貧民來集して現在に至る

戸數及人口 三七戸 男九二人 女八一人 計一七三人

職 別	官 公 吏	商	業	勞 働 者	其 の 他	計
朝鮮人	一人	七人	二人	一三六人	一七三人	

◎京畿道高陽郡漢芝面中東正洞

位置及地勢 清溪川下流の堤防に在り

北は清溪川に接し、南に京城商業學校あり

戸口増加の理由 大正八年頃土幕を築造したるもの二、三ありたるが、その後各地より貧民の來集するもの多く、

現在の部落を形成せり

戸數及人口 一五七戸 男三二八人 女三七四人 計七〇二人

職 別	商	業	勞 働 者	其 の 他	計
朝鮮人	二六人	一三一人	五四五人	七〇二人	

◎京畿道高陽郡漢芝面上東正洞

位置及地勢 清溪川下流の堤防に在り

北は清溪川に接し、南に京城商業學校あり

戸口増加の理由 大正八年頃土幕を築造したるもの二、三ありたるが、その後改造を爲し、貧民集合して部落を建設し 以て今日に至る

戸數及人口 六四戸 男一二九人 女一二二人 計二五一一人
 區 別 商 業 勞働者 其の他 計
 朝鮮人 九人 五五人 一八七人 二五一一人

◎京畿道高陽郡漢芝面新堂里

位置及地勢 高陽郡漢芝面新堂里二三六番地の共同墓地に在り

北は京陵道路に面し山林に接す

戸口増加の理由 京城府所管土地なるが、管理宜しからざりしを以て、その隙に乗じ各所より貧民集合して現在に至る

戸數及人口 一五四戸 男三六五人 女三〇九人 計六七四人
 區 別 商 業 勞働者 其の他 計
 朝鮮人 三〇人 一二四人 五二〇人 六七四人

◎京畿道高陽郡漢芝面新堂里

位置及地勢 高陽郡漢芝面新堂里二五一番地の舊墓地に在り

西は京城グラウンドに接し、東には水田ありて稍高地なり

戸口増加の理由 京城府所管土地なるが、管理宜しからざりしを以て、その隙に乗じ各所より貧民集合して現在

に至る

戸数及人口 六三戸 男一四五人 女一〇一人 計二四六人

區別 田 業 勞働者 其の他 計

朝鮮人 一〇人 五三人 一八三人 二四六人

◎京畿道高陽郡漢芝面城壁洞

位置及地勢 光熙門外南側城壁下に在り

城壁下高地

戸口増加の理由 京城府所管土地なるが、管理宜しからざりしを以て、その隙に乗じ各所より貧民來集し、家屋

を築造して現在に至る

戸数及人口 一三八戸 男三二八人 女二八六人 計六一四人

區別 商 業 勞働者 其の他 計

朝鮮人 一九人 一一九人 四七六人 六一四人

◎京畿道京城府峴底洞

位置及地勢 京城府の西北端に位し、義州街道に沿ひたる地域なり

義州街道の西側に在り、右は仁王山の城壁外にして、附近一帯は高地なり

戸口増加の理由 最近財界不況の爲め、府内居住は到底生活を維持すること不能となりたると、各畧共土暮に對する取締を嚴にしたると、該地は私有地なるも道路等を設け、漸次交通便利となりつゝある上に、地代頗る安價なるとに因る

戸數及人口	内地人	朝鮮人	男	女	計	計
	七一五戸	七一五戸	三五八	二八八	六四六	二、六七七人
區別	官公吏	商	兼業	勞働者	無職	計
内地人	一五人	一人	一人	一人	無	六三人
朝鮮人	三五	八五	五八〇	一九一四	二、六一四	

◎京畿道京城府蓬萊町四丁目二九五

位置及地勢 京城府の西南端に位置し孔德里と境す

高陽郡龍江面孔德里に境し、附近一帯は高地なり

戸口増加の理由 最近財界不況の爲め、府内居住は到底生活を維持すること不能に至りたると、各畧共土暮に對する取締を嚴にしたると、該地は私有地なるも道路等を設け、漸次交通便利となりつゝある上に、地代頗る安價なるとに因る

戸数及人口 七五戸 男一七三人 女一五八人 計三三一人

區別 勞働者 無 職

朝鮮人 七五^人 二五六^人

計 三三一^人

◎京畿道京城府竹添町三丁目

位置及地勢 府内最西端にして、麻浦に通ずる道路の右側に位し、南は阿峴里、西は阿峴北里に境を接し、附近一帯は高見なり

戸口増加の理由 該地は府の西端に位置し、展望宜しく且つ閑靜なるのみならず、交通便利なるを以て、上級の官吏の住宅に適するに因る

戸数及人口 内地人二三月 男四四人 女五九人 計一〇三人

區別 官吏 其の他 計

内地人 二〇^人 八三^人 一〇三^人

◎京畿道高陽郡延禧面阿峴北里

位置及地勢 大峴里との境界小山の東側中腹に在り、東に山を負ひ西南部は龍江面に境す

附近一帯は丘陵地なり

人口増加の理由 最近財界不況の爲め、府内居住は到底生活の維持すること不能に至りたると、各畧共土幕に對する取締を嚴にしたると、該地は私有地なるも道路等を設け、交通漸次便利となりつゝある上

に、地代頗る安値なるとに因る

戸数及人口	戸別	商業	労働者	その他	計
51戸 男112人 女108人 計220人		3人	48人	169人	220人

◎京畿道高陽郡龍江面孔德里

位置及地勢 京城府西方に位す

地勢平坦にして、部落の中央に西大門より麻浦洞に通ずる電車軌道あり、住宅地に適す

人口増加の理由 部落は貧窮民にして、多くは府内又は地方農村より移居したるものなり

戸数及人口	内地人	朝鮮人	官公吏	社員	商	業	労働者	その他	計
300戸	1,170戸	1,200戸	男3,214人 女2,630人 計5,844人	1人	3人	148人	156人	16,000人	16,000人
内地人	2人	3人	1人	3人	148人	156人	16,000人	16,000人	16,000人
朝鮮人	5	20	31	2,521	3,267	5,844			

◎京畿道高陽郡龍江面新孔德里

位置及地勢 京城府西方に位す

地勢平坦にして、部落の中央に西大門より麻浦洞に通ずる電車軌道あり、住宅地に適す

人口増加の理由 部落は貧窮民にして、多くは府内又は地方農村より移居したるものなり

朝鮮の部落（中篇）

戸数及人口	内地人		朝鮮人		外国人		計
	男	女	男	女	男	女	
戸数	四九三	一七五	五〇一	二二五	一	二	二、四七五
人口	男一、三三五	女一、一〇〇	男一、三三五	女一、一〇〇	男一、二八九	女一、二八九	計二、五〇三人
内 地 人	一	一	一	一	一	一	計
朝鮮 人	五	一〇	一	一	一	一	計
外 國 人	一	一	一	一	一	一	計

◎京畿道高陽郡龍江面阿規里

位置及地勢 京城府西方に位す

地勢平坦にして、部落の中央に西大門より麻浦洞に通ずる電車軌道あり、住宅地に適す

戸数及人口	内地人		朝鮮人		計
	男	女	男	女	
戸数	二〇〇	二〇〇	一、一八〇	一、一八〇	六、〇〇〇
人口	男三、二五五人	女二、六二二人	男一、一八〇人	女一、一八〇人	計五、八七七人
内 地 人	三	三	三	三	計
朝鮮 人	三	三	三	三	計

◎京畿道京城府桃花洞

位置及地勢 府の西端に位し、北は龍江面、西は麻浦洞を隔て、漢江に臨み、南に三聖峴を背ひ北方に傾斜す

地勢平坦にして、部落の中央に西大門より麻浦洞に通ずる電車軌道あり、住宅地に適す

戸口増加の理由 部落民は東西部二村洞に居住し居たるものにして、大正十四年の大洪水の被害を蒙り、其の後京城府より代償地として拂下を受け、移住したるものなり

戸數及人口	内地人	五戸	二七六戸	男	六八八人	女	六二〇人	計	一、三〇八人
朝鮮人	二七一人								
區別	官公吏	三	會社員	一	商	一	勞働者	一	計
内地人	三								一六人
朝鮮人	六五		一〇		一六		三五五		八六二
									一、三〇八

◎京畿道京城府錦町鐵道官舎

位置及地勢 孝昌園の西南端に位す

東北に孝昌園を背ひ、西は錦町に隣接し、南方に傾斜す

戸口増加の理由 大正十四年の水害後、府内漢江通十五、十六番地より官舎を此の地に移轉し、或は新築したるに因る

戸數及人口	内地人	二〇三戸	七九二人
區別	官公吏		計
内地人	二一〇人		七九二人
			其の他
			五八二人

◎京畿道京城府三坂通

位置及地勢 南山西麓に位す

地勢概ね平坦なるも、諸處に丘陵あり住宅地として最適當なり
 戸口増加の理由 住宅地として適當なるに因る

戸數及人口	内地人 七四七月一、四二四戸	男一、七〇〇人	女一、六一九人	計三、三一九人	六、四六八人
	朝鮮人 六六七月一、	六〇〇人	五四九人	計三、一四九人	
區別	官公吏	會社員	商	業	労働者
	二六八人	二八六人	二〇人	五人	二、七四〇人
内地人					三、三一九人
朝鮮人	五	四	一八	五六九	二、五五三
					三、一四九

◎京畿道仁川府松峴里

位置及地勢 自一〇一番地至一〇四番地

地勢平坦にして稍低地なり

戸口増加の理由 地價低廉なると、從來空地なりし爲めなり

戸數及人口	朝鮮人 九七戸	男一七五人	女二〇四人	計三七九人
區別	商	業	労働者	其の他
	一六人	八一人	二八二人	計三七九人

◎京畿道仁川府桃山町

位置及地勢 自一八番地至二二番地

桃山山麓にして稍高見なり

戸口増加の理由 財界不況の爲め、出稼を目的として轉居し來りたるに因る

戸數及人口 朝鮮人一四〇戸 男一六〇人 女一六二人 計三二二人

區 別	勞働者	其の他	計
朝鮮人	一一五人	二〇七人	三二二人

◎京畿道仁川府龍岡町

位置及地勢 一番地

地勢は平坦なり

戸口増加の理由 從來の遺池を埋め立て、家屋を建築したるに因る

戸數及人口 内地人(三月)五九戸 男一〇九人 女一〇〇人 計二〇九人
朝鮮人五六戸 男一〇九人 女一〇〇人 計二〇九人

區 別	商 業	其の他	計
内地人	三人	一人	四人
朝鮮人	四九	一六〇	二〇九

◎京畿道富川郡永宗面雲西里

位置及地勢 永宗面西北部にして、北島面との境界なり

廣漠たる禿山にして、砂土又は炭石より成る

戸口増加の理由 昭和四年十一月頃より、金鑛採掘の爲め坑夫轉入したるに因る

朝鮮の聚落 (中篇)

戸数及人口 内地人 男 二〇人 女 三八人 計 二八人
 朝鮮人 八戸 男 八〇人 女 三八人 計 一一八人

區別 勞働者 其の他

内地人 二人 計 二人
 朝鮮人 五三 六五 一一八

◎忠清北道槐山郡會坪面會坪里

位置及地勢 附近一帯に互り丘陵性の高地稍多きも、開墾せられたる畑地並に水田地多き爲め、農耕者少からず

戸口増加の理由 大正十二年忠北線の延長工事と共に、同地が最終驛たりし關係上、奥地一帯より搬出入さる、物資の集散多きに依り、來住する者著しく増加したるに因る

戸数及人口 内地人 三三戸 二、一三一人
 朝鮮人 四三戸 三、四五人
 外國人 一〇戸 二、四一〇人

内 鮮 外 人 職 業 別 戸 數

職 業 別	内 地 人	朝 鮮 人	外 國 人	計
官 公 吏	一	二	一	一七
農 業	一	二	一	一七
商 業	一	二	一	一七
日 稼	一	二	一	一七
其 の 他	七	一	一	八七

◎忠清北道大田郡炭洞面秋木里

位置及地勢 秋木里は大田郡の西北端に位し、燕岐郡錦南面との境界に在り、錦屏山麓に立地したる部落なり

戸口増加の理由 水豊教主李象龍は、大正十四年十二月、京城府西大門町二丁目より同教本部を現在地に移し、幹部朴性昊、安教兼等と共に移居し、教主の住宅を建築し、更に數萬の費用を投じて宏壯なる天壇を建設し、各地に幹部及び布教者を派し盛んに布教せしめたる結果、昭和三年末頃より信者の此の地に來住するもの多く、昭和四年八月には一時六百餘戸に達したるも、同地は地域狹隘にして且つ從來の居住者二百十一戸は、主として農業に従事し、他に何等生計の途なかりし爲め、忽にして生活難に襲はれ、同年九月頃よりは歸郷又は移轉するものあり、漸次居住者の減少を見るに至れり

職業別戸口數

職業別	戸數	人口
農業及牧畜	四二九	一、八四二
其他	一	一〇
計	四三〇	一、八五二

◎忠清南道保寧郡熊川面大昌里

位置及地勢 大昌里は同郡廳所在地の大川及び全北群山間の二等道路に沿ひ、熊川面浣汀浦(港)に面し、近く開通する京南鐵道沿線の平野に在り

戸口増加の理由 昭和三年以前は全く人家なき平野なりしも、同年同面市場の開設あり、近く京南鐵道の開通せらるゝに至りたる結果、附近民の移居するもの増加したり

職業別戸口數

職業別	内地人			朝鮮人			外國人(支那人)			計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
職 業	二	三	九	五〇	一	一	一	一	一	五三	
官 公 吏	五	一五	四八	二五〇	五	一七	五八	二八二	一	一	
農 業	一	一	一七一	八三一	一	一七一	一七一	八三一	一	一	
計	七	一八	二二八	一、一三一	五	一七	二四〇	一、一六六	一	一	

◎忠清南道保寧郡齊所面眞竹里

位置及地勢 保寧郡の北部にして洪城郡と境を接す、洪城及び群山間を通ずる二等道路に沿ひ、京南鐵道沿線なり

戸口増加の理由 數年前は戸數十餘戸に過ぎざる一小部落なりしが、最近瑞山郡安眠島より搬出する木材を、同

地より京南鐵道を利用して積込みを爲す關係上、事業關係者、人夫、商人等の移居するもの増加したるに因る

職業別戸口數

職業別	内地人		朝鮮人		計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
職	—	—	—	—	—	—
農	—	—	—	—	—	—
公	—	—	—	—	—	—
吏	—	—	—	—	—	—
商	—	—	—	—	—	—
農	—	—	—	—	—	—
勞	—	—	—	—	—	—
其	—	—	—	—	—	—
計	二	六	一八〇	五一三	一八二	五一九

◎全羅北道井邑郡龍北面新泰仁里

位置及地勢 湖南線の沿線にして、井邑郡井邑を隔る北方、約十四軒の地點に在り

湖南線泰仁驛の所在地にして交通便なり、同地東北部に小山あるも、其の他は一般に平坦にして、地味肥沃農業に適し、米穀の集散地たり

戸口増加の理由 新泰仁里は附近に於ける米穀、其の他物資の集散地として、近年著しく經濟的に發達を遂げ、戸口増加を見るに至れり

◎全羅北道金堤郡進風面古沙里、深浦里

位置及地勢 金堤郡金堤を距る約十五軒の地點、萬頃江の下流にして、同江と東津江とに依りて作られたる

半島部に在り、萬頃江の流域にして土地平坦農業に適す、萬頃江の改修前迄は屢々水害を蒙り居たるも、近時著しく其の度を減せり

戸口増加の理由 萬頃江の改修、東津水利組合の事業及び東津農業會社干拓地事業の完成に伴ひ、附近に耕地面積激増し、小作農民の來住するもの増加せしに因る

職業別戸口數

部落名	區別	農業		公務及自由業		計	
		戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
古沙里	内地人	六	一四	一	一	七	一五
	朝鮮人	五八九	一、七一九	二	八	五九一	一、七二七
深浦里	内地人	五九五	一、七三三	三	九	五九八	一、七四二
	朝鮮人	三〇八	九四七	二	五〇	三二九	九九七
						計	
						三二九	九九七

一 計 三二一 九五五 二二 五〇 三三二 一、〇〇五

◎全羅南道光陽郡光陽面草南里

位置及地勢 草南里部落は光陽郡東南端にして、朝鮮郵船の寄港地下浦の北二里に位し、東北方一帯は白雲

山脈の支峯重疊せるも、南方は一般に平坦、一部は光陽灣に臨み、光陽及び下浦との間には一日一回自動車の定期往復あり、海陸の交通は甚だ便利なり

戸口増加の理由 本部落は従來戸數百戸に滿たざる一寒村なりしが、大正四年冬朴在根なる者、許可を得て光陽鑛山の金鑛採掘に着手し、本地方に於ける金鑛業の創始をなしたるが、其の後漸次事業の擴張を見るに及び、大正十一年頃より逐年戸口激増し、今や二百七十戸、一千二百六十人を算するに至れり

職業別戸口數

區別	戸數	人						計
		鑛山從事員	鑛山労働者	農	商	其の他		
内地	二四	六一	一	一	一	三	九四	
朝鮮人	二四三	三二	二三五	四四三	七五	二八〇	一、一六五	
計	二六七	九三	三三五	四四三	七五	三一三	一、二五九	

◎全羅南道求禮郡土旨面五美里

位置及地勢 本部落は求處郡土旨面の西南端、蜻津江左岸流域に位し、慶尙南道河東郡に隣接せり、部落の西北部は智異山脈盤岩峯の支脈老古墳の連脈に蔽はれたる山岳地帯をなし、南部は開けて一般に平坦、地味肥沃なり。然れども尙ほ僻地にして交通未だ便ならず

戸口増加の理由 五美里は古來人家稀なる川村なりしが、部落中央部は那鑑録に擧げられたる所謂風水地にして金環落地の稱あり、即ち『住めば期せずして集財し子孫に大官出づ』の傳説専らにして、四、五年來漫然移住するもの激増し、目下人口七百人を數ふるに至れり

職業別戸口數

區別	戸數	農	業	其	他	計
朝鮮人	一三八人	五〇九人	一八三人			六九二人

◎慶尙北道迎日郡滄州面九龍浦里

位置及地勢 同里は迎日郡の東南部に在り、日本海に突出せる長響岬の南方二里二十町の日本海に面せる曲浦にして、通稱を九龍浦港と謂ひ、此の海岸に沿ひて部落を形成し、東南は日本海に面し、西北は滄洲面の一部を隔て、東海面に、西南は峰山面に接続す、地形概ね丘陵にして、平地に乏しく、背後は東西に走れる小山脈を以て圍繞され、南に傾斜して灣に望む、而して里の東端よ

り南に向ひて防波堤を築造し、對岸滄洲面柄浦里の一部と共に港口を成し、周圍約一哩の港灣なり

戸口増加の理由 九龍浦港は釜山浦項間を往復する小船舶、其の他近海漁業船舶の一避難港たりしが、近海は鯖・鱒・鮑・和布・石花草等の漁獲豊富なるを以て、玆數年間に内地人漁業家の投資を見るに至りて、大小船舶の出入頼に繁くなり、近くは釜山、遠くは内地方面との商取引盛んに行はれ、且つ大正十一年來浦項との自動車連絡を見るに及び、海陸の交通至便となり、居住者の激増を見るに至りたり

職業別戸口數

區	別	戸	數	人	口	職業別					計					
						漁業	商業	農業	勞働者	其の他						
内地	人	二三〇	戸	八〇〇	人	一一〇	戸	八〇	戸	一	戸	七〇	戸	四〇	戸	二三〇
朝鮮	人	五〇〇	戸	二、五〇〇	人	五〇	戸	八〇	戸	二	戸	七〇	戸	一〇〇	戸	五〇〇
外國	人	八	戸	二五	人	一	戸	六	戸	一	戸	一	戸	一	戸	八
計		七三八	戸	三、三二五	人	一六〇	戸	一六六	戸	二〇二	戸	七〇	戸	一四〇	戸	七三八

◎慶尙南道釜山府大新町西北部

位置及地勢 釜山府の西北方に位し九得山下に在り、山麓より大新町中央部に向け緩傾斜をなし、住宅地に

區別	戸数	人口数	飲食店	古物商	質屋	藥種商	左官	米穀商	雜貨商	鉛行商	果物野 菜商	官公吏	農業 (主として 労働者)	計
内地人	五,一〇〇	一,六〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	八	五,一〇〇
朝鮮人	一,七〇〇	三,〇〇〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	六	一,七〇〇
外國人	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
計	六,八〇〇	四,六〇〇	五	五	五	五	五	五	五	五	五	七	一〇	六,八〇〇

◎慶尙南道釜山府瀛仙町(牧の島)一圓

位置及地勢 釜山港の中央部に位し、牧の島(絶影島)の中央部に突起せる山岳を中心として、地勢は四方の海岸に向ひ斜勢を示し、北・南・西は釜山府に對し、東方は朝鮮海峡に面す

戸口増加の理由 瀛仙町は釜山府工場地帯の重要なる一にして、内鮮人を通じて労働者多く集り、且つ府内に比し生活費低廉なる爲め、逐年戸数増加の傾向を示しつゝあり

區別	戸数	人口数	飲食店	質屋	古物商	理髮業	紹介業	造船業	潜水業	材木商
内地人	一,一〇〇	三,〇〇〇	九	一	三	三	三	三	三	四
朝鮮人	二,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇	一	三	三	一	一	一	一
外國人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三,一〇〇	六,〇〇〇	二〇	三	七	七	五	五	五	六

職業別戸口數 (其の二)

區別	仲仕	船大工	大工	木挽	舟夫	魚仲買	鐵工	鐵工場	漁夫	神職	湯屋	左官	官公吏	主として 労働者	計
内地人	20	100	2	10	3	6	5	8	3	5	7	5	131	202	1,104
朝鮮人	3	5	2	5	6	6	3	1	20	1	1	1	1	2,347	2,482
外國人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	8
計	24	106	5	16	15	19	14	10	23	7	9	7	133	2,354	3,094

◎慶尙南道釜山府瀟州町の一部(通稱山里)

位置及地勢 釜山府の東北部、瀟州町西部に位する伏兵山の東腹に部落を形成し、東は海に面するも急斜面ならず

戸口増加の理由 釜山府一般に比し地價低廉にして家賃安價なる爲め、市街地に居住せる者(主として朝鮮人)が同所に移轉したるに因る

區別	戸數	人口數	飲食店	古物商	藥種商	雜貨商	労働者其の他	計
内地人	9	33	1	1	1	4	5	9
朝鮮人	1,372	5,789	17	7	3	15	1,330	1,372
計	1,381	5,821	17	7	3	19	1,335	1,381

◎慶尙南道釜山府凡一町

位置及地勢 釜山府の最北東端に位し、町内には原野及び畚田多く、且つ海に面し、京釜線貫通して釜山府

に於ける最良の工場地帯なり

戸口増加の理由 鐵道局釜山鎮工場、大鮮釀造株式會社の設置、朝鮮紡織株式會社の増設等に伴ひ、鐵道従事員及び職工其の他の労働者等の移住し來りたると、將來の發展を見越して朝鮮人多數移住し來りたるとに因る

職 業 別	戸 口 數						
區 別	戸 數	人口數	雜貨商	鐵道従事員	會社員	職工其の他労働者	計
内地人	三七戸	一一三	一戸	二八	五戸	三	三七戸
朝鮮人	二四四	九六三	二一	四五	一	一七八	二四四
計	二八一	一、〇七六	二二	七三	五	一八一	二八一

◎慶尙南道昌原郡上南面龍池里

位置及地勢 昌原郡上南面の中央に位し、鐵道局鎮海昌原線及び鎮昌道路の沿線にして、北方に原野あるも附近一帯は畚なり

戸口増加の理由 大正十五年十一月、鎮昌線開通して上南驛設置せられたるに因る

職 業 別	戸 口 數											
區 別	戸 數	人口數	雜貨商	飲食店	肥料農具商	糯米菜	運送業	官公吏	農 業	宿屋業	其の他	計
内地人	一六戸	一八	三	一	一	一	一	六	六	一	一	一六戸

朝鮮人	一四三	五五〇	三	五	二	三	一	三	一〇八	一	一七	一四三
計	一五九	六二〇	六	五	二	三	一	九	一一四	二	一七	一五九

◎慶尙南道金海郡下東面禮安里の一部(舊名北島)

位置及地勢 下東面の中央に在りて一島をなし、洛東江支流に面し、同支流を隔て、大湍面出斗里に對す。昭和三年迄は畝二十町餘に過ぎず、他は殆んど蘆田なりしも、迫間農場に於て買受開墾しつつ、あり、其の總面積百三十町歩に及ぶ

戸口増加の理由 迫間農場に於て同地を買受開墾し始めてより、これを小作すべく移住來集したるもの多きに因るものなり

職業別 戸口數

全部朝鮮人にして職業は總べて農業なり

戸口數	五〇戸
人口數	二五〇人

◎慶尙南道咸安郡伽倻面未山里及道項里

位置及地勢 伽倻面未山里及び道項里は相隣接合して一部落を形成し、伽倻面の北東部、朝鮮鐵道株式會社馬晉線咸安驛の西方三町に位し、小盆地の如き地形をなし、降雨期に於ては南江の氾濫に依り、附近一帯は水害を蒙ること多かりしが、咸安第一、第二水利組合の堤防修築に依り、現在に於

ては大水害を免れ得るに至れり

戸口増加の理由 大正八年南海拓殖會社農場設置と共に、咸安第一水利組合設置され、同水利組合内約一千餘町歩中、該農場所有八百町歩は同農場に於て開拓し、同農場内に移り住む小作人は約八百人を算し、次いで大正十三年朝鮮鐵道馬晉線開通、第二水利組合の設置等によりて漸次戸口増加し、更に同地が咸安郡内の中心地にして、馬山晉州間二等道路通過地點たる等、地の利を得たる爲め、農民の移住するもの逐年増加したるに因る

職業別戸口數

區別	戸數	人口數	官公吏	社會員	雜貨商	古物商	實業	宿屋	料理屋	飲食店	代書業	理髮業	肉類販賣業	藥材商	大工	屠生	農業者	勞働者	其他	計
内地人	二六	九〇	〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	六	一	一	二六
朝鮮人	五〇	二五三	二	七	二	二	一	三	一	五	二	一	二	一	一	一	一	一	一	五〇
外國人	七	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
計	八三	三七三	三	八	四	四	三	五	三	七	四	三	四	三	四	三	八	三	三	八三

◎黃海道海州郡西邊面龍塘里山底洞

位置及地勢 西邊面の南部に位し、東北十八町を離れて海州邑内を背負ひ、右は仙山里、左は龍塘里の各洞と相接す、地勢平坦にして小平野をなし、西は翠野灣に臨む

戸口増加の理由 黄海道種苗場の泳東面より移轉したるに由る

職業別戸口數

區 別	農 業			商 業			官 吏			計
	戸 數	人 口	戸 口	戸 數	人 口	戸 口	戸 數	人 口	戸 口	
内地人	1	1	1	1	1	1	8	22	8	22
朝鮮人	14	66	3	3	16	1	1	17	82	103
計	14	66	3	3	16	2	21	25	103	103

◎黄海道海州郡西邊面仙山里飛龍洞・臥龍洞

位置及地勢 飛龍洞は仙山里水利組合貯水池下の部落にして、海州邑内より西南十二町餘の地點に位し、地勢平坦にして北方に仙女山を負ふ

臥龍洞は海州面西榮町に連續したる部落にして、地勢は三十度傾斜面上部に在り、南は南山麓に接し、北は仙女山續きの丘陵に接す

戸口増加の理由 飛龍洞の増加理由としては、海州邑内、龍塘浦又は黄海道種苗場の勞役に服するに便利なる爲め、近時家屋を増築し、又は共同生活を爲して同一棟に居住し、昭和三年度に於ては、朝鮮人・支那人合せて三十七戸、男七十六人、女七十七人なりしものが、本年度九月末現在に於ては五十四戸、男一二三人、女一二九人に増加せり

臥龍洞は一般に勞働者、市場商人、店員等にして、昭和三年度に於ては三十八戸、男九十七人、女七十八人なりしものが、昭和五年九月末現在に於ては、内鮮支那人合せて七十八戸、男一八五人、女一六九人となり、約倍數の増加を示し、尙ほ引續き増加しつゝあり

職業別戸口數

臥龍洞		朝鮮		内地		區別	戸數	人口	農	商	工	勞働者	無職	活給生者	其の他
支	那	鮮	地	支	那										
計	七	八	三	七	四	一	三	五	二	一	七	一	一	三	二
男	三	五	一	一	六	七	二	六	一	一	七	一	一	三	二
女	四	三	六	五	八	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七	八	三	七	四	一	三	五	二	一	七	一	一	三	二
男	三	五	一	一	六	七	二	六	一	一	七	一	一	三	二
女	四	三	六	五	八	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一

◎黄海道海州郡青龍面龍煤島

位置及地勢 龍煤島にして、青龍面本土を距る南方一里餘の孤島なり、全島山多く耕地少し

戸口増加の理由 農村の不況に依り、生活に窮し轉居の已むなきに至り、龍煤島に移居して漁業に轉業する者多

くなりてに因る

職業別	戸口數	計					
農	業	商	業	商	業	業	業
1	29	441	470	2,195			

◎黄海道延白郡延安邑内

位置及地勢 在州・開城の中間に位置し、二等道路側に在りて、背後に飛鳳山脈を負ひ、南方は廣漠たる平野に而し、地方物資の集散地として樞要なる郡邑なり

戸口増加の理由 大正十四年十一月、延海水利組合の工事著し以來、漸次増加しつゝ、あらしが、殊に昭和四年三月、黄海水利組合の認可ありてより頓に増加せり

職業別	戸口數	計			
内地	外国人	別	戸	數	人
支那	朝鮮	地	人	九七	三五七
計	人	人	一、二一一	五、五八三	一、二二三
一、二二三	一五	七七	六、〇一七		

朝鮮の渠渚 (中位)

商	業	二五四	計	職	一、二二三
農	業	三五三		他	九三
醫	生	八		職	一六六
銀行會社員		二二		他	一
官公吏		六四		者	一九一
勞働者				業	四五
工		二六			
總計		二五四			三五四

◎黃海道延白郡湖南面湖西里(新三里洞・五達洞・熊峴洞・古將洞・長承洞・南新洞・新村洞)

位置及地勢 延安邑の西南方十軒の地點に位し、周圍は平坦なる耕地なり

戸口増加の理由 鮮滿開拓株式會社に於て農事經營の爲め、移住民を募集せるに因る

戸數及人口數

朝鮮人戸數	一二七戸
朝鮮人人口	六三六人
農 業	一二七戸

◎黃海道延白郡松逢面滑溪里(石隘洞)

位置及地勢 延安邑の西方十二軒の地點に位置し、地形平坦、前面に海を控へ増山島と相對峙す

戸口増加の理由 鮮滿開拓株式會社は、大正八年該地に於て國有干潟地一萬二千町歩の貸付を受け、大正九年謄

岸工事に着手し、以來戸口頗る増加したるが、更に昭和二年工事大畧完成と共に、農事經營の

爲め、移民を募集せるに因り一層増加せり

内 鮮 外 人 別 戸 口 數

區 別	戸 數	人
内 地	二六	五三
朝鮮	一一一	五五〇
支 那	八	二八
計	一五五	六三一

職 業 別 戸 數

職 業 別	戸 數	職 業 別	戸 數
警 察	三	商 業	一九
會 社	一九	土 木	六
水 利	一	勞 働 者	二二
農 業	八五	計	一五五

◎ 黃海道延白郡龍道而蘭溪里

位置及地勢 延安邑の西北方十六軒、龍道面の南端に位置し、四圍畚に包まる

戸口増加の理由 鮮滿開拓株式會社の經營に係る同里農場は、干拓地にして全面積九百六十町歩あり、これを耕

作せしむる爲め、移住民を募集せしに因る

職 業 別 戸 口 數

朝鮮人戸數	一七七月
朝鮮人人口	七八七人
農 業	一七二月
勞 働 者	五戸

◎黄海道延白郡海龍面富土里

位置及地勢 延安邑の西北方十四軒の地點、面の南端に位し、南方は干拓地を隔て、海に臨み、他の一帯は何れも耕地なり

戸口増加の理由 前記同様朝鮮滿開拓株式會社に於て、農事經營の爲め移民を募集したるに因る

内 鮮 外 人 別 戸 口 數	職 業 別 戸 數
區 別	
戸 數	人 口
會 社 員	農 業
農 業	商 業
漁 業	漁 業
計	計
一〇、	九四四

◎黄海道松禾郡蓬萊面水橋里

位置及地勢 水橋里は蓬萊面の北端に位し、東は陵洞里、西は水耳里に接續し、北は水橋川を隔て、蓮芳面馬山里に境を接す、周圍は山岳竝に平坦なる田野にて圍繞せられ、東西七町、南北六町、比の

面積〇、四二方里あり

戸口増加の理由 松禾、長洲、信川方面の中心地にして、三等道路は部落を貫通して交通至便、且つ定期市場所在地なるが故に、地方民の商取引上利便多く、また數年來普通學校・金融組合・郵便所等が設置され、尙ほ客年十一月より鐵道開通し、而も終點地なる爲め、將來に於ける水橋里の發展を展望し來住するもの漸次増加の傾向に在り

職業別戸口數

區別	官公吏	農	商	業	自由業	人口計	戸數
内地人	一三	一	五	一	一九	六	一七七
朝鮮人	九五	四八	一	四	二	二六	六
支那人	一	四	二	一	二	二六	六
合計	一〇八	四九二	一八三	四九	八三二	一八九	一八九

◎黄海道安岳郡大遠面の嚴申・松山・元龍・下金里

位置及地勢 大遠面の東北端に位し、從來は蘆田多く耕地少かりしが、昭和二年水利工事を起し、蘆田は殆んど全部開墾せられて水田となり、平坦地多く土地肥沃にして耕作に適す

戸口増加の理由 昭和二年安寧水利組合創設以來、蘆田開墾と共に各地方より移住したるものなり

職業別戸口數

朝鮮人五三〇戸、人口一、八〇七人にして全部農業に従事す

◎黃海道信川郡信川面信川邑

位置及地勢 信川邑は信川郡信川面に在り、黃海道廳の所在地たる海州邑を距ること西北十四里十七町の處に位置す。地勢は概ね平坦なるも西北に小丘を有し、南は滌暑川を隔て、南部面・温泉面方面の平野に臨む、道路は東西(毅寧松禾道)北(安岳)に通ずる三等道路、竝に停車場より郡廳に通ずるもの、邑内より南部を経て海州に通ずるもの等あり、郡内の中心地たり

戸口増加の理由 近時信川郡南部面・龍門面の水利組合設置を聞込みて入り込むもの、及び不景氣の爲め田舎より都會に集中するもの多く、信川邑に來集したるに因る

内 鮮 外 人 別 戸 口 數

區 別	内地人		朝鮮人		支那人		計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
男	111	311	376	1,178	104	333	595	1,823
女	111	311	376	1,178	104	333	595	1,823
計	222	622	752	2,356	208	666	1,190	3,649
職 業 別 人 口 數								
官公吏	3		12		1		16	
商 業	12		48		1		61	
工 業	1		4		1		6	
農 業	187		732		195		1,114	
勞働者	1		4		1		6	
接客業	1		4		1		6	
無職	1		4		1		6	
其の他	1		4		1		6	
合 計	222		752		208		1,190	

朝鮮人	121	663	5	1,000	2,271	1,015	2,271	1,256
内地人	1	2	1	6	1	3	1	1
備考	毎職欄には朝鮮女子等をも包含す							

◎黄海道祿寧郡下聖面大廳里文井洞・白活洞・青石洞・岬洋里岬洋洞

位置及地勢 祿寧郡下聖面大廳里・岬洋里は大聖面の中央部に位し、附近一帯には小丘起伏し、其の間に平

坦地ありて田畑となし部落あり

前記土地は従前僅か十数戸宛の農村部落なりしが、大正十四年三菱下聖鐵山の開鑿以來、當嶺山を中心として、労働者その他に依り急激に増加せる部落なり

職業別戸口数

聖洞名	戸数	人口	區別	職業別				
				商業	農業	労働	戸数	他
大廳里文井洞	229	1,096	朝鮮人	56	21	121	1	1
同 白活洞	60	325	同	1	1	41	1	1
同 青石洞	22	86	同	1	6	12	1	4
岬洋里岬洋洞	128	626	同	1	98	26	1	1

◎平安南道平壤府新陽里・岩町・西城里

位置及地勢 鐵道線路以來、何れも府の西部外圍に位す

◎平安南道平壤府柳町・橋口町

位置及地勢 何れも府の南部外圍に位す

戸口増加の理由 近來工業の急激なる發展に伴ひ、郡部及び他地方より年々朝鮮人労働者の多數人込み、家賃、物價等比較的生活費が安價なる爲め、この地方に定着せるに因る

計		外國人		朝鮮人		内地人		計	
人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸
333	33	259	28	303	33	71	7	404	33
2	2	1	1	5	5	1	1	1	1
9	9	1	1	6	6	2	2	9	9
1,566	201	6	6	1,566	201	4	2	1,610	207
2	2	1	1	8	8	2	2	10	10
1,620	207	1	1	1,620	207	1	1	1,621	208
8,000	1,000	1,000	100	7,000	800	1,000	100	8,000	1,000

職業別戸口數

郡落名	區別	戸數	農	漁	工	商	交	自	其	年
		口	業	業	業	業	通	由	業	令
内地人	戸	7	1	1	1	10	3	2	2	1
内地人	口	7	1	1	1	10	3	2	2	1

◎平安南道江東郡晚達面勝湖里

位置及地勢 晚達面の西南端に在り、南方を流る、大同南江は、當里の西端より北方に向ひて迂廻し、大同

郡梨峴面との界を爲し、南方は中和郡槐桐面と界を爲す

東方は同面巴陵里・鷹岩里・北方は槐陰里・廣濟里と境を接す

東北方一帯はセメント・石灰石より成る山岳を以て圍繞せられ、南西方に漸低し、大同江沿岸一帯は稍肥沃なる耕地をなす

戸口増加の理由 大正七年小野田セメント株式會社平壤支社設置され、次いで鐵道開通し、爾來工業地として發展し來たりたるのみならず、これが擴張に伴ひ商業方面にも、著しく進出を見たるに因る

郡落名	區	戸數		農	業	工	業	商業及 交通業	公務及 自由業	其他 有業者	貧 窮	計
		人	口									
船橋里	内地人	人	口	四	九	一八	九	二	九	七三	二	三九八
		戸	數	四	九	一八	九	二	九	七三	二	三九八
朝鮮人	人	人	口	二	二	一	一	一	一	一	一	一
		戸	數	二	二	一	一	一	一	一	一	一
外人	人	人	口	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		戸	數	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	人	人	口	一〇、	五	四六	一、	二、	六	六	六	七、
		戸	數	一七	二九	四六	三	一、	二、	六	六	七、

職業別戸口數

區別	戸數及口數		農業	工業	商業	交通業及 郵便業	公務及 自由業	其他 有業者	無 職	計
	人	戸								
内地人	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000
朝鮮人	2,000	200	200	200	200	200	200	200	200	2,000
外國人	3,000	300	300	300	300	300	300	300	300	3,000
計	6,000	600	600	600	600	600	600	600	600	6,000

◎平安南道江東郡元灘面高飛里

位置及地勢 元灘面の東端、郡の零々中央部に位し、郡廳所在地を距る約二里、江東勝湖里道路に沿へる部

落にして、東は江東面と界し、西は大同江を以て同面上里に、北は同面勳岩里、南は同面黒龍

里に接す、里の東端は炭層を有する山岳なるも、他は平地にして農耕に適す

戸口増加の理由 大正十四年朝鮮電気興業會社の經營に係る、無煙炭の探掘事業開始に依り、労働者増加に伴ひ

商業方面にも進出を見たるに因る

職業別戸口數

計	外國人		朝鮮人		内地人		區別	戶數及人口	農	業	工	業	交	通	業	及	有	其	業	者	他	無	業	計	
	人	戶	人	戶	人	戶																			人
200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◎平安南道寧遠郡寧遠面永寧里

位置及地勢 郡の西南端に位し、四圍山岳を以て圍繞せられたる盆地部落にして、邑の中央を貫流する南川江あり、新成道路は邑の中央を西南に走る

戸口増加の理由 大正十四年寧遠・平壤間に定期自動車の運轉開始せられてより、從來平壤往復は馬背、或は徒歩にて遠く价川郡を迂廻し、數日間の日時を要したるを、僅々二日の行程にて往復し得らるゝに至り、爾來商人等の來往漸次頻繁を加へ、本郡産物の集散地となりたるに因る

職業別戸口數

別	戸数		農	業	業	交通	及	公務	及	其	他	者	職	計
	人	戸												
内地人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
朝鮮人	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
外国人	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108

○平安北道龍川郡府羅面中端洞運餉市

位置及地勢 龍川郡の西南端に位し、龍岩浦を距ること東南方約二里、府羅面の中央にして、不二西鮮農場の中央なり、地勢平坦にして四圍殆んど水田なり 西は黄海に面し、南は約一里餘にして多獅島に接し、東は同郡下面、北は龍川郡及び北中面の一部に界を接す

戸口増加の理由 大正三年不二興業株式會社に於て、附近一帯の干潟地(面積四、一九〇町歩)の開拓工事を起

し、大正七年通水起耕するに至りたり、當時は戸數僅に四〇戸内外の一寒村に過ぎざりしが、翌八年荒地の植付開始と事業の進展に伴ひ、其の後著しく増加したり

職業別戸口數

區別	職業別	戶數	人口	總計	
				支那	朝鮮
內地	官吏	三	七		
	不二農場事務員	一四	六五		
	計	一七	七二		
朝鮮	庭業	四三五	二、九八一		
	商業	五一	二八七		
	大丁	六	二八		
	労働者	四七	二八一		
	料理屋	三	八		
	飲食店	一一	一六		
	計	五五四	三、二一一		
	商業	一〇	二三		
	農業	三	六		
	労働者	一一	四八		
	計	二五	七七		
		五九六	三、三六〇		

◎平安北道龍川郡府羅面元城洞・郭串洞

位置及地勢 新義州より南九里、京義線南市驛より西約六里、鴨綠江の江口に位置し、龍川郡新島・大多獅島竝に鐵山郡水運島、圓島の諸島と相對峙し、龍川平野の最南端にして、不二農場の廣田に連

接し、龍南線三等道路の終點なり

戸口増加の理由 本部落は多獅島港の豫定地にして、港灣の修築工事等あり、尙ほ當地は鴨綠江口に於ける嶺の採取地にして、また石首魚・火魚等の海産物に富み、且つ不二農場附近の密集部落と連接せる爲め、労働の需用多く比較的生活に容易なると、更に將來大多獅島港設置せらるゝを豫想したるとに依り、人口増加したるものなり

職業別戸口數

區	別	職	業	別	戸	數	人口	數
内地	支那	人	計	官吏	一	三	九	
				不二農場事務員	四	一五	六	
				農業	五	六三	一	
				漁業	二五	一七六	二	
				商業	六	二三	一	
				飲食店	七	一一	一	
				宿屋	一	三	一	
				理髮屋	一	三	一	
				労働者	二六	六二	一	
				計	九〇	三四一	一	
支那	人	計	商業	二	七	一		
			農業	一	三	一		

總計 一〇
 九七
 三六六

◎平安北道義州郡玉尙面下庚洞中台里

位置及地勢 面積約半方里あり、同部落後方(北部)は白雲山の連峯にして雜林密生し、西は下庚洞、東は上庚洞に境し、南は棠木川に接し、附近一帯は山岳にして耕地殆んどなし、然れ共北部山岳中には金鑛々脈ありて、目下義州鑛山株式會社に於て金鑛事業を經營し盛んに採掘中なり

戸口増加の理由 鑛山事業開始前は戸口僅に一二戸なりしが、昭和五年四月義州鑛山株式會社設立に伴ひ、勞働者竝に諸營業者等來集し、急激に増加したるものなり

職業別戸口數

區	別	職業別	戸數	人口數	
内地	人	義州鑛山株式會社社員	四	六	
		大工	一	一	
朝鮮人	人	計	五	七	
		勞働者	一六九	二三三	
		商業	四三	一〇五	
		宿屋	一五	三五	
		飲食店	二〇	七三	
		理髮業	三	六	
		大工	一二	一八	

朔州の聚落（中郷）

支	郡	人	飲食店	計	二六二
		}	商業	計	一
			計	二	三
總	計				二七〇
					四八四

◎平安北道朔州郡外南面清溪洞

位置及地勢 朔州郡外南面の東北隅に在り、西は龜城郡に接し、北は朔州郡南西面に接し、定州・朔州間の二等道路より西約三里の地點に在り、北に天摩山、摩南山等を望み、周圍は高峻なる山岳に包まれたる峽谷にして、東南に齊龍川の谷あり、耕地極めて稀にして農業振はず、僅に火田耕作を爲すに過ぎざるも、附近山岳は金鑛脈に富み鑛山業盛んなり

戸口増加の理由 當地は今より約十年前に金鑛脈發見採掘に従事したるが、採掘方法、精鍊方法共に幼稚にして成績振はず、戸數僅に八、九十戸に過ぎざる一寒村なりしが、昭和三年頃より樺洞金鑛、三泰金鑛等に有力なる鑛主現はれ、多額の資金を投じ採掘を開始するや、續々良鑛脈發見され、また諸設備完備と共に鑛夫を募集し、大々的に採掘を開始したる結果、鑛夫及び之に附隨せる諸營業者等急激に増加したるものなり

職業別戸口數

區 別 職 業 別 戸 數 人 口

朝鮮人		計
勞働者	五九八	七二三
農業	六九	
商業	二七	
飲食店	二一	
理髮院	四	
料理屋	三	
鐘山菜	二	
宿屋	二	
湯屋	一	
計	三、〇四七	

◎平安北道龜城郡館西面造岳洞

位置及地勢 龜城郡の西北端に位し、館西面造岳洞の中央に在り、東は天摩面新音洞、北は延昌洞・館洞を隔て、義州郡に、西南は館西面御宮洞に界し、宜川邑内に十一里、龜城邑内に九里あり、四方山岳を以て圍まれ、地質は概ね岩石、瘦土にして農業に適せざるも、附近一帯は金銀の鑛脈に富めり、部落中央には造岳川ありて北より南に流れ、其の流れを金精鍊に利用す、道路は天摩塔洞を経て龜城邑内と宜川邑内に通する三等道路あり、宜川間には自動車の便あり、鑛物はこの自動車に依りて搬出し、車馬の往來頻繁なり

戸口増加の理由 大正十二年崔昌學なる者、この地に於て金鑛脈を發見し、鑛業權を得て採掘を開始し、翌年造岳川の流水を利用する水車に依り精鍊を始めたが、當時既に現在の戸數の約三分の一となり、漸次鑛業の旺盛に伴ひ、大正十四年末には現在の戸數の三分の二に達し、益々股盛を極め、水車のみにては精鍊不充分なる爲め、完全なる製鍊機を据付け、大々的に採掘を爲すに至り、漸時戸口の増加を來し、爾來業績よく今日に及べるものなり

職業別戸口數

區	別	職業別	戸數	人口
内地	朝鮮人	三井鐵山株式会社支店	一九	三一
		労働（鐵夫、一般労働）者	七九八	三、七三五
		商業	六一	一七一
		宿屋	一八	一〇四
		飲食店	一七	八八
		農業	一六	七九
		料理屋	五	一七
		理髮屋	五	二三
		娯楽	二〇	六二
		湯屋	一	三
		計		九四一

支那	人	勞働者	二	一八
		商賣	三	一三
總計			五	一一
			九七〇	四、三一六

◎江原道淮陽郡蘭谷面懸里

位置及地勢 淮陽邑を距る西南五里、京元線洗浦驛を距る東四里の地點に在りて、面の略ぼ中央に位置す、

平坦多く、蘭谷川は部落を抱擁するが如くに流れ、地味肥沃にして農耕に適す

戸口増加の理由 本里は右の位置に在りて市場を有し、同郡經濟取引の中心となりて逐年發展し來りたる處、最近

同面に蔡利區域七百町歩の水利工事開始され、將來の發展を見越して移來するもの、數年來

激増したるものなり

職業別戸口數

區別	官公吏	商業	農業	林業	紙業	日雇労働者	戸數	人口
内地人	一六	二	一	一	一	一	一八	五〇
朝鮮人	一	二三〇	一	一	九	四五	四〇五	二、四一〇
外國人	一	七	一	一	一	一	五	二、四一〇
計	一八	二三九	一	一	九	四五	四三〇	二、四六〇

◎江原道淮陽郡長楊面末輝里

位置及地勢 淮陽郡長楊面の峇ば中央に在り、金剛山電氣鐵道線の終點なり

金剛川の流域に在りて四方には低き山を繞らし、平野に乏しく、長安寺、温井里及び淮陽邑に通ずる三等道路に面す

戸口増加の理由 現在金剛山電鐵の終點にして、金剛山の入口となりたる爲め、電鐵開通に伴ひ金剛山探勝客の來往頻繁となり、物資の集散地として殷盛を極むるに至り、數年來人口著しく増加したり

職業別戸口數

區別	官公吏	商業	醫師	土木建築 乘積員	醫生	酒類 製造	農 業	勞働者	戸 數	人 口
内地人	五	三	一	三	一	一	一	九	二一	五八
朝鮮人	一五	六三	一	三	一	一	一	七八	三六三	一、六二二
計	二〇	六六	一	六	一	一	一	八七	三八四	一、六八〇

◎江原道通川郡順 面庫底里

位置及地勢 通川郡の峇ば中央に位し、東は日本海に面して良港をなし、西南北には所謂庫底平野を控へ、

東海岸屈指の地なり

東海の良港にして海産物の收穫多きと、西西北の庫底平野は産業に適し、海陸共に交通至便にして、物資の集散吞吐殷盛、近く鐵道開通と相俟て將來の大を爲すものと認めらる

戸口増加の理由 上述の如く逐年發展しつゝ、ありて、數年來著しく人口増加したり

職業別戸口數

區別	農業及 牧畜業	漁業及 製鹽業	工業	商業及 土木業	公務及 自由業	労働者	戸數	人口
内地人	—	・三	七	二九	七	二二	六八	二二三
朝鮮人	二二四	五一	三一	一六〇	二二	一八三	六六一	三、二九九
計	二二四	五四	三八	一八九	二九	二〇五	七二九	三、五三二

◎江原道高城郡新北面長箭里

位置及地勢 高城郡新北面の北部に位し、東經一二八度一九、北緯三八度四四八、金剛山の一部に接し、東は日本海に而し、南は長箭港を隔て、城北里・新興里に對し、北は同面注驗里に接す、一般に平地乏しく傾斜地多く、地味肥沃ならずして農業に適せざるも、海産物の收穫豊富なり

戸口増加の理由 從來網漁業盛んなりし處、昭和三年以降漁場工場・肥料工場等多數設置せられ、これ等に從事する労働者多數入込み、逐年著しき發展を爲しつゝ、あるに因る

職業別戸口數

區別	官公吏	農業	漁業	商業	工業	料理屋敷 食店宿屋	労働者	その他	戸數	人口
内地人	一〇	—	一〇	七	七	一一	—	二九	七四	二六七

朝鮮人	一一二	二二五	七七	七	九	二六	五〇	二〇	四三二	二、一五五
外國人	一	八	一	四	一	二	一	三	一七	五二
計	一一三	二三三	七八	一一	一〇	二八	五一	二三	四五九	二、一五七

◎江原道江陵郡新里面注文甲

位置及地勢 江陵郡北部に位し、北は襄陽郡縣南面に接し、西は山岳に圍まれ、東は日本海に面す

東海岸の良港として漁業殷盛を極む

戸口増加の理由 大正十五年注文津港の築港完成し、雄基・大阪間及び東海岸朝郵船の寄港地として、海運の便あり、また近年鱒漁發展し、多數の漁船・漁夫・商人・労働者等の入込むもの多きに因る

職業別戸口數

區別	官公吏	血	業	商	業	農	業	労働者	其の他	戸	數	人	口
内地人	一一一	一五	一一	一三	一	一	一	一	一四	七九	三〇二	三〇二	
朝鮮人	一四	四〇六	六五	一〇〇	一〇	一	一	一	一	七二二	六、六〇一	六、六〇一	
外國人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇	一〇	
計	一一六	四一三	八五	一二	一二	二	二	二	二	一〇〇	一、九三三	一、九三三	

◎咸鏡南道咸州郡興南邑天機里・湖南里・福興里・荷德里・九龍里・雲城里・新上里・東興里・松上里

位置及地勢 東南は日本海に面し、西北は咸興平野に連り、各部落に接して鐵道咸鏡線貫通し、湖南里及び

九龍里の沿岸は朝鮮窒素肥料株式会社の施工に係る築港を控へ、大型船舶の出入自由にして海

陸の運輸交通至便なり

戸口増加の理由 昭和二年四月、朝鮮窒素肥料株式会社工場建設以來、多數の職工及び勞働者入込ん、其の他一
般に土地の發展を見越して移住者の激増を來したり

職業別戸口數

區別	戸數	人口	職業別人口				計	
			農業	商業	工業	その他		
内地人	1,249	4,111	—	22	5,131	7,291	工業に主として工場職工なり	
朝鮮人	2,208	2,202	1,262	1,333	622	4,520	2,202	兼役等の勞働は其の他に合し
外國人	305	2,074	305	122	10	1,637	2,074	外國人は全部支那人なり
計	3,762	21,101	2,000	1,475	5,263	21,101		

◎咸鏡南道文川郡都草面川内里

位置及地勢 川内里は文川郡郡内面玉坪里より、西北約三里二十町に位置し、箭濰江は川内里の西南方より
南方に廻りて東北方に流れ龍興江に注ぐ(箭濰江上流河畔に沿ふ部落なり)、北方には山岳を控
へ、高原郡上山面に接し耕地に乏し

戸口増加の理由 從來川内里は戸數僅か四十戸、人口二百人に足らざる寒村なりしが、昭和二年五月より小野田
セメント會社同地に建設されることとなり、昭和三年十二月第一期工事を完了し、翌四年一月

より生産に着手したるが、同工場は小野田セメント株式会社川内支社と稱し、本社を山口縣小野田町に置き、資本金一千萬圓を有し、現在第一期工事に四百萬圓を投資し、更に第二期、第三期工事の擴張を策し居り、而して同工場に於ける生産は一箇年十五萬噸と稱せられ、之に従事する労働者、其の他を以て一市街を形成するに至れるが、更に同工場の豫定計畫たる第三期工事が完了すに於ては、僅に人口數萬に達する見込あり

前項の如く工場建設前と現在とを比較するに、戸數に於て二十三倍、人口に於て十八倍強を示し、尙ほ漸次増加發展の道程に在り

職業別戸口數

區別	戸數	人口	職別 (戸數)					計
			官吏	工場従業員	農	商	其の他	
内地人	一七	四三	七	一五	一	三	一五	
朝鮮人	七七	二、八九	四	四六	六	六	二五	
支那人	五	一四	一	六	二	七	一四	
計	九七	三、三六	一二	六七	九	一六	九七	

◎咸鏡南道三水郡館與面開雲城里

位置及地勢開雲城里一帯(間峯里を含む)は、三水郡の南端に位し、館與面の西半を占めて面積約九方里、

館東は一部を三南面と接し、北は自西面、西は三西面、南は長津郡及び豊山郡と境す。一帯は殆んど瘠地と稱し得べく、中央より稍東に移りて深き溪谷鑿通し、高臺を東西に二分す、瘠地の部分に於て千五百米、溪谷に於て約千二百米の標高を有す

五、六年前迄は針葉樹の密林地帯なりしも、火田民の肩耕に依る火災に燒失され、現在に於ては、たゞ所々に燒け残りの粗林點々と存在するのみ

現在此の高臺の一端に立ちて一帯を望見すれば、山は荒廢し盡し、火災に依り燒け残りたる針葉樹の發え立ち、一種凄慘の氣を覺ゆるものあり、土地の高きと寒冷なるとに因り、農作物は燕麥と馬鈴薯の外見るべきもなく、僅に蔬菜類の栽培を爲すに過ぎず

戸口増加の理由

戸數増加の最大原因は、瘠地の全體が土地肥えて、燕麥及び馬鈴薯の耕作に適し、火田民の生活に適應せる爲めなり。即ち廣漠たる一帯の林野燼跡は、農耕者の來るを拒まず、その收容力は際限なきを以て、生存競争に敗れ、平地帯の煩雜なる生活に疲れたる者の最終に求むる休息の地としては、或は安住に適したる所ならむか

火田開墾に適したると火田民收容力の大なるは、既に當局の認むる所となり、また昭和四年春に於ては、新興・端川・北青方面の水害罹災民を團體收容し、俄かに戸口の膨脹を來せり。また第二の理由としては、木材業者が伐採に着手し、事業地としての啖ありてより茲三年間に、

顯著なる増加を來せしことも否むべからず

この人口増加は尙ほ繼續性を帯び、年々増加の傾向に在るは、毎期の統計に示す如く明白なる事實なり、今昭和二年以降の人口増加率を示せば左の如し

内 鮮 人 別 戸 口 數

年次	戸 數		人 口		備 考
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	
昭和二年	五	三、五七	一、一	三、五八	本表記載以外に毎年十月より毎年三月北支那人労働者約三十名あり
同 三年	四	三、七七	八	三、八五	
同 四年	五	八、〇〇	五	八、〇五	
同 五年	四	九、〇〇	六	九、〇六	
同 六年	四	九、〇〇	五	九、〇五	
官公吏	五	三、六三	二	三	
農 業	二	二	三	三	
商 業	二	二	三	三	
勞働者	三	三	三	三	
其の他	三	三	三	三	

職 業 別 戸 口 數

◎咸鏡南道北青郡新北青

位置及地勢 咸鏡南道北青郡良家面は、咸鏡線新北青驛所在地にして、北青を距る東南約二里の地點に位し、
 東北方に山を繞らし、西南方に北青平野開け、咸鏡線と北青支線の分岐點に在り

戸口増加の理由 新北青は往時僅に八十二戸の鮮農部落に過ぎざりしが、大正十五年に新北青驛設置せらる

や、本驛は本道國境方面に通ずる關門に位せるを以て、旅客の往來及び物資の集散頗に殷盛となり、内鮮外人の來住するもの漸次増加し、新北青驛設置と共に、現在の都邑を形成するに至れり

職 業 別 戸 口 數

區 別	戸 數	人 口	職 業 別 (戸 數)									
			鐵道在業	旅人宿	飲食店	雜貨商	勞働者	娯樂	官公吏	獸肉販賣	農 業	計
内地人	三二	一四四	二	二	一	一	三	一	三	五	一	二
朝鮮人	三〇四	八七七	七	八	六	三	二	二	七	五	六	三〇四
支那人	五	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	二	五
計	三三六	一〇三五	一〇	一〇	八	五	三	二	一〇	五	九	三三〇

◎咸鏡北道茂山郡邑面城川洞・南山洞

位置及地勢 邑面城川洞・南山洞は茂山郡の西北部に位し、一葦帶水支那間島地徳社に對峙し、交通の要衝に當る

地勢は豆滿江及び城川江に挟まれ、四面山に圍まると雖も、南方には三百餘町歩の平野あり

戸口増加の理由 城川洞及び南山洞は、對岸間島よりの物資の集散地にして、豆滿江々岸に於て會亭に亞ぐ都邑殊に昭和二年十月、朝鮮鐵道茂山線が東面新站迄延長して以來交通の便開け、更に昭和

四年十月、茂山邑迄の延長を見るに至り戸口頓に増加せり

◎咸鏡北道茂山郡東面車輪洞新站

位置及地勢 新站は茂山邑を距る東六里の古茂山間二等道路に沿へる部落にして、東西に山を控へ、沃野に

乏しく、農耕に適せざるも奥地は豊富なる林産地たり

戸口増加の理由 新站は茂山郡延社に通ずる要路にして、且つ奥地一帯は千古斧鉞を入れざる林産地を控へ、殊に昭和二年朝鮮鐵道茂山線の延長に伴ひ、之を見越し來住するもの其の大半を占む

戸口數比較

職業別戸數	昭和元年						昭和五年																			
	茂山邑			新站			茂山邑			新站																
	内地	朝鮮	外國	内地	朝鮮	外國	内地	朝鮮	外國	内地	朝鮮	外國														
	一〇四	五三六	一八	一	六五八	二八	三三三	二、九三七	五一	三、三二一	一八六	一四二	六九九	四四	八八五	二二二	一一	二四一	四二一	三、五〇四	一八〇	四、一〇五	九三六	二九	八五九	二九

職業別

職業別	茂山邑			新站		
	内地人	朝鮮人	支那人	内地人	朝鮮人	支那人
農及牧畜業	二戸	二二七	一九	二	二七	二戸
漁業及製鹽業	一	一	一	一	一	一
工業	五	一五	三	一	一	一
商業及交通業	二七	八〇	一二	一〇	五二	五
公務及自由業	八九	二九	一	四	三	一
其の他の有業者	八	二四	八	一	一	一
労働者其の他	一一	三二三	七	二	二二七	三
計	一四二	六九八	四五	一八	二二二	一一
				八八五		二四二
						一三二
						二四二

◎咸鏡北道稷城郡訓戎面訓戎鎮

位置及地勢 訓戎鎮は稷城郡の最東端に位し、稷城郡廳を距る六里、南は慶源郡慶源面松川洞に、西は訓戎

面金華洞の内雄基洞、及び同面豐舞洞の内沙水洞に、東北は豆滿江を距る支那琿春縣と境す、

訓戎鎮の西方には標高五百米の飯山支脈中の峻峰馬乳山聳え、支脈西方に走り山腹には所々平

坦地ありて農耕に適す

戸口増加の理由 訓戎鎮は昭和三年迄戸數僅に四百戸に過ぎざる國境北端の寒村なりしが、昭和五年十月一日よ

り東部圖們線雄基・訓戎間の鐵道開通と相俟つて、對岸琿春方面との取引益々密接の關係を加

へ、一方訓戎平野七百餘町歩の開墾地は、本年より米穀類を産出するに至りたるを以て、漸く

世人の重要視するところとなり、殊に昭和四年來、商人或は労働者等の移住により戸口頓に激増するに至れり

戸口數比較

區別	昭和四年		昭和五年	
	戸數	人口	戸數	人口
内地	二七	六三	七一	二二〇
朝鮮	三〇五	一、七四八	一、一七七	五、一八八
外屬	三	六	三四	九六
計	三三五	一、八一七	一、二八二	五、五〇七

職業別戸數

職業別	内地人	朝鮮人	支那人	計
農務及牧畜業	二二	八七〇	二〇	八一三
公務及自由業	三三	二二	一	五六
工業	八	三三	五	四六
商業及交通業	四	一五〇	四	一五八
其の他の有業者	三	一〇一	五	一〇九
計	七一	一、一七七	三四	一、二八二

◎咸鏡北道慶興郡雄基面雄基洞

位置及地勢 咸鏡北道の東端に在りて日露國境に近接し、豆滿江口より南方七里、日本海に面する沿岸地帯

なり、東南方に雄基港を有し、西北方に雄基山脈を背負ひ、豆満江沿岸の平地に在りて、東西二里、南北一里あり

戸口増加の理由 大正十五年七月、総工費六十萬圓にて四箇年計畫の雄基港修築工事着手、次いで昭和二年三月、圖們東部線鐵道工事は雄基を起點として着手し、これが爲め海陸共に交通の便開け、市街は急激に發展し戸口増加するに至りたり

戸口數比較

區別	昭和元年		昭和五年	
	戸數	人口	戸數	人口
内地人	二〇二	七五七	四九六	一、六八二
朝鮮人	一、〇一三	四、七五七	二、七〇五	一、六四九
外國人	七	三九	一四一	六〇三
計	一、二二二	五、五五三	二、三四三	一四、〇三四

職業別戸口數

職業別	内地人		朝鮮人		支那人		計
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
農業及牧畜業	一	二四二			二七		四六九
漁業及製鹽業	八	一一一			一		一二九
工業	二〇	一二四			一五		一五九
商業及交通業	一四三	四八〇			四〇		六六三

公務及自由業	一六一	二三八	三九九
其の他の有業者	七九	一四五	二五二
労働者其の他	八五	一、三五五	一、二六四
計	四九六	二、七〇五	三、三四二

◎咸鏡北道鏡城郡漁郎面漁大津

位置及地勢 漁郎面の西部に位し、東北は日本海に面し、西は漁郎面松興洞字上松に接し、同面芝坊洞・花隅洞を経て鳳岡驛に至る、東南方には小岳ありて周壁を成し、北方には修築中の漁大津港あり、土地狭少にして擴張の餘地なきも、昭和七年七月末を以て竣工の道程に在る築港工事は、經費三十六萬五千圓、埋立坪數七萬一千六百五十平米の計畫にして、之が竣工の曉に於ては益々發展の餘地あり、尙ほ漁大津港周圍には七十餘箇所の魚肥工場あり、年産二百萬圓内外に達し、龍坪驛へ一里十八町、鳳岡驛へ三里二町にして何れも自動車の便あり

戸口増加の理由 數年前迄は一寒村に過ぎざりしが、昭和三年漁港築造工事開始及び漁業擴張に伴ひ漸次發展し、最近二、三年に於て戸口増加最も著しく、年々百餘戸の増築を見るの狀況なり

戸口數比較

内地人	昭和元年	戸數	四〇〇	人口	一三六
	昭和九年	戸數	七六	人口	二六五

朝鮮人	二八三	一、四四六	八三九	四〇八二
外國人	一一	三三	一九	九六
計	三三四	一、六一五	九三四	四、四四三

職業別戸數

職 業 別	内地人	朝鮮人	支那人	計
職 業 別				
農 業 及 牧 畜 業	一	二〇八	四	二一二
漁 業 及 製 鹽 業	一五	二八五	一	三〇〇
工 業	九	一八	六	三三
商 業 及 交 通 業	二五	二五	一	五〇
公 務 及 自 由 業	二五	二五	一	五〇
其 他 の 有 業 者	一八	三〇〇	七	三二五
計	七六	八三九	一九	九三四

◎咸鏡北道富寧郡青岩面土幕洞

位置及地勢 清津を距る北方三里、清津雄基間一等道路に沿ひたる部落にして、同郡連川面との境界廣周嶺の麓に位し、西方に開きたる溪谷なり

戸口増加の理由 土幕洞は昭和三年三月、金鑛の發見と共に、其の採掘を開始し以來漸次發展し來れり

戸口數比較

職業別	昭和元年		昭和五年	
	戸數	人口	戸數	人口
内地	1	49	1	49
朝鮮	49	1	1	49
支那	1	1	1	1
計	51	51	3	99
農業及牧畜業	1	49	1	49
工業	1	1	1	1
商業及交通業	4	15	2	11
公務及自由業	4	1	1	1
其他の有業者	1	1	1	1
計	19	27	6	29
外國	42	302	25	130
朝鮮	42	302	24	124
内地	1	1	1	1
計	84	604	50	355

◎咸鏡北道慶興郡慶興面阿吾地洞

位置及地勢 慶興郡雄基邑雄基洞より北方六里二十町、慶興面慶興洞より西北三里二十五町、東部國門線阿吾地驛所在地なり

吾地驛所在地なり

阿吾地平野の中央に位し、松興山より分岐する一山脈は、西南より東方に迂回して阿吾地洞東方二十町の圓峯山に達し、また松興山より北に分岐する一山脈は東に折れ、阿吾地北方三十町

を距て、東に延びて豆満江に達し、東北開くるも其の間盆地を形成し、阿吾地川は松真山より

東北に流れて豆満江に注ぐ、地味肥沃にして灌漑の便良く、稻作其の他農耕に適す

戸口増加の理由 昭和二年末東部國門線工事着手に伴ひ、労働者其の他商人多數入込み、同四年末同鐵道工事終了と共に、鐵道工事關係労働者は引揚げたるも、一般商人は同地に定住して地方農民と取引し、十二月より荒井組阿吾地炭坑の採掘開始に伴ひ、坑夫其の他多數入込み相當股盛なり

戸口數比較

區別	昭和五年		昭和五年	
	戸數	人口	戸數	人口
内地人	1	1	14	50
朝鮮人	28	140	108	663
外國人	1	1	5	17
計	28	140	127	730

職業別戸數

職業	内地人	朝鮮人	支那人	計
農林及牧畜業	1	33	2	35
公務及自由業	9	10	1	19

朝鮮の東洋(中篇)

工業

商業及交通業

其の他の有業者

計

1

3

2

14

3

30

22

160

390

1

1

2

5

3

34

36

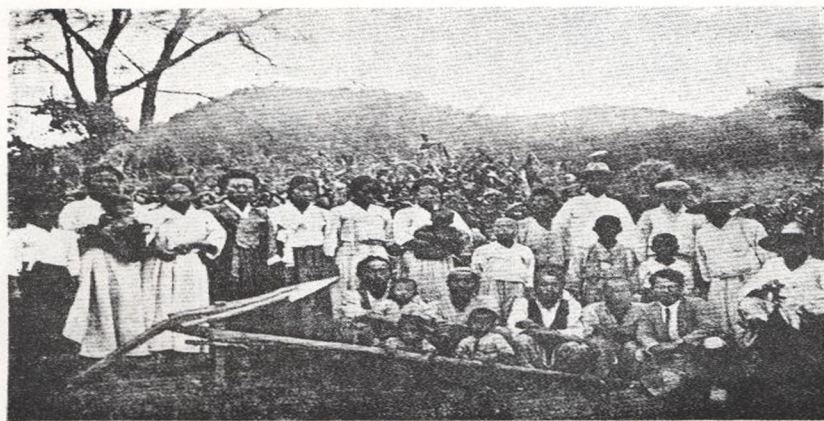
127



鷺梁津巫女村



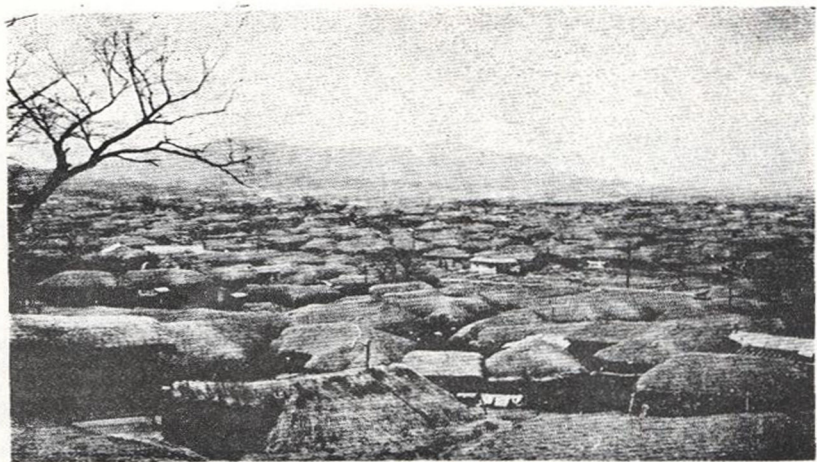
京畿高道陽郡延禧面奉元里僧侶部落



(一の其) 落部僧家在洞雲魚面與龍郡寧會道北鏡成



(二の其) 落部僧家在洞雲魚面與龍郡寧會道北鏡成



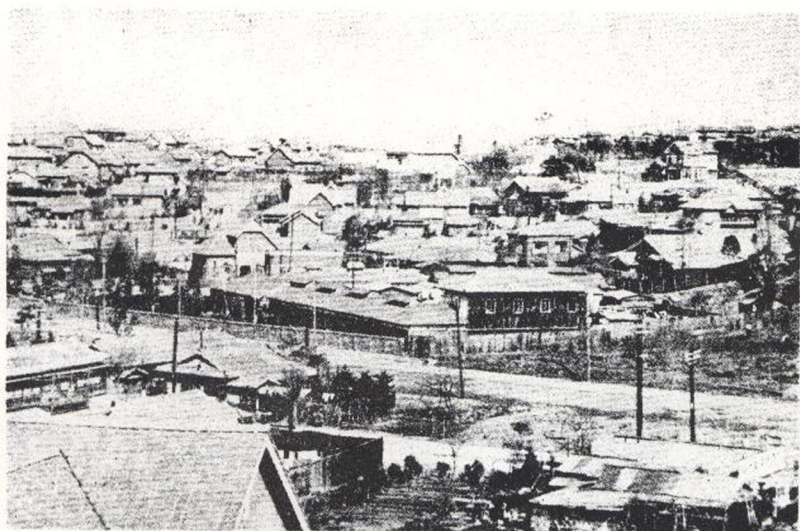
地街市新の里十往の郊近城京



落部人洋西里村新面祿延郡陽高道畿京



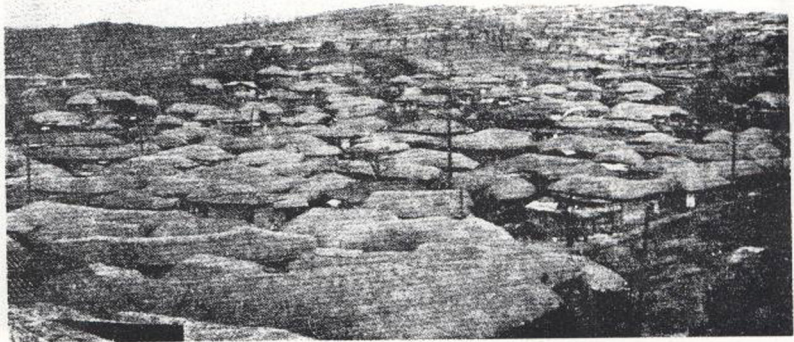
京府城三坂通の文化住宅



新興の京府城東四軒町



落 聚 場 船 渡 浦 麻



落 部 幕 土 浦 麻



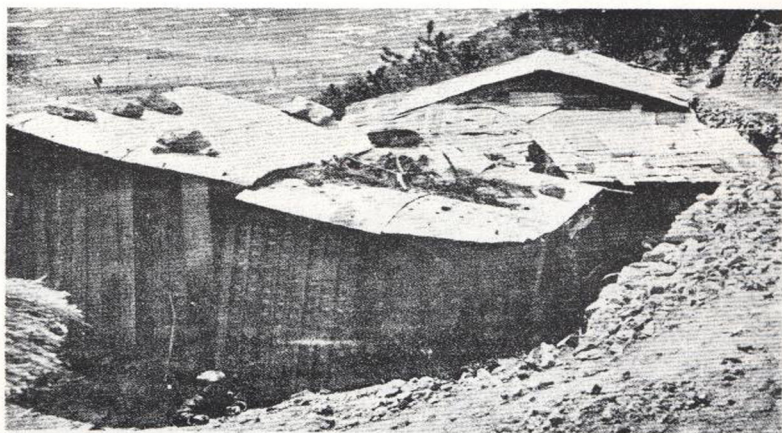
成鏡南道川郡都草内川里新典部落



川内里に於ける小野メトン株式会社内支社



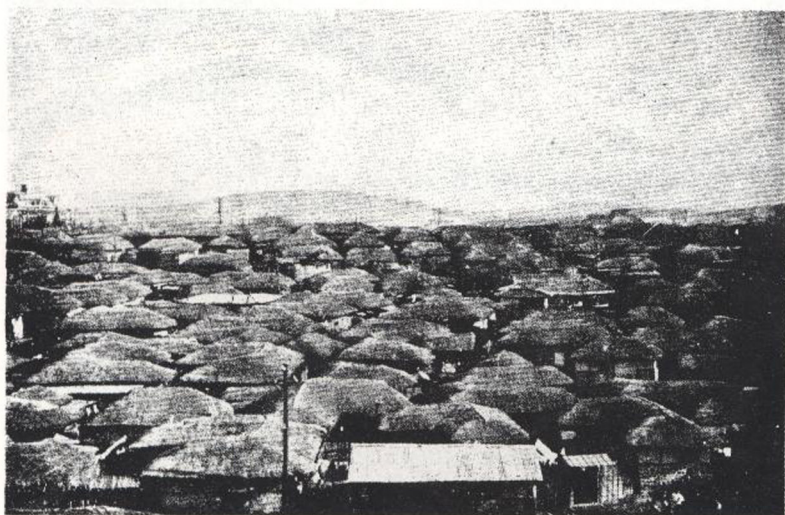
釜山新大町久住住宅地土幕部落
(瀋陽司令部要塞海濱)



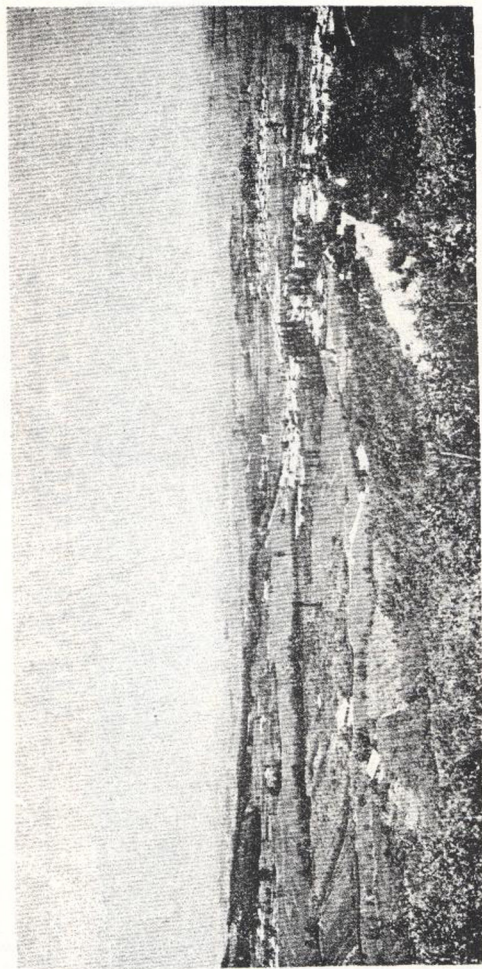
久住住宅地附近土幕民標的式住宅
(瀋陽司令部要塞海濱)



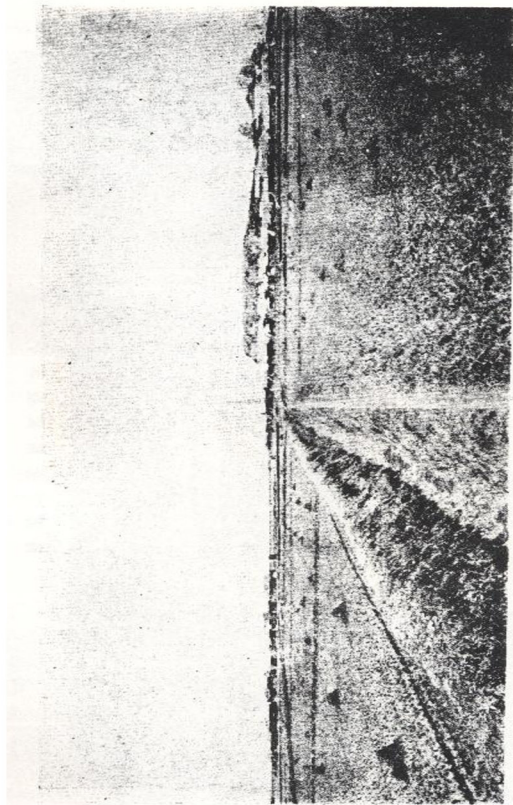
落葉の近附場農社會拓開滿鮮及内邑浦金



落部人那支里觀松府川仁



東京縣砂礫村附近の落部



黃 淮 堤 防 沿 線 的 堤 防 工 程

第五章 温泉部落

朝鮮に於いても温泉の数は相當に多く、一東國輿地勝覽」に記載されたものは左の三十五箇所に及び、最近の調査では主要なるものゝみにて四十箇所に達し、その分布は、忠北一、忠南三、慶南三、黃海八、平南九、平北四、江原四、咸北八となつて居る。然るに従來温泉部落の發達しなかつたのは、温泉地なるが故に、宮廷や貴族權門が屢々來遊して、地方民に對して誅求が甚だしかつたので、これを埋め潰したといふやうな例もあるが、また一面朝鮮人の民度は温泉を利用するまでに、經濟的に餘裕がなかつたことにも基因する。而してこの中、東萊は交通の便良き爲め早くより發達して今や立派な温泉市街を形成し、朱乙は湯量の豊富を以て著名であり、海雲臺・温井里は風光の明媚を以て浴客多く、温陽・儒城・白川・信川等は附近に大市街を控へて鐵道の便がある爲めに、俄かに繁昌したものである。未だ朝鮮の經濟力が充實せざると、内地に比して温泉場の娛樂、其他の設備の行き届かざると、宿泊料金の高い爲めに、長期の湯治客は内地の別府方面へ吸集されて居るが、一般朝鮮人の民度が高まり、温泉の設備の改良さるゝに於ては、浴客數は大に増加すること、思はれる。

温泉 (東國輿地勝覽に據る)

道名	府郡縣名	温泉	泉	記
忠清左道	延登縣	温	井	在縣北三十里安宮驛西

成鏡北道	成鏡南道	成鏡南道	江原道	江原道	江原道	江原道	江原道	黃海道右道	黃海道右道	黃海道右道	黃海道右道	黃海道左道	黃海道左道	黃海道左道	慶尙右道	慶尙左道	慶尙左道	忠清右道	忠清右道	忠清右道
鏡城都護府	安邊都護府	永興大都護府	伊川縣	伊川縣	蔚珍縣	高城郡	松禾縣	白川郡	白川郡	海州牧	文化縣	文化縣	安岳郡	平山都護府	昌原都護府	靈山縣	東萊縣	德山縣	溫陽郡	公州牧
鐵峰溫泉	溫泉	潭泉	仇聖項溫泉	牛洞溫泉	溫泉	溫泉	溫泉	大橋溫泉	豎帖溫泉	馬山溫泉	妙達溫泉	弓村溫泉	洞陰溫泉	溫泉	溫泉	溫泉	溫泉	溫泉	溫泉	溫泉

在儒城縣東三里、我、太祖卜宅子爲龍山、太宗濬武子任實之時、浴于此
 在郡西七甲、療疾有效、我太祖、世宗、世祖嘗巡幸留宿、有御書(溫陽郡は
 百濟時代には深井郡、高麗の初期には溫水郡と云にる)
 在縣南五里
 在縣北五里、其地可熟爲子、帶病者浴之轉愈、新羅時、王屢幸于此、豎石四
 隅立洞柱、其穴猶存
 在縣東南十七里、今廢
 在府北二十里
 在府內五十五里、有石欄浴室
 在郡北二十七里
 在縣南十五里、水出石間、甚豐徹
 在縣西二十里
 在州西六十三里、附近地氣皆溫、水味又鹹
 在郡南二十五里
 在縣南十五里板橋里
 在郡西北三十二里、世祖十二年、巡幸關東、駐蹕于此
 在縣北周仁里、水微溫
 在縣北九十九里、正統六年、我、世宗命禱行宮、七年春、駕幸柳之、其後爲
 火別焚
 在縣北八十里
 在府東十五里、微溫而鹹、浴之多已病
 在府西南一百五十七里
 在府西三十四里

咸鏡北道	鏡城郡慶府	雲加委溫泉	在府西一百十里
咸鏡北道	吉城縣	谷筒洞溫泉	在縣西九十一里
咸鏡北道	吉城縣	藥水里溫泉	在縣北三十里
咸鏡北道	吉城縣	大寺洞溫泉	在縣西四十五里
咸鏡北道	明川縣	乾者介洞溫泉	在縣西十三里
咸鏡北道	明川縣	黃津里溫泉	在縣東六十五里
平安西道	龍岡縣	井	在縣西三十里於乙洞、周二十餘丈、水極清酸、比西十餘步、又有泉周四尺、微溫且酸、又其西有冷泉、周三尺、至酸而淡、咫尺之間、溫冷迥殊
平安西道	朔州郡慶府	泉	在府南三十里、有溫井川傍
平安東道	鐵山郡	井	溫井川の記述中に「在郡東四十里、出雲臺山、入寧遠府沙灘、傳有溫井」とあり
平安東道	熙川郡	泉	在郡東五十里元洪里
平安東道	熙川縣	泉	在遇羅山下
平安東道	咸川郡慶府	泉	在府西藥水山下、○郡夢周時、火龍吐水潑地、小洞含春別有天、浴體身心正氣果、無邪歸興信然
平安東道	寧遠郡	井	在郡東三十里、仇老渡里

左に掲ぐる温泉部落の調査は、警務局衛生課に於て、昭和二年中、各道警察部に照會を發して蒐集した資料を、整理して編纂したもので、多少歳月を経過して居るが、朝鮮の温泉を知るには便利であらう。

水安堡温泉

所在地及風景

1 所在地 忠清北道槐山郡上蓮面温泉里 戸數 二五一戸
人口 一、二二一人

2 風致 四國連米を以て圍繞せらるゝ。三方里の盆地の中央に在り、四國の山容ならかにして四時鐘を呈し、東には慶北開慶と境する鳥嶺の山あり、西市を流るゝ無名川は水清く魚族多く、また盆地を貫通する一等道路にはポプラ並木ありて頗る風致に富む。

交通及名勝地

1 交通

道内主要地間との交通

道内主要地

道路の等級

交通機関の種類

賃金

里程

所要日数

清州

二等及三等

汽車、自動車

五・三〇〇

二〇・〇〇

一日

忠州

一等

自動車

一・五〇〇

五・〇〇

一日

槐山

二等

自動車

二・九〇〇

九・二三

一日

備考 清州より水安堡に至るには、忠北線の終點たる清安迄汽車の便あり、こゝに於て槐山經由の自動車に換換ふ。

道外主要地間との交通

店

村

一等

自動車

三・五五〇

一一・〇〇

一日

備考 店村間は京釜線金泉驛と連絡せり

2 名勝地

名稱

所在地

温泉編、月の里記

淵勒石佛

槐山郡上苑面淵勒里

二・一八

石佛

同

二・一八

五大塔

同

二・一八

二大石佛

槐山郡延豊面院豊里

二・三〇

白系ノ瀧

槐山郡上苑面寺門里（固有林島嶺内）

二・〇〇

水玉瀧

槐山郡延豊面院豊里

二・三〇

島嶽第一關門	慶尚北道慶康郡開慶面七草里	六・〇〇
島嶽第二關門	同	七・〇〇
島嶽第三關門	槐山郡延慶面院豐里	三・〇〇
彈琴臺	忠州郡忠州面	六・〇〇

管理方法 面の所有にして維持管理は面に於て擔當し、經營は二葉旅館に委任す

地物費の供給 雜貨商内地人三戸、朝鮮人四戸、支那人三戸、内地人旅館二戸、支那料理屋一戸、朝鮮人旅館及び飲食店等合計二十五

戸あり。特産物年産額は黃色蠟車約五萬圓、薪炭約七萬圓（木炭約一萬圓、薪約六萬圓）

浴槽又は濯槽 浴台は間口五間、奥行六間の亞鉛葺、内地式平屋建にして、外圍は硝子窓及び白壁を以て造る。浴槽はセメント化粧製、

内壁には瀝戸物を用ふ。建坪二坪二合四勺、深さ三尺二寸、これを四分し、男女浴場の別を設け公衆浴場とす

上水道(簡易水道を含む) 電燈、電爐 温泉場に近く郵便所あり、公衆電話の設備あるも、その他施設なし

旅館及宿泊料

1 旅館 a 二葉旅館(和式)	客室八尺四方、温泉五間	
b 内川旅館(和式)	客室四疊半四間、四疊半温泉二間	
c 宿泊料 二葉、内川兩旅館共通		
特等	一泊料(朝夕二食)	半泊(朝一食)
一等	三・五〇〇	二・四〇〇
二等	三・〇〇〇	二・一〇〇
三等	二・五〇〇	一・七〇〇
四等	二・〇〇〇	一・四〇〇
d 下宿二十五圓、同賃四疊半月約三圓なり	一・五〇〇	一・〇五〇
e 餅式宿屋十一戸あり、温泉三十餘間、宿泊料は徴收せず、一食二十錢乃至二十五錢なり		

口 普通民家問貸なし

へ 最大收容人員三百人以下 (内旅館六〇人、普通學校(冬期は收容不能)二四〇人)

滞 客 數 (三個々平均) 春 (男七、二一九人、女四、八五四人) 夏 (男四、七七七人、女三、八五二人) 秋 (男四、九四四人、女三、九六三人) 冬 (男五、二一二人、女三、八七六人)

戸 口 數 内地人 (戸數一〇月、二九人、朝鮮人 (戸數一、一八五人、外國人 (戸數三月、七人、計 (戸數一、二二一人、人口七人)

官公署其他 警察官駐在所一、公立普通學校一、圖書房一所、郵便所一

醫 療 機 關 醫生一、賣藥購買三

娯 樂 設 備 普通學校の所有廊球コート一あるも他に何等設備なし

氣温と湧泉程度

1 氣温 夏 (最高三八度、最低約二七度) 冬 (最高約五度)

春秋の分未詳

2 湧泉温度は湧出口平均攝氏約四五・五度

泉質及涌出量 (一日量)

泉 質 單純炭酸アルカリ泉

成 分 硫酸〇・〇七三四、固形物總量〇・二六六〇、灼熱神益〇・〇四四〇、鹽素〇・〇〇三〇、礬土〇・〇二四〇、酸化鐵痕跡、

石灰〇・〇〇九四、若土〇・〇〇九八、曹達〇・〇七五八、加里〇・〇〇九八、磷酸痕跡、硝酸痕跡、亞硝酸痕跡、アンモニ

ヤ痕跡、炭酸〇・三九六〇

湧出量 一時間一〇五乃至一四〇立方尺、一日約五百石、比重一、〇〇〇〇〇 (攝氏十五度に於て) ライニウムエマナチオン檢定せず

反應中性、煮沸後アルカリ性

効 能 リニウムチ、神經痛、婦人病、皮膚病、癩病(入浴せしめず)

沿革又は傳説

1 太古より湧出し居たるものゝ如くなるも、三百五、六十年前、入浴中の朝鮮人女死亡せるを天神地祇の祟なりとし、温泉を増めた

り。それより四、五十年の後、偶々歩行不自由の男乞食温泉上に草蓑を敷き、起居約百日にして自由に歩行し得るに至りたる爲め、藥水なりと稱して国民再びこれを擁護せり。明治四十一年浴槽を男女及び内鮮人別と爲し、大正五年八月現在の浴場を建設し、大正十年四月一日より内鮮人の區別を廢し、一、二等に區別す

2 彌勒石佛は今を距る一千三百餘年前、新羅眞王時代に現在忠州郡大石院より慶北開慶に至る地方に八百八脚を建設したる頃の窺建に係ると云ふ

3 石龜 石佛以前のものなりと云ふも詳ならず

4 五重塔 花崗岩の方形五重塔にして一成の基礎あり、高さ二十尺、基礎八尺にして覆鉢以上を失ひ、鐵の心柱を存す、彌勒石佛と共に建設せられたるもの如し

5 二大石佛 佛像山の巖壁に刻したる二體佛像にして高さ三十二尺あり、鼻部を損壞す、延慶面院豊里間一等道路の傍敷歩の處に在り、今より一千四百餘年前の彫刻なりと云ふ、大正二年廟賣に指定せらる

6 鳥嶽關門は三韓時代、新羅、高句麗の境界にして、(現在は忠清北道、慶尙北道の境界)京城・釜山間の要路に當り、第一、第二、第三關門あり、本郡に屬するものは第三關門にして、其餘は慶尙北道に屬す。文祿の役に際し小西行長と明將申嶺との古戰場なり

溫 陽 溫 泉

所在地及風致

1 所在地 忠清南道牙山郡溫陽面溫陽里 戶數 三六一戸
人口一、六八一

2 風 致 温泉里は天安を距る西三里二十四町に在り、四國山に包まれて盆地を成し、温泉場を中心として内地人商店、旅館その他人を楨比し、温泉公園ありて、浴客の散遊に適す、公園に接して西方丘上には龍山齋成病院温泉分館ありて屋敷よく、温泉里北湖の小丘には天照大神を奉祀せる神祠、温泉里より約十八町の處には洪公堤と稱する貯水池あり、池中にコンクリート(四十八坪)製の水中樓閣あり、夏は納涼場、各はスケート場として好遊のとこなり。温泉里一帯は櫻樹多し

交通及名勝地

朝鮮の聚落 (中篇)

到着地	距離	賃金	所要時間	交通機關の種類
通 a、道内交通路				
公州	四七・〇	二・五三	三時間	交通機關の種類 自漚泉里汽車 至鳥致院 自鳥致院自前車
致院	三〇・〇	一・〇三	一時間一〇分	
論山	八五・〇	二・四〇	二時間四〇分	
江量山	九二・〇	二・五五	三時間八分	
七田	一七・〇	〇・八五	五・六分	
天城	五三・〇	一・六〇	二時間八分	
天安港	三〇・〇	一・五〇	一時間五〇分	
仙掌	一〇・〇	〇・五〇	三・五分	
b、道外交通路				
京城	七〇	二・〇三	三時間	汽車
仁川	八三	一・六〇	二時間	
鏡山	二三〇	六・〇三	八時間	
平鎮	二二二	六・〇八	九時間三〇分	
元山	二〇六	五・四三	一二時間	
所義州	三七九	九・七三	一〇時間	
入邱	一五二	四・〇八	五時間	

2 名勝地 (イ) 日清戦役記念地 (牙山郡靈仁面牙山里) (ロ) 李舜臣墳墓 (牙山郡陰基面三五里) (ハ) 李舜臣の遺物 (軍刀、刀帯その他) (ニ) 金玉均の墳墓 (牙山郡靈仁面牙山里) (ホ) 洪公堤、寶玉款

運送方法 京南鐵道株式会社直營 (資本金二萬圓)

物資の供給

種別	内地人	朝鮮人	計
日用品	三戸	二戸	五戸
雜貨	四	二	六
酒	一	三	三
飲食店	五	一五	二〇
米	二	二	四
料理屋	三	三	三

特産品なし、當地は五日毎に市場開かれ人出多く、従つて物資の集散殷盛なり

浴場又は浴槽 浴槽は内地人及び朝鮮人浴場に別れ、内地人湯建坪數四五坪、朝鮮人湯建坪數六〇坪の二棟、木造にして浴場には特殊の施設なし

- 1 家族湯浴槽はセメント化粧煉瓦造縦四尺九寸、横二尺、深さ二尺一寸
 - 2 内地人特等湯は男女に別れ、何れも浴槽はセメント化粧煉瓦造、縦五尺三寸、横三尺五寸、深さ二尺四寸
 - 3 内地人並湯は男女に別れ、何れも浴槽はセメント造、縦八尺一寸、横四尺六寸、深さ二尺五寸
 - 4 朝鮮人特等湯は男女に別れ、浴槽は何れもセメント化粧煉瓦造、縦六尺、横三尺八寸、深さ二尺三寸
 - 5 朝鮮人並湯は男女に別れ、浴槽はセメント造、縦十尺、横三尺六寸、深さ二尺三寸
- 上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 上水道なし、電話、電燈の設備あり

旅館及宿泊料

- 1 温陽館(和式) 客室八疊二、六疊八、四疊半二、温泉六疊二
 宿泊料 特等六圓、一等四圓五十錢、二等三圓五十錢、三等三圓、下宿は取扱はず
- 2 山口旅館(和式) 客室八疊四、六疊三、四疊半一

宿泊料 特等五圓、一等四圓、二等三圓、下宿料一箇月二十五圓、問貸なし

3 石田旅館 客室八疊二、六疊三、四疊半三

宿泊料 特等四圓、一等三圓五十錢、二等三圓、三等二圓五十錢、下宿料一箇月二十五圓、問貸なし

4 廣福館(和式) 客室八疊三、六疊三

宿泊料 特等四圓五十錢、一等三圓五十錢、二等三圓、下宿料一箇月二十五圓、問貸なし

5 大成旅館(脚式) 客室温突九間

宿泊料 特等一圓、並等八十錢

6 光仙旅館(脚式) 客室温突九間

宿泊料 特等一圓、並等七十錢、下宿料十二圓、問貸なし

7 新昌旅館(脚式) 客室温突九間

宿泊料 特等一圓、並等七十錢、下宿料十二圓、問貸なし

8 泉一旅館(脚式) 客室温突四間

宿泊料 特等八十錢、並等六十錢

他に脚式旅館十軒あるも掲載するに足らず

口 普通民家問貸の數なし

ハ 鎮泉地の最大收容人内地人旅館二〇〇人、朝鮮人旅館二〇〇人、計四〇〇人、普通民家一〇〇人

滞 留 數、三箇年平均) 春(男二二、八五二人 女一九、二七一人) 夏(男一九、二五三人 女一五、五三二人) 秋(男二一、三五四人 女一一、五二八人) 多(男二〇、〇五二人 女一一、五二八人)

戸 口 數 内地人(戸數) 八二月 朝鮮人(戸數) 一、二三九戸 外國人(戸數) 四〇戸 計(戸數) 一、六八一戸

官公署其他 牙山郡廳、温陽警察署、温陽小學校、温陽郵便所、公州地方法院温泉里登記出張所

醫 療 機 關 聚節二、聚生三、聚福商一、萬福商八、寶通醫寮一三、康榮一、入會醫寮一

娯 樂 設 備 玉突合二、テヌコート二、ラヂオ(温陽館)京城・東京・名古屋聴取可能

温泉と湧泉程度(攝氏)

1	嵐	温	春(最高一五度、最低零下一度)	夏(最高三六度、最低一五度)	秋(最高三一度、最低七度)	冬(最高一八度、最低零下二一度)
2	湧泉程度	春(最高五一度、最低四〇度)	夏(最高五一度、最低四〇度)	秋(最高五一度、最低四〇度)	冬(最高五一度、最低四〇度)	

即ち温度は四季を通じて變化なし

泉質及湧出量(一日量)

- イ 泉質 炭酸ソーダ 〇・一〇四一、マグネシヤ痕跡、炭酸カリウム 〇・〇〇八五、アンモニヤ痕跡、食鹽 〇・〇二八〇、硫酸微
- 量 酸化硫酸土 〇・〇〇三〇、磷酸痕跡、炭酸 〇・〇六二〇、石灰微量、半結合炭酸 〇・〇四五八
- ロ 湧出量 家族湯二五〇石、内地人湯六五〇石、朝鮮人特等四五〇石、同上並等三〇〇石

効 能

イ 胃腸に良し(地方人間に信ぜらるゝ効能)

ロ 療治効用

a 浴用 筋及關節レウマチス、半身不随、脊髄病、慢性婦人生殖器病、ヒステリー、慢性濕疹、脚氣、輕症胃加答兒

b 内用 胃病、下痢催進の腸加答兒

沿革又は傳説 四百餘年前に發見せられてより隨宮を置かれ、附近の土地は王靈の有と爲りしも、英京以後は王の親臨を見ず、然るに大隈君は再び隨宮を現在温湯館所在の地に修築せり。明治三十六年、桐戸得能及び河橋の兩名地元民の代表として經營許可を受け、多年王氣の御料たりし温泉場も遂に市民の有に歸し、同三十九年には温湯温泉株式会社(資本金十萬圓)組織せられ、道路の修繕、浴槽の改良等にその後進々進み、大正十五年京南鐵道株式會社に於てこれを買収し現在に及ぶ

儒 城 温 泉

所在地及風致

朝鮮の村落 (中篇)

イ 所在地 忠清南道大田郡儒城面鳳鳴里 戸数一八五戸
人口七九八人
ロ 風致 儒城平野の中間に位置し、遠く楸峯を望み、風景絶佳なり

交通

a 道内交通路		里程	賃金	交通機関	時間	運轉回数
大田	甲	二・一八	〇・五〇	自動車	三〇分	六回
公州	乙	七・〇〇	二・〇〇	自動車	二時間	三回
鳳鳴	丙	七・〇〇	—	—	—	—
東面	丁	三・〇〇	〇・七五	自動車	四五分	一回

b 道外としては特に記すべきものなし

管理方法 新舊兩温泉ありて、新温泉に旅館業者經營し、舊温泉は温泉株式会社經營とす
物資の供給 日用品、雜貨、米酒其の他飲食物等の販賣店四、料理業者二、特産品無し

浴場又は浴槽

イ 新温泉 公衆浴場一、旅館内湯一(男女別四槽)、浴槽は何れも一坪半、深さ三尺にして、椽に自然石造、湯底及び周圍は化粧煉瓦にて築造す

ロ 舊温泉 特湯湯及び並湯の別ありて何れも人造石なり、深さ二尺五寸、特湯湯の幅は三尺と五尺にして、椽(男女別)、並湯は七尺と二尺にして内野人男女別四槽とす

上水道(簡易水道を含む) 電話、電燈 上水道の設備なし、電話は新温泉に於ては、儒城温泉電信電話所あり、午前八時、午後八時迄使用することを得、電燈は設備完全なり

旅館及宿泊料

イ 旅館

新温泉 1 鳳鳴館(和式) 各室十畳一、八畳一〇、六畳四、温泉四

宿泊料 特等六圓五十錢、上等四圓五十錢、並等三圓五十錢、但し右以外に三食三圓のものあり

2 平壤旅館(餅式)

3 鄭興旅館(餅式)

4 朴炳琦旅館(餅式)

5 萬年旅館(餅式)

右は何れも客室温突四又は五あり、宿泊料は特等二圓、上等一圓五十錢、並等一圓なり

〔舊温泉〕 6 勝利館(和式) 客室八疊三、六疊六

宿泊料 特等五圓、一等三圓五十錢、二等三圓、三等二圓五十錢、四等二圓、下宿料月三十五圓乃至四十圓とす

7 常盤館(和式) 客室六疊六

宿泊料 特等二圓五十錢、上等二圓、並等一圓五十錢、但し餐食付とす。下宿料は勝利館に同じ

8 妙山旅館(和式) 客室八疊二、六疊三、四疊半三。宿泊料、下宿料は常盤館に同じ

9 温泉旅館(餅式) 客室温突四

10 雲泉旅館 客室温突六、宿泊料は温泉旅館、雲泉旅館共二圓、一圓五十錢、一圓の三種とす

普通民家の間貸なし。但し舊温泉會社に貸間あり、左の如し

和式六疊二、四疊半二、餅式温突四、右は何れも一宿毎に電燈及び炊事場付にして、六疊は一日三十五錢、四疊半及び温突に三十錢とす

温泉地の最大収容人員 三百人

浴客 十七萬二千五百十五人、各季別の統計詳ならず

戸口 内地人(戸数 三三戸 朝鮮人(戸数 一四四戸 外國人(戸数 八戸 計(戸数 一八五戸 人口 一三九人 人口 六三二人 人口 二七人 人口 七九八人)

官公署 面事務所、駐在所、郵便所

醫療機關 醫生一、漢藥種商一、賣藥師賣業者三

娛樂設備 玉突一、テニスコート二

- 1 泉 温 最高三四度、最低零下五度
- 2 温泉温度 最高五一度、最低四八度、各季別の調査なし

泉質及湧出量

- 1 泉 質 カルチウム〇・〇二四二瓦、マグネシウム低酸、カリウム〇・〇〇〇一三瓦、ナトリウム〇・〇〇〇六一瓦、鐵〇・〇〇一二五瓦、總土〇・〇二一〇瓦、クロール〇・〇三四四瓦、硫酸〇・〇一〇三瓦、硫酸〇・〇二六九瓦、結合炭酸〇・〇二七〇瓦

4 一ロの湧出量二、四八四石

効 能 貧血多病、痛風、糖尿病、慢性リウマチス、慢性肋膜炎、慢性附腸カタル、腎臓炎、心臓病、月經異常、子宮内

膜炎、神経痛、四神神衰弱、ヒステリー、痔疾、皮膚諸病等

徳山温泉

所在地及風致

イ 所在地 忠清南道鐵山郡徳山面社洞里 戸數二戸

ロ 風 致 周圍水田にして南方約八町に秀巖山の遺跡あり、北に有名なる伽耶山の連峯嶺々として聳え、東は一畝水田拓け、四時共

に風致よし

交通及名勝地 天安縣より京南鐵道忠南線に乗り、約二時間にして神橋驛に至る、同驛より温泉指定自動車の便ありて約三十分にして徳山温泉に至る、其の里程一里三十五町、自動車賃金五拾貳錢にして、往復河れも汽車發着時刻に連絡す。徳山温泉の南方約一里半、徳山面修徳山嶺に定慧寺と稱する古刹あり、一千五百年前の開山なりと傳ふ。

管理方法 瑞山郡泰安面李某の個人經營に係る

物賣の供給 日用品、雜貨、酒、米其の他飲食物等は約十七町を隔る徳山邑内より供給しつゝあり。料理屋業者等なく、また特産物なし

浴場又は浴槽 浴場は特等家族風呂一、並等公衆浴場(男女別)二にして旅館内湯等なし。而して浴槽三箇共コンクリート製きにして、

特等は長さ五尺、幅四尺、深き三尺、並等は何れも長さ八尺、幅五尺、深き三尺なり。他に何等設備なし

上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館 徳山温泉旅館一あり、客室八間にして、何れも朝鮮建温突八尺四方の室なり、宿泊料は特等一圓五十錢、中等一圓、並等七

十錢、養食(朝夕食同價)上等五十錢、並等三十錢なり

ロ 最大收容人員 約四十人、旅館營業者のみにて普通民家は附近に無し

浴 室 數 經營者李基諱の手に移り設備完全せしは昨年九月なるに依り、既往三箇年間平均の數を擧げ得ざるも、開設後の浴客數を示せば次の如し

春(男二〇〇人 女三〇〇人) 夏(男三〇〇人 女四〇〇人) 秋(男一二〇人 女二〇〇人) 冬(男一七〇人 女一七〇人)

戸 口 數 朝鮮人(戸數二戸 人口九人)

官公署其他 温泉所在地には無きも、十七町を距る徳山邑内には面事務所、警察官駐在所、普通學校あり

醫 療 機 關 温泉所在地には無きも、徳山邑内に醫生一あり

娯 樂 設 備 なし

氣 温 と 温 泉 温 度 (新 氏)

イ 氣 温 春(最高六七度 最低六二度) 夏(最高九五度 最低八九度) 秋(最高七〇度 最低六五度) 冬(最高四〇度 最低三六度)

ロ 温泉温度は春夏秋冬同一にして約三十四度、夏季以外には元湯に火を入れ、その温度を高め

泉 質 及 湧 出 量 (一 日 量)

イ 泉 質 酸化鐵礬土 〇・〇〇四、石灰 〇・〇二四、苦土 〇・〇〇六、硫酸 〇・〇二二、磷酸 〇・〇〇四、食鹽 〇・一一
ロ 湧出量 八〇石

効 能 全身病、神經系病、運動器病、呼吸器病、消化器病、皮膚病、泌尿生殖器病、其の他慢性炎性病、病後衰弱

沿革又は傳説

イ 沿革 温泉湧出の年代は三百年、五百年、又は八百年前と言ふも詳ならず、大正十五年九月浴槽放棄に際し、湧出口より掘出した土管川の陶器破片を見るに素人目にも相當年代のものと思はれる

ロ 傳説 今より六十餘年前、晩春に足を負傷する節日々水田中の間隙所に立居ること約七十日間にして全快せり、都落民これを男とし、其説を淵りたるに温泉湧出したるを以て浴場を作りたりと

東 萊 温 泉

所在地及風致

イ 所在地 慶尙南道東萊郡東萊面温泉里 戸数 三、三八二戸
人口 一、八三一人

ロ 風 致 温泉場を中心に、北より西に運る金井山は屏風形を成し、頂上は曉霧に富み、海峽の彼方に對馬を遠望し、釜山港及び牧島に招呼の間に在り、附近には東西約十町、南北約二里の平野あり、水督川の支流は北より來り此の地を貫流して南に向ひ、温泉里は此の平野の中央に位す。また古刹梵魚寺、東萊城、左水營あり、温泉神社、温泉橋上に至る區域は、白沙青松連りて風光明媚なり

交通及名勝地

イ 交通

- 1 道内交通路
 - a 釜山 釜山驛基準一等道路里程三里二十町、電車・自動車の便ありて、電車は午前五時より午後十一時二十分に至る迄十八分毎に發着す季節に依り多少伸縮す。賃金片道二十五錢、所要時間五十分、自動車は午前七時三十分より午後八時三十分に至る迄一時間毎に發着す、賃金片道五十錢、所要時間三十分
 - b 梁山 梁山邑内基準一等道路里程五里、自動車の便ありて一日二回發着し、所要時間四十分、賃金片道一圓
 - c 蔚山 蔚山邑内基準二等道路里程十二里、自動車便ありて一日五回發着し、所要時間二時間、賃金參圓五十錢

2 道外交通路 慶州佛國寺基準一寺道路里程十八里、自動車便ありて一日一回發着、所要時間三時間、(只今四圍方ト線ノ名勝地)

a 東萊城は東萊邑内に在りて、李朝第四世莊憲王即位二十九年に叛建せられ、高三十七尺、周圍一萬七千餘尺、全部石材を以てし、諸所に層樓門を遺す、李朝第十四世(文祿元年)四月十五日小西行長に圍まれ、城將宋汝賢死守せしも力竭き遂に落城するに至り、主將以下五千餘名戦死す。現在は殆んど廢墟となる。

b 宋公壇 城内公立普通學校背後の樹木鬱蒼たる丘上に在り、文祿の役に東萊城將宋汝賢の自刃するに先立ち、父に最後の訣別を爲したる處として壇を築き、宋汝賢を始め、其の他將士及び忠烈女官の碑を合祀し、今に至る迄毎年陰曆四月に祭祀を行ふ。

c 忠烈王碑閣 城内南門の近くに在り、李朝宣祖三十八年府使暄の宋公を祀るが爲めに建立したるものにして、其の後二十年、仁顯二年に「忠烈」の額を賜はる。

d 安樂書院 東門外六町に在り、構内講堂別廬東西に列座し、奇蹟版圖を有し、構堂正前に殉死城將宋公魯公毅の兩者を祀り、左右に殉死將士、別廬に忠烈女官を祀り、春秋二回祭祀を行ふ。別棟には壬辰の役に用ひたる戰器を藏し、また東萊城合戦の圖(學者不明)の珍品あり。

e 洗兵橋 東萊邑内を距る南五町に在り、文祿の役の古戰場にして、川の兩岸には樹木鬱蒼として茂り風光絶佳なり。

f 風鼓橋(一名利涉橋) 東萊川の下流、邑内を距る西北十町に在り、水營邑内に通ずる橋にして今を距る三百餘年前、某僧と一僧との競争により一夜のうちに架設せらるるとの傳説あり。

g 梵魚寺 北面脊龍里金井山脈の中腹に在り、一寺道路を距ること約三十町なり、千九十年前新羅國師養淵の創基に係り、壇内に老樹繁り巨岩奇石多く頗る風致に富む。

管理方法 公衆浴場及び家族風呂は鐵道局及び東萊面の經營に係り、旅館内湯は旅館業者各自の經營なり。

物資の供給 日用品販賣店四、雜貨商五、米屋二、酒屋二、料理屋一六、特産品としては湯煎餅ありて年産頗尙萬圓あり。

浴場又は浴槽

種別	坪數	深さ	浴槽數	構造	備
公衆浴場	三〇	一・八	二	自然石造	鐵道局附設

第五章 温泉部 落

朝鮮の聚落（中篇）

四〇八

公共浴場	二・二	二・五	二	同	同
同	三・〇	三・一	二	同	同
家族風呂	〇・四	二・一	二	同	同
旅館内湯	一・五	二・三	二	同	同
同	一・二	二・三	一	同	同
同	〇・八	二・三	三	同	同
同	〇・六	二・三	一	同	同
同	〇・五	二・〇	一	同	同
同	一・〇	二・二	一	同	同
同	〇・七	二・二	一	同	同
同	一・〇	二・五	一	同	同
同	〇・八	二・〇	二	同	同
同	一・〇	二・一	一	同	同
同	〇・七	二・一	一	同	同
同	〇・七	二・一	一	同	同

砂風呂、淡水池の設備なし

上水道（簡易水道も含む）電話、電燈 上水道なし、電話は市内及び長距離電話の設備あり、電燈は釜山瓦斯気株式会社の手配に拠り完備す

旅館及宿泊料

種別	旅館名	客室	料	下宿間賃
和式	正菜館	十畳五、八畳	特等 七・〇〇	一箇月 一萬八千二百四十圓
		一三、温突五、計三六間	一等 五・五〇	同、六畳十八圓、四畳十二圓以下
			二等 四・五〇	
			三等 三・〇〇	
			四等	
			料	

宿泊料（一泊二食）

下宿間賃（温突室に）

鐵道局協定各種團體宿泊料(和式)

洋式なし

種別	一泊二食	晝食	辨當	取扱はず			
同 鳴戸館	十疊五、八疊四、六疊一〇、計一九間	七・〇〇	五・五〇	四・五〇	三・〇〇	同	取扱はず
同 横井館	八疊八、六疊三、四疊中六、計一七間	七・〇〇	五・五〇	四・五〇	三・〇〇	同	同
同 荒井館	十疊一、八疊五、六疊一、四疊半三、計二〇間	七・〇〇	五・五〇	四・五〇	三・〇〇	同	同
同 東家ホテル	十二疊二、八疊三、六疊二、四疊半六、計一三間	七・〇〇	五・五〇	四・五〇	三・〇〇	同	同
同 脇館	十疊四、八疊五、六疊四、計一三間	七・〇〇	五・五〇	四・五〇	三・〇〇	同	同
同 静乃屋	八疊二、六疊四、四疊半二、計八間	七・〇〇	五・五〇	四・五〇	三・〇〇	同	同
同 松葉屋	八疊六、六疊六、計一四間	七・〇〇	五・五〇	四・五〇	三・〇〇	同	一箇月八疊二十四圓、六疊十八圓、四疊半十二圓
同 山口屋	六疊二、四疊半二、計四間	七・〇〇	五・五〇	四・五〇	三・〇〇	同	同
同 錦式金泉館	温突一三間	二・四〇	二・〇〇	一・六〇	一・二〇	同	一箇月二十五圓、取扱はず
同 桂山館	温突一四間	二・四〇	二・〇〇	一・六〇	一・二〇	同	同
同 日新館	温突九間	二・四〇	二・〇〇	一・六〇	一・二〇	同	同
同 明月館	温突五間	二・四〇	二・〇〇	一・六〇	一・二〇	同	同
種別	一泊二食	晝食	辨當				
小 學 校 兒 童	一・五〇	・五〇	・三〇				
中 學 以 上 生 徒	二・〇〇	・七〇	・五〇				

朝鮮の聚落 (中篇)

専門學校生徒	二・五〇	・七〇	・五〇
役員及軍人	二・五〇	一・〇〇	・五〇
普通刑體	三・〇〇	一・二〇	・六〇
特別刑體	四・五〇	一・五〇	・八〇

普通民家間貸敷なし

ハ 鑛泉地の最大收容人員 八百人(内、旅館業者七百人、普通民家百人)

浴 客 數 (三箇年平均) 春(男 一〇、四二七人 女 七、八六九人) 夏(男 七、八六六人 女 七、一〇五人) 秋(男 九、七三七人 女 七、二七一人) 冬(男 一〇、七三一人 女 六、〇二一人)

戸 口 數 内地人(戸數 八四 人口三八一) 朝鮮人(戸數 一、二九七 人口 一、四四八) 支那人(戸數 一、八三一 人口 一、八三一)

官公署其他 郵便所、警察官派出所

醫療機關 醫師出張所二、藥雜商二、漢婆二、賣藥計賣藥四

娛樂設備 玉突き三、ラヂオ(東京、名古屋、京城)聴取可能二、テニスコート一

気温と鑛泉温度(攝氏)

イ 氣 温 春(最高一四度 最低八度) 夏(最高三一度 最低二三度) 秋(最高一五・五度 最低九・五度) 冬(最高〇・五度 最低〇・五度)

ロ 温泉温度 春(最高四四・八度 最低四四・五度) 夏(最高四五・一度 最低四五度) 秋(最高四四・八度 最低四四・六度) 冬(最高四四・五度 最低四四・三度)

泉質及涌出量

イ 鹽類泉にして無色透明、臭氣なく、少しく酸味を帯び、反滲中性、比重は薛氏十五度に於て一・〇〇三、本泉千分中に含有する固形總量は五・五にして、其の各成分量を掲ぐれば左の如し

- 炭酸ナトリウム 〇・一八六、マグネシウム 〇・四五〇、硫酸カリウム 〇・七〇〇、クロールナトリウム 二、七六〇、カルシウム 〇・五二一、炭酸カリウム 〇・〇六八、炭酸塩酸化鐵 〇・〇二八、遊離炭酸 〇・〇六六、硫酸 〇・五四
- 湧出量(一日量) 一、三五〇石にして飲用に適す

効 能 (腎活動川くび民間に傳せしるゝもの) 慢性胃腸加谷兒、消化不良、口瘡強症、骨節他泌、痔瘡、慢性子宮質炎、慢

性子宮内膜炎、下腹充血、慢性氣管炎加谷兒、慢性肋膜炎、傷風質所、皮膚諸病

沿革又は傳説 此の温泉の發見は李朝肅宗以前なりと云はれ、白鷲舞降り築泉に浴するを見て温泉を發見したりとの傳説もあり。以前は唯淺き井を掘りたるものに過ぎざりしが、肅宗十一年に至り始めて一の浴舎を設け、木槽を備へ、英宗四十二年に浴舎全部を男女兩湯に改造し、哲宗二年木槽を石槽と爲せるが、現在而經營公衆浴場の構内に残存する浴槽は當時のものなるべしと傳へらる。大で幸太王二十八年、光緒十七年四月(明治二十四年)更に浴舎を擴張して現在に至り、而經營無料浴場として使用中なり。而して内地人の該温泉經營は幸太王二十年(明治十六年)、前田釜山領事時代居留内地人の遊客方を韓國政府に折衝し、女湯の一部を借受け、釜山居留民團が、これの經營に當りたるに始まり、其の後釜山領事の交遊毎に幾多の押緯ありたるも、明治三十一年には稱々交渉の上韓國管内府よりは温泉場の一部及び附屬建物を十箇年間釜山居留民團へ貸付くることに契約成立し、居留民團に於ては、これを更に長崎縣人八頭司某に委任經營せしめ、初めて八頭司旅館の開業を見たり。明治四十年頃内地人の居住は依に六月に過ぎざりしが、明治四十二年には釜山鎮より温泉場迄輕便鐵道開通し、大正四年には輕便鐵道に代り釜山迄電車の開通するあり、翌大正五年九月朝鮮元電株株式會社の投資に依り大浴場が設けられ、交通運輸其の他諸般の設備改善に伴ひ漸く股盛に赴けり

海 雲 臺 温 泉

所在地及風致

イ 所在地 慶尙南道東萊郡南面中里

風 致 當温泉に風光絶佳を以て知られ、土地平坦にして済川中央を貫流し、東北西の三面は青巒に圍まれ、南は洋々たる日本海に面して遙に對馬を望む、沿岸は白砂青松遠く連り、釜山港頭に至る間は、長汀曲浦相續いて最も趣を添へ、南端には碧故遺清遊の地たる海雲臺の小丘海中に突出して水台灣を成し、四季の風致比類稀なり

交通及名勝地

イ 交通 海雲臺温泉は釜山府を距る東北方四里、東萊邑内を距る東二里半の海濱に在りて、これに直する道路は何れも平坦、車馬の

往來自由にして、定期乗合自動車の便あり、これが所要時間は東萊邑内より三十分、釜山驛より五十分なり

名勝地

- a 海城峯 温泉場を距る南十町に位し、周圍千五百米、最高海拔七十米の平たき鐘頭形の一岩塊なり。而して海雲臺半島の周縁に屹立せる岩壁にして海波常に遊々としてこれを衝き、激しき飛沫は集散して雲霧を生じ、頗る奇觀を呈す
- b 左水仙 水營洞に注げる水營江畔に在り、其の昔水軍鎮守府を置かれたる所にして、今は城壁裝城となり、城に外壁及び外門を築すに過ぎざるも、猶古址として往時を偲ぶに足る
- c 赤松池 温泉場を距る北一里に在り、周圍の岩石は種々の變化に富み、其の間青松繁茂し、滔々と落つる瀧の水と相俟つて宛然如く人入りが如く、これより南方を展望すれば、温泉場、海雲臺半島及び水營洞を一望のもとに收め得て名勝地の名に負かず
- d 温泉場より海雲臺半島に至る磯邊は、平坦清淨なる砂地にして、海水浴場に適し、夏季に來集する者多く、また海岸に近く點在すの岬岬潮漁の光景も捨て難し

管理方法 内地人原勝一、林田守春、山口美次郎等の經營なり

物資の供給 日用品販賣店二、雜貨商一、米穀商一、飲食店三、料理業二、特産物なし

浴場又は浴槽

種別	坪數	深	浴槽數	構造	備考
公共浴場	〇・三一	七・七	一	人造石	男浴
同	〇・九〇	二・〇	一	同	同
同	〇・七二	一・九	一	同	女浴
同	〇・八一	一・九	一	同	同
男女共通の淡水池	一	一	一	人造石	この外淡水池一あり

設備内池及砂風呂の設なし

上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 上水道無し、電話は郵便所に架設しあるのみ、電燈二十馬力の自家用電燈設備あるも、現在は收支

相償にざる爲め、夏季のみ點燈す
旅館及宿泊料

旅館

種別 旅館名 客室

和式朝日館 計一七二、八疊九、六疊
計一五間

同 利光旅館 四疊半三間

和式秋 和式三疊四、温突六、
計一〇間

鮮式東 温突四間

金船伊旅館 温突三間

口 普通民家貸間の數 和式八疊二、六疊二、四疊半二計六間
賃間料 一箇月八疊六圓、六疊五圓、四疊半四圓、鮮式賃間なし

下付料 一箇月二十五圓 二十圓、自炊可飽

ハ 温泉地の最大收容人員 二百五十人（内旅館業者百五十人、普通民家百人）

浴 客 數 (三箇年平均) 春 (男五、一四八 女四、九四四) 夏 (男五、八九七 女五、四八一) 秋 (男五、六四五 女三、五七一)

戸 口 數 内地人 (戸數 六五戸 人口 一六六人) 朝鮮人 (戸數 一、二一九戸 人口 一、三五六人)

電 公 署 海峽支那便所、海峽支那警察官駐在所

醫 療 機 關 漢藥種商一、夜藥請取業一

宿 泊 料 (一泊二食)

特等 一・〇〇 一等 三・五〇 二等 三・〇〇 三等 二・五〇 四等 一・五〇

三・〇〇 二・五〇 二・〇〇 一・五〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

一・〇〇 〇・八〇 〇・六〇

娯樂設備なし

氣温と濕氣温度 (攝氏)

イ 氣 温	春 (最高一三度 最低八度)	夏 (最高三〇度 最低二〇度)	秋 (最高一五度 最低九度)	冬 (最高一一度 最低零下五度)
ロ 温泉温度	春 (最高四三度 最低四一度)	夏 (最高四五度 最低四三度)	秋 (最高四四度 最低四二度)	冬 (最高四二度 最低四〇度)

泉質及湧出量

イ 泉質 單純食鹽泉に属し、清澄にして無色無臭、酸味を帯び、化學反應は常温にては中性、煮沸後はアルカリ性を呈す、これが含有物左の如し

鹽化加甲二六五・〇、鹽化曹達一、九二九・九、鹽化カルシウム一、八七九・二、鹽化マグネシウム二七・一、硫酸カルシウム二四二・九、重碳酸マグネシウム八〇・〇、硫酸アルミニウム三四・八、モノメタ硅酸四六・二

ロ 湧出量 一日八百石、飲用に廻す

効 能 (醫治効用並に地方人間に傳ぜらるゝもの)

イ 飲用 胃液の分泌を旺盛にし、蛋白質の消化を速かならしむ、また利尿上の効能顯著なり

ロ 浴用 營養不良、骨弱病、脚氣及肝臓の膨脹、血液循環系統の不整、習慣性流涕、瘧疾、傷風、痲疹、疥癬、一般的肥満、糖尿病、糖尿病、皮膚病、創傷等に特効あり

ハ 蒸氣吸入 慢性氣管支炎、慢性氣管支炎、喉頭加答兒、肺炎加答兒後の二次的病症、硬結症、瀉瀉、腸及咽喉の慢性諸病に良く、又合嗽精、鼻腔の洗滌に用ひて可なり

沿革又は傳説 傳ふる所に據れば四百四十餘年前より、當時の高官顯々この地に入浴を試み、其の都度在仕民に不當の賦課を科したるが故に、地方民の厭ふ所となり遂に湯井を埋没するに至れりと謂ふ、而して此の地に初めて温泉場として着目したるは、明治三十八、九年頃なるが、数年後熊本縣八峯永米吉に共同者と共に試氣機を用ひて三十尺内外を掘鑿し、攝氏五十二度の温度を得、初めを料浴場としたるも盛裕の勢に堪えず、爲めに入浴料を徴するに至れり。次いで大正二年現在の朝日館を建築し、翌二年には東萊海鏡堂、同の特設道路開通し、朝野船の寄港するあり、漸次面目を改め海陝の交通開け一時活況を呈したが、中冷泉は低下して甚だ振はず、衰亡の

悲運に遭遇したり、然るに昨今再び温度の昂進、湧出量の増加（三倍）を見るに至り、往年の繁榮を恢復し、倍々設備の完成を期し、以て今日に至る

北面 温泉

所在地及風致

イ 所在地 慶尚南道昌原郡北面新村里 戸数 二三七戸、人口 一、一四八人

ロ 風 致 北に馬山、西に天馬山聳え、兩山の麓に湧出す、東南は一帯に昌原郡北面水利組合の畜にして自然の景趣精佳なり

交通及名勝地 本温泉は昌原郡昌原縣を隔る北三里に位し、同縣より約十五町の間は自動車便もあるも、其餘は僻外道路にして交通難

關として見るべきものなきも、目下工事中なるを以て、遠からず自動車を通ずるに至るべし、又密陽郡洛東江驛よりプロペラ船に依り

洛東江を通航するの便あり、里程約五里にして賃金一圓六十錢を要す。名勝地としては特記すべきものなし

管理方法 馬山府通町四丁目徳永吾一の所有にして獨占經營し他の補助を受けず

物資の供給 日用品其他の商家なく、噴住民より米、野菜等を購入し得るのみなり

浴場又は浴槽 公共浴場はコンクリート造（周圍はアンペラ、屋根なし）二坪強、深さ一尺九寸、男女用二槽、家族風呂はコンクリート造（周圍はアンペラ、屋根なし）一坪強、深さ二尺一槽あるのみとす

上水道（簡易水道を含む）電燈、暖爐 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館なし

ロ 普通民家間貸なし

ハ 温泉地の最大收容人員 普通民家約五十名

浴客數（三箇年平均）春（男二五人、女二八人）夏（男一九人、女一八人）秋（男二六人、女一四人）冬（男一七人、女一六人）

戸口 数 内地人(戸数 六戸 人口 一六人) 朝鮮人(戸数 一、二三一戸 人口 一、一三二人) 計(戸数 一、二三七戸 人口 一、二四八人)

官公署 なし

警察機關 衛生一、養護補商一

娯樂設備 なし

氣温と温泉温度(摄氏)

イ 氣温 春(最高二二度 最低二五度) 夏(最高三三度 最低二三度) 秋(最高二一度 最低一五度) 冬(最高一〇度 最低零度)

ロ 温泉温度 四季を通じて四一度

泉質及湧出量(一日量)

イ 泉質 蒸發殘渣 〇・九一〇、クロールイオン 〇・三六五、硫酸イオン 〇・一一二、カリウムイオン 〇・〇一八、ナトリウムイオン 〇・二二五、カルシウムイオン 〇・〇四六、マグネシウムイオン 〇・〇五、その他硫酸イオン、マグネシウムイオン、鐵イオン等微量を存す泉
 質不明、温泉は無色透明にして浴用に適す

ロ 湧出量(一日量) 五百石

効 隨 (醫治効用並に地方人間に信ぜらるゝ効能) 浴用 花柳病、胃腸病、婦人病、神經衰弱、リウマチス、飲用に適せず

沿革又は傳説 文献備考に昌原原邑内又は其の北方二十里以内に温泉ありとの記述に基き、大正十四年中調査の結果發見し、相當の設備を加へ浴用と爲し、以て今日に至れるものなり

馬山温泉

所在地及風致

所在地 或海道慶尙都府馬山面温泉里 戸数 三四七戸
 人口 一、三八二人

交通及名勝地

イ 交通

主要地

里 程

自 動 車

備

考

海 州

九・二八

賃 金

所要時間

自動車一日三回往復す

信 川

一八・一八

二・四五

二時間

自動車一日二回往復す

京城及び平壤方面よりは、京義線沙里院驛を經て朝鮮鐵道黄海線にて信川に至り、其れより自動車の便あり

名勝地 蘇江 馬山を距る約五里の處に位し、往昔水軍節度使の根據地にして、未だ往昔の城壁其の他後河亭、鎮海館等の古跡あり

管理方法 馬山面經營とす

物資の供給 雜貨尙一九、飲食店料理屋四、米商八、特産物なし

浴場又は浴槽 公衆浴場はセメント造りにして浴槽は廣き二坪、深き二尺五寸のもの二槽、廣き一坪、深き二尺五寸のもの二槽と有す、本館内浴も同じくセメント造りにして廣き四尺四方、深き二尺八寸のもの四槽、家族風呂四尺四方のもの八槽と有す

上水道(簡易水道を含む) 電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館

旅館名	様式	客 室			敷 設	宿 泊			料 下宿料
		八 星	六 星	四 星 半		一 等	二 等	三 等	
旭屋旅館	和式	一	四	三	一	四・〇〇	三・〇〇	二・五〇	一八・〇〇
逸州旅館	同	二	五	二	一	四・〇〇	三・〇〇	二・五〇	一八・〇〇
馬山旅館	洋式	一	一	一	一	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一五・〇〇
龍津旅館	同	一	一	一	一	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一五・〇〇
眞屋旅館	和式	一	一	三	一	三・〇〇	二・五〇	一・八〇	一七・〇〇

此の外洋式旅人宿十八戸あり

口 普通民家貸間多数あり、月四、五間を普通とす

口 鐵山地最大收容人員 五〇〇人、(旅館業者二〇〇人、社民民家三百人)

浴 客 數 (三個年平均) 春(男五〇七人 女二一九人) 夏(男三二二人 女一八八人) 秋(男五二八人 女二三七人) 冬(男四七九人 女二〇七人)

戸 口 數 内地人(戸數 五一戸 人口 一六九人) 朝鮮人(戸數 一、二八二戸 人口 一、一七一一人) 外國人(戸數 一四戸 人口 四二人) 計(戸數 一、三三四戸 人口 三、八二二人)

官公署其他 郡廳、警察署、地方法院出張所、郵便所、面事務所、合融組合

醫藥機關 醫師一、醫生一、漢藥種商二、賣藥請賣業八

娛樂設備 なし

氣温と濕氣温度(攝氏)

イ 氣 温 春(最高六〇度 最低四〇度) 夏(最高九二度 最低七二度) 秋(最高八〇度 最低六〇度) 冬(最高四〇度 最低零下四〇度)

ロ 温泉温度 春(最高七〇度 最低五二度) 夏(最高八二度 最低六五度) 秋(最高七八度 最低六二度) 冬(最高六〇度 最低五五度)

泉質及湧出量(一日度)

イ 泉質 無色澄明にして鹹味を有し、微弱アルカリ性反應を呈す、比率一・〇〇四四にして、源泉温度六七度を有す、登リットル中固形物總量 五・〇二九グラム、ラヂウムエマナチオン 五・二六、マツへを含有す。本鐵泉一リットル中に含有する成分及び其の割合を示せば次の如し

カチオン カリウムイオン〇・一七七三、ナトリウムイオン一・四七〇六、カルチウムイオン〇・三四三〇、アニオン・クロールイオン二・八一八七、硫酸イオン〇・一一三二、ヒドロ炭酸イオン〇・二二〇三、珪酸(メタ)〇・一六一〇、その他マグネシウム、フェロ、アルミニウム、及水硫イオン各微量並に硫酸痕跡

本鐵泉は其の集成に於て登リットル中次の成分を含有する溶液に相當す

ノローカルチウム 〇・三三七八、クロールナトリウム 三・七三二三、クロールカルチウム 〇・六二〇二、硫酸カルチウム 〇・一六一〇、中炭酸カルチウム 〇・二九二九、珪酸(メタ) 〇・一六一〇

○ 湧出数 一日三十五石

効 能

イ 内用 病後衰弱、神経痛、慢性痿縮質所、痛風、水を以て弱食鹽泉の濃度に稀釋したるものは弱水鹽泉の効用に同じ

禁忌 興奮性神経病、胃酸過多症、消化器痙攣症、腎臓炎

ロ 浴用 慢性痿縮質所、精神の麻痺(持久性半身不遂、小兒麻痺の類)、痛風、慢性生殖器及泌尿器諸病(慢性子宮周圍炎、子宮筋炎等)、貧血、萎縮病、腺腎質、虛弱小兒、輕度の血管硬化症、諸病恢復期(濕疹)病後衰弱、神経痛、外傷性諸障、官能性神経病(ヒステリー及神經衰弱)、慢性の吞嚥病
禁忌 逆上の傾向

天 福 温 泉

所在地及風致

所在地 黄海道延白郡温井面錦城里 戸数 七三七戸
人口 三、八二九人

交通及名勝地

イ 交通

1 延安邑へ二里、鐵路平坦にして人力車、自動車の通行自由なり、賃金人力車片道金一圓、自動車賃切金五圓なり

2 が義線土埒縣へ七里、定期(一日一回往復)自動車の便あり、賃金片道金一圓五十錢なり

3 延白郡温井面温湖浦へ約一里半、開浦は釐成江流域にして仁川延白間定期航行船の寄港地なり

ロ 名勝地 大杉山 温泉を距る西約七町の地點に在り、海拔七百尺の丘陵なり、山形妙にして展衆極めて宜しく、また支那役に於ける戦跡地として名あり

管理方法 個人經營

物資の供給 雜貨商三、飲食店及び旅人宿八戸を有するも、何れも微々たるものにして一般の需用を充た能はず、特産物として泥炭

を添す

浴場又は浴槽 浴場はトタン葺屋根にして公衆浴場ニシテ。今槽は廣さ約二坪、深さ三尺のセメント敷にして中央を四分板にて仕切り、

男女二浴槽に區分せり。淡水池の設前ニシ

上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館としての設備を備ふるもの無く、鮮人旅人宿三軒あり、各半勤七間、宿泊料一等一圓、二等八十錢、三等六十錢

ロ 普通民家賃間なし

ハ 最大牧畜人員 一五〇人(内旅人宿五十人、民家百人)

浴 客 數 (三箇年平均) 春(男六〇〇人 女九〇〇人) 夏(男二五〇人 女九二〇人) 秋(男八五〇人 女三〇〇人)

戸 口 數 内地人(戸數二戸 人口九人) 朝鮮人(戸數三、八二〇戸 人口三、八二九人) 計(戸數三、八二九戸 人口三、八二九人)

官公署其他 なし

醫藥機關 醫生一、賣藥所賣藥者一

娛樂設備 なし

氣温と温泉温度(攝氏)

イ 氣 温 春(最高六五度 最低五三度) 夏(最高九五度 最低八五度) 秋(最高六〇度 最低五〇度) 冬(最高四〇度 最低零下五度)

ロ 温泉温度 春(最高六三度 最低四五度) 夏(最高九五度 最低六三度) 秋(最高八〇度 最低六〇度) 冬(最高五〇度 最低四〇度)

泉質及湧出量

イ 泉質 本温泉は無色澄明にして稍酸味を帯び、殆んど中性の反應を呈す、攝氏六十三度の温度を有し、比重一・〇〇二五にして砒

リットル中の固形物總量約二・九四〇〇なり。本温泉一リットル中に含有する成分及び其の量左の如し

カチオン カリウムイオン〇・一〇四八、ナトリウムイオン〇・八〇四八、カルチウムイオン〇・一八七〇、マグネシウムイオン

〇・〇〇三〇

アエオン クロールイオン一・五四六五、硫酸イオン〇・〇六九五、ヒドロ炭酸イオン〇・一二九四、硫酸(メチ)〇・一二三三其
の他硫酸、硝酸、鐵、礬土及び硫化水素の各痕跡あり

本温泉は其の集成に於て重リットル中次の成分を含有する溶液に概略相當す

クロールカリウム〇・一九九七、クロールナトリウム二・〇四二六、クロールカルチウム〇・三三四四、硫酸カルチウム〇・〇九
八四、重炭酸カルチウム〇・一五一九、重炭酸マグネシウム〇・〇一八〇、硫酸(メチ)〇・一二三三
〇 湧出量 一日約十石

効 能

イ 内用 慢性消化器病(弛緩症、食物停滯、弛緩性便秘)、慢性喉頭及氣管支加答兒、新陳代謝病及全身病(糖尿症、膽汁病、痛
風、貧血、臍病)

禁忌 興奮性神経痛、胃酸過多症、消化器痙攣症、腎臟炎
〇 浴用 外傷性諸障害、慢性筋及關節痙攣質筋、慢性濕疹、官能性神経痛(ヒステリー及神経衰弱)、軽度の骨髄病、中樞及末梢性麻
痺(持久性半身不遂、小兒麻痺)、婦人生殖器の慢性諸病、慢性無夜腺炎、諸病恢復期、線状質

平 山 温 泉

所在地及風致

所在地 黄海道平山郡積基面温井里 戸數一三四戸
人口六一九人

交通及名勝地 南川(八里半、海州(十四里、金川(七里十町、何れも定期自動車の便あり

管理方法 内地人四名の合資組織にして、同地の田中興吉郎代表者となりて管理す

物資の供給 雜貨商内地人三戸、朝鮮人五戸あり、日用雜貨及び食料品等を販賣する外、開市場なるを以て、米・雜穀等の集散あり
浴場又は浴槽 公衆浴場一、旅館内湯一あり。公衆浴場の浴槽は四槽にして男女各二槽とす。男女浴槽何れもこれを一等、二等に區別

し入産石勝出しなり。一等は廣さ一坪六合、深さ二尺三寸、二等は廣さ二坪、深さ二尺三寸なり。建物は鐵筋コンクリート造三十八坪なり。また外に皮膚病患者用藥浴場あり、浴槽は男女各一槽にして、何れも廣さ半坪、深さ二尺二寸、建物は鐵筋コンクリート造にして六坪なり。砂風呂、淡水池の設備なし

旅館内浴は男女別にして各湯共廣さ半坪、深さ二尺一寸なり
上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

旅館名	様式	客室数			宿泊料			下宿料	開貸の數	貸賃
		客	室	數	一 等	二 等	三 等			
田中旅館	和式	一	二	二	六	三〇〇	二五〇	二〇〇	二	一箇月各一圓七角
森下旅館	同	一	一	一	三	二五〇	二〇〇	一五〇	一	一箇月一圓
温泉旅館	洋式	一	一	一	六	一〇〇	〇・八〇	〇・六〇	一	同
温泉旅館	同	一	一	一	四	一〇〇	〇・八〇	〇・六〇	一	同
舊來旅館	同	一	一	一	四	一〇〇	〇・八〇	〇・六〇	一	同

最大收容人員 六〇〇人(旅館業者一八月、二〇〇人、普通民家一八月、三〇〇人)

客 數 (三箇年平均) 春 男 九、五〇〇人、女 五、三〇〇人、夏 男 三、一〇〇人、女 二、二〇〇人、秋 男 八、五〇〇人、女 五、一〇〇人、冬 男 九、八〇〇人、女 五、二〇〇人

戸 口 數 内地人 戸數 九戸、人口 三〇人、朝鮮人 戸數 一二四戸、人口 五八七人、外國人 戸數 一戸、人口 二人、計 戸數 一三四戸、人口 六一九人

官公署其他 國事務所、警察官駐在所、檢岩郵便所、公立普通學校
醫療機關 公醫一、醫生一、賣藥附賣藥六

娯樂設備 なし

氣温と温泉温度(攝氏)

イ 氣温 夏(最高九六度 最低七七度) 冬(最高一三〇度 最低零下二三度)

ロ 温泉温度は五五度六分にして四季共變りなし

泉質及湧出量

イ 泉質 本温泉は無色透明にして殆んど臭味なく、弱アルカリ性の反應を呈し、攝氏五五・六度の温度を有す、比重一・〇〇〇二にして一リットル中の固形物總量約〇・二五四グラムなり。本温泉一リットル中に含有する成分及び其の左の如し

カチオン カリウムイオン〇・〇〇二九、ナトリウムイオン〇・〇六七二、カルシュームイオン〇・〇〇三九

アニオン クロロイオン〇・〇一七二、ヒドロ炭酸イオン〇・〇三二三、炭酸イオン〇・〇三七一、水酸イオン〇・〇一五九、

硫酸(イタ)〇・〇六四九

その他マグネシウム、フッロ、アルミニウム、硝酸、硫酸及水素基の各イオン痕跡あり。本温泉は其の構成に於て、一リットル中次の成分を含有する溶液に概略相當す

クロールカリウム〇・〇〇五五、クロールナトリウム〇・〇二四一、ヒドロ炭酸ナトリウム〇・〇四四六、炭酸ナトリウム〇・〇

六五六、水酸化ナトリウム〇・〇二九三、水酸化カリウム〇・〇〇七二、硫酸(イタ)〇・〇六四九

湧出量 一日三四四石

効 瀉用 外傷性諸障害、慢性筋及關節痠痛、慢性濕疹、自體性神経痛(ヒステリー及神經衰弱)、輕度腎臟病、中樞及

末梢性麻痺(慢性半身不遂、小兒麻痺)、婦人生殖器の慢性諸病、慢性癩癧、皮膚病、諸病恢復期、腺病質

沿革又は傳説 約五百年前、人家なかりし當時、病鶴の毎日飛び來りて水に沈れるを一老農發見し、奇異の思をなして檢するに、温泉

湧出し居たりと云ふ。其の後漸次戸數増加して小部落となり、洲民共同にて簡單なる浴場の設備を爲し、海州・延白・開城等より客

を迎へ居たるか、大正十三年六月當地の田中與吉郎外三名合資を以て二萬數千圓を投じて現公衆浴場鶴來泉を新築す

信川 温泉 泉

所在地及風致

所在地 黄海道仁川郡温泉面温泉里 戸数 七十二戸
人口 三五二人

交通及名勝地

交通 京城より京義線に乗り、沙里院驛にて朝鮮鐵道黄海線に乗り換へ、二十哩を二時間にしこ送す、賃金特等一圓四十七錢、並等一圓五錢なり。鎮南浦方面よりは船島迄汽船、それより自動車にて十里、約二時間にしこ温泉に達す、賃金三圓三十九錢なり。道内主要地海州・長湍・松宋・安岳方面には一日數回の定期自動車往復し、交通至便たり。

名勝地

1 九月山 富温泉を距ること約六里の處に在り、山中には朝鮮三十本、山のたる貝葉寺、月林寺等の大刹あり、麓には温泉温泉あり、一日二回定期自動車往復す。

2 長湍山 富温泉を距る東南五里、戰事部に變え、黄海金剛の稱ある景勝絶佳の名山にして、山中には松岳山跡、多羅塔、十二曲、妙音寺、蘇峯等の名勝古跡あり。郵便鐵道はこの山麓まで通じ、登山熱の勃興に伴ひ、最近探窟者、政府を依りつつあり。富温泉より郵便鐵道に依り口歸りを爲すことを得。

管理方法 公衆浴場二箇所ありて、一は面署、他は個人經營とす

物業の供給 日用品雜貨(内地人三)八、生邊商一、黄海道物産紹介所一、料理屋(内地人二)七あり。米、野菜、肉類の供給豊富なれども特産物なし

浴場又は浴槽

イ 浴場 公衆浴場二、家族風呂二、旅館内浴六

浴槽

種類	深さ	浴槽数	備考
自來水	一・〇	二	温泉ホテル内湯
井	一・八	二	同
セメント造	一・〇	一	陸軍轉地療養所

旅館及宿泊料	上水道、簡易水道を含む）電話、電燈	上水道、電話の設備なく、電燈は目下施設中なり
同	〇・八	二・二
同	〇・八	二・〇
七ノト造	一・四	二・五
同	〇・七	二・四
同	〇・八	二・二
同	一・〇	二・四
同	六・〇	二・一
同	九・〇	二・二
同	〇・八	二・一
同	〇・七	二・一
同	〇・六	二・一

同
竹中旅館内湯
根本旅館内湯
大黒屋旅館内湯
七里館料亭内湯（外に砂風呂、槽あり）
信昌旅館内湯
面番公衆浴場
個人経営公衆浴場
小川温泉貸間用
古田温泉個人別荘用
王在徳個人別荘用

旅館名	様式	客室数	温泉	特等	一等	二等	三等
温泉ホテル	和式	一八	九	一	六・〇〇	四・〇〇	三・〇〇
竹中旅館	和式	一	一	一	四・〇〇	三・〇〇	二・五〇
大黒屋旅館	和式	一	一	一	三・〇〇	二・五〇	二・〇〇
根本旅館	和式	一	一	一	三・〇〇	二・五〇	二・〇〇
信昌旅館	和式	一	一	一	三・〇〇	二・五〇	二・〇〇
右の外和式旅館九あり					・八〇	・五〇	・〇〇

第五章 温泉部落

○ 間貸 小川温川に在りては温突六間、六疊四あり、炊事具附温突一間、一日五十錢、一箇月六圓、六疊一間は一日七十錢、一箇月一圓なり。此の外間貸敷一月、温突四間、料金小川温泉と殆んど同じ

へ 鍾泉地の最大牧養人員 一、二〇〇人(内旅傭業者七〇〇人、普通民家五〇〇人)

浴 室 兼 (三箇年平均) 春(男七、九二五人 女四、五〇五人) 夏(男四、一五六人 女三、〇六八人) 秋(男四、五〇二人 女二、三八四人)

戸 口 兼 内地人(戸数二四戸 人口八八人) 朝鮮人(戸数四六戸 人口二五八人) 外國人(戸数二戸 人口六人) 計(戸数七二戸 人口三五二人)

官 公 署 信川陸軍轉地療養所、温泉面事務所、温泉警察官駐在所、電信電話取扱所

醫 療 機 關 養生一、食藥貯留室五、療養一(信川邑内に醫館五名あり、距離三十町にて不時の際二十分以内に招くことを得)

娯 樂 設 備 温泉ホテルにはテニスコート、運動場、舟遊場、寫眞暗室の設けあり

氣 温 未詳

○ 温泉温度 春(最高四四度 最低四二度) 夏(最高四五度 最低四三度) 秋(最高四四度 最低四二度) 冬(最高四四度 最低四三度)

泉質及湧出量

イ 泉質 本鍾泉は無色澄明にして殆んど臭味なく、弱アルカリ性反應を呈す。源泉温度攝氏五六度にして比重一・〇〇〇二なり。リットル中固形物總量〇・三二三グラム、ラヂウムエマナチオン〇・一二二マツ(含有す。本鍾泉一リットル中に含有する成分及び其の量次の如し)

カチオン カリウムイオン〇・〇〇五七、ナトリウムイオン〇・一〇六六、カルチウムイオン〇・〇一〇一六

アニオン クロールイオン〇・〇〇九六七、硫酸イオン〇・〇一三一、ヒドロ炭酸イオン〇・一五七八、炭酸イオン〇・〇一〇四、水酸イオン〇・〇〇〇九 硫酸(メタ)〇・〇八五七

其の他水碱イオン微量並にフエロ、アルミニウム、マグネシウムイオン各痕跡あり、本鍾泉は其の組成に於てはリットル中次の成分を含有する溶液に相當す

クロールカリウム〇・〇・〇九、クロールナトリウム〇・〇八五〇、硫酸ナトリウム〇・〇一九四、重炭酸ナトリウム()・二二七

四、炭酸ナトリウム・ CO_2 ・ H_2O 、炭酸カルシウム・ CO_2 ・ H_2O 、水酸化カルシウム・ CO_2 ・ H_2O 、硫酸(メタ)

効

能 浴用、外傷性諸障害、慢性筋及筋節リウマチス、慢性湿疹、自能性神経病(ヒステリー及神経衰弱)、經度奪弱病、中

達 泉 温 泉

所在地及風致

所在地 黄海道信川郡草里面達泉里

戸数一八九戸
人口八四四人

交通及名勝地 本温泉は信川より股栗に至る三等道路に沿ひ信川へ六里、股栗へ四里の地點に在り、信川・股栗間は定期自動車ありて

一日二回往復す。自動車賃金信川迄一圓五十錢、股栗迄一圓十錢なり

管理方法 草里面郡管

物資の供給 内鮮人日用品雜貨店一二、飲食物營業者一三、酒屋二、米屋一、支那料理屋一、特産品としてに附近吳鶴里より松の實

を産す。年産額十石内外にして價額六百圓に達す

浴場又は浴槽

イ 浴場 公衆浴場一、家族風呂二

ロ 浴槽 セメント造廣さ二坪、深さ一尺二寸のもの二槽、セメント造廣さ一坪、深さ二尺のもの二槽(家族風呂)

上水道(前長水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

達泉旅館(和式) 湯突三室にして、宿泊料三圓、二圓五十錢、二圓こゝろ

に鮮式浴入宿十六戸あり、河れも一泊券圓、八十錢、六十錢とす

普通民家の間貸なし

朝鮮の薬草 (中篇)

ハ 温泉地の最大收容人員 一五〇人

浴 客 数 (三箇年平均) 春 (男七、三三〇人 女九、一七〇人) 夏 (男三、五〇〇人 女二、八三〇人) 秋 (男五、二六〇人 女七、五三〇人) 冬 (男一、九、八五〇人 女一、八五〇人)

戸 口 数 内地人 (戸数 一四戸 人口 一八三人) 朝鮮人 (戸数 一八三戸 人口 八二八人) 外国人 (戸数 二戸 人口 二人) 計 (戸数 一九九戸 人口 八四四人)

官公署其他 面事務所、警察官駐在所、郵便所、公立普通学校

醫療機關 醫生一、漢藥種商二、賣藥賣藥者八

娛樂設備 なし

気温と温泉温度 (攝氏) 温泉温度は五一度なり

泉質及湧出量

イ 泉質 鍍泉一荘中に含む鹽類 (單位題)

温泉浴用 (第一號湯)

温泉濯湯 (第二號湯)

鹽 化 加 量	一五・八	一二・六
鹽 化 量	七・四	九・九
硫酸アルミニウム	—	六・三
硫酸カルシウム	一五・三	一二・六
硫酸マグネシウム	三一・三	三一・六
重炭酸ナトリウム	—	—
重炭酸カルシウム	一一五・〇	一〇四・三
小 計	一八四・八	一七七・三
タ 雑 酸	八九・七	八三・二
計	二七四・五	二六〇・五
ラヂウムエマナチオン (單位マツ)	七一・九六〇	五二・四一〇
湧出量 一日五石		

三 泉 温 泉

所在地及風致

所在地 黄海道信川郡弓興面三泉里 戸数 二四戸
人口 一四〇人

交通及名勝地 信川郡亭里面遠泉里より信川邑に至る幹外道路に沿ひ、遠泉より一里十八町、信川邑へ五里十六町にして、道路完全なるも定期自動車の通過なし

管理方法 弓興面評管なり

物賣の供給 雜貨商店三、飲食店六

浴場又は浴槽 セメント浴槽二、外家族湯の設けあり

上水道(簡易水道を含む) 電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館 鮮人旅館三軒あり、各温泉二間を有す。宿泊料八十錢なり

ロ 温泉地の最大収容人員 六〇人(旅人宿二〇人、普通民家四〇人)

浴 客 数 (三箇年平均) 俱し一日に付

春(男一五〇人 女一二〇人) 夏(男八〇人 女五〇人) 秋(男一〇〇人 女一〇〇人) 冬(男六〇人 女四〇人)

戸 口 数 朝鮮人(戸数) 二四戸
人口 一四〇人

官 公 署 面事務所

醫 療 機 關 醫生一、夏薬師賣業者二

娯 樂 設 備 なし

気温と温泉温度(攝氏)

イ 気温 春未詳 夏(最高三三度 最低三〇度) 秋冬未詳

第五章 温 泉 部 落

○ 源泉温度 五九度 (四季不變)

泉質及湧出量

イ 泉質 本源泉は無色澄明にして殆んど臭味なく弱アルカリ性反應を呈す、源泉温度據氏六〇・〇度にして比重 一・〇〇〇二なり、重リットル中固形物總量 〇・二三一グラム、ラヂウムエマナチオン二六〇マツヘに含有す、本源泉重リットル中に含有する成分及び其の量次の如し

カチオン カリウムイオン 〇・〇〇二四、ナトリウムイオン 〇・〇六八一、カルチウムイオン 〇・〇〇二三

アニオン クロールイオン 〇・〇一四九、硫酸イオン 〇・〇三二七、ヒドロ炭酸イオン 〇・〇九一三、炭酸イオン 〇・〇〇一七、

水酸イオン 〇・〇〇八一 硫酸(ノタ) 〇・〇八五七

其他水酸イオン微量並にフェロ、アルミニウム及マグネシウムイオン各痕跡あり、本源泉は其集成に於て重リットル中次の成分を含有する溶液に相當す

クロールカリウム 〇・〇〇四六、クロールナトリウム 〇・〇二一〇、硫酸ナトリウム 〇・〇四八四、重炭酸ナトリウム 〇・一一二五八、

炭酸ナトリウム 〇・〇〇三〇、水酸化ナトリウム 〇・〇一四四、水酸化カルチウム 〇・〇〇四三、硫酸(ノタ) 〇・〇八五七

○ 湧出量 一日七二〇石

効

瀧 浴用 外傷性諸瘡、慢性筋及關節痿痺、慢性麻疹、官能性神經病(ヒステリー)及神經衰弱、過度の骨髄病、中樞及末梢麻痺(慢性半身不遂、小兒麻痺)、婦人生殖器の慢性痿病、慢性梅毒、諸病恢復期、腺病質

松 禾 温 泉

所在地及風致

イ 所在地 黄海道松禾郡匙井面温水里 戸数 五一九
人口 二三九人

○ 風致 高温泉所在地は巨岩丘陵其の馬道を圍繞し、前面には河浦二十餘間の清流あり、碧水澄々として白砂の間を流れ、また温泉の東阿及び對岸河堤一帶には二百數十株の櫻樹並木を有し、春季開花の候に至れば櫻化全阿を包み一入の美觀を呈す

交通及名勝地

1 道内主要地

主要地名	便			自			計
	運	賃	時	運	賃	時	
海州	—	—	—	一七・二八	四三・〇〇	四・三〇	—
信川	—	—	—	八・一九	二二・〇〇	二・三〇	—
沙里	—	二二	—	八・一九	二二・〇〇	二・三〇	—
今下	—	—	—	一・〇四	三・〇五	三・三〇	—
長采	—	—	—	一・〇三	二・六〇	三・〇〇	—
松采	—	—	—	一・一八	〇・四〇	〇・二〇	—
長采	—	—	—	二・三〇	〇・七〇	〇・四〇	—

2 道外主要地

1 京城及び平壤よりは京義線沙里院驛にて平鏡實海線に乘換へ信川驛に至り、其れより自動車にて富溫泉に達す
 2 鐵南浦府よりは定期汽船に依り今下に上陸、同地より自動車にて富溫泉に至る

主要地名	汽			自			計
	運	賃	時	運	賃	時	
平壤	—	—	—	—	—	—	—
鐵南浦	—	—	—	—	—	—	—
平壤	—	—	—	—	—	—	—
鐵南浦	—	—	—	—	—	—	—
平壤	—	—	—	—	—	—	—
鐵南浦	—	—	—	—	—	—	—
平壤	—	—	—	—	—	—	—
鐵南浦	—	—	—	—	—	—	—
平壤	—	—	—	—	—	—	—
鐵南浦	—	—	—	—	—	—	—

- 1 長淵郡邑外花宮
- 2 長淵郡九美湖 避暑地海水浴場として名高し

第五章 温泉部落

管理方法 公衆浴場は面管にして其の他は旅館業者の内湯なり

物資の供給 日用品雜貨商三、飲食物酒販五、料理屋四、米・野菜・燃料等は閉市當日供給しつゝあり、特産物なし

浴場又は浴槽

1 公衆浴場一 (別に浴場の設あり)

2 旅館内湯四

3 家族風呂なし

浴槽

備

遺

坪数

深さ

浴槽数

備

考

自然石造

セメント造

同

同

同

砂風呂 淡水池の設備なし

上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

1 旅館

旅館名	構造	客室数			泊料			間賃
		六畳	八畳	温突	特等	一等	二等	
樂山旅館	和式兼	一	三	五	五・〇〇	三・〇〇	二・五〇	四
柳屋旅館	同	四	一	七	五・〇〇	三・〇〇	二・五〇	一
青松旅館	鮮式	一	一	八	二・五〇	二・〇〇	一・五〇	一

樂山旅館
公衆浴場(外に二坪半の温湯二槽あり)

柳屋旅館

青松旅館

宋尙查

宋 尙 李 同 一 一・二〇〇・八〇〇・六〇〇 自一五・〇〇 至二〇・〇〇

備考 外に朝鮮人旅館八軒あるも、宋尙奎と宿泊料同じ
 普通民家賃問なし

ハ 錦泉の最大收容人員 四四〇人（内旅館業者二九〇人、普通民家一五〇人）

遊 客 數 春（男四、三一六人 女二、八九七人） 夏（男一、四、〇三一人 女一、三九四人） 秋（男一、八、九一七人 女一、五、五三〇人） 冬（男七、七五八人 女五、五三〇人）

戸 口 兼 内地人（戸數 九戸 朝鮮人（戸數 四〇戸 外國人（戸數 二戸 計（戸數 五一戸 人口 三五九人）

官 公 署 兩事務所、警察官駐在所

醫 療 機關 賣藥所賣藥者三

娯 樂 設備 なし

氣温と鍾泉温度（攝氏）

1 氣温 春（最高二五度 最低一八度） 夏（最高三六度 最低三〇度） 秋（最高二九度 最低一六度） 冬（最高零下二六度 最低零下二六度）

2 鍾泉温度 四三度乃至四七度 變化なし

泉質及湧出量

イ 泉質 本鍾泉は無色澄明、殆んど臭味なく、弱アルカリ性反應を呈し、比重一・〇〇三にして、セリツトル中固形物總量〇・二三〇瓦、ラヂウエマナチオン〇・一二マツト含有す。本鍾泉一リノトル中に含有する成分及び其の量次の如し

カチオン カリウムイオン 〇・〇〇六四、ナトリウムイオン 〇・〇六三五、カルチウムイオン 〇・〇〇二七
 アニオン タロトイオン 〇・〇二五〇、硫酸イオン 〇・〇二五六、ヒドロ炭酸イオン 〇・〇三五八、炭酸イオン 〇・〇二一九、水酸イオン 〇・〇〇八五 硫酸（メタ） 〇・〇七二一

其の他水酸イオン微量、並にマグネシウム及びフェロイオン各痕跡
 本鍾泉は其の集成に於て一リツトル中次の成分を含有する溶液に相當す

朝鮮の産物 (中篇)

四三四

クロナカリウム 〇・〇一二三、クロールナトリウム 〇・〇三二八、硫酸ナトリウム 〇・〇三七八、ヒドロ硫酸ナトリウム 〇・〇四九三、硫酸ナトリウム 〇・〇三八七、水酸化ナトリウム 〇・〇一四四、水酸化カルシウム 〇・〇〇五〇、硫酸(マグネシウム) 〇・〇七二一
 〇 湧出量 一日七、九九二石

効 能 浴州 外傷性神経炎、慢性筋及關節痛、慢性筋痛、慢性關節痛、官能性神経痛(ヒステリー及神經衰弱)、無慮の骨痛病、中風及末梢麻痺(却久性半身不遂、小兒麻痺)、婦人生産後の慢性筋痛、慢性痙攣麻痺、諸病恢復期、腫瘍實

安 岳 温 泉

所在地及風致

所在地 黄海道安岳郡無紅面温井里 戸数 六二戸
 人口 二九一人

交通及名勝地

主 要 地 区	里 内	自 動 車 賃 金	備 考
安 岳 邑	三	〇・九〇	定期自動車一日二回往復す
長 速 島	四	一・〇〇	定期自動車隔日一回往復す
橋 島	四	一・〇〇	定期自動車一日二回往復す

管理 方法 銀紅面警察とす

物資の供給 雜貨商四、特産物なし

浴場又は浴槽 浴槽はセメント造にして廣さ六坪、深さ四尺のもの四槽あり

上水道(高島水道を含む)電燈、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

1 内地人經營の韩式温泉三家、宿泊料等三圓、一等二圓五十錢、二等二圓、下宿問賃なし。朝鮮人旅人宿十七軒、在等一圓八〇錢

● なり

○ 普通民家間貸なし

ハ 温泉地の最大收容人口 五〇〇人（旅館業者（十八戸）二〇〇人、普通民家（四〇戸）三〇〇人）

浴 客 数（三箇年平均） 春（男二〇〇〇人 女三〇〇〇人） 夏（男八〇〇人 女五〇〇人） 秋（男二五〇〇人 女二五〇〇人） 冬（男一五〇〇人 女一五〇〇人）

戸 口 数 内地人（戸数 六戸 人口 一七人） 朝鮮人（戸数 五五戸 人口 二七〇人） 外国人（戸数 一戸 人口 四人） 計（戸数 六二戸 人口 二九一人）

官公署其他 面事務所、警察官駐在所、公立普通学校

醫療機關 醫生一、藥種商一、賣藥所賣業者五
娯樂設備 なし。

氣温と温泉温度（攝氏）

イ 氣温 夏（最高九五度 最低七〇度） 春秋冬温度未詳

ロ 温泉温度 春七〇度乃至八〇度

泉質及湧出量

イ 泉質 本温泉は無色澄明にして殆んど臭味なく、微弱アルカリ性反應を呈し、比重一・〇〇〇八にして一リットル中固形物總量

〇・九三九元、ラヂウムエマナチオン〇・五九マツト含有す。本温泉一リットル中に含有する成分及び其の最大の如し

カチオン カリウムイオン〇・〇一六一、ナトリウムイオン〇・二七九五、カルチウムイオン〇・〇一八五、マグネシウムイオン

〇・〇〇二二、フェロイオン〇・〇〇四二、アルミニウムイオン〇・〇二七

アニオン クロールイオン〇・三六八二、硫酸イオン〇・〇七七四、ヒドロ炭酸イオン〇・〇五四二、炭酸イオン〇・〇二四九、

水酸イオン〇・〇〇六四 硫酸（メタ）〇・一二八五

本温泉は其の集成に於て一リットル中左の成分を含有する溶液に概略相當す

クロールカリウム〇・〇三〇七、クロールナトリウム〇・五八三五、硫酸アルミニウム〇・〇一七一、重炭酸塩酸化鐵〇・〇一三四、

硫酸ナトリウム〇・〇九三二、重炭酸ナトリウム〇・〇六二〇、炭酸ナトリウム〇・〇〇五五、炭酸カルチウム〇・〇三六三、水

酸化カルチウム〇・〇〇七四、水酸化マグネシウム〇・〇〇五二、硫酸〇・一二八五、其の他硬水基イオン微量及硝酸イオン痕跡

湯出量 一日八七〇石

効 瀧 浴用 外傷性筋障害、慢性筋及關節痠痛、慢性濕疹、官能性神經病(ヒステリー)及神經衰弱、痲痺の骨髄病、中樞及末梢性痲痺、(慢性半身不遂、小兒痲痺)、婦人生殖器の慢性腐病、慢性癩癬、慢性癩癬、皮膚病恢復期、肺病實

白川温泉

所在地 黃海道延白郡銀川面

交通及名勝地

イ交通

乘車類別	所要時間	平日汽車賃(往復に限る)	週末汽車賃(往復に限る)
仁川より	三時間三十九分	三・四四	一・四六
龍山より	二時間四十四分	二・六六	一・九〇
京城より	二時間三十四分	二・五八	一・八四
開城より	五十四分	〇・七二	
延安より	三十分	〇・七四	
東海州より	一時間五十七分	二・七〇	

汽車賃割引

漢拿線 東海州・延安間各驛(除停車場)より白川温泉驛行往復 三割引

鐵道局線 仁川・上仁川・龍山長湍間及鶴井瑞興間各驛(除簡易驛)より白川温泉驛行往復 局、社共三割引
土曜日及び日曜日は前項各驛より白川温泉驛行往復、局、社共五割引

名勝地

1 起發亭 銀川面延南里北方に築立せる爐岳山の中腹九曲洞に在り、今より七十七年前に創建したるものにして、亭の北数歩の地

に在りて玉泉の美名を恣にせる沂源泉は、地上數尺の岩間より湧き、滾々たる甘冽の玉水は聯珠夕陽に閃めきて池に遊り、溢れては羊腸として澗を繞ひ、滾々として碧石を洗ふ。又觀對を轉ずれば山区層子の間に迫る處、老松、古柏參差として斷谷の境趣を秘め、亭邊の櫻榭、溪畔の野花其の間を彩りて、四季折々の風光捨て難きものあり。遊士曳杖の勝地として半日の清閑には好適地なり

2 南山と文武亭 白川邑の南に在り、一名箕山と呼ぶ、山頂に文武亭、山北に瀧水の清涼、山南に清淨甘冽の箕井あり、春は南山悉く鶯囀の饒麗に披はれ、鐵路近く山脚を繞ひて走り、南を望めば平野遠く開け、玉山池は指呼の間に在り、風光明媚を以て稱せらる

3 無義亭 銀川面鴻谷洞に在り、今より百餘年前（現在居住安教經の高祖父）此の地に卜居し、洞名を鴻谷と號す、宅畔の巖壁より遊る瀧水を利用し、池を掘り、池中に突出したる岩上に亭子を建つ、其の配置附近の風光と相俟つて景趣靈奇に盡すを得ず、無義亭と名づく

4 文廟 銀川面遼東里北方谷龍青洞に在り、創建の年代を詳にせざるも、記文に據れば李朝宣祖二十五年（距今三百四十一年）壬辰役の際兵燹にかゝりたるを以て一時他に移し、正祖元年（距今一百六十六年前）丁酉九月、再び龍青洞舊址（俗稱塔院洞）に移建し以來重修を爲して現在に及ぶ

5 文會書院 銀川面龍川里北方に聳立せる雄岳山の南麓中腹に在り、李朝宣祖元年（距今三百六十五年）に創建、同二十五年壬辰の兵燹に罹り、同三十九年丙午に重建し、以來重修を爲したるものにして、東洞に貞愍公、安境、文莊公、辛應時、文肅公、吳億齡、忠貞公、金德誠を、西洞に文成公、李珥、文簡公、成渾文、烈公、趙璽、文純公、朴世采等の八賢人を奉安し、毎年春秋に祭事を行ふ

6 彌勒 銀川面鴻谷里彌勒谷山間に在り、高麗恭愍王の時、天燈寺（彌勒所在地の後山腹に其の跡地尙存す）に安置られたるものにして、二個の花崗石を以て彫像され、其の丈十七尺、臂圍十一尺、刀法又雄大にして往時の壯嚴を偲ぶに足る

7 石塔 銀川面山陰里山陰洞西都山陰川の邊に在り、其の丈七尺、花崗石の四層塔にして高麗時代の建築物なりと云ふ

8 江西寺 雲山面江西里白馬山南麓に在る名刹にして、麗羅の間、今より約千二百年前、名僧道設國師の新願に依り設立せられ、初め白高山靈隱寺と稱せり、壬辰役の際兵燹に罹りヒ堂伽藍殆ど有に歸し、現今に於ては大雄殿（本堂）、庫裏及び二基の塔（九重、五重）殘存せるのみなるも、古色蒼然として昔時の面影を偲ぶに足る。前方に漢橋川、磧成江の流れを控へ、盛夏の風光、春秋の

馬遊、共に杖を曳くの客多し

禮成江橋梁 京義線土城驛にて朝鮮鐵道會社線のガッリン列車に乗換へ、約二十分にして京畿・黄海兩道を跨する禮成江の大橋梁あり。湖砂の干流、冬季の流水、河床の洗刷等類例稀なる鐵橋にして、左右に公道を添架し、技術的稱成美と共に、其の雄大な壯觀は京畿・黄海兩道の持つ名所の一なり

10 鶴の名所 土城海州間の沿線は、初冬より春初に亘り、鶴の去來地として有名なり。殊に白川温泉附近に時に數千の鶴れを爲

し、瓦頃の刈田を畑むることあり

管理方法 白川温泉株式会社經營

浴場又は浴槽

イ 浴槽 浴槽の構材は京城東大門外産花崗岩の總磨を周縁と爲し、腰強りに城津産の大理石をあしらひ、玉を滑せる如き麗泉の湯溜は、獅子口より浴槽に注がれ、滝々として晝夜を間はず溢る。入口より向つて正向の下段は、晝夜を放倒して水旅館を構し、背後の温泉には四季万彩の花弁を配し、三尺の麗泉に溢りつゝ樂園の風致情趣を滿喫することを得

ウ 温泉浴 四段半の青瓷に一間の透ひ提、扉を押せばタイル張りの浴槽に澄明の温泉を溢ゆ

並館及宿泊料

イ 白川ホテル 客室の一階二階合せて間數二十七なり

特等室 十畳の居間、四畳の控間、五尺に二間のベランダ附

し等室 八畳の居間、四畳の控間、ベランダ附

等室 八畳の居間、疊廊下及びベランダ附

等室 六畳の居間、四畳の控間、ベランダ附

等室 六畳の居間、疊廊下及びベランダ附

等室 六畳の居間、ベランダ附

附設室 一五坪及一八坪

附設室 五十四畳、舞臺附（電氣装置、引幕の設備あり）

貸別荘 四坪上、六坪（温泉、便所、炊事場附）

宿泊料

等級別	宿泊料(二食附)	室料
特等	八・〇〇	五・〇〇
上等	七・〇〇	三・五〇
一等	五・〇〇	二・五〇
二等	四・〇〇	二・〇〇
三等	三・〇〇	一・五〇

1 寮料 一室に数人同宿の場合は一名のみ定額、他は定額の五割引

2 宿泊料 一名以上同宿の場合は一名毎に割引

3 食費にて食事を爲す者は前項の料金をより割引

4 家庭湯入浴料 一時間毎に金一圓

5 貸別荘料金 一日三圓五十錢

娛樂設備 撞球場、碁・將棋室、子供遊戯室(無料公開)

温泉 温度(攝氏)八十九度五分

泉質及湧出量

イ 泉質 本温泉は無色澄明、殆んど臭味なく、微弱アルカリ性反応を呈し、比重一・〇〇〇五にして、重リットル中固形物總量

〇・六二四瓦、ヨチウムエマナチオン〇・五九マツヘを含有す。本温泉重リットル中に含有する成分及び其の量次の如し

カチオン カリウムイオン〇・〇〇九七、カルチウムイオン〇・〇〇七八、ナトリウムイオン〇・一七四〇

アニオン クロロイオン〇・二二二二、炭酸イオン〇・〇一七一、硫酸イオン〇・〇一八一、水酸イオン〇・〇〇六七、ヒドロ炭酸

イオン〇・〇三三三、硫酸(メタ)〇・一五三二

湧出量 一日四、〇〇〇石

効 能 外傷性諸障害、慢性筋及關節痿麻質筋、消化不良、慢性瀉瀉、官能性神經病(ヒステリー)及神經衰弱、輕度の骨節病、

中風及末梢性麻痺(慢性半身不遂、小兒麻痺)、婦人生殖器の慢性諸病、慢性癩癧腺炎、諸病恢復期、臍病等

沿革又は傳説 附近は古來温泉地帯として傳傳せられ、數百年前既に遊歌長夜の宴を張るの施設ありたること口碑に傳へらる。爾來隨

時幾多前、今や往時を思ふ徳なく、顧みられざること久しかりしが、昭和三年新に泉脈を發見し、世間の注意を喚起せしも、何分位置

の地味と交通の不便は今日迄甚だ惠まれず、僅かに貧弱なる共同浴場を施設して、地方的浴客の便宜を圖るに過ぎざりき。其の後朝鮮

鐵道會社の土城、海州間線路の開通に依りて俄かに膏粱を脱し、將來の發展を嚆望せらるゝの勢運に至り、白川温泉株式會社は貳拾數

萬圓の巨資を投じ、温泉浴場として完備せる白川ホテルを建設し、京城・開城・海州の大都市は勿論、沿線都邑の來往交通便利の位置

を利用して現代的設備が完全となりてより、距離、時間、經費の有利なる好條件は、ホテル營業開始と共に益々繁榮し、縣内有數の温

泉場となれり

龍岡温泉

所在地及風致

イ 所在地 平安南道龍岡郡海雲面温井里 戶數 一九九戸
人口 一、二六四人

ロ 風 致 東南には小高き山岳あり、西北には廣汎なる平野開けて黃海に接し、南濱鴨島を眾む
交通及名勝地

イ 交通 鎮南浦府より平康郡永柔に至る二等道路に沿ひ、鎮南浦より(鐵南浦温泉間六里) 好日二回定期自動車往復し、また鎮
南浦野に(萬池洞温泉間六里) 通ずる三等道路ありて毎日一回往復す。尚ほ江西郡岐陽縣より(岐陽温泉間九里) 定期自動車の便あ
り

ロ 名勝地

一 温泉場を距る一里四町、海雲面城觀里に古城址あり、沿革未詳なるも昔時支那使臣の旅館の址なりと云はる
二 精靈碑 温泉場を距る約三十町、海雲面龍井里に在り、由来不明なるも、傳ふる所に於れば高句麗時代(今より一七〇年前)、又

一説には二千六十九年前とも云ふに建設したるものと稱す

3 新徳寺 温泉場を距る一里四町、前記龍井屋に在り、これ亦由来未詳なるも、境内には瀧、保護樹ありて夏季には避暑地として遊山者多し

4 古墳、ドルメン 岡池洞窟より約十五町に在り

管理方法 温泉前片倉組經營の旅館二、個人經營旅館内地人一、朝鮮人五戸にして浴槽の設備あり、尙ほ朝鮮人のみにて組織せる

温泉組合經營の共同浴槽あり

物資の供給 雑貨、飲食物、酒、醬油、米の如き日用品販賣商内地人二戸、朝鮮人三戸、内地人料理屋一戸あり、また毎月一回の開市あり、漁類、大小麥の産あり

浴場又は浴槽 前記の通り共同浴場及び旅館には各浴槽あり、其の概況を表示すれば次の如し

浴槽設備状況表

屋敷	氏名	別	浴槽の大きさ			設備
			長	幅	深	
静美館	白木耕作	男	五尺六寸	三尺八寸	二尺一寸	人造石浴槽 男女別各二
		女	四尺六寸	同	同	
只繩旅館	只繩倉之助	男	六尺	四尺八寸	二尺	セメント コンクリート
		女	六尺	同	同	
三古旅館	小田ヤツ	男	四尺	三尺八寸	二尺四寸	同
		女	四尺	同	同	
平南旅館	堀炳植	男	四尺三寸	三尺四寸	二尺	同
		女	同	同	同	
新興旅館	堀應治	男	五尺三寸	同	二尺	同
		女	五尺三寸	同	同	

泉質及湧出量

温 度	攝氏五三度	比 重	一、〇九四
湧 出 量	一日一、五一二石	臭 氣	無し
味	辛鹹不快味あり	反 應	中性

固形物總量 二五、四六八〇瓦

イオン分析 カリウムイオン三、四〇九二、ナトリウムイオン一七九、七四三五、カルチウムイオン二二二、五四六〇、マグネシウム

イオン四二、三一六八、クロールイオン四一八、一一二七、硫酸イオン九、一六四六、炭酸イオン一〇、七三八二、硫酸

イオン一、五〇〇〇

結合分析 クロールカリウム〇、二五四〇、クロールナトリウム一〇、五一二二、クロールカルチウム一一、七八六八、クロールマ

グネシウム一、〇六四六、硫酸マグネシウム〇、九八九八、取炭酸マグネシウム〇、七八三九、メタ硫酸〇、一一七〇、

其の他鐵及びアルミニウムの酸化體として〇、〇〇六〇

効 能 本泉は浴用を主とす

イ 内用 水を以て精釋したるものは左の諸病に効あり

慢性消化器病(弛緩性食物停滯、弛緩性便秘)、慢性喉頭加答兒、慢性氣管支加答兒、糖尿病、疝氣、貧血、臍病

○ 禁忌 興奮性神経系病、胃酸過多症、消化器痙攣症、腎臓炎

○ 浴用 外傷性膝障害、慢性筋攣麻痺、慢性關節痙攣麻痺、慢性濕疹、官能性神経病(ヒステリー)、神經衰弱、軀膚の骨髄病(經久

性半身不隨、小兒麻痺)、婦人生殖器の慢性諸病、慢性攝護腺炎、諸病恢復期、臍病質

沿革又は傳說 約三百年前、嶺某なるもの温泉の湧出するを發見したるも、何等の設備を爲さず、自然の湧出口に於て男女混浴の状態な

りしが、明治二十七、八年戰役當時、鎮南浦駐在司令官勲兵中佐高橋喜七郎軍医觀察の爲め來りたる際、其の有様なるを認め、鎮南浦

居住新居觀二邸と計り、一軒の旅人宿を經營し、浴場を設け、一般の利便を圖りたるが、朝鮮人も亦これに倣ひ、共同温泉を設けたる

結果、漸次浴客増加するに至り、且つ大正十二年十一月鎮泉取締規則の發令と同時に、共同温泉の改築並に自宅温泉の設備等完全とな

り今日に至る

龍澤温泉

所在地及風致

イ 所在地 平安南道成川郡温泉面龍澤里 戸数 三七戸
人口 二〇二人

風致 白雲山の山麓に位置し、附近に奇岩怪石多し、白雲山は海拔千三百尺ありて岩松に蔽はれ、太古噴火山なりしとの傳説あり。又山麓よりは二條の清流を出す

交通及名勝地

イ 平壤に十四里、成川へ四里十八町、目下工事中の平元線會人橋脚へ六里、蔚山邑へ三里半あり、何れも其の間を二等道路開通し平壤・成川・蔚山へは自動車の定期運轉あり

名勝地 附近成川邑に東明館及び十二峯あり

管理方法 龍澤温泉組合の經營

物資の供給 日用品雜貨商二、酒釀業一、其の他毎月六回の買入ありて物資の供給圓滑なり

浴場又は浴槽 公衆浴場一、浴槽は自然石造三坪、深さ一尺五寸にして健康者用及び患者用に區別し、三浴槽あり

上水道(風呂水道を含む) 電燈、暖爐 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館

● 黄金旅館(和式) 客室四星半二、温泉三

宿泊料 特等二圓五十錢、一等二圓、二等一圓五十錢

下宿料 月三十圓

問 賃 四星半月八圓

● 靜式旅館 一二月、何れも温泉二室乃至三室あり

宿泊料 一等一圓、二等八十錢、三等六十錢、四等四十錢

普通民家賃間数なし

汝泉地の最大收容人員 五〇〇人 (内旅館三九〇人、普通民家一五〇人)

浴客数 春 (男五〇〇人、女七〇〇人) 夏 (男三〇〇人、女四五〇人) 秋 (男二〇〇人、女六〇〇人) 冬 (男二五〇人、女二〇〇人)

戸口数 内地人 (戸数二戸、人口五人) 朝鮮人 (戸数三五戸、人口一九七人) 計 (戸数二〇二戸、人口二〇二人)

官公名 龍潭野療官駐在所

醫療機關 醫師出張所一、産婆一、賣薬業者一

娯樂設備なし

氣温と鍾泉温度 (攝氏)

春	最高二四度 最低八度	夏	最高二六度 最低一六度	秋	最高一六度 最低四度	冬	最高四度 最低零下二〇度
春	最高四四度 最低四三度	夏	最高四六度 最低四四度	秋	最高四四度 最低四二度	冬	最高四三度 最低四一度

泉質及湧出量

イ 泉質 比重一・〇〇〇二八にして臭味なく、弱アルカリ性反應を呈し、一リットル中固形物量 〇・一四八五グラムなり

イオン分析表

ナトリウムイオン	〇・六三〇四	クロールナトリウム	〇・〇一八一
カルチウムイオン	〇・三七〇〇	硫酸アルミニウム	〇・〇〇八五
アルミニウムイオン	〇・一五七二	次亜硫酸アルミニウム	〇・〇〇〇六
クロールイオン	〇・三三八〇	重炭酸ナトリウム	〇・〇二六五
硫酸イオン	〇・一四八〇	重炭酸カルチウム	〇・〇三〇〇
亜硫酸イオン	〇・〇〇九二	珪酸	〇・〇七〇〇

結合分析表

炭酸	イ	オン	〇・六八五ナ	遊離炭酸	〇・〇〇一七
硫酸	イ	オン	〇・〇九〇〇	硫酸	〇・〇〇〇三
硬水	イ	オン	〇・〇〇九一	硬水名稱	單純溫泉
湧出量	一日一、四二五・六石				

効能

イ 内里 胃弱、腸加特兒、便秘、神經系性消化不良
 ロ 浴用 慢性筋痛症、外傷性諸症、慢性濕疹、ヒステリー、神經衰弱、輕度脊髓病、經久性半身不遂、小兒麻痺、婦人坐骨器の慢性痛症、慢性攝護腺炎、諸病恢復期、腺病質
 温泉又は傳説 今より凡そ五、六百年前、成川郡三徳面に身原と云ふ處あり一村氏居住し、其の一族中の強嗣、龍潭附近に於て虎を撃ち、これを逐ひて新林中に入りたるに、林中雲の消えたる所あり、そこより臭氣ある熱湯湧出せるを發見し、砂風呂を作り、其の後に至り浴槽の設備が施され、現在に於ては温泉組合の經營となりたり

大湯池 溫泉

所在地及風致

イ 地 平安府道陽部郡九龍面新邑里 戸數 二二七戸
 人口一、一二九人

ロ 風 致 九龍面新邑を距る二十六町餘の南大峰山麓に在り、附近は天然の景勝を爲し、霧蒼たる老松古柏洞門を鎮し、奇巖奇石附
 近に多く、春は陽回、秋は山菊、丹楓炎水に反映し、四季浴客の眼を樂ましむ

交通及名勝地 現在に於ては汽車の便なきも、近く平元鐵道完成の頃は、大湯池温泉を距る約二十六町の陽部郡九龍面新邑里（警務署及び郵政あり）東端に停車場設けの予定なり。目下平壤方面との交通は毎日定期自動車往來し、平壤大湯池温泉間約二十六里にして、七、八時間を要し料金七圓三十錢なり。尙ほ元山にも一等道路通ず

管理方法 温泉旅館は平壤府大和町株式会社倉庫於て經營し、共同浴場は九龍面に於て經營す

物資の供給 日用品雜貨商人地人一、朝鮮人五、其他酒・米の販賣を爲すもの朝鮮人八、料理屋營業支那人二あり、而してこれ等
物貨は主として平壤より貨物自動車及び荷牛車に依り供給を受けつゝあり

特殊物 松草は全鮮有数の産地なり

浴場又は浴槽

イ 旅館内湯 浴槽はコンクリート造、〇・八坪、深さ二尺、四槽にして男女別に濯濯の設備あり

ロ 共同浴場 木造一坪、深さ二尺、男女別に槽及び天然の地形を利用せる岩窟内に濯濯あり。坪數三坪にして約五尺の高より落下す

上水道(節湯水道を含む) 電話、電燈 旅館内電話の設備なきも、九龍郵便所に於て公衆電話の取扱を爲す

旅館及宿泊料

イ 旅館

九龍閣(和式)客間八畳一、温突三

宿泊料金 特等三圓、一等二圓五十錢、二等二圓、三等一圓五十錢、下宿貸間なし

朝鮮式旅館 九戸 客室温突二間乃至三間

宿泊料金 特等一圓、一等八十錢、二等六十錢、三等三十錢、下宿貸間なし

ロ 普通民家問賃なし

ハ 結泉地の最大收容人員 一六〇人(内旅館一五〇人、普通民家一〇人)

浴 客 數 (三箇年平均) 春(男一七六人 女一〇〇人) 夏(男一六七人 女九六人) 秋(男一五一人 女八〇人) 冬(男四八人 女四三人)

戸 口 數 内地人(戸數二六戸 人口七〇人) 朝鮮人(戸數一、〇四〇人 人口一九九人) 支那人(戸數六戸 人口一九人) 計(戸數二二七戸 人口二二九人)

官公署其他 警察署、郡廳、地方方法院出張所、森林保護區、模範林事業所、郵便所、公立普通學校、公立尋常小學校、面事務所、金

融組合、印章押印組合

醫院 機關 醫師(公題)二、漢藥醫生一、西藥賣業者一、産婆

娛樂設備なし

飯沼と鑛泉温度(攝氏)

イ 氣温 春(最高)二三度 夏(最高)三一・五度 秋(最高)二六・九度 冬(最高)九・九度
 最低)〇・二度 最低)八・五度 最低)〇・六度 最低)〇・二七・八度

ロ 鑛泉温度 五四度 四季共變化なし

泉質及湧出量

イ 泉質 比重一・〇〇〇四七、臭味は硫黄臭、微に酸味を有す、反應弱アルカリ性、固形物總量〇・二八九七グラム

イオン分析表

ナトリウムイオン	〇・一七四二
カルチウムイオン	一・九〇四八
アルミニウムイオン	〇・五二〇〇
クロールイオン	〇・三七二〇
硫酸イオン	〇・二九八六
亜硫酸イオン	〇・一三一一
炭酸イオン	〇・〇一六〇
硫酸イオン	二・五二五三
硫酸イオン	〇・七四三八
硫酸イオン	〇・〇〇九一

結合分析表

クロールカリウム	〇・〇一五三
クロールナトリウム	〇・〇〇八四
硫酸アルミニウム	〇・〇〇七五
亜硫酸アルミニウム	〇・〇〇一〇
重炭酸ナトリウム	〇・一四九六
重炭酸カルチウム	〇・〇四一九
重炭酸アルミニウム	〇・〇二四八
遊離硫酸	〇・〇五八三
遊離炭酸	〇・〇〇五三
硫酸水素	〇・〇〇〇三

ロ 湧出量 一日一、五二二石

効 能

イ 内用 胃弱、腸加管兒、便秘、神經性消化不良

ロ 浴用 慢性筋痛症、外傷性膝障害、慢性過疹、ヒステリー、神經衰弱、輕度骨體病、細久性中身不遂、小兒麻痺、婦人生殖器の慢性諸症、慢性癩癬膿炎、諸病恢復期、肺病質、慢性關節痛症

沿革又は傳説 開國二百八十年頃(紀元二千三百三十一年頃) 濛師崔某が道に迷ひ、辛うじて山頂に辿りつゝ東方を見たるに、全山白雪に埋まれたる山腹の一點に雪消え、白色の湯氣立昇れるを認め、不思議に念ひつゝ現場に到り温泉を發見したりといふ

石湯池温泉

所在地

平安南道陽德郡温泉面温泉里 戸數 五一戸
人口 二二四人

交通 通 大湯池温泉の東約五里半にして、平壤(約三十二里)方面よりは定期自動車の運轉あるも、温泉面九龍面間は乗客の希

衆に依り臨時運轉するのみなり。元山との交通(三十二里)は自動車の便なきも、自動車及び其の他車馬の交通容易なり

管理方法 共同浴場のみにして面に於て經營す

物資の供給 日用品雜貨商内地人二、朝鮮人三、其の他酒米の販賣を爲すもの朝鮮人三なり、而してこれ等物資は主として平壤及び

元山より荷牛車に依り供給を受けつゝあり

浴場又は浴槽 旅館内湯なし、共同浴場木造○・五坪、深さ二尺、四槽にして何れも高さ五尺より落下せる湯湯の設備を施し、男女及

び皮膚病患者用に區別す

水道(簡易水道を含む) 電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館

a 田乃月旅館(和式) 客室温突二

宿泊料 一等二圓、二等一圓五十錢、三等一圓

b 鮮式宿屋一三戸 客室温突二間乃至三間

宿泊料 特等一圓、一等七十錢、二等五十錢、三等三十錢

和式、鮮式兩旅館共下宿及び問貸なし

ロ 普通民家問貸なし

ハ 温泉地の最大収容人員 二七〇人（内宿屋二〇〇人、普通民家七〇人）

浴 客 数（三箇年平均） 春〔男一八〇人 女一五〇人〕 夏〔男六〇〇人 女六〇〇人〕 秋〔男一七五〇人 女一三〇〇人〕 冬〔男二〇〇人 女三〇〇人〕

戸 口 数 内地人〔戸数 五戸 人口一四人〕 朝鮮人〔戸数 四六戸 人口二一〇人〕 計〔戸数 五一戸 人口二二四人〕

官公署其他 公立普通学校、面事務所

醫療機関 醫生一

娛樂設備 なし

気温と温泉温度（攝氏）

イ 気温 大湯池温泉に同じ

ロ 温泉温度 七一度、四季共變化なし

泉質及湧出量

イ 泉質 比重一・〇〇〇四八、臭味異状なし、反應弱アルカリ性、固形物總量〇・三一二二

イオン分析表

結合分析表

カリウムイオン	〇・二一〇三	クロールカリウム	〇・〇一九三
ナトリウムイオン	二・三二三五	クロールナトリウム	〇・〇二二七
カルチウムイオン	〇・四〇五〇	硫酸アルミニウム	〇・〇〇二七
アルミニウムイオン	〇・〇九八一	亞硫酸アルミニウム	〇・〇〇三三
クロ、ルイオン	〇・六〇〇〇	重炭酸ナトリウム	〇・一六五九
硫酸イオン	〇・〇四八〇	重炭酸カルシウム	〇・〇三二八
亞硫酸イオン	〇・〇五〇〇	メタ珪酸	〇・〇七八二
炭酸イオン	二・三三八九	遊離炭酸	〇・〇〇九七
硅酸イオン	一・〇三〇〇	硫化水素	〇・〇〇一〇

硫水 イオン 〇・〇三〇二
 湧出量 一日二、一六石八斗
 効 龍

イ 内用 胃弱、腸加答兒、便溺、神経性消化不良
 ロ 浴用 慢性腰痛、外傷性諸障害、慢性濕疹、ヒステリー、神経衰弱、輕度骨髄病、經久性半身不遂、小兒麻痺、婦人生産器の慢性諸病、慢性癩癩膿瘻、諸病恢復期、肺病質

小 湯 池

所在地及風致

所在地 平安南道陽德郡九龍面新邑

管理方法

面の經營なり

源泉溫度

蔡氏四四度

泉質及湧出量

イ 泉質比取 一・〇〇〇四五、弱アルカリ性反應を呈し、固形物總量 〇・二四〇〇五なり

イオン分析表

カリウムイオン	〇・〇三八五	クロールカリウム	〇・〇〇二七
ナトリウムイオン	一・六六〇八	クロールナトリウム	〇・〇〇二一
カルチウムイオン	〇・四七五〇	硫酸アルミニウム	〇・〇〇七八
アルミニウムイオン	〇・一八七二	大亞硫酸アルミニウム	〇・〇〇三五
クロールイオン	〇・三九九四	重炭酸ナトリウム	〇・〇一一二
硫酸イオン	〇・一三三四	重炭酸カルチウム	〇・〇三八四
亜硫酸イオン	〇・〇五三八	メタ酸	〇・〇五七六

鎮 泉 名 稱 單純溫泉

炭酸イオン	一・七七四九	遊離炭酸	〇・〇三二七
硫酸イオン	〇・七三七八	硫酸	〇・〇〇〇七
磷酸イオン	〇・〇〇〇七	磷酸	〇・〇〇〇七
抽出量	一日二八八石		

坪湯

所在地 平安南道陽徳郡温泉面平岩里
 管理方法 面の押替なり
 浴場 共同浴場あり
 温泉温度 攝氏七五度
 湧出量 一日 五、〇〇〇石

院湯及び盲目湯

所在地 平安南道陽徳郡温泉面温井里
 温泉温度及湧出量

院湯	温度(攝氏)	一日の湧出量
盲目湯	六三度	一、〇〇〇石
	七一度	二、五〇〇石

溫和温泉

所在地及風致

イ 所在地 平安南道寧邊郡温和面温陽里 戸數 二五戸
人口 一六八

風致 温泉場の前には温倉江の清流あり、附近一帯は山岳重疊たる聚村にして夏季中蚊居らず、避暑地に適す
交通及名勝地 平壤より北倉、徳川を経て寧遠邑に至る二等道路ありて毎日一回自動車あり。价川軍隅里より球場を経て徳川郡邑内に至れる二等道路にも自動車の便あり。寧遠邑内より温泉迄は等外道路にして、其の間馬にて往來す。馬賃一里五十銭なり

主要地への交通

主要地	距離	行程	經過地	備考
平壤より寧遠邑内迄	一〇里八町	一日	順川、孟山、徳川	自動車に依る
价川より寧遠邑内迄	一九里	二日	平北球場、徳川	徒歩
徳川より寧遠邑内迄	八里一八町	一日		徒歩
寧遠邑内より温泉迄	一里	二日	寧遠郡水藥面中興里	徒歩
成興より温泉迄	二五里	四日	威鏡南道定平郡、寧遠郡大興面	徒歩
熙川より温泉迄	一八里	三日	寧遠郡小白面舊倉里	徒歩

管理方法 面に於て經營し、所在地民より毎年六十圓を支出して修繕費に充て、大修繕の場合には面公債にて費用を負担す。入浴は無料なり

物資の供給 陰曆五、十の日に市開け、雜貨商人五、六人集り來るも、日用雜貨品は主として寧遠邑内より求む

浴場又は浴槽 浴場は間口四十二尺、奥行十六尺五寸の平家建湯氣狀の板葺にして、其の坪數二十三坪一合強、男女別、普通人及び患者別とし、六間に區別せり。六個の浴槽は二寸厚板、深さ二尺二寸、六尺五寸角とし、洗場は傾斜の板葺りと爲し、排水の便を圖り、脱衣場これ亦區別し、板葺りにして脱衣棚を附け、仕切は板壁とし、出入口には板戸を設け、後方五尺上方は全部格子窓とし開閉することを得

水道(簡易水道を含む) 電話、電燈 註在所に警備電話あるのみ
茶館及畜泊料

イ 旅館は何れも鮮人宿にして温泉附朝鮮式、平家建、五人乃至十人收容の旅人宿六軒あり。收容人員計五十人なり

○ 自炊又は普通民家間貸六、何れも朝鮮式平家建温突附にして、收容人員約三十人なり
 宿泊料(一泊二女)一等八十錢、二等七十錢、三等三十錢(但し果飯)

浴客 數 (三個半平均) 春(男三二五人 女一三二人) 夏(男二二〇人 女一四二人) 秋(男三六八人 女一三五人) 冬(男三二二人 女七二人)

戸口 數 内地人(戸數三戸 人口八人) 朝鮮人(戸數二二戸 人口一〇八人) 計(戸數二五戸 人口一六六人)

官公署 温和面事務所、温倉警察官駐在所

醫療機關 醫生一、賣藥所賣業者一

娛樂設備 遊球場として好適の地あるも現在使用せず

温温と鎮泉温度(葛氏) 鎮泉温度 春六一度、夏六一度、秋六一度、冬六〇度

泉質及湧出量

イ 泉質 比京一・〇〇二二、アルカリ性反應を呈し、固形物總量 〇・二九八四四グラムなり

イオン分析表

カリソムイオン	〇・八二〇四〇	クロールカリウム	〇・〇一七一八
ナトリウムイオン	二・三七三九〇	炭酸カリウム	〇・〇二三六四
カルチウムイオン	〇・二〇二二一〇	重炭酸ナトリウム	〇・一〇九二〇
マグネシウムイオン	〇・一八〇四〇	重炭酸マグネシウム	〇・〇三〇三五
アルミニウムイオン	〇・三二四一五	重炭酸カルチウム	〇・〇〇六四二
クロールイオン	〇・二四〇二〇	硫酸アルミニウム	〇・〇一〇〇八
硫酸イオン	〇・二四〇八〇	メタ硫酸	〇・一〇一五七
珪酸イオン	一・〇三二一〇		
炭酸イオン	一・六〇六八〇		
水酸イオン	〇・七八〇一六		

□ 湧出量 一日三〇〇石

効 能

イ 内用 胃腸、腸加若見、便秘、神経性消化不良

ロ 浴用 慢性筋骨痛、外傷性諸障害、慢性脚痛、ヒステリー、神経衰弱、骨度骨腫病、經久性半身不遂、小兒麻痺、婦人生殖器の慢性炎症、慢性膀胱炎、肺病恢復期、肺病質、慢性關節痛、慢性關節痛

沿革又は傳説 本温泉は其の起源不明なるも、口傳に據れば約三百年前、張氏の軍先始めて此の地に來住し、漸次戸口増加したりと云ふ。今より約四十年前、戸數五十餘戸ありたるも、其の後水害の爲め家屋流失し、他に移居せし者多く、現在僅に二十五戸に過ぎず。明治四十二年この地に憲兵派出所新設せらるゝや、土地の有志は當地發展策として憲兵等と相謀り、寄附金及び賦役に依りて瓦葺浴場を新築し、浴槽を完備し、橋梁を架設して面目を一新するに至りたるも、不幸また大正四年の洪水に遭ひ、大正五年二月の改築も成續せず、現在は總工費二千圓を投じて浴場改築せられたり

温井温泉

所在地及風致

イ 所在地 平安北道贊山郡委延面香下洞 戸數 四三戸
人口 一九〇人

ロ 風致 云北道路及び温恩道路の分岐點に位し、雲山郡を貫流する九龍江に沿ひ、眺望絶佳にして療養地として最も適す

交通及名勝地

イ 交通 京義線孟中里驛より十八里十九町にして乗合自動車の便あり、恩川邑内迄は九里にして道路完全なり、また目下内地を起點

として恩川郡に通ずる二等道路附屬中なるが、本年中には自動車運轉の見込みなり、尙ほ東新面利洞迄三里の間自動車の便あり

ロ 名勝地 温井の南四里十八町、東新面龍湖洞には衛滿の墓と稱する墳墓あり

管理方法 旅人宿業者内地人二名ありて各一箇所を經營す

物資の供給 日用品雜貨類は温井より約十町の古場市場に數戸の朝鮮人商店あり、また雲山・北嶺等より自動車に依りて物資の供給

二〇三

浴場又は浴槽 何れも共同浴場にして男女別とし、一はセメント造、約二坪、一は木造約四坪、深き三尺のもの三あり
上水道(簡易水道を含む) 電燈、電話、上水道、電燈なし、電話は郵便所に電話あり
旅館及宿泊料

イ 旅館

宿式旅館 内地人経営二戸あり、一は客室温泉二間、一は客室温泉四間

宿泊料 特等二圓、並等一圓六十錢、下宿二十五圓以上三十圓、間貸なし

鮮式旅館 十戸あり、客室温泉一間乃至二間にして、計十四間あり

宿泊料 特等一圓、並等八十錢、並等六十錢、下宿十四圓以上、間貸なし

口 普通民家賃間なし

ハ 温泉地の最大收容八員 一五〇人(内旅館六〇人、普通民家九〇人)

浴 客 數 春(男一、二五〇人、女一、三〇〇人) 夏(男六三〇人、女五八〇人) 秋(男一、四二〇人、女一、三八〇人) 冬(男一、〇五〇人、女九六〇人)

戸 口 數 内地人(戸數一〇戸、人口二八人) 朝鮮人(戸數三二戸、人口一六一人) 支那人(戸數一戸、人口一人) 計(戸數四三戸、人口一九〇人)

官 公 署 面事務所、郵便所、警察官駐在所

醫 療 機關 醫生一、藥種商一、賣藥器賣業二

娯 樂 設備 なし

氣 温 と 積 氷 温 度 (攝氏)

イ 氣 温 春(最高二六度、最低一六度) 夏(最高三八度、最低二三度) 秋(最高二五度、最低一三度) 冬(最高〇・二七度、最低一六度)

口 純 泉 温 度 春(最高一九度、最低一二度) 夏(最高二〇度、最低一三度) 秋(最高一八度、最低一一度) 冬(最高一五度、最低七度)

泉 質 及 湧 出 量

イ 泉質

a 能色を明にして臭味なく、反應中性なり、成分はカリウム微量、ナトリウム〇・二、カルチウム痕跡、クロール少量、硫酸少量、炭酸痕跡(食鹽泉)

b 炭酸泉は無味、無臭、微に比〇物を存する乳白色にして、微弱アレカリー性を呈す、成分はクロール〇・〇四八、硫酸〇・〇二五七、硫酸炭酸微存、ナトリウム〇・〇一九七、カルチウム痕跡

〇 湧出量 時期に依り変動あるも、一時間五石乃至七石なり

効 能

イ 一般地方人に倍せらるる効能 飲用としては梅毒、胃弱、瘡用としては偉麻質斯、神經痛、皮膚病

ロ 醫治効能 飲用として胃弱、便秘、血管硬化症、浴用としては心臓病、血管障害、管能性神經疾患

浴意又は傳説 往昔寧越郡南松面鳳至洞(現在名)所在の支那人不治の病(病名不詳)に罹り悩み居たるが、或日この温泉に浴りて病氣快復したる所より、これを異として宣傳したる結果、遠近より浴客の來るもの多くなれり

朔 州 温 泉

所在地及風致

イ 所在地 平安北道朔州郡朔州面温豊洞 戸數 二二戸
人口 二二一人

ロ 定期二等道路に沿ひ、東は水田及び畑地開け、他の三面は山岳夷嶺として、溪谷に岐路あるのみにして風致に富める所なし
交通及名勝地 温泉地の東約一町に定期線二等道路あり、毎日一回自動車の往復あり、賃金は朔州邑内より温泉地迄(二里)七十錢(但し入浴客に限り四十錢に割引)なり。また定州驛より二十四里四町あり、五時間を要し賃金七圓六十五錢なり

管理方法 温泉家族人宿營業者趙熙偉(個人)の經營なり

物賣の供給 日用品雜貨類の供給に總べて朔州邑内より爲す。特産品なし

浴場又は浴槽 浴場は昭和元年の新築に依り、間口六間、奥行二間半、屋根は瓦給板瓦にして、地盤は鐵筋コンクリートなり、自家用

と公衆浴場（普通浴場及びび者浴場）に區別し、旅館内浴なし。自家用浴場はセメント、コンクリート造四尺五寸四方に、深さ三尺五寸のもの男女別二槽あり。公衆浴槽は普通浴槽、卑者浴槽共に木造槽にして五尺四方に、深さ三尺、各男女別として四槽の設あり
 上水道（熱湯水道を含む）電話、電燈、設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館 洋式旅館七月、客室九尺四方の温突二室乃至四室にして計二十二室

宿泊料 特等一圓五十錢、一等一圓、並等八十錢

ロ 普通民家間賃なし

ハ 温泉地の最大收容人員 一五〇人（内旅人宿一三〇人、普通民家二〇人）

浴 室 數 (三箇年平均) 春 (男三六〇人 女二七〇人) 夏 (男二七〇人 女一八〇人) 秋 (男二七〇人 女二七〇人) 冬 (男二七〇人 女二七〇人)

戸 口 數 内地人 (戸數 四戸 人口 一二人) 朝鮮人 (戸數 一八戸 人口 一〇九人) 計 (戸數 二二戸 人口 一二一人)

官 公 署 警察官出張所、平安北道模範林事業所温泉分區

醫療 機關 賣藥師賣業者一

娛樂 設備 なし

氣温と温泉温度 (緯氏)

イ 氣 温 春 (最高 二二度 最低 〇・八度) 夏 (最高 三三度 最低 二・三度) 秋 (最高 二〇度 最低 〇・九度) 冬 (最高 三度 最低 〇・三度)

ロ 温泉温度 春 (最高 四七度 最低 四〇度) 夏 (最高 四八度 最低 四一度) 秋 (最高 四七度 最低 四〇度) 冬 (最高 四五度 最低 四〇度)

泉 質 泉質 無味、無色、無臭の透明液にして微弱アルカリ性を呈す。比重一・〇〇〇一にして固形物總量〇・九八四なり

効 能

イ 地方人間に信ぜらるゝもの 皮膚病
 ロ 醫治効能 浴用 外傷性諸障害、關節痠麻質斯、管能性神經疾患、諸病恢復期、内用 便秘

沿革又は傳說 今を距る三百年前、温豊洞三合谷(現在温泉谷)に無名寺あり、其寺の僧が温泉の湧出せるを發見せりと云ふ

新豊温泉 (蘇武温泉)

所在地及風致

イ 所在地 平玄北道熙川郡新豊面温下洞 戸數 三〇戸
人口 一二〇人

ロ 風 致 南は清川江の支流を控へ、温泉は巖の間より湧出し、風景の見るべき所珍からず
交通及名勝地

イ 管内主要地よりの交通路 熙川邑内より新豊里西洞に至る間は三等道路にして、距離七里十八町あり、自動車賃金二圓五十錢二時間を要す、生洞より温泉迄は六里、道路平坦にして乗馬賃金二圓、約六時間を要す。江界郡南川面、新豊面北洞を経て温泉に来る間には狼林山脈の支脈を挟むも道路急峻ならず、北洞大山站より温泉迄六里の間は牛車の便あり

ロ 道外主要地よりの交通路 咸鏡南道長津郡邑内より温泉迄十二里、其の間山岳重疊、道路險阻なるも駄馬の便あり、十二時間を要す。また平安南道寧道郡邑内より二十四里、其の間遠険しくして旅行困難なるも途中旅舎あり

管理方法 站民の管理なり

物賣の供給 日用品類貨類は、該地より三里を距たる西洞に至りて求むることを得

浴場又は浴槽 公衆浴場にして浴槽は男女の別あり、木製にして各一坪半、深さ二尺、熱に淡水槽の設備あり。(月下新増改修計畫中)
上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊所

イ 旅館 新式旅館 客室十間(一間は約三疊敷)全部温泉式

宿泊料 一等八十錢、二等六十錢、四等四十錢(但し二食)

ロ 普通民家問貸なし

ハ 温泉地の最大收容人員 一〇〇人(旅館四〇人、普通民家六〇人)

浴客数 春(男二〇〇人、女一七〇人) 夏(男六〇人、女八〇人) 秋(男一〇〇人、女一〇〇人) 冬(男一〇〇人、女一〇〇人)

戸口数 朝鮮人(戸数三〇〇戸、人口一、二〇〇人)

官公署其他 温泉地より三里を隔たる西洞に警察官駐在所、面事務所、郵便所及び公立普通学校あり

醫療機關 醫生一、賣藥師賣藥者二

娛樂設備 なし

氣温と温泉温度(攝氏)

イ 氣 温 春(最高一五度、最低一五度) 夏(最高二五度、最低一五度) 秋(最高一五度、最低一四度) 冬(最高〇・二五度、最低〇・二五度)

ロ 温泉温度 春(最高六五度、最低六五度) 夏(最高七五度、最低七五度) 秋(最高七五度、最低六八度) 冬(最高六五度、最低六〇度)

泉質及涌出量

イ 泉質 無色、無味、無臭にして弱アルカリ性反應を呈す、比重一・〇〇一にして固形物總量〇・二二〇なり

ク ロール〇・〇〇八〇、ナトリウム〇・〇〇五二、硫酸痕跡、遊離炭酸含有、マグネシウム痕跡、鐵痕跡、食鹽〇・〇一三二

ロ 湧出量 一日二八〇石

効 能 内用 胃弱(胃酸減少症候病)、便秘、血管硬化症 浴用 心臟病、血管障害、管能性神經疾患等

沿革又は傳説 古老の言に據れば、約二百年前江界縣水下地方(今の江界郡從西面地方)に在りたる温泉絶つると同時に湧出し始めたらしむるが故に、江界地方及び成鐵道の患者入浴せば特に効能多しと云ふ

元 興 温 泉

所在地及風致

所在地 平安北道熙川郡長洞元興洞温水站 戸数 四八戸
人口 三四〇人

交通及名勝地 熙川邑内より長洞面洞北自動車に二一時間を要し、黄金一圓三十五錢なり、館洞より清川江を渡り約一時間にして温泉地に達す

管理方法 長洞面警察

物賣の供給 朝鮮純油貯蔵業者一戸、煎草賣捌所一、尙ほ館洞にあれば賭物賣の需用を充すことを得

浴場又は浴槽 浴場は大正八年面賣を以て建築したるものにして朝鮮式平家造、瓦葺一棟及び便所一棟とす。而して浴場は男女別に分

別し、各々暖衣室、休憩物の設あり、浴槽亦男女用各一個にして自然石造約一坪、深さ約四尺、其の周圍に小石を敷く

上水道(間品水蓋を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館 韓式旅人宿一戸、客室一間(約三坪)

宿泊料一泊に付料銀六〇錢、並等三十錢なり。下宿間貸等なし

ロ 普通民家間貸の数 常時間貸等を爲さざるも、依頼すれば約四間に借受け得るものと認む

ハ 温泉地の最大収容人員 四〇人(旅人宿七人、普通民家三三人)

浴客数 (概算) 春(男一、九〇〇人 女一、二〇〇人) 夏(男一、八〇〇人 女二、〇〇〇人) 秋(男一、八〇〇人 女二、〇〇〇人) 冬(男三、〇〇〇人 女二、〇〇〇人)

戸数 朝鮮人 戸数 四八戸
人口 三四〇人

官公署 なし

醫療機關 醫生一、夜明路賣業者一

娛樂設備 なし

氣温と温泉温度 (攝氏)

イ 氣温 春(最高一五度 最低五度) 夏(最高二三度 最低一五度) 秋(最高一五度 最低四度) 冬(最高〇・二五度 最低零下三六度)

ロ 温泉温度 夏最高三六度

泉質及清出量 無色無味、微に硫化水素臭を有し、微弱アルカリ性を呈す。比重一・〇〇一にして固形物總量〇・二〇六〇なり。カリウム〇・〇〇〇八、クロール〇・〇〇一八、ナトリウム〇・〇〇九六、硫酸〇・〇一七九、カルシウム痕跡、炭酸含有、鐵痕跡、硫酸

以上を結合すれば左の如し

クロールカリウム〇・〇〇一五、クロールナトリウム〇・〇〇一八、硫酸ナトリウム〇・〇二

効 能 慢性皮膚病、傳染質所、瘰癧、骨の疾患

葛 山 温 泉

所在地及風致

イ 所在地 江原道伊川郡方丈面龜嶺里葛山洞 戸數一三戸 人口七八人

ロ 葛山の南中腹に位し、四面に山岳連り、空氣新鮮にして静謐に過す。春秋の新緑、紅葉共に良し

交通及名勝地

イ 交通 温泉所在地は山間僻地の地なるを以て、交通便ならず、然れども伊川邑内より元山に至る三等道路の開通以來、伊川邑より葛山温泉迄十三里の間、自動車定期運轉(毎月八回)あり。尤も道路の破壊を恐れ一箇年間を避じ、常に二三箇月の區隔あるのみなれば、他は馬轡によりて往來することとなる

ロ 名勝地 温泉地に金剛山楡岾寺の末寺甘露寺あり

管理方法

甘露寺及び葛山洞民に於て管理す

物賣の供給

約三里を隔つる佳麗州市場より日用品其の他必需品の供給を受く

浴場又は浴槽

公衆浴場にして大の三箇所あり
 イ 板葺、板壁の平家地にして建坪四坪、内半坪を土間とし出入口を設く、脱衣場は一坪にして板敷りと爲し、衣類は其の壁付、巾着に設けたる二本の横棒に懸く、浴槽部は約二坪にして、内一坪半を槽とし、底及び槽壁は全部自然石を以て張り、深さ四尺の長方形

なり、湯は浴場の上方約五間の箇所在る湯元より木樋を通じ、槽上約二尺の高さより槽内に落下せしむ

ロ イより約三間を隔て、設備、構造同じく、規模に於て稍小なり

へイ、ロ兩浴場より約五間を隔てたる下方に瀧湯を設けたるものにして、構造は前二者に同じく、長方形約五坪の内都大半は土間にして一段高くなり、他の二坪を浴槽に充て、土間より二尺切下げて湯蓋とし、板三、四枚を並べて入浴人の足漕とす、湯はイ、ロの剩水を木樋に通じ、約九尺の高さより落下せしむる装置とす

上水道(簡易水道を含む)電話、聖燈 設備なし

旅館及宿泊料 温泉場所在地住民の多くは旅人宿を營み、現戸数十三月の内、九月は旅人宿、一月は飲食店なり。旅人宿中設備の精完備せるものには湯旅館、花山旅館、葛山旅館あり

宿泊料は最高一泊金一圓にして普通一泊金六十錢なり

浴客数 (三箇年平均) 春(男五五〇人 女四五〇人) 夏(男四〇〇人 女三五〇人) 秋(男五七〇人 女四八〇人) 冬(男一五〇人 女一〇〇人)

戸数 朝鮮人(戸数一三戸 人口七八人)

官公署其他 西方二、三里を距て作麗頂普通學校、面事務所、警察官駐在所あり

醫療機關 約一里を距る龜窟里に醫生一、賣藥所賣藥者四

娛樂設備 旅館には朝鮮特棋、諺文小説あり

氣温と源泉温度(攝氏)

イ 氣温 春(最高二〇度 最低八度) 夏(最高三七度 最低二八度) 秋(最高三七度 最低二八度) 冬(最高八度 最低零下二九度)

ロ 源泉温度 四時變化なく四十八度を保つ

泉質及湧出處

イ 泉質 一・〇〇〇立方センチメートル中に含有する成分を示せば次の如し

固形物	硫酸アルミニウム	〇・二〇〇〇	〇・〇二五六
硫酸ナトリウム	硫酸化鐵	〇・〇四二三	〇・〇〇二五

クロールナトリウム	〇・〇三八八	遊離炭酸	〇・〇二六二
クロールカリウム	〇・〇一三三	硫化水素	〇・六八〇〇
クロールカルシウム	〇・〇一四七	硫酸カリウム	〇・〇三七六
クロールマグネシウム	〇・〇〇二四	炭酸ナトリウム	〇・〇二〇〇
磷酸カルシウム	〇・〇〇三二		

効 用 浴用 慢性皮膚病(淋性癬痒性)、慢性傷風、痛風、腰痛、慢性婦人生殖器病、月経閉止期障害及び各種の麻痺、慢性鼻咽喉及氣管支炎(喘息)、肥氣腫に緩發するもの、無久梅毒、鉛及水銀中毒症等

沿革又は傳説 今を距る四百年前宇朝武國の發見に係ると云ふ

五色温泉

所在地及風致

イ 所在地 江原道襄陽郡四面五色里 戸數二一戸 人口九二人

ロ 周圍は山岳連亘し、奇巖叢生して小金剛山の巖あり

交通及名勝地 襄陽邑より麟蹄邑に通ずる三等道路あるも險惡にして曉暮、初冬の外、交通不自由なり、襄陽邑より五色里迄は五里十餘町ありて一日行程なり

管理方法 所在里民の共同維持に係る

物資の供給 朝鮮人雜貨商一戸あるも・日用品・雜貨・酒・米等は主として襄陽邑より購入す

浴場又は浴槽 設備なし

上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料 絆式旅人宿六軒あり、宿泊料は一等六十錢、二等五十錢、三等三十錢にして下宿、貸間等なし

朝鮮の村落（中篇）

洞 密 敷（三箇年平均） 春なし 夏（男三〇〇人 女二〇〇人） 秋（男二〇〇人 女一〇〇人） 多なし

戸 口 兼 朝鮮人（戸數二一戸 人口九二人）

官 公 署 なし

醫 療 機關 なし

娯 樂 設備 なし

無 温 と 鎮 泉 温 度（攝氏）

イ 知 温 春（最高二〇〇度 最低一〇〇度） 夏（最高三二二度 最低二九二度） 秋（最高二二二度 最低一五二度） 冬（最高一〇八度 最低零下二〇度）

ロ 鎮 泉 温 度 春（最高二六度 最低一二度） 夏（最高三七度 最低二二度） 秋（最高二五度 最低一五度） 冬（最高一五度 最低九度）

泉 質 及 湧 出 量

イ 泉 質 單純泉ならむ

ロ 湧 出 量 一日三、〇〇〇石

効 能 精神衰弱、神經痛、傷風感冒、痛風、婦人生殖器諸病、肋膜炎、腹膜炎、また腎臓病の内服に効あり
 沿革又は傳説 附近部落民の傳ふる所に據れば、約五百年前山岳探見者の發見したるものなりと云

白 岩 温 泉

所 在 地

所在地 江原道蔚珍郡温井面温井里 戸數一三戸 人口四三人

交通及名稱地 蔚珍郡平海面清項港より阿面平海里迄（約一里）に自動車の便あり、それより約三里を徒歩又は朝鮮馬に乗りて温泉場に達す、尙ほまた蔚珍郡蔚珍面竹邊港より自動車を驅り、邑内を經て平海里に達するものあり、此の間には嶺東八景の一たる嚴淨亭及

び月松存の名跡地あり、此の行程約十二里にして二等道路なり。遠外大邱よりは輕便鐵道又は自動車にて浦項に出で、浦項港より汽船に依りて北航し、厚浦港に上港するものと、浦項港より自動車の便を借りて平海里に達するものとあり

管理方法 温泉は二ありて南方(上部)に在るは温井里朴在榎の個人管理に屬し、北方(下部)は平海里矢崎普作の管理に屬す
物資の供給 日用品・雜貨・酒・米等は平海里より購入するも交通運搬完備せず

浴場又は浴槽

イ 上部に在る朴在榎の管理に係る浴場は公衆の用に供し、朝鮮式建物にして、戸障子、土壁又は板を以て圍を爲し、暖氣は置室にし

て浴槽は男女別に各一坪半あり、深き二尺九寸、岩石を積み立て、槽壁とし、槽の周圍四尺をセメント叩きとす、敷地九坪なり

ロ 下部に在る矢崎普作の獨占に係る浴場は、内地式頭鉛引鐵板葺にして周圍は板を以てし、浴槽の内側は岩石を以て積み立て、槽の

周圍三尺をセメント叩と爲す。建物總坪數三十坪、浴槽坪數三坪なり

上水道(簡易水道を含む) 電燈、電燈 設備なし

旅館及宿泊料 朝鮮旅人宿三戸あり、外に矢崎普作の浴場内に四疊半四、六疊一あるも現在は旅館にあらず

浴 客 數 (三箇年平均) 春(男二〇〇〇人 女一〇〇〇人) 夏(男一五〇〇人 女一五〇〇人) 秋(男二五〇〇人 女一五〇〇人) 冬(男八〇〇人 女五〇〇人)

戸 口 數 朝鮮人(戸數一三戸 人口四三人) 内地人、外國人なし

官 公 署 警察官駐在所、面事務所

醫 藥 機關 漢藥種商二、賣藥賣藥者一、(面内にあるものにして温泉所在地には無し)

娛樂設備 なし

無温と温泉温度(攝氏)

イ 氣温 春(最高二五度 最低八度) 夏(最高三四度 最低一九度) 秋(最高一三度 最低一度) 冬(最高一七度 最低一度)

ロ 温泉温度 四五度、四季共變化なし

泉質及湧出量 湧出量 一日約七三石

効 能 皮膚病、潜水夫の身體麻痺、胃腸病

遊軍又は傳説 新羅時代に一獵夫あり、或日一頭の鹿を撃ち、逃ぐるを逐ひて白岩山の麓に至れるに、鹿は傷癒え逸走せり、獵夫極みて其處を見るに鍾泉湧出し居たりと云ふ、其の後白岩寺の僧は浴槽を造り、附近の患者を入浴せしめたるに其の効顯著なりしと云ふ。高麗明宗の時、他方人を使役して巨大なる花崗岩の浴槽を設け、看守を置き、入浴せる附近民よりは獻物を獻したり。其の後幾度か變遷ありたるが、現、朴兩姓の發起にて、これが修繕を爲し來れりと云ふ。新政後官有地となり、現在の如くなれり

金剛山温泉

所在地及風致

イ 所在地 江原道高城郡新北面温井里 戸數 八八戸
人口 三三七人

ロ 風致 高城邑を距る西三里に在り、東を除く三方は金剛山の怪樹叢生し、奇岩老松あり、殊に北山麓を流るゝ温井川は淡碧を湛えて壯觀を呈す

交通及名勝地

(イ) 交通

▲ 道内主要地よりの交通路 隣接通川及び江陵郡に自動車の便ありて、金剛山探勝及び温泉入浴客の利便を圖りつゝあり、尙ほ俄西淮陽に通ずる道路稍不便なるも、温井里より三里半を徒歩にして淮陽郡長楊面新豐里に出で、それより自動車の便あり、金化郡遠北面炭甘里より鐵原迄は電鐵の便あり。温井里より新豐里迄三里半、徒歩五時間を要し、新豐里より長安寺迄七里、二時間を要し、自動車賃金一圓九十五錢なり

▲ 道外主要地よりの交通路 海路 元上長箭間の交通は六月一日より十月三十日迄一日一回往復の日發汽船あり、甲種五三圓、五時間を要し、賃金特等二圓二十錢、並等一圓八十錢にして午後一時長箭着、午後五時同地出帆す。尙ま長箭、温井間は自動車の便あり

陸路 元山温井間は毎日自動車の定期往復ありて最も便利なり、其の間二十八里にして賃金七圓なり

ロ 名勝地 名勝地を舉ぐれば、外金剛として九龍湖、八潭、萬物相、新溪寺、松林寺、楡岾寺、彌勒峰、秘嵐峯、三日潭あり、

た海には海金剛、霞石亭あり。内金剛には摩阿菴、白雲菴、萬壽洞、普徳窟、靈源菴、毘盧峰、中内菴、影軍菴、明鏡峯、始良峰、正陽寺、表訓寺、長安寺あり

管理方法 飯泉が内の一箇所は温井甲の共同經營にして、四箇所は旅館業者の自家用なり

物資の供給 日用品、米穀を除くの外は、總べて元山及び釜山方面より供給しつゝあり、内地人雜貨商五、朝鮮人雜貨商三あり。特産品としては松茸羊羹約一、〇〇〇圓、ステッキ約七〇〇圓、白樺杜掛(彫刻品)約五〇〇圓、金剛山寫眞帖及び繪はがき約五、〇〇〇圓なり

浴場又は浴槽 公共浴場の浴槽は五尺平方にして石造、深さ三尺のもの四箇あり、萬龍閣及び嶺陽館の浴槽は石造、一坪平方、深さ三尺のもの二箇あり、ホテル浴槽は長六尺、幅四尺にして化粧煉瓦造、深さ三尺の男女浴槽(各別)及び洋式浴槽一個あり、但しホテル浴場は現場に温泉湧出するに非ずして、約百十間を距る館所より發動機に依りて揚ぐるなり。家族風呂としては堀恒の所有一箇所あるも温度低き爲め、夏季の外入浴不能に付省略す

上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 温泉場には外金剛郵便所の電話あるのみ

旅館及宿泊料

イ 旅館

- a 嶺陽館(和式) 客室八疊四、六疊九、内温泉三にして、宿泊料は特等七圓、一等五圓、二等四圓、三等三圓なり。下宿、問貨は五月より十一月迄は一切取扱はず、但し冬季に在りては、下宿三十五圓乃至五十圓迄とし、問貨は六疊一箇月五圓より十五圓、薪炭類に容持とす
 - 萬龍閣(和式) 客室十疊三、八疊二、六疊八、四疊半四、温泉二、宿泊料は嶺陽館に同じ。
 - c 堀岳旅館(洋式) 四疊十八、宿泊料一等一圓五十錢、二等一圓二十錢、三等八十錢とし、下宿料は二十圓より三十圓とす
 - d 洋式ホテル 十二疊一、十疊八にして、寢食は一餐に付一日三圓五十錢、洋食は朝食一圓五十錢、夕食二圓、夕食二圓五十錢にして一泊料金九圓五十錢なり
- 普通民家問貨なし

ハ 鍾泉地の最大牧畜人員 三五〇人 (普通民家七一人)

落 客 数 (三箇年平均) 春 (男六〇〇人 女五〇〇人) 夏 (男一、五〇〇人 女一、〇〇〇人) 秋 (男一、八〇〇人 女一、二〇〇人) 冬 (男一、〇〇〇人 女一、〇〇〇人)

戸 口 数 内地人 (月数二四戸) 朝鮮人 (戸数 六四戸 人口二六五人) 計 (戸数 八八戸 人口三三八人)

官公署其他 外金剛山郵便所、森林保護所、温井警察官駐在所、温井公立尋常小學校

醫 療 機 關 醫生一、賣藥師賣藥者一

製 藥 設 備 玉突薬、ラデオ (京城、名古屋、大連、東京、大阪、上海運取可能)、テヌスコート (但し旅館専用)

氣 温 と 鍾 泉 温 度
イ 氣 温 春 (最高五〇度 最低三〇度) 夏 (最高一〇〇度 最低八〇度) 秋 (最高六〇度 最低四〇度) 冬 (最高三〇度 最低一五度)

ロ 鍾 泉 温 度 四季を通じて四五度を保つ

イ 泉 質 大正十四年十二月、朝鮮總督府地質調査所分析表左の如し

鹽化加理 四・六、鹽化苛達 九・六、硫酸アルミニウム 三・二、硫酸カルシウム 五・二、重炭酸曹達 五二・九、重炭酸石灰 四・一、

重炭酸マグネシウム 二・六、メタ (重酸) 六〇・五

本温泉に特色説明、無味無臭にして、常温にては中性反應を呈すれども、煮沸すればアルカリ性となる

ロ 湧 出 量 一日約一、〇〇〇石

効 能 本温泉は内服入浴共に効能あり

消化器疾患、慢性及急性胃腸疾患、呼吸器病、麻痺性體質、糖尿病、脂肪過多症、痛風、神経、傷風、皮膚病、膀胱炎、凍傷、眼疾、痔瘡、脚氣、口内炎、喉頭咽喉加替兒、氣管炎加替兒

浴 車 又は 傳 説 高麗人の故郷の子孫衣太子の發見に保り、耐來長く露天浴場として使用せられたりと云ふ。明治四十年に至り里民に浴槽の不便を悟り、雨に濡れ、是る建物を建築し、大正八年在來の浴槽を改造し、現在の如くなしたるものなり。個人浴槽に於ては明治

四十三年高州縣人小笠原〇發創して浴槽と爲したるが、大正三年高龍閣及び嶺陽館 (當時原本縣人上田信五郎發願) の浴槽發掘と聞

に形槽となり、大正六年東京三井物産浴槽を設けたるも（現在福恒所有のもの）、温度低き爲め夏季の外入浴することを得ず、大正十三年に至りホテル浴槽を設備して今日に至る、尙ほ其の他各所に温度低きもの三あり

朱 乙 温 泉

所在地及風致

イ 所在地 成鏡北道鏡城郡朱乙温面 戸数 四三戸
人口一六七人

ロ 風 致 朱乙川の上流に沿ひ、溪水澄々として四方に高山透互し、秋の紅葉、岩魚鮎釣等特に興味多し

交通及名勝地

イ 交通 道内主要地清津・城津の兩港及び羅南より成鏡線に依り汽車の便あり、下車驛たる朱乙より自動車を以て連絡す。此の間二里半、賃金八十錢、所要時間に三十分なり

主要地よりの交通一覽表

驛名	賃金	噸數	備考
清津	〇・七〇	二七・六	
羅南	〇・三三	一一・七	
鏡城	〇・二〇	七・六	
會寧	一・九〇	七三・五	
城津	四・九三	九〇・二	
元山	一七・九八	三二七・四	
京城	二一・五〇	四七七・八	

名勝地

a 立岩 西北方三里半に在り

- b 吾心岩 西北方十九町に在リ
- c 龍潭 東南十八町に在リ
- d 大同寺 西南三里に在リ

管理方法 旅館營業者に於て經營す

イ 内地人旅館三(内、滿鐵より資金借受經營するもの一、東拓より資金借受經營するもの一、借家に依り自力經營のもの一)
 ロ 朝鮮人旅館五 各々自力經營なり

物業の供給 内地人雜貨商二(一箇年賣上高一戸平均約七千圓)あり、在住内鮮人共物業の需要に不自由なし。但し一般物價は、遊内地地比し一割乃至二割五分の高價なり。特産物としては林産物約千二百貫、千五百圓に上り、岡地及び農圃、清津地方に於て清我す。尙ほ副業準備中の料理屋一ありて近く開業し得るものゝ如し

浴場又は浴槽

イ 公共浴場 十槽ありて機筋コンクリート造、周圍は板敷り又は人造石を以てし、一坪内外にして深さ約三尺なり

ロ 旅館内湯 十六槽あり、内四槽は家族湯なり。用途は公共浴場に同じ

但し家族浴槽に普通浴槽に比し稍狭隘なり。各浴場共砂風呂及び淡水池等なし

上水道(節湯水道を含む)電燈、電線 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館

旅館名	客室						数
	十四疊	十二疊	十疊	八疊	六疊	總	
紅仙閣	一	一	一	四	八	四	一
小倉館	一	一	二	二	四	四	一
小倉館	一	一	二	二	四	四	一
小倉館	一	一	二	二	四	四	一
小倉館	一	一	二	二	四	四	一

大盛館	1	1	1	1	1	1	1	1
長樂館	1	1	1	1	1	1	1	1
遊生館	1	1	1	1	1	1	1	1
仲輝館	1	1	1	1	1	1	1	1
温泉館	1	1	1	1	1	1	1	1
備考	西洋数字は温泉館とす							

宿泊料	種別	特等	一等	二等	三等	四等
和式旅館	七・〇〇〇	五・〇〇〇	四・〇〇〇	三・〇〇〇	二・〇〇〇	一・〇〇〇
洋式旅館	—	一・二〇〇	〇・六〇〇	—	—	—
備考	洋式一等は米飯二食、四二等は米飯二食附とす					

ハ 下宿料

- 1 和式旅館 一箇月四十圓以上七十五圓以内
- 2 洋式旅館 米飯は一箇月十五圓以上二十圓以内、米飯は一箇月七圓以上十三圓以内、宿泊料及び下宿料は臨時宿泊客と協議契約す

ニ 普通民家の問貸なし、但し旅館に於て問貸の便ありて料金左の如し

四疊半一間一箇月十八圓、六疊一間一箇月二十四圓

ホ 温泉地の最大收容人員 旅館六〇〇人、民家三五〇人

春	數	(三箇年平均)	春	男三五〇人 女三五五人	夏	男三六九人 女二五五人	秋	男三五二人 女二三三人	冬	男一七八人 女二九人
戸口	數	(昭和二年六月末)	内地人	戸數一六戸 人口六一一人	朝鮮人	戸數一戸 人口一〇〇人	外國人	戸數三戸 人口六人	計	戸數一六七戸 人口一六七人

官署 宋乙温堡善後官駐在所、電信電話取次所

醫療機關 陸軍療養所一、賣藥對賣業者二、産婆一

娛樂設備 玉突台一、テニスコート一

氣温と降水量

イ 氣温 春(最高八四度 最低三四度) 夏(最高八六度 最低五〇度) 秋(最高六六度 最低三四度) 冬(最高〇・一度 最低〇・二五度)

ロ 湧泉温度 攝氏五六度にして四季變化なし

泉質及湧出量

イ 泉質 大正十五年二月朝鮮總督府地質調査所に於て調査せるものにして、總量一リットル中の成分左の如し(單位イリグラム)

鹽化加里 八・三、鹽化曹達 三・三、硫酸アルミニウム 四・四、硫酸カルシウム 一三・六、硫酸曹達 二〇・二、重炭酸マグネシウム

三・六、重炭酸曹達 九一・〇、メタ硫酸 七七・〇

ロ 湧出量 一日約二、〇〇〇石

効能

イ 浴用 慢性、急性胃腸疾患、呼吸器病、眼病性性質、糖尿病、脂肪過多症、痛風、神経痛、傷寒後症、肺結核患

ロ 飲用の効能も浴用と略同様なるも、就中胃腸病に良し

沿革又は傳說 約五百年前より浴用として設備しあり、踏方面より高官の入場多く、爲めに當時防備用として城塞を設けたり、當時附近の居住者は俗場の盛況及び設備充實等に當り、従つて諸種の賦役を免ぜられたり。大正八年土地調査の結果阿地帯に居民の有となる

「夕」(カネタ) 温泉

所在地及風致

所在地 咸鏡北道宋乙温面特効洞 戸數 四五戸
人口 二六六人

交通及名勝地 宋乙温泉と同様なり

管理方法 旅館業者兼下宿の経営にして、旅館と関係なき外来浴客に對しては左の料金を徴す

温泉一日十錢、砂風呂一日二十錢

物資の供給 雜貨向一、宿屋一、料理屋一、飲食店一

尚ほ同地より十八町を隔たる朱乙縣所在地温川洞より供給を受く、一般物價に道内他地に比し一割乃至二割高値にして、特産品と認むべきものなし

浴場又は浴槽

イ 公衆浴場 二槽、人造石造にして一坪内外、深さ三尺、砂風呂一二〇坪、淡水池の設あり

ロ 旅館内浴 二槽あり、槽造に公衆浴場と同なるも、砂風呂、家族風呂、淡水池の設なし

上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 上水道及び電話の設備なきも、電燈の設備あり

旅館及宿泊料

イ 旅館

種別	和式	西式	備考	室				敷
				十五	八	六	四	
和式	1	15	1	15	8	6	4	15
西式	1	15	1	15	8	6	4	15
備考	西洋数字は温泉間とす							
宿泊料	積	別	一	二	三	四		
和式	3.00	3.00	等	2.50	2.00	1.80		
西式	1.50	1.50	等	1.20	1.00	0.80		
備考	和式は何れも米飯とし、粟飯は各等半額とす							

へ 下宿料 和式旅館 一箇月三十五圓以上五十圓以内、軒式旅館一箇月十三圓以上十五圓以内、但し餐飯は約半額とす
ニ 普通民家の間貸なし

ハ 湧泉地の最大收容人員 一四〇人 (内旅館四〇人、民家一〇〇人)

浴 客 數 (三箇年平均) 春 (男二、四〇〇人 女一、六〇〇人) 夏 (男一、二〇〇人 女六〇〇人) 秋 (男九〇〇人 女六〇〇人) 冬 (男九〇〇人 女六〇〇人)

戸 口 數 (昭和二年六月末) 内地人 (戸數 四戸 人口 二〇人) 朝鮮人 (戸數 三九戸 人口 二四一人) 外國人 (戸數 二戸 人口 四人) 計 (戸數 四五戸 人口 二六六人)

會 公 署 なし

醫 療 機 關 賣藥賣藥者一

娛 樂 設 備 玉奕台一

氣 温 と 湧 泉 温 度

イ 氣 温 春 (最高六〇度 最低三〇度) 夏 (最高八五度 最低六〇度) 秋 (最高五〇度 最低三〇度) 冬 (最高一〇度 最低〇・二度)

ロ 湧 泉 温 度 攝氏五〇度にして四季共變化なし

泉 質 及 湧 出 量

イ 泉 質 大正十五年二月朝鮮總督府地質調査所に於て分析したるものにして、總集一ヲツトル中の成分左の如し

鹽化加甲 一・五・一、硫酸アルミニウム 一・四、硫酸曹達 二・五・九、重炭酸曹達 一・二・四・〇、鹽化曹達 〇・八、重炭酸一ゲオシウム

九・〇、硫酸カルシウム 一・八・四、メタ硅酸 八・二・九

ロ 湧 出 量 一日約六〇〇石、但し砂風呂に於ける湧出量明らかならず

効 効 力

能 慢性、急性胃腸疾患、呼吸器病、腺病性體質、傷風質等によく、砂湯は神経系統疾患、肝臓疾患、脂肪過多症等に効

治 療 又は傳説 今より百三十餘年前、同地附近は藥水洞と稱せられ、温泉湧出し、諸病に効能著しと傳へられたる所より、觀城其の他

より大官の來往繁く、其の應酬の煩に耐へず、一老翁白馬を殺し、これを湯釜に投じたるに湯神怒つて爾來熱水の湧出を見ざりしと云

ふ。大正六年十二月現禮替者森下剛藏に依り新たに發見せられて現在に至る

溫 水 坪

所在地及風致

所在地 成嶽北道吉州郡英北面表峰洞 戶數 七戸
人口 二七人

交通及名勝地 城津羅南間を通ずる一等道路に沿ひ、城津の北方十三里の處に在り、吉州迄は汽車の便あり、吉州より約三里は自動車にて連絡す。所要時間四十分、賃金一圓なり。羅南の南十八里龍洞迄は汽車の便あり、龍洞より自動車によりて連絡す。此の間約七里、所要時間二時間半、賃金二圓三十錢なり。尙ほ當地は目下成嶽線敷設工事中にして、近く開通の時は同地南方約一里の地點に停車場設置の計畫なりと云ふ。

管理方法 旅館業者の經營にして、旅館と關係なき外來者に對しては一日金鎊鎊の入浴料を徴す

物賣の供給 日用雜貨悉く吉州より供給を受け、同地には雜貨商なく、諸物價は道内他地に比し約二割高價にして、特産品なし
浴場又は浴槽 旅館内湯堂公衆浴場四槽ありて、コンクリートを以て造り、二坪半、深さ三尺にして決水池の設なし
上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 設備なし

1 旅館

樓式	樓 館	客	室	敷
和式	英 北 旅 館	一 疊	一 疊	二 疊
洋式	朴 成 道 旅 館	一 疊	四 疊	一 疊
同	興 仁 傑 旅 館	一 疊	一 疊	一 疊
備考	各室共温突とす			
宿泊料				

標式	宿			泊			下宿料
	特等	一等	二等	二	三	等	
和式	五・〇〇	三・〇〇	一・〇〇	二・五〇	一・〇〇	〇・六〇	四・〇〇
洋式	—	—	—	〇・八〇	—	—	一・五〇

備考 洋式 一、二等は米飯、三等は粟飯にして各二食附とす

ハ 普通民家間貸なし

鍾泉地の最大收容人員 七十一人 (内旅館業者五〇人、普通民家二〇人)

浴 客 数 春 (男三〇人 女二〇人) 夏 (男六〇人 女三〇人) 秋 (男二〇人 女一〇人) 冬 (男四〇人 女一五人)

戸 口 数 内地人 (戸数 一戸 人口 二人) 朝鮮人 (戸数 六戸 人口 二五人) 計 (戸数 二七戸 人口 二七人)

官 公 署 なし

醫療機關 なし

娛樂設備 なし

氣温と鍾泉温度

イ 氣温 未詳

ロ 鍾泉温度 攝氏二九度にして四季共變化なし

泉質及湧出量

イ 泉質 鍾泉一リソトル中の含有量左の如し

クロームナトリウム 〇・〇四二七、硫酸カリウム 〇・〇四〇三、硫酸カルチウム 〇・〇六三五、硫酸マグネシウム 〇・〇一八三、重炭酸亜鉛化鐵 〇・〇〇四五、硫酸ナトリウム 〇・一〇三七、重炭酸ナトリウム 〇・三三〇九、硫酸「メタ」 〇・一〇九八、遊離酸 〇・一一九八

ロ 湧出量 一日約一、五〇〇石

効 龍

- イ 浴用 慢性腎臓病、泌尿生殖器病、神経系病、全身病、慢性炎症、皮膚病
 - ロ 飲用 慢性腎臓病
- 留意又は傳說 大正二年頃の發見に係る。

松 興 里 温 泉

所在地及屬郡

イ 所在地 威震北道城津郡鴫上面松興里 戸数二二戸 人口七四人

ロ 風致 鬱蒼たる森林背後に在り、前は清流に臨み、位置稍高合に在りて風景よく、岸に秋の紅葉は名高し
交通及名勝地 城津港の北二里にして威震中部鎮及城驛あり、岡地より北一里十八町迄は三等道路にして馬車の便あり、賃金三十五錢、約一時間て到着す

管理方法

イ 旅館營業者に於て經營するもの二

ロ 松興里民の管理に屬する共同浴場一あり、面民以外の浴客よりは一人一日の入浴料金五錢を徴す
物業の供給 日用雜貨前は内鮮人各一名ありて在住者の不自由なきも、仕入地たる城津に比し一割方高價なり。但し米穀類は附近に於て求むることを得るも品質粗悪なり

浴場又は浴槽

イ 公衆浴場 四槽ありて白澄石を以て築造し、一坪半、深さ二尺なり

ロ 旅館内浴 四槽(家族湯なし)ありて、コンクリート及び自然石を以て築造し、一坪乃至二坪ありて深さ何れも約二尺なり。各湯場共砂風呂及び淡水池なし

上水道(商品水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

第五章 温泉部落

朝鮮の聚落（中篇）

宿泊料	種別	宿			泊			料			下宿料
		一 等	二 等	三 等	一 等	二 等	三 等	一 等	二 等	三 等	
備考 客室は内鮮旅館共何れも温突とす	和式旅館	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	岩田旅館	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	大藤旅館	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	鶴屋旅館	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	鮮式金喜館	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	朴尙塔	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	同金河	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	同金徳源	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	同安姓女	八	一	一	五	二	四	一	一	三	
	和式旅館	四・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	〇・八〇	〇・六〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	
	鮮式旅館	一・〇〇	〇・八〇	〇・六〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	
	備考 鮮式旅館一、二等は米飯、三等は栗飯とす										
備考 普通民家の間貸なし											
備考 鎮興地の最大牧場人員 一五〇人（内旅館一三〇人、民家二〇人）											
客数	春 男五七〇人 女四六〇人	夏 男二九〇人 女一四〇人	秋 男四七〇人 女三五〇人	冬 男一五〇人 女一三〇人							

戸口数 内地人(戸数一四戸) 朝鮮人(戸数一八戸) 計(戸数二二戸)

官公署 ナシ

醫療機關 醫生一、漢藥師前一、賣藥師賣藥一

娛樂設備 テニスコート新設中

氣温と湧泉温度

イ 氣温 測定したること無し。

ロ 湧泉温度 比地方一度にして四季共變化なし

泉質及湧出量

イ 泉質 クロロル少量、炭酸塩、カルチウム微量、硫酸少量、硫化水素微量、ナトリウム少量、固形〇・二三八にして、比重一・〇二

三二、弱アルカリ性反應を呈す

ロ 湧出量 一日約二、〇〇〇石

効能

イ 浴用 偉融質斯、筋風、脚氣、糖尿病、膀胱加答兒、神經衰弱、痔瘻、皮膚病、脂肪過多症

ロ 飲用 胃腸病

沿革又は傳説 約三百年前、現在の湧出個所附近に人の手、地中より現はれたり、人々大に驚き且つ怖れ、手の地中に没す種種々新説を爲し、其の手に種々の食物又は珍らしきものを與へたるも、容易に没せざるを以て最後に火を與へたるに、其の手地中に没すると共に、其の場所より噴泉湧出するに至り、其の後附近よりも湧出して現在に至れるものなりと云ふ

業 億 温 泉 (細川温泉)

所在地及風致

イ 所在地 威靈北道城津郡葛西面細川洞 戸数一三戸 人口五四人

○ 溪間の清波に臨み、秋の紅葉は殊に名高し

交通及名勝地

イ 交通 坡津港より北方五里餘にして威鎮中部線鐵道あり、四里より西一里半惠山鐵道に面し自動車の便あり、所要時間約二十分、賃金六十錢にて逾す

○ 名勝地 温泉場より約五町西北街道右側に奇岩あり、細川金剛の稱ありて春は懸壺、秋は紅葉を以て名高し。南二里には威異峰州高峯の高嶽寺あり

管理方法

イ 旅館管理者に於て經營を爲すもの二

○ 所在地細川洞民に於て管理を爲す共同浴場二ありて、旅客に對し一回三錢の入浴料を徴し、其の收入を以て維持しつゝあり
物業の供給 内地人雜貨商一あるも、地方民の需要を充す能はず、大部分は坡津より購入し 仕入地に比し一割方の高價なり。松亭の特産あり

浴場又は浴槽

イ 公衆浴場 四槽ありて自然石を以て築造せる一坪内外のものにして深き二尺五寸なり

○ 旅館内浴 四槽ありて、コンクリート及び自然石を以て築造し、約一坪にして深き二尺五寸なり。各浴場共砂風呂及び淡水池の設備なし

上水道(簡易水道を含む)電話、電燈 設備なし

旅館及宿泊料

イ 旅館

○ 旅館(和式) 八疊三、六疊三、四疊半一、温泉六疊三、四疊半一

○ 宿泊料 特等三圓、一等二圓五十錢、二等二圓にして下宿は取扱はず

○ 平壤旅館、通信旅館 各温泉二家(四疊半)あり、宿泊料は特等一圓、一等五十錢、二等四十錢にして下宿は取扱はず

○ 普通民家間貸なし

ハ 鍾泉地の最大收容人員 一八〇人（内旅館業者一三〇人 民家五〇人）

遊 客 數 春〔男一〇〇人 女一〇〇人〕 夏〔男一五〇人 女一五〇人〕 秋〔男一四〇人 女一五〇人〕 冬〔男二〇〇人 女一〇〇人〕

戸 數 内地人〔戸數一戸 人口三人〕 朝鮮人〔戸數一二戸 人口五一人〕 計〔戸數一三戸 人口五四人〕

官 公 署 なし

醫 療 機 關 藥 種 商 一

娯 樂 設 備 なし

氣 温 と 鍾 泉 温 度

イ 氣 温 測 定 し た る こ と な し

ロ 鍾 泉 温 度 攝 氏 七 十 五 度 に し て 四 季 共 變 化 な し

泉 質 及 稱 出 量

イ 泉 質 大 正 十 一 年 十 二 月 朝 鮮 總 督 府 中 央 試 驗 所 に 於 て 分 析 せ る も の 左 の 如 し（一リットルの含有量）

成 分	含 量	成 分	含 量
色	無 色	砒	〇・〇〇六九〇
清 濁	清 澄	鐵	〇・〇〇〇〇八
味	無 味	錳	〇・〇〇〇二四
臭	無 臭	石 灰 土	〇・〇〇〇八四
反 應	中 性	土	〇・〇〇〇一四
過 滴 滝 酸 加 照 消 費 量	〇・〇一四九	苦 土	〇・〇〇〇一四
固 形 物 總 量	〇・三六六四	加 里 土	〇・〇〇一三二
鹽 素	〇・〇三三四〇	曹 達 鹽	〇・一三七八
硫 酸	〇・〇七二六	硝 酸	〇・〇〇〇六〇
		炭 酸 總 量	〇・〇八七八

□ 湧出量 未詳

効 驗

イ 浴用 胃腸病、神經系病、皮膚病 外傷、婦人病、痔疾

ロ 飲用 胃腸病

沿革又は傳説 約二百年前に湧出し居たるも、従來交通不便の爲め、利用せらるゝこと渺かりしが、大正十年頃より旅館の經營せらるゝに及び、威鎮補訓通と共に漸次發展して今日に至る

門 内 温 泉

所在地及風致

イ 所在地 威鎮北道鎮城郡朱乙温泉

ロ 風 致 朱乙温泉より六里半、朱乙郡より八里、朱乙温泉に宿ひて嶺谷を過れば三等道路の側邊に在り、交通不便にして設備見るべきものなきも、附近の景趣頗るよし

経温と鍾熱温度 海拔三千尺の高地に在るを以て盛夏の候と雖も、七十度を超ゆることなし

泉質及湧出量

イ 泉質は朱乙温泉に同じ

ロ 湧出量は稀少し

城 町 温 泉

所在地及風致

イ 所在地 威鎮北道鎮城郡朱乙温泉

ロ 風 致 朱乙郡より南老川に浴ひ、三等道路を辿ること三里三十二町にして温泉に達す、南老川を渡れば朱乙平野は悉きて嶺谷

に入り、深淵懸瀑あり、奇岩怪石斷崖に懸り壯觀當ふべくもなし

交通及名勝地

イ 交通 朱乙驛より自動車を通じ得るも定期乗合の便宜なし

ロ 名勝地 附近に城町城址あり、朱乙温泉の領堡と共に往時支城のありたる所なるも、現在僅に城壁の一端を止むるに過ぎず

管理 方法 簡單なる浴場一箇所ありて附近民の利用する者あるのみ

泉質及湧出量 朱乙温泉に同じ

天坪温泉

所在地及風致

イ 所在地 成嶺北道鏡城郡朱乙温泉

ロ 風 致 城町より更に甫老川に沿ひて上ること一里二十二町にして温泉地に達す、沿道悉く山嶽市原、溪流其の間を繞りて隔る風

致に富む。朝鮮アルプスの稱ある冠帽峰は此地より遠望することを得、登山の道路に當る山には松茸、水には鮎、岩魚の産多く、

茸茸、魚釣りに共に興趣あり

交通及名勝地

泉質及湧出量 城町、門内の温泉と同質にして、湧出量も略伯仲の間在り

イ 將軍岩(鏡城郡朱乙温泉) 朱乙驛より甫老川を過ること五里、甫上に至る途中に在り、高さ數百丈、甫老川の清流岩下を流ぶ

ロ 花上洞福興寺(鏡城郡朱乙温泉) 朱乙驛より西五里にして花上洞に至る、福興寺は此の地に在りて、東南日本海を俯瞰し、朱乙平

野は脚下に開け眺望絶佳の靈域なり

ハ 上七酒梯子ノ瀨(鏡城郡朱乙温泉) 朱乙温泉より一里半、甫上温泉との間に在り、朱乙驛より直路四里半にして達す。峽々たる巨

巖の間を滔々たる奔流一段又一段、落ちては下ること十一段、孰れも二丈乃至三丈の高さを有し、其の壯觀筆舌に盡すことを得

ず、附近に松茸、岩魚多し

ニ一枚岩(鎮城郡朱乙温面) 市上を上げるこ、ニ甲に在リ
 其の他温温泉(鎮城郡油郎面)、黄津温泉(明川郡古古河)、以岩温泉(鎮城郡龍城面)、八潭温泉(南寧郡富岑面)、坂長温泉(黄寧郡富岑面)、流下温泉(茂山郡油下面)等あり

冷泉 藥水

名	稱	所	在	地	内地人		朝鮮人		外國人		計	
					戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口
温温山	鎮泉(冷泉)	慶尙北道	龍城郡	玉浦面	一	二	一	一	一	一	一	二
冷泉	慶尙北道	龍城郡	嘉昌面	杏亭洞	一	一	一	四	一	一	一	四
慶尙北道	龍城郡	南面	道洞	一	一三〇	一四三	九四二	三	六	二七六	一四八	三八
江 西	新 藥 水	平安南道	江西郡	東新面	一	一〇	三五	二	一	一二	三三	三八
江 西	舊 藥 水	平安南道	江西郡	西面	一	一	四二	二〇〇	一	一	四二	二〇〇
中 和	冷 泉	平安南道	中和郡	和面	一	一	九	五三	一	一	九	五三
五 色	藥 水	江原道	瑣陽郡	西面	一	一	二一	九二	一	一	二一	九二
釋 王 寺	藥 水	咸鏡南道	安邊郡	文山面	一	一	八〇	三八〇	一	一	八六	三九六
三 防	飛 水	咸鏡南道	安邊郡	益面	一	一	九六	四三七	一	一	一〇〇	四五〇

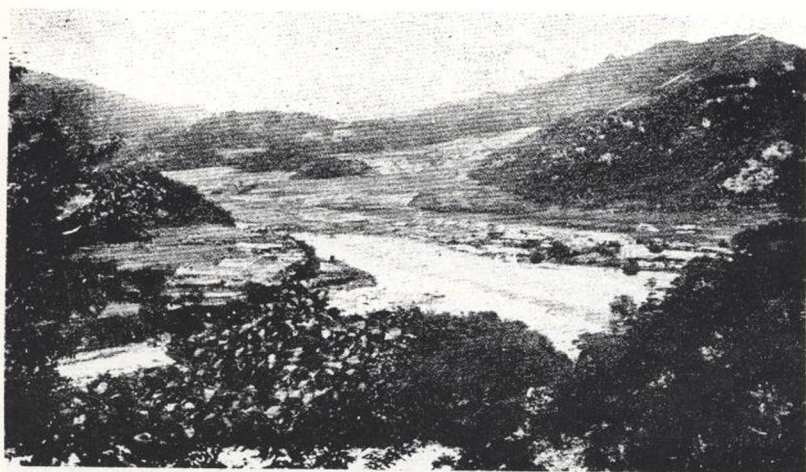


泉 温 陽 温

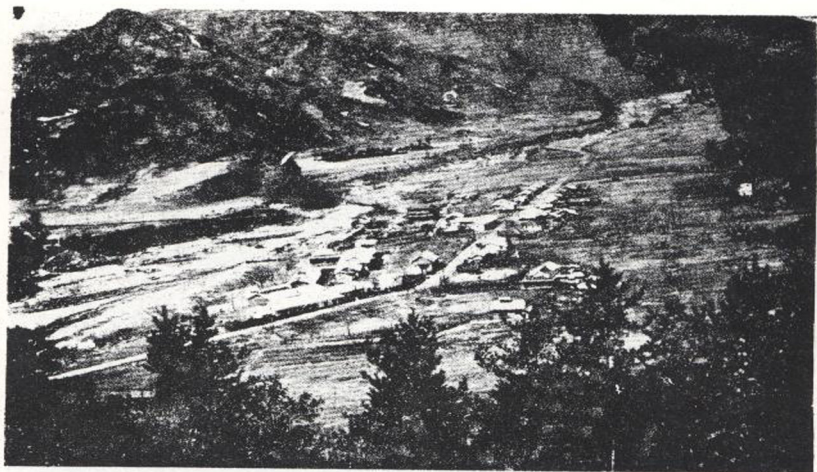


館 泉 易 市 岡

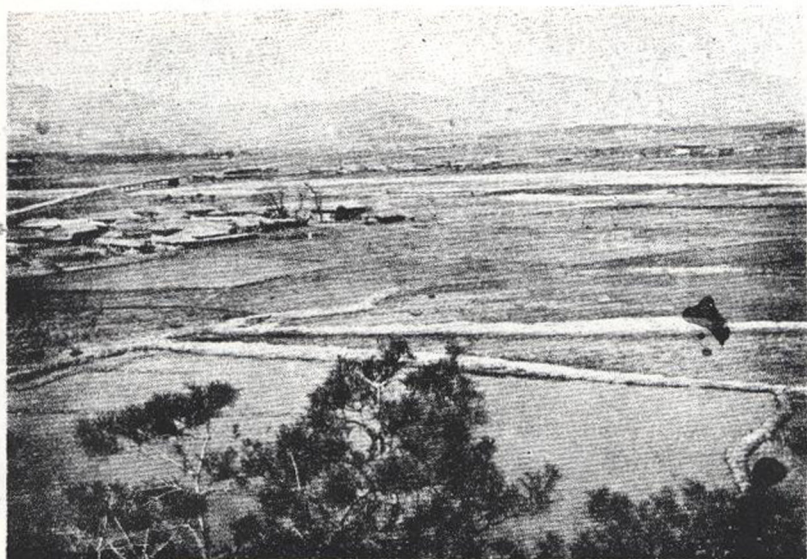
泉 温 菜 東



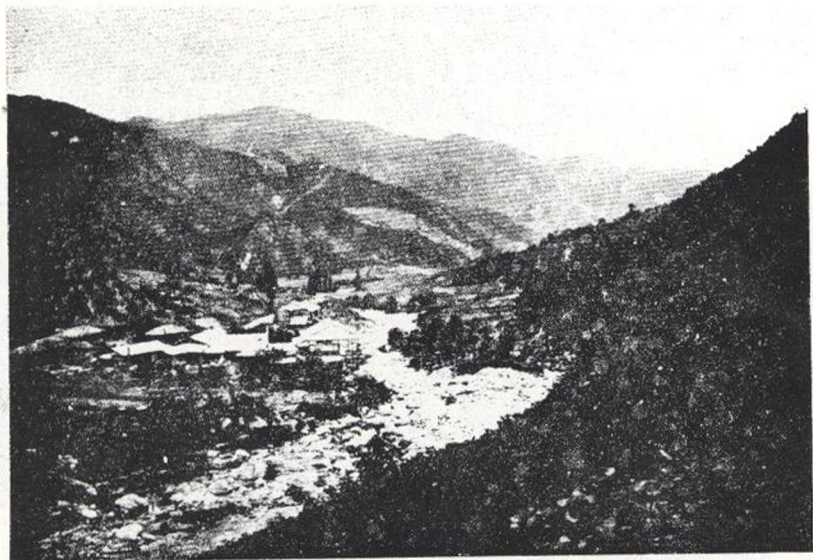
泉 温 乙 朱



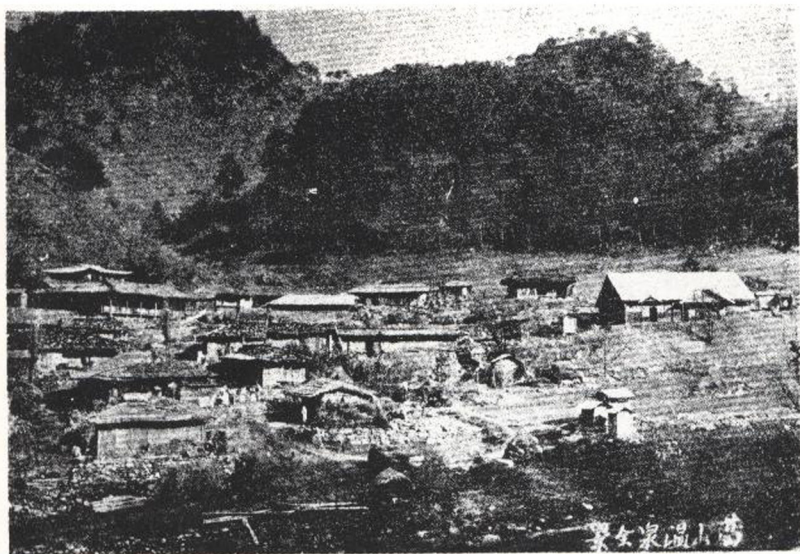
泉 温 (タネカ) 乙 朱 下



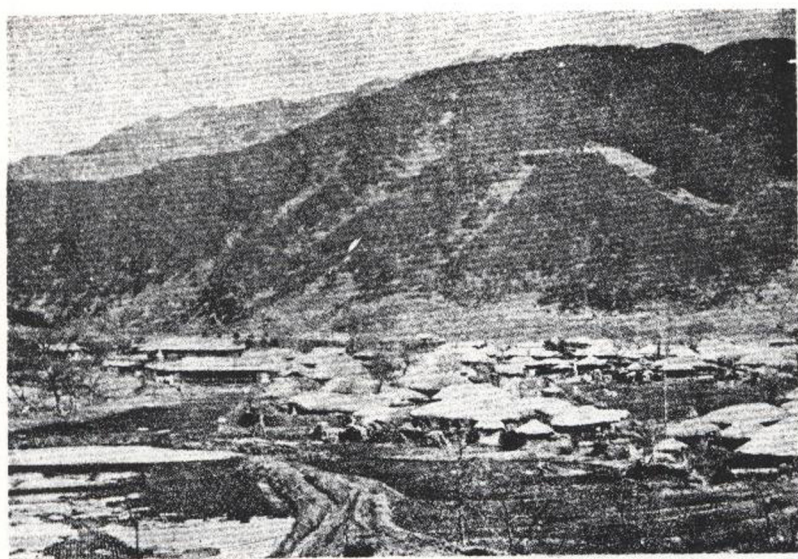
泉 温 城 備



泉 温 (川 細) 億 業



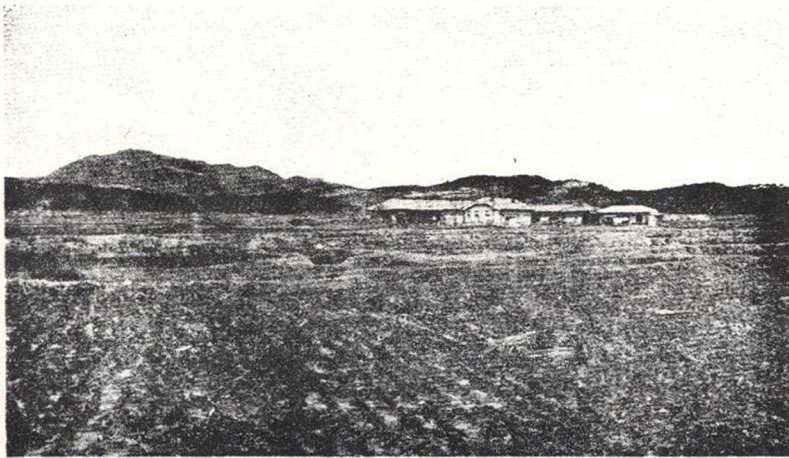
葛 山 温 泉



水 安 保 温 泉



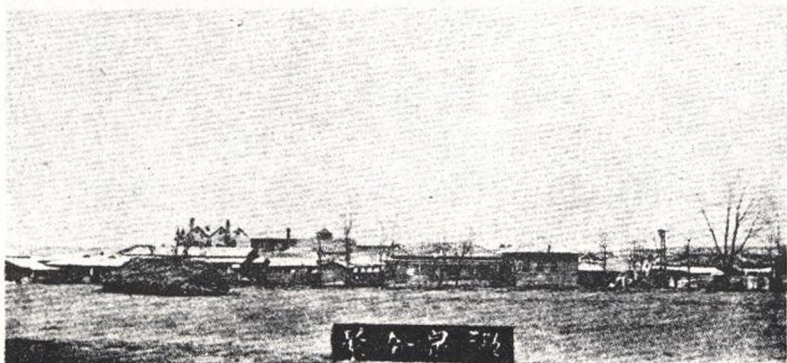
泉 温 禾 松



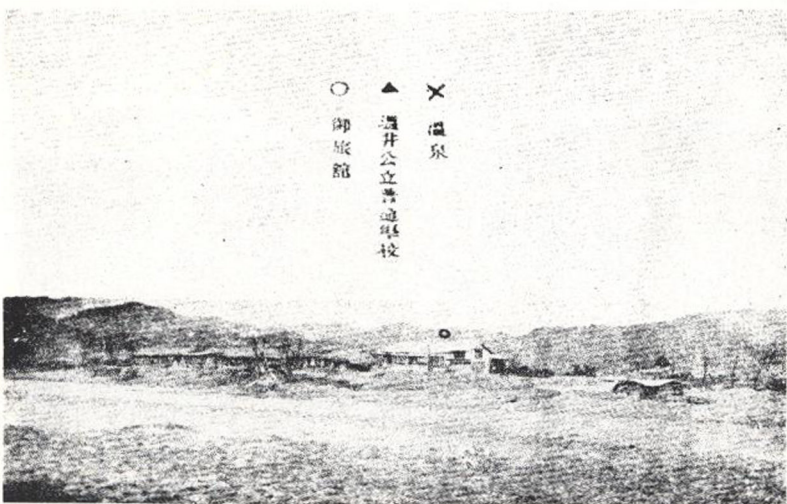
(む望を泉温てつ向に里洞社りよ麓山鳳龍) 泉温山徳



馬山温泉泉



龍岡温泉泉



平北雲山郡委面下温井(寫眞中央出のし見ゆる)
 (るあで泉温がのるあに前手右のそ、てしに館旅が物建)

第六章 鑛山部落

著名なる鑛山部落

朝鮮の鑛産物の分布及び鑛業狀況に關しては、拙著「朝鮮の物産」(調査資料(第十九輯))に詳説してあるから、茲には説明を省略するが、由來人類の生活と金屬の交渉は密接なるもので、平壤附近の大同江岸及び金海・東萊等の貝塚からも、鐵器・鐵錢・鐵釘等の發掘を見、漢代以降に於ては金屬の使用は盛んになつたものと見え、樂浪・慶州などの古墳中よりは金・銀・銅・鐵等の精巧なる金屬製品が多數出土されて居るが、最近に至り慶州の積石塚より、現在使用の農具と殆んど差異なき鐵製の鎌・熊手・鋤が出土した。これに依つて見ても、千二三年の昔に於て、朝鮮の農民の間に、これ等の鐵製農具が普及されて居たことを知ることが出來、従つて鐵の產出が相當にあつたことを想像し得るのである。「魏志」東夷傳には、弁辰國鐵を出し、韓・濊・倭皆従つて之を取るとあり、新羅時代には鐵鑪典又は築冶房、高麗時代には農務鹽鐵使又は鹽鐵別監なる官制さへも置かれて居た。李朝時代に入つては、世祖の時に制定された「經國大典」に、諸邑鐵を産する所に冶場を置き、成籍して本官・本道・本邑に藏し、每農隙に當りて吹鍊上納せしむ、觀察使は各場附近諸邑の貢物の多少を以て、人定を量定し、本邑及び諸邑中、有識廉謹なる者一人を擇びて監治官と爲し、専ら監役せしめた規定がある。銅に關しては「日本書紀」に、新羅屢々金・銀・銅を我國に獻じた記事があり、當時に佛像・佛具・鐘の鑄造が盛ん

な時代であつたから、銅の産出が相當にあつたことを窺ひ得る。高麗時代後周、宋に銅及び銅器を獻じ、「高麗圖經」には、高麗の地金銀少く銅多しと記述し、「宋史」には高麗使郭元が、民家の器具悉く銅を以てつくと言つたと誌し、當時朝鮮より支那に銅を輸出したことを示して居る。李朝時代に入つては、銅器の使用漸く増加し、永平・寧越・報恩・公州・寧海・昌原・奉化・珍山・安邊・平昌・遂安・長淵・高原・甲山等より銅を産出したが、その産出額は微々たるもので、國內の需要に不足し、日本より銅を輸入した記録が多い。金銀は古代より朝鮮の特産品で、支那竝に日本への貢獻・貿易品として重きを爲して居た。李朝時代には夙に楊州・淸川より銀を貢上して居たが、孝宗二年には坡州・交河・谷山・春川・公州等に銀店を設け、肅宗十三年には銀鑛を政府の直營とし、六十八箇所に銀店を設けたことがある。李朝時代には、金銀銅の産する所には銅店・銀店・金店を置きて貢上せしめ、又は收税したが、その採掘製鍊は鐵の場合と同様小規模幼稚なるもので、多くは農隙に於て地方農民がこれを行ふに過ぎなかつたので、特に鑛山部落として擧ぐべきものは稀れである。韓國末葉に至り諸外國が朝鮮の鑛業に着眼し、新式の設備技術を以て鑛山經營を行ふやうになつてから、鑛山所在地には鑛山部落の發生を見るに至つたもので、その發達は比較的最近に屬するのである。

朝鮮に於ける鑛山部落中、その著名なるもの、即ち年産額十萬圓以上のものを擧げると、平安南道一〇、黃海道七、平安北道七、咸鏡北道六、忠清南道二、全羅北道一、全羅南道一、合計三六に達して居る。今試みに殖産局鑛務課の調査に係る資料に基き、右鑛山部落の現状を簡單に記述して見よう。左記項目中、戸口は鑛

山事務所々在地の戸口を示し、統計は昭和四年末現在のものであるから、今日に於ては多少戸口數に變化あるべく、殊に最近に至り異常なる活況を呈して居る金鑛及び砂金鑛所在の部落は、いづれも俄かに股賑を極めて居る。

中央鑛山 (金・銀)

所在地 忠清南道天安郡笠場面、翠居面、北面、葛田面、茅山面、陰峰面 忠清北道漢川郡鏡川面、栢田面

鑛業種者 朝鮮中央鑛業株式會社 面積 四、九五九、〇七四坪。

沿革 本會社は大正十五年二月、嶺山金鑛の一部事業を繼承して成立したものであるが、嶺山金鑛にもと安城金鑛と稱して、朝鮮王室の所有に屬して、唐たのを、明治三十三年八月、益澤・淺野兩氏が特許を得て嶺山金鑛として着手し、三十八年十月朝鮮探鑛會社と共同經營の契約を締結し、四十年砂長洞に鑿坑を附屬して作業したが、坑内深くなるに従つて事業が困難となつて來つた。同四十四年八月米國ヴァジニア洲に嶺山鑛山株式會社創立せられ、その手に依つて事業を行つたが、同社は専ら砂金の採掘に従ひ、坑内作業はこれを中止した。その後大正十五年二月本會社の新設を見たが、前記鑛區及び製鍊所を買収し、坑内作業を爲して今日に及んで居る。

交通 事務所は天安郡笠場面良袋里に在りて、京釜線成歡驛の東方三里、定期自動車一日二回往復す、尙ほ西方一里には京南鐵道京畿線嶺山驛があり、交通便利である。

戸口	内地人	戸數	七	朝鮮人	戸數	一三二	外國人	戸數	一	計	戸數	一四〇
	人口		三七	人口		七五四	人口		五	人口		七九六

地質鑛床 附近の地質は靑雲母花崗岩及び灰色花崗片麻岩より成り、鑛床は此の兩岩の抄觸部に於て、花崗片麻岩中に胚胎した石英鑛脈で、本山事務所々在地良袋里を中心として露頭延長三里餘に及び、脈勢は地動の變動影響を蒙り斷續縮し、且つ後成の煌斑岩は、或に錐肌に沿ひ、或は鑛脈を切斷して進出して居る。主要鑛脈は砂長洞(射長谷とも記す)の脈で、三筋の富鑛帯があり、西部の富鑛帯と中央富鑛帯との間は煌斑岩脈で斷たれ、中央富鑛帯と東部富鑛帯との間は狭少となり、東部富鑛帯の東端は二枚に分れ、南なるは含銀多く、北なるは之と並行するが含銀が少い。走向北五十五度乃至六十度東で、東南に六十五度乃至八十度傾斜し、富鑛帯に脈幅十三尺

に及び平均四尺あり、鑛石は白色石英に黄鐵鑛・黄銅鑛・閃亜鉛鑛・方鉛鑛及び錳砂を有し、自然金粒の散點を見ることがある。堂谷坑の脈は前者の南西約六丁で、最近収明せられたものであるが、黄鐵鑛及び錳砂を伴ふ石英脈で、合金分布稍々不規則で、時に肉眼的命紋を散見し、走向北東から南西に向ひ、脈幅變化多く、露頭では四尺乃至十尺に及び個所があり、古來朝鮮人の露天鑛した跡が夥しい。

鑛 大正十五年現會社の有となつてから、先づ四月に石橋坑の探鑛を爲して直營移住したが、該事務所の南遠く離れて居るので、昭和二年九月から德太堀とした。堂谷坑は親山金鑛時代の舊坑で、豎坑八百三十呎、水平坑の延長五千六百呎に達するものであるが、昭和三年三月德太で稼行開始し、同十一月直營にて取明けを繼續し、豎坑口により五香坑の四百二十呎以下に於て良鑛を得、更に最近其下百呎の六香坑の排水を終り、現に主要探鑛現場となつて居る。その他五本坑、虎溪坑等の取明排水を試みたが良鑛を得ずして中止し、目下侍壯坑及び砂場坑の取明を行つて居る。探鑛は手掘發破で直營及び德太堀を爲し、德太は十組、その所屬鑛夫四十五名で各所に散在して居るが、直營鑛夫は主として堂谷坑に採鑛して居る。鑛石は軌道で運搬し、豎坑捲揚機で坑外に搬出し、排水は電動唧筒で排水するが、その設備を示せば次の如くである。

堂谷坑	捲揚機	十五馬力電動直結揚量二四〇〇呎度一臺
	排水唧筒	十五馬力電動直結タービン唧筒一臺
砂場坑	捲揚機	二十馬力電動直結タービン唧筒一臺
	排水唧筒	十五馬力電動直結電屯捲揚一臺
		十二馬力電動直結タービン唧筒一臺
		七馬力半同
侍壯坑	捲揚機	五馬力半電動直結電屯捲揚一臺
	排水唧筒	十二馬力電動直結タービン唧筒一臺

選鑛は坑内で粗選鑛と爲し、廢石は採鑛跡の充填用と爲し、坑外に於ては手選鑛により硫化精鑛を得、包製の上鑛南浦製鑛所に賣鑛し酸化鑛及び硫化鑛片及び換鑛製鍊に送られる。取鑛場は事務所附近に在りて千二百五十封度五本立四臺を以て混乘製鍊を爲し、汰盤を以て汰盤を得、片及は容量五十五種五箇、二十五噸二箇の選出槽で苛化製鍊を行ふ。今その設備の概要を表示すると左の如くなつて居る。

鑛 機 一〇吋×七吋二臺、一四吋×九吋一臺、ブレイキ型

揚 鍊 機 千二百五十封度が本立五葉
 ウイルフレード錠 一葉
 三聯式ファンジヤイポンプ十五馬力 一葉
 二吋半掘巻ポンプ五馬力 一葉
 二吋半ズルザー三段式ポンプ十五馬力一葉
 五十五屯容量五個、二十五屯容量二個
 鑛 出 槽
 鑛 夫 員 數 並 賃 金

職 名	員 數
抗 夫	一一一
支 夫	六
文 夫	六
抗 内 運 指 夫	五
抗 内 械 指 夫	三
抗 内 工 作 夫	四
抗 内 帶 夫	二六
選 夫	六
製 夫	五
材 夫	四三
材 外 運 搬 夫	三
抗 外 工 作 夫	三
抗 外 雜 夫	三

鑛 産 額

最 高	最 低	平 均
〇・八〇	〇・六八	〇・七五
一・一〇	〇・八〇	〇・九一
〇・六〇	〇・五五	〇・五八
一・一〇	〇・五五	〇・九八
〇・九五	〇・四五	〇・六九
〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
〇・四五	〇・四五	〇・四五
一・〇〇	〇・八五	〇・八九
〇・五五	〇・四〇	〇・五〇
一・六八	〇・七五	一・二六
〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇

朝鮮の産物 (中篇)

年次	探鑛高	販賣	買入	高
昭和二年	三、四八〇、〇〇〇 <small>圓</small>	金 二一、八五九 <small>噸</small> 銀 四二、一〇七 <small>噸</small> 汰 一三、〇〇〇 <small>噸</small> 金 二二、一〇八 <small>噸</small> 銀 二九、〇九七 <small>噸</small> 汰 二二、一〇八 <small>噸</small>	金 一三、一七〇 <small>噸</small> 銀 五、五〇八 <small>噸</small> 汰 六、六二〇 <small>噸</small> 金 一九、九三三 <small>噸</small>	一三、一七〇 五、五〇八 六、六二〇 一九、九三三
同 三 年	一、五二四、五四四	精 四、五四四 <small>噸</small> 汰 二二、二四八 <small>噸</small> 銀 二九、〇九七 <small>噸</small> 金 一五、九八三 <small>噸</small> 銀 一四、二九五 <small>噸</small> 汰 四、五九四 <small>噸</small>	金 一五、九八三 <small>噸</small> 銀 一、五九一 <small>噸</small> 汰 二、六九一 <small>噸</small>	一五、九八三 一、五九一 二、六九一
同 四 年	八一〇、〇三三	金 六一、六二八 <small>噸</small> 銀 六六、六八三 <small>噸</small> 汰 一、七五〇 <small>噸</small> 金 一、三九九 <small>噸</small> 銀 九〇四 <small>噸</small> 汰 八二、〇〇五 <small>噸</small>	金 一、三九九 <small>噸</small> 銀 九〇四 <small>噸</small> 汰 八二、〇〇五 <small>噸</small>	一、三九九 九〇四 八二、〇〇五
同 五 年	七九三、七七〇	金 一八五、六三一 <small>噸</small> 銀 一、七五〇 <small>噸</small> 汰 一、七五〇 <small>噸</small> 金 一、七五〇 <small>噸</small> 銀 一、七五〇 <small>噸</small> 汰 一、七五〇 <small>噸</small>	金 一、七五〇 <small>噸</small> 銀 一、七五〇 <small>噸</small> 汰 一、七五〇 <small>噸</small>	一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇
同 六 年	五、四四六、七八〇 <small>圓</small>	金 一八五、六三一 <small>噸</small> 銀 一、七五〇 <small>噸</small> 汰 一、七五〇 <small>噸</small> 金 一、七五〇 <small>噸</small> 銀 一、七五〇 <small>噸</small> 汰 一、七五〇 <small>噸</small>	金 一、七五〇 <small>噸</small> 銀 一、七五〇 <small>噸</small> 汰 一、七五〇 <small>噸</small>	一、七五〇 一、七五〇 一、七五〇

有 信 砂 金 鑛 (稷山金鑛) (砂金)

所在地 忠清南道大安区管場面 京畿道安城郡深陽面、安城面 鑛業権者 稷山金鑛株式会社 面積 五九七、四〇〇坪

遺 蔵 古來富地方に砂金の豊富に存することは既に地方人の知りたる處で、本山にも朝鮮王室の所有に屬し、安城金礦ヲ稱して山金を採掘して居たが、明治三十三年八月、淺野壽博組合稜山金礦が韓國政府より鑛業特許權を得、砂金採取を目的として直營事業を行つた。明治三十八年コレアン、ユキスプロレシヨソ會社の經營するに當り、鑛脈を採掘すると共に、砂金の探鑛を開始し、エムバイヤドリルを使用して、前後四箇年に亘り精密なる砂鑛調査を爲すと共に、米國に淺鑛製を注文し、大正六年末本山に之を組立て採掘したのであるが、昭三年五月大體の採取終了し一先づ作業を休止した。然し尙ほ未だ採取の個所が大部残存して居るから、再び作業開始を目論見近く開始の爲め準備中である。

交 通 本務所は成歡面成歡里に在る。

戸	口	内地人	戸數	一七八	外國人	戸數	七	計	戸數	二五七
		人口	二九二		人口	一、一三五		人口	二八	
								人口	一、四五五	

地質鑛床 本鑛區附近は黒雲母花崗岩、片麻岩及び第四紀洪積層より成り、四紀層は深さ十五尺乃至二十尺餘で花崗岩の地盤に透し、その間大礫・砂・粘土・礫の地層より成り、各層は局部的に不整合の地があるが大體整合し、最低の礫砂層は合金層即ち甘土で其色一定せず、綠色又は褐色で厚さも不定である。砂金は主として最底地の岩石上に散在し、その採取に上部各層を排除し甘土を取り出し洗滌するものであるが、合金は必ずしも地層の厚さを可とせず、寧ろ薄層に富鑛の場合少くない。甘土は石英礫の大礫と之れに混じて砂礫から成り、石英塊は石英脈の一部の如く見られ、砂中に花崗岩・雲母・長石・モナザイト・柘榴石・磁鐵礦・金粒等があり、時に片麻岩礫を混在し、此の片麻岩礫ある時は一般に合金豊富とされて居る。地形は概して最も低い地方が砂金の沈澱に適せる如く、尙ほ金粒は高峯に在る四紀層には大粒があり、低地には細粒で、甘土層は上層にて不整合に蔽はるゝ時は、合金の大部は層縁と層谷の中間斜面に留まる傾向ありと云はれて居る。

操 業 先年迄操業され且つ近く開始になる淺鑛採金船の構造は左の如くで、大正五年米國紐育エンヂニアリング會社に於て建造したものである。

ベ	ケ	ツ	ト	ク	ロ	ズ	コ	ン	ネ	ク	チ	ツ	ト	式	容	積	一〇	立	方	呎	、	數	六	三	、	重	量	各	二	八	〇	封	度	、	ヒ	ツ	チ	三	六	吋	、	滿	筒	鋼	製	、	ミ	ン	ク
船	體	長	一〇	呎	、	幅	五	六	呎	、	深	一	〇	呎	、	材	料	鋼	板	、	吃	水	七	呎	、	フ	レ	イ	ト	ガ	ー	ダ	ー	式	長	七	八	呎	、	水	線	下	翔	察	限	度	二	八	呎

上部ダムブラー 甲板上部二九呎、六角形、材料薩徳鋼、軸徑二一吋、重量二四、〇〇〇噸
 下部ダムブラー 圓形、材料薩徳鋼、軸徑一四吋、重量一四、〇〇〇噸

筒 筒 徑八四吋、長四六呎、傾斜一〇度、運轉摩撻速捷、重量五六、〇〇〇噸、區分四長各九呎二吋半、筒孔徑八分三吋、一六分五吋、一六分七吋、二分一吋

ブール ダブルベンダ式、總面積四八〇〇平方呎、幅二九吋、傾斜一呎に付上部一吋四分一、下部一吋二分一、ハンガリアン・ラッフル長二九吋、高一吋四分一、幅一吋四分一

スタツカー ヘルト長四二呎、幅一〇〇吋

ガイドライン 鋼索四條内二條徑一吋、二條徑四分三吋

アンカーレージ 鋼スバット二、斷面二八吋、四二吋、四八呎、重量三六、〇〇〇噸

ヘットライン 徑一吋八分三

メインウインチ 長二〇呎、幅七呎、ドラム徑二〇吋、數七

唧 筒 高徑一二吋、落差六〇呎、揚水量毎分四五〇立方呎、低壓一四吋、落差二五呎、揚水量毎分六百立方呎

動力 ヘット用二〇〇馬力、圓筒用六〇馬力、スタツカー用五〇馬力、唧筒用二五〇馬力、クインチ用二〇馬力、兼用一五馬力、計五九五馬力

一箇月浚漚能力 二〇〇、〇〇〇立方碼

操業は長六十呎乃至百呎、幅八呎乃至十二呎、深二十呎を一浚漚と稱し、スウィングと機械の進退に依り、上部から深六呎乃至一呎餘宛下り三四時間で一浚漚を終了する。一箇月間に二十萬立方碼を浚漚し、粘土及び砂礫層の深さ二十呎とすると約七千五百坪を浚漚することとなる故、一箇年約九萬坪を浚漚し得られ、浚漚船は若し十年の操業を爲すとすると九十萬坪を浚漚し得、九十萬坪の一砂金淘洗に砂礫層二十呎とすると一浚漚船でよく稼行せられ、且つ十年を以て木製浚漚船の平均生命とせられるが、本誌の浚漚船は鋼製で、尙ほ永く使用し得らるゝのである。

操業は船内に在る洩汰設備に依るが、最初粘土を作業するとき、圓筒の右方回轉に依り表土はその儘進に筒の一端より出で、スタツカーベルトで船尾から約百呎の堆積場に排出し、合金砂礫層に達すれば、兼め低壓水で筒内の泥土を洗滌し、砂礫の筒内に入るときは筒は逆回轉し、砂礫は筒内面の螺旋砂止板に防げられて進行緩慢となり、筒内に裝設せる放水管より出る高壓水に依り礫と土砂と

を分離し、金粒は細砂と共に篩目を通過してテーブルに至り、粗大な礫砂は篩の終端から出て堆積場に集められる。金粒はリッフルの間に投入された水銀に觸れて汞化し、細砂のみ船外に出て、金の大部分はテーブル上で收得されるが、又一部は篩の上端三尺許の部分から逸出する細砂と共に、セーフオルで採收せられる。現在部分品の修理及び動力設備中で近く再開せらるゝものである。

金堤砂金鑛(砂金)

所在地 全羅北道金堤郡下離面 外五 鑛業者 三菱鑛業株式会社 面積 五、五七八、四六〇坪

概 草 本地方は早くから金鑛地として有名な土地で、到る處舊坑及び砂金の採掘跡が散在して居る。明治二十年頃に再興せられ、爾後興廢あり、砂金の採取は姑息な方法で僅かに採掘せられつゝあつた。本鑛區は大正十三年七月、前井孝野の名義で出願され、十五年五月許可を得、現権者三菱鑛業會社の手で試験探鑛、地表調査等を行つて、その有望なるを窺めたので、昭和二年秋會社は技師を米國に派遣し、彼地に於ける砂金採取の實際を観察調査せしめ、一方榮港ニベ會社にドレッヂ(浚渫機)を注文し、尙ほ鑛區は昭和三年五月現権者の名義となつた。鑛區は昭和三年十二月全部金堤縣に到着し、結水期を利用して粗立現場に運搬し、翌年四月排水と共に現事務所附近下離面花峰里に於て粗立に着手し、十一月十五日完成、同月末日迄試運轉を行ひ、十二月一日から採鑛を開始したのである。此の浚渫機は忠清南道天安郡親山砂金鑛のものと共に本邦に於て唯二つあるのみで、而も最近の建設に係り種々改良せられ、最新式として我が朝鮮砂金鑛業の誇である。

交通 湖南線金堤縣の東方二里半、下離面平沙里に事務所があり、道路平坦で自動車を通じ、北東全州迄約五里にして交通甚だ便である。浚渫機は事務所東南の水田及び院坪川支流の小川附近に於て作業しつゝあり、遠くよりその雄姿を望み得る。

戸口	内地人	戸數	八	朝鮮人	戸數	二〇九	計	戸數	二一七
	人口		二五	人口		一、一七四		人口	一、一九九

地質鑛床 附近の山地は花崗片麻岩及び黒雲母花崗岩より成り、之れに斑岩・建長岩及び煌斑岩等の岩脈を有し、丘陵及び平地には第四紀層が堆積せられ、丘陵地は段階層を成し、平地は沖積層が廣く分布して居る。本砂金地東部一帯は金溝命城地として名あり、全州郡兩斜面溝道里を中心とする東西三里、南北二里半の地域に廣く金鑛床があり、正片麻岩系の剝狀花崗岩中、時に黒雲母片岩の薄層を介在し、西方には粗粒黒雲母花崗岩がある。而して此の地の金鑛床は主として剝狀花崗岩中に胚胎し、母岩の剝理に沿うて走り北々東に連亘して居る。而して丘陵段階地と河床又は平地の沖積層及び山陵の側傍等の第四紀層中には砂金鑛床があり、これ等第四紀層は黑色

又、褐色土壌・粘土質砂層・砂礫層・含礫砂層で、その基岩は分解した花崗岩或は片麻岩である。現採行の地層は土壌・粘土質砂層・含礫砂層の累層及び花崗岩の基岩があり、含礫砂層中には砂金を含み所謂甘土となつて居る。現産者たる三菱炭業會社の探鑛試鑛は、金浦院坪間及び院坪斗月兩川の流域河床等、廣汎なる地域に亙りて行はれ、現鑛區内平均深さ二十尺の地下に於て數百萬圓の砂金が埋藏せらるゝと知り得たのである。

砂鑛採鑛 本鑛區に於ては地質調査と共に、エムバイヤ、ドリルを以て試鑛探鑛し、其の存在状態を調査したので、ドリルは圓板上に四名の鑛夫が乗り、鮫魚突で圓板中心に挿込みある徑四吋のパイプを打ち込み、之と同時に圓板下に在るハンドルを以て、地上の工夫が圓板を鑛夫の乗れるまゝ回轉するので、その鑛管が地表全部打ち込めば圓板を一時取り去り、又鑛管を續ぎ足し、再び組立て打込むのである。而して此の鑛管を二尺乃至三尺打ち込む毎に、管内にホールヘルプポンプを入れてコーアを取り出し、土層を検査しつゝ岩盤に到達し、金粒なきに至りて中止完了するものとする。當地方の洪積層は十二呎より二十五呎の間に在るから、五呎の鑛管五本を用意すれば充分で、鑛管中より取出した土砂は鐵製桶で洗滌淘汰し、金粒を検しその含金を知るのである。一箇所の試鑛終了ば機管採取釜で地下の鑛管を拔出し、更に他の地に之を試みるもので、此の試鑛器具は撥車に依りて全部運搬し得られ、使用期間も甚だ永く耐ゆるものである。而して此の試鑛に依りて確められた地域は、含金層の深さとその含金率を明記して置く爲めに、浚鑛作業に於ては含金の状態と之れによりて機械を運轉作業し得るのである。

浚鑛船の構造 本船は覆山金鑛のものよりも頗る新式で、運轉が圓滑に行はれ、昭和三年米國桑港ニへ會社築造に依り、船體は全部鋼製で船艙上に設備されて總噸數一千三百噸ある。

船體の大きさ 長百三十呎、幅五十六呎、深さ十呎、吃水七呎、デッキ上の高さ五十呎

ガントリー（檣架） 四相高さ四十五呎乃至五十呎でラッギースタックカー等を鋼索で釣下げる役をし一居る。

ラノギー 船體の前方に突出て砂鑛を稱量掲げ上げるベケットを支へるもので、プレートガーター式長九十三呎、幅五呎三吋八分の

三、水線下廻鑛區度三十三呎、最大傾斜四十五度

アッパーナムプラー 六角形で上方に在り、ヘケットを廻轉するもので、材料ハイカーハンスタール噸數八、軸徑十七吋

ローワータムプラー 圓形でラッギー下方に在り材料同様噸數五噸、軸徑十二吋

ベケット 筒型でベケットラインはクロロイズコンネクター式、容積十立方呎のもの總噸七十二噸、高隆鋼のリソアを有し、一箇の重

量一噸毎分の轉數數三十二倍、ヒッチ三十四吋

運轉機 徑七呎、長三十九呎、傾斜九度で、二分の一吋鉄板に孔徑内側十六分の七吋、外側十六分の九吋とし、砂礫の吐ききゆうに外側に開き、スクリーンは五區より成り、運轉は三段ギトヤで重量二十噸である。

アーブル ダブルベンタ式の收金盤で、四段全部の總面積三千五百平方呎、傾斜はスクリーンに直角部一呎に付一時四分の一、スクリーンに平行部一呎に付一時八分の一で、ハンガリアン・リッフルを有し、長二十四吋高一吋、幅三十一吋

サンドホキール 二個と有し水車式の周圍にバケット十二個にして、一個のバケット〇・五立方呎の容積を有し、底の徑十二呎で毎分六十四轉である。

スタツカー 船尾に左右二個を有し、ベルトコムベヤーを備へ、その兩端のドラム中心の距離百呎、ベルトの幅三十二吋、運力三百五十噸

スバット 断面二九吋×四二吋、長六十呎、重量二十二噸のもの二本を有する。

ガイドライン 其の他の鋼索は一吋鋼索で、船首に二本、船尾に二本を有し左右に引いて居る。

メインウインチ 幅三呎三吋、ドラム徑一呎六吋

ポンプ 高壓噴筒毎分四千ガロン、落差七十呎、低壓噴筒毎分四千ガロン、落差三十五呎

ボイラー 冬季暖房用としロコモチア規程以照百對度

動力 フツギングラソダーの上下及びベケットの運轉には二百馬力、スクイニング ウインチには三十馬力、運轉機に五十馬力、スタツカーに四十馬力、サンドホキールに七馬力半二臺、噴筒其の他に百馬力、四十馬力、二十馬力各一臺、五十馬力、十馬力各二臺等の電機機を有して居る。

原動機は金塊庫前に設置した一千馬力ダイゼルエンジンに依り發電機を運轉するもので大要左の如くである。

原動機 獨逸マン社製一千馬力ダイゼルエンジン

運轉數每分二百二十五 一 臺

發電機 獨逸A・G・E製八百五十八キロボルトアムペラー電壓一萬一千ボルトで發電し、三千三百ボルト及び四百四十ボルトとして

使用され、液流流込八噸を發電する。

操機 機械の操作一切は船首上段に在る運轉臺に於て行はれ、總べての機械運轉のハンドルは此の臺中に集中されて居る。而して此の船體は事務所東方の道路側傍に居られた池で組立てられたもので、その組立に約七箇月を要して居る。船は最初その進行の方向に向つ

て左右陸地にスキングロープを張り、その先端にはデットマンと稱する木材を附し、これを土砂中に埋め固定して船の錨とし、更に船尾のスハソトの一方を地内深く挿し込みて支持點とし、左右のスキングロープを交互に緊張弛緩しつゝ船體を左右に動かす、夫れと同時に、ラッダーを沈めベケットを廻轉して、土砂を上部より順次に掘穿するのであるが、そのスキングの掘穿する土砂の深きは、その土質の硬軟に應じて三呎乃至一呎とし、左右の長さ二百呎間を廻り漸次下部に及ぼすもので、その土砂はベケットより廻轉筒に入り、その右方廻轉に依りて速かに筒の一端より出て、ベルトコムベーターで船尾スタツカカーの先端から堆積場或は掘穿完了部に捨てられる。而して低照ランプは終始運轉されてテーブル上に注水し、合金硬砂層に及ぶときは、筒内に設置されたスプレッハイブに依る高壓水を以て洗滌し、硬と砂とを分離し、合金は細砂と共に筒目を通してゴールドセーピングテーブルに至り、粗大なる筒の終端より出てスタツカカーより船外に棄てられ、合金はテーブルのリツフル間に投入せる水銀に融れて液化し、細砂のみが流砂溜に流れ、サンドホキールに依り掲げ上げられ、スタツカカーにて同じく船外に放棄される。金の大部分はテーブルの上で採取せられるが、ベケットに附着せる合金硬砂層でメーンホッパーを通過後落下したものは、セーブオルに入りて回収される。而して一列の探掘終り状態に達すれば、船首の鋼索の一方を緊張し一方を緩め、スパットを挿込みたる方に船體を向け、スハットを引き抜き、他方のスパットを挿込み、前と反對に鋼索を緊張弛緩すれば船體は前と反對側に向き、人間の歩行と同様一歩前進するやうになり、再び掘穿作業を繰返すので、船體の移動方向を廻轉等には此の方法で爲されるのである。而してテーブル上の液化金は時間を限りてテーブルを洗滌し液化金を捕集し、更にテーブル上に水銀を散布するが、液化金は銜金の上大阪に直送される。

液掘機の一箇月掘穿能力は二十萬立方碼で、現在迄の平均掘穿深度六米四即ち約二十一尺で、一晝夜所要人員五十人三交代で作業し、船内には修理工場として貯治場その他の設備が完備されて居る。

鑛夫員數及賃金

職名	員數	賃		
		最高	最低	平均
ドレツチ夫	四七	一・九〇	〇・六〇	〇・九四
工竹	八	二・五〇	〇・六五	一・四〇
電工	一一	二・八〇	〇・七五	二・二四

業 鑛 夫 産 額 四 〇・八〇

未だ採鑛者少なく産額著しくないが、昭和四年十二月中及び昭和五年、同六年の採取高は左の如くである。

採 取 高	價 額
昭和四年十二月 地金	二、七六七
昭和五年 金	二九九、三八五
昭和五年 銀	三二、四三〇
昭和六年 金	二四三、六三七
昭和六年 銀	二八、二三〇
	一三、九三八
	三九九、五七九
	七七八
	三二七、七八四
	五四〇

光 陽 鑛 山 (金銅・金銀鑛・金銀銅鑛)

鑛區位置 全羅南道光陽郡光陽面草南里、竹若面黄金里、外敷里

鑛行面積 九九八、二六〇坪、未鑛行面積 二、七六八、七八七坪

鑛業經營者 朝鮮鑛業開發株式會社

沿革 本鑛山は大正四年朴在根外四名が許可を受け採鑛に着手したが、翌五年には頗る繁盛に達し、一時二千名の鑛業夫が傭働した事がある。然るに同六年に長谷川龍平外四名に、同十年大河平隆正に、同十一年野口道外一名に順次移轉し、越えて昭和四年九月當社創立と共に其事業一切を斷承し、今日に至つて居る。

地 理 本鑛山は光陽邑の東南一里餘、朝鮮汽船の寄港地である下浦港から約一・五里 光陽灣に面した海岸に在つて道路平坦、毎日自動車往復し、交通極めて便である。本鑛山事務所は光陽面草南里に置かれ居る。

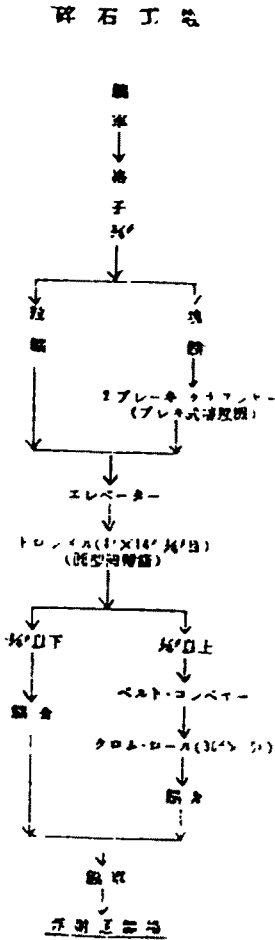
戸數	一七	朝鮮人	戸數	七六	計	戸數	一九二
人口	八四	人口	九六四	人口	一、〇四八		



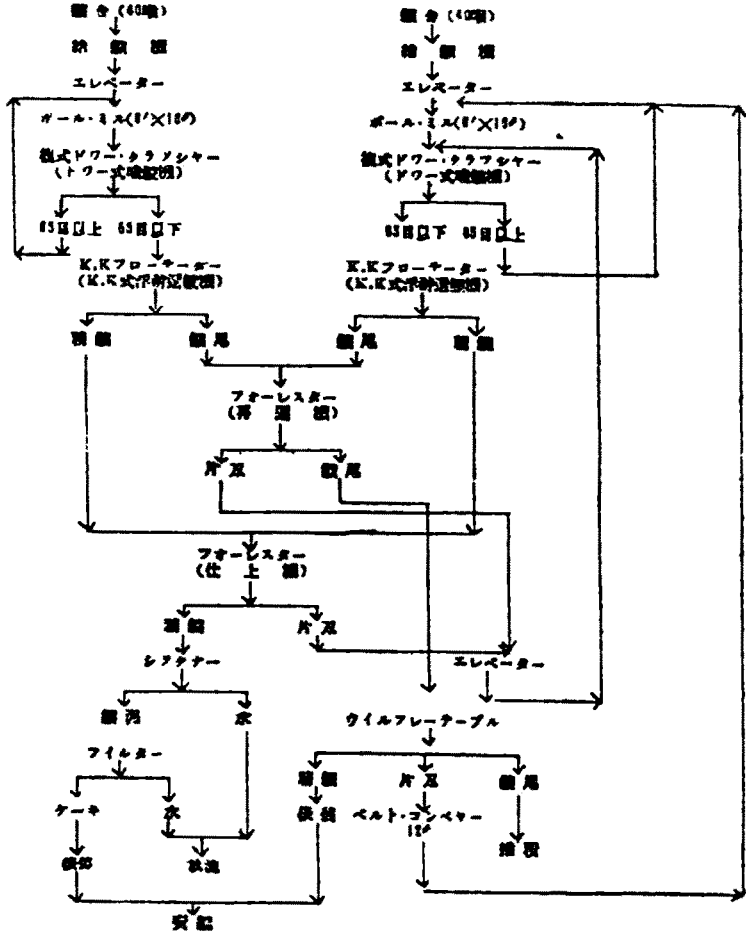
購買及鑛床 附近の地質は花崗片麻岩であるが、該岩を貫通する数條の珪岩脈があり、鑛床の東部に在る炸火山には中生層の砂岩が被覆して居る。鑛床は該片麻岩中に陥没して居る合金錳石英脈で十數條あるが、主なるものは略々相平行して居る二條の鑛脈で、北西五度東、傾斜西北八〇度を示す一條と、北二〇度東、傾斜西北八〇度を示す二條である。而して各脈共幅一呎から數尺に達して居るが、此内最も優勢なるものは二條鑛で平均幅八寸である。鑛石は硫化鐵錳・閃亜鉛錳・碲鐵錳・方鉛錳を伴伴して居るが、此内主要鑛には殊に多量の合金がある爲め、合金錳鑛として之を賣鑛して居る。

採鑛 採鑛は主として手掘上向階段法で、近時小型手鑛鑿岩機を使用して居る。開鑿は全部大型鑿岩機を用ひて居るが、鑿石機はインガソルR A型十二番及びデンペーウオーヘンマー九三番を主とし、手鑛鑿岩機は足尾式ストーパー一及び十二番である。目下稼行して居るのは、前記の一號及び二號鑛であるが、主なる坑道は本務所附近の西側から東に向つて約二八〇間のタロス・カットを開鑿して一號鑛に齊服後、左右に鑛押一八〇間を掘進して居る。更に同タロス・カットを延長して二號鑛に着脈、直に左右に鑛押を爲して目下右延二四〇間、左延四八〇間を延長して裏山の山腹に貫通して居る。尙ほ二番脈着脈點附近に最近二〇〇尺の坑内鑿坑を開鑿中である。

選鑛 採鑛鑛石は坑外選鑛場に於て手選を爲して居るが、手選法では到底多量の生産を處理する事が困難で、且つ不經濟である爲め浮游選鑛機を設置し、昭和三年八月以來沐浴給鑛を生産して居る。今當鑛の選鑛系統を圖示すれば次のやうである。



浮游選礦工場



運 鑛 坑内外は一二対度レールを敷設して居るが、通河は二、五〇〇尺の延長を有して居る爲め、ガンリオン機関車を以て鑛車を牽引して居る。

精鑛は直ちに舁にて海路三坪の位置に在る礮島に運搬貯鑛し、之から補助帆船(三〇〇噸餘積)を以て直路香川縣直島製鑛所に敷鑛する。原動機 空氣壓縮機及び送鑛機等の運搬及び點燈用としてダイゼン機関、吸入瓦斯機関を設置して居るが、日下主としてダイゼン機関のみを運轉し發電を爲して居る。原動機の大きは次のやうである。

機 別	馬 力 数	總 秤 重	電 量
ダイゼン機関	五三五	重	二
吸入瓦斯機関	二〇〇	コ	一
同	七五	同	二
同	五〇	同	一
三相交流發電機		電 KVA	數
同		四〇	一
同		一五〇	一
同		四三八	一

鑛産額 最近七箇年の産額は次のやうである。(數量は金銀銅鐵)

年 次	大正十四年	昭和元年	同 二 年	同 三 年	同 四 年	同 五 年	同 六 年
數 量 (貫)	4,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	2,222,222	3,333,333	4,444,444
價 額 (圓)	110,110,110	33,333,333	33,333,333	33,333,333	66,666,666	99,999,999	133,333,333

鑛 夫 昭和四年十二月末の鑛夫人員は次の通りである。

種 別	坑 内	坑 外	合 計
坑 夫	233	123	356
支柱夫	123	123	246
運搬夫	123	123	246
機械夫	123	123	246
工作夫	123	123	246
雜 夫	123	123	246
計	1,111	1,111	2,222

遼安金鐵 (一切鐵物)

遼安遼安縣鎮 水口面、泉谷面、遊所面、橋脚面、大千面、鎮安橋者セ・セカム・マイニング・コンパニー 面積九、五〇五坪

遼安 富山の開發は遠く數百年前にありと云ふが實証の微すべしなき、後明治三十四年一月、一時外人の手に入つた事、間もなく韓
 國の購得する所となり、三十八年二月英人アーサ・レウエレン・ピアースの名を以て鐵業特許權を獲得し、その後コーリアン・シ
 ヲグ・ゲート・リ、フアットの手に歸した。阿羅は二百年直接作業したけれ共不振に終り、四十年十一月コールブラン・ゴストウイツタ組
 合に作業を委ね、探鑛の結果銻銻床の有銀なるを確め、四十一年米國漢城鐵業株式會社作業權利を買致し、本鑛を擴張し、四十三年
 現鑛床の有銀なるを認め、四十四年平壤野河に電力設備を完成し、大正十二年十月銻銻床の運轉を開始した。かくて一日二
 〇〇噸以上の銻石を取扱ひ、年額一〇〇萬圓以上の銻産額を見つゝあつたが、大正十四年八月に至り既發見銻床を殆んど探鑛し盡く
 し、新たに探鑛の必要を生じたとの理由で、四月限り探鑛及び選鑛の作業を休止したるのみでなく、平壤からの送電線をも取り除け
 た。然るにその後銻床南坑、特に「No. 1」附近に於て續々新鑛體を發見した爲め、大正十五年八月再び選鑛作業を開始した。尙ほ
 昭和二年六月にはコーリアン・シンヂゲート・リ、フアットは脱退し現鑛者のみの經營に移つた。

交通 富山事務所は遼安縣大千面鎮字里に在り、京義沿線より此の地に達するには新幕・瑞興及び中和驛より自動車の便があるけれ
 ども、或る平壤からの自動車を利用するがよい。山元への物資の運搬は主として平壤東支線船橋驛を経て陸路一六里牛車を利用する。

戸	口	内地人	戸數	三	朝鮮人	戸數	二六二	支那人	戸數	九	其の他	戸數	四	計	戸數	二七八
		人口	九	三三二	人口	一、三二二	人口	三三	外國人	人口	八	人口	一、三七二			

地質及鑛床 金山附近の地を構成する岩類は左の如くである。

花崗片麻岩・下部古生層・中部古生層・角閃花崗岩・閃綠岩・玄武岩
 これ等岩類の分布を概覽するに、中部古生層は此の地の大部分を備し、これを貫き噴出した角閃花崗岩は其の中央に於て、一の岩層を
 成して、赤旗山の峯嶺を露出し、又其の周圍に聳立する花崗片麻岩は南西に屹立する大嶺山を構成し、其の周圍に存する下部古生層に
 被覆せられる。而して閃綠岩及び玄武岩は各小岩脈となりて現出するに過ぎない。

銻銻床に就いて見るに、本鑛区内に於て噴起せる花崗岩は附近の古生層岩類を變質せしめたこと甚だしく、其の結果銻銻岩及び少
 の銻銻床を形成するもので、銻床は古生層變質石灰岩、燧石岩、及び燧石片岩の玉層中、主として石灰岩に賦存する。岩層の構造は

雖なるも大約北一五度西より北四〇度西の走向北東五〇度の傾斜を有して居る。石灰岩は白色又は暗灰色で、接觸變質作用に依り、礫化石、灰岩又た大理石となる。花崗岩にその接觸部にて石英斑岩の岩枝を出すことあり、又閃綠岩の岩脈を出し南坑と北坑とを分ち、平均四五〇尺の幅員を示して居る。尙ほ花崗岩に近く傾斜寸より數尺に達する玄武岩脈を見、その噴出區域内の最近期に屬する火成岩の如く、花崗岩、古生層及び鐵床を切斷する。接觸變質物は磁灰鐵礦・柘榴石・石榴角閃石・電氣石等、接觸帶及び其附近變質石灰岩中に盛出す。南坑鐵床は接觸帶又は石灰岩中に在り、上部に黃銅鐵及び斑銅鐵等銅鐵に富むも合金少く、下部は銅鐵少く合金に富んで居る。變質物は斑銅鐵・黃銅鐵・閃鋅鉛鐵・磁鐵礦・磁鐵礦等の外、時に方解石の夾品を有し、三種に達する貯品を見ることがある。

北坑は南坑との間約四五〇尺の閃綠岩岩脈を隔て、北方に位し、全く石灰岩中に盛出す。北坑の第二隱蔽附近、南坑の大瀧洞、第一坑道第一・第六坑道附近に於て謂はゞ盛況時代の取り残しの鐵體を採掘して居るに過ぎない。即ち一、碎鐵設備 二、磨鐵設備 三、浮游鐵設備 四、再磨鐵設備である。



るもので、その變質南坑に異じ。北坑の四坑銅岩坑はホルンヘルム片岩と石灰岩の接觸帶に在り、北々東約四五度傾斜し鐵石は甚だ微細で、浮游鐵法に依りて回收せらるゝも、銅鐵と合金は關係少く頗る微細なる磁鐵と密接なる關係を有するから、同法に依るもその金の回收は大を望み難いと云ふ。

鐵 鑛 甘時盛んに採行した際に大規模組織的方法を採つて居たが、最近に於ては小規模の鐵體を以てて採掘するに過ぎない。即ち捕平に於ては、

一 碎鐵設備 通河坑内からの二噸鐵車は鐵倉前で秤量後タップラーに依つて廻轉せられ、鐵石は五噸容量の鐵倉に装入する。それより概三六吋毎秒一呎の速力を有する水平運鐵帶に依り二吋斜格子に送られて二吋以上以下に分けられる。二吋以上のものは「M.S.S.」クラッシュヤーに送られ、此所で碎かれたる鐵石は前の斜格子以下のものと共に、概二四吋毎秒四呎の速力を有する水平運鐵帶に依り運ばれ、トリッパーにて容量一、五〇〇噸の鐵倉に入る。

二 磨鐵設備 一、五〇〇噸鐵倉の下部に設けられたるベルトファイダーに依り鐵石は第一のハーデンボールミルに入る。此のミルには別に鐵石噴霧器〇・一封度のゼンセートオイルと同じく、一・〇封度の石灰とを装入する。ミルは毎分廻轉數三〇で、その排出口に四分の一吋目の廻轉篩を有する。ボールはクローム鋼製五吋にして一臺に一、一〇〇封度を入れ、ボールの徑一吋半に磨減せるとき之を取換ふ。篩下は鐵石は徑によりドリルクラッシュファイヤーに入り、泥鐵はM・S式浮選鐵機に行き、砂鐵は篩上のものと共に第二のハーデスチボールミルに行きて碎かれ、出來た泥鐵はクラッシュファイヤーに行く。

三 浮選選鐵設備 M・S式浮選機にはルーツ選風機に依り二封度壓力の空氣を吹き込む。その第一區より第二區迄の浮選は、二吋濁巻帶を以てマラルファルターに送られ脫水せられる。第三乃至第八區のものは再び浮選機に入れられる。浮選機からの鐵尾にフオレスダースカベンヂャーセルにて浮選と鐵尾とに分けられる。浮選は磨鐵場のクラッシュファイヤーに送られ、鐵尾はオーベーストロームターブルにかけられる。ターブルからの鐵尾は棄却せられ、汰鐵は磨鐵場のクラッシュファイヤーに送られる。

乾燥場 コンクリート床の幅五〇呎、長一〇〇呎の温突式とし、一噸約二四八十五錢にて謂負はしむ。謂負者は乾燥用薪及び袋結蘇び秤量場迄の運搬等を負擔し、袋又は鐵は專務所負擔にして薪は一コード(二二八立方呎)にて鐵石約四五噸を乾燥し得るも、冬季は夏季よりその量多く汰鐵乾燥場の水分は約一・八%乾燥後は殆んど水分ない。

引は選鐵工場各部に對し壓所に蒸氣管の暖房装置を施し、冬季五箇月間平凍炭を以て蒸氣を運す。選鐵用水は工場の西約三丁の地に唧筒を設け、溪水を六〇馬力渦巻唧筒二臺を以て、又冬季は別に三〇馬力渦巻唧筒を以て一八〇呎の高さを有する選鐵工場背後の山頂に於ける貯水池に揚水する。

原 動 機

ダイゼルエンジン	瑞典ストツクホルム製一〇〇馬力	一臺
發電機	四五 K.V.A.	一臺
ダイゼルエンジン	瑞典ストツクホルム製一五〇馬力	一臺

總夫員數及賣金 (昭和四年十二月末日現在)

種別	夫員數	賣金	平均	取賣	
				最高	最低
坑内	支	二八	七五	一三〇	七六
	工	一七	八〇	九〇	八七
坑外	製	九七	六五	一〇〇	六三
	運	七	七五	二〇	六七
計	總	三二〇	六〇	一三〇	六五
	計	四〇	六五	二二	三一
坑内	柱	四	八〇	九〇	八〇
	掛	七	七五	二〇	六六
坑外	鑛	一六	六〇	八〇	六五
	城	四	八五	二五	二二
計	總	三二〇	六〇	一三〇	六五
	計	四〇	六五	二二	三一
年次	昭和二年	六、〇一六	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
	昭和三年	四四、七〇六	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
種別	金	六、〇一六	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
	銀	四四、七〇六	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
種別	鋼	三、〇三三	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
	銅	二、〇三三	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
種別	銀	三、〇三三	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
	銅	二、〇三三	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
種別	鋼	三、〇三三	三九四、六〇八	四一九、六〇四	
	銅	二、〇三三	三九四、六〇八	四一九、六〇四	

同	四	年	汰	鑛	三五五、四二五
同	五	年	汰	鑛	一、五一〇
同	六	年	汰	鑛	二、四六二
					四九〇、八七〇
					四二〇、六二二
					四八二、七一〇

笏洞金鑛 (金)

黃海遼遠安郡水口面 鑛業權者 藤 世 胤 外三 面積合計 四、一三六、五八〇坪

本鑛山は數百年前の開坑に伴ると雖も舊記の微すべきもなく、明治三十四年一月山下某の管理に歸し、稍々稼行上の面目を改めたが再び轉延の所管になり、金鑛委員出張し德太式にて探掘したが、三十八年二万英人アーサー・レウエレン・ピアースの名を以て鑛業特許証を獲得し、その後コレアン・ノンデグレート・ロミツテットの手に歸したと云ふ。同權者は二箇年間直接作業したけれども不振に終り、四十年十一月コールプランク・ホストロウイック組合に作業を委ね、探掘の結果笏洞鑛床の有望なるを確かめ、四十一年米國礦城鑛業會社權利を買致して事業を擴張し、四十三年楠亭鑛床の有望なるを認め、四十四年平壤松野洞に電力設備を完成し、大正十四年八月に至り、既發見鑛床は殆んど探掘し盡し、新に探掘の必要を生じたとの故を以て同月限り作業を休止した。

この間笏洞は楠亭鑛床の一支山の鑛を呈し、大正十年六月朝鮮人數名協同して本鑛山を德太式にて借得し探探鑛に從事した。昭和二年九月組合組織と爲し、組合員約八十名(一二名の外人を除き他に殆んど全部朝鮮人)で資金を抽出し事業を擴張を圖つた。而して手續上遼安金鑛鑛區中、笏洞方面を減價せしめ、同時に之を古鑛區に分割して新たに鑛業の出願をなし、昭和三年十一月許可を得たものである。而して水車鑛鑛に依る金の採取率は、平均六〇%を出でざるべく、鑛尾鑛古流しに依る精鑛の採取率も宜しからざる爲め、昭和四年八月搦鑛浮游選濟工場の建設に着手し、昭和五年二月十日その完成を見た。

遼 通 本山事務所々在地は水口面夜光里にして、京義沿線から此の地に到着するには、新幕・瑞興又は中和より入る事も出来るが、寧ろ平壤からの自動車を利用して栗里に到り、それから徒歩又は馬背で進むこと更に東約六里で石倉里に達し、南方添谷を過ること約半里で到着する。

戸	口	朝鮮人	戸數	一四六	支那人	戸數	三	計	戸數	一四九
		人口	七九五		人口	六		人口	八〇一	

旭寶鑛床及新鑛體 新鑛體に就いて述べよう。

新洲體は朝鮮人鑛管以後、大正十三年發見に伴るもので、漢城鐵業會社鑛管當時に於ても地質的に此の方面に新鑛體の賦存すべきを豫想し、極力探鑛したけれども發見せずに至つたものである。新鑛體は大通湖水準坑道の北西引立近くから傾斜三十度で北八十五度東の方向に一大燧筒狀を成して下り、幅二十尺乃至五十尺、高さ十五尺乃至五十尺に及び、現坑底は入通湖水中から斜距離約九百尺に及び、底部では幅五十尺、高さ五十尺の一大洞窟となる。鑛石は石灰岩中に主として透脚石及び硅灰鐵鑛に伴つて黃銅鐵及び錳鐵と含有するものから成り、金銀鑛の外少量の砒鉛鑛を含む。

現今採掘處理する鑛石の品位は、金十萬分の二・五、銀十萬分の二、銅百分の二・五内外のもので、著給に千分の一乃至二である。

採 鑛 採鑛は手掘發跡後に依り坑夫二人を以て一組とし、打鑛と鑛の支へ方を交互に交代して行ふ。母岩は硅化石灰で甚だ堅硬である。鑛孔能力は二人一交代で平均八尺、堅岩は鑛坑長に依る積負制度でダイナマイトは一工當り三本である。礼大は照明用ガスターン及びカーバイドを負擔するのみで、煤油・煤・ヘンマー等は全部事務所持ちであり、採鑛夫約七十人で一日約十噸乃至二十噸の出鑛があつた。

採掘した鑛石は十八貫入バケットに入れ、之を手捲揚にて斜距離約四百五十尺を二段に捲揚す。捲揚けたる鑛石は百八十貫乃至二百貫入鐵車に入れ坑外に搬出する。軌道は十二封度レールで軌間に十九寸である。排水は一時、イノの手動吸揚唧筒に依り約五百尺を三段にて排水する。

選 鑛 坑内より搬出されたる鑛石は大塊は之と小割選鑛を爲し、最も鑛は直接選鑛し、普通鑛は選鑛製鍊所にて處理する。その設備中主なる機械は左の如くである。

フレイキ破砕機	McCormick	揚 威 機	一千五十封度	五本立	
四條分鑛機	徑五呎、高五呎	以 威 機	McCormick		一
ドーア分選機	標準型	ハートンチ磨鑛機	McCormick (ハンブルムを使用)		一
K・K復式浮遊機標準型		K・K單式浮遊機標準型の長さだけを半分にするもの			一
ウキルフレーター	十番型	カノハムターブル	McCormick		六
原 動 機	二百二十馬力吸入瓦斯機関	炭 電 機	七十五「キロワット」		一
電 動 機	十五馬力	電 動 機	二十馬力		

四 二十五馬力

電動機本工場は一昼夜四十噸の處理能力を有し、鑛石は金銀銅鑛で提采法、浮選法、ウキルフーリ淘汰盤及びヒカンベス淘汰盤を用ひて青金及び精銅を採取する。鑛石は全十萬分の二・五、銀百分の二内外のもので、提采法で金の大半を採取し、浮選法では金一萬分の一、銀百分の三十程度のものに原銅量の百分の三位を採取し、淘汰盤に出来るだけ溢利を回収する爲めに行ふもので、結局の採取率は金銀共に九十%の見當である。精銅は俄南浦製鍊所に賣鍊する。その選製系統は次の如くである。

山光塔岩浦間三層 馬背 塔岩浦俄南浦間 船

鑛夫員數及賃金 (昭和四年十二月末現在)

種別	人員	賃金		
		最高	最低	平均
坑支	夫 一	一・二〇	・七〇	・九五
坑運	夫 五	一・〇〇	・九〇	・九五
坑工	夫 三	一・三〇	・七五	一・〇二
坑選	夫 一〇	・九〇	・六五	・七七
坑鑛	夫 五	・七五	・六五	・七〇
坑製	夫 三	一・一〇	・四〇	・七五
坑運	夫 三	一・三三	・七〇	一・〇一
坑廠	夫 四	一・〇〇	・六〇	・八〇
坑機	夫 五	二・六七	・七〇	一・六九
坑工	夫 三	・九〇	・六五	・七七

鑛産種類

載寧鐵山(鐵)

年	大	種	別	數	價	高
昭和三十二年	金	地	銀鋼	一七六、八九四		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	一八四、二八六		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	三九、三四五		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	九八、五九三		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	一五、〇二六		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	九三〇		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	七、〇〇六		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	六七、五五〇		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	一六三、九一一		
昭和三十三年	金	地	銀鋼	一二五、七五五		

黃海道載寧郡三支江河、載寧面 鑛業權者 商 工 省 面積 六一〇、二一八坪
 軍 口傳に依れば高麗朝の中世より載寧水鐵として名高く、農具及び日用鐵器を鑄造する原料に供せりと云ふ。明治四十年繪圖書
 内府の所管となり、四年四月西塔鶴太尉内府の委任を受けて採鑛を開始し、爾來載寧石は八幡製鐵所に給鑛しつゝあつたが、明治四十三
 年一月日本政府に移讓せられ、商工省の所管となり今日に至る。現に三菱製鐵株式會社に於て採鑛の委任を受け、鑛石は八幡製鐵所に
 送致しつゝある。

交 遷 京義線沙里院驛より西兩二里半に位し、載寧邑は本山の東方一里で、沙里院より朝鮮鐵道東海線を利用し、金山驛下車後町に

して至る。尙ほ本山の東方約二十町にして鞍家江に達する。舟楫の便があり、西岸青龍里に江岸貯鐵場及び横込棧橋を設け、專用軌道
を敷設し鐵石の運搬に便する。事務所は三江面金山里にある。

戸口	内地人	戸数	一五	朝鮮人	戸数	一六八	支那人	戸数	三	計	戸数	一八六
	人口		五七	人口	九二九	人口	九	人口	九九五			

地質及鑛床 地質は片麻岩を基岩とし、大同層及び沖牧層の堆積せる丘阜地で、鑛床の西端に片麻岩が現はれる。この大同層は頁岩・砂岩
及び燧岩の異層より成り、これに扁豆状を成せる燧岩・石灰岩及び鑛鐵床を賦存する。鑛床は砂岩及び石灰岩の小塊を挟みたる頁岩層及
び砂岩・頁岩の交層中に存在し、扁豆状・風蝕状或は不定形の鐵塊となりて夾在し、附近地表の粘土中には鑛礫を多量に含有して居る。
本山の主要なる鑛帶の一つは延長約四千尺、最大部の幅二千五百尺に達す。

鑛石に石英及び稀に重晶石を伴ふ褐鐵鑛及び赤鐵鑛で、概ね多孔状であるけれども、また葡萄状・乳房状等があり、而して褐鐵鑛中
には赤鐵鑛の核を有するものもあるも、概して赤鐵鑛は晶質で粒状又は板状を呈して居る。

鑛石分析表

種別	水分	磷酸	鐵	矽酸	硫黃	燐	鉍
A 選出鐵鑛	八・八六	〇・一〇	五五・四四	八・八四	〇・〇二	〇・〇七二	〇・〇一四
B 同	九・九八	一・二五	五五・一五	八・四七	〇・〇〇五	〇・〇六〇	〇・〇三一
C 同	九・一八	〇・八四	五三・三六	一〇・二〇	〇・〇六〇	〇・〇四〇	〇・〇四カ

採鑛 採鑛場は從來第一、四、五區乙山及び甲山の五區域に分けて作業したが、採鑛の都合上、昭和二年七月より第一區(舊第一區)、
第二區(舊第四區乙山)、第三區(舊第五區甲山)の三區域に改稱發行した。各區に夫々適當の階段を作り、各階段に數箇所の切羽を設け
て、一切切羽に二人乃至三人の鑛夫を配置し、採鑛及び選搬を爲すものである。而して當山一日の使役人員は九三〇人で、三六〇噸内
外の鐵石を産出する。

選搬 選搬は極めて簡單な方法を用ひて採鑛すると同時に、採鑛夫は土石の選別を行ひ、鐵石の大塊はこれを適當の大きさに碎砕す
る。尙ほ鐵石には多量の粘土が附着して居るから、高所より傾斜に流ひて之を抛下して粘土を除去するを普通とする。また選搬夫は貯
鐵場に於て破砕又は捨石の選別を爲す。精鐵の品位は含鐵約五〇%である。

採搬 採搬した鐵石は鑛車を用ひて中繼貯鐵場に運搬する。而して第二區(舊乙山)に於ては、特に機械を設けて下段地表の採

粗鑛石を上段地盤に採掘し貯蔵場に搬入する。貯蔵場からは再び減車に依り江岸貯蔵場に搬出し之れを舂砕みとなし 一部は兼二浦製鐵所、他の一部は機島にて本船に積込み八幡製鐵所に搬出するものである。中嶺貯鐵場より江岸貯鐵場迄一二封度軌道一哩五〇釐を敷設した。

原動機その他設備 原動機としてはロコモビル汽機一臺を設け 製成汽機十五馬力と以て摺揚げる。その大要は左の如くである。

ロコモビル汽機	三、六	長	九呎	火爐面積	一、〇〇	受熱面積	二、五〇	推定馬力	八	常用汽機	八、〇	燃料	七、
馬力	二、	馬力	九	面積	〇	面積	〇	馬力	八	汽機	八、〇	摺揚	七、
製成汽機	二、	馬力	九	面積	〇	面積	〇	馬力	八	汽機	八、〇	摺揚	七、

鑛夫員數及資金 (昭和四年十二月末日現在)

種別	人員	資金
採鑛	八八四	・七六
選鑛	三三二	・五一
運搬	七八	・八五
機檢	三	・八三
工務	一六	・八〇
農務	二九	・七九
計	一、〇四二	・七六
採鑛	八八四	・七六
選鑛	三三二	・五一
運搬	七八	・八五
機檢	三	・八三
工務	一六	・八〇
農務	二九	・七九
計	一、〇四二	・七六

九三、三九〇	五六〇、三三八
--------	---------

岡	三	年	一一一、二九八	八八、八九八	三三九、八三七
岡	四	年	一〇六、二三二	五一、三二六	一一四、五三八
岡	五	年	一〇六、二六八	一一四、二六〇	五七〇、六〇三
岡	六	年	八三、一一一	八九、〇一七	四四五、〇八五

三菱下聖鐵山 (續)

黄海道載奉郡下聖面 鐵業業者 三菱製鐵株式會社 面積 一、〇五七、七六〇坪

附 本鐵山は大正二年八月三菱合資會社が許可を受け、主として第一三五七號鐵山の探鑛に従事した。その後同七年十月現鐵業權者これを譲り受け、同九年三月以來専ら第一三六〇號鐵山の探鑛に従事し、同十一年三月その大體を完了し、同年四月より採鑛準備に掛り、大正十四年五月一日より愈々採鑛に着手したものである。

通 本鐵山は海拔七四七米の長壽山の南方一甲餘に位し、海拔二八六米の車馬山は西方約二〇町に在り、載奉邑より海州街道を南進すること約六里で、本山の西方約一里半なる新院里に達する。新院里は載奉及び海州方面より自動車を通じ郵便所・金融組合等があり、また朝鮮鐵道濱海線上海驛よりの郵便鐵道終點下聖山に在る。鐵山形務所は下聖面大廳里に置かれて居る。

戸	口	内地人	戸數	一四	朝鮮人	戸數	二二六	支那人	戸數	三	戸數	二四三
		人口	四八		人口	一、二〇〇		人口	九		人口	一、二五七

地質及鑛床 本鐵山附近の地質は古生層より成り、長壽山に凝岩の厚層で、その南麓の低丘地は粘人ど古生層に屬する石灰岩より成り

その走向約東西、傾斜南落五〇度内外である。而して丘地の地表は赤褐色粘土の厚層に被覆せられ、鑛床は石灰岩の走向に沿うて不定形の鑛塊或は層狀を爲し、鑛区内には鑛床の密集せる部分があり、鑛石に概して多孔質で、鑛床は二寸乃至一寸のもの百分中四〇内外を含む。鑛石に褐鐵鑛が普通であるけれども赤鐵鑛の部分も亦少くない。

採 鑛 採鑛開始は大正十四年五月一日で、鑛區を東部・中部・西部の三區域に分ち、採鑛方法は各區に夫々階段を作り、各段に切羽を設けて所謂階段式露天鑛を爲すものである。採鑛は鶴嘴を用ゐる手掘法のみで、爆藥は基岩破壊の際でなければ必要を認めない。採掘鑛石及び抔土の運搬は一二封度軌道を敷き木製運鑛車を利用する。鑛石は貯鑛場(山の傾斜地を利用したもの)に落し、直ちに鐵道貨物に積込むのである。一日の使役人員は約九三〇人にして、三五〇噸の鑛石を得る。

朝鮮の産物 (中篇)

選別 鑛 選別法は各探採現場に於て手選別を行ふのみで、一尺以上の大塊は五寸内外に碎き、又は附着粘土の除去、低品位のものゝ選別を行ふ程度に過ぎない。特に選別と稱するものは一日平均二十人位で二九五越内外の粉鑛を得、その含鉄品位は五二%見當である。選別 鑛石はすべて鐵道貨車積として袋二浦製鐵所に送る。

鑛夫員數及賃金 (昭和四年十二月末日現在)

種別	人員	最高賃	最低賃	平均賃	年次	探採高	數		價	
							取	賣	取	賣
採鑛夫	一、〇九五	一・二〇	・五〇	・五六	昭和二年	四三、一九二	取	賣	取	賣
鑛路工	六	・九〇	・七五	・八一	昭和三年	八七、五〇三	取	賣	取	賣
木工	二	・九〇	・八〇	・八五	昭和四年	一〇八、一〇〇	取	賣	取	賣
木工	三	一・一〇	・七五	・八八	昭和五年	八〇、六三四	取	賣	取	賣
雜計	五四	・六〇	・四五	・四九	昭和六年	九四、八一七	取	賣	取	賣
總計	一、一六〇									

兼二浦鐵山 (鐵)

青海道黃州郡松林面、九環面、清水面、榮二浦邑 鐵鑛權者 三菱製鐵株式會社 面積 一、〇六八、七五一年

鐵鑛 本鐵山は明治四十三年小田某區域の南部に於て小規模の採鑛に従事したが、暫時にして休止し、明治四十四年六月三菱會社會社之を譲り受け、大正七年四月三菱製鐵株式會社の經營に移り今日に至つた。

交通 榮二浦線榮二浦驛より北東約三十町で本鐵山の西端に達する。輕便鐵道は鐵山の區域を横斷し、區域の東端惠場坊より榮二浦製鐵所に通じ鑛石の運搬を爲す。

戸口	内地人	戸數	六四二	朝鮮人	戸數	一、六五三	支那人	戸數	九八	計	戸數	二、三九三
		人口	二、四四一		人口	七、九三三		人口	三八七		人口	一〇、七六一

地質及鑛床 鐵鑛床所在地域の地質は大石灰岩統に屬し、概れ石灰石及び白雲岩より成る。丸山牙鑛所の南方の石灰岩中には、沙褐色粘岩の厚層を挟有する。區域内に於ける石灰岩はその殘留粘土にて蔽はれ、他層の薄透不明瞭であるけれども、石灰岩層の走向は東西乃至東北東で、傾斜は南方に四十度乃至五十度である。鐵鑛床の産出狀態は、石灰岩中の(一)層狀(二)脈狀及び(三)空洞内に在る不規則塊狀に、(四)殘留粘土中の塊狀である。

鑛石は褐鐵鑛及び赤鐵鑛で、前者はその主要なるものである。褐鐵鑛は單獨に存することあるも普通は赤鐵を伴つて産出する。褐鐵鑛は多孔質で土狀又は糊狀を呈するものと、密質で鐵乳石狀又は葡萄狀を呈するものがある。

採鑛 區内を七鑛區に分ち、西崎山鑛區に採鑛場を西北に區分し、上下段を設けて作業し、又雲山里區域にては棚下と、青石里區域にては上下段に、竹笠里區域にては南北兩部に分ちて各階段を設け、蛇坑區域にては南北部に區分し上下段を作り、坂本山區域にては二階段を設け、雲山里は南北部に分ち、上下段を設けて夫々露天式階段採鑛を以て稼行する。全鑛區を併せ一日平均使役人員は約一九五人で、三五路内外の鑛石を産出する。

選鑛 選鑛作業は極めて簡單なる方法を用ひ、採鑛すると同時に採鑛夫は土石の選別、破碎及び附着粘土の除去等を爲すものである。

運鑛 運鑛方法は各區の採鑛場より貯鑛場の手押軌道を以て搬出し、夫れより貨車積として私設專用輕便鐵道に依り榮二浦製鐵所へ搬送する。

鐵 鑛 夫 員 數 及 重 金 (昭和四年十二月末日現在)

種別	人員	採掘高	数量		平均
			販賣	買入	
採掘	一四五人		一・〇〇	四三	・五七
工務	二		・六二	・六二	・六二
補給	一九		・六九	・六五	・六五
試船	九		・八四	・六四	・六四
計	一七五				
昭和二年	七、八九二		一二、〇〇三	九六、〇三〇	
昭和三年	一一、九二五		六、七〇九	五三、六七四	
昭和四年	一〇、八〇四		—	—	
昭和五年	八、五〇一		八、五〇一	五五、二六〇	
昭和六年	一八、九八四		一八、九八四	一一三、九〇八	

般 票 鐵 山 (鐵)

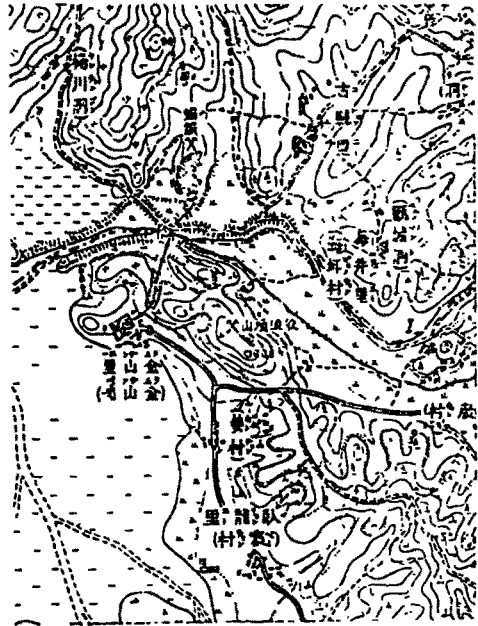
黄海道殷栗郡二道面、北部面 領業権者 同 工 省 面積合計 一、八二二、六九三坪

本鐵山は明治三十三年頃から繼續して發行せらるゝも、その所管に最初露韓國宮内府に屬し、同三十八年露韓國農商工部に移り、同四十三年一月日本農商務省に轉じ、大正十四年五月現權者名義となつた。而して當初は小規模の採掘を行ひ、附近に於て農具その他日用品を鑄造する原料に供したけれども、明治四十年頃より其の採掘は續べて官營事業で、その採掘は之を富田礦作に譲當せしめ、官廳に於ては單に之を監督するに止むることとなつた。

位置及交通 本鎮山は黄海道の北西端、大同江口の南に在りて、海に面して居る。この地に至るには鎮南浦より大同江を渡舟し、青村と今トに至り自動車にて長連、般乘を経て達することを得る。北部而金山里に鎮山事務所がある。

戸数	二六	朝鮮人	戸数	一七八	支那人	戸数	二
人口	一三四	人口	一、二〇	人口	一一	計	戸数
							人口
							一、二五五

地質及鎮床 この地方を構成する地質は下部及び中部中生層沖積層並に花崗岩で、下部中生層は凝岩及び粘板岩の累層より成り、これに砂岩を介層し、中部中生層は粘板岩及び石灰岩より成り、その粘岩は下層を成し、これに少しく砂岩並に凝岩の薄層及び扁豆状の石灰岩を介在する。石灰岩は其の上層を成して居る。而して下部及び中部中生層は共に鐵鑽床を擁する。



本鎮山の鎮床は中部中生層の層間に介在する扁豆状含鐵層下の坑にて溜水し、本作業場の作業を休止する際に施行する。解水後と雖も試掘の目的にて或る方向に坑道掘進を爲す事がある。採掘に使用する器具は主として鋤、矢鏝及び鐵棒に依るもので、ダイナマイト發破は石灰岩排除に主として用ゐる。運搬は簡單なる手運搬を行ふのみである。

運 搬 採掘場には軌道を敷設し、○・七越積鐵車にて金山浦積込貯鐵場に運搬し、それより貯船で青洋島陸上貯鐵場に送り、更に本

試層及び鎮境で、又これ等の鎮床の礫層崩壞に依つて生じた鐵礫は地表の表土中に堆積して露入化鐵床を成して居る。鐵石は多孔質で褐鐵を主とし、少量の赤鐵を伴ふ。

採掘及運搬 廣鏡山に於ける採掘場は、第二號坑・第三號坑・新二號坑・長連坑・楊川坑・農村二號坑の六區に分たれて居る。採掘方法は全體に於て所謂露天掘法に屬するもので、部分的に坑内採掘法を併用する事あるも、多くは結米期間中表土水粘り、作業困難を感じた時及び水

給に付込み八幡製鐵所に發送する。

題 鋼 機、現在使用する機械の概要は左の如くである。

一、第一鑛坑に於て使用するもの

汽 機	型 状	徑	長	汽 壓	汽 筒	衝 程	回 轉 數	ドラム の直徑	水 頭	水 量	ドラム の直徑	使用パイ プの直徑
	橫置多管式(パイ プ直徑60—18本)	3.2 ^吋	12分ノ一 ^吋	1.0 ^{気圧}	—	—	—	—	—	—	—	—

二、第二鑛坑に於て使用するもの

汽 機	型 状	徑	長	汽 壓	汽 筒	衝 程	回 轉 數	ドラム の直徑	水 頭	水 量	ドラム の直徑	使用パイ プの直徑
汽 機	橫置多管式	4.5 ^吋	1.5 ^吋	1.1 ^{気圧}	—	—	—	—	—	—	—	—
汽 機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汽 機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

三、第三鑛坑に於て使用するもの

汽 機	型 状	徑	長	汽 壓	汽 筒	衝 程	回 轉 數	ドラム の直徑	水 頭	水 量	ドラム の直徑	使用パイ プの直徑
汽 機	橫置多管式	4.5 ^吋	1.5 ^吋	1.1 ^{気圧}	—	—	—	—	—	—	—	—
汽 機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汽 機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

鑛 夫 員 數 及 賃 金 (昭和四年十二月末日現在)

坑内坑	夫	員	賃	均
	27	130	70	95

兼二浦製鐵所

年次	採掘高	敷	買	價	高	坑		外		合
						採	運	試	業	
昭和二年	五九、九三八	五五、三六八	三	三一六、〇〇三	一・一〇	〇	〇	〇	〇	五三〇
昭和三年	六一、五七二	六二、七七七	四	四一六、九六九	一・二〇	〇	〇	〇	〇	五
昭和四年	五九、一一九	六一、一八七	三	三五五、五八六	一・二〇	〇	〇	〇	〇	六
昭和五年	六五、二六八	六〇、五五四	三	二八九、七二〇	一・三〇	〇	〇	〇	〇	六
昭和六年	四九、〇六九	四八、六一二	二	三四三、〇六一	一・四〇	〇	〇	〇	〇	七
					一・一〇	〇	〇	〇	〇	四四七
					一・二〇	〇	〇	〇	〇	三二
					一・三〇	〇	〇	〇	〇	四七
					一・二〇	〇	〇	〇	〇	三二
					一・一〇	〇	〇	〇	〇	四七

所在地 黄海道黄州郡兼二浦 經營者 三菱製鐵株式会社

兼二浦製鐵所は神内唯一の製鐵所で、その建設由来を見るに、三菱合資会社は黄海沿一帯が鐵礦の埋藏豊富なることを知り、明治四十四年以來之が採掘に従事し、また兼二浦が比較的工場用水を得るに便利なると、港内水深く便に排水量五千噸級の船舶を容れ水運便利なるとに注目し、この地を選んで製鐵所の建設を計畫し、大正二年これが建設準備に着手したが、時恰かも歐州戰亂の勃發に遇ひ、先に獨逸に注文した鐵機材料が到着せざる爲め、更に米國に注文し、其の到着を持つて大正五年起工し、翌六年十月三菱製鐵株式会社を設立し、三菱合資会社臨時製鐵所建設部より其の業務を引継ぎ、超えて同七年六月十三日第一高爐、同八月二十四日第二高

運の火入式を舉行し、鉄造製煉作業を開始した。翌八年には製鋼工場の竣工を見、鋼鐵の製造をも併せ營むに至つたが、戦後の不況と共に軍備縮少の議決あるや、製品の賣先殆んど皆無となり、遂に大正十一年五月製鋼工場の作業を中止し、以來製鉄作業のみを繼續し今日に及んで居る。

工場設備 當所の敷地面積は三十三萬五千坪で、工場には製鉄工場・製鋼工場・鋼材工場・製炭及び副産物製造工場等があり、その主要設備の概略を示せば次の如くなつて居る。

製鉄工場

高爐 二 基

一基 一日の製鉄能力
一基 一箇年製鉄能力

百五十吨
五萬五千吨

一基 同

十萬吨

一箇年低炭鉄生産能力

五千吨

製鋼工場

平爐 三 基

一基 一回に煉製し得る原料の量
一基 一箇年に煉製し得る原料の量

五千吨
二萬五千吨

三基 同

七萬五千吨

鋼材工場

分塊ローレル機

一箇年生産能力

二十五萬吨

大型ローレル機

同

六萬吨

厚板ローレル機

同

十萬五千吨

製炭及副産物製造工場

副産物捕集豫熱式製炭爐

全能力

四百八十吨

ビーハイプ式製炭爐

同

一箇年
十七萬二千八百吨

同

同

一日
六十吨

同

同

一箇年
二萬一千六百吨

耐火煉瓦製造設備	計	一箇年	十九萬四千四百越
鑄造煉瓦製造設備	全館力	一日	三十越
高爐セメント製造設備	同	一箇年	一十越
イセツク式煉炭機	同	一日	一萬越
	同	一箇年	百五十萬個
	同	一日	百二十越
	同	一箇年	三萬六千越
	同	一日	二百越
	同	一箇年	七萬二千越

主要原料

高爐にて煉炭機一機を製造するには
 鐵 一・八越 塊 數 炭 一・〇越
 石 炭 石 〇・六越

鐵 總數の約九五%は朝鮮産の機械鐵で、その産地は、平安南道の骨川鐵山を除き、鐵山面・南陽・下邊面・榮二道・豊寧・天柱面・安番の各鐵山は何れも實海堂内に在り、朝鮮産以外の元%のものは支那太平鐵山、馬來半島ベッドマン鐵山の赤鐵塊である。石灰石は榮二浦鐵山産で、改良製造用の石灰は支那開灑炭、滿洲本溪湖炭、内地高船炭、岡崎戸炭、北樺太土成炭等である。從業員 昭和四年十二月末現在の職員は、事務技術に従事するものを合はせ二百五十二人、又工場に於ける定常労働者は製鉄工場三百六人、製鋼工場及び鋼材工場九人、煉炭及び副産物製造工場二百五十六人、共通工場四百七十九人、計一千五十人である。販賣状況 製品の主なる需要先は内地製鋼工場である。

昭和二年	年	次	鐵	塊	數	炭	價
							一二九、〇〇〇圓
							六、五二三、〇〇〇圓

昭和三年	一四八、〇〇〇	七、六五二、〇〇〇
同四年	一五五、〇〇〇	六、七九五、〇〇〇
同五年	一五一、三七九	五、九二三、〇七一
同六年	一四七、八五五	四、五八八、八八七

鳳山炭礦

礦區位置 黄海道鳳山郡洞仙面、文井面 礦區面積 九九〇、一六三坪

礦業權者 加藤爲三郎 礦業代理人 大森宅二

増加に伴ひ諸般の設備を擴張したが、四十一年警察炭株式會社と合併、翌十二年には更に會家炭礦も合併し、社名を鳳城炭礦株式會社と改稱し、益々事業を擴張して今日に及んで居る。

地 理 礦場平野の東端に位し、低丘の地帯で狹長形たる京義新線鳳山驛から、本坑迄西南約一哩、七坑及び八坑は約〇・五哩である。尙ほ沙里院には北約二・五哩で、交通運輸共に他礦に比し便利である。事務所は文井面御水里に在る。

戸口	内地人	戸数	一一	朝鮮人	戸数	一六六	支那人	戸数	一一	計	戸数	一八八
	人口		三六		人口	九六二		人口	三六		人口	一、〇三四

炭 層 基勢は石灰岩で、緩行し得る炭層は上から順次東坑層(厚一五尺)、本坑層(厚二五尺)及び下層(厚五尺)の三層である。而して五層の内、本坑層は最も良質であるが、上部五尺は質稍劣り、中央に約四尺の炭質頁岩があり、この夾に依つて上層(厚六尺)及び本層(厚八尺)に區分されて居る。本層は質最も良く上層に頗多く質又劣つて居る。又下層炭も中央に厚き夾みがある。各層間の距離は平均東坑本層間八〇尺、本坑下層間四〇尺である。新鳳山驛に近き第七坑及び第八坑で、風層と名づけて探炭して居るのは東坑層に相當すべきものと思へるが、該層は七坑では二枚の夾(上一尺、下六尺)があつて、下部六尺の白色頁岩に依つて上下二層に區分され、上部炭七一・九尺、下部炭四尺となる。八坑に於ける該層に中央の夾三尺内外となり、之に依りて上部炭四一・五尺、下部炭五一・六尺の二層に區分される。兩部炭とも薄き夾み數枚がある。

炭層の走向は本坑方面では約北六〇度東、七坑、八坑方面にては北三〇度東を示し、傾斜は北又と西で、一坑方面では三〇度(深部

にて一五度内外)、四坑方面及び七坑、八坑にては平均一五度内外である。

採 本坑に舊年約七萬坪の區域に互り殘柱式採炭を爲し、漸次炭柱拂を爲しつゝあつたが、坑内にて自然發火が起り、玄線に困難を感じたので一時これを放棄し、昭和三年始再び第一坑を下層に沿ひて開坑し、之より本坑溜水面にクロス・カットを開鑿し、コンクリート・ダムを築きて中に鐵管を挿入し、之より試鑿に依つて舊採炭跡の水面に貫通せしめ、鐵管にゲート・バルブを附し、之より任意の面まで排水を爲し、順次採炭面を下げつゝ本坑の舊採炭跡を作業して居る。

同時に第一坑の左部に第二坑を、右部に第三坑及び第四坑(共に本坑層を掘通す)を開鑿して可及的に各片鑿の距離を短縮するに努めて居る。この外第四坑の北東に東坑といふのがあつたが、出炭が少い。

尙ほ、本坑の上部對頭に近い個所は地表から約七〇尺の深さに大正十四年頃から露天掘を始め昭和三年十月まで繼續した。第七坑(第一坑口より北約三五〇間)は前記風層の上部下部兩層の中間のみを一段に採掘して居るが、第八坑(第一坑口より北約五〇〇間)に中央の夾が發達して居る爲め、上部下部兩層を二段に同時に採掘しつゝある。最近七、八坑の深部を採掘する目的で、兩坑の境界炭壁に沿つて斜坑(中央坑)を開鑿中である。

坑名	坑道		傾斜	延長	坑名	坑道		傾斜	延長
	高	幅				高	幅		
本坑 第一坑	七尺	八尺	二五度	五〇〇尺	第一坑	六尺	七尺	二〇度	四〇〇尺
第二坑	七	八	二五	四〇〇	第二坑	七	八	一八	一、五〇〇
第三坑	七	八	二五	四〇〇	第三坑	七	八	一八	一、二〇〇
第四坑	七	八	二五	三〇〇	第四坑	七	八	一八	一、二〇〇

炭層が厚い爲め岩石を掘通する場合が少いので、昭和三年中は殆んど火薬を使用しなかつた。

水 當時の出水量本坑毎分一〇立方呎、第七坑及第八坑各一立方呎、最大水量は本坑二〇立方呎、第七、第八坑各三立方呎である。

型式	汽筋	水筒	街	臺	敷	掘附個所
エバンヌ	一〇	六	二四	二	本坑、七坑、	
スペンナル	一〇	五	一八	三	八坑、二臺豫備	
ウオシントン	六	三	六	一	七坑	

ウオシントン 同 四 三 三 四 五 二 一 八 七坑、準備

運 鑛 切列運搬をチゲを使用する。捲揚機の型式及び能力は左の如くである。

型 式	汽 缸		捲 揚 機		捲 揚 機		臺 數	備 附 個 所
	徑	衝 程	徑	衝 程	徑	速 度		

兩汽缸横置不凝縮單鼓扇
 同 六〇^寸 一二^寸 二四^寸 五・〇^尺 四・六^尺 八分七^寸 三五〇^尺 二 三坑、七坑
 同 六〇 八 一六 三・〇 三・〇 八分五 二五〇 二 坑外選炭場八坑
 同 六〇 七 一四 二・六 三・〇 八分五 二〇〇 二 一坑、中央坑

向は第二坑には一〇吋(汽缸徑)の捲揚機一臺を新設した。第四坑及び東坑は捲揚機なく、チゲで坑外選炭場出して居る。坑外は本坑・七坑・八坑の各選炭場から新鳳山驛まで軌道を敷設し、牛車に依りて運搬して居るが、最近別に第一坑選炭場から新鳳山驛まで略々直線に軌道を敷設し、ガンリン又は蒸氣機關車に依り運搬する計畫である。

選 炭 第一、第二、第三坑は本坑選炭場、第七及び第八坑は各坑口の選炭場で手選を爲す。普通節の大きさは第一第二第三坑は四分目、第七、第八坑は六分目を使用して居る。

動力 全部蒸氣力に依る。汽鐘の型式及び大きさは次のやうである。

種 別	鐘 徑	鐘 長	常 用 汽 壓	臺 數
ランカソンヤード	七・〇 ^寸	三・〇 ^尺	六〇 ^尺	一
同	六・〇	二・四 ^尺	六〇	三
コルニツシュ	五・〇	二・四 ^尺	六〇	二
堅型コルニツシュ	五・〇	二・〇 ^尺	三〇	三

取 主として鐵道局に納入し、京城・平壤、その他地方賣である。
 採炭高及販賣高 最近七箇年の採炭高及び販賣高は左のやうである。

採 炭 年	採 炭 高	販 賣 高
大正十四年	六〇、二八〇	三、三二五九
昭和元年	同	三、四四一
同 二年	同	八、二九二六
同 三年	同	八、二四四
同 四年	同	一
同 五年	同	一
同 六年	同	一

販賣高 五一六九六 七七七四一 二一七五五 四四三三三 七二五二七 六七六二二 五八三九五

昭和四年各月未減夫在研人口右に如くてある。

職別	採炭夫	支村夫	坑内雜夫	選炭夫	機械夫	坑外雜夫	鋸入夫	台	計
五 月 (最小)	三八〇	九五	三三二	一九〇	四〇	七五	四三〇	一五四一	
四 月 (平均)	四七〇	一〇一	三三二	二〇〇	四〇	八〇	四三〇	一六七二	
十二月 (最大)	五三〇	一四〇	三三〇	二四一	四〇	九八	四四一	一八五〇	

价川鐵山 (續)

鐵區位置 平安南道价川郡中西面、北面、价川面 鐵區面積 三、二四八、〇五八坪 鐵業權者 株式會社日本製鐵所
 遺 草 發見の時代は詳でないが、早くより當地方は鐵産地として知られて居たのである。本鐵區は明治四十三年許可を受けたが、大正元年三井鐵山株式會社が譲り受け、探鑛の後同四年始めて探鑛に着手し、同七年北海道製鐵株式會社の所有となり、次で同九年現鑛業權者が經營する事となつた。尙ほ昭和四年十一月附近に在る朝鮮鐵山株式會社所有の三鐵區を買収した。

遺 題 本鐵山事務所は、同系价川鐵道株式會社線价川驛前に在つて、新安州驛の分岐點から一八・六哩である。又探鑛事務所は价川面軍隅里に置かれて居る。

戸数	朝鮮人	支那人	計
戸数	七二	四二二	一一
人口	三一一	二、六三六	五五
戸数			五〇三
人口			三、〇二二

地質及鑛床 地質は古生代に屬する珪岩・粘板岩・砂岩・石灰岩及び中生層の砂岩・頁岩等から成つて居るが、鑛床はこの石灰岩・粘板岩中に在つて石灰岩の一部を交代して生成せられた交代鑛床である。鑛石は褐鐵鑛を主とし、赤鐵鑛を従とし稀に菱鐵鑛を伴ふ。鑛床の一般走向は北東から南西に走り、越々膨脹したところがあつて主として、この部分を探鑛場として居る。

探鑛 鑛床の範圍は數里に亘つて居るが、主なる探鑛場の區域は、正統山の東麓に賦存する第一、第二、第四の各露頭、及び松骨山南麓の松骨山探鑛場・麻洞・龍興里の探鑛場である。最近北面附近(登錄第一一七六號鐵區)の探鑛準備中である。探鑛は露天掘及び坑内掘であるが、最近の主要坑である正統山の各露頭は、主として坑内掘で、炭鑛に於ける殘柱式のやうな方法を採用して居るが、松骨山及び龍興里の各探鑛場及び北面に在る鐵山事務所附近の探鑛場は露天掘である。而して何れも手掘發破法で、直營で採行して居る。

選 鑛 手選で大塊は之を碎きガ叶内外とし、鐵石の單位はナ〇%の鐵の含有あるものを標準鐵石として居る。

運 搬 第一露頭、第四露頭はインクラインに依り、第二露頭は自動車道に依り、夫々泉洞探鑛場に運搬する。龍興里泉洞間三哩の鐵索は動力を使用し、前記北面の探鑛場はガソリン機關車を使用して居る。尙ほ實鑛は价川鐵道に依つて居る。

動力 カタンカッシャー汽機二基あつて常用及び六〇キロ發電機用として居る。電力は北面探鑛の排水用に使用する目的である。

販 路 主として价川鐵道に依り兼二浦三發製鐵所に賣鑛して居る。

鑛産額 最近七箇年間の販賣高は下表の如くである。

大正十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
六三、五九五	五七、七六四	六〇、〇六〇	七四、一七四	七〇、一五四	六九、九七六	三六、三五六
二八六、一七七	二五九、九三八	二五八、二五八	三〇七、一四二	二九八、九一二	二九九、三五一	一五二、七五九

夫 昭和四年末鐵夫人員は左の通りである。

職 別	坑 夫	支柱夫	運搬夫	選鑛夫	總檢夫	工作夫	雜 夫	修鑛夫	計
人 員	八六	九	五〇	二〇	五	二	二三一	七	四一〇

江 西 炭 産 (煤燐炭)

鑛區位置 平安南道江西郡斑石面、東津面、江西面、大同郡大皮面

鑛區面積 A坑面積 一、二六四、六六三坪、B坑面積 八、一三、〇八〇坪 鑛業取者 朝鮮煤炭鑛林公會社

選 搬 大正二年加藤藤太郎許可を受け同六。A坑(本坑)を開坑し、引續きB坑(長山坑)を開坑し、漸次發展して今日の盛況を見るに至つた。尙ほ昭和二年本坑の陸鑛區を三發製鐵株式會社より譲り受け、新にその探鑛を開始した。

地 理 A坑は平南線岐陽驛を距る北西北、江西邑の北東二・九哩にて、B坑は本坑の北東に、五哩に在る。事務所は東津面龍井里に置かれて居る。

戸 口	内地人	戸数	一一	朝鮮人	戸数	一五七
	人口	五二		人口	八四二	計
				人口	九九四	

炭 層 本鑛區は平壤西亦炭田の西端に位して居る。炭層はは大皮炭鑛の延長であつて、同炭層と同じく大皮炭及び長山界に分れ、而

に向斜を成して居る。但し大貫系の走向は、A坑附近にては一般走向に對し、北に殆んど直角に轉位する。採行せる炭層は上位より順次上層・中層・下層・最下層炭の四層であるが、大貫系にては中層が最も發達し、長山系にては下層が發達して居る。

煤 A坑に於ては大正七年事務所の北に第一坑(斜坑)を開鑿し、上中下の二層(局所的に最下層)を採炭して居るが、この内中層最も發達し、上層は比較的發達して居ない。この第一坑は本炭層に於ける最も主要なる坑口で、目下右六片磐の切替近くに斜坑を割し、坑内捲揚機を設置してその深部を採炭して居る。第二坑は第一坑の東の部分を採炭する目的で昭和元年開鑿したのである。

B坑は長山系の西端に在つて、大正七年以降西の方から順次第一坑・第二坑・第三坑を開鑿したが、この内第三坑は炭層が薄いので採行を中止し、目下第一及び第二坑を採炭して居る。採炭法は不規則な殘甘式で、炭層厚き部分は下部より數段に採炭し、沈下するを待ちて順次採炭する方法を探り、時に硬光燧を爲す事がある。(註以下各無煙炭層の採炭法は大體分當礦と大同小異である)

運集及點燈 運集は自然通氣である。坑内は瓦斯が少き爲めアセチレン燈を使用して居る。

排 水 比較的坑内の排水量多く、水量はA坑は當時二〇立方呎(分)兩期一〇〇立方呎、B坑は當時一立方呎(分)兩期三〇立方呎内外である。唧筒は全部電気タービン・ポンプで、一分間の排水能力六五立方呎のもの二臺、二〇立方呎五臺、一〇立方呎一六臺、(以上設備も含む)を有して居る。

運 搬 切羽運搬はチゲを使用して居る。(註以下各礦の坑内切羽運搬に同じである。)各斜坑の捲揚機は電気コース捲でA一坑、二坑及びB二坑は五〇馬力、B一坑は八五馬力、A一坑々内及び一坑々内の捲揚は三〇馬力のものである。

坑外運搬は五噸蒸氣機關車を使用して居る。線路はA坑からの岐陽縣に通じ、坑にはこの途中龍井里から分岐して居る。尙ほ岐陽縣に近く大同江の支流鳳翔江の江岸八里及び瀧浦里舟楫込揚がある。A坑からの距離に五・三哩、瀧浦里六哩、岐陽六・八哩で、龍井里はA基點一哩、坑B基點三哩である。

動 力 全部朝鮮興業株式會社から電力を輸入して使用して居る。

販 路 大部分内地行で、その他鮮内及び附屬煉炭原料に供して居る。

礦 産 額 最近七箇年の販賣高は次のやうである。

大正十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
八三、三一	六五、二九六	六三、五五九	五八、三三九	八六、八九二	四四、七三四	八三、六二二
六一一、七〇一	四八四、四一四	五〇五、八八七	四〇五、九二一	五六二、五八三	二四四、〇七九	四四一、六二三

職 夫 昭和四年末傭夫人員は左のやうである。

職 別	探炭夫	開鑿夫	支柱夫	運搬夫	撈械夫	工作夫	電工夫	雜夫	計
人 員	七四	七〇	一〇	四三	二四	一二	五	三〇	二六八

開鑿事業 官礦は岐陽縣前に煉炭工場を設け、本礦炭を原料として角型、最中型及び卵型の三種の煉炭を製造してゐる。

大 寶 炭 礦 (無煙炭)

鎮區位置 平安南道大洞郡大寶面、南兄弟山面、金谷面

鎮區面積 一、〇〇〇、〇〇〇坪(本坑) 九〇九、一〇〇坪(安靜洞露天坑) 八八〇、四二五坪(長山坑) 鎮業權者 三菱製鐵株式会社

沿革 本鎮區中大寶系五鎮區は、三菱合資會社が大正二年特種工務助長の目的で總督府から礦受け、同五年第一、第二兩坑を開坑して採炭して居たが、同六年三菱製鐵株式会社會社の所屬となつた。その後戰後の不況で沈没の狀態を續けて居たが、同十四年無煙炭對外輸出解禁と共に漸く發展するに至つた。尙ほ大正十三年前記の目的で長山系五鎮區を譲り受けて採炭を爲し、昭和元年から長山坑の開坑を見たのである。

地理 本炭礦事務所は平壤府の西約一三哩で、平南線大平驛を距る北約三五・五哩に在る。事務所は大寶面龍仁里に在る。

戸 口	内地人	戸數	一九	朝鮮人	戸數	一三五	支那人	戸數	二	計	戸數	一五六
	人口		七四		人口	九〇一		人口	三		人口	九七八

炭 層 層は北東より西南に通つて居る二條の平行せる大寶系及び長山系なる夾炭層は向斜を成して居るが、前者は北方に傾斜し後者は南方に傾斜して居る。發行炭層は著しく褶曲して層の數明かでないが、大略二層乃至三層で、本坑の第一坑は上層及び中層を、第二坑は主に中層を、安靜洞露天坑は下層を採炭してゐるやうである。長山坑にては三層の内、中及び下の二層は接近して居る爲め、之を下層と稱して主としてこの層を採炭して居る。

採 炭 本坑は大正五年第一坑及び第二坑を、長山坑は昭和元年第一坑を開坑し今日まで連續採炭して居る。安靜洞は昭和元年から(二)天福を開始し今尙ほ繼續中で、鮮内新製炭礦中唯一の露天坑であり、採炭收も他の坑内福に比して著しく安い。

通氣及點燈 各坑とも自然通氣であるが、坑内には扇部扇風機數架を使用して居る。點燈は瓦斯の怖ある所はウルフ型安全燈を使用する。

水 平時の出水量は、各坑とも四乃至五立方呎(分)で、最大出水量は二〇乃至三〇立方呎である。使用せる唧筒は電気タービンで兼備とも毎分の排水量一〇立方呎三菱、一六立方呎三菱、一四立方呎三菱、七・五立方呎三菱を所有して居る。

備 各斜坑の捲揚機は全部電気コース捲で、第一坑及び長山坑は五〇馬力、第二坑は四〇馬力捲である。

坑外運搬は安靜洞露天掘の石炭は本坑まで手押軌道(二・八哩)にて運搬し、本坑選炭場で選炭する。本坑選炭場から金泉(大同江支流順和江岸)舟楫込場に至る約五哩、及びその中間の南陽から分岐して居る長山支線約六哩間に輕便鐵道を敷設し、十二哩及び九哩間運車を運轉し、更に坑木その他坑山用材料の運搬の爲め、金泉込込場附近から大平驛まで手押軌道を敷設して居る。

動力 朝鮮電気興業株式會社から電力の供給を受けて居る。

運 送 全平江運を利用して東二浦に送炭し、阿所に於ける煉炭原料として五割内外を消費し、他は主に内地に送炭して居る。

銷 費 最近七箇年の販賣高に次のやうである。

大正十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
四四、二〇七	三二、六八七	四六、六七五	六二、二二〇	六二、五一四	二九、〇〇一	五五、七八五
三三〇、二六五	二四四、三六六	三七一、九二七	四〇一、五八一	三七二、四〇八	一四三、七九八	二六五、八〇八

夫 昭和四年末總夫人員は次のやうである。

種 別	採炭夫	開鑿夫	支柱夫	運搬夫	運轉工	車道夫	雜 夫	計
人 員	三三	一一六	四七	八	四	四	六八	二八〇

三 神 炭 礦 (無煙炭)

礦區位置 平安南道大同郡樂足洞、林原洞、西川面、江東郡元灘面 礦區面積 一、八九一、七〇〇坪(本坑) 八七六、五三四坪(坎北坑) 九五一、四九〇坪(元灘坑) 礦業權者 朝鮮無煙炭株式會社

掘 取 第一七六五號及び第一七六六號礦區は大正四年久原礦業株式會社の所有となり、第六八四一號礦區は大正十二年に高樹土として平壤福島莊平礦業權を得たのを、共に昭和二年當會社に現物出資を爲したもので、第七六五六號礦區は同じく昭和二年現礦業權者鐵業權を得たるものである。亦務所は林原面北四里に在る。

地 理 本坑は平壤府から東北八・五哩、平壤元山街道に沿ひ平壤鐵業所高坊坑に南接して居る。坎北坑は平壤府から北三哩で、義州

街道に本鎮區を横断して居る。尙ほ最近元海而梅里甲附近に採炭を開始したが、實所は大阿江岸に近いので運炭に便である。

戸数	一三三	朝鮮人	戸数	一九八	支那人	戸数	八	計	戸数	二二九
人口	四三	人口	一、〇五一	人口	五〇	人口	一、一四四			

炭層 主要なる炭層は上層及び下層の二層である。その一般走向は本坑方面には北西〇度東、傾斜東南であるが、慶峰山附近にてはその走向直角に變位して居る。坎北坑では走向北三〇度東であるが、東部愛美山坑では南方に傾斜し、西部は北方及び南方に均斜をなして居る。

採炭 本坑に於ては以前露頭に近い部分の採炭を爲した事がある。然るに實會社の所有となつてからも數箇所を開坑したのであるが、目下採行を繼續して居るのは、第三坑・慶峰坑・第二坑の三箇所、第二坑は上層を、他に下層を主要炭層として居る。共に炭層の走向に沿ひ均斜で開鑿せる斜坑である。この内慶峰坑及び第二坑は殆んど片霧にて連絡する程度に接近して居るが、最近此間に相當炭層のあることを發見したので、今後の採炭はこの部分に集中せられると思はれる。坎北區域は最初數坑を開坑したのであるが、目下道路の東部を愛美山坑(舊第一坑)、西部を坎北坑(舊第三坑)と稱し、この二水平坑に依つて採炭して居る。最近之と坎北山を隔て、均斜をなして居る北部(坎北北坑)を採炭中であるが相當有望であるらしい。坑道掘進には最近堅岩機二臺を使用して居る。

通氣及點燈 慶峰坑には二五馬力、一〇、〇〇〇立方呎(分)のシロッコ扇風機を使用して居るが、他の各坑は全部自然通氣である。尤も坑内通氣不完全なる所には、一、〇〇〇立方呎の扇部扇風機を使用して居る。尙ほ他に發烟として同型の二〇、〇〇〇立方呎(四〇馬力)のもの有して居る。

瓦斯存在する箇所にはウルフ式安全燈を使用して居る。

排水 水量は極めて少い。明筒は電氣タービンポンプで、毎分の揚水量六五立方呎のもの二臺、三立方呎二臺、一七立方呎二臺がある。

運搬 本坑の各斜坑に於ける捲揚機は全部電氣コークス捲にして、慶峰坑、二坑、三坑は五〇馬力で、他に二五馬力のもの一臺を捲揚として有して居る。坎北坑はまだ捲揚機がない。

坑外は本坑は山元から國道に沿ひ途中から別れて大阿江岸上五里樹込場に至る約四哩間に手押鐵道を敷設し、之に依つて運搬して居る。坎北坑は内地移田が少い爲め、平壤まで約四哩間を貨物自動車に依り運搬して居る。

動力 全部電力で朝鮮電氣興業株式會社より供給を受けて居るが、坎北坑はまだ動力を使用し居ない。

要路 本坑炭に大半は内地移出でその他の残餘と次北炭の大部分が鮮内賣である。

鐵道額 本坑は昭和二年から採炭して居り、各年の販賣額を示すと次の如くなつて居る。

昭和二年	同	三年	同	四年	同	五年	同	六年	同
一九一〇	三、七〇八	三六、七三三	九、七〇八	二八、二七二	一九一、三六八	七、四六八	六一、五一一	三、三四〇	五、五〇五
一九一一年	一、三三七	一九〇、二四六	二二〇、四〇一	高嶺土	五七二	二、九七四	高嶺土	一、二四四	四、三五五

江 東 炭 礦 (和輝炭)

鐵道位置 平安南道江東府古邑面、品湖面、江東面 鐵道面積 一、〇〇〇、〇〇〇坪 鐵道採者 朝鮮電氣炭採會社
 草 當鐵道はもと總督府保留炭田であつたのを、大正八年當會社に譲渡せられたもので、同九年度から本坑道の開鑿を爲したが、中途にて休業し、同十三年から再び事業を起し、漸次擴張して諸般の設備を爲し、今日の隆盛を見たのである。

地 理 本鐵道は平壤府を東方に距る約二〇哩、大同江北江の東岸に位し、殊に高嶺里坑は江岸に近く舟楫の便がよい。陶路は炭礦線 遼湖里縣江東開の定期自動車道路に沿つて居るが、同縣より山元まで九哩である。事務所は元澤面高嶺里に設いて居る。

戸数	二二	朝鮮人	戸数	三一	支那人	戸数	八	計	戸数	三四二
内地人	人口	五六一	人口	一、四六四	人口	四一	人口	一、五六一		

炭 層 炭層は數層あるが、主として稼行せらるゝのは、上層・中層・下層の三層で、右の内中層最も發達し、今日迄稼行せる區域に就て見ても中層採炭區域が最も大である。一般の炭層の走向は、高嶺里方面にて北八〇度東、臥龍里方面にて北四〇度東で、傾斜は共に南四〇乃至四五度である。

要するに當礦はポケットが大で、然も水平坑道地並以上及び地表より近き部分に於て採掘し得る炭量多きこと附近炭礦に於てその比を見ない。當礦炭は特に粘着力強きを以て特長として居る。

採 炭 採炭區域は本鐵道の西端を高嶺里坑、東端を臥龍里坑と言つて居る。初め事務所の東に露出して居たポケットが大であつた爲め、大正九年、同十三年及び十四年に露天採をした事がある。その後その下下に第三水平坑及び第二水平坑を開鑿し、今日までこれ等坑口地表上の採炭を斷續して居る。次に以上の地質の下部を採する爲め、第一平坑(第一水平坑の内南)及び第二斜坑(第三水平坑

西南)を開鑿した。この内高飛里坑に於て第一及び第三水平坑は主として中層を採掘して居るが、兩坑に跨る大ポケットに透鑿し之を採炭して居る。斜坑には現在二〇馬力の捲揚機があるが、將來五〇馬力を使用する計畫がある。第二水平坑は本に中層及び下層を採掘し、第一斜坑は下層及び中層を採掘して居る。又第二斜坑は此附近に於ては水平坑を開鑿することが出来ないから、中層の露頭から斜坑本卸を開鑿したもので、上層及び中層に層抗して居るが、一般に此附近では炭層が著しく直立して居る。

臥龍坑では第一水平坑の露頭附近を大正九年に、第二水平坑上部を昭和元年に露天掘した事がある、目下第一水平坑上部は採炭し盡くし、第二水平坑は高飛里に行く運搬道のトンネルに利用されて居る。而して該坑の主要坑は第一斜坑で中層及び下層を採炭し、尙ほ下部に掘進中である。

運炭及點燈 各風坑に設備せる扇風機は、高飛里第二斜坑二〇馬力、一五、〇〇〇立方呎(分)のシロッコ式が設置され、第二水平坑、臥龍里第一斜坑に各二五馬力、一五、〇〇〇立方呎荒川式が一臺宛あり、その他坑内に局部の扇風機一〇臺がある。點燈は瓦斯少きを爲めアセチリン燈を使用して居る。

湧水 當時の出水量は極めて少い。雨期には上部を露天掘した部分多い爲め水量が多いが、目下大部分は水平坑道である爲め排水は困難でない。設備せる唧筒は電氣タービンポンプで、毎分揚水量七立方呎のもの五臺、一五立方呎八臺、四・五立方呎二臺である。

運搬 斜坑は全部スキップ捲揚機を使用して居る。その型式及び大きさは次の如くなつて居る。

捲揚機の電動機は五〇馬力で、第一斜坑、第二斜坑及び臥龍里第一斜坑に各一臺宛ある。

坑外運搬は高飛里坑は五〇馬力エンドレス・ロープ(上綱式)にて、選炭場から大同江岸積込場まで約〇・四五哩間を運搬して居る。臥龍里坑からは従來鎮興北部の高地を迂回して龍伏里、楡下洞、明里を経て高飛里に至る約六哩の手押軌道に依つて居るが、昭和四年臥龍里、高飛里の兩坑間に直接四〇馬力エンドレス・ロープ(約二哩)が布設されたので運炭程殺は著しく軽減された。

動力 電力のみに依り船橋里の本社から供給を受ける。

販路 大部分は内地移出及び本社發信用で、外に本社煉炭原料及び鮮内汽車炭がある。

産額 最近七箇年の販賣高を示すと次の如くである。

大正十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
四七、六四一	六一、四一七	九一、五二九	一〇二、一一〇	一一六、〇八九	一〇七、四五四	七六、二三七
二八五、七五〇	三六二、七七八	六八五、九八一	七一四、〇八九	六九五、八八三	五三六、七〇六	三四二、五六一

鑛 夫 昭和四年末鑛夫人員は左の如くである。

職 別	採炭夫	後山夫	開鑿夫	支柱夫	機械夫	工作夫	電工夫	雜夫	計
人 員	一八一	三六一	一八二	一三九	九	二五	五	一二六	一、〇二八

大 成 炭 鑛 (長輝炭)

鑛區位置 平安南道江東郡晚造面 鑛區面積 一、〇〇〇、〇〇〇坪(台莊坑) 一、〇〇〇、〇〇〇坪(桃谷坑)

鑛業權者 明治鑛業株式會社

治 草 大正六年總督府から現鑛業權者に譲與せられたもので、爾來各所に探鑛を爲し、同九月桃谷坑を開坑し、引き續き昭和二年臺莊坑を開坑したものである。鑛山事務所は晚造面大成里に在る。

地 理 平壤府から東約十五哩、平南炭鑛線の終點勝湖里から西北約二・五哩で、同驛江東邑の道路に沿ひ自動車の便がある。

戸 口	朝鮮人	戸數	一三四	計	戸數	一三六
	外國人	戸數	二		戸數	一三五
戸 口	朝鮮人	人口	七三〇	計	人口	七五五
	外國人	人口	五		人口	七五〇

炭 層 主要炭層は三層で、鑛區の西部桃谷坑附近では上層發達し、下層之に亞いである。台莊坑附近に於て發達して居るのは中層に相當するものと思はれる。炭層の走向は略々東西、傾斜は附近炭層のものに比し急で、桃谷坑で北五〇度を超え、臺莊坑では垂直に近い。炭質は他炭に比して幾分發揮分多く火附よい特長がある。産し煉炭原料としては最も迎敷されるものである。

採 炭 坑口は桃谷坑及び臺莊坑で、前者は主として左片勢の上層及び下層を採炭し、已に垂直五〇尺に達して居るが、後者も中層一層を採炭し、已に垂直二五〇尺となつて居る。岩石類邊には兩坑とも空氣壓縮機(三〇馬力)に依る鑿石機を使用して居る。他に最近龍虎洞にて露天掘を爲し、且つ四方洞も採礦中である。

支 柱 當礦に於ては坑木の代用として支柱の押木(横木)に三〇—六〇封度のビーム(レール)を代用して居る。特に岩石の脈が強いところはビームを圓形の棒として支持して居る。

通氣及點燈 臺莊坑は自然通氣で、桃谷坑には三〇馬力、三、〇〇〇立方呎(分)のシロツコ式扇風機一家を使用して居る。他に坑内に扇部扇風機がある。

點燈は瓦斯のあるところはブルフ型安全燈を使用する。

辨 水 現時の坑内水は毎分桃谷坑五立方呎(即期一二立方呎)、蘇莊坑二立方呎(前期五立方呎)を出ない。唧筒は電氣タービン及び

デイトン・ポンプ二〇立方呎(分三臺) 一〇立方呎三臺、五立方呎六臺、三立方呎三臺がある。

運 桃谷坑及び蘇莊坑には五〇馬力捲揚機があり、前者にスキップ捲、後者にコース捲とする。尙ほ桃谷坑運卸にも三〇馬力スキップ捲があり、豫備として二〇及び一〇馬力の捲機がある。

坑外は桃谷坑から炭積線貨車積込場立石里(英林野基點約四・五哩)に至る二・五哩の輕便鐵道を敷設し、一〇噸機關車に依り運搬にして居る。蘇莊坑はこの中間三軒厩貯炭場まで約四・八哩間手押軌道に依る。即ち富坑に海軍省の平壤鑛業所と共に、送炭は江運を利用しないで鐵道に依り内地行きは領南浦にて積出すのである。

動力 朝鮮電氣興業株式會社から電力を購入して居る。

鑛 小野田セメント會社のセメント用、及平壤、京城その他の煉炭用と内地移出である。

輸産額 最近七箇年間の販賣高は次の通りである。

大正十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年	
一八、二六三	二四、六〇六	二二、八八四	二一、七三四	二三、四八六	二〇七、七〇〇	一四八、六六八	
一三三、七二七	二〇八、二四三	一七八、五一九	一七二、七〇一	一八六、九六二	二九、七七八	二四、八九〇	
人 員	探炭夫	後山大	友持夫	運搬夫	機械夫	工作夫	
						電工夫	
						炭夫	
						車夫	
						計	

貞 栢 炭 礦 (無煙炭)

鑛區位置 平安南道大同郡大同江面、龍淵面 鑛區面積 一、〇〇〇、〇〇〇坪 鑛業採者 朝鮮電氣興業株式會社

沿革 本礦は大正四年から總督府苛洞鑛業所が探掘して居たのを、同九年現會社に之を譲受したものである。

地 理 當鑛區は平壤府の南約二哩、中和街道及び京義本線が本鑛區を貫通して居る。當礦から大同江縣に約〇・五哩、本社所在地

船橋里には二・五哩であり、加ふるに大同江の支流成辰川(永濟江)が近く坑口下を流れて居る等、平壤炭田中最も交通利便なる地と占めて居る。事務所は大洞江面貞栢里に在る。

戸口内 人口 戸数 九〇
朝鮮人 人口 六一七 計 人口 六六五

炭層 目下探行して居る炭層は上中下の三層であるが、本坑に於ては中層最も發達して居る爲め、主に該層のみを採掘して居る。二坑方面に於ては、今日まで探掘した區域が極めて小區域である爲め、炭層の状態も充分判つて居ないが、目下探掘して居るのに、主として上層に相當するものと思へる。炭層は部分的には常に變化して居るが、一般の走向に北西が変東で、傾斜は大略東西四〇度である。炭層は他炭に比し揮發多く大成炭に類似せる點がある。

採掘 總督府所管時代に於ては、一、二及び三坑を開坑して居たが、その後實業社所屬となりて第三坑（大正六年開坑）を目下の主要坑である本坑と改稱し、次で大正十二年その西南約〇・五哩のところに第二坑（第一坑と舊二坑との中間）を開坑したのである。

本坑は目下左二片及び右二片に坑内斜坑を作り、之に排揚機を設置し、主としてこの部分の採掘爲をして居る。
第二坑は本坑に比し炭層の状態が良好でないやうであまり發達して居ない。

通氣及防塵 排氣坑に於ける扇風機は四〇馬力、三〇、〇〇〇立方呎（分）シロツコ式を本坑に、二五馬力、二〇、〇〇〇立方呎（分）シロツコ式を二坑に設置し、外に豫備として一五馬力、一五、〇〇〇立方呎（分）シロツコ式があり、坑内には局部扇風機數臺を使用して居る。坑内は比較的瓦斯が多い爲め、タラウー安全燈を使用して居る。

排水 雨坑とも水疊極めて少く、雨期でも本坑約三立方呎、二坑約二立方呎（毎分）を排水して居る。唧筒は電氣タービンポンプで一〇立方呎（分）のもの一臺、五立方呎のもの五臺を有し、この外豫備として二乃至三立方呎のもの三臺がある。

運搬 本坑本卸は五〇馬力、二坑本卸は二〇馬力で、共に電氣スキャップ捲であるが、本坑々内捲揚機は三〇馬力及び一五馬力、本坑風坑は一五馬力のコース捲である。

坑外は本坑、小野田セメント（勝湖里）平頓府その他僻内送炭に對しては大同江線より山元まで專用引込線敷設してある爲め、之に依りて鐵道輸送を爲して居るが、内地行きは山元より戊辰川（水濱江）積込場まで約四〇〇尺の手押複線軌道を敷設して直に斜に渡込み保山に送るので、第二坑は全部本坑送りのみであるが、牛車で本坑まで（此間〇・五哩）運搬し貨車で送つて居る。

動力 船橋里本社より送電を受けて居る。

運搬 小野田セメント用本坑煉炭及び内地移出である。

總運額 最近七箇年間の取賣高は左のやうである。

大正十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
二四、八九二	二八、六二八	二七、九七八	二六、九四二	三四、七一三	二二、七一〇	三二、六七一
二一〇、四七六	二二八、五三九	二五一、二六七	二二八、三四四	二七七、〇八〇	一五一、五〇一	一九二、四〇四

夫 昭和四年末鐵夫人員は左のやうである。

種別	採炭夫	閉鑿夫	支柱夫	運搬夫	掘炭夫	工作夫	運炭夫	雜夫	計
人員	一七一	九九	九六	三二	二〇	三	二〇	二三	四六四

大文山炭礦 (無傾炭)

鐵區位置 平安南道大同郡南串面 鐵區面積 六一七、四七二坪 鐵鑛權者 朝鮮電氣興業株式會社

注意 本鐵區は大正十二年末福島莊平に許可されたるを、同十五年現鐵鑛權者之を買収したるものである。

地 理 平壤府の南西約五哩、平壤・兼二浦間三等道路に近く、自動車・牛車を通じ、南串面南井里に事務所がある。

戸数	一一	朝鮮人	戸数	九六	計	戸数	一〇七
人口	二三	人口	五八三	人口	六〇六		

炭 層 寺洞・栗里・貞柏の各炭層に連る夾炭層の最西端に位し、大文山を中心として、その南北に石灰岩の露出があつて、その間に夾炭層が成層して居る。炭層はよく判明しないが三―四層らしく、一般走向は北三〇度東で、傾斜は地表では南に傾斜して居るが、深部に行くに従ひ北傾斜となつて居る。第一坑にては硬い塊炭を産し、且つ揮發分多く火附良好である爲め家庭用として整價を挙げつゝある。

線 炭 昭和二年春第一坑(西部)及び第二坑(東部)は共に南向きに水平坑道にて進んだが炭層の傾斜が北であつたので設計をか更へ、夫より北向き斜坑を開鑿し、同時に各層に付左右片鑿を相通中である。

奇別に最近第一及び第二坑間の炭層を採掘する爲めに斜坑掘通中である。

通氣及點火 自然通氣であるが、坑内には局部扇風機五臺を使用して居る。點燈はアセチリン燈を使用する。

排水及運搬 第一斜坑は三〇馬力電氣コース捲揚機であるが、出炭が増加して來たので、最近同型五〇馬力のものに變更中である。坑外

運搬は本社送炭は約五哩間を牛車及びトラックに依つて居るが、目下山元大阿江驛間(三・五哩)に輕便鐵道敷設工事の準備中で昭和五年末完成の豫定である。内地送りは山元尾陽江間約一哩に手押軌道を布設し東島にて靜に積込み保山に送つて居る。

販路 粉炭は主に小野田セメント用、本社煉炭用その他で、塊炭は鮮内家庭用であるが、最近内地方面にも塊炭を移出して居る。
 産額 採炭は昭和二年からであるが、各年の販賣高は左表の通りである。

昭和二年	同	三年	同	四年	同	五年	同	六年	同
------	---	----	---	----	---	----	---	----	---

五〇五
 七、九〇六
 一九、四五八
 二四、〇四六
 二〇、五〇二

四、五〇九
 六六、九八一
 一五五、三四八
 一六八、〇九六
 一四二、三五八

夫 昭和四年末礦夫在籍人員に左の通りである。

職別	採炭夫	支柱夫	閉鑿夫	掘坑夫	工作夫	選炭夫	運搬夫	雜夫	計
人員	一二四	一八	八五	六	四	七四	一五	三一	三五七

平 壤 炭 礦 (無煙炭)

當礦は海軍省の管轄で石炭の大半は海軍の機関其他用として供給されるものである。

當礦に就ては、昭和四年一月海軍燃料廠平壤鐵業部から發行された海軍燃料廠平壤鐵業部概況なるパンフレットがあるから、之より摘録する事とする。

海軍燃料廠平壤鐵業部概況

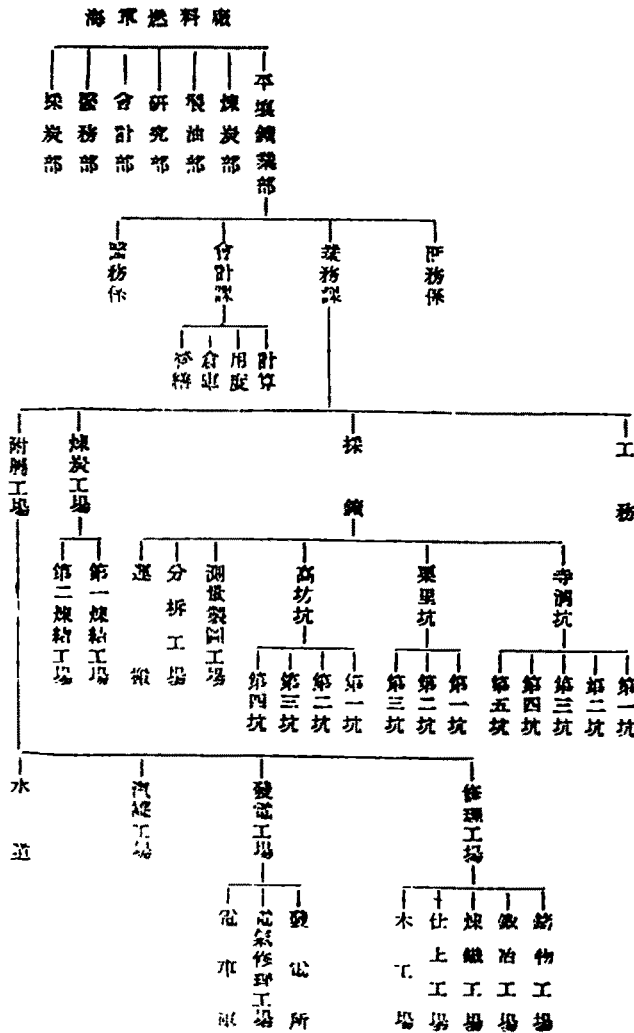
位置 平安南道大同郡秋乙美面寺洞里に在り、平壤の東方約三哩、大同江の左岸に位する。

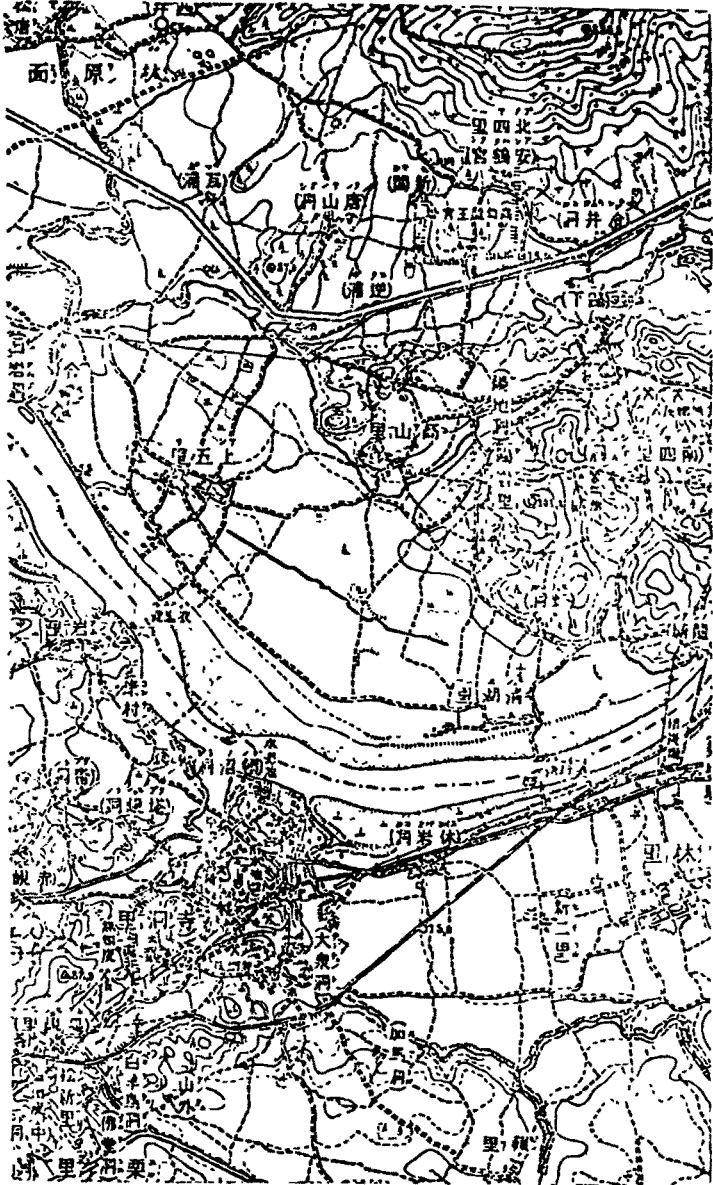
交通 平壤縣より分岐せる朝鮮總督府鐵道局炭礦線に依り寺洞驛に下車すれば、當部工場は招呼の間に在り、又平壤府營電車は市内線より分岐し、大同橋を渡りて寺洞に逕じ、終點停留所より約五町にして廠舎に達す。電車線路は鐵道線に略併行せる三登街道を上を走る。幅廣く平坦にして平壤府より車馬の通行容易なり、其他大同江舟運の便亦閉却すべからず、礦山事務所たる寺洞に郵便所あり、普通郵便事務の外、電信電話の取扱を爲す。

戸口	内地人	戸數	一八三	朝鮮人	戸數	四六三	支那人	戸數	五	計	戸數	六六一
	人口		七九〇	人口		二、五六四	人口		二二	人口		三、三七六

沿革 古より地方人に依り所産錫頭錫を爲されつゝありしが、明治四十年八月二十二日、韓國政府稍粗織的作業を開始するに至り、同四十三年十月一日朝鮮總督府平壤鐵業所官制發表せられ、漸次設備其他を擴張完成し、大正十一年四月一日海軍省に移管と同時に

海軍燃料廠平壤鐵業部を置かれ今日に至る。
 六鎮區六百萬坪を有し、大同江岸に在り、東は江東郡曉遠面より西は大同郡大同江面に至る延長約九哩に達す。
 家務區別





鑛 石炭を來有せるは古生代上部二疊紀下部二疊紀、及び上部石炭紀の地層にして、甚だしき地殻の變動に依り、炭層は極度に混亂し斷續分岐厚薄常ならず、走向傾斜又一定せず、炭層は十數枚ある所あれども採掘に適するものは二枚なり、層の厚さは百尺に餘る所あれど亦一寸にも違せざる所あり、平均五尺乃至六尺位なり。

採 鑛

坑口 十二箇所にして皆斜坑なり其所在は、寺洞五坑、栗里三坑、高坊山四坑

採炭 殘柱式にして採炭夫は大部分朝鮮人を使役し、一日一人平均採炭高一・七五吨内外なり。

開鑿 主として探鑛の目的を以て岩石中を掘鑿する事業にして富部に於ける重要作業の一つなり。朝鮮人及び支那人を使役し一日一人平均掘鑿高十五立方尺内外なり。

支柱 岩石竝に石炭脆弱なるに依り、二尺乃至三尺毎に松丸太材を以て支柱を行ふ。松丸太は清川江、大同江、鴨綠江の沿岸竝に鐵道沿線より供給を受く。

坑内水 平時は平常に僅少なれども雨季に至れば滲透せる雨水の涌出多く平素の十倍にも及ぶ所がある。

瓦斯 寺洞第一坑、第二坑、第三坑を除く外は時に依りて爆發瓦斯を發生する個所あり。

通氣 各坑口にシロッコ形煽風機を附付け坑内空氣を排出せり。

燈火 坑内用としてクラノー式安全燈を使用し燈油を用ふ。

運搬 坑内及び坑口より、貯炭場迄は人力に依る半駝木製炭車を使用し、其の以後貨車積込は寺洞・栗里は電車、高坊山は架線索道を用ふ。

選 炭 第一及び第二の工場あり、第一工場にはコヒーナル式兩面壓搾煉炭機械二臺を、第二工場にはマセノク式煉炭機械一臺を有す。煉炭には二種類あり、一つをピッチ入、他を粘上入と稱し其の成分左の如し。

ピッチ入煉炭・無煙炭・有煙炭及びピッチを混合粘和せるもの

粘土入煉炭・無煙炭・粘土及び石炭を混合粘和せるもの

煉炭は左記品種に區別製造しつゝあり。

品 種	用 途
軍用煉炭 (ピッチ入無煙炭)	艦船汽機用
雜用煉炭 (ピッチ入)	燈爐、溫室並汽機用等

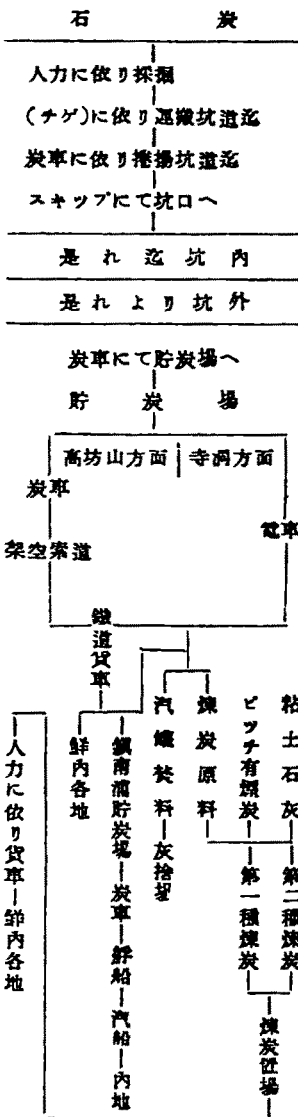
雜用マセック型(ピツチ入) 煨爐及鐵道機關車用 雜用三ツ孔(粘土入) 煨爐、温突用等
 附屬工場

金屬工場 諸機械其の他の金屬物の製作修理を爲す
 木工場 諸建築物及び其の他の木製物の製作新築及び修理を爲す
 發電工場 點燈、電車並に各機械運轉用動力として三相交流發電機を添付し
 汽罐 煉炭機械及び發電機械運轉用蒸氣を發生す
 電車 寺洞、栗里各坑を聯絡し石炭及び諸物品を運搬す
 自動車 主として寺洞美林間の貨客を輸送す
 水道 大阿江水を濾過して使用する

鑛産額

大正十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
一四〇六四八	二二八七九	一三六〇九	一四二四九	一七六五二	一四九三九	一四〇四二
一三七八八五	一、四六四八六	一、二八九四二	一、一九五〇三	一、一八四〇五	一、〇四〇九九	八九二、三三三

石炭運搬系路



醫 公傷患者或は就業員及び其の家族治療の爲め、醫務室及び同分室を設け、特にレントゲン装置及び齒科を置き、且つ患者收容の設備ありて内鮮人を入院せしむ。

傭 傭夫員数は作業の繁閑等に依り一定せざるも、二千五百人内外なるを常とす。大多數は朝鮮人にして内ヶ数の支那人を使役し、技術的方面の指導者として内地人を使傭せり。内地人は全部官舎に居住せしめ、朝鮮人中常傭傭夫以上の者は内地人と稱居し、他は各作業場に近き官舎に收容し共同浴場を設備す。傭夫の多くは獨身者にして出入頻繁なり、附近に家庭を有する者は主に半農者なるを以て冬季のみ稼働するもの多し。

教育其他の設備

内地人 寺洞に寺洞學校組合あり、寺洞附近及び高坊山の地域を以て區域とし、組合員の殆んど全部は實部從業内地人にして、寺洞公立尋常高等小學校及び高坊公立尋常小學校を設立し、組合員の子弟を收容せり、中學校及び高等女學校等の生徒は電車又は汽車に依り平壤に通學す。

朝鮮人 寺洞里の東方約一哩なる美林里に大同公立普通學校あり、寺洞里及び高坊坑附近に普通學校に準ずる簡易なる私立學校ありて從業員の子弟を教育す。又平壤には高等普通學校、女子高等普通學校及び私立の各種學校等あり。

其他保健部、慰安部、購買所の設備あり。

安 州 炭 礦 (有煙炭)

鐵區位置 平安南道安州郡立石面 鐵區面積 九六四、五九〇坪 鐵業權者 明治鐵業株式會社

沿革 本炭田は明治四十三年頃松井民二郎許可を受け、同四十四年に開坑に着手したのであるが、大正元年現鐵業權者之を買収して安州炭礦と命名し、漸次設備を擴張して今日に及んだのである。

地 理 本鐵區は京義線萬城縣から西約七哩、新安州縣から南西約一〇哩で、各縣に至る道路は比較的平坦である。而して附近一帯は平野で西海岸に近い。鐵山事務所は立石面新里に置かれて居る。

戸 口 内地人 (戸數 一六 朝鮮人 (戸數 一〇二 支那人 (戸數 一二一 人口 八〇 人口 七六一 人口 九 計 (戸數 一二一 人口 八五〇

炭 層 基岩は淮片麻岩で主要炭層は東部(第四坑)方面は一層三尺、二層二・五尺、三層四尺であるが、西部(第三坑方面)は上層

八尺、下層七尺である。目下第三坑にて稼行して居るのは下層の六尺層で、この本卸から東部（左は炭層の中央の夾が少である爲め、約七尺の高さを維持して居るが、西部（右）は西に行くに従ひ漸次夾厚くなり、上下二層に分れ、各三尺宛となり、その間隔は二尺から一五尺に及んで居る。炭層の一般走向は北五〇度西、傾斜南一四度であるが、東端四坑方面は走向北五〇東となつて居る。

採 炭 鑛區中央の第一、第二坑は採炭終了し、その兩側を第三及び第四坑として採掘して居るが、昭和四年三月第四坑を中止し、目下第三坑のみである。採炭法は前記の本卸左（東）部は高七尺であるから後退式のストール採炭法で、採炭跡は充填しない方式である。本卸右（西部）は三尺宛に分離されて居るから、下の層の部分を先づ前退階段昇長法（本線から直に七間の間隔毎に昇向きに長壁式採炭を爲し、天幕から出る硬（酸石）を充填して進んで行く方法）を採用して、この下の三尺層を終了してから上の三尺層を奥から同様の方法で採炭することとして居る。

實績も無適用手持電氣鑛岩鑛を所有して居る。尙ほ採炭に被炭^{トムホウヤイ}、炭^{フメニシユンヤイ}及び切羽運搬機使用の準備中である。

支 柱 大成炭鑛と同じくヒーム柱を使用して居る。

湧 水 第三坑は毎分約二〇立方呎の排水量があり、雨期にても大差がない。ポンプはタービン式（電氣）二〇立方呎（分）三基、ヒュートン式（電氣）一〇立方呎七基、四型五立方呎二基で、他にエベンス型（蒸氣）一二吋汽笛標のもの三基を有して居る。

運 搬 第三坑は蒸氣コース捲（汽笛標一二吋）一臺で他に五〇馬力電氣捲機一臺の豫備を有して居る。

坑外は坑口から萬城驛まで約八哩軌道馬車に依る。

選 炭 鑛内唯一の機械選炭を行つて居る。ジッマー式振動篩に依つて塊粉を分ち塊を選炭する。粉はウィルマレイ・テーブルにて機械的選炭を爲す準備中である。

動力 自家発電所を有し八〇キロワットの三相交流流電機があるが、又蒸氣力も併用して居る。これ等に要する汽鐘はランカッシャー三基、多燭數式二基、その他雜用として小型のもの二基がある。

販 路 鐵道局を第一とし地方賣は主として平塚方面である。販賣は全部平塚安川松本商會にて直接販賣して居る。

總 産 額 最近七箇年間の販賣高は左の如くである。

大正十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
五一、九五〇	六四、一七二	四二、九九五	五二、八四九	六二、六八五	六〇、八九七	五五、六八七
三七三、二一〇	四四〇、九三九	二六八、四八八	三九七、八四一	四〇八、四〇二	三八三、六二〇	三一五、三五〇

夫 昭和四年銃夫人眞は左の通りである。

職別	探炭夫	後山夫	支柱夫	運搬夫	選炭夫	橋枕夫	土工夫	工作夫	雜夫	合計
人員	一三四	一一八	四五	五九	四八	三〇	五	二五	三八	五〇二

雲山金山 (一切鑛物)

平安北道雲山郡北鎮面 鑛業權者 オリエンタル・コンソリデーターツ・マイニング・コムパニー

面積 雲山郡一圓 (即二十七億九千九百三十六萬坪)

一 概 本金鑛開發の年代は詳でないけれども、口碑の傳ふところに依れば、已に高麗王朝時代にあつた如く、李朝に至り官督として操業せられたりと云ふ。明治十九年頃より外國人の此の地方を踏査するものがあり、明治二十八年七月米國人ゼームス・アール・モリス韓政府と協約の結果、探掘の特約を得たるが、是れ實に朝鮮に於ける特許鑛山の先願である。

明治二十九年四月モリスは韓政府と協同し、鑛業會社を組織して二十五年間の探掘許可を得、會社の資本株を百とし、内四分の一を韓廷の所有とし、會社の財産、生産品、外國輸入材料に對して總ての課税を免除すること、地方民との交渉、道路の開鑿等に就ては可及的便宜を與ふべきことを約した。

明治三一年現在の東洋合同鑛業會社之れを譲受け、翌三十二年三月前條約を更訂し、韓政府所有の二十五畧を全部會社に下附すると同時に、會社は日本貸二十萬圓を借入し、尙ほ毎年二萬五千圓を上納することを約し、以て廣大な地域に於ける鑛業の特許を得た。最初米國人の事業を開始するや、第一に着手したのは槓城洞及び楢洞で、傍ら砂金の採取に從事したが、何れも不成功に終り、一時事業の繼續は極めて疑はしき状態に陥つたが、偶々泥路里に良鑛脈を發見して再興の秋を得たのである。

泥路里は三十七年頃廢坑となり、槓城坑は三十三年より大正七年七月迄作業して廢坑となり、槓城洞は三十二年製鍊の設備を爲し、大正四年廢坑となつた。現在に於ては雲山郡北鎮面に於ける大岩坑、楢洞坑、槓後坑を稼行して居る。

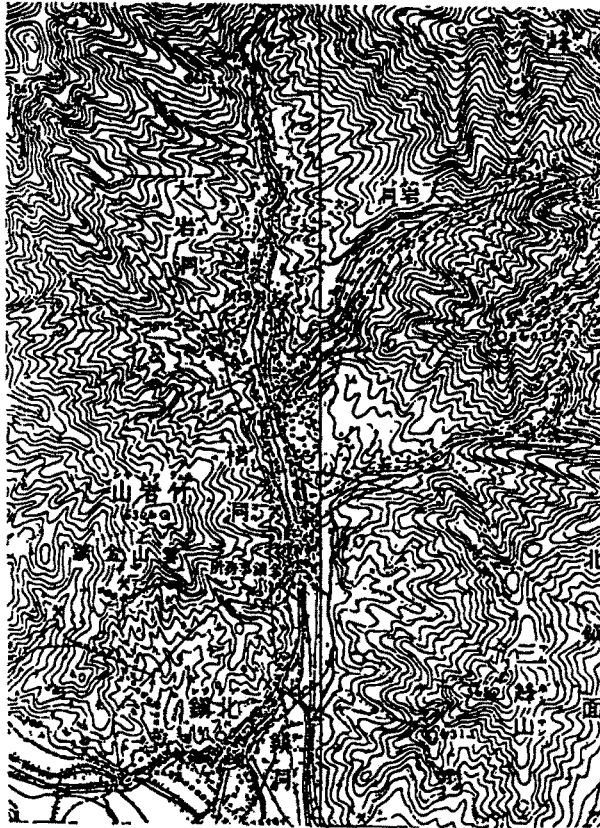
大岩坑は三十一年泥路里の支山として事業を開始せし處で、専ら製鍊設備を完成して現在に及び、楢洞坑は大岩坑と相前後して製鍊設備を爲し、三十六年事業を續登して大岩坑と共に本金鑛に於ける主要坑と爲つた。槓後坑は三十九年頃の開坑に俟り、その産出鑛石は現在楢洞製鍊所に送續して處理して居る。

森林伐採の權は最初の協約に附與せられなかつたが、明治四十一年農商工部との間に協約成り、楚山外道兩郡に亙る森林伐採の許可を

得、代償として毎年二萬五千圓を納付せしむる條件とした。

動力は以前主として新炭を燃料とする火力に依つたが、三十九年七月備後里に水力発電所を設け、更に大正十二年十一月新安州に四百二十九萬三千九百円で、明治三十六年第一回の配當を爲してから昭和三年に至る迄總配當二五〇%に達して居る。

本會社の資本金は五百萬圓、拂込額はの北方約二十三里の處に位し、道路平坦で孟中里北嶺間は毎日一回の自動車便があり七時間にして通せられる。途中山嶺の二邑を經由する。



四百二十九萬三千九百円で、明治三十六年第一回の配當を爲してから昭和三年に至る迄總配當二五〇%に達して居る。

交 通 嶺山事務所

は北嶺面大岩里に在り、事務所の東方に大岩坑及び大岩掘坑所があり、南方二十丁に橋洞坑、橋洞掘坑所及び骨化製煉所がある。橋洞坑の南二十丁の北嶺の峠落には、面事務所・巻塚及び郵便所があり、京義線孟中里驛

戸口	内地人	戸数	三五二	支那人	戸数	三三	その他	戸数	一五	計	戸数	四〇二
	人口	五	朝鮮人	人口	二、一四一	三三〇	外國人	人口	五二		人口	二、五三八

地質及礦床 當地方の基礎地層は前寒武利亞に屬する剝狀花崗岩の構成する所で、之を貫いて粗粒花崗岩(長石の結晶一吋以上に及ぶものあり)の噴起あり、附近の山嶺は大抵この岩石の脊爲せる所、只氣界の外力之に作用し、不容風化作用を受け山頂絶壁を形成するところあり、爲めに山谷狭々自ら怪異なる地貌を爲すもの妙からず、海拔平均二千尺餘である。礦床を上から見るときは、粗粒花崗岩は重要な岩層で、この岩層中に裂罅充填礦床として壓縮せる石英脈が、自然金若くは合金黄鐵礦、方鉛礦、閃亜鉛礦等を含著せるものである。礦脈は並行せる複脈で、走向約北東東、傾斜は東谷坑の南傾斜を除いては他坑道皆北傾斜で、五十度乃至七十度の急斜角を爲す。種幅及び品位に至つては頗る變化に富み、時としては鏡面狀、剛塊狀を呈する所があり、又細脈は分岐せるものあり、支脈に至つては幅數寸に過ぎざるも、その分岐點は幅廣く五十尺餘に達せるものあり、而して鑛石の分布は鑛の上層側或は下層側に偏するが、又は中央帯を占むるものあり、品位は脈幅廣きもの必ずしも富饒ならざるも一般に脈幅大なる所に良好なる部分を有するやうである。

本鑛には其の成生後に起れる斷層及び岩脈あり、之れが爲めに横斷され紛雜せる鑛脈妙からず、その最も著大なる斷層は、大岩洞と橋洞との鑛脈を東西に分離せる一大池澱的斷層である。その移動變位せし距離約四千尺で、西半分は約六百尺沈下せる如く、粗粒玄武岩の充填する所となり、その間鑛床の破片を交雜せる所がある。

岩脈も同様なる玄武岩の所爲で幅數寸より數十尺に達し、所々地殼の弱點を穿ちて進出し、鑛床を横斷せること勿論で又時として平行せるものあり、これが爲め採鑛上種々の問題を惹起すること妙からず、概して岩脈は橋洞に少く大岩洞に多い。尙ほ注意すべきは、英脈は屢々石黒を分泌し、薄膜狀に石英間に夾在し、爲めに石英に一つの網狀構造を呈せることが多い。

採鑛 現在の採鑛場は大岩洞・橋洞・嶺後である。これ等に同一鑛脈で其の採鑛場は廣く勢は軟く、且つ石英中の黒鉛の層理に沿つて滑り易いので、スクエアセット支柱法を採用する。然し一般採鑛法として、且つ向階段法が採用せられる。

總べての開鑿、採鑛共に消費で、その方法は會社と坑夫との協議の一に定められた法を採用する、最初露頭部から鑛押傾進を爲し、水準下には鑛床を追へる斜坑を設けて開鑿し、水平坑道の間隔を普通百呎とし、下底に於ては百二十呎、百五十呎と爲し、尙ほ水平百呎毎に坑井を設けて相連絡する。橋洞斜坑口は大岩洞斜坑口より百呎低く、嶺後坑口より百二十呎低い。而して大岩、橋洞及び嶺後等を通じて各水平坑道を合算するときは四十萬呎に達する。

坑道の大きさは普通幅五呎、高六呎、又は幅六呎、高七呎とし、斜坑の大きさは次の如くである。

大	橋	鐵	東	坑内最下底は大岩坑の二十二坑道で、坑外より二千七百呎下に在り、橋洞坑の最下底は坑外より二千二百呎下に在る。
岩	洞	後	谷	
横二十二呎	横二十尺	横十一呎	横十一呎	
堅七呎	堅七呎	堅六呎	堅六呎	
四	四	二	二	
七一度	七二度	四六一六八度	六八度	
二、二九三	一、一一六	一、〇八五	三五九	

開鑿は主として手掘で、工事を急ぐ箇所及び切羽の一部に鑿岩機を用ふる。
 電力供給の都合で一臺乃至七臺迄使用し、火薬はノーベル・ゲイナマイトを使用して爆破作業を爲す。一日の火薬使用量は約五十貫で一箇月の使用量は次の如くである。

ゲイナマイト	二百五十箱	一千五百貫
雷管	六百九十個	六百九十個
火線	一萬八千呎	

火薬庫は山腹斜面を利用し約十間を隔て、階段状に地均し、其處に二次煉瓦造約九坪の倉庫を二列に設置する。火薬庫十一箇所の内二箇所は雷管貯藏所で、一庫に付二百五十箱宛分納せられ、現品は英嶺加奈陀より年に兩三回輸入する。

上向階段法の大さは高六呎、幅五呎を普通とし、又スケエアセツトの大さは幅四呎五吋乃至六呎高さ六呎、乃至七呎、横五呎である。支柱材は薪炭その他要部に角材を用ゆる外、總べて丸材で徑六吋乃至十五吋である。

運搬は大體走向に設けられた水平坑道の各所に坑内鑛石溜を設け、漏斗口を備へ、坑道には十二封度軌條十八吋ケージに敷設し、鐵鑛車一噸入（自車一四〇封度）木製鑛車一噸入（自車五〇〇封度）を使用し、大岩及び橋洞坑には計二百臺、その他には百臺を備ふる。人力にて鑛石溜より捲揚斜坑底に設けた容量五〇乃至一〇〇噸入鑛石溜迄運搬する。

捲揚の要領

主要捲揚	二四封度軌條	三呎軌條	杉線複脚	二噸入スキップ
坑内捲揚	同	同	同	一噸入スキップ

主要鑛石捲揚装置として二區を設け、人の昇降及び諸材料の揚卸用にケージを備へた二區を設け、更に一小區を置いて階段用として居る。鋼索のスキップ用は一時ケージ用には四分三吋を用ふる。

捲揚用原動機

坑外に水平型烟火管式汽機三基を備へ主給管を以て連絡する。

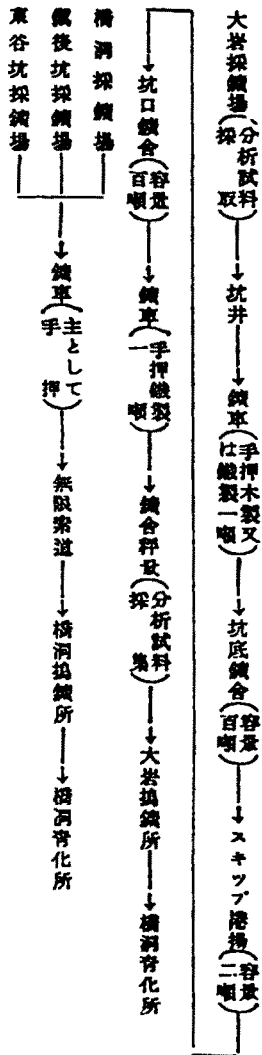
常用氣壓限度毎平方呎に付一〇〇封度、常時八五封度にて使用する。

上部捲揚機 複式捲揚用 (スキップ用) 九十馬力乃至百馬力 鼓胴徑七尺 幅四尺

上部捲揚機 複式捲揚用 (ケージ用) 七十五乃至九十馬力 鼓胴徑八尺 幅三尺

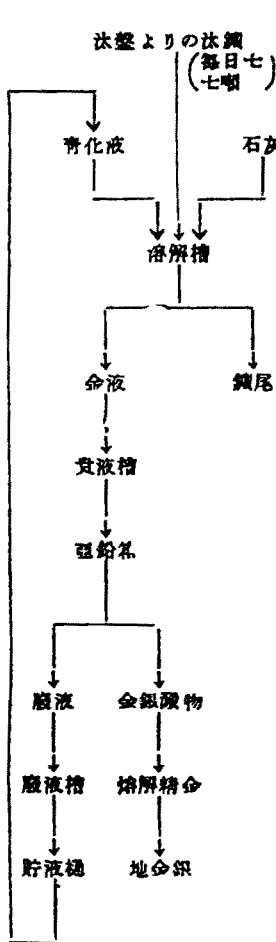
下部捲揚機は電動機に依り運轉し馬力二〇、捲揚徑二尺、幅二尺でスキップを使用する。

大岩坑その他一般作業運轉系統



選鑛製鍊 選鑛製鍊所は大岩及び横洞の二箇所在り、大岩坑よりの鑛石は大岩換鑛所にて處理し、その他よりの鑛石は横洞換鑛所にて處理する。兩換鑛所に於ける換鑛製鍊の系統は略々同一である。

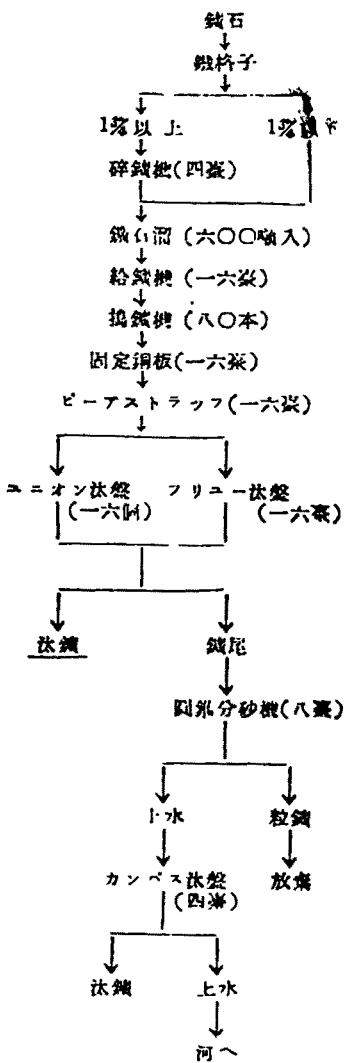
大岩換鑛所系統圖



橋洞青化製鐵所系統圖

製鐵所に送鐵せられる。
 一日の取扱鐵量は兩橋洞所にて七百噸である。而して汰鐵の採取量は元鐵の一割一分程度で約七十七噸にして。この汰鐵は橋洞青化

する。
 橋洞製鐵所に於ては、汰盤を悉くフリュー型とし、三十二臺を使用し、圓錐分級機が大岩の八臺に比し七臺を使用せるを相違の點とする。



重なる機械製練機械

原動機	製練機	原動機	製練機
碎機	フレキシ式 座間二吋 能力一臺十噸	原動力各六〇〇	回轉數二〇〇
給機	チャレンヂ式自動給機	三相交流 電壓二四〇〇	ウトル、電流一五〇
搗機	重量一千五十封度 搗練能力一日一本四噸半	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
糸面銅板	長さ九呎、傾四呎、傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
ピアーストラップ	ユニリオン式とフリュー式との二種、兩式とも同じ大きにて傾六呎、ベルトの長さ二十七呎、傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
グアンナー	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
圓錐分級機	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
帆布洗盤	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
溶液槽	鋼製 傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
貴液槽	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
亞鉛箱	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
廢液槽	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
脊化液循環唧筒	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
空氣壓搾機	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
ハチユカタシ	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
朝鮮水力發電所	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
ベルトン水車	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
發電機	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
勵磁機	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
用原動機	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ
製機	傾斜一呎に付一・二吋	ニ、ニ、ニ、ニ	ニ、ニ、ニ、ニ

車風發電所

フランシス型 水車
 一臺 實馬力八〇〇 回轉數三六〇
 一臺 三相交流 電壓一三、二〇〇ヴォルト 電流二二アンペア
 一臺
 一臺 實馬力二五

大岩洞火力補助發電所

汽機
 重聯成機 實馬力二三〇 回轉數一〇〇
 横置圓筒式 容量二三〇
 三相交流 容量二〇〇 電壓四五〇 電流二五七

備洞火力補助發電所

汽機
 重聯成機 實馬力三〇〇 回轉數八四五
 横置圓筒式 容量一〇〇
 三相交流 容量五〇〇 電壓一、三二〇 電流二一八

聯機用原動機

ハーチカル 實馬力五

總失員數及實金 (昭和四年十二月末日現在)

種別	人員	最高	最低	平均
坑夫	五六一	一・二〇	〇・四〇	〇・七六
支夫	一八〇	一・三〇	〇・五〇	〇・七七
掃夫	六二	一・〇〇	〇・七〇	〇・七三

年	十三年	十四年	大正十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
銀	五一一、九四一	三九〇、六一七	四〇四、九二八	二九五、〇九七	三八一、六二一	二七六、四二四	三七三、二八〇	二六六、六七七
金	二、六二一、二八〇	二、三一二、一七〇	二、一五七、一〇三	一、八九八、六二九	一、九四五、五九三	一、八九六、一三一	二、〇四七、七四五	三、八、八四〇
銀	二、六二一、二八〇	二、三一二、一七〇	二、一五七、一〇三	一、八九八、六二九	一、九四五、五九三	一、八九六、一三一	二、〇四七、七四五	三、八、八四〇
金	二、六二一、二八〇	二、三一二、一七〇	二、一五七、一〇三	一、八九八、六二九	一、九四五、五九三	一、八九六、一三一	二、〇四七、七四五	三、八、八四〇

大 楡 洞 鑛 山 (金銀銅鉛亜鉛タンクステン水鉛黒鉛)

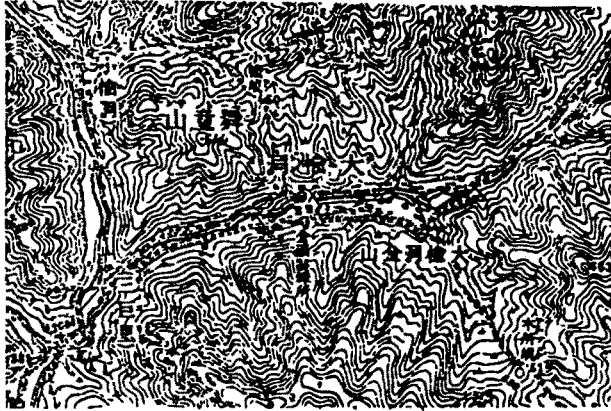
平安北道昌城郡東倉前、昌城前、祐町、大倉前、背山前 鑛業権者 大楡洞鑛山株式会社 外二會社
 釐 算 もと朝鮮人の探測に係ると言ふも詳かならず、明治三十四年各國が韓國政府に對し鑛山利權を獲得せしとき、他國人サルタレ
 ルは本鑛山地方に於ける特許に就いて韓廷と協約を締結し、事業開始後二十五箇年の探測許可を得た。而して協約副印の日より二箇年
 以内に鑛區を選定すること、鑛山附屬の賭建築物・道路・土地・鑛山器械・鑛業輸出入品に對する諸税を免除すること、鑛業純益金の
 四分の一を政府に納入すること等を條件に入れた。

明治三十六年サルタレルの代理人ル、フニールは昌城郡内に鑛山を選定し開鑛すべき旨を韓国政府に通告せしに、同地方は政府に於て保留すへき意あるとの理由にて却下せられ、久しく懸案の位料過して統監府時代に至り、明治四十年七月一日遂にその承認を得、同日より二箇年以内鑛區選定すべきことを以て解決した。明治四十二年六月サルタレルは昌城郡内に於て二鑛區を選定し、鑛業権を獲得し、南部區域は東倉面の大半、大倉面、青山面の各一部を占め、北部區域は昌城面、甑面の一部及び南倉面の全部より成る。

明治四十三年八月東倉面大輪洞に一大良鑛脈(大輪洞鑛脈)を發見し、徳大類にて發行したが、四十五年一月よりルイロンドン専ら之が經營の任に當つた。

大正元年八月東倉河畔に五本立鐵製鑛機及び九月に青化製鍊所を新設し、次で東輪洞鑛脈の發見に伴ひ鑛機を三十本に増加し、大正三年十二月には泥鑛製鍊所をも開始するに至つた。

その後大輪洞及び東輪洞の二坑を主要なるものとして發行し、北部區域は久しきに式會社が探掘権を譲り受け、特許区内に七十三鑛區を設定し、事故を繼續して今日に至つた。



互り探鑛したが良好なる結果を得ず、而して大正十三年十一月に至り、實海遠安郡遼安金鑛を經營せるソール・マイニング・コムパニーに、ロンドンより本鑛業権を譲受け、資本金二十七萬五千磅の朝鮮シンジケートを組織せんとした。然るに佛國政府は條約第十四條に依り、佛國人又は佛國法人以外に特許權讓渡につき抗議する所あり、讓渡行儀の願であつたが、遂に佛國法人シンジカ・フランセー・デー・チャツセンを組織し、前記ソール・マイニング・コムパニー一派の英國人を我本主とし、大正十四年六月讓渡登録を了した。次で大輪洞坑内ルール堅坑の改修補造を爲し、大正十五年製鍊場を改築し、新式設備を以て金鑛製鍊を爲すに至つた。次で昭和五年四月十五日日本商法に依り組織された。大輪洞鑛山株式會社、甲岩鑛山株式會社及び東倉鑛山株式會社、道路に概ね平坦で牛馬車或は自動車を通じ得べく、上鎮より京義線孟中里に至る道路も亦平坦で、この間二十三里を毎日一回の定期自動車の便があり、又鴨綠江は甲岩洞

は北部區域の中心地であるが、大榆洞より十八里餘ありて牛車を通ずる。甲岩洞は安東縣及び新義州より越航する舟便があり、又新義州及び興禮に至る自動車の道路に當る。

戸口	内地人	戸数	二二	朝鮮人	戸数	七五二	支那人	戸数	八一	其他	戸数	一	計	戸数	八六二
	人口		五九		人口	四、二七九		人口	四六	外國人	人口	四		人口	四、六九八

地質及鑛床 富源行地附近の地質は太古大統に屬する黑雲母化崗岩より構成せられ、壓力變質作用を蒙ること甚だしく、綫状花崗岩及び壓碎花崗岩の發達せるを見る。また變質砂岩の薄層を介在し、淮片麻岩が往々にして存在し、玢岩々脈も亦各所に存在するのを見る。

鑛床は花崗岩中に胚胎せる石英鑛脈で、走向、傾斜並に厚さ等を異にするのみでなく、時に支脈を分展し不規則なる形體を成すことあり、鑛脈の走向北六十五度乃至七十度西、傾斜西南四十三度乃至四十五度を普通とする。

大榆洞鑛床は最も有力なる鑛床で、現に盛んに探掘せられて居る。鑛脈の走向は北七十度西、傾斜西南へ四十五度なるを常とする。脈幅平均七尺で幅十數尺に達する所があり、富源帶は東南三十度の方向に落し、東西二帶あつて西方の富源帶は下部に品位良好なるを見る。その品位は十萬分の二乃至五を示す。東榆洞鑛床は前者の東方約四町に在り、露頭附近に於て鑛幅數尺にして上層・中層・下層の三層に分れ、下層に従ひ合體して膨大し三番坑道に於て八十尺の脈幅に達せる處あり、平均品位は十萬分の一・五である。

採掘 大榆洞鑛床の下底十番坑道附近以下を採掘し、探掘場は年々下降し、この十番坑道はルール・シャフトと稱する斜坑口より斜に一千七十六呎ありて垂直七百七十七呎である。

採掘法はスクエヤセット、或はストーピング法で、探掘跡は土砂廢石を以て充填して居る。一セット間五尺乃至六尺で、充填としては手選捨石を以てし、手掘及び鑿岩機を以て穿孔する。鑿岩機はジャック・ハンマーBORW二四〇型及びインガゾール・ストーパーBC二一型で、その壓氣機内容は次の如くである。

エヤ・コムプレッサー	インガゾール・ランド・コンパニー	インベリアルタイプ	一〇
エヤ・シリンドラー	22" X 10" 13" X 16"	ブレッシユアー	七五ボンド
旋 筒 機	二二〇馬力 回轉數 一一〇〇〇		

開坑は主として鑿岩機を以てし、地表及び東榆洞の採掘には手掘を用ゆる。而して大正十四年より昭和三年に至る掘進開坑の延長左の如くである。

水壓分級器

ウチルフレーターブル
アーレン式分水器
ハーディング・コムカ・ルミル
第三ドール・タラフシ・フアイヤー
第三工場（青化）
細績はコンカル・ミルに返送し泥績は第三工場に送る

砂績の分級
分級器に依り分離せられた粗、細、兩績を處理する、鎗尾、泥砂を放棄する
アーブルの汰績、中績のみを處理する
更に粉碎す

第三工場（青化）

第二工場に於ける第一、第二、第三クラツシ・フアイヤーよりの泥績は第一、二工場に於ける第一シツクナーに入り濃集せられる

第一シツクナー
第一、第二、第三アジターター
ソリユウシヨシヨシ
第二、第三、第四、第五シツクナー
ペーレン・ソリユウシヨシ
ファイルター・タンク
プレスビナーシヨシ

各徑 十尺 各深さ 十四尺
各徑 三十尺 各深さ 六尺
各徑 三十五尺 各深さ 十尺
各徑 二十五尺 各深さ 八尺
各徑 二十尺 各深さ 五尺

長さ十一呎 幅二呎十一吋 深さ二呎六吋

工場の動力として次の原動機を有するも、最近平壤電氣會社より送電を仰ぎ電動機運轉に改めた。

英國製 瓦 斯 機 關 三百馬力 一臺
同 二百五十馬力 一臺
内地製 同 百五十馬力 一臺
同 百三十馬力 一臺

總 員 數 及 賃 金 (昭和四年十二月末日現在)

種 別	人 員	最 高 賃	最 低 賃	平 均 賃
(坑 夫)	六 一 五	〇・九 〇	〇・七 〇	〇・八 〇

昭和三十二年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和三十三年
金	銀	金	銀	金	銀
二二二、四五六	一三九、七七〇	二四三、六七四	一三七、八五三	二六七、〇三一	一六九、四五六
一、一九四、〇三一	一、三〇四、八三九	一、四一六、四五九	一、四一二、四五五	一四、七六八	八二、七二一
一、一七三、七一一	一、五九一、一六一	一、二八〇、六一	一、四一八、五三五	七四四、二二一	四三〇
一、〇六六、二七五	六七四、六六三	一四九			
金	銀	金	銀	金	銀
一、〇六六、二七五	六七四、六六三	一四九			
一、〇六六、二七五	六七四、六六三	一四九			
一、〇六六、二七五	六七四、六六三	一四九			

新 延 金 山 (金・銀)

平安北道朔州郡九曲面 鑛業権者 朴 根 溟 外三人 面積 九七七、三三〇坪

事 本山は明治四十二年八月張輔衡外一名出願許可を得て着手し、一時頗る盛況を極め、数千の鑛夫請集せしも間もなく衰へ、大

正二年六月覺井初太郎外二名の手に移り、墾坑を開鑿し製鑛場を設けしが、坑内の湧水多くして遂に大正八年には休止するに至つた。

然るにその後、大正十四年冬現鑛主の手に移り、探鑛の結果良好部を發見すると共に、六十五馬力瓦斯機關に依り運轉する製鑛場及び

排水唧筒を設け今日に至る。

交 通 朔州邑の北西一里新安洞に事務所及び製鑛所あり、京義線定州驛或は新義州驛より定期自動車に依り朔州邑に到り徒歩一里に

して達することを得る。

戸口	内地人	朝鮮人	支那人	計
戸數	四	戸數	戸數	戸數
人口	一二	人口	人口	人口
	一四八	二二	一五七	一三二六
	二九二			

地質及鑛床 本山附近の地質は正片麻岩及び准片麻岩より成り、花崗岩・石英斑岩・長石斑岩及び玢岩等の岩脈を有する。鑛床は主として准片麻岩中に在る石英鑛脈で、本鑛の走向北七十度西、傾斜六十度西南を示し、鑛坑の下底に於ては傾斜三本に分岐し、各八尺乃至十五尺に達する。鑛石は白色石英に少量の磁鉄鑛・黄鉄鑛・方鉛鑛・閃亜鉛鑛等を隨伴し合金甚だ良好である。

採鑛 主採鑛場なる新安坑は事務所の後方山腹に在つて、鑛坑の深さ二百四十二尺で東西に鑛押坑を開く。東向は四坑道で最長四百五十尺、西向は三坑道で最長三百尺に達する。採鑛は手掘發破法に依り階段掘を行ふ。採掘物は鑛車に依つて鑛坑口に運搬し、三十馬力の電動スキップ捲揚に依り坑外に搬出し、更に約百間を距る製鑛場迄軌道運搬を爲す。

排水 鑛坑底は附近河底水準以下に降れるを以て相當多量の湧水があり、現在鑛坑百尺及び二百尺の二箇所各十馬力、十五馬力の電動渦巻タービン唧筒四臺を設けて居る。

製鑛場の設備概要 を示せば次の如くである。

掘	鑛	製鑛井五百封度	一	臺
同	同	同 三百封度	四	〇本
揚	程	六 吋 落下數每分	三	〇本
金	網		一	〇〇
銅	板	階 段 式	三	〇目
ウ	ムル	フ レ ー 状 盤	五	段
青	化	濾 出 槽	四	臺
同	同	鐵 板 製	一	二個
同	同	コンクリート製	一	二個
同	同	木 製	二	四個

鑛鑛處理室は一晝夜五十五噸で、鑛石は少量の硫化鐵物を含み、合金品位は十萬分の一・五乃至二である。混承は搗鑛臼内外で行ひ混承に依る收命率は四五乃至五〇%、搗鑛々尾は濾出青化法に附する。

濾出機は一槽に三日間濾出し叫槽に沈返へし十二日を以て終はる。青化液は〇・二二%の濃度のものを使用し、廢液は〇・一七%とな

る。青化鎮尾は合命百萬分の三内外で混赤・青化合計の採收率は大概八五%見寄て
 動 刀 二百馬力吸入瓦斯機關（獨逸オントー會社製）を原動機とし、百キロボルト・アマペヤの發電機にて發電し、搗練工場及び
 捲揚排水用動力に給する。發電機は日立製作所製である。

鑛夫員數及賃金（昭和四年十二月末日現在）

種 別	人 員	賃 金	最		平 均
			高	低	
坑 支	夫	一・二二	〇・九五	〇・八五	〇・九〇
坑 運	夫	一・三六	一・三〇	一・〇〇	一・一五
坑 採	夫	一・〇〇	〇・八五	〇・八五	〇・八五
坑 選	夫	一・三〇	一・〇五	一・三〇	〇・八五
坑 製	夫	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
坑 機	夫	一・五〇	一・五〇	〇・八五	一・二〇
坑 工	夫	一・五〇	一・五〇	一・〇〇	一・三五
坑 雜	夫	一・五〇	〇・八五	〇・八五	〇・八五
計		三五八			

大正二 年 次 種 別 金 額

數 販 賣 價 高 額

二四二 八三八

同	同	同	同	昭 和	同	同	同	同	同	同	大 正
六	五	四	三	二	十	八	七	六	五	四	三
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
金 汰 金		金 汰 金		青 青 青	精 青	精 青	精 青	精 青	精 青	精 青	精 青
銀 銀		銀 銀		金 金 金	銀 金	銀 金	銀 金	銀 金	銀 金	銀 金	銀 金

一、二、〇三四
 四〇、〇〇〇
 三、六二四
 二一八、四六〇
 三、八三〇
 二八〇、〇〇〇
 五、四〇七
 一九五、九二〇
 三、九〇四
 三一五、〇〇〇
 二、六九九
 一八一、五七〇
 六〇〇
 一五四、八九〇
 三七、八八〇
 六四、八〇七
 七四、三六二
 一九八、九八〇
 二一三
 一六三
 二八三、五八七
 二七六
 五二

五一、八五二
 五六、二〇八
 八四、五二七
 五五、三二四
 三三、〇二四
 一一、五〇一
 四四、八五九
 一三二、五八〇
 二二六、八二五
 二六〇、二七〇
 一六九、二七五
 一七、五七八
 一五、九九九
 二六二、三九〇
 二一、七五七
 三、九九八

橋洞鑛山 (金・銀)

平安北道朔州郡外南面 鐵業樞者 方 應 設 外二人 而該 六三二、七九〇坪

濱 本山は大正十五年八月現権者許可を受け、逐年事業を擴張して今日に至る。鐵山事務所は外南面清溪洞に在る。

交 通 京義線定州驛より自動車にて龜城を経て南倉に下車し、更に三里自動車も通することを得る。

戸 口 内地人 戸数 二 朝鮮人 戸数 三八一 計 戸数 三八三
人口 二、二八六 人口 二、二九一

地質及鑛床 附近の地質は剝狀花崗岩及び泥片麻岩より成り、鑛床は泥片麻岩中に胚胎せる石英鑛脈で、鑛石は灰白色石英に少量の黄鐵鑛を陪伴する。

採 鑛 採鑛場は東部山、西部山の二箇所が主なるもので、採鑛法は手掘鑛破法を以てし、坑道に依つて上下を採鑛する。大體德太式及び謀作派式採行法に依り、德太の場合は産額の六分の一を分鑛として事務所に納入する。採鑛鑛石は坑口前に於て手選鑛と爲し精鑛

は自働鑛業及び駄馬又は人背にて製鍊場に送られる。

製 鍊 昭和四年九月製鍊場を擴張し、製鍊場價料三百五十封度のもの三十本、ウキルフレー汰盤一臺及び骨化製鍊場を設備し、原動力は四十馬力吸入瓦斯エンジン一基である。

鑛 夫 員 數 及 賃 金 (昭和四年十二月末日現在)

種 別	人 員	賃 金		
		最 高	最 低	平 均
坑 支 柱	夫 一 一 四	〇・八〇	〇・七〇	〇・七五
坑 内 支 柱	夫 二 三	一・〇〇	〇・八〇	〇・九〇
坑 内 選 製	夫 六 六	〇・八〇	〇・七〇	〇・七五
坑 内 製 鍊	夫 三 〇	〇・八〇	〇・七〇	〇・七五
坑 内 選 製	夫 一 七	一・二三	〇・七五	〇・九〇
坑 内 選 製	夫 二 三	〇・八〇	〇・七〇	〇・七五

地質及鑛床 片麻岩から成り之に互晶花崗岩の岩脈を噴出する。岩脈は狭小で延長大ならず走向不規則でその数が多し。鑛床は之れに胎する合金石英脈で、その發見は依つて鑛脈に命名したので、一は北西で急斜し、他は南北で緩斜する。嶺昌學時代にはその鑛層は全く徳本にのみ委任し、その發見に依つて鑛脈に命名したので、同一鑛脈で場所によつて名を異にするものがある。即ち十字脈は現在の一號脈で、富成鑛三層三脈十二號脈丁字脈は二號脈群の局部的名稱である。尙ほ各脈は時に枝脈を出し、又斷層に依つて跳返り別脈と考へしものゝやうである。斷層は鑛脈に沿つたもの、或はこれ等諸脈を切斷し、又はステツプフォオルトとなり脈の傾斜を斷つもの等、その數頗る多く、現據者は極力鑛押し、鑛入開坑を進めて居るが、未だ之を詳にすることが出来ない。

一號脈 本脈は幅員二、三號脈より大で、走向斷層を伴ひ軟質となり、合金一般に良好であるが、時として貧弱となり不定である。この脈は上部に於て十字脈と稱せられ、下部に降つて稍々幅大となる。走向北四十五度西、傾斜八十度北東、脈幅二寸乃至五寸、結晶質石英に硫砒鐵鑛及び黃鐵鑛を伴ふ勢側に薄き粘土を有する。

二號脈 本脈は富成鑛及び丁字脈とも稱せらるゝ部分があつて、その中央丁字脈附近は甚だ複雑で、南北に走る十二號脈は斷層脈で二號脈を切り、兩も自身は走向斷層に依つて切斷せられる。富成脈と稱せられる部分の走向は北五十度西を示すも、東南卓脈に近づいては北四十五度西を示し、傾斜七十五度乃至八十五度北東で、脈幅二寸内外合金豐富、百分率に上るものがあると云ふ。

三號脈 本脈は二號脈の下勢百五十尺乃至二百尺に竝走し、走向北四十度乃至五十度西で、その東部は卓脈に依つて切られ、その鑛先は悉かに南方に跳ね返へされる。脈幅二號脈よりも稍々大で、三寸位、品位十百分率より十百分の五を示すものが多い。

卓脈 本脈は一號二號脈等の東南方に位し、斷層の粘土を有し斷層の充填鑛脈と云はれる。走向南北で傾斜緩く四十度乃至六十度東を示し、品位十百分の二乃至三、脈幅三寸、時に膨大して一尺となるも幅員大となれば品位低下する。尙ほこの脈は傾斜二十四度北を示す北西の斷層に依つて傾斜の方向に切られる。嶺昌學時代には三號脈と共に此の斷層上部のみを採掘し、下層下部は探鑛しなかつたもので、現據者引繼後に發見せられた。

鑛石は何れの鑛脈に於ても、結晶質楠齒狀を成せる半透明無色又は黃色、或は淡紫色を帯び來るとき合金豐富で、金は石英中硫化硫微粒に依つて點色帯狀を呈するものゝ中、或は夫れと石英との間に來たり、二次的には脈の勢側に來たる。鑛石は硫砒鐵鑛・方鉛鑛・黃鐵鑛・閃亜鉛鑛及び輝安鑛の少量が來り、石英鑛晶の上には燐々方解石の結晶を有する。

開坑探鑛及採鑛 現主要探鑛々脈は黃哥谷附近に於ける前記諸脈で、この外北方に井水谷、南方に倉谷、春鳴谷の諸脈あるも殆んど檢行しない。主要坑は黃哥谷開坑と稱せられる事務所上二百十尺東方に開かれた坑道で、東向鑛入約四百尺で三號脈に着脈し、更に東向二百

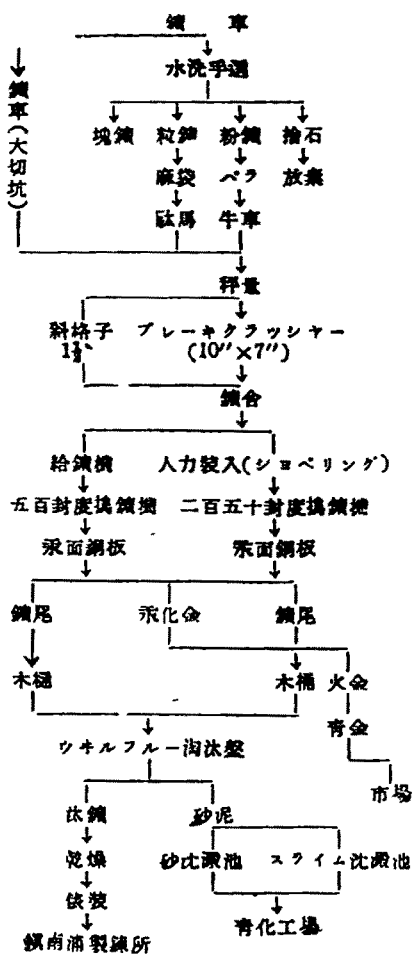
二十尺で二號鑛に、尙ほ二百五十尺で一號鑛に着展し之を左右に鑛押して居る。三號鑛は東向に鑛押し鑛入に依つて二號鑛に、鑛押に依つて卓展に着展し各々を鑛押する。尙ほこの坑道並にその上ヨ餘尺に開坑した卓展開坑からの堅坑は、卓展の傾斜に沿りて下り、大切坑附近まで降り、現在二十米突坑を最低坑とする。又事務所北方に開坑した大切坑は、加脊十二尺×八尺百四度(南七十六度東)の方向にて鑛入を造み、一千七百三十尺にて分統し、一は六十度(北六十度東)にて三號鑛から一號鑛まで鑛入五百五十尺を切り各着展し、二號鑛に於ては黃哥谷開坑富成鑛堅坑底に貫通し、更に大切地並に分統點から卓展に至る鑛入開鑛中で、六百尺以上を進み卓展に貫通しようとする。大切鑛入は鑿岩機を以て掘通し、インガール・ドリフタ七十五番二臺を使用し、一日掘通加脊六尺×六尺で十三四尺を進む。鑿岩夫は一日二交代三發破で、その他の開坑は手掘掘通で一工掘通一寸乃至四寸加脊四尺×六尺又は五尺×六尺である。坑道は鑛入鑛押及び切上等で開坑し、採鑛運搬等に備へ、二十六箇所の開坑に於て、昭和五年六月の掘通延長八百五十三尺總べて延積値とした。採鑛は全部手掘で、富成鑛部は階段掘であるけれども共寸繰法を以てし、爆破は事務所係員之を行ふ。寸繰り原價一尺十四錢乃至二十錢平均十七錢として坑内一部の採鑛には德太式幕簾型を採用する。

坑内運搬並に排水 採鑛鑛石は切羽或は坑道に於て簡單な手選を行ひ、粗大な母岩を除き之を附近採鑛跡の充填用とし、粒鑛粉は母岩と混じたまゝ粗鑛として坑井或は捲揚に依つて主要坑に運搬する。即ち上部に於ては六十米突坑(黃哥谷開坑)に、下部に於ては大切坑地並に運搬する。而してこれ等坑内堅坑に於ける捲揚の設備は左の如くである。

堅坑名	馬力	ベケット容量	揚程	ロープ速度(毎分)	ロープの太さ	動力
富成鑛斜坑	七・五	一、〇〇〇 _{馬力}	一〇〇尺	一三〇	3/4吋	電動機
卓展斜坑	一五・〇	一、〇〇〇	二二〇	二三〇	7/8	同
十字展斜坑	一〇・〇	一、〇〇〇	一一〇	一五〇	3/4	同

捲揚機はスキップ型でベケットに附せるピンをガイドとして降昇するものである。

主要坑に來た鑛石は手押鑛車に依り坑外に搬出するもので、六十米突坑では坑外に於ける手選鑛場で五分目篩で粒粉を分け、水洗の上粒鑛塊は麻袋結(二十貫入)とし駄馬に依り、粉鑛はペラのまゝ牛車に依つて製鍊場に運搬秤臺の上鑛倉に移される。この運搬は請負で一袋二十貫に付八錢である。尙ほ大切坑内に於けるもの、及び六十米突坑外露石場手選の鑛石は、鑛車に依り秤放せられ選鑛々會に入る。坑内地並の排水は坑道側傍りの溝渠に依り自然排水せらるゝも、下部坑置切下の湧水は左記唧筒に依つて六十米突坑地並その他に揚水せられる。



鑛製系統圖

鑛 本務所附近大切坑南に在り、搗鑛工場と青化工場とに分れ、搗鑛工場は一日五十噸處理とし、左記系統圖の順序に依つて製鍊する。即ち五百封度杵二十本、二百五十封度杵四十本で、臼内込葉及び汞面銅板で汞化金を得、鑛尾はウキルフルー十香型汰盤四臺で汰鑛を採取し、砂及び泥鑛は沈澱池に依つて採集し、乾燥の上青化製鍊に附せられる。

鑛名	馬力	揚水量(毎分)	揚型
富成鑛斜坑	七・五	一・〇	セントリフエーガルボンブ
卓展鑛斜坑	一五・〇	一・五	同
十字風斜坑	一〇・〇	一・五	同

朝鮮の聚落 (中篇)

五六八

揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚
二百五十封度	二百封度	七吋	九吋	二八	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四
揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚
二百五十封度	二百封度	七吋	九吋	二八	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四
揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚
二百五十封度	二百封度	七吋	九吋	二八	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四
揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚
二百五十封度	二百封度	七吋	九吋	二八	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四
揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚	揚
二百五十封度	二百封度	七吋	九吋	二八	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四	一、三、五、二、四

工場場津出槽数

第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
木	鉄	板	梨	梨	梨	梨	梨	梨	梨
二五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
直	直	直	直	直	直	直	直	直	直
徑	徑	徑	徑	徑	徑	徑	徑	徑	徑
五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八
深	深	深	深	深	深	深	深	深	深
四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五
容	容	容	容	容	容	容	容	容	容
九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
量	量	量	量	量	量	量	量	量	量
二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇

貯液槽は直徑九尺、深さ五尺のもの一個、十尺×十尺深さ五尺のもの一個を備へ、前者は三一八立方呎、後者は五〇〇立方呎の容量である。亞鉛箱は一尺五寸×一尺五寸十二區のもの四個あり、裝入用として一・四馬力揚程二十尺、毎分二二・七立方呎のタービン唧筒を以て液を裝入又は循環させる。裝入鍍尾の品位は約百萬分の五で砂鍍と泥鍍との比は六十對四十である。石灰は原鍍の〇・〇五%を混入して、津出槽に入れ、膏化液の濃度を〇・二五%とし十二時間靜置の上沈澱槽に導き、三晝夜を以て循環を終り、一箇月膏化金の産出一貫目、その純度六八〇位である。膏化鍍尾の棄却せられるものは水洗をしないから割合砂粒間の金液は排出せられない。

動力 崔昌學時代は百馬力吸入瓦斯機關一臺を以て直接搗鍍槌を運轉したが、現權者となつてからは二百五十馬力吸入瓦斯機關に代へ、二百キロの發電機を運轉し、製鍊捲揚排水壓氣機その他點燈等一切の動力に供して居るが、近く更に前百馬力のものも運轉し、壓氣機その他諸機械の能率を高める計である。

鑛夫 鑛夫の出入甚だしく出勤率不良なのは、附近に金鍍多きと直轄制匠に於ける正規就業に慣れない爲めであり、坑内夫の出勤率の如き約五〇%内外である。

鑛夫員數及賃金 (昭和四年十二月末日現在)

年次	外		坑		内		支		種別
	種工	橋工	運製	運製	種工	橋工	運支	坑支	
同	三	二	元	十	十	四	三	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫

年次	外		坑		内		支		種別
	種工	橋工	運製	運製	種工	橋工	運支	坑支	
同	三	二	元	十	十	四	三	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫
同	同	同	同	同	同	同	同	年	夫

同 同 同 二 小 同 同 二 同 三 備
 交 交 供 を 交 交 考
 代 代 合 代 代 考

朝鮮の産落（中篇）

五七〇

同	四	年	同	二五二、三二三	九四五、九九五
同	五	年	金	五三六、一六四	五一七、五九七
同	六	年	金	二六三	二二、二二〇
同	六	年	金	四五四、三三一	四三六、一五七
同	六	年	金	二〇八	一五、五五五

吉祥鑛山（金・黒鉛）

所在地 平安北道龜城郡梨峴山 鑛業權者 朝鮮鑛業開發株式會社 面積 一、六七三、八八三坪

沿革 明治三十九年九月京城英韓合同會社出願、同四十年許可を得たが、大正三年六月尹基益譲り受け、同年七月更に李龍波の手に移り、一時鑛況良好であつたがその後休止し、大正十一年三月林長太郎の手に入り、同年十二月野口遠外二名の有に歸し、同十四年一月事業を再開し探鑛に努め、更らに鑛主發現會社を創立するに及んで之に名義を變更し、大々的採鑛を爲す計畫を立て、目下坑道の掘進と共に一日百噸處理の選鑛製鑛場を建設中である。

交通 定州縣から龜城街道を北に四里、高麗警察官駐在所々在地从から西に折れ、更らに二里穰川江を過り、吉祥洞の事務所に通ず。この間自動車を通じ、近く不定期乗合自動車を運轉する筈である。

戸口	内地人	戸數	一	朝鮮人	戸數	一三七
	人口		六	人口		七五九
		計		人口		七六五

地質及鑛床 花崗岩及び片麻岩より成り、時に松母片岩等あり、巨晶花崗岩の岩脈を有する。鑛床は花崗岩及び片麻岩中に脈絡せる鑛脈で、走向斷層を伴ひ、斷層後の鑛脈の如き状態に特になむペーワン脈と稱するものに甚だしい。鑛脈の數頗る多きも、主なるは前記鑛脈の外チエール谷の二脈で、現に採鑛して居るのも亦この二脈である。上層下層共に稍々堅硬で、斷層面の傍面は種々の方向を示し、粘土質の礫質大で生成當時の激烈なるを示す。鑛石は乳白色石英に黄鐵鑛、方鉛鑛、閃鋅鉛鑛を伴ひ、黄銅鑛の少量を有し、滑面には黒鉛を有し、又石英中黒鉛の縞狀を呈する部分がある。

ナンパーワン脈 本脈はもと外國人經營當時命名隊行したもので、吉祥洞の北部溪谷を西へ至る道路の南側山腹に在り、延長一千二百間餘露出する。走向東西で東方にて東東南となり、西方にて西西南を示し彎曲する。傾斜七十度乃至八十度南を示し、賦存大で二尺

乃至八尺あり、現に操業掘進中のものは、齊北洞坑の下部山麓から進んだ鑿入大切坑で、南二十二度西の方向にて進み、六百三十尺にて層脈面に鑿押する。現に東向六百尺西向五百尺で西向の鑿況良好である。引立脈幅六尺上層に良鑿カ寸中央三尺は破砕せられた石英である。東向引立附近は層脈数條に分れ不況となる。現大切坑の西方八十間の北洞第三坑は、鑿入南向三百六十五尺で層脈東西に鑿押し大切坑と約八十尺の高さに在る。

チエルベル脈の一號 本鑿は吉祥洞に於ける舊事務所上流七八町左岸川端から開坑した鑿入れで、北二十八度西の方向に掘進し六十尺にて層脈する。走向北七十度東、傾斜七十度北で、脈幅四尺上下兩層に黃鐵鑿多く帶狀構造を成す。本脈に前記ナンペーワン脈よりも破化鑿多く脈幅定まり良鑿の様である。而して鑿入坑は穀初山の上方谷間に現はれた三條の層脈交叉せる點に在る鑿坑下に向ふ鑿定で掘進したもので、この脈は最初鑿定せられぬものであつた。

尙ほこれ等の外大切坑内鑿入には四五條の層脈現はれ、又露頭に五號鑿、三號鑿、四號鑿等多數ある。

探鑿準備 日下開坑中で探鑿に行はず、大切坑内の東西鑿押と鑿押坑内約百尺毎の切上りを行ひ探鑿の準備を爲し、一方チエルベル鑿の西向を鑿押し新脈の開鑿に努めて居る。大切坑の東西鑿押は鑿岩機で掘進し、その他は全部手掘であるけれども、近く動力設備の完成に依つて開坑には全部鑿岩機を以てする計畫であると云ふ。鑿岩機掘進は東西兩引立を交互に操業し一日八、九尺(兩方で)を進む。脈石共に軟かく、孔掘りに一箇所約一時間を要するのみであるが、(破砕孔十三本)研取鑿石運搬に時間を要し、一日一箇所二發破を行ふ。目下掘進中の脈氣機は、三十馬力インガソル・コムプレッサーで、二十五馬力吸入瓦斯機關で運轉するも、馬力が弱いので漸く一臺の鑿岩機を使用するのみである。近く五百三十五馬力ディーゼル・エンジン二臺の設備が成る時に、七十五馬力脈氣機を大切坑に設け、現脈氣機はチエルベル鑿探鑿に使用する鑿定であると云ふ。

鑿鑿鑿鑿場 目下建設中で一日の處理鑿定百噸で設備の概要は次の如くである。

ブレイクラッシャー	所要馬力	二十馬力	一
クラッシングロール	14"×30" 16"×10"	同	二十馬力
		同	一

朝鮮の乗落（中篇）

ルーツ送風機	所要馬力	二 十五馬力	一
M・S式浮游機(ラッファア)	同	三十五馬力	一
同 (タリーナー)	同	十馬力	一
ハーディングミル	同	六十馬力	一
バルトコンペヤ	同	二馬力	一
オーアエレベーター (10'') 竝にトロンメル (1'')	同	五馬力	一
エプロンフキア ドールクラツシファイヤ	同	三馬力	一
フロスエレベーター (4'')	同	一馬力	一
オートヘーストロールユニバーサルテーブル	同	三馬力	二
サンドポンプ (3'')	同	五馬力	一

尙ほ同工場を擴張し處理鐵量を増加する計畫もある。

動力 カディーセル・エンジン五百三十馬力のもの一臺は据付終り、更に一臺建設の豫定である。エンジンの内容左の如くである。

三菱電機製作所製(もと朝鮮水電使用のもの)

馬力 五三五馬力

附屬發電機 直結

三相交流式 四三八キロボルトアムペヤ

三、三〇〇ボルト 七六・七アムペヤ

毎分二十七廻轉

續 夫 鑛夫は地方民を主とし平北各地より集まる。就業時間二交代で、午前七時及び午後七時に出勤する。就業率良好で九十乃至

九十五を示し、公休を毎月一日及び十六日の二回とする。

鑛夫員數及賃金

(昭和四年十二月末日現在)

種別	人員	賃	
		最高	最低
坑柱夫	一二八	〇・九〇	〇・六〇
支取夫	二八	〇・八〇	〇・六〇
運搬夫	一五八	〇・六〇	〇・五〇
選銅夫	一八	〇・六〇	〇・五〇
炭夫	四八	〇・七五	〇・四五
鍛冶夫	三八	一・三〇	〇・五〇
雜計	三八	〇・五〇	〇・九〇
計	四一六		
		平均	平均
		〇・七五	〇・七五

年次	種別	數	
		販賣	價
昭和二年	金銀鑛	五、二七〇	六、一二〇
同三年	同	二、九七四	二、九五〇
同四年	同	三、三五九	三、〇一一
同六年	同	七、八三	一、二六、七二二

義州鑛山 (金・銀)

所在地 平安北道義州郡玉甸面、廣坪面、古寧朔面 鑛業權者 義州鑛山林式會社

本鎮山所屬區は登錄第八一四七號外鎮區で、相當廣汎な地域に散在して居る。本務所は土尙面下庭洞に在る。

戸口 朝鮮人 戸數 一五九戸、人口 一、〇七七八

清 城 區

沿 軍 義州鎮區開放せられ、會社創立後探礦に意を注ぎ、極力徳太の探礦を許容し、その獎勵に努めた結果、昭和五年七月十日劉某發見し徳太を出願したので、會社に於て探礦業を出願し、同年九月許可を受け操業に着手したものである。

交 通 新義州から鴨綠江上流に至る國境道路完成し、自動車の運搬交通頻繁となり、義州舊邑を過ぎ玉江洞を經、清城鎮に至れば廣坪面本務所に入る。約二十町道の北方にアンペラ魁根の點在する數多の坑穴を見るべく、新義州から十七里で鴨綠江は數町の溪谷下に在り、船着きも容易で交通便利である。

地質及鑛床 附近は准片麻岩から成り、鐵床は之れに胚胎した石英脈で數條あり、甲は如意里の溪谷舊道の北側に在つて、稍々網狀に五六條の鐵脈不規則に走り、乙は鳥啼岩から新道に沿ひ如意里の南溪流を曲る道の傍に在り、その鑛先は遠く江岸に及び延長二千尺である。

甲の先向南北のものより北四十二度西のものあり、母岩は變質粘板岩で鐵面の爲め不規則の走向を示す。現坑穴二十八あり、徳太山入で延長三百尺を許し鐵夫三百人である。

乙の走向北八十度西、傾斜六十五度北、脈幅數頭で二尺五寸乃至三尺、鐵石は堅緻なる白色石英に少しく換けを牛じ、上層に滑面あつて走向層層があり、石英は粒狀で自然命の小粒を有するものあり、露頭は大であつけれども坑内二十尺では一尺位となり黄鐵鑛を數點する。尙ほこの鑛先約二千尺の東方新道に於ける曲角の上に於て、道路から八十二尺を隔てた所に切下りあり、約十五尺を下り、走向北八十度西、傾斜六十五度北で橋谷と稱し脈幅五寸乃至一尺である。

上 廣 洞 及 板 幕 洞 區

交 通 板幕洞仲里から列幕嶺に南行する途中溪谷の附近に數多の鐵脈ありて徳大探礦中である。

地質及鑛床 仲里から列幕嶺溪谷に入る附近は粘板岩及び亂片麻岩で、その十町先は花崗岩又は花崗片麻岩から成る。鐵脈が數條ある。

Aは走向北十二度東、傾斜六十度西、上下に滑面あり、滑面一尺二寸内に下層に二寸の石英鐵脈があり、合金鑛質なるが如くである。

Bは花崗岩中の鐵脈で、走向北十度東、傾斜七十度乃至七十五度東、幅一寸乃至三寸、鐵石は硫砒鐵鑛・方鉛鐵・黃鐵鑛・閃電鑛等を含み合金鑛質である。

CはBの南方に在り走向南北傾斜七十度西、幅五寸乃至一尺五寸、花崗岩中の鐵脈で、鐵石は白色石英に少々の黃鐵鑛、方鉛鐵等を合

み舎金鑛所である。

Dは列幕山上を横断する大脈で、その延長二千尺に近く走向北十度東、傾斜六十二度西、花崗岩中に在り幅五寸乃至一尺である。水車は地方民に請負はしめ水車設立権として年額百圓を徴し水車主と事務所とは鑛尾を折半する。

中 臺 聖 區

交通沿線 新義州から自動車で義州を経て、玉江鎮に至る十里で下車し、玉江川を上ること四里半で遷する。事務所は玉尙節下度洞中臺聖の溪谷近くに在り、本鑛區はもと總督府出張所に於て探鑛せられた主なるもので、二十三號鑛、二十四號鑛、新一號鑛、新五號鑛の四條探鑛せられ、二十四號鑛には大堅坑七十尺以上ありと云はるゝも、目下坑口を閉し見ることが出来ぬ。

地質及鑛床 片麻岩及び花崗岩を主とし、鑛床はこの中の石英鑛脈で、鑛石は黃鐵鑛・方鉛鑛・磁硫鐵鑛・硫砒鐵鑛・閃亜鉛鑛等を有し、脈數十數條あり、その主なるものは次の如くである。

Aは中臺谷を遡る七八町北方左方から來る峰に露出する新一號鑛である。走向北六十六度西、傾斜七十五度乃至七十八度西、幅一尺五寸花崗岩中に脈胎する鑛脈で、鑛石は白色石英に黃鐵鑛の塊けを點在する。

Bは舊名中臺谷二十四號鑛で前者の東方に走る。走向南五十五度東、傾斜七十度東、幅五尺白色石英に黃鐵鑛の塊けを有する。露頭は地並道路上約三百尺で、露頭から鑛押し東向に八十八尺進んで居る。露頭部は岩層甚だしく軟弱良好部は殆んど採掘せられて居る。

Cは舊三十三號鑛で走向北六十度西、傾斜五十五度乃至七十度東、幅五尺乃至一尺五寸片麻岩中の石英鑛脈で、鑛入北六十度東の方向に四十尺で着脈し、鑛押中鑛石は白色石英に黃鐵鑛の塊けを有する。

鑛 業 直營探鑛は二十三號鑛及び二十四號鑛の鑛押各二箇所で、他は悉く徳太に開放し、新鑛脈發見を獎勵し、其の發見せるものには脈の延長百五十尺乃至三百尺を與へ、六箇月間無分無償無着手金を以て探行せしむるも、鑛石の運搬には事務所に於て自動鑛索及び軌道を設け之が使用料を取り、鑛尾には事務所水車及び機械製鍊場に於て銅板上までの資金を探金せしめ、相當の鑛鑛料を徵收する外、鑛尾は鑛は事務所々有とする。若し徳太が事務所指定の水車で鑛鑛する場合は、水車主に資化を行はしめ、その料金は差引き資化金の純利を折中して事務所に納入せしめ、且つ水車主には水車設置税として年十圓を納入せしめる。尚ほ事務所設置の水車を借用する者からは年百圓を借賃として徵收する。

桑 谷 區

現在探鑛せるものは出張所時代探鑛せるものゝ外新發見のものもある。

Aは發第ハ三四八號鑛区内になつては最も優勢なもので桑谷一脈脈と稱する。扶桑里に在る假事務所北東の溪谷を二十數町上り山頂に近く露頭あり、走向東西乃至北八十八度西、東鑛先は峰を越えて走向北七十五度西となり、傾斜は直立より八十五度北である。脈幅一尺乃至六尺平均三尺、鑛石は白色石英に方鉛鑛・閃亜鉛鑛・黃鐵鑛を散點し金粒は大である。

BはAの鑛先西方山の小溪に在り、走向東西傾斜八十度乃至八十五度北、幅五寸乃至八寸片麻岩中に在り新二號坑と稱する。

Cは天摩洞金鑛里の溪谷から扶桑里に來る近道峠の南中腹に在り、走向東西傾斜八十五度北、幅一尺片麻岩中に胚胎する。鑛石は石英中に酸化鐵の多量を含む。

製鑛場

製鑛場は中裏里に在り 一晝夜處理鑛量二十噸で設備の概要次の如くである。

- クラッシュヤー 一臺
- 五百封度鑛製搗機件 二〇本
- オーバーストローム・ニューバーサルテーブル 二臺
- 六十馬力吸入兀所機關 一臺
- 鐵板養育化濃出槽 七個
- 深 十二尺
- 深 五尺

年次	種類	数量	産額
昭和五年	金	三九、六四九	三七、六一八
	銀	四七	三、〇八一
同 六 年	金	三一、六九三	二五、六、五七九
	銀	一〇九	一三、三〇三
	金	六六九	三六、六五〇

利原鐵山 (鐵)

所在地 威鏡南道北青郡居山面、利原郡兩面 鐵業權者 利原鐵山株式會社

沿革 本山の開發は相當古き歴史を有し、舊坑及び拾鐵の散在するものもあるも、その状況を審みせず。大正元、十月大塚某外一名請事を得、同四年龜割安藏外三名の手に移り、七年四月村式會社を組織し資本金百萬圓、拂込十七萬圓を以て亦某を擴張し、大小未全所拂込と爲したるも、九年財界不況の爲め一時採掘を中止し、その後再開漸時發展し、南面昌興里に事務所がある。

地理 本山は朝鮮東海岸の良港たる遮湖港の西方約二里、海岸を距る所に二十五町の近距離に位するのみならず、已に威鏡線の全通して交通の便を得、また會山・遮湖間及び羅興・利原鐵山間の兩支線の完成を見、運搬は至つて便利である。

戸口	内地人	戸數	朝鮮人	戸數	支那人	戸數	計	戸數
	人口 一〇五		人口 一、九三〇		人口 一二		人口 二、〇四七	
		一八		一五三		三		一七四

地質及鑛床 附近の地質は珪岩・千枚炭・粘板岩・頁岩等の累層より成り、疊層母花崗岩周圍に露出し、本山はこの累層地帯を占めて居る。鑛床は珪岩中に介在せる赤鐵鑛床にして層狀を成し、走向北五十度乃至七十度西、傾斜二十八度乃至四十度西南を示し、延長四千里、風幅五尺乃至二十尺に及ぶ。主要採鑛所は本山にして真山、西山にも露頭がある。鑛石は赤鐵鑛の細晶より粗晶に、硬質より軟質に變化し、柔軟なるは粗き鱗狀鐵母鐵鑛となり、硬質の鑛石特に上磐際に介在する。本山の九香坑内二千百尺の附近及び十香坑内千九百尺の附近に於ては、雲母鐵鑛の品位良好なるものもあるも、走向斷層の影響に依り粉鐵となれる爲め採掘せられず、又鑛石中乳白色石英の薄き帶狀を成す部分ありて一面のレンズ狀をなすものがあり、「虎」と稱し貧鐵として残されてある。

採鑛 現採鑛所は、昌興里部落北方溪谷の兩側に在る登第一〇九〇號鑛區の本山坑及び登第四二九〇號鑛區の西山坑にして、手制爆破、上向階段法及び殘柱式を併用して居る。切羽の採掘跡は坑内手選の捨石及び粉鐵を以て充填し、必要に應じ支柱を施すも、その施工する箇所は甚だしい。

選鑛 坑内の採掘鑛石は坑道地並に於て手選を爲し、約二割の廢粉鐵を排除して坑口に搬出し、坑口前に設けられたる鐵舎に貯藏し、更に玉村式自動鐵案に依りて事務所前手選鑛場に降し、此處にて六分以上の塊鐵と六分乃至二分の粉鐵とに協分け、女工に依りて手選せられる。精鐵の品位は含鐵分五二乃至五五%にして二分以下の粉鐵と雖も含鐵分五〇%以上あり、之れは他日の需用に應ずる爲め屋外に堆積してある。

昭和五年
昭和六年

一四四、二二五
九四、四七五

七二一、一二五
四七二、三八五

威北炭礦 (石炭)

鎮區位置 威鎮北道會寧郡雲頭面 鎮區面積 五八六、六四〇坪 鐵業権者 大森宅二

沿革 本鎮區は明治四十三年古賀吉三郎出願し、大正二年秋本徳太郎之を譲り受け、小規模の露頭採炭を爲して居たが、その後清會線開通し、且つ歐州大炭勃發の爲め同地方の需要が増加したので會社組織と爲し、鶴林炭礦株式會社と命名、逐年坑内外の設備を擴張した。次に大正十四年北跡の樞爪藤太郎との共同經營に移り、翌十五年石川縣七尾北洋商船株式會社と合併し、北鮮炭礦汽船株式會社と改め、礦名を鶴林炭礦として營業して居たが、更に昭和三年十月現鐵業権者之を買収して威北炭礦と改めたのである。

地理 本鎮區は會寧邑の西南約七哩豆清江の流域に在つて、會寧縣から分岐して居る炭礦線(局線)は約六哩半で終點鶴林驛に達するが、同驛と鐵業所との間は約一・五哩、山を迂迴して手押軌條を敷設して居る。鐵業所は雲頭面遊仙洞に在る。

戸口	内地人	戸數	一一	朝鮮人	戸數	一六一	支那人	戸數	一二	計	戸數	一八四
		人口	二五		人口	〇九〇		人口	二三〇		人口	一、三四五

炭層 基岩は主に花崗岩で、鎮區の西部は第三紀層、東部は第四紀層がこれを被覆して居る。鎮區内北部には花崗岩凸起し、南部には玄武岩が露出して居る。有梁なる炭層は三層で、第一層は最も炭質よく、威北炭中優秀のものであり、加ふるに全く夾みを介在しない、四乃至六尺の層である。第三層及び第四層は四乃至八尺の炭高に薄い夾約三枚がある。第二層は〇・二―一・五尺の薄層で層行に堪えない。炭層の一般走向は第二坑附近に於ては約北六〇度東、傾斜南一四度(第二坑本卸より東部)乃至二〇度(同西部)で、第一坑附近に於ては走向北二〇―四〇度東、傾斜は東一六度平均である。要するに當礦は炭層の厚さ各層間の距離に於て極めて採炭し易き條件を備へ居るものと謂ふべきである。

採炭 採炭區域に第一、第二及び第三坑があるが、第一坑は大正十三年頃から採炭し、今日に於ては三層とも大部分採炭して、その殘炭を採掘して居るに過ぎない。第二坑は鎮區の西端に在るが、頗る坑内發展して第二、第三及び第四層とも順次採炭中である。次に昭和四年末、第一及び第二坑の中間に第三坑を開坑し、目下第一層のみの掘進を行つて居るが上層も良く、炭層も夾みがなく、炭質も良い立派な坑内で、已に本卸は一五〇間餘進んで居る。

この外、鎮西の東南端森林界の近くに於て、昭和五年三月から新斜坑旭坑を開坑して居るが、近く唐炭の露定である。採炭法は一〇間以上の炭柱角をなす礎柱式である。

排水 各斜坑の排水量は約二〇—三〇立方呎（分）位で、この爲めに次の蒸氣ポンプを設備して居る。

型	式	汽流徑	葉數	掘付個所	型	式	汽流徑	葉數	掘付個所
メシアル	一二	二	二坑二葉	同	メペンヌ	一四	二	二坑、三坑	
同	〇	一	二坑	同	一	二	一	三坑	
同	八	三	二坑、旭坑、汽罐場	ウオシントン	六	二	旭坑、汽罐場		

運 搬 坑内の運搬には〇・五噸炭車と本卸に一六及び一八封度、片筋に一二封度の軌條とを使用して居る。捲揚機に第二及び第三坑は一二吋、第一坑・旭坑及び坑外に八寸汽流徑の蒸氣捲揚機を掘付けて居る。

坑外の運搬は山元から露天驛まで一・五哩間に一二封度手押軌道を敷設して居るが、之に使用する炭車は〇・九噸車である。炭山元と露天驛で手運を爲してゐるが、筋は八分目である。

動力 汽罐は七呎×三〇呎クンカツシャー二基で五呎×二〇呎コルムツシユ一基の豫備がある。この外五呎×二四呎コルムツシユ一基を旭坑に設置中である。

照 路 燈は會事炭積と同じである。

鎮産額 最近七箇年の鎮産額は左の通りである。

年	次	大正十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
鎮産額	(噸)	一七、五三二	三三、〇七七	一九、七六一	一九、七一九	四〇、八六四	五七、六七一	九七、二四八
價	(圓)	二二、六四〇	二六、二八五	一四、四一五	二五、四五二	二六、五三四	三三、九六〇	五三、九七三

備 考 昭和四年十二月末鐵夫在籍人員は左の通りである。

種	別	探炭夫	支柱夫	選炭夫	選搬夫	捲揚夫	雜	夫	合	計
坑	内	二四五	四五	一	三〇	一〇	二	二〇	五一	一九
坑	外	一	一	三二	八八	二四	二〇	二〇	一〇	一九

鳳 儀 炭 礦 (石炭)

礦區位置 成鏡北道會寧郡鳳儀面 礦區面積 四四八、九四二坪 鑛業權者 大森 宅 二
 沿革 本礦は明治四十一年初めて財滿精三に許可せられたるもので、その後大正八年現鑛主との間の斤手無契約に依り採掘に従事せ
 めたが、同十年米田實にその鑛業權が移轉し、大で昭和五年二月現鑛業權者これを買収したのである。

地理 横出驛たる鳳儀縣は會寧縣基點より五・七哩で、炭礦及び事務所はは同縣の南、甫乙川を過ること三・五哩の甫乙洞に在る。

戸口	内地人	戸數	三	朝鮮人	戸數	一二七	支那人	戸數	二	計	戸數	一三二
	人口		七	人口	九三八		人口	四〇		人口	九八五	

炭層 基岩は花崗岩で本礦の西部の山丘を形成して居るが、第三紀層は之に沿うて沈殿し、更に山崎川の谷は第四紀層が被覆して居る。炭層は種に見る厚き層で斷層、基岩の凹凸その他變化に依り極度に壓縮された所があるけれども、一般に二〇―二四尺の炭高を有し、中に炭質頁岩の夾みがあつて、上下二部又は上中下の三部に分たれる。上層は一―三尺の頁岩を夾んで四―一〇尺にも及ぶ砂岩で、下層は薄き頁岩及び炭質頁岩があるが、直ちに基岩に接して居るところがある。炭層の一般走向は略々南北で、傾斜は地表に近き部分に東二〇度、深部は一五度内外である。

採掘 従來當礦は北から南に炭層の走向に約四〇〇間の長い水平坑道を掘進し、南部から漸次探掘して居たので、卸の方向にも約三〇間以上麻袋又はチグで運搬しつゝ掘進したのである。しかし已にその大半を拂退却をして、現在では坑口に近い北の部分を探掘する目的で、昭和四年七月、該坑口に近い西南の位置に新斜坑を開坑し、已に一六〇間を延長して居る。探掘法は殘柱式であるが、炭層が厚い爲め二段にとつて居る。

排水 従來水平坑道のみで、卸は手押ポンプを使用して居たが、新斜坑の開鑿と共に一二吋エベンス一〇吋スベシアル各一臺、八吋スベシアル、六吋ウオシントン各二臺(豫備とも)を設備して居るが、當時の排水量は極めて少く、毎分二―三立方呎内外である。

運搬 坑内炭車は〇・五噸車、軌條は一―二封度で、一〇吋蒸氣捲揚機で捲揚して居る。坑外は〇・九噸車、軌條は一―二封度で、山元から鳳儀驛まで約三・五哩の手押軌道を敷設して居る。

掘炭 坑口附近にて八分目の丸線筋に依り節別し、塊炭を手選に附する。
 動力 七呎×三〇呎ランカッシャー汽機一基を設置して居る。

製 路 會寧炭礦とは同じである。

鑛産額 最近七箇年の鑛産額に左の通りである。

年	次	大正十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
鑛	産	三三六八	二二四八	一九七五	二四三六	二五六五〇	二〇九五七	一九二五一
價	額 (圓)	二〇二四	九〇七四	一四一、二六	一六九、九六	二六八、二七	二四八、五二	一〇五、七六三

鑛 夫 昭和四年十二月末鑛夫在勤人員は左の通りである。

種	別	採炭夫	支柱夫	運搬夫	機械夫	工作夫	雑 夫	選炭夫	合 計
坑	内	二五二	一〇	二〇	四	一	一〇	一	三七八
坑	外	一	一	四三	四	二	二三	一九	

遊 仙 炭 鑛 (石炭)

鑛區位置 會寧郡靈頭面 鑛區面積 六一〇、四〇三坪 鑛業權者 岩 材 長 市 外二名

沿 草 本鑛區は大正八年白木原作次郎外一名が許可を得たものであるが、その後鑛業權者に二三の變更があつて、昭和四年勸記の鑛業權者に移轉したので、もと本鑛區では有草炭鑛と稱し鑛行した事があつたが、幾何もなくして中止し、昭和四年八月遊仙炭鑛と改名して新に開坑に着手したものである。

地 理 本鑛區は勸林驛(會寧驛から分岐する炭發線の終點)の東平地一帯を占める地域で、北東は豆滿江に臨み、西南に成北炭鑛と隣接して居る。

戸 口	内地人	戸數	朝鮮人	戸數	支那人	戸數	計	戸數
人口	二五	朝鮮人	人口	一、〇九〇	支那人	人口	二、三三〇	戸數
								人口
								一、三四九

炭 層 基岩は花崗岩で第三紀層の上部には砂礫及び粘土の第四紀層が之を被覆して居る。主要炭層は坑内及び金剛石試鑛(總督府施行)に依れば四層あつて、殆ど成北炭鑛と同様第一層、第三層及び第四層は共に五―八尺の厚さがあり、一層は全く夾みなく、第三層及び第四層は薄い二―三枚の夾みがある。但し第二層は〇・五―一尺の薄層で採掘に堪へない。

一般走向は略々南北で傾斜は東であるが、その勾配はまだ分明しない。

採 昭和四年九月或北炭礦々區との境界に近く徑九・四尺の堅坑を開坑し、八三尺で同十二月に層炭緩坑したもので、堅坑の全長

八八・二尺である。堅坑の築壁は一分五厘の鐵板三枚を圓錐形に銜接したもので、下部のみはコンクリートを施工して居る。層炭後走

向及び傾斜に幾柱式に掘進したが、まだ層炭後日深く坑内は幾らも發展して居ない。

排 水 當礦は斷層面から多量の出水があつて、目下の排水量は五〇六方呎(分)以上に及んで居る。ポンプ座は堅坑底外二箇所に在つて、ポンプは一二吋エベンス及びスベシアル各一臺、一六吋、一四吋、八吋エベンス各一臺を使用し、外に六吋スベシ

び八吋のウオシントン各一臺を豫備として有して居る。

運 鐵 坑内炭車は〇・四噸、堅坑捲揚用炭面は圓錐形鐵製ベケットで容量六分の一噸であるが、坑外は堅坑槽から鶴林驛構内貯炭場まで一五〇間の棧橋を作つて運炭して居る。軌條は坑内外とも一二封度で、堅坑捲揚機は一二吋蒸氣捲揚機を使用して居る。

選 炭 目下採炭して居る當礦炭は、炭層に夾みがないので選炭は比較的簡便で、驟貯炭場で八分目節にて篩別し、手選を行つて居る。粉炭は主として自家汽機燃料に供して居る。

動力 七呎×三〇呎ランカッシャー一基であるが、目下同型同大のもの一基を増設中である。

種	別	昭和五年	同六年
鐵	價(噸)	八、八九四	一九、二一一
價	額(圓)	六一、一九九	一二四、八五三

生氣嶺炭礦 (石炭)

礦區位置 成鐵北道鐵城郡梧村面、朱乙温面 礦區面積 四八二、五九二坪 礦業權者 生氣嶺粘土石炭株式会社

沿革 明治四十年塚月龍太郎韓國政府より許可を受け、同四十一年開坑に着手し探礦の傍ら軍除(羅南)及び一般の需要に應じて居たが、大正五年更に同礦附近に在る高嶺土が經濟價值のあるを認め、石炭粘土を併せ探掘する爲め現社長西協濟三郎と共同經營を爲し、更に大正六年株式会社組織に變更、同五年隣接礦區を買収して今日に及んで居る。事務所は梧村面基洞に在る。

地 理 本炭田は生氣嶺部落から朱乙温近くに至る線路、及び國道に沿ふ細長き區域で、梧村面及び朱乙温面の兩面に跨つて居る。當礦から鐵城驛には北約三哩、羅南には北六哩、清津には北東二五哩であるが、昭和二年末新設した生氣嶺驛には僅々〇・五哩である。

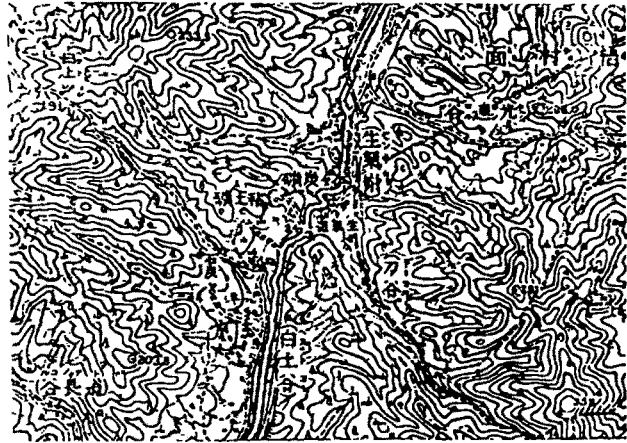
朝鮮の乗務 (中篇)

五八四

戸数	八	朝鮮人	戸数	一六〇	支那人	戸数	三
内地人	人口	三一	人口	一、一〇〇	人口	八	

炭 層

本炭田の東及び西には略南北に走る化崗岩の丘陵があり、第三及び第四紀層は、この間少盆地に成層し西部の山麓に沿うて露頭が連続して居る。炭層は上部から三尺層、上(十二尺)層、下(十二尺)層、及び五尺層の四層で、各層の厚さ及び各層間の距離は所に依つて變化し、その平均の厚さは三尺層三・五尺、上層五尺、下層六尺である。現在採掘中のものに就いて見るに、第二坑は上層發達して居ない爲め、主として三尺層及び下層を採掘し、第三坑では三尺層、層上層、下層の三層を採掘して居る。最下部の五尺層は廢坑となつて居る。本坑(第一坑)では五尺内外あつたけれども第二坑、第三坑區域でし極めて局部的に發達し、第三坑の一部で採掘するに止まり一般の採掘は期待し難い。層炭の一般走向は北一〇



採

本鑛區の北部の第一坑は昭和二年初採炭終了廢坑となり、目下その南に在る第二坑及び第三坑を主なる採炭場として居る。これ等の各本卸及び連卸に共に下十二尺層に沿うて傾斜で開鑿したので、現在本卸の延長は第二坑三〇〇間餘、第三坑二五〇間餘である。採炭法は殘柱式であるが、兩坑とも坑内大に發展し互に連絡して居る。

排

平均坑内水は毎分二〇立方呎で、この爲めに次のポンプを設備して居る。

型 式	汽筒数	臺数	掘付箇所
ウオシントン	一	二	三坑
同	六	四	二坑
同	五	一	一坑
エクス	二	六	二坑
同	一〇	二	三坑
スメンア	一	二	一坑

二坑南部の如く二百度内外の場合又は卸を採炭する場合はソリ又は麻袋にて運轉す。此外本坑に於て傾斜まで〇・五呎間に一二封度復線手押軌道を敷設し運搬して居る。

捲揚機に蒸氣捲揚機で二坑、三坑とも一、二吋捲揚機が使用され、外に二〇吋、八吋捲揚機各一臺の豫備がある。

選 炭 第二坑及び第三坑の石炭は共に坑口附近の選炭場に送られるが、備に五分目及び七分目の九銚梯狀篩で、塊炭は手廻に附する。力 凡ての動力は蒸氣で、點燈用のみに小型發電機を設置する。汽機は七呎×三〇呎ランカツシアー四基、五呎×二四呎コルムンシユ三基（一基は水蒸用）、五呎×一九呎コルムンシユ一基で、發電機は一一キロ・ワットの小型のものである。

運 轉 機道周用最も多く、その外清津船舶、清津・露南・京城・成興・元山等で、粉炭は自家汽機燃料及び電燈會社に供給して居る。總産額 最近七箇年間に於ける總産額は左の通りである。

年 次	大正十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年		
總 産 額 (噸)	三八三三五	三三、六一八	三四、一九四	四五、七三三	五〇、七三四	有煙炭 四九、〇六〇 高嶺土 一四、九〇〇	有煙炭 四〇、〇三四		
價 額 (圓)	二五五、六三五	二〇五、九三三	一九四、三〇二	二九二、八四九	三三三、八九九	有煙炭 二九、八七七 高嶺土 二六、二三五	二六、二二一		
種 別	採炭夫	支柱夫	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	電工	幕夫	合 計
坑 内	三六五	一〇二	一	一四	一〇	三	一	五	五九三
坑 外	一	一	三〇	三三	一五	二	二	二	

昭和炭礦 (龍田鑛業所) (石炭)

鑛區位置 成鏡北道明川郡下零面、上零北面 鑛區面積 三二八、九六七坪 鑛業權者 小林徳一郎

選 炭 本鑛區は大正四年安泰允外二名に許可されたのを、同七年現鑛業權者に移轉し、昭和三年に始めて稼行に着手せられたものである。

地 理 本鑛區に成鏡線の東側零肚川に沿うた山腹に在つて、昭和四年六月新設した上龍田驛の南約〇・五哩に在り、明川驛に南約二・二哩、龍洞驛に北約二・五哩の距離である。また略々線路に平行して走れる道路は事務所の下を通り、牛車及び自動車を通ずることが出来る。事務所以下零面龍田河に置かれて居る。

戸 口 朝鮮人 戸数 一九二戸 人口 一、五〇〇人

炭 層 炭層は花崗岩で第三紀層の上部には玄武岩が被覆して居る箇所が多い。現在稼行して居る炭層は一層で、坑内に於て見れば一三尺内外に達し、この外二、三枚の薄い夾みがある。炭層の走向は約北四〇度東、平均傾斜東三二度である。

採 炭 本卸及び運卸は炭層傾斜に沿うて掘進したので、本卸は捲揚、入氣に、運卸は人道・排水・排氣の目的をもつて居る。共に現在は一四〇間内外を延長し、左右片磐も相當に掘進して居る。

採炭法は一〇間内外の炭柱角をなす残柱式を採用して居る。

排 水 出水炭は極めて少く毎分一立方呎に過ぎない。ポンプ座は第一及び第二ポンプ座がある。ポンプは第一ポンプ座に八吋ウオシントン、一〇吋エベンス各一臺、第二ポンプ座に六吋ウオシントン一臺があり、外に七・五吋のシンキング・ポンプがある。

運 搬 坑内運搬は〇・四三噸車を使用し、坑外は一〇吋捲揚機に依つて捲揚げられた石炭は、選炭の上約六六間の自轉捲に依つて道路地鉋に卸し、鐵道線路を横つて敷設された約四〇〇間の手押複線軌道にて群機内積込場に運炭せられる。軌條は坑内一二封度、坑外一八封度である。

選 炭 篩に七分目及び四分目丸鐵篩で、七分目以上を塊炭、四分以上を豆炭、以下を微粉炭とし、粉炭を除く外は手選に附する。豆炭は主にストーブ用とし、自家用汽機燃料には七分以下をそのまま使用して居る。

動 力 汽機は四呎×一〇呎多管式豎機、四呎×一〇呎タロス・チューブ豎機、五呎×一一呎同上、各一臺を使用して居るが、外に兼備として八呎×三〇呎ランカフシャー一基がある。

製 路 鐵道局・京城・元山・成興・城津・嶺南・清津等である。

産 額 産額は昭和三年からで、同年は四五一噸、二、五〇五噸で、同四年には一噸一三、六〇三噸、九九、二一八噸の産額を挙げ、昭和五年には二九、〇六八噸、一九二、九九二噸、昭和六年には三五、一二六噸、二〇六、三六七噸である。

夫 昭和四年十二月末論夫人員は右の通りである。

種 別	採炭夫	支柱夫	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	雜 夫	計
坑 内	一〇八	一三	一	一〇	一	三	七	二〇〇
坑 外	一	一	八	三五	四	六	五	

青 岩 金 山 (金・銀・銅)

鎮區位置 成鎮北道富寧郡青岩面 鎮區面積 七七一、七六〇坪 鎮區權者 米山喜源 木 外一名

沿革 本鎮は大正十五年朴啓浩の發見に俾り、昭和二年現鎮業權者に許可せられて旅行に着手したものであるが、開坑以來兩三年に異數の成績を挙げ、一躍金鎮界に名をなし世人の注意を集めたものである。事務所は青岩面土幕洞に在る。

地理 本鎮は清津港の北約八・五哩の青岩面土幕洞に在る。梨津港雄基街道に沿ひ定期自動車の便がある。

戸口	内地人	戸数	朝鮮人	戸数	支那人	戸数	計	戸数
人口	四〇	九	人口	一四六	人口	一	人口	一五六
			人口	八九六	人口	二	人口	九三八

鑛床 鎮區の東部一帯には花崗岩、西部には古期の水成岩が發達し、その間に東より矽岩・蛇紋岩・矽岩・蛇紋岩の順に瓦に平行して居る岩脈があつて、含金石英脈は前記矽岩と蛇紋岩との間に第一脈(東)と第二脈(西)の二條がある。

第一脈は露頭の延長四、〇〇〇尺に達し、この内南鎮部は約一、〇〇〇尺で、脈幅は幅〇・三—二尺平均〇・六尺、走向は北部では北三〇—三五度西、傾斜西南七〇度を示し、南部では走向は南北、傾斜西八〇度乃至垂直に近くなつて居る。第二脈は第一脈の上勢五〇—一二〇尺を隔て、平行し、走向傾斜脈幅等は第一脈と同様である。鎮石は白色石英に少量の硫化鐵・方鉛礦・閃亜鉛礦・黄銅鑛等を含有して居る。而して一般に金粒は小さいが、含金品位頗る高く良好部は萬分率を示して居る。

採掘 手掘發破法に依つて居るが、脈石は採掘し易いのであまり爆薬を要しない。採掘法は上向下向階段掘であるが、採掘して居る場所は、第一脈に十二坑、第二脈に五坑あつて皆水平坑で鑛押をして居る。目下事務所の對岸から南に向つて鑛入鑛押の北大切坑を開坑中で、已に千數百尺に達して居るが、將來の主要選搬坑道となるもので、その途中から堅坑を掘進中である。

右の内北大切坑及び該坑堅坑及び兩部の探鑛坑道は直轄であるが、他は皆德太制である。

運搬 鎮石は各切羽で手選を爲すのみで、製鍊場に送る所ものは牛車で、北部のものは鑛井で大切に落し、軌道に依つて貯鑛場に搬入し、これより製鍊所までチゲで運搬して居る。鎮石を送るには清津まで牛車に依り、同港から船積にする。

製鍊 鎮區内土幕洞から通洞を通る溪流を利用する木製水車(重に解氷期間使用)と、瓦斯及びディゼル機關に依る換鍊機(一箇車を通じて使用)とを運轉して混汞製鍊を爲し、鎮尾は苛化製鍊を行つて居る。

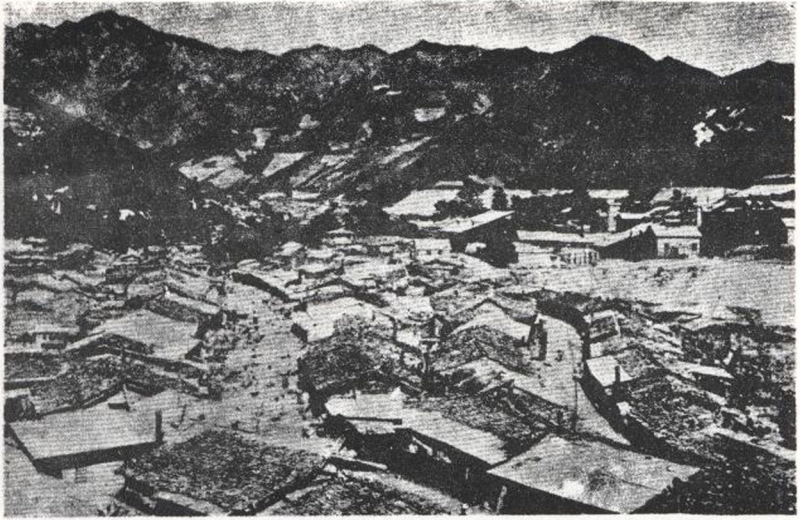
換鍊場の設備は次の通りである。

月田里	金鑛	忠清北道永同郡龍化面月田里	二	一	二	一	二	一	二
大海里	金鑛	忠清北道永同郡上村面勿閉里	二	一	二	一	二	一	二
人波	金鑛	忠清北道忠州郡仰城面龍淵里	三	一	三	一	三	一	三
畢居面	金鑛	忠清南道天安郡天安邑邑内里	三	一	三	一	三	一	三
扶餘	金鑛	忠清南道扶餘郡石城面縣内里	二	一	二	一	二	一	二
金池	金鑛	忠清南道扶餘郡林川面店里	一	一	一	一	一	一	一
保寧	金鑛	忠清南道保寧郡北面洛東里	一	一	一	一	一	一	一
九峯山	金鑛	忠清南道青陽郡斜陽面九龍里	一	一	一	一	一	一	一
青陽	金鑛	忠清南道青陽郡斜陽面新旺里	一	一	一	一	一	一	一
黃賣	金鑛	忠清南道洪城郡廣川面淡山里	一	一	一	一	一	一	一
昌	金鑛	忠清南道青陽郡赤谷面赤谷里	一	一	一	一	一	一	一
長水	金鑛	全羅北道長水郡溪内面明德里	一	一	一	一	一	一	一
尙州	金鑛	慶尙北道尙州郡洛東面城洞里	一	一	一	一	一	一	一
大也	金鑛	慶尙北道金泉郡鏡項面大也里	一	一	一	一	一	一	一
金井	金鑛	慶尙北道率化郡春陽面牛口峙里	一	一	一	一	一	一	一
得益	金鑛	慶尙北道蔚山郡玉城面古峰洞	一	一	一	一	一	一	一
鳳	金鑛	慶尙南道陝川郡鳳山面迷谷里	一	一	一	一	一	一	一
大也	金鑛	慶尙南道居昌郡南下面大也里	一	一	一	一	一	一	一
馬山	金鑛	慶尙南道昌原郡熊西面寶觀里	一	一	一	一	一	一	一
樂山	金鑛	黃海道長淵郡樂道面地境里	一	一	一	一	一	一	一
溫	金鑛	黃海道松毛郡延芳面延芳里	一	一	一	一	一	一	一
溫	金鑛	黃海道載寧郡銀池面新輪里	一	一	一	一	一	一	一
黃州	金鑛	黃海道黃州郡天柱面長佐里	一	一	一	一	一	一	一

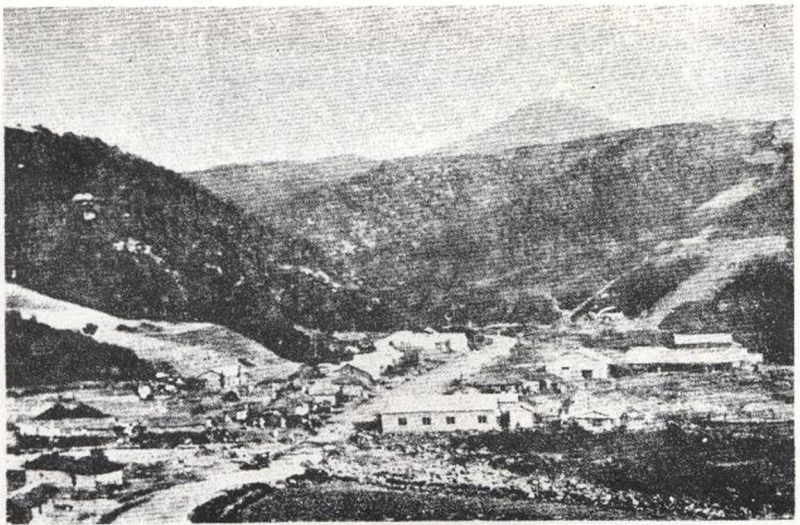
三城	三川	三德	成興	龍德	宜川	松林	龍興	安豐	入彈	東浦	北洞	波雲	遠東	三光	佑益	三和	井谷	金剛	仁興	聖洞	大嶺	黃蘆	
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀
平原道	平原道	平原道	平安道	平安道	平安道	平安道	平安道	江原道	江原道	江原道	江原道	江原道	江原道	江原道	江原道	江原道	江原道	江原道	咸鏡南道	咸鏡南道	咸鏡南道	咸鏡南道	
東岩面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面	成川面
御堂里	永隆里	新德里	仁里	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面	龍面
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
101	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
101	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

庚井金鑛	金山金鑛	大岡金山	明太河金山	長興金鑛	山野月明鑛山	小宮黒鉛鑛山	黃山面鑛山	玉璽山鑛山	安宅高嶺土鑛山	沙里院炭鑛	九味浦陸砂採取場	併川第一鑛山	江界鑛山	通川炭鑛	中川昌道鑛山	咸興炭鑛	文川炭鑛	長興鑛山	水興黒鉛鑛山	曾山里鑛山	浦社炭鑛	糸乙野田炭鑛
金	金	金	金	金	黒	黒	明鑛	明鑛	高嶺	石	硃	黒	黒	石	余銀銅重晶石	石	石	黒	黒	石	石	石
銀	銀	銀	銀	銀	鉛	鉛	石	石	土	炭	砂	鉛	鉛	炭	石	炭	炭	鉛	鉛	石	炭	炭
咸鏡南道安邊郡新茅面下峯里	咸鏡南道安邊郡益岫山陽里	咸鏡南道端川郡北斗日面龍川里	咸鏡南道新興郡下元川面興慶里	咸鏡南道長津郡新南面下瑞隔里	忠清北道沃川郡青山面明峙里	慶尙北道尙州郡李西面柳坊里	全羅南道海南郡黃山面富谷里	全羅南道海南郡門内面龍岩里	慶尙南道河東郡北川面西黃里	黃海道鳳山郡文井面御水里	黃海道長湍郡大救面九美里	平安南道价川郡北面仁興里	平安北道江界郡公北面香河洞	江原道通川郡順嶺面通風	江原道金化郡岐精面鏡文星	咸鏡南道新興郡加平面長野里	咸鏡南道文川郡都草面勿方德里	咸鏡南道永興郡長興面新興里	咸鏡南道永興郡長興面正洞里	咸鏡南道利原郡南面曾山里	咸鏡北道鏡城郡羅南邑生駒町	咸鏡北道鏡城郡朱乙温面直洞
1	1	2	1	3	1	3	5	10	1	2	5	1	1	2	2	5	5	4	4	1	10	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	4	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
133	77	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	4	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

朝鮮の聚落
中篇
終



山鎮洞榆大郡城昌道北安平

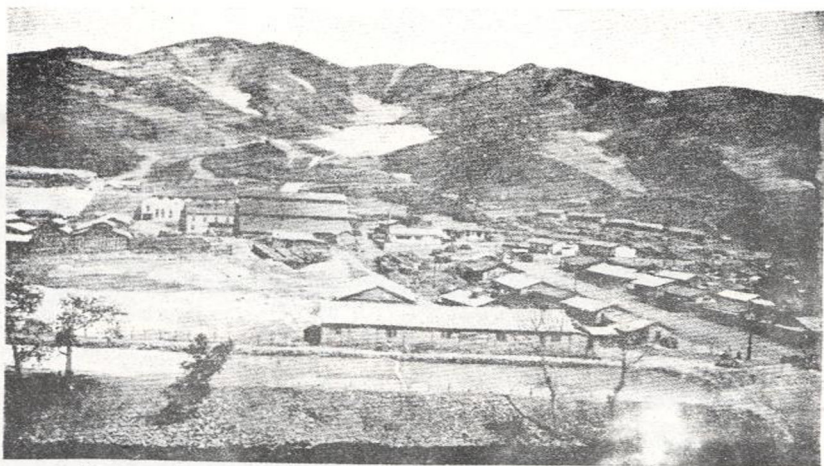


坑切大北山金岩青郡寧富道北鏡咸

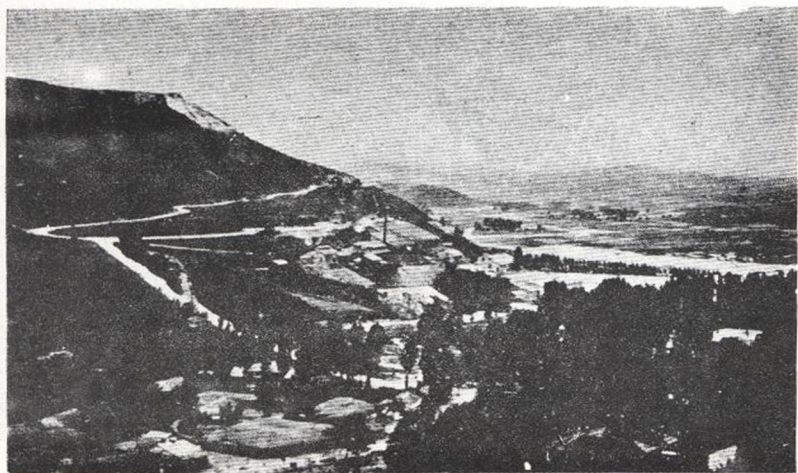


朝鮮鐵學堂發給採金山山嶺鎮景内全景

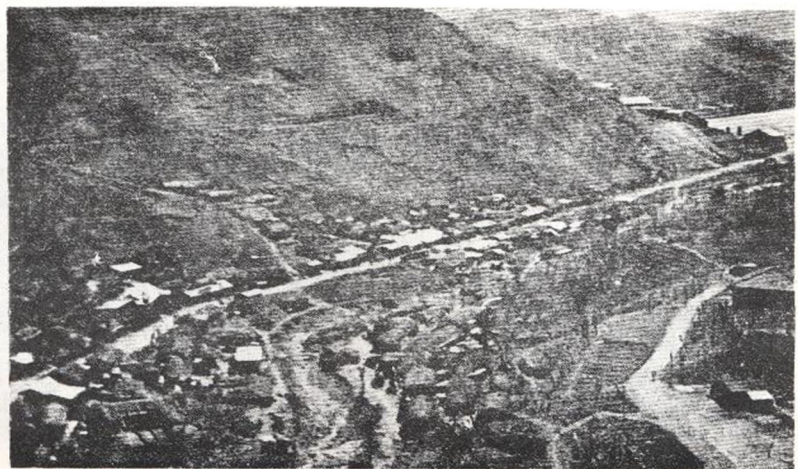
に下左のそ、てしに場煉製は物建の央中眞寫) 山嶺鎮吉郡城龜道北安平
 し面に路道の方後落部は所務事、宅社は端左、所電發び及場作工がる在
 (るあで物建た



山金成三郡城龜道北安平



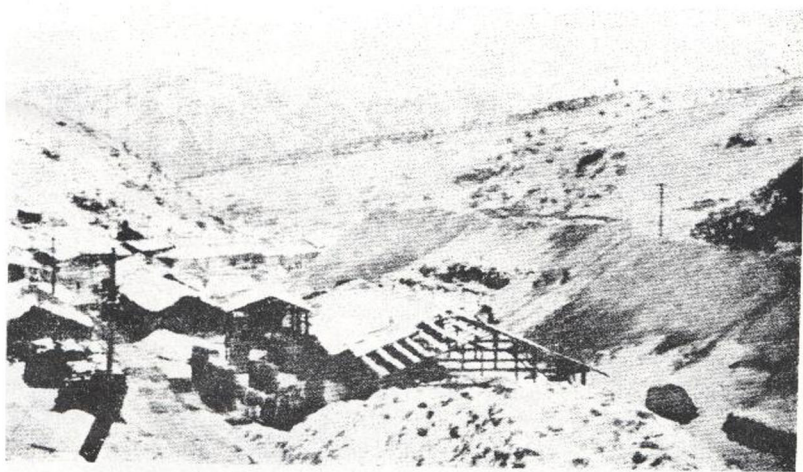
（鑛金山稷）鑛金砂信有



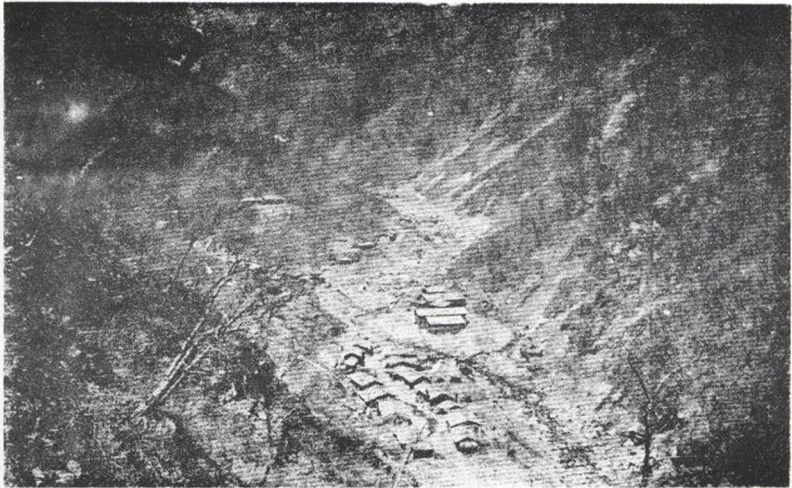
（景全の街市亭楠るた見りよ山後所務事）鑛金安達郡安達道海黄



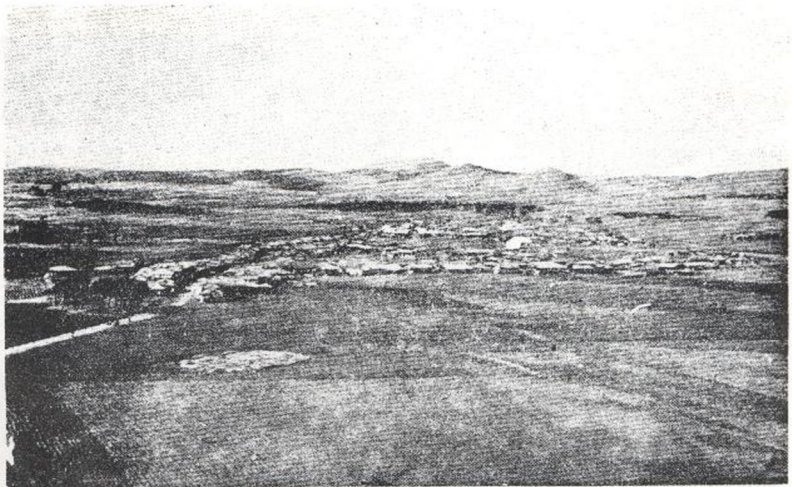
黃海道安郡笏洞金鐵



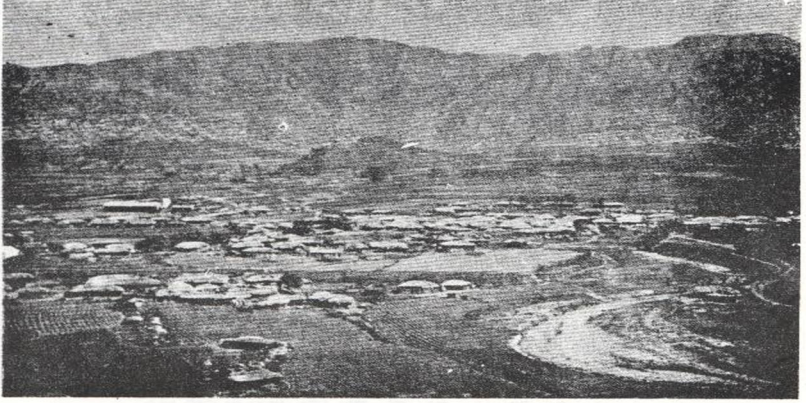
平安道朔州郡橋洞鐵山



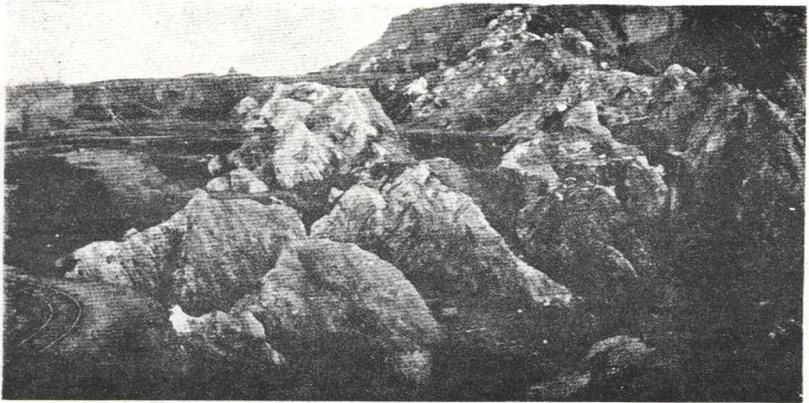
山金洞太明郡興新道南鏡威



礦炭東江里飛高面灘元郡東江道南安平
(才寫りよ山裏所務事礦炭)



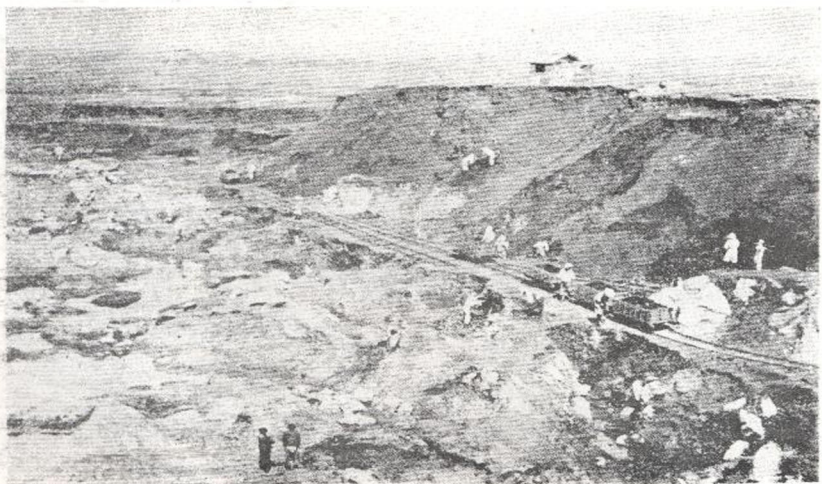
山 鐵 聖 下 郡 寧 載 道 海 黃



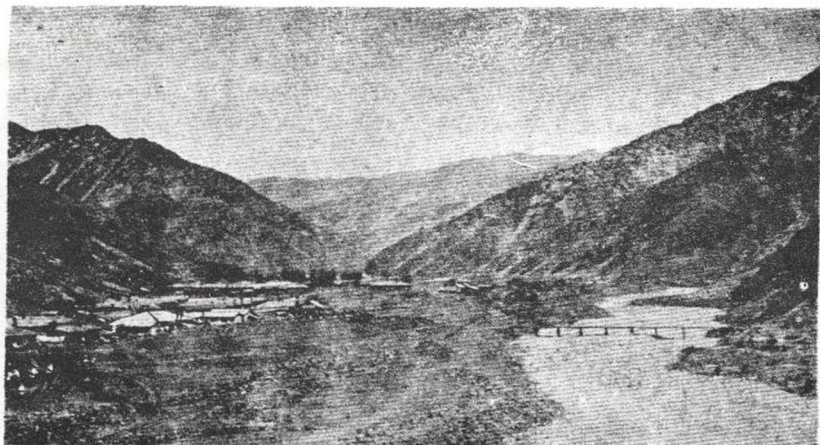
部 一 の 場 現 掘 採 山 鐵 栗 股 郡 栗 股 道 海 黃



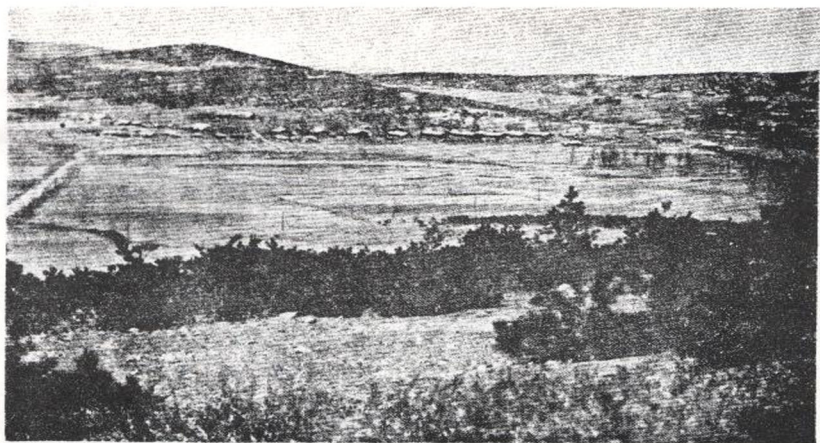
之はに前手の路道てしに場堀探山號一(は方左洛部) 山鐵浦二兼郡州黃道海黃
 (るあで石鑛はのるあてし積堆に下右眞寫,りあ路綫道鐵の條二てし行平と



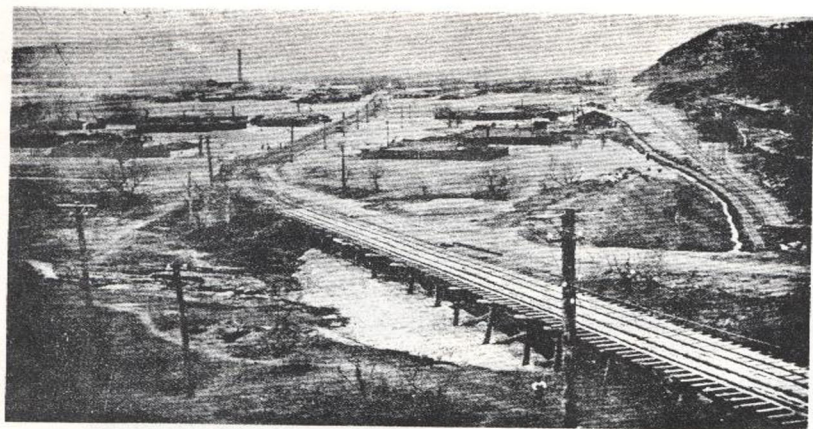
揚類探部北坑駝山鐵浦二兼



山 鐵 原 利 郡 原 利 道 南 鏡 威



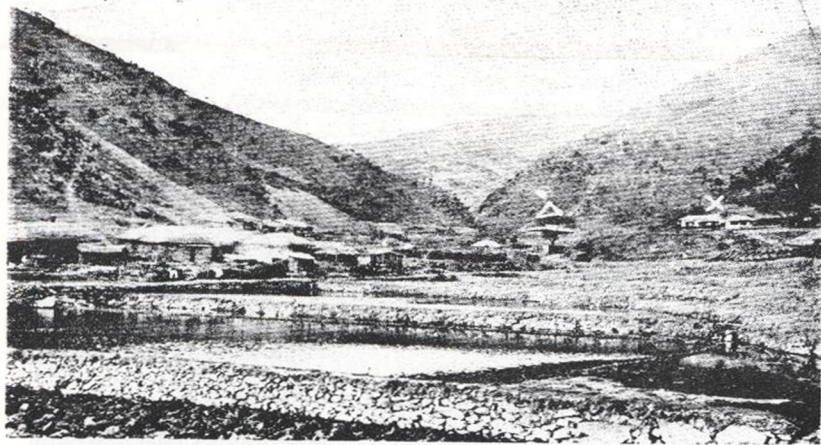
てしに宅社はるて建び竝くし正則規に裾山 礦炭寶大郡同大道南安平
 に驛平大は路道るゆ見に方左眞寫 ありあが場炭貯に方後部東の宅社
 (るあで校學通普は物築建るな大の端左落部 あり居てつ向



• 場込積炭北成び及近附驛林鶴新洞仙遊) 礦炭北成郡寧會道北鏡成
 (るあで所電發K〇〇五用家自所當は筒煙望遠



近附場取探礦卷明山埋玉郡南海道南樺全
 (む望を里門元部一の里岩龍而内門・宅社及び所務事りよ上山埋玉)



は印△(二數戸・種五)宅社及び所務事は印×) 山鑛明月野山郡川沃道北清忠
 月四年八和昭,りあ戸十二數戸・種五十てしに屋家夫鑛皆は他(種一)場鑛選
 十二工女・名十夫鑛年少・名八十六夫鑛年成,は(數用使在現)數用使夫鑛日未
 他,名五十五のもの居住に屋家夫鑛山鑛中名一百有。るあで名一百計・名三
 は間時業就。るあでのもの夫鑛半農半,し勤通りよ浴部るたれ離町數近附は
 晝,で迄半時五後午りよ半時六前午は期夏,迄時五後午りよ時七前午は期冬
 (るあが間時の養休分十二約回二の後午前午及び間時一食



てしに半里八迄驛同永場車停りよ元山) 況狀の搬運石鑛るけ於に山鑛明月野山
 の居住間同永一元山の搬運半・農半は搬運の此。るあで 鑛八十七圓三は貨運噸
 (るあで名百二約は數夫車搬運の事從搬運の此は尙。るれば行りよに夫車半



馬尾區山下至下區鐵路建設

黃海鄰近寧波縣山嶺茶園所採茶葉

